平成 28 年度

外務省政策評価書

平成 28 年 8 月

外　務　省

目　　次

［総括・概要］ 1

平成 28 年度政策評価の概観 3

［実施計画に基づく事後評価］ 9

基本目標Ⅰ　地域別外交 11
施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング） 13
施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング） 73
施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング） 97
施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング） 115
施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング） 153
施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交（モニタリング） 185

基本目標Ⅱ　分野別外交 199
施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組 201
施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組 297
施策Ⅱ－３　国際法の形成･発展に向けた取組 343
施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに 情報及び分析の政策決定ラインへの提供 369

基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策 379
施策Ⅲ－１　国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策 381

基本目標Ⅳ　領事政策 429
施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング） 431

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化 459
施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備･強化（モニタリング） 461
施策Ⅴ－２　外交通信基盤の整備･拡充及び IT を活用した業務改革（モニタリング） 469

基本目標Ⅵ　経済協力 475
施策Ⅵ－１　経済協力 477
施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組 503

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金 529
施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 531
施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 539
施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 545

政府開発援助に係る未着手・未了案件 553

［事前評価］（参考） 573
27 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表 575

［総括・概要］

平成 28 年度政策評価の概観

１　はじめに

外務省の任務は，平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに，主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ，国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第３条）であり，平成27年度においても限られた投入資源（予算，定員）を効果的・効率的に活用し，与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は，当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお，別冊となる平成28年度外務省政策評価事前分析表において，本書の政策評価を踏まえた平成28年度目標等を設定しています。

２　外務省の政策評価

（１）政策評価制度の導入

外務省は，平成 13 年６月制定，平成 14 年４月１日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下，政策評価法）」により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられたことを受け，平成 14 年度から政策評価を実施しています。

（２）政策評価の実施体制

ア　施策所管部局

外務省が行う政策評価では，個別の施策を所管する各部局が，毎年度の実施計画に基づき，それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は，取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ，目標に向けた進捗状況を中心に分析，評価します。

イ　評価の総合審査

考査・政策評価官，大臣官房総務課，会計課，総合外交政策局総務課及び政策企画室が，施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ　学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では，各府省の自己評価が原則となっていますが，同法第３条第２項で，政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため，学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では，学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして，平成 15 年度から政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザリー・グループ

(AG)」を設置しています。AG からは，外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても，本年１月及び７月に AG 会合を開催し，評価書の形式，記述のあり方，評価内容等について所見を述べていただくとともに，AG メンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め，同所見を評価書に掲載しています(下記６参照)。

AG メンバーは以下のとおりです。

秋月　謙吾　　京都大学大学院法学研究科　教授
遠藤　乾　　北海道大学大学院公共政策学連携研究部　教授
神保　謙　　慶應義塾大学総合政策学部　准教授
南島　和久　　新潟大学法学部　教授
福田　耕治　　早稲田大学政治経済学術院　教授
山田　治徳　　早稲田大学政治経済学術院　教授

３　平成 28 年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は，政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間:平成25年度～平成29年度，以下「基本計画」)，「平成 28 年度外務省政策評価実施計画」(計画期間：平成 28 年４月１日～平成 29 年３月 31 日，以下「実施計画」)等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は以下のとおりです。

(１)評価の実施サイクル

外務省では，政策評価体系において７つの基本目標の下に 19 の施策を設定し，以下ア～ウのサイクルで評価を実施しています。平成 28 年度は 10 施策について評価を実施しました。

ア　施策を２つのグループに分け，一方のグループの施策について基本的に２年に１度，過去２年間の実績をもとに評価。

イ　もう一方の当該年度に評価を実施しないグループの施策については，過去１年間の実績を測定(モニタリング)し，翌年度に２年間分の実績をもとに評価。

ウ　基本目標Ⅶの下に掲げる３施策(分担金・拠出金)については，毎年度評価を実施（以下(５)参照)。

(２)客観的な評価のための測定指標の設定

評価の客観性を高めるため，定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが，その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため，定性的な測定指標を中心としつつ，各施策の進捗状況に関するより客

観的な評価が可能となるよう，年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

（３）評価結果の判定方法

ア　施策ごとの目標達成度合いは，各測定指標における平成 26・27 年度目標の達成状況（以下イ参照）をもとに，次の基準に沿って５区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され，かつ，測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されなかったが，主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されず，主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部（又は一部）が目標を達成しなかったため，目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

イ　各測定指標における平成 26・27 年度目標の達成状況は，次の基準に沿って５区分で表示しています。

目標の達成状況	判定基準
◎	目標を大幅に上回って達成した。
○	目標を達成した。
△	おおむね目標に近い進展を示した。
▲	目標の達成に向け，一定の進展を示した。
×	目標の達成に向け，ほとんど進展が見られない。

（注）測定指標で測定する実績が未確定等の理由から判定不能の場合，「－」の記号を付しています。

ウ　定性的な指標についても，上記の基準に基づき，年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかを判定し，その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載しました。また，外部要因の影響についても可能な範囲で記載するよう努めました。

（４）政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては，外務省では政策評価法が施行される前から，国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は，①ODA の基本政策（開発協力大綱，国別及び重点課題別の援助政策等）を対象とする政策レベル評価，②共通の目的を持っ

た複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価，③個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり，外務省では政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

政策評価法に基づく本政策評価では，ODA 政策全体についての評価を行う（施策Ⅵ－１）とともに，政策評価法第７条第２項第２号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件について，当該案件を引き続き実施するか，中止するかを明らかにする形の評価を行いました。また，政策評価法第９条により実施が義務づけられている個々の政府開発援助に関する事前評価を実施しています（同評価については，下記外務省ホームページで公表しており，本書に評価案件一覧表を参考として掲載しています）。

外務省以外にも，ODA の実施機関である JICA（独立行政法人国際協力機構）や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレスは以下のとおりです。

（外務省） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html

（JICA） http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

（５）分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は，外務省が拠出する全ての国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野，経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の３つの分野に分け，各分野ごとに施策として評価しています。なお，各施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げ評価することにより，各施策全体の評価に代えています。

（６）政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については，引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに，行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

４　平成 28 年度評価結果の概要

本年度評価を実施した 10 施策の目標の達成度合いは以下のとおりです。なお，評価に際しては，関係国の立場や国際情勢の変化（いわゆる外部要因）の影響を受けやすいなどの外交政策の特性を勘案しています。

基本目標Ⅰ：地域別外交		目標の達成度合い
施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	－
施策Ⅰ－２	北米地域外交	－
施策Ⅰ－３	中南米地域外交	－

	施策Ⅰ－４	欧州地域外交	－
	施策Ⅰ－５	中東地域外交	－
	施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	－
基本目標Ⅱ：分野別外交			
	施策Ⅱ－１	国際の平和と安定に対する取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ－２	国際経済に関する取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ－３	国際法の形成・発展に向けた取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ－４	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標達成
基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策			
	施策Ⅲ－１	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり
基本目標Ⅳ：領事政策			
	施策Ⅳ－１	領事業務の充実	－
基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化			
	施策Ⅴ－１	外交実施体制の整備・強化	－
	施策Ⅴ－２	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	－
基本目標Ⅵ：経済協力			
	施策Ⅵ－１	経済協力	相当程度進展あり
	施策Ⅵ－２	地球規模の諸問題への取組	相当程度進展あり
基本目標Ⅶ：分担金・拠出金			
	施策Ⅶ－１	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標達成
	施策Ⅶ－２	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成
	施策Ⅶ－３	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成

（注）目標の達成度合いが「－」となっている施策は，本年度は評価を実施せず，実績のモニタリングを行った施策

５　今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに，同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため，引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定，各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

６　複数の評価対象施策に関連する学識経験を有する者（AG メンバー）の所見

AG メンバーによる所見のうち，複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお，個々の施策別評価に関する AG メンバーの所見は，各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- 各行政機関部局，担当の政策領域ごとに行われる個別評価は，制度的に課せられた内部評価であるため，組織横断的な政府全体，府省間，外務省内での部局間の業績の比較評価やベストプラクティスの選定は困難である。少なくとも政策，施策の優先順位付けが可能となるような評価の方法も今後は検討する必要があると思料される。

  マクロではODA等を通じた開発協力政策として捉えられる経済協力も，開発協力政策と安全保障政策，開発協力政策と環境政策，開発協力政策と貿易・通商政策，開発協力政策と移民・難民政策などミクロではやや性格の異なる政策とリンクする場合もあり，「政策一貫性」が問題になる場合の評価の仕方の検討は今後の課題となる。
- 広報予算が増えた分，様々なセクションにその機能が分散しているように映る。それらの統合的な運用，有機的な連動が必要ではないだろうか。それを行うのは広報文化部組織と思われるが，組織外の司令塔になる以前に組織内でも優先順位付けなどの整理が必要なのではないか。
- 「国際公共財」（グローバル・コモンズ）としているが，グローバル・コモンズの意味であればインゲカールやＡ．センのいう「地球公共財」とすべきではないか。「国際公共財」の概念は，国際河川や海洋など国境周辺地帯にある共通利益を確保するために，国内行政法を根拠に対外的に援用する19世紀の行政条約に基づく国際行政連合などに用いられることが多い。また「国際公共財」の概念は，第1次大戦後のイギリス，第2次大戦後のアメリカなどヘゲモニー国家が提供する公共財のことを意味する場合もある。グローバリゼーションへの対応としての「地球規模課題」への取り組みでは，「地球公共財」がふさわしい。
- 「行政事業レビュー」「秋のレビュー」「会計検査院の指摘」「総務省の行う政策評価による指摘」などについては，可能な限り評価書に記載しておいていただきたい。かつてどのような論点があり，それがどのように改善されていくのかという点は重要な説明責任にかかる問題であるように思われる。

［実施計画に基づく事後評価］

基本目標Ⅰ　地域別外交

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

(外務省27－Ⅰ－1)

施策名	アジア大洋州地域外交
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し，地域協力を推進するとともに，域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため，以下を推進する。 １　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに，域内各国との連携を強化する。 ２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 ３　大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 ４　日中「戦略的互恵関係」の原点に戻り，関係を進めていくよう，働きかけていく。また，日モンゴル関係を一層深化させる。 ５　我が国とメコン川流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマー)との間において，お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに，各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備，同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 ６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 ７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し，同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化する。 ８　豪州，ニュージーランド(NZ)との二国間関係を更に強化するとともに，太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し，国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,149	2,302	2,453	2,463
		補正予算(b)	380	390	708	
		繰越し等(c)	266	△143	△366	
		合計(a＋b＋c)	2,795	2,549	2,795	
	執行額(百万円)		2,671	2,396	2,624	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成28年８月

個別分野	１　東アジアにおける地域協力の強化
施策の概要	日本の平和，安全，繁栄にとって不可欠である，豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため，日米同盟を基軸としながら，二国間関係に加え，日・ASEAN，東アジア首脳会議(EAS)，ASEAN+３，日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに，地域共通の課題に取り組んでいく。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) (地球儀を俯瞰する外交)部分 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) (日本の安全の確保と繁栄の実施)部分

測定指標	１　日 ASEAN 協力の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	東日本大震災を受けて４月に開催された日・ASEAN 特別外相会議は，日・ASEAN 間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN 首脳会議では，ASEAN 連結性強化，防災協力，青少年交流分野での協力強化を表明し，また「バリ宣言」及び行動計画を採択するなど，日・ASEAN 関係が強化，発展した。	
	24年度	７月に開催された日・ASEAN 外相会議では，日・ASEAN との協力を開始してから 40 周年を迎える平成 25(2013)年を日・ASEAN 友好協力 40 周年とし，日本で特別首脳会議を開催する旨，外相レベルで合意された。また，11 月に開催された日・ASEAN 首脳会議では，各国から上記特別首脳会議の開催は日・ASEAN 関係にとって歴史的な出来事であり，重要視している旨発言があった。同特別首脳会議では日・ASEAN 関係の強化・深化のため，中長期的なビジョンにつき議論される予定である。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	25年度	12 月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において，日・ASEAN 協力の中・長期的方向性を示した「日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント」，「同実施計画」が採択された。これらを踏まえ，協力を強化していくこととなった。	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。また，12 月の日・ASEAN 特別首脳会議で，日・ASEAN 関係の中長期的ビジョンを策定し，確固とした協力の枠組みを形成する。
	26年度	日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施状況について，首脳会議に提出される報告書を通じてフォローしている。11 月に開催された日・ASEAN 首脳会議において日本は，ASEAN 諸国の海上保安・安全能力構築のため，今後３年間で 700 人規模の人材育成を行う旨表明した。また，平成 25 年に５年間で２兆円規模とコミットした対 ASEAN の ODA は約６千億円を達成した。社会分野では「日 ASEAN 健康イニシアティブ」として，健康・医療分野で，５年間で８千人の人材育成を目指すと表明するとともに，「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」のうち既に約 600 億円の支援と約 250 人の人材育成を達成した。また，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」の下では，日・ASEAN 首脳会議までに，約 6,200 人の ASEAN の青少年の招へいと，約 350 人の日本人学生の派遣を達成した旨表明した。	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントに基づき，政治・安全保障，経済，社会，文化・人的交流等の分野での協力を引き続き推進する。
	27年度	１　日・ASEAN 外相会議（８月）及び日・ASEAN 首脳会議（11 月）において，安全保障分野や経済分野を中心に，防災や人的交流等広範な日・ASEAN 協力について意見交換を行った。 ２　フィリピンに対する海上法執行実務能力強化プロジェクト等，ASEAN 諸国に対し海上能力構築支援を行い，既に前年の日・ASEAN 首脳会議でコミットした 700 人を超えた。	昨年度に引き続き，日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画，平成 26(2014)年日 ASEAN 首脳会議議長声明に言及のあった日 ASEAN 関係における以下の項目を推進していく。 １　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持す

		３　平成 25 年度に日・ASEAN 特別首脳会議で５年間で２兆円とコミットした対 ASEAN の ODA は１兆円を超えた。 ４　日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施状況について，首脳会議に提出される報告書を通じてフォローした。ASEAN 共同体設立支援，格差是正を目的に ASEAN に対して拠出した日・ASEAN 統合基金により，これまでに約 370 件の事業を承認した。平成 27 年度に承認した主な事業としては，「ASEAN 防災・人道調整センター（AHA センター）の緊急対応能力向上に資する ICT 整備及び人材育成事業」，「ASEAN 諸国における船舶通行（VTS）要員の人材育成事業」などがある。また，連結性ロードマップに基づき，ASEAN 全域で，道路・鉄道・空港といった交通・輸送インフラの整備や，税関の近代化・職員の能力向上をはじめとする連結性強化を通じた統合支援を実施した。	る。 ２　海上安保・安全能力構築のための ASEAN の人材を育成する。 ３　ASEAN 特別首脳会議で表明した ASEAN への ODA コミットメントを実施する。 ４　域内格差是正と ASEAN の経済統合への支援を推進する。
中期目標	―	平成 27(2015)年が ASEAN 共同体設立の年であることを踏まえ，共同体の構築につながる協力を進めるとともに，ポスト 2015 のビジョンに沿った課題に関連する施策を実施していく。	
２　ASEAN＋３協力の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	ASEAN+３首脳会議では，金融協力の重要性について一致した他，ASEAN+３緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど，実務協力が進展した。	
	24 年度	チェンマイ・イニシアティブの規模の倍増や，ASEAN+３緊急米備蓄(APTERR)協定が発効することにつき，歓迎された。11 月の第 15 回 ASEAN+３「記念首脳会議」では，「ASEAN+３協力 15 周年記念首脳共同声明」及び「ASEAN+３連結性パートナーシップに関する首脳声明」が採択されるなど，ASEAN+３協力は一層の進展を見せた。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	25 年度	ASEAN+３首脳会議では「ASEAN+３協力作業計画(2007-17)」の改訂版(2013-17)が採択された。 また，「ASEAN＋３マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)」を国際機関化するための協定の早期署名に向けて進展があった。 更に，APTERR 協定の運用が開始され，実務協力は着実に推進された。	ASEAN+３首脳会議では，金融分野，特に ASEAN+３マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)の国際機関化に向けて協力を進める。また，平成 19(2007)年に策定された ASEAN+３協力作業計画(2007－2017)に沿って，食料安全保障，金融協力等の広範な分野で ASEAN+３協力を引き続き推進する。
	26 年度	第 17 回 ASEAN＋３首脳会議において，日本は東アジア・ビジョン・グループⅡ(EAVGⅡ)報告書のフォローアップとして，高等教育分野での協力や公衆衛生サービスの改善等の貢献を行っていくことを表明した。また，10 月，ASEAN＋３マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定に署名し，その後の国内手続きを着実に進めた。	東アジア・ビジョン・グループⅡ(EAVGⅡ)報告書のフォローアップを行う他，今後の地域協力の方向性を検討していく。
	27 年度	１　第 16 回 ASEAN＋３外相会議（８月）及び第 18 回 ASEAN＋３首脳会議（11 月）において経済，食料，安全保障や人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。 ２　金融分野では，５月に ASEAN＋３マクロ経済調査事務局（AMRO）設立協定の国会承認を得て，６月に同協定を寄託した後，平成 28 年２月に発効した。食料分野では，ASEAN＋３緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき，フィリピンやカンボジアに対して米を支援した。 ３　11 月の首脳会議において「東アジア・ビジョン・グループ(EAVG)Ⅱフォローアップに関する最終報告書」が採	１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。 ２　「ASEAN+３協力作業計画(2013～2017)」に基づき，金融，食料安全保障，人と人との連結性など広範な分野の協力を推進する。特に，金融分野では，ASEAN+３マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定の国会承認を得た上で寄託を行う。 ３　東アジア・ビジョン・グループ

		択され，今後，EAVGⅡ報告書に記載されている公衆衛生などの勧告を政府当局がフォローすることとなった。我が国は各国と協力して，第19回ASEAN＋３首脳会議に向け公衆衛生等の分野で主導した。	(EAVG)Ⅱの提言に基づき，今後の協力の方向性をまとめた「最終報告書」を本年の首脳会議に提出すべく，作業を加速させる。
中期目標	―	ASEAN+３マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定の国会承認を得た上で寄託を行い，経済・金融協力の深化を目指す。 「ASEAN+３協力作業計画(2013～2017)」に基づき，金融，食料安全保障等広範な分野の協力を推進する。	
３	東アジア首脳会議(EAS)協力の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議(EAS)では，参加国の間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど，従来からの実務分野の協力に加え，政治・安全保障分野において大きな進展があった。	
	24年度	第７回目のEAS首脳会議では，成功裏に開催されたASEAN海洋フォーラム(AMF)拡大会合，連結性の強化や低炭素成長にむけた協力等について支持が表明された。また，日本から経済・貿易，エネルギー，災害管理，青少年交流，国境を越える犯罪，軍縮・不拡散，民主的価値の共有等の分野について，協力の重要性を指摘した。同会議において，「EAS 開発イニシアティブに関するプノンペン宣言」及び「マラリア対策及び薬剤耐性マラリアへの地域的な対応に関する宣言」の２文書が採択された。	ASEAN を中心とする各種地域協力を強化する。
	25年度	第８回EAS首脳会議では，海洋安全保障，連結性，災害管理及び低炭素成長への協力に関する議論を行った。南シナ海をめぐる問題については，日本の基本的立場について述べると共に，法的拘束力があり紛争解決にも資する実効性のある行動規範(COC)が早期に作成されることを期待すると述べたのに対し，多くの国からも同様の発言があった。	政治・安全保障分野の取組を引き続き強化し，各国とともに安全保障及び海洋協力等について協力を目指す。
	26年度	第９回 EAS 首脳会議では，日本から平成 27 年の EAS10 周年を特別なサミットと位置づけること及びEASの事務局機能を強化することを提案した。また，ASEAN の中心性を尊重しつつ，EAS を地域のプレミア・フォーラムとして一層強化することを提案し，参加国の支持が得られた。 地域・国際情勢については，EAS は，世界が直面する喫緊の課題に取り組み，地域・世界の平和と繁栄に貢献していくべきという日本の立場を表明し，多数の国がこのような課題に向けて協力して対処していくことの重要性を強調した。また，日本が平和構築・国民和解や民主化に資する地域開発等の分野における EAS での取組の第一歩として，「アジアの平和構築と国民和解，民主化に関するハイレベル・セミナー」を主催することを表明した。	EASについては，地域・国際情勢についての議論等政治・安全保障分野の取組を強化し，各国とともに安全保障及び海洋協力等についての協力の促進を目指す。
	27年度	１　６月に東京で「アジアの平和構築と国民和解，民主化に関するハイレベル・セミナー」を開催し，平和構築分野における協力促進を図り，11月のEAS首脳会議でその成果を報告した。 ２　８月には第５回 EAS 参加国外相会議が，11 月には第10回EAS首脳会議が開催され，南シナ海問題や北朝鮮問題など，地域の喫緊の課題について意見交換を行い，力強い議長声明の発出につながった。 ３　特に11月のEAS首脳会議では「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」が発出され，EAS における政治・安全保障分野の扱いの強化や，EAS 参加国大使会合の定期開	今年度に 10 周年を迎える EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し，政治・安全保障の扱いを拡大し，機構を一層強化していくため，次の取組を実施する。 １　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。 ２　EASの事務局機能を強化する。 ３　「アジアの平和構築と国民和解，民主化に関するハイレベル・セミナー」

		催，ASEAN 事務局内に EAS ユニットを設置するなどの機構強化で一致した。	の成果を EAS で報告し，平和構築分野における協力促進を図る。
中期目標	―	地域の安定と繁栄のため，EAS 域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。	
４　日中韓三か国協力の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	５月に日本で開催された日中韓サミットでは，経済連携，観光，環境，文化交流など幅広い分野で三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに，原子力安全，再生可能エネルギー等，防災の分野で個別に成果文書を発出した。９月には日中韓協力事務局がソウルに設立された。	日中韓三か国協力を強化する。
	24年度	５月に日中韓サミットが開催され，日中韓投資協定の署名が行われ，貿易・投資，人的交流等における三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに，林業や農業協力に関する個別の成果文書を発出した。11 月には日中韓 FTA 締結交渉開始を宣言した。また，平成 23 年に設立された日中韓協力事務局が９月で１周年を迎え，国際シンポジウムを開催し，日中韓協力の強化に積極的に貢献した。	日中韓三か国協力を強化する。
	25年度	日中韓サミット及び外相会議は開催されなかったが，日中韓 FTA 交渉会合を４回実施し，日中韓防災机上演習を東京で開催するなど，具体的な協力が見られたほか，新たに日本政府から日中韓協力事務局の事務局長を派遣するなど，日本政府として積極的に日中韓協力の進展に貢献した。	日中韓サミットや外相会議を通じて，既存の協力分野をさらに発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力を深化及び拡大させていくよう努めるとともに，日中韓協力事務局の活動をしっかりサポートしていく。
	26年度	３月に約３年ぶりに日中韓外相会議が開催され，防災，環境，青少年交流等について一層の協力を進めていく方向で認識を共有した。日中韓サミットの早期開催に向け引き続き努力していくことで一致し，また，中東政策協議の立上げ，テロ対策協議やアフリカ政策協議の再開等で一致した。外相会議以外にも，環境大臣会合（４月），物流大臣会合（８月），財務大臣・中央銀行総裁会議（９月），保健大臣会合(11 月)，文化大臣会合(11 月)などの閣僚級会合が開催され，更には，新たな日中韓協力の枠組みで，日中韓サイバー協議(10 月)が開催されるなど，日中韓協力が一層強化された。 日中韓協力事務局に関しては，事務局が実施した協力案件について FTA セミナーの開催への協力，事務局作成の文書等への協力，専門職員の派遣，一般職員募集への協力等により活動を支援した。	議長国として積極的に日中韓サミット及び外相会議の実現に向け中国及び韓国に働きかけを行う。 環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努めるとともに，専門職員の派遣等により日中韓協力事務局の活動を支援していく。
	27年度	１　11 月に約３年半ぶりに日中韓サミットが開催され，日中韓３か国の首脳が幅広い分野における協力，地域や国際社会の喫緊の課題について率直に意見交換を行った。「北東アジアにおける平和と協力のための共同宣言」が採択され，日中韓協力プロセスの完全な回復や，日中韓サミットの定期開催を再確認したほか，日本が平成 28（2016）年に議長を引き継ぐことで一致するなど大きな成果を得た。 ２　サミット以外にも，観光大臣会合（４月），水資源担当閣僚級会合（４月），環境大臣会合（４月），財務大臣・中央銀行総裁会議（９月），農業大臣会合（９月），防災関係閣僚級会合（10 月），保険大臣会合（11 月），	１　閣僚級を含む高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持する。 ２　環境，文化，経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに，新しい協力分野を発掘し，協力の深化及び拡大に努める。

		文化大臣会合（12 月），教育大臣会合（平成 28 年１月）などの閣僚級会合が開催されるなど，日中韓協力が一層強化された。特に教育大臣会合は，11 月のサミットの成果を踏まえて初めて開催されたものであり，この他に防災，青少年交流，サイバー等多くの分野で実務レベルの協力が深化した。特に，警察当局間の協力，サプライチェーン連結性向上のための協力等を，日中韓３か国間で 27 年度に新たに開始した。	
中期目標	―	閣僚級を含む様々なレベルの政策対話，協力イニシアティブ等を通じて，未来志向の日中韓協力の枠組を推進し，北東アジアの安定と繁栄に貢献する。	
５　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	アジア協力対話(ACD)では，第 10 回外相会合がクウェートにて開催され，ACD が 10 周年を迎えたことを受け，貿易・投資，金融，文化，エネルギー，教育，環境，防災，食料安全保障等の分野において引き続き協力を強化していく重要性を確認した。	首脳・外相会談等を通じた，各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	24 年度	アジア協力対話(ACD)では，第 11 回外相会合が国連本部にて開催され，初の開催となる首脳会合に向けて話し合いが行われた。首脳会合はクウェートで開催され，①東日本大震災に際しての支援に対する謝意，②食料安保，②エネルギー安保，③MDGs，④社会・文化交流を内容とするステートメントを実施した。	首脳・外相会談等を通じた，各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	25 年度	第 12 回アジア協力対話(ACD)外相会合がバーレーンにおいて開催され，エネルギー，文化交流，観光，防災分野等について議論が交わされ，各国が引き続き協力を強化していく重要性を確認した。また同会合では，アジア間における観光を促進するべく各国が協力することを内容とする「マナーマ宣言」が採択された。	外相会談等を通じた，各地域協力枠組みにおける協力を強化する。 アジア協力対話(ACD)では，貿易・投資，金融，文化，エネルギー，教育，環境，防災，食料安全保障等の分野における協力強化の重要性の確認に努める。
	26 年度	第 12 回 ACD 外相会合で採択された「マナーマ宣言」のフォローアップとして「アジア観光都市に関するハイレベル協議」や「ACD 地域連結性に関するハイレベルフォーラム」等，事務レベルでの会議が開催され，各国の協力が進展した。	重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し，貿易・投資，金融，文化，エネルギー，教育，環境，防災，食料安全保障等への取組を引き続き積極的に発信する。
	27 年度	１　第 14 回 ACD 閣僚級会合（平成 28 年３月）では，「ACD ビジョン 2030」や「ACD 地域連結性ロードマップ」のもとに今後の ACD 協力について活発な議論が行われた。 ２　JENESYS2015 の下，アジア大洋州地域との間で約 3,700 人を招へい・派遣し，対日理解を促進した。帰国後，参加者は，SNS や所属先において，日本・日本文化の紹介を実施する等，訪日経験を活かした活動を行った。	１　上記以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。 ２　アジア大洋州地域の各国との人的交流事業である JENESYS2015 を推進する。同事業により，将来，各界で活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣し，親日派・知日派を発掘する。
中期目標	―	地域協力枠組みにおける協力を強化するとともに，JENESYS2015 による人的交流事業を推進する。また，フォローアップとして参加者のネットワークを確立するとともに，事業効果の継続に努める。	

６　総理及び政務三役の参加した国際会議数	実績値				中期目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	10	9	8	8	―
年度目標値		10 程度	9	9	

７　（参考指標）日・ASEAN の貿易量（総額）（単位：億円）財	実績値				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	187,361	199,184	206,967	223,324	237,489

	務省貿易統計					

作成にあたって使用した資料その他の情報	・日・ASEAN 外相会議（平成 27 年８月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001313.html） ・第 18 回日・ASEAN 首脳会議（平成 27 年 11 月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001483.html） ・第 16 回 ASEAN＋３（日中韓）外相会議（平成 27 年８月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001318.html） ・第 18 回 ASEAN＋３（日中韓）首脳会議（平成 27 年 11 月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page4_001576.html） ・第５回東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議（平成 27 年８月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page24_000469.html） ・第 10 回東アジア首脳会議（EAS）（平成 27 年 11 月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001482.html） ・第６回日中韓サミット（平成 27 年 11 月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001447.html） ＜成果文書＞ ・日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント　共に描き，共に生き，共に歩む(平成 25 年 12 月 14 日) 仮訳(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022446.pdf) 英文(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022449.pdf) ・日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画(平成 25 年 12 月 14 日) 仮訳(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022448.pdf) 英文(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022447.pdf) ・東アジア首脳会議（EAS）10 周年記念クアラルンプール宣言（骨子）（平成 27 年 11 月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112925.pdf）

個別分野	２　朝鮮半島の安定に向けた努力
施策の概要	北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し，その上で，我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「先般，北朝鮮が核実験を強行したことは，断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり，国際社会と連携して，断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」，「行動対行動」の原則を貫きながら，拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致，核，ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう，北朝鮮に強く求めます。」 ・第 190 回国会　衆議院外務委員会における国際情勢に関する報告(平成 28 年２月 24 日) 「北朝鮮に関しては，対話と圧力の方針のもと，日朝平壌宣言に基づき，拉致，核，ミサイルなどの諸懸案の包括的解決を目指します。先般の四度目の核実験に続き，今月七日に北朝鮮が強行した弾道ミサイルの発射は断じて容認できません。国際社会と連携して，強力な安保理決議の採択を目指すとともに，日本独自の措置を着実に実施し，毅然かつ断固たる対応をとってまいります。北朝鮮に対して厳しい圧力をかけながら，同時に，対話の窓口を我が国から閉ざすことなく，全ての拉致被害者の帰国実現のため，あらゆる努力を傾注する決意です。」 ・第 70 回国連総会一般討論演説(平成 27 年９月 29 日) 「初めに北朝鮮について。拉致，核，ミサイルといった諸懸案の包括的解決のため，日本は，関係国と協調して働きかけを続けます。」

測定指標	１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	北朝鮮は，平成 22 年 11 月に安保理決議第 1718 号及び第 1874 号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表したことに加え，平成 24 年４月には累次の安保理決議に違反して「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど，核，ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。我が国は米国や韓国を含む関係各国と緊密に連携し対応した。	日本独自の取組に加え六者会合，首脳会合等で米国，韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	24年度	４月及び 12 月のミサイル発射や２月の核実験等，北朝鮮による度重なる挑発行為が行われ，北朝鮮情勢はめまぐるしく変化したが，国連安保理における協力も含め，関係国と緊密に連携し対応した。 特に，日米韓の連携が重要であり，累次にわたって外相会合や実務者会合を開催した。 また，１月に採択された国連安保理決議第 2087 号を含めた安保理決議に基づく措置及び我が国独自の対北朝鮮措置を引き続き着実に実施し，さらに，国際社会をして関連安保理決議をきちんと履行せしめるよう関係国と緊密に協力した。	日本独自の取組に加え六者会合，首脳会合等で米国，韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	25年度	北朝鮮は，寧辺の黒鉛減速炉を含む核関連施設を再整備・再稼働する意図の表明（４月），弾道ミサイルの発射（３月），新たな形態の核実験実施の可能性の示唆（３月）など，依然として核・ミサイル開発を継続する姿勢を見せている。こうした北朝鮮の姿勢に対し，日米韓は，外相会合（７月），首脳会談（３月），実務者会合を開催するなど，緊密に連携してきた。 その他，関係各国との首脳会談・外相会談や国際会議等を通じて，北朝鮮が一連の安保理決議を誠実に履行するよう，各国と連携して求めていくことを確認したほか，対北朝鮮措置についても，安保理決議第 2094 号に基づく新たな措置を講じるとともに，関係国と協力しながら我が国独自の措置を強化した。	日米韓の緊密な連携を軸としつつ，さらに中露を加えた五か国で協力して対応していく。
	26年度	北朝鮮は，国連安保理決議に違反して核・ミサイル開発を継続した。こうした北朝鮮の動きに対して，日本は日朝政府間協議の中で直接北朝鮮に対し強い懸念を表明するとともに，関係各国との首脳会談・外相会談等や国際会議	米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮に対し，いかなる挑発行為も行わず，安保理決議や六者会合共同声明に基づい

		等を通じて，米韓を始めとする関係国と緊密に連携しつつ，北朝鮮に対し，いかなる挑発行為も行わず，六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って非核化などに向けた具体的行動を取るよう強く求めた。	て非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。
	27年度	北朝鮮は，核実験（平成 28 年１月），「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射（２月）及びその後も相次いで弾道ミサイル発射を強行するなど，核・ミサイル開発を継続。こうした北朝鮮の動きに対して，平成 28 年３月の日米韓首脳会談等の様々な機会を利用して，米国，韓国をはじめとする関係国と緊密に連携して対応した。一連の挑発行動を受け，２月に独自の対北朝鮮措置を決定するとともに，３月の安保理決議第 2270 号の採択に際しては，我が国は国連安保理の非常任理事国として，米国，韓国をはじめとする関係国と緊密に連携し貢献した。 その他，関係各国との首脳会談・外相会談や国際会議等を通じて，関係国と緊密に連携しつつ，北朝鮮に対し，いかなる挑発行動も行わず，六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って非核化等に向けた具体的行動を取るよう強く求めた。	米国，韓国，中国，ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら，北朝鮮に対し，いかなる挑発行為も行わず，安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。
中期目標	―	国際社会と連携しつつ核，ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成 20 年６月の日朝実務者協議において，北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め，拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し，また，同年８月の日朝実務者協議においては，拉致問題に関する全面的な調査の具体的態様等につき合意した。しかしながら，同年９月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降，いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。 他方，拉致問題解決に向けては，国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下，外交上の機会をとらえ，拉致問題を提起し，国際的な連携を強化できた。具体的には我が国の積極的な外交努力により，12 月の国連総会では，拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の 123 か国の賛成で採択され，また，５月のＧ８ドーヴィル・サミットでは，北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果，首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど，北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。	日本独自の取組に加え六者会合，首脳会合等で米国，韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
	24年度	日朝関係については，11 月に約４年ぶりとなる日朝政府間協議を開催し，双方が関心を有する諸懸案について，日朝平壌宣言に則って日朝関係の前進を図るべく，幅広い意見交換を行った。拉致問題についても突っ込んだ意見交換を行い，これまでの経緯やそれぞれの考え方についての議論を踏まえた上で，さらなる検討のため今後も協議を継続していくことで一致した。また，その他の拉致の疑いが排除されない方々の件についても日本側から提起し，議論を行った。（その後，翌 12 月５日，６日に２回目の日朝政府間協議を実施する予定としていたが，12 月１日，北朝鮮がミサイル発射を予告したため，同協議を延期せざるを得なくなった。） また，各国との二国間会談のみならず，５月の日中韓サミット，Ｇ８首脳会合，９月の国連総会等，外交上のあらゆ	日本独自の取組に加え六者会合，首脳会合等で米国，韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。

		る機会をとらえて，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，各国から理解と協力を得た。 拉致問題を含む北朝鮮の人権問題に関し，10 月，我が国は拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議案を EU と共に国連に提出し，11 月には国連総会第３委員会において，12 月には同総会本会議において，初めて無投票でコンセンサス採択された。また，３月の国連人権理事会において，我が国が主導し，新たに北朝鮮の人権状況に関する調査委員会(COI)の設置を含む決議案を EU と共に提出し，無投票でコンセンサス採択された。	
	25年度	日朝関係に関しては，３月に，１年４ヶ月ぶりとなる政府間協議を再開し，双方が関心を有する幅広い諸懸案について率直かつ真摯な協議を行い，今後も協議を続けていくことで一致した。拉致問題については，本協議において，これまでの協議の議論を踏まえつつ，日本側の基本的考え方について北朝鮮に問題提起を行った。 各種会談や国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え，引き続き，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，諸外国からの理解と協力を求めた。 我が国と EU が主導して設置した北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)の活動にも積極的に協力した。COI は，２月に，北朝鮮における深刻な人権侵害を包括的に詳述した最終報告書を公表し，拉致問題を含むいくつかの分野における人権侵害を「人道に対する罪」に該当すると断定した。さらに，我が国は EU と共同で，右報告書の内容を反映させた，これまで以上に強い内容の北朝鮮人権状況決議案を提出し，当該決議案は３月に国連人権理事会において採択された。	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，拉致問題の解決に向けた具体的な行動を北朝鮮がとるよう，国際社会との連携を強化しつつ，あらゆる機会をとらえ，北朝鮮に引き続き求めていく。
	26年度	日朝関係については，平成 26 年３月に１年４か月ぶりに日朝政府間協議を再開し，５月にストックホルムで開催された日朝政府間協議の結果，北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し，７月に特別調査委員会を立ち上げ，調査を開始した。９月には，北朝鮮側から調査の現状につき説明を受けるため，日朝外交当局間会合を開催した。さらに 10 月には，日本政府担当者を平壌に派遣し，拉致問題が最重要課題であることを繰り返し強調するとともに，迅速な調査と速やかな回答を強く求めた。	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，国際社会との連携を強化しつつ，北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう，　あらゆる機会をとらえ，北朝鮮に引き続き求めていく。
	27年度	８月に，マレーシアにおける ASEAN 関連外相会議の機会に，岸田外務大臣は李洙墉(リ・スヨン)北朝鮮外相と会談し，平成 26 年５月の日朝政府間協議における合意の履行を求めつつ，日本国内の懸念を伝え，一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。その他の機会にも，北朝鮮に対して一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう要求した。 さらに，各種会談や国際会議などのあらゆる外交上の機会を捉え，引き続き，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，諸外国からの理解と協力を求めた。	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下，国際社会との連携を強化しつつ，北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう，あらゆる機会をとらえ，北朝鮮に引き続き求めていく。
中期目標	―	国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し，日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。	

３　日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を	実績値				中期目標値
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	2	1	1	4	―

	除く）（＊注：26 年度までは外相会談のみの目標及び実績値）					
	年度目標値		基準値程度	2	2	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書(第２章 第１節 各論１「朝鮮半島」(１)北朝鮮(拉致問題を含む。)) ・外務省ホームページ ー北朝鮮（North Korea）基礎データ（平成 27 年 10 月６日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html) ー日朝関係（平成 27 年 10 月５日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html) ー我が国独自の対北朝鮮措置について（平成 28 年２月 10 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page4_001766.html) ー外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮向けの支払の原則禁止及び資産凍結等の措置について（平成 28 年２月 19 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page3_001570.html) ー李洙墉(リ・スヨン)北朝鮮外相との会談（平成 27 年８月６日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page24_000475.html) ー第 70 回国連総会第３委員会における北朝鮮人権状況決議の採択（外務大臣談話）（平成 27 年 11 月 20 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001560.html) ー第 31 回人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択(外務大臣談話)（平成 28 年３月 24 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001886.html)

個別分野	３　未来志向の日韓関係の推進
施策の概要	大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し，これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「韓国とは，昨年末，慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を確認し，長年の懸案に終止符を打ちました。戦略的利益を共有する最も重要な隣国として，新しい時代の協力関係を築き，東アジアの平和と繁栄を確かなものとしてまいります。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「最も重要な隣国である韓国との関係は極めて重要です。昨年３年半ぶりに開催された日韓首脳会談で，慰安婦問題についての早期妥結に向けて協議を加速化するとの両首脳による指示を踏まえ,12 月の日韓外相会談では,慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認しました。この合意を着実に実施し，日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていきます。 日本固有の領土である竹島については，引き続き日本の主張をしっかり伝え，粘り強く対応します。」

測定指標	１　未来志向の日韓関係の構築		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	３回の電話会談を含む計７回の首脳会談，２回の電話会談を含む計７回の外相会談がそれぞれ行われた。民間分野での交流も活発に行われるなど，官民を問わず日韓間の対話・交流が深化した。	首脳・外相会談等の実施を通じ，政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	24年度	２回の電話会談を含む計３回の首脳会談，７回の電話会談を含む計９回の外相会談をそれぞれ行い,北朝鮮問題等も念頭に,日韓両国の緊密な連携を確認した。 竹島問題については,８月,竹島問題を国際司法裁判所へ合意付託すること等について韓国側に提案を行うなど,法に則り,冷静かつ平和的に問題を解決すべく努力を行った。その他の懸案事項についても,我が国の立場を粘り強く発信した。 両国間では,官民を問わず対話・交流が引き続き活発に行われ,例えば,９月及び10月に日韓両国で開催された「日韓交流おまつり」は計６万人以上が観覧した。 平成24年には,日韓間の人の往来は556万人に達し,550万人を突破して過去最多となった。 日韓 EPA 交渉については,交渉再開に向けた課長級実務協議等を開催するなど,引き続き努力を行った。	首脳・外相会談等の実施を通じ，政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	25年度	２回の日韓外相会談を行い，日韓関係の前進に向け率直な意見交換を行うとともに，重層的で未来志向の日韓関係を築いていくことで一致した。また，経済や安全保障を始めとした様々な分野での協力や日韓国交正常化 50 周年を迎える平成27(2015)年に向けた協力の重要性を指摘し,引き続き様々なレベルで意思疎通を続けていくことで一致した。さらに，３月には日米韓首脳会談を実施し，日米韓の三か国が一層緊密に連携していくことの重要性を確認した。	首脳・外相会談等の実施を通じ，政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。
	26年度	３回の日韓外相会談を行い，高い政治レベルの意思疎通を継続し，深化させる重要性を再確認し，日韓国交正常化 50 周年を良い雰囲気で迎えるべくお互いに努力していくことを改めて確認した。その他，日韓次官戦略対話や局長協議など，日韓関係の前進に向け様々なレベルで積極的に意思疎通を積み重ねてきている。	首脳・外相会談等の実施を通じ，あらゆる分野において，国交正常化 50 周年を迎えるにふさわしい協力関係を構築する。
	27年度	２回の日韓首脳会談，５回の日韓外相会談を行い，高い政治レベルの意思疎通を継続した。11 月に安倍総理大臣と朴槿恵大統領の間で初めての首脳会談が行われたのに続き,12 月の日韓外相会談後の共同記者発表において長年の	首脳・外相会談等の実施を通じ，あらゆる分野において，国交正常化 50 周年を迎えた，今後の日韓関係にふさわしい協力関係を構築する。

		懸案であった慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認し，直後の日韓首脳電話会談においても，この合意を両首脳が責任をもって実施すること，また，今後，様々な問題に，この合意の精神に基づき対応することを確認する等，日韓関係は大きく前進した。	
中期目標	―	首脳・外相会談等の実施を通じた，あらゆる分野における日韓関係の更なる深化	
２	人的交流の拡大		年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	各種交流事業が実施され，日韓間の人の往来が約556万人に達した。	
	25年度	各種交流事業も多数実施され，日韓間の人の往来は昨年に引き続き500万人を超えた。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は，９月にソウル及び東京で開催され，それぞれ約4.5万人，約５万人が参加し，安倍昭恵総理大臣夫人や岸田外務大臣が出席するなど盛況となった。また，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」には約2,080人が参加するなど，日韓間の青少年交流も活発に行われた。	日韓間の人的交流をより一層拡大する。
	26年度	各種交流事業も多数実施され，日韓間の人の往来は昨年に引き続き500万人を超えた。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は，９月にソウル及び東京で開催され，それぞれ約５万人，約６万人が参加し，前年以上に盛況となった。また，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」では4,400人規模の日韓青少年交流を実施している。	国交正常化 50 周年に向けた各種交流事業の実施や，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。
	27年度	日本と韓国は平成27年に国交正常化50周年を迎え，日韓双方で440件を超える文化・交流認定事業が行われた。また，平成27年には日韓間の人の往来も過去最高（584万人）を記録した。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は，９月にソウル及び東京で開催され，合わせて15.8万人が参加した。また，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」に日韓合わせて約 1，900 人が参加し，対象者を社会人まで拡充した「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2015）には日韓合わせて約1，120人が参加するなど，相互理解の促進，未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。	国交正常化50周年を受け，さらなる日韓関係の発展に向けた各種交流事業の実施や，日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。
中期目標	―	日韓間の人的往来をより一層拡大する。	
３	経済関係緊密化のための各種協議等の推進		年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	日韓EPA交渉の再開に向け努力を行った。	
	25年度	日韓両国の経済連携が重要であるとの認識の下，日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉などに取り組み，進展に向け努力を続けた。また，日韓経済関係の更なる強化を図る観点から，第 12 回日韓ハイレベル経済協議を開催し，国際経済・地域経済情勢の検討などを中心に，広範なテーマについて意見交換を行った。	日韓EPA交渉の進展に向けた努力を含め，幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

		福島第１原発の汚染水問題に関連し韓国政府が日本産水産物の輸入規制措置を強化したことに対しては，韓国側への正確かつ迅速な情報提供，二国間協議や国際機関における議論などを通じ，韓国側が措置を早期に撤廃するよう求めてきた。	
	26年度	幅広い分野での日韓経済関係を推進した。第 13 回日韓ハイレベル経済協議を開催し，日韓の経済情勢及びマルチ・地域レベルの枠組みにおける協力等，広範なテーマについて意見交換を行った。 福島第１原発の汚染水問題に関連し韓国政府が日本産水産物の輸入規制措置を強化したことに対しては，韓国側への正確かつ迅速な情報提供，二国間協議や国際機関における議論などを通じ，韓国側が措置を早期に撤廃するよう求めてきた。この関連で，12 月と１月，韓国専門家委員会による訪日調査が行われた。 さらに，日韓両国の経済連携が重要であるとの認識しつつ，日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉などに取り組み，進展に向け努力を続けた。	日韓両国の経済連携に係る交渉の進展に向けた努力を含め，幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。
	27年度	日韓経済関係の更なる強化を図る観点から，平成 28 年１月に行われた第 14 回日韓ハイレベル経済協議で，日韓間の経済分野における案件のほか，経済情勢や国際社会及び地域レベルにおける協力等，広範なテーマについて意見交換を行った。 韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては，９月，我が国の要請により WTO に紛争解決小委員会が設置された。日本は，様々な機会を捉えて，韓国側が規制を早期に撤廃するよう求めた。 さらに，日韓両国の経済連携が重要であるとの認識の下，日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉などに取り組み，進展に向け努力を続けた。	幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。
中期目標	―	幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	
４　日韓の連携，協力を通じた地域の平和と安定への寄与			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており，日韓新時代共同研究プロジェクト，開発分野での協力(アフガニスタン，パキスタン)，ソマリア海賊問題での協力，地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。さらに，北朝鮮等を念頭に置いた日韓の安全保障分野における協力も進められた。	首脳・外相会談等の実施を通じ，アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。
	24年度	日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており，日韓新時代共同研究プロジェクト，開発分野での協力(アフガニスタン，パキスタン)，ソマリア海賊問題での協力，地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。	首脳・外相会談等の実施を通じ，アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。
	25年度	日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており，開発分野での協力(アフガニスタン，パキスタン)，ソマリア海賊問題での協力，地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。また，12 月には日韓新時代共同研究プロジェクトの報告書が発表された。	首脳・外相会談等の実施を通じ，国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。

	26年度	日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており，開発分野での協力（アフガニスタン，パキスタン），ソマリア海賊問題での協力，地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。	首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。
	27年度	日本と韓国の間には，国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。４月には，日韓安保対話を開催し，日韓両国の安全保障分野における協力を深めた。また，地球環境分野について議論する日韓環境保護協力合同委員会（５月）で気候変動等の分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。また，平成 28 年４月に日韓開発政策対話を行うなど，引き続き開発分野での協力を推進した。	首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ，国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。
中期目標	―	国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。	

５　日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）（＊注：26年度までは首脳会談のみの目標及び実績値）	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
	4	1	1	0	7	―
年度目標値	4程度	4程度	4程度	2	2	

６　（参考指標）内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	―	―	40.7	31.5	33.0

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成28年版外交青書（第２章 第１節 各論１「朝鮮半島」（２）韓国） ・外務省ホームページ ー基礎データ（平成28年３月17日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html) ー最近の韓国情勢（平成28年３月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005985.pdf) ー最近の日韓関係（平成28年３月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033344.pdf) ー韓国経済と日韓経済関係（平成28年２月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005986.pdf) ー日韓外相会談（平成27年６月21日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001276.html) ー日韓外相会談（平成27年８月６日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_001340.html) ー日米韓外相会合（平成27年10月１日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_001417.html) ー日韓外相会談（平成27年10月１日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001418.html) ー日韓外相会談（平成27年11月１日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001499.html) ー日韓首脳会談（平成27年11月２日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001505.html) ー日韓外相会談（平成27年12月28日）

	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html) ー日米韓首脳会談（平成28年４月１日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_001915.html） ー日韓首脳会談（平成28年４月１日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001916.html）

個別分野	４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
施策の概要	１　日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり，緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し，切っても切れない関係にある。同時に，日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており，隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても，関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき，「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻ることが重要である。 ２　日モンゴル関係は，「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け，特に，ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「中国の平和的な台頭は，日本にとっても，世界にとっても，大きなチャンスです。戦略的互恵関係の原則の下，関係改善の流れを一層強化します。地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ日中両国が，大局的な観点から，安定的に友好関係を発展させることで，国際社会の期待に応えてまいります。」 ・日モンゴル首脳会談後の共同記者発表（安倍総理発言抜粋）（平成 27 年５月 20 日） 「会談では，両国の『戦略的パートナーシップ』の更なる深化のため，真に対等で，互恵的かつ相互補完的な関係を構築していくことで一致した。･･･今後とも（中略）外交・安全保障，経済，文化・人的交流を柱としつつ，あらゆる分野でモンゴルとの経済，協力関係を強化していきたいと思う。」

測定指標	１　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日中関係は，平成 23 年に入り８回にわたる首脳会談・懇談（電話会談を含む），外相会談や戦略対話等の様々な政府間対話を積み重ね，12 月末には野田総理大臣が中国を訪問するなど着実な進展を見せた。平成 23 年３月に発生した東日本大震災に際しては，中国から物心両面にわたる温かい支援が寄せられたほか，５月に行われた日中韓サミットの際には，温家宝首相が被災地を慰問した。海洋の分野では，12 月の野田総理大臣訪中の際に，両首脳が「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げに合意したほか，日中海上捜索・救助（SAR）協定の締結に原則合意するなど，大きな成果を得た。また，各種交流事業も幅広く行っており，平成 22 年５月の両国首脳間の合意に基づき，平成 23 年６月には北京で，10 月には東京で日中映像交流事業が行われた。また，11 月には，領事分野でも日中受刑者移送条約の第２回締結交渉が行われた。これら二国間関係のみならず，地域・地球規模の課題についても日中両国で対話及び協力を強化することで一致しており，様々な分野での協力を行った。	１　総理大臣訪中を成功裏に実施する。その他閣僚級の頻繁な往来を実現する。 ２　東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉を再開する。 ３　既存の交流事業の着実な実施及び国交正常化 40 周年に向けた準備を進める。 ４　犯罪人引渡協定・受刑者移送条約の締結交渉を実施する。 ５　日中首脳間の合意を着実に実施し，フォローアップを行う。
	24年度	日中関係については，平成 24 年は日中国交正常化 40 周年であり，660 近い記念事業が実施された。また，５回にわたる首脳会談・懇談，外相会談等の政府間対話を行った。例えば，５月の日中韓サミットにおいて日中首脳会談，７月の ASEAN 関連外相会議において日中外相会談を行った他，５月には海洋分野における事務レベル協議として「日中高級事務レベル海洋協議」を中国・杭州で開催した。 しかし，９月の日本政府による尖閣諸島三島の取得を口実として，中国は独自の主張に基づく言動を強め，継続的な公船の派遣及び領海侵入，政府航空機による領空侵犯等を行い，ハイレベルの交流や民間交流，政府間協議の開催を一方的に拒否又は延期するなど，日中関係に大きな影響が生じた。 そうした中，平成 24 年の日中間の人的交流は，全体として約 495 万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で来日者・訪中者の合計は，尖閣諸島をめぐる情勢の影響により前年比約４万人減少しているものの，青少年の相互訪問は 1,500 人規模で実施された。	１　政治的相互信頼を増進する。 ２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ３　東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 ４　両国国民間の相互理解を増進する。 ５　地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

	日中関係を正常な軌道に戻すべく，政治レベルを含む様々なレベルで，中国側との間で粘り強く対話を行ってきている。	
25年度	平成25年は，日中平和友好条約締結35周年に当たる年であったが，日中関係は引き続き厳しい状況におかれた。中国側は，平成24年９月の日本政府による尖閣諸島三島の所有権の取得・保有を口実として独自の主張を強め，平成20年12月以来行っている公船の恒常的な派遣や平成25年11月の「東シナ海防空識別区」の設定などの措置を講じると同時にハイレベルの交流を含む政府間協議等に応じていない。そうした中，日中防衛当局間で早期の運用開始を目指している「海上連絡メカニズム」について，防衛当局間の協議を進展させるよう中国側に働きかけを行っている。 一方，25年度の日中間の人的往来は，全体として約420万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で，青少年の相互訪問は760人規模で実施された。さらに，平成26年４月には胡徳平（胡耀邦元総書記の息子）が訪日して菅官房長官など政府要人と面会する等，政治レベルを含む様々なレベルで，中国側との間で粘り強く対話を行ってきており，関係改善の兆しも見えてきている。	日中関係は尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが，中国側と粘り強く対話を行い，個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていく，との「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。 中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につながることが望ましいが，日中間で進めるべき協力・交流としては，例えば以下のものが考えられる。 ・活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。犯罪人引渡協定の締結交渉を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
26年度	平成26年は，日中関係の改善に向けた取組を積み重ねた一年であった。５月に日中友好議員連盟が訪中し，張徳江全国人民代表大会委員長と会談をして以降，議員交流を中心とする要人の往来が増加した。５月には茂木経済産業大臣がAPEC貿易大臣会合に出席するために訪中し，高虎城商務部長と会談した。６月には太田国土交通大臣が訪中し，劉延東副総理と会談を行った。同月には新日中友好21世紀委員会・長崎意見交換会も行われ，唐家璇中日友好協会会長を座長とする中国側委員が来日し，日中間の当面の懸案などについて，率直かつ建設的な議論を行った。また，９月には約２年ぶりとなる日中高級事務レベル海洋協議第２回会議が開催され，海洋に関する日中関係の状況について意見交換を行った。 そして，11月７日に日中両政府は「日中関係改善に向けた話合い」を発表し，８日には北京で行われたAPEC閣僚会議の際に日中外相会談が約２年２ヶ月ぶりに実施された。さらに10日には，APEC首脳会議の際に約２年６ヶ月ぶりの日中首脳会談が実現した。これらの会談は，両国が「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻り，関係を改善させていくための第一歩となった。 その後，１月には，約２年半ぶりとなる日中防衛当局間の海空連絡メカニズムに関する第４回共同作業グループ協議に加え，日中高級事務レベル海洋協議第３回が開催された。３月には，約４年ぶりとなる第13回日中安保対話が開催され日中双方の安全保障政策等について意見交換を行ったほか，各種対話協力が徐々に再開しつつある。また，同３月には，日中韓外相会議の機会に北京APEC以来となる日中外相会談も行われた。	日中関係は，尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが，中国側と粘り強く対話を行い，個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないよう努力し，発展させていくとの「戦略的互恵関係」の基本的考え方にのっとり，大局的観点から日中関係を進めていく。 このような情勢にあるが，中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげることが望ましく，日中間で進めるべき経済分野での協力・交流としては，例えば以下を実施する。 １　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。 ２　環境・省エネルギー，少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で，その克服に向け協力を進め，Win-Winの関係を構築する。 ３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等）の克服に向けた協力を進展させる。

27年度	27年度は，日中関係の改善の流れが見られた一年となった。平成26年11月に北京で行われた日中首脳会談後，それまで長い間停滞していた各種対話・交流が再開されるようになり，平成27年４月のバンドン会議60周年行事（於：インドネシア）の際には，安倍総理大臣は，習近平国家主席と２度目となる首脳会談を行った。両首脳は，日中関係が改善の方向に向かっているとの認識で一致し，今後，様々なレベルで対話と交流を積み重ね，関係改善の流れを確かなものとしていきたいとの双方の意思を確認した。こうした両政府間の対話は引き続き行われ，８月のASEAN関連外相会議（於：マレーシア）の際には，日中外相会談が行われた。また，10月には，楊潔篪（ようけつち）国務委員が訪日し，安倍総理大臣や菅官房長官を表敬したほか，谷内国家安全保障局長とも意見交換を行った。そして，11月の韓国での日中韓サミットの際には，安倍総理大臣と李克強総理との初めての日中首脳会談及び平成26年11月から通算４回目の外相会談がそれぞれ行われた。会談を通して，両首脳は，外相相互訪問の再開と，これを含むハイレベル交流の重要性を確認するなど，具体的な成果を得た。また，安倍総理大臣は11月のASEAN関連首脳会議の際に李克強総理と，COP21の際に習近平主席とそれぞれ立ち話を行い，前向きなやり取りを行った。 一方，累次のハイレベルでの接触において関係改善の基調については両国間で確認されてきているものの，中国公船による尖閣諸島周辺における領海侵入や東シナ海の境界未画定海域における一方的な資源開発が継続している。中国による一方的な現状変更の試みに対しては，日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応しており，外交ルートを通じ，厳重な抗議と退去の要求を繰り返し実施した。特に，中国による東シナ海での一方的な資源開発に対しては，日本としては，中国側による関連の動向を把握する度に，その都度，中国側に対して，係る一方的な開発行為を中止するとともに，東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008年６月合意」の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう強く求めた。７月には，適切な形で関連情報を公表することとし，構造物の位置を示した地図や関連の写真を外務省HPに掲載した。11月に行われた日中首脳会談において，「2008年６月合意」に基づく協議再開を目指すことで一致したことを踏まえ，引き続き協議の即時再開と合意の早期実施を強く求めていく。 交流事業については，「JENESYS2.0」により，中国から高校生や大学生など約3,500人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は学校交流や企業視察などを通じて，「クールジャパン」を含めた日本の魅力，強みなどの日本ブランドに触れるとともに，日本の青少年との間で相互理解を深め，今後の日中関係のあり方などについて活発な意見交換などを行った。また，10月から11月にかけての時期を「日中交流集中月間」と称し，北京を中心に様々な日中間の交流イベントを集中的に実施した。 各種条約・協定の締結に向けた取組として，７月に４年ぶりとなる日中受刑者移送条約締結交渉（第３回）を行った。また，６月には約５年ぶりに日中犯罪人引渡条約締結交渉（第２回）を行い，平成28年１月には第３回会合を行うなど，長らく行われていなかった交渉が再開した。	日中両国間では，個別の課題があっても，関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき，「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。 また，こうした情勢の下，中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり，日中間で進めるべき協力としては，可能であれば，以下を実施する。 ・活発な要人往来により，政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により，両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

		地域・グローバルな課題に関しては，平成 28 年３月に行われた日中外相電話会談において，北朝鮮問題について日中「戦略的互恵関係」の下で共同して対応すべき問題であり，緊密に連携していくことで一致するなど，地域・グローバルな課題に対する日中間の対話・協力を強化する取組を行った。	
中期目標	―	個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互恵関係」の基本的考え方にのっとり，関係を進めていくよう，中国側に働きかけていく。	
２　日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	幅広い分野での協力を更に進め，互恵的経済関係をグレードアップすることで一致しており，例えば，拡大する日中経済関係を金融面から後押しするための，日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化等についても一致した。	１　第４回日中ハイレベル経済対話(HED)を成功裏に実施する。 ２　日中首脳間の合意を着実に実施し，フォローアップを行う。
	24年度	日中間の貿易・投資などの経済関係は，ますます緊密化し相互依存が深まっている。平成 24 年の貿易総額(香港を除く)は約 3,337 億米ドルであり，中国は，日本にとって６年連続で最大の貿易相手国となっている。また，中国側統計によると，日本の対中直接投資(約 73.8 億米ドル，平成 24 年)及び進出企業数(２万 2,790 社，平成 23 年末)は，いずれも中国において国として第１位の規模となっている。 平成 23 年 12 月の日中首脳会談では，経済分野での協力を更に進め，互恵的経済関係を質的に高めることで一致したところであり，これを踏まえ，様々な進展がみられた。例えば，平成 24 年５月に日中韓投資協定が署名され，11 月には日中韓自由貿易協定(FTA)の交渉を開始することを決定した。また，６月に円と人民元の直接取引が開始されるなど金融協力が強化された。さらに，８月にオープンスカイの段階的実現が合意されるなど航空分野の協力も進展した。 一方，尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張は経済面においても様々な影響を及ぼした。９月に中国各地で発生したデモが一部の地方で暴徒化したことにより，数十社の日本企業が，総額数十億円から百億円程度の損害を被った。政府としては，損害を被った日本企業の意向も踏まえつつ，中国側に対し，①再発防止，②不法行為を行った者に関しての迅速な捜査と厳正な処罰，③救済について中国国内法に基づく適切かつ公正な措置が迅速にとられることを求めている。また，９月の反日デモを契機として日本製品の不買などが生じ，日系自動車メーカーを中心に日系企業の売上に顕著な落込みが見られたほか，訪日・訪中観光客が減少するなど観光面でも影響が生じている。年末にかけて，売上の回復などが見られたが，依然予断を許さない状況が継続している。貿易上の個別の懸案に関しては，中国のレアアースに対する輸出規制措置について，日米 EU の申立てにより，７月，WTO 紛争解決機関(DSB)においてパネルが設置された。また，中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)措置について，12 月，中国に対し WTO 協定に基づき二国間協議を要請し，１月 31 日及び２月１日に協議を実施した。	１　東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 ２　互恵的経済関係をグレードアップする。 ３　地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

25年度	日中間の貿易・投資などの経済関係は，緊密かつ相互依存的である。平成25年の貿易総額(香港を除く)は約3,120億米ドルであり，中国は，日本にとって７年連続で最大の貿易相手国となっている。また，中国側統計によると，日本の対中直接投資(約70.6億米ドル，平成25年)は中国にとり第２位(１位はシンガポールで 73.3 億米ドル)，進出企業数(２万3,094社，平成24年末)は，中国において第１位の規模となっている(第２位は米国で約２万210社)。 平成 24 年からの尖閣諸島をめぐる日中関係の緊張は経済面においても様々な影響を及ぼしているが，平成 25 年後半には回復基調が見られた。 企業活動に関し，日本の大手自動車メーカーの中国における新車販売は，平成 24 年の一時期には前年比で５割前後減少したが，多くの企業で平成 25 年は前年比で増加に転じた。 経済分野における交流・協力に関しては，９月に中国の代表的企業の首脳一行が訪日して菅官房長官を表敬したほか，10月には顧朝曦中国民政部副部長が来日して三ツ矢外務副大臣やNPO法人などと意見交換を行った。11月には日中経済協会代表団一行が訪中し，汪洋国務院副総理大臣を表敬した。 また，日中韓FTAに関しては，平成25年３月に交渉を開始して以来，平成 26 年３月までに４回の交渉会合を開催した。 さらに，平成24年末から中国の大気汚染が一層深刻化していることを踏まえ，９月には中国の大気汚染研究者を訪日招へいし，日本の技術・経験の共有などを行うなど，環境面における協力も積極的に進めている(大気汚染については，大使館・総領事館のホームページ等を通じて現地在留邦人へも情報を提供している)。	日中関係は，尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが，中国側と粘り強く対話を行い，個別の事案が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。日中間で進めるべき協力・交流としては，例えば以下のものが考えられる。 １　日中韓FTAの交渉など，経済連携の取組を推進する。 ２　環境等様々な分野における協力を積み重ね，互恵的経済関係をグレードアップする。 ３　地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
26年度	日中間の経済対話に関しては，５月に APEC 貿易大臣会合に出席するために訪中した茂木経済産業大臣が，高虎城商務部長と会談し，10月には，APEC財務大臣会合のため訪中した麻生副総理兼財務大臣が，張高麗常務副総理との間で短時間の立ち話を行った。更に，12月末には日中の官民による省エネ・環境協力のプラットフォームである日中省エネルギー・環境総合フォーラムが２年ぶりに北京で開催され，高木経済産業副大臣が出席し，省エネ・環境に関する幅広い意見交換及び各種協力案件への署名が行われた。また同月，第 15 回日中漁業共同委員会が開催され，中国サンゴ船への対策や漁業資源管理について議論が行われた。また，経済同友会や日本経済協会代表団が訪中するなど，民間レベルの交流も活発に行われた。 両国共通の課題分野における協力に関しては，中国の環境NGOやメディア等の環境団体関係者を日本に招へいし，環境問題に係る意見交換や視察を行う「中国の環境団体関係者等訪日事業」や，外交部をはじめとする中国各省庁の若手行政官及び共産党の若手幹部等を招へいし，少子高齢化や環境・省エネ等の日中両国に共通する課題を取り上げ，日本政府関係者や有識者等との意見交換や視察を行う「日中共通課題理解促進事業」を実施した。 東日本大震災後に残された課題の克服については，平成24年以降，様々なルートで中国側に対して働きかけを行ってきており，11月の首脳会談等を契機として，中国側に一層の働きかけを実施した。	日中関係は，尖閣諸島に対する中国独自の主張により難しい状況にあるが，中国側と粘り強く対話を行い，個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないよう努力し，発展させていくとの「戦略的互恵関係」の基本的考え方にのっとり，大局的観点から日中関係を進めていく。 このような情勢にあるが，中国との間では可能な分野での協力を積み重ね関係改善につなげることが望ましく，日中間で進めるべき経済分野での協力・交流としては，例えば以下を実施する。 １　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。 ２　環境・省エネルギー，少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で，その克服に向け協力を進め，Win-Win の関係を構築する。 ３　東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の克服に向けた協力を進展させる。

	27年度	１　幅広い分野において，各種対話と交流が活発に行われた。４月には，日中韓観光大臣会合に出席するため，李(り)金早(きんそう)・国家旅游局長が訪日。また，日中韓三カ国環境大臣会合（４月，上海），日中財務対話（６月，北京），日中省エネルギー・環境総合フォーラム（11月，東京）等の閣僚級の対話を実施した。両国の関係省庁が一堂に会する日中経済パートナーシップ協議については，７月に約４年ぶりに局次長級会合が，12月には約５年半ぶりに次官級会合が開催され，二国間，多国間の課題と協力について意見交換を行った。また，実務レベルでは第16回日中漁業共同委員会（７月，東京），約３年半ぶりの日中社会保障協定政府間交渉 （11月，東京）が実施された。 ２　両国共通の課題分野における協力に関しては，外交部をはじめとする中国各省庁の若手行政官及び共産党の若手幹部等を招へいし，少子高齢化や環境・省エネ等の日中両国に共通する課題を取り上げ，日本政府関係者や有識者等との意見交換や視察を行う「日中共通課題理解促進事業」等を実施した。 ３　東日本大震災後に残された課題の克服については，大使館等を通じ，中国側に一層の働きかけを実施した。また，平成28年３月，約６年ぶりに開催された日中農業担当省事務次官級定例対話の機会にも，農業部に対し，日本食品に対する輸入規制の緩和につき，担当部局に働きかけるよう要請した。	平成26年11月の首脳会談以降，閣僚級も含めた各種の対話が再開・活性化しつつある。今後，中国との間では，「戦略的互恵関係」を経済面において一層具体化させるため，様々な分野に渡る協力案件を実施していくことが重要であるが，それにあたり，以下の３つを 27 年度の目標として設定する。 １　日中間の幅広い分野における経済対話を実施し，両国経済，地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。 ２　環境・省エネルギー，少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で，その克服に向け協力を進め，Win-Win の関係を構築する。 ３　東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和･撤廃等)の克服に向けた対話・協力の進展。
中期目標	―	日中「戦略的互恵関係」を進めるため，様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。	
３　日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日モンゴル関係は，平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化，特に，両国間の戦略的対話の促進を目指し，１月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴル訪問，７月にバリにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易相との間で外相会談を行った他，外交関係樹立 40 周年の節目の年である平成 24 年に入り，１月に一川防衛大臣のモンゴル訪問，３月にはバトボルド首相が訪日(実務訪問賓客)する等，ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。	ハイレベル対話促進，人的交流・文化交流の活性化，地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。
	24年度	平成24年は日本とモンゴルとの外交関係樹立40周年の記念の年に当たり，両国の官民が一体となって緊密に協力し，双方で様々な記念行事が実施され，共通外交目標である「戦略的パートナーシップ」構築に向けて，互恵的・相互補完的な関係深化のための取組が促進された年でもあった。９月の国連総会時に行われた野田総理大臣とエルベグドルジ大統領との首脳会談，アルタンホヤグ新内閣発足後に外相として初めての二国間会談のため９月に訪日したボルド外相と玄葉外務大臣との外相会談など，前年に引き続き，両国政府間で頻繁なハイレベル対話の機会が維持された。 ３月末には，日本の総理大臣としては７年ぶりとなる安倍総理大臣のモンゴル訪問が実施され，両国が共通する，「自由・民主」，「平和」，「助け合い」の「３つの精神」を基礎としながら，政治・安全保障，経済，人的交流・文化交流の分野での協力の強化について一致した。	ハイレベル対話促進，経済関係促進，人的交流・文化交流の活性化，地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。

	25年度	安倍総理大臣のモンゴル訪問以降，ボルド外相の訪日（６月），古屋国務大臣のモンゴル訪問（７月），バトバヤル経済・開発相の訪日（８月）等，頻繁なハイレベルの往来が行われた。９月のアルタンホヤグ首相が訪日した際の首脳会談においては，両国の互恵的・相互補完的な関係深化のための具体的方向性を示した「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」が策定されたほか，安倍総理大臣は，国連総会からの帰途我が国に立ち寄ったエルベグドルジ大統領と総理大臣私邸で会談を行う（９月）等，首脳間の信頼醸成が行われた。	「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け，特に，ハイレベル対話をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。
	26年度	前年に引き続き，ハイレベルの交流が活発に行われた。平成 26 年中に安倍総理大臣とエルベグドルジ大統領は，電話会談を含め４度の会談を行った。また，モンゴルからはサイハンビレグ首相（２月），エンフボルド国家大会議議長（２月）が訪日した。 外交当局間においても，８月の ASEAN 関連外相会合の際に岸田外務大臣がボルド外相と外相会談を行った他，６月には東京で次官級の第１回日モンゴル戦略対話，12 月には第２回日モンゴル外交・防衛・安全保障当局間協議を実施する等，平成 25 年９月に策定した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を着実に実施し，多層的な対話が行われた。	「中期行動計画」の着実な実施を通じて，ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話を促進し，地域・国際場裏での連携を強化し，文化・人的交流を推進する。
	27年度	１　27 年度も，前年に引き続きハイレベルの交流が活発に行われた。モンゴルからは，エルベグドルジ大統領（５月）が訪日し，10 月には安倍総理大臣が現職総理大臣としては初めて２度目のモンゴル訪問を行った。また，安倍総理大臣のモンゴル訪問時には，エルベグドルジ大統領との８回目の首脳会談が実施された。この他，産業相，人口開発・社会保障相，法務相，保健・スポーツ相，食糧・農牧業相ら，複数のモンゴルの閣僚が訪日した。 さらに，外交当局間においては，新たな試みとして，９月に第１回日米モンゴル協議がニューヨークで開催され，経済分野や多国間・地域における協力及び地域情勢等について，幅広い意見交換が行われた。 ２　文化・人的交流については，青年交流事業「JENESYS2.0」の枠組みを通して，モンゴルの青少年 200 名を日本に招待し，地方自治体等との交流を行った。	１　ハイレベル対話をはじめとした多層的で戦略的な対話を促進し，その成果を着実に実施・フォローアップするとともに，地域・国際場裏での連携を強化する。 ２　文化・人的交流を推進する。
中期目標	―	「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ，日モンゴル関係を一層深化させる。	
４　日モンゴル関係の着実な進展（経済面）			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日モンゴルの経済関係は，平成 22 年 11 月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化，特に，経済分野における互恵的・相互補完的な関係の強化を目指し，１月には玄葉国家戦略担当大臣がモンゴルを訪問，７月にパリにおいて松本外務大臣とザンダンシャタル外交・貿易相との間で外相会談を行った他，外交関係樹立 40 周年の節目の年である平成 24 年に入り，１月に一川防衛大臣のモンゴル訪問，３月にはバトボルド首相が訪日（実務訪問賓客）する等，ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。３月のバトボルド首相と野田総理大臣との首脳会談では，経済連携協定（EPA）交渉開始につき一致したほか，モンゴルの鉱物資源開発等，経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行わ	１　経済関係を促進する。 ２　日・モンゴル EPA 締結に向けた協議を推進する。

		れる等，多くの成果があった。	
	24年度	日・モンゴルEPAについては，平成24年３月に日・モンゴル首脳会談にて日・モンゴルEPA交渉を開始することで一致し，６月，ウランバートルにおいて，EPA交渉第１回会合が開催された。第１回会合では，交渉の枠組み(Terms of Reference)を採択し，今後の交渉の進め方や交渉の対象分野について一致したほか，分野別会合で交渉を行った。12月には東京で第２回会合が開催された。 また，３月には，安倍総理大臣がモンゴルを訪問し，安倍総理大臣から，地域のパートナーであるモンゴルとの間で経済関係を促進したいとして，①投資環境の整備及び②持続可能な経済発展への協力を２本柱とする「エルチ・イニシアティブ」と名付けた協力を提案し，アルタンホヤグ首相から賛同を得た。双方は，経済連携協定(EPA)交渉の早期妥結に向けて精力的に交渉を進めることにつき一致した。鉱物資源開発，タバン・トルゴイ炭田開発計画について，安倍総理大臣から，平成24年３月の首脳会談の結果を踏まえ，日本企業に対する支援を期待したい旨述べ，アルタンホヤグ首相から，同炭田の開発については長期かつ安定的に日本に石炭を供給できるようにしたいとの意向が表明された。	１　経済関係を促進する。 ２　日・モンゴルEPA締結に向けた交渉を推進する。
	25年度	日・モンゴルEPAについては，昨年度に引き続き，積極的に交渉が進められ，４月にはウランバートルで第３回会合，７月には東京で第４回会合，12月にはウランバートルにて第５回会合がそれぞれ開催された。平成26年１月からは日本側首席交渉官に木原外務大臣政務官が就任した。 また，９月のアルタンホヤグ首相の訪日時に策定された「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」には経済分野での具体的な協力事項が含まれており，国際協力銀行(JBIC)の支援によるサムライ債の発行，工学系人材育成のための円借款による協力への署名等について具体的な進展が見られた。	日・モンゴルEPA交渉を推進するとともに，エルチ・イニシアティブのフォローアップをはじめとした幅広い両国の協力について意見交換を行う。
	26年度	日・モンゴルEPAについては，引き続き，積極的に交渉が進められ，４月に東京で第６回会合，６月にウランバートルで第７回会合を実施した。７月にモンゴル・ビジネス・フォーラムに出席するため訪日したエルベグドルジ大統領との首脳会談に際しては，EPA交渉の大筋合意達成を表明し，「戦略的パートナーシップ」を更に強化するため，経済分野での協力の強化が重要である点で一致した。また，その際，安倍総理大臣は，モンゴルの輸出と産業多角化を促進するための「エルチ・イニシアティブ・プラス」を提案するとともに，モンゴル側からの要請を踏まえ，経済アドバイザー派遣を含む支援を通じて，モンゴルの中長期的な経済政策の策定を後押しする意向を表明した。 ２月に訪日したサイハンビレグ首相と安倍総理との間で日モンゴルEPAへの署名を行った。	日モンゴル経済連携協定締結に向けた手続きを推進するとともに，「中期行動計画」の着実な実施を通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。
	27年度	１　日・モンゴルEPAについては，平成27年２月に署名が行われた後，両国それぞれにおいて，発効に向けた国内手続きが進められた。 ２　両国間の経済関係の深化については，産業相，人口開発・社会保障相，法務相，保健・スポーツ相，食糧・農牧業相ら，複数のモンゴルの閣僚が訪日した他，第１回日米モンゴル協議がニューヨークで開催された際，３カ国の代表は，経済分野の協力についても協議し，モンゴルの経済政策の透明性･一貫性を向上させ，モンゴル経済	１　日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推進する。 ２　首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを通じて，両国経済関係を拡大・深化させる。

		に対する投資家の信認を強化すべく協力していくことで一致した。	
中期目標	―	「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ，日モンゴル関係を一層深化させる。	
５　日台実務関係の着実な進展			年度目標
	25年度	我が国の必要な支援の下，公益財団法人交流協会及び亜東関係協会との間で，日台民間漁業取決め，日台電子商取引取決め，日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書，日台薬事規制協力取決め，日台鉄道交流了解覚書，日台航空機捜査救難協力取決め，金融協力覚書が署名された。 また，１月には，日台漁業委員会において，日台民間漁業取決め適用水域において漁業者が遵守すべき操業ルールが作成された。	日台間における，各種互恵協力の枠組み作りと相互理解・相互信頼の更なる増進のため，台湾との間の実務関係の窓口である交流協会の活動に必要な支援を与えていく。
	26年度	我が国の必要な支援の下，公益財団法人交流協会及び亜東関係協会との間で，観光事業協力覚書，原子力安全規制情報交換覚書，特許手続微生物寄託覚書，出入境管理協力覚書が署名された。また，３月には，日台漁業委員会において，日台民間漁業取決め適用水域において漁業者が遵守すべき操業ルールが改定された。更に，両協会の間で，日台経済関係を分野横断的に議論する「日台経済パートナーシップ委員会」の枠組みも立ち上がり，６月及び11月に会合が開催された。 なお，文化交流面では，６月から 11 月にかけて，東京及び福岡において，故宮博物院展が開催され，延べ 65 万人が参観に訪れた。	台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。経済分野での更なる協力の深化や，故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。
	27年度	１　経済分野での更なる協力の深化については，公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で，所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止や，競争法の適用等に関する協力文書が作成された。 ５月，台湾における日本産食品への輸入規制が強化されたため，交流協会を通じて，科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう台湾側に対し繰り返し申し入れた。 ２　宝塚歌劇団の第２回台湾公演（８月）や，裏千家家元の訪台（９月）への後援をとおして，日台間の相互理解の促進を図った。	台湾は，民主，平和，法の支配といった基本的価値観を共有し，緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。特に以下の取組を実施する。 １　経済分野での更なる協力の深化。 ２　故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。
中期目標	―	良好な日台関係を維持・発展させていく。	

６　日中及び日モンゴル間の首脳，外相会談の実施回数（電話会談を除く） ①日中 ②日モンゴル	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
	①8 ②2	①6 ②3	①0 ②3	①3 ②5	①4 ②3	―
年度目標値	①8程度 ②2程度	①8程度 ②2程度	①4程度 ②2程度	①4 ②3	①4回 ②3回	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) －中国(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html) －モンゴル(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html) －台湾(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html)

	ー香港(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html) ーマカオ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html) ・平成28年版外交青書(外交青書2016)第２章　第１節　アジア・大洋州

個別分野	５　タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマーとの友好関係の強化
施策の概要	１　我が国とメコン河流域５か国(タイ，ベトナム，カンボジア，ラオス，ミャンマー)との間において，政府間の要人往来をはじめ，政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流，インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 ２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備，同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて，地域全体の安定と発展を図る。
関連する内閣の重要政策	・「日・メコン協力のための新東京戦略 2015」（平成 27 年７月４日に開催された第７回日本・メコン地域諸国首脳会議にて採択） 「日本とメコン地域諸国は，メコン地域における地域の安定と「質の高い成長」の実現のため，今後３年間（2016 年～2018 年）にわたり，次の四本柱（注）に基づく日・メコン協力を実施していくことを表明した。 日本は，この実現のため，ODA に関して，2015 年２月に新たに閣議決定された開発協力大綱に則し，メコン地域に対して今後３年間で 7500 億円規模の支援を行っていくことを表明した。 双方は，日・メコン協力を推進するために民間部門が今後より一層重要な役割を果たしていくことを改めて認識し，民間投資の拡大と官民連携の強化に向け，更に取り組んでいくことを決定した。」 （注）①ハード面での取組，②ソフト面での取組，③グリーン・メコンの実現に向けた持続可能な開発，④多様なプレーヤーとの連携 ・第８回日・メコン外相会議における城内外務副大臣発言要旨（平成 27 年８月５日） ７月に東京で開催された第７回日・メコン首脳会議が，今後３年間の日メコン協力の方針「新東京戦略 2015」を全会一致で採択するなど成功を収めたことに対するメコン各国の協力への謝意を表明。 著しい経済成長を遂げつつあるメコン地域は，日本にとって経済的にも戦略的にも極めて重要なパートナーであり，メコン地域の「質の高い成長」の実現に向けて共に取り組むべく，新戦略の４本柱（（ア）ハード面での取組，（イ）ソフト面での取組，（ウ）グリーン・メコンの実現，（エ）多様なプレーヤーとの連携）に沿って，今後３年間で 7500 億円規模の ODA 支援を含め，具体的な取組を進めていくことを表明。

測定指標	１　要人往来等を通じた二国間関係の強化		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	玄葉外務大臣のミャンマー訪問(12 月)，インラック・タイ首相(３月)，トンルン・ラオス副首相(８月)，ズン・ベトナム首相(10 月)，ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外相(10 月)の訪日等多くのハイレベルの対話を通じて，着実に成果を上げた。特に，本年は東日本大震災に際し，メコン地域諸国の政府及び国民から物資，義援金等の多大な支援がなされたこともあり，会談等を通じて二国間の連帯，協力関係を確認することができた。また，メコン地域では大規模な洪水被害が発生し，タイなどでは我が国企業も大きな被害を受け，我が国が復旧，復興及び今後の治水対策を積極的に支援した。 (第４回日メコン首脳会談(４月 21 日，於：東京)にて，平成 27 年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略 2012」を採択した。①メコン連結性の強化，②投資や貿易の促進，③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という３本の柱を策定。)	要人往来，各種会談・協議及び交流事業を実施する。要人往来，会談等を通じて，政治経済分野等における二国間関係を強化する。
		24年度	第４回日メコン首脳会談(４月 21 日)におけるメコン諸国５カ国首脳の訪日にはじまり，11 月の ASEM 及び ASEAN 関連首脳会議では野田総理大臣が各開催国であるラオス及びカンボジアを公式訪問し右５カ国との首脳会談の実施，更に，安倍政権発足直後の安倍総理大臣のベトナム・タイ公式訪問(１月)が行われるなど，特に首脳の往来が頻繁に行われた。また，麻生副総理大臣のミャンマー訪問(１月)や外相会談の実施等，ハイレベルの往来も非常に多く行われた。これらの要人間の対話を通じて，東京戦略 2012 及び日メコン外相会談で策定された行動計画に盛り込まれた協力内容についてフォローアップを行った。	「東京戦略 2012」にて策定された新たな３本の柱を具体化し，中長期的な視点より協力を実施するため，閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。

	特にミャンマーについては，28 年ぶりの国家元首の訪日時を含む２回の首脳会談，麻生副総理大臣のミャンマー訪問，外相会談等を通じ，ミャンマーがテイン・セイン大統領の下で進める民主化・国民和解・経済改革を官民の総力をあげて支援し，関係強化を進めた。	
25年度	25 年度，安倍総理大臣は，５月に現職総理大臣として 36 年ぶりにミャンマーを，11 月にはカンボジア・ラオスを訪問し，24 年度と合わせてメコン全５か国を訪問した。また，12 月の日 ASEAN 特別首脳会議の際にも，副首相が参加したタイを除く４か国と首脳会談を実施した。３月には，サン・ベトナム国家主席を国賓として招へいし，日越首脳会談を実施した。さらに，岸田外務大臣も，25 年度にメコン全５か国の外相と会談したほか，３月にはミャンマーを訪問し，日ミャンマー外交関係樹立 60 周年，かつ，同国が初めて ASEAN 議長国をつとめる重要な節目の年の早いタイミングでの訪問を通じて，同国との連携・協力を強化した。これらのハイレベルの要人往来・対話を通じて，メコン地域における我が国のプレゼンス向上，及びメコン諸国との二国間関係の強化を進めた。 特にミャンマーについては，上述の安倍総理大臣，岸田外務大臣のミャンマー訪問やテイン・セイン大統領の訪日(平成 25 年 12 月)等の要人往来を活発化させた。首脳会談等において，同国が議長国を務める ASEAN 関連会合に向けた連携，少数民族との和平に向けた支援，また，「改革の支援」，「共に繁栄を目指して」，「人的交流・文化交流の強化」，「政治・安全保障協力の強化」の４つの分野等幅広い二国間関係の強化を進めていくことで一致するとともに，これらの点の実現に向けた取組を進めた。	上記の新行動計画に基づきつつ，中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく，ASEAN 関連外相会議，同首脳会議，更に 12 月に予定されている特別首脳会議を含む要人往来，各種会談・協議及び交流事業を実施する。これらを通じ，我が国プレゼンスの拡大，パートナーシップの強化等ニ国間関係を幅広く強化する。 特にミャンマーについては，平成 27(2015)年の総選挙もかんがみ，幅広く要人往来を実施し，ミャンマーの改革努力を後押しし，「改革の支援」，「共に繁栄を目指して」，「人的交流・文化交流の強化」，「政治・安全保障協力の強化」の４つの分野に注力することにより，関係を包括的に強化することを目指す。
26年度	１　安倍総理大臣は，メコン全５カ国との首脳会談を，合計で９回行った。 (１)カンボジアについては，３月の国連防災世界会議の際に，来日したフン・セン首相と首脳会談を行った。 (２)ラオスについては，３月，トンシン首相を公式実務訪問賓客として招へいし，首脳会談を行い，その際，両国の関係は「戦略的パートナーシップ」へと格上げされた。 (３)ミャンマーについては，11 月の ASEAN 首脳会議の際に，ミャンマーを訪問した安倍総理大臣とテイン・セイン大統領との間で首脳会談を行った。 (４)タイについては，プラユット・タイ首相との間で，４度にわたって首脳会談を行った(10 月，11 月，２月，３月)。 (５)ベトナムについては，10 月の ASEM 首脳会議の際に，ミラノを訪問した安倍総理大臣とズン首相との間で首脳会談を行った。また２月には安倍総理大臣とズン首相が電話会談を行った。 ２　岸田外務大臣はメコン全５カ国との外相会談等を，合計で７回行った。 (１)カンボジアについては，６月に岸田外務大臣はカンボジアを訪問し，ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相との間で外相会談を行った。 (２)ラオスについては，５月，パリを訪問していた岸田外務大臣はトンルン副首相兼外相との間で外相会談を行った。 (３)タイについては，９月，国連総会の際に，米ニューヨークにて，タナサック・タイ副首相兼外相との間で外相	第５回日メコン首脳会議で採択された「東京戦略 2012」の中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ，中長期的な視点から日本とメコン諸国間の協力をより推進させるべく，ASEAN 関連外相会議，同首脳会議を含む要人往来，各種会談・協議及び交流事業を実施する。これらを通じ，我が国プレゼンスの拡大，パートナーシップの強化等ニ国間関係を幅広く強化する。 特に，ミャンマーについては，ASEAN 関連会合に向けた連携，少数民族との和平に向けた支援といった各分野で協力を進め，幅広い二国間関係をより一層強化していく。

会談を行った。
（４）ベトナムについては，８月，岸田外務大臣がベトナムを訪問しミン副首相兼外相と，10 月には，来日したフック副首相との間で会談を行った。また，３月には，国連防災世界会議への出席で来日したゾアン国家副主席との間で会談を行った。
（５）ミャンマーについては，８月の ASEAN 外相会議の際に，ミャンマーにおいてワナ・マウン・ルイン外務大臣との間で外相会談を行った。
３　一年で合計 16 回におよぶこれらの首脳会談や外相会談，さらには交流事業等を通じ，各国との協力関係が一層強化された。具体的には以下のとおり。
（１）カンボジア
　平成 25 年の日カンボジア外交関係樹立 60 周年の機会に両国関係を「戦略的パートナーシップ」へ格上げ（平成 25 年 12 月）し，６月の岸田外務大臣の訪問を通じ，二国間の具体的協力を推進する機会となった。
　選挙改革支援をはじめとする民主主義の定着に向けた協力，平成 27 年の ASEAN 共同体構築を見据えた経済外交の強化，直行便就航に向けた環境整備（航空協定の実質合意），ASEAN 対日調整国であるカンボジアとの南シナ海情勢，北朝鮮問題を含む地域情勢に関する連携について，協力を進めていくことで一致した。
　岸田外務大臣は日本による最大の投資案件（約 250 億円）であるイオンモール・プノンペン開所式に出席し，日本企業のカンボジア進出支援をアピールした。フン・セン首相他ほぼ全ての閣僚が出席するなど，カンボジアからの高い期待が示された。
（２）ラオス
　日ラオス間の「包括的パートナーシップ」の強化に向け，平成 27 年の日ラオス外交関係樹立 60 周年も念頭に，要人往来等を通じて幅広い分野での協力を推進していくことで一致し，３月トンシン首相訪日の際に両国関係は「戦略的パートナーシップ」に格上げされた。
　４月には，ラオスで初めて外務・防衛当局の安全保障対話が開催され，二国間の航空協定締結に向けた準備が進んでいる。更に，近年の日系企業による対ラオス投資の関心の高まりを受け，４月に日本貿易振興機構（JETRO）ビエンチャン事務所が開設された。
（３）ミャンマー（含；少数民族問題）
　日本政府は，ミャンマー政府と少数民族との国民和解に向け，「積極的平和主義」の下，笹川陽平・国民和解担当日本政府代表とも連携し，国内和平への関係者の取組を強力に支援しており，全国規模の停戦合意の早期実現へ向けたミャンマー政府の取組を後押ししている。これに対し，テイン・セイン大統領からは，笹川代表をはじめとする日本からの支援には感謝しており，引き続き国民和解を推進していきたいとの意向が伝えられた。また，安倍総理大臣からは，ミャンマー西部ラカイン州の情勢改善に向けた更なる取組を働きかけ，テイン・セイン大統領からは，外国の協力も得つつ情況の改善に努力したい旨の発言があった。
　10 月には，邦銀３行に参入許可が付与された。日本政府は，円借款（PDF）も活用して，中小企業向け金融，配電網，ティラワ港などの整備に協力するとともに，郵

	便・通信・放送，建設などの分野において協力するほか，日本の官民の知見を活かし，保健・医療分野の拠点整備や人材育成など支援している。 　また，ミャンマー南部のダウェー経済特別区開発についても今後，日本，ミャンマー，タイの３カ国間で協議していくことで一致した。 （4）タイ 　両首脳は，タイの鉄道整備に関する両国運輸当局間の覚書が署名されたことを歓迎し，今後，具体的協力を進めていくことで一致した。 　また，日本企業が安心して長期の投資ができるビジネス環境の維持・強化の重要性について指摘し，タイ政府の新投資奨励策に関して日本企業の具体的要望を踏まえた善処を要請した。プラユット首相からは，日本企業の要望も考慮しつつ，前向きに対応したいとの発言があった。また，両首脳は，タイ企業の対日投資利便化のための覚書署名を歓迎した。 （5）ベトナム 　両国は，「広範な戦略的パートナーシップ」の下，幅広い分野の協力を推進していくことで一致した。ズン首相は，日本のベトナムに対するODA供与に謝意を表明した。	
27年度	１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換 安倍総理大臣はメコン全５カ国との間で合計９回の首脳会談を，岸田外務大臣は合計６回の外相会談をそれぞれ実施した。 （１）カンボジア 　フン・セン首相との間での２度にわたる首脳会談（７月，11月），ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相との外相会談（７月）を行った。カンボジア側からは，「積極的平和主義」への高い評価と支持が表明された。また，「質の高いインフラパートナーシップ」の下での「つばさ橋」建設に代表される連結性強化への支援について謝意表明があるとともに，フン・セン首相からは同国としても更なる投資環境整備に取り組む意思が示された。 （２）ラオス 　平成27年３月，トンシン首相が公式実務訪問賓客として訪日した際，従来の「包括的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」の関係へと格上げされた。これを踏まえ，同パートナーシップの具体化及び平成28（2016）年のラオスのASEAN議長国就任等を視野に，安倍総理大臣とトンシン首相は，２度会談した（７月，11月）。また，岸田外務大臣とトンルン外相も平成28年２月に外相会談を実施した。ラオス側は，日本政府によるODA支援に甚大なる謝意を表明した他，日本が地域と国際社会の平和の促進に多大な貢献をしていることを評価した。 （３）ミャンマー 　７月，安倍総理大臣とテイン・セイン大統領との間で首脳会談が行われ，安倍総理大臣から，日本は引き続きミャンマーの民主化や社会経済改革を官民を挙げて支援する考えであり，自由・公正な総選挙の実施に向けた協力を行っていく旨述べた。テイン・セイン大統領からは，ODAをはじめとする日本のミャンマーに対する支援に対し謝意表明があり，更なる協力を期待する旨発言があった。	１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。 ２　第７回日メコン首脳会議を東京で主催し，会議を成功させる。 ３　第７回日メコン首脳会議で「新東京戦略 2015」を，第８回日メコン外相会議で「行動計画」をそれぞれ採択し，日メコン協力の着実な実施を目指す。 ４　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 ５　日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

また，平成 28 年１月には，岸田外務大臣は訪日中のワナ・マウン・ルイン外相との間で外相会談を行った。

さらに，総選挙で勝利した国民民主連盟（NLD）に対しては，２月に和泉総理大臣補佐官がミャンマーを訪問し，安倍総理大臣発アウン・サン・スー・チーNLD 議長宛の親書を手交し，日本が新政権を全面的に支援する旨の意向を伝達した。

（４）タイ

プラユット首相との間で，２度にわたって首脳会談を行った（７月，11 月）。プラユット首相からは，日本の「積極的平和主義」への支持と，「平和安全法制」に対する期待が示された。また，両首脳は鉄道分野での協力の進展を歓迎し，日本側から，その他のインフラ整備でも日本の技術と経験の活用に対する期待を表明した。

また，11 月に岸田外務大臣はドーン外相との間で外相会談を実施した。

（５）ベトナム

安倍総理大臣は，９月に公賓として訪日したグエン・フー・チョン共産党書記長と会談し，日越共同ビジョン声明を発出した他，グエン・タン・ズン首相との間で，２度の首脳会談を実施した。双方は両国間の「広範な戦略的パートナーシップ」を更に発展・強化することに一致し，ベトナム首脳からは，日本の平和国家としての歩みに対する評価と「積極的平和主義」への支持が示されるとともに，ベトナムの海上法執行機関に対する日本の支援への感謝及び引き続く協力への期待が示された。また，「質の高いインフラパートナーシップ」への評価と期待が示されるとともに，日越農業協力中長期ビジョンの下での，農業分野における両国間の協力に対する期待が示された。外相レベルでは，７月にファム・ビン・ミン副首相兼外相が訪日し，岸田外務大臣との間で第７回日越協力委員会を開催するとともに，日越外相会談を実施し，幅広い分野における協力と連携を深めていくことで一致した。

２　第７回日メコン首脳会議を東京で主催

７月４日，安倍総理大臣は，フン・セン・カンボジア首相，トンシン・ラオス首相，テイン・セイン・ミャンマー大統領，プラユット・タイ首相，ズン・ベトナム首相を東京に迎え，第７回日メコン首脳会議を開催した。今後の日メコン協力の方向性につき首脳レベルで合意したほか，各首脳とそれぞれ二国間首脳会談を行った。

３　第７回日メコン首脳会議で「新東京戦略 2015」を，第８回日メコン外相会議で「行動計画」を採択

７月の第７回日メコン首脳会議では，「ハード面での取組」，「ソフト面での取組」，「グリーン・メコンの実現」，「多様なプレーヤーとの連携」を４本柱とする，今後３年間の日メコン協力の方針「新東京戦略 2015」が採択され，メコン地域に対して今後３年間でハード・ソフト両面におけるインフラ整備や人材育成等の分野における 7500 億円の ODA 支援を実施することを表明した。

また，８月の第８回日メコン外相会議では，首脳会議で採択された「新東京戦略 2015」を実現するための具体的な行動及び措置を定めた「日メコン行動計画」を策定

		した。 ４　議会間，議員間交流 　４月，塩谷立衆議院議員を会長とする「日本・メコン地域諸国友好議員連盟」が設立された。７月の日メコン首脳会議の際に同議連主催で昼食会等の行事が行われ，メコン地域との議員間交流が行われた。 （１）カンボジア 　12 月に日カンボジア友好議連幹事長・今村雅弘衆議院議員及び同事務局長・小渕優子衆議院議員が，カンボジア訪問の機会をとらえ，フン・セン首相及び同国側友好議連と会談。また，同月，日メコン友好議連事務局長・渡邉美樹参議院議員がカンボジアを訪問し，同議連の活動への協力を要請した。平成 28 年２月には，参議院招待により，サイ・チュム上院議長が訪日し，衆参両院議長及び安倍総理大臣と会談し，両国間の友好協力関係を一層発展させることで一致した。 （２）ラオス 　８月に「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2015）」出席のためパーニー国民議会議長が，11 月にはラオス日本友好議連会長を含む議員団が訪日した。 （３）ミャンマー 　４月～５月，遠藤利明衆議院議員他がミャンマーを訪問し，ミャンマー議会との交流を深めた。また，11 月の総選挙の際には，自由で公正な選挙が行われるよう日本政府の選挙監視団のみならず，国会議員による選挙監視団も派遣された。 （４）タイ 　塩崎厚生労働大臣・日タイ友好議連会長が，タイ訪問の機会をとらえ，タイ側友好議員団との交流を実施した。 （５）ベトナム 　12 月，参議院議長として初めて，山崎参議院議長がベトナムを公式訪問した他，奥石参議院副議長も同月ベトナムを公式訪問した。ベトナムからは，８月にグエン・ティ・キム・ガン国会副議長が訪日。両国議会間の交流が大きく進展した。また，日越友好議連を通じた交流も，引き続き活発であった。 ５　日メコン官民協力・連携促進フォーラム 　メコン諸国側の都合もあり，27 年度は同フォーラムを開催しなかったものの，戦略的実務者招へい事業や講師派遣等のスキームを利用してメコン諸国からの招へい及び民間有識者の日本からの派遣を行い，面会やセミナー等の機会を通じて日本の外交政策をインプット・対外発信し，知的・人的交流に取り組んだ。	
中期目標	―	様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し，各国との二国間関係を強化する。	
２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備			年度目標

	施策の進捗状況・実績	23年度	二国間の経済対話の枠組みを通じて，インフラ海外展開，貿易投資環境の整備の促進及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。我が国は，日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会，日カンボジア官民合同会議等を開催するとともに，メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて，同地域への日本企業の進出を一層促進するため二国間のみならず，メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。 （第４回日メコン首脳会談(平成24年４月21日，於：東京)にて，平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化，②投資や貿易の促進，③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という３本の柱を策定。）	各種投資委員会，フォーラムの着実な実施を通じて，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，二国間のみならず，メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。
		24年度	第４回日メコン首脳会議にて策定された「東京戦略2012」を実施するため，第５回日メコン外相会議（７月）において，協力の具体的行動・措置をまとめた「行動計画」を策定した。その後，これらの方針に従い，着実にメコン諸国と協議を重ね，日本企業支援に繋がる貿易投資環境の整備を促進し，経済関係を強化することができた。 特にタイについては，日タイ経済連携協定の下における各種小委員会を開催するとともに，「行動計画」に盛り込まれたインフラ整備・防災・ダウェー開発に関する日タイワーキンググループを開催した。 ベトナムについては，日越外相会談時にあわせた日越協力委員会（７月），日越共同イニシアティブ（フェーズ４），工業化戦略作業部会等の様々な枠組みによる対話を重ねている。また，日越経済連携協定下における「自然人の移動に関する小委員会」では看護師・介護福祉士の新たな受入れに向けた協議を行った。 さらにミャンマーでは，関係各省庁の意見集約を行う日ミャンマー官民合同タスクフォースを国内で開催するとともに，集約された意見をミャンマー側と協議する日ミャンマー共同イニシアティブを新たに立ちあげ（３月），双方の官民による貿易投資整備の促進を図った。また，日ミャンマー投資協定に関する交渉を開始した。 その他，ラオス，カンボジアにおいても，日・カンボジア官民合同会議，日ラオス官民合同対話の枠組みによる投資促進のための協議を行った。 ２月には第３回日メコン官民協力連携促フォーラムが開催され，カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発大臣をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」，「環境・都市環境」，「外食産業」，「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。	「東京戦略 2012」にて策定された新たな３本の柱を具体化し，中長期的な視点より協力を実施するため，閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。
		25年度	上記の「東京戦略2012」及び平成25年12月の日メコン首脳会議にて改訂された「行動計画」に基づき，日本とメコン諸国間との協力を推進させるべく，特に連結性の向上，官民協力及び人的交流の促進につき，地域全体及びメコン各国との間で下記取組を実施した。 メコン地域全体の官民協力を促進すべく，平成 26 年２月に，第４回日メコン官民協力連携促進フォーラムを東京にて開催し，ソマート・ラオス公共事業計画相をはじめメコン各国から官民の実務者の参加を得て，日本側代表者との間で意見交換を行い，日メコン経済関係の深化に貢献した。	上記の新行動計画に基づき，中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく，各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに，　メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，二国間のみならず，メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

	ベトナムについては，９月に，日越協力委員会第５回会合が開催され，岸田外務大臣とミン越外相が，工業化戦略，投資環境整備，経済連携及び経済協力につき議論を行った。 ミャンマーについては，５月に日ミャンマー共同イニシアティブ第２回協議が，10 月に同第３回協議が開催され，後者では，共同議長である駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画・経済開発相の下，プウィン・サン商業副大臣の出席も得て議論を行い，特に査証，輸出入政策，ティラワ関連を含む建設業関連，保険について分科会を設け，詳細な議論を継続していくことで双方了解した。また，12 月の日ミャンマー首脳会談において，ASEAN で唯一投資協定を結べていなかったミャンマーとの間で，同国にとって初の二国間「自由化型」となる投資協定の署名がなされた。 カンボジアについては，11 月に日カンボジア官民合同会議が開催され，共同議長である駐カンボジア大使，ソク・チェンダ首相補佐特命大臣兼 CDC 事務局長の下，投資環境整備，電力，輸出入規制等につき議論が行われた。 タイについては，日タイ経済連携協定の下におけるビジネス環境の向上や農業分野の協力に関する小委員会が開催された。 ラオスについては，12 月に第７回日ラオス官民合同対話が開催され，駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め，法律・政策の透明性や税制を中心に投資促進のための協議が行われた。	
26年度	１　カンボジアについては，６月及び 12 月に日カンボジア官民合同会議を開催し，駐カンボジア大使及びソック・チェンダ開発評議会事務局長との間で，輸出入手続き，最低賃金，電力問題等の投資環境改善に向けた協議を行った。 ２　ラオスについては，12 月に第８回日ラオス官民合同対話が開催され，駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め，前回に続き，法律・政策の透明性や税制を中心に投資促進のための協議が行われた。 ３　ミャンマーについては，７月及び 10 月に日ミャンマー共同イニシアティブを開催し，駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画経済開発相等との間で輸出入政策・投資関連手続等について協議を行った。 ４　タイについては，日タイ経済連携協定の下，農業，林業及び漁業に関する小委員会，食品安全に関する特別小委員会，地域間連携に関する特別小委員会が開かれた。 ５　ベトナムについては，日越経済連携協定の下，看護師・介護福祉士候補者受入れに関する協議を実施した。また，８月には経済・経済協力等について広く議論する日越協力委員会第６回会合を，12 月にはベトナムにおける投資環境整備を目的とした官民の枠組みである日越共同イニシアティブ第５フェーズ最終評価会合を実施した。	上記の「東京戦略 2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づきつつ，中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させるべく，各国との経済協議の枠組，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催するとともに，メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムを開催し，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，二国間のみならず，メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。
27年度	１　各国との経済協議の枠組み，日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催 （１）カンボジア ７月に第 12 回，平成 28 年３月に第 13 回の日カンボジア官民合同会議が開催され，駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め，カンボジアにおける投資環境改善に向け，最低賃金や	「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づきつつ，中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させる。以下の取組により，同地域への日本企業の進出を一層促進するため，貿易投資環境を整備する。 １　各国との経済協議の枠組み，日タ

	行政手続きの効率化等にかかる協議を行った。 （２）ラオス 12 月に第９回日ラオス官民合同対話が開催され，駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め，税・関税・物流等，投資促進のための協議を行った。 （３）ミャンマー ６月に日ミャンマー共同イニシアティブを開催し，駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画経済開発相等との間で税務，査証・外国人登録（FRC），外貨引出し制限，労務問題等について協議を行った。また，ミャンマー及びタイとの間では，ミャンマー南部のダウェー経済特別区開発に係る三者協議を８月及び 12 月に実施し，三ヶ国での協力を進めていくことを確認した。 （４）タイ 日タイ経済連携協定の下，（ア）農業，林業及び漁業に関する小委員会，食品安全に関する特別小委員会，地域間連携に関する特別小委員会，（イ）物品の貿易に関する小委員会，及び（ウ）ビジネス環境の向上に関する小委員会が，以下の主な議題にて開催された。 （ア）タイからの協力要請案件（世界農業遺産等）に関する検討，地理的表示（GI）に関する意見交換 （イ）関税撤廃に関する協議（農産品，自動車完成品等），貿易促進政策 （ウ）クラスター政策等の投資優遇政策の在り方，「共同政策提言」の実施状況，タイの産業高度化のための人材育成政策，ビジネス活動の基盤となる個別政策の重要性（水管理政策，エネルギー政策） （５）ベトナム 11 月に，日ベトナム共同イニシアティブ・第６フェーズのプレキックオフ会合が開催され，労働，賃金，運輸・ロジスティクス，サービス及び中小企業育成の５つのワーキンググループの立ち上げに合意した。同イニシアティブは，日越間の投資・貿易等に係る官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており，これとの重複を避ける観点から，日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。日越経済連携協定に基づくベトナム人看護師・介護福祉士の受入れについては，12 月に日越間で個別の協議を実施した。５月に第２陣 152 名が入国し，国内の介護施設・病院で就労を開始した。 ２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論 ７月の第７回日メコン首脳会議において，安倍総理大臣から，同会議で採択された「新東京戦略 2015」に基づき，官民パートナーシップの活用も含め，民間投資のさらなる促進と，地方及び民間の活力も取り込んだ重層的な協力関係の構築に努めつつ取組を進めていく旨説明した。これに対し，メコン諸国からは，日本とメコン地域の経済関係の進化を歓迎するとともに，日本企業のさらなるメコン地域への進出，投資の増加，官民連携の強化を期待する声が聞かれた。 第８回日メコン外相会議では，城内外務副大臣から，力強い経済成長を続けるメコン地域は，日本の経済外交の最重要地域であると述べ，近年飛躍的に増加しているメコン地域への日本企業の進出をさらに後押しすべく，平成 27 年２月に城内外務副大臣がメコン地域における官民連携	イ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。 ２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

		フォーラムを主催したことにも言及しつつ，今後とも，日本が，官民連携の強化，日本企業の展開推進に積極的に取り組んでいくことを表明するとともに，民間の活力を一層活用すべく，メコン諸国に対して更なる投資環境の整備を要請した。これに対し，各国外相からは，日本企業によるメコン地域への投資は，地域の経済成長に大きく貢献しており，日本企業の更なる進出と投資に期待する，メコン地域諸国としても，中小企業を含む日本企業からの投資を促進するため，投資・ビジネス環境の整備に努めていきたい，また，人材育成等を通じたソフト連結性の強化は，地域の競争性の強化にも資するものであり，引き続きの協力をお願いしたいとの発言があった。	
中期目標	―	各種投資委員会，フォーラムを実施し，メコン地域の貿易投資環境を整備し，経済関係の緊密化に取り組む。	
３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	第４回日メコン外相会議（7月21日，於:インドネシア・バリ）においては，今後の日メコン協力の重要課題として，特に環境・気候変動，官民連携を通じた投資等の促進，及び，脆弱性対策に関する協力を取り上げた。第３回日メコン首脳会議（11月18日，於：インドネシア・バリ）においては，「行動計画63」のフォローアップを行い，未達成部分（特に脆弱性支援）を抽出することで，新たな行動計画の策定を目指すことで合意，共同声明を採択した。これらに加え，グリーン・メコン・フォーラム（６月24日，於：タイ・バンコク）等の開催を通じて，日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し，日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。 （第４回日メコン首脳会談（平成24年４月21日，於：東京）にて，平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化，②投資や貿易の促進，③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という３本の柱を策定。）	日メコン外相会議，日メコン首脳会議等を通じて協力関係を強化する。日メコン協力の著しい進展を踏まえ，日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認する。 また，大規模な洪水被害に見舞われたタイの復旧，復興を継続的に支援することにより，メコン地域諸国との協力関係を一層強化するのみならず，同地域における我が国企業の経済活動を支援する上でも，有効・効率的に実施する。
	24年度	第４回日メコン首脳会議（４月 21 日，於：東京）にて，これまでの日メコン協力の方針であった「東京宣言」及び「行動計画63」のレビューを行い，これらが概ね達成されていることを確認した。これを受けて，同会議では，新たに「東京戦略 2012」を採択した。これは①メコン連結性の強化，②投資や貿易の促進，③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保の３本柱からなる平成 27 年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めたものである。また，７月に行われた第５回日メコン外相会議では，この「東京戦略2012」を具体化する「行動計画」が採択され，今後これらに沿って日メコン協力が進められていくことが確認された。同時に，第４回首脳会議では，25 年度以降３年間で，6,000億円のODAによる支援を表明したほか，我が国とメコン各国との間のあり得べき 57 案件のインフラ案件リストを作成し，我が国より提示した。 ２月には第３回日メコン官民協力連携促フォーラムが開催され，カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発相をはじめメコン各国から多様な分野における官民の実務者を招待し日本側の官民代表者と「インフラ」，「環境・都市環境」，「外食産業」，「コンテンツ産業」について意見交換を行う等活発な交流が行われた。	「東京戦略 2012」にて策定された新たな３本の柱を具体化し，中長期的な視点より協力を実施するため，閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。

25年度	第６回日メコン外相会議(６月30日，於：ブルネイ・バンダルスリブガワン)において，上記「東京戦略 2012」及び「行動計画」のレビューを行い，メコン地域の経済が着実に発展を続けていることが確認された。各国は，平成27(2015)年に向けて日メコン協力をさらに強化するとの決意を再確認するとともに，平成26年に，第47回ASEAN閣僚会議に続いて第７回日メコン外相会議をミャンマーにて開催することを確認した。 第５回日メコン首脳会議(12月14日,於:東京)では,「東京戦略 2012」の中間評価が採択されるとともに，前回首脳会議で表明された25年度以降３年間で約6,000億円のODA支援が順調に進捗していること及び，改訂された「東京戦略2012の実現のための行動計画」が確認された。 これは,平成27(2015)年に向けて日メコン協力をさらに強化するとのコミットメントを再確認するものである。また，第６回日メコン首脳会議が，平成 26 年に日本とミャンマーの共同議長により開催されることが確認された。 また，日本政府及びタイ政府の共催による第２回グリーン・メコン・フォーラム(10月21日，於：バンコク)においては，日本及びメコン地域諸国が「行動計画」に挙げられた事項について意見交換を行い，右成果は，上記首脳会議において報告された。 第４回日メコン官民協力・連携促進フォーラム（２月，於：東京)では，ソマート・ラオス公共事業運輸相を始めとする官民の関係者が，「インフラ」・「観光」・「保健医療」分野を中心に，メコン地域での官民連携強化に向けて議論を行い，議長総括が発出された。 上記「東京戦略2012」及び改訂版「行動計画」に基づき，特に，人的交流の促進に関して大きな進展が見られた。 まず，航空協定については，先方からの要請を踏まえ，12月の首脳会談において，カンボジア・ラオスそれぞれとの間で正式な交渉入りに同意した。また，１月にミャンマー航空協定改正議定書の署名が行われた。 さらに，ビザ緩和については，５月に，安倍総理大臣より，成長戦略第二弾の一環としてASEAN諸国へのビザ緩和が表明されたことを受け，７月にはタイ国民に対する査証免除，及びベトナム国民に対する数次ビザ発給，11月の総理大臣訪問の際にはラオス・カンボジア両国民に対する数次ビザ発給，さらに，平成 26 年が日ミャンマー外交関係樹立 60 周年であることを踏まえ，１月にはミャンマー国民に対する数次ビザの発給が，それぞれ決定された。これらの施策により，メコン諸国からの訪日者数が増加し，過去最大を記録した。	上記の新行動計画に基づき，中長期的な視点から日メコン協力をより推進させるべく，25年度の日メコン外相会議では，24 年度策定された「東京戦略 2012」及び「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う。 また，環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第２回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第４回会合の開催につき各国と合意形成を行う。
26年度	１　11月，ミャンマーにおいて日メコン首脳会議が開催された。各国首脳からは，「日メコン協力のための東京戦略2012」の中間評価及び改訂版「東京戦略2012の実現のための行動計画」に基づき，日メコン協力が大きくかつ実質的に進展していることに深い満足感が表された。また,「東京戦略2012」の３本柱である「連結性の強化」,「共に発展する」,「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」に従い，日本が5，000億円以上に上る日メコン協力の実施に向けた継続的な支援を行っていることが歓迎された。 ２　８月，ミャンマーにおいて日メコン外相会議が開催された。各国外相により，メコン地域のインフラ整備をハ	中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，26年度の日メコン首脳会議及び同外相会議では，「東京戦略 2012」中間評価及び改訂版「行動計画」に基づき日メコン協力がいかに進展したかについて評価を行う。 また，環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムの第３回会合及び日メコン協力における官民連携の促進を目指す日メコン官民連携・協力促進フォーラムの第５回会合の開催につき各国と合意形成を行う。

		ードとソフト両面で更に推進することの重要性を共有し，この分野における日本の支援が，メコン諸国自身の維持管理能力を高めること等を通して，長期的な使用にも耐え得る，強靭で質の高いインフラ整備を実現するものとして，高く評価された。また，「東京戦略 2012」の中間評価及び「東京戦略 2012 の実現のための行動計画」改訂版に基づく日メコン協力の進展が評価された。加えて，各国外相から，同協力の「連結性の強化」，「共に発展する」，「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」という３つの柱に則して実施された，平成 26 年前半の約 2，240 億円に上る日本の貢献が歓迎された。 ３　12 月，バンコクにおいてグリーン・メコン・フォーラム第３回会合が日タイ両政府共催により開催された。日本及びメコン諸国は，地域の環境・気候変動問題に取り組むため，地方公共団体の関与を含む，官民協力が極めて重要であることを再確認し，「『グリーン・メコンに向けた 10 年』イニシアティブに関する行動計画」の下，環境保護と経済成長との両立に重点を置き，環境分野における日メコン協力の取組を継続していく決意を共有した。会議の成果は，３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議への有益なインプットとなったと同時に，平成 27 年７月に東京で開催予定の第７回日本・メコン地域諸国首脳会議に報告される予定である。 ４　２月に「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム」第５回会合を開催した。特に「投資環境整備」，「インフラ」，「農業・食品産業」における官民協力の課題及び今後の方向性につき集中的な議論が行われ，平成 27 年末の ASEAN 共同体発足も踏まえ，官民連携を一層強化していくことが確認された。	さらに，平成 27 年は，平成 24(2012)年からの３カ年計画を定めた「東京戦略 2012」に代わる新たな成果文書を作成することになる見込みであることから，右に向け，メコン諸国との意見交換を通じ，日メコン協力のより一層の進展を図る。
	27 年度	１　「東京戦略 2015」及び「行動計画」の策定 ７月の第７回日メコン首脳会議では，「ハード面での取組」，「ソフト面での取組」，「グリーン・メコンの実現」（メコン河委員会（MRC）への支援を含む），「多様なプレーヤーとの連携」を４本柱とする，今後３年間の日・メコン協力の方針である「新東京戦略 2015」が採択され，メコン地域に対して今後３年間で 7500 億円の ODA 支援を実施することを表明した。 また，８月の第８回日メコン外相会議では，首脳会議で採択された「新東京戦略 2015」を実現するための具体的な行動及び措置を定めた「日メコン行動計画」を策定した。 ２　グリーン・メコン・フォーラムの開催 メコン諸国側の都合もあり，27 年度は同フォーラムは開催されなかったが，「新東京戦略 2015」や「日メコン行動計画」に日メコン協力の４本柱の一つとして「グリーン・メコンの実現」が盛り込まれるなど首脳・外相レベルにおいても環境分野についての議論が行われた。	１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく，第７回日メコン首脳会議及び同外相会議では，メコン河委員会(MRC)への支援等のメコン地域開発支援を含む「東京戦略 2015」及び「行動計画」を策定する。 ２　環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し，防災等について議論する。
中期目標	―	首脳，外相会議を通じ，日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。	

４　要人往来数(政務官レベル以上)	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	31	39	42	40	44	―
年度目標値	30 程度	30 程度	30 程度	36	36	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) ー日メコン協力(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html) ーカンボジア(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html) ーラオス(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html) ーミャンマー(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html) ーベトナム(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html) ータイ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html) ・平成28年版外交青書

個別分野	６　インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化
施策の概要	以下の事業を通じ，インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 １　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 ２　EPA の着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 ３　平和構築等，地域及び国際的課題に関する協力
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「ASEAN，豪州，インド，欧州とは，これまでも戦略的なパートナーとしてその絆を深めてきました。この協力関係を，より広く，より深く，強化してまいります。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「より統合され繁栄し安定した ASEAN は，地域全体の平和と安定にとり極めて重要です。ASEAN の更なる統合に向けた努力を引き続き支援するとともに，ASEAN 各国との関係を一層強化し，南シナ海の平和と安定への貢献も含め，引き続き協力してまいります。」 ・日本再興戦略(平成 25 年６月 14 日) 「経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについて，インドネシア及びフィリピンからの受入れに加えて，来年度からベトナムからの受入れを開始するとともに，今後の受入れ拡大に関して検討を続ける。」

測定指標	１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日(６月)やアキノ・フィリピン大統領の訪日(８月及び９月)，玄葉外務大臣のシンガポール・マレーシア・インドネシア歴訪(10 月)，ラモス＝ホルタ東ティモール大統領の訪日(１月)，グスマン同首相の訪日(３月)など具体的成果(例：６月のユドヨノ・インドネシア大統領訪日時の３つの閣僚級協議の定期開催の合意，９月のアキノ・フィリピン大統領訪日時の「戦略的パートナーシップ」の確認等)のある要人往来を数多く実施した。また，ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議，APEC 首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会に，数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し，二国間関係の強化を進めた。そのほか，マレーシア(10 月)及びフィリピン(３月)との次官級協議，インドネシア(11 月)及びフィリピン(３月)との政務・防衛当局間(PM)協議，フィリピンとの海洋協議(９月)等の政策対話を実施した。また，閣僚，国会議員，実務担当者から学生まで，幅広いレベルで招へい事業を実施し，二国間の対話・交流・協力を強化した。	１　首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 ２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。
		24年度	１　要人往来については，インドネシア３回，シンガポール３回，東ティモール１回，フィリピン２回，ブルネイ２回，マレーシア３回(総理大臣特使含む))合計 14 の要人往来があった。 ２　安倍総理大臣のインドネシア訪問を始め，マレーシアのアブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー国王王妃両陛下の国賓訪日，岸田外務大臣のフィリピン，シンガポール，ブルネイ歴訪，アニファ・アマン・マレーシア外相，デル・ロサリオ・フィリピン外相の外賓訪日，マルティ・インドネシア外相，モハメッド・ボルキア・ブルネイ外務貿易相の訪日等要人往来を数多く実施した。また，ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議，APEC 首脳会議及び閣僚会議，国連総会等多国間の会合の機会に，数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し二国間関係の強化を進めた。また，マレーシアとの次官級協議，フィリピンとの海洋協議を実施したほか，第９回日本・シンガポール・シンポジウムを開催した。さらに，閣僚，国会議員，	１　首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 ２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。

	実務担当者から学生まで，幅広いレベルで招へい事業を実施し，二国間の対話・交流・協力を強化した。	
25年度	安倍総理大臣が，７月にはマレーシア，シンガポール，フィリピンを訪問し，10月にはインドネシア，ブルネイを訪問したことに加え，12月の日・ASEAN特別首脳会議の際にこれら５か国全ての首脳が訪日したことで，５か国との間で首脳間の相互往来が実現した。 これらに加え，ASEAN関連首脳会議及び同外相会議，APEC首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会にも多数の二国間首脳会談及び外相会談を実施し，二国間関係の強化に努めた。また，インドネシアとの戦略的閣僚級対話，フィリピンとの次官級協議等の従来から開催している政策協議に加え，25年度からインドネシア及びフィリピンとの間でそれぞれ局長級協議も開催し，政策対話を強化した。更に，閣僚，国会議員から学生まで，幅広いレベルで招へい事業を実施した。 マレーシア東方政策については，12月に両国首脳レベルで東方政策2.0に係る二国間協議枠組みの立ち上げに合意した。日ブルネイ外交関係樹立30周年事業としては，日・ブルネイ友好 30 周年ロゴの作成，記念銀貨幣の製造等を実施した。	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。 １　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 ２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 ３　各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 ４　その他二国間関係強化に資する政策の実現（マレーシア東方政策セカンド・ウェーブへの協力，日ブルネイ外交関係樹立30周年事業の実施等）
26年度	５月の安倍総理大臣のシンガポール訪問をはじめ，同５月のナジブ・マレーシア首相の来日，６月のアキノ・フィリピン大統領の来日，７月の岸田外務大臣のインドネシア訪問，10月のシャンムガム・シンガポール外相兼法相の来日，３月のジョコ・インドネシア大統領の訪日（公式実務訪問賓客）など活発な要人往来が実現した。その他，APEC首脳会議及び同閣僚会議，ASEAN関連首脳会議及び同外相会議，国連防災会議等の機会にも，多くの二国間首脳会談及び外相会談を実施し，二国間関係の強化に努めた。また，３月にはリー・クァンユー・シンガポール元首相の逝去を受け，安倍総理大臣が同人の国葬に参列した。 政策対話の強化については，日シンガポール次官級協議の実施をはじめ，各国との間で二国間の重要課題について精力的に事務レベル協議を実施した。 人物交流については，政府高官，マスメディアから学生などの青少年交流に至るまで，幅広いレベルで招へい事業を実施した。	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。 １　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 ２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 ３　各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現 例：安倍総理大臣のシンガポール訪問，ナジブ・マレーシア首相来日，アキノ・フィリピン大統領来日，及び岸田外務大臣のインドネシア訪問，等。
27年度	１　安倍総理大臣のインドネシア（４月），フィリピン・マレーシア（11月）訪問をはじめ，５月ナジブ・マレーシア首相の訪日，６月のアキノ・フィリピン大統領の訪日（国賓），12月のインドネシアのルトノ外相及びリャミザルド国防相の訪日，平成28年３月のルアク東ティモール大統領の訪日（実務訪問賓客）など活発な要人往来が実現し，それぞれの訪問の際には，共同声明を発出した。その他，APEC首脳会議及び同閣僚会議，ASEAN関連首脳会議及び同外相会議等の機会にも，多くの二国間首脳会談及び外相会談を実施し，二国間関係の強化に努めた。また，平成28年１月には天皇皇后両陛下のフィリピン御訪問が行われた。 ２　政策対話の強化については，マレーシア及びシンガポールとの間での次官級協議の実施をはじめ，各国との間で二国間の重要課題について精力的に事務レベル協議を実施した。 ３　人物交流については，政府高官，マスメディアから学	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については，次の取組の実施に努める。 １　首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 例：ナジブ・マレーシア首相来日，アキノ・フィリピン大統領来日，及び岸田外務大臣のマレーシア訪問等 ２　次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 ３　各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

		生などの青少年交流に至るまで，幅広いレベルで招へい事業を実施した。閣僚級招へいを通じて１名の閣僚，戦略的招へいを通じて 12 名の政府要人，青年交流においては，JENESYS2015 を通じて約 1,000 人の招へいを行った。 　また，日シンガポール外交関係樹立 50 周年（平成 28 年）事業として，日・シンガポール友好 50 周年ロゴの作成を実施し，記念事業の認定のための募集を開始した。	
中期目標	―	要人往来，各種協議，会談，招へい等を実現し，インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの対話・交流・協力を強化する。	
２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	インドネシア，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの間で EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し，自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また，日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち 47 名，介護福祉士候補者のうち 36 名が国家試験に合格した(21 年度は看護師試験で 16 名)。国家試験合格者数を増加させるべく，訪日前研修を実施した。 　インドネシアとの間では，ジャカルタ首都圏のインフラ整備と投資環境整備のためのマスタープラン作成を進めているほか，中部ジャワ石炭火力発電所を日系企業が受注した。 　マレーシアでは，我が国が円借款や教員派遣を通じて支援するマレーシア日本国際工科院(MJIIT)が９月に開校した。	１　インドネシア，シンガポール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの経済連携(EPA)を着実に実施する。 ２　法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。
	24年度	インドネシア，フィリピン，マレーシアとの間で EPA の下での合同委員会，分野別小委員会を着実に実施し，自然人の移動やビジネス環境の整備などに関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また，インドネシアとは，10 月に第２回閣僚級経済協議及び首都圏投資促進特別地域(MPA)第３回運営委員会を開催，MPA 戦略プランを承認した。 　マレーシアでは６月にマレーシア日本国際工科院(MJIIT)の開校式が行われ，我が国からは鳩山元総理大臣が総理大臣特使としてナジブ首相と共に出席した。 　さらに，日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA については，右に基づき受け入れた看護師候補者のうち 30 名，介護福祉士候補者のうち 128 名が 24 年度国家試験に合格した(23 年度は，看護師試験合格者が 47 名，介護福祉士試験合格者が 36 名)。国家試験合格者数を増加させるべく，訪日前研修を拡充して実施した。	１　インドネシア，シンガポール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの経済連携(EPA)を確実に実施する。 ２　法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。 ３　日・インドネシア EPA，日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。
	25年度	インドネシアとは，12 月にジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA) 第４回運営委員会を開催し，MPA 関連事業の具体的な進捗を確認し，引き続き促進していくことを確認した。この他マレーシア・シンガポール間の高速鉄道等の個別案件についてもハイレベルでの働きかけを実施し，フィリピンにおける地デジ日本方式の採用の決定等の実質的な成果が得られた。 　さらに，日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいて日本語研修の拡充等の各種取組を継続し，25 年度に受入れた人数が看護師候補者については前年度の 57 名から 112 名に，また介護福祉士候補者については 145 名から 195 名へと増	各国との経済関係の強化については，特にインフラ輸出を念頭に，日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援を推進する(インドネシア MPA 戦略プランの推進等)。また，各国との経済連携(EPA)を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日・フィリピン EPA に基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては，日本語能力向上のための研修等の施策を拡充する。

		加した。また，25 年度の国家試験では，32 名の看護師候補者と 78 名の介護福祉士候補者が合格した。	
	26年度	インドネシアとは，ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)関連インフラ案件への支援継続を念頭に，インフラ整備等の経済・産業協力に関する新たな閣僚級対話を実施することで一致した。また，マレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については，新幹線の導入に向け，マレーシア及びシンガポールに対し，ハイレベルによる累次の働きかけを実施した。 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続するとともに，26 年度に受入れた候補者数は，前年度の 307 名から 370 名へ増加した。また，26 年度の国家試験では，26 名の看護師候補者と 78 名の介護福祉士候補者が合格した。	インフラ輸出支援を念頭に，日系企業支援と個別案件での支援を継続する(MPA 戦略プランの推進等)。 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて研修の着実な実施及び受入れの拡大に努める。
	27年度	１　インドネシアについては，高速鉄道や首都圏東部新港湾等の事業につき累次の働きかけを行ったが，高速鉄道では，我が国との協力による事業実施には至らなかった。 マレーシア・シンガポール間の高速鉄道建設については，新幹線の導入に向け，マレーシア及びシンガポールに対し，ハイレベルによる累次の働きかけを実施した。 ２　日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては，日本語研修の拡充，滞在期間の延長等の各種取組を継続し，27 年度に受入れた候補者数は，前年度の 370 名から 571 名へ増加した。また，27 年度の国家試験では，33 名の看護師候補者と 82 名の介護福祉士候補者が合格した。その結果，合格率は，看護師国家試験においては，26 年度の７％から 27 年度には８％に向上した。介護福祉士国家試験においては，26 年度の 45%から 27 年度には 51%に向上した。	１　インフラ輸出支援を念頭に，日系企業支援と個別案件での支援を継続する(MPA 戦略プランの推進等)。 ２　各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し，特に日・インドネシア EPA，日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，国家試験の合格率向上，及び候補者の受入れ拡大を目指し，効果的な日本語研修の実施に努める。
中期目標	―	個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに，EPA の着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。	
３　平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	東ティモールの国づくりへの継続的な支援(国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への軍事連絡要員(自衛官２名)派遣，経済協力・平和構築人材育成事業の継続的実施，約 53 億円にのぼる初の円借款供与等)やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与(国際監視団(IMT)への開発専門家派遣，ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J－BIRD)，国際コンタクトグループ(ICG)への参加を通じた和平交渉支援)等により，地域の平和と安定に向けた貢献ができた。インドネシアとの間では，３月に ARF 災害救援実動演習(DiREx)を両国で共催した。また，12 月にミンダナオ島北部を襲った台風により死者 1,200 人を超える甚大な被害が生じたことを受け，2,500 万円相当の緊急援助物資を供与するとともに，200 万米ドルの緊急無償支援協力を実施した。さらに，バリ民主主義フォーラムにおいては，岡田総理大臣特使が民主主義の普及に関するスピーチを行った上，同フォーラムに対する具体的協力として，同フォーラムの一環として行われたエジプト民主化支援セミナーに協力するなど地域における民主主義の普及・定着に貢献した。	１　東ティモールの国づくりを支援する。 ２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 ３　地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。

24年度	東ティモールの国作り支援の一環として，３月から４月にかけて行われた大統領選挙に合計 17 名，７月に行われた国民議会選挙に合計７名を選挙監視団として派遣し，同国の安定・民主化に貢献した。また，UNMIT への軍事連絡要員(自衛官２名)派遣(９月まで)，経済協力，平和構築人材育成事業，円借款供与等の支援も継続的に実施した。 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスにも引き続き積極的に関与した(IMT への開発専門家派遣，J-BIRD の実施，ICG への参加を通じた和平交渉支援，３月には MILF 和平交渉団の訪日招へいを実施した)。 この他，12 月にインドネシアで開催された第５回バリ民主主義フォーラムには，外務副大臣が総理大臣特使として出席し，アジア地域の民主化とグローバル・ガバナンスに関するスピーチを行った。	１　東ティモールの国づくりを支援する。 ２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 ３　地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。
25年度	東ティモールの国作りの一環として，無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」，紛争予防・平和構築無償「効果的で利用しやすい司法制度，社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画(UNDP 連携)」，無償資金協力「モラ橋護岸計画」の３件の E/N 署名を実施するとともに，円借款案件「国道一号線整備計画」(平成 24(2012)年 E/N 署名)の実施に向けて調整した。また，防衛省・自衛隊による能力構築支援事業に関する国際約束に署名した。 安倍総理大臣が７月にフィリピンを訪問した際に，ミンダナオ和平プロセスについて，コミュニティ開発，移行プロセスにおける人材育成，持続的発展のための経済開発の３分野での支援を継続・強化していく旨表明し，25 年度も積極的な支援を継続した。 11 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには，高村自民党副総裁が総理大臣特使として出席し，民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。	１　東ティモールの国作り支援を継続する(経済協力，円借款供与等の活用)。 ２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する(国際監視団(IMT)への開発専門家派遣，ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J-BIRD)，国際コンタクトグループ(ICG)への参加を通じた和平交渉支援，ミンダナオ和平関係者の招へい等)。 ３　バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。
26年度	東ティモールの国づくりの一環として，無償資金協力「コモロ川上流新橋建設計画(詳細設計)」の E/N 署名を実施するとともに，９件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び２件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに，法整備，農業，教育機関等への能力構築支援を実施するとともに，ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。 フィリピン・ミンダナオ和平については，自治政府発足のための着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視団への開発専門家の派遣，国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加，コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。 10 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには，中根外務大臣政務官が出席し，民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。	東ティモールの国づくり支援を継続する。 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援を継続する。 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。
27年度	１　東ティモールの国づくりの一環として，無償資金協力「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」等の E/N 署名を実施するとともに，３件の草の根・人間の安全保障無償資金協力，及び４件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに，海洋，法整備，農業，教育機関等への能力構築支援を実施するとともに，ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。 ２　フィリピン・ミンダナオ和平については，自治政府発足のための着実な進展を支援すべく，引き続き国際監視	１　東ティモールのインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。 ２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。 ３　バリ民主主義フォーラムへの積極

		団への開発専門家の派遣，国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加，コミュニティ開発等の分野においてODAによる開発援助を実施した。アキノ大統領の訪日時には，首脳間で発出した共同宣言において，自治政府発足を見据え，地域の経済的自律の確保により一層焦点を当てつつ支援を実施する方針を打ち出した。 ３　12 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには，大使館次席公使が出席し，民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。 ４　南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて，首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに，フィリピン，マレーシア，インドネシア等において，海洋安保能力構築支援を行った。	的関与を継続する。
中期目標	―	平和構築に関する支援や関与，民主主義の普及・定着への貢献，防災分野における協力等を実施することにより，地域及び国際的課題に共に対応する。	

４　要人の往来数（日本側は外務省政務三役，相手国は元首，首脳，外務大臣）	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	21	14	18	19	17	―
年度目標値	14 程度	14 程度	14 程度	18	18	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html)（アジア） ・首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp/) ・国際協力機構ホームページ (http://www.jica.go.jp/) (http:/www.jica.go.jp/regions/asia/index.html#seasia)（アジア）

個別分野	７　南西アジア諸国との友好関係の強化
施策の概要	１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの強化 ２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 ３　南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施
関連する内閣の重要政策	・第190回国会施政方針演説(平成28年１月22日) 「ASEAN，豪州，インド，欧州とは，これまでも戦略的なパートナーとしてその絆を深めてきました。この協力関係を，より広く，より深く，強化してまいります。」 ・日印ヴィジョン2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働(平成27年12月12日) 「両首脳は，二国間の関与の方向性に満足の意を表明し，成長のための最大の可能性を持つ重要な関係である日印特別戦略的グローバル・パートナーシップを，両国の長きに亘る政治的，経済的，戦略的目標の広範な収束を反映した深淵かつ広範な行動指向のパートナーシップに，移行させることを決意した。」 ・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあるインドを始め，南西アジア各国との関係を深化させます。」

測定指標	１　インドとの特別な戦略的グローバル・パートナーシップの強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	野田総理大臣のインド訪問，クリシュナ外相の訪日に加え，国際会議等様々な機会を活用し，首脳・外相会談，更には各種事務レベルの協議を着実に実施し，日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。 具体的には，12月の野田総理大臣のインド訪問を含む３回の首脳会談や，10月の日インド外相間戦略対話を含む２回の外相会談を実施した他，４月に外務次官対話，４月及び２月に外務次官級政務協議，12月に日米印協議を行うなど，各種協議を実施した。特に，野田総理大臣のインド訪問時には，政治・安全保障面で，海上安全保障分野での協力を強化することで一致した他，経済面では，デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)に関する協力の進展など，多くの具体的成果を挙げるとともに，「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」を発出し，日インド関係をより一層強化するため，政治・安全保障，経済，文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合意した。	１　日インド首脳会談を成功裏に実施する。 ２　日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。
	24年度	玄葉外務大臣のインド訪問やクルシード外相の訪日に加え，国際会議等様々な機会を活用し，首脳・外相会談，更には各種事務レベルの協議を着実に実施し，日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。 具体的には，電話会談を含む３回の首脳会談や，４月の玄葉外務大臣のインド訪問を含む４回の外相会談を実施した他，10 月には外務次官対話や外務次官級政務協議，日印次官級「２＋２」，さらには日米印協議を行うなど各種協議を実施した。特に，玄葉外務大臣のインド訪問では第６回戦略的外相間対話の他，第１回閣僚級経済対話を実施し，日インド関係を更なる高みに持っていくことで一致した。 また，同訪問時に立ち上げに合意したサイバー協議や海洋に関する対話は年内に実施され，クルシード外相訪日時にはそれらが歓迎されるとともにそれらを含めた政治対話を一層深化させていきたい旨合意された。	１　日インド首脳会談を成功裏に実施する。 ２　日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。
	25年度	11月から12月にかけての天皇皇后両陛下による国賓としての御訪問，５月のシン首相の訪日及び１月の安倍総理大臣のインド訪問のみに留まらず，その他閣僚級，事務レ	天皇皇后両陛下のインド御訪問，首脳・外相会談，更には各種事務レベルの協議を着実に実施し，日インド戦略的グ

	ベルにおいて，政治分野はもちろん，経済，文化交流といった幅広い分野について協議を実施し，日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化を図った。 　具体的には，１月の総理大臣訪印の際に，共同声明「日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化」を発出し，普遍的価値を共有する民主主義国として，地域の平和，安定及び繁栄のために貢献していく決意を共有するとともに，デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の大型インフラ計画における進展を確認し，更に前進を図ることで一致した。11 月に行われた日印外相会談では，高速鉄道，日米印対話，民生分野の原子力協力及び地域開発協力などの政治安全保障及び経済分野において，協力を継続することで一致した。 　また，タミル・ナド州投資促進プログラム(限度額 130 億円)，インド工科大学ハイデラバード校整備計画(限度額 177 億 300 万円)について，円借款の実施が決定され，経済のみならず文化・学術交流を含めた分野で協力関係が進展した。	ローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 　シン・インド首相の訪日を成功裏に実施する。同訪問では，政治・安全保障面では，民主主義，法の支配に基づいた共通の価値観を確認する他，経済面では，デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等に関する協力の進展で一致するよう努める。また，日インド関係をより一層強化するため，文化・学術交流を含めた幅広い分野で協力を強化していく旨合意を図る。
26年度	１　９月のモディ首相訪日の際に，日印関係は，「特別」戦略的グローバル・パートナーシップに格上げされ，また日印首脳会談では，政治・安全保障，経済・経済協力，人的交流・学術交流等といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。 ２　１月，岸田外務大臣がインドを訪問した際には，スワラージ外相との間で第８回日印外相間戦略対話を実施し，二国間関係の強化に加え，国際場裏での協力や地域協力等につき議論した。さらに，事務レベルでは 10 月に日印科学技術協力合同委員会，12 月に，日米印３カ国での局長級協議や次官級の経済戦略会議を実施した。 ３　日印間での経済・経済協力については，９月の日印首脳会談で，安倍総理大臣から，今後５年間で，インドに対し，ODA を含む，3.5 兆円規模の日本からの官民投融資を実現するとの意図が表明された。同首脳会談では，両首脳が新幹線システム導入について，ムンバイ・アーメダバード間での共同調査の進展を歓迎するとともに，デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の日インド経済連携の旗艦事業の進捗を歓迎し，事業の加速化を約束した。	１　政権交代を果たしたインドの新政権と良好な関係を構築するため，モディ新首相の訪日をはじめとした要人往来を着実に実施することで，日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 ２　また，閣僚級，日印外相間戦略対話，各種事務レベルでの協議など幅広い分野における対話を行う。 ３　日本式新幹線システム導入，デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)といった大型経済協力案件に関しても一層の進展を図る。
27年度	１　11 月にクアラルンプール，パリでそれぞれ日印首脳会談を実施。12 月の安倍総理大臣訪印の際に行われた首脳会談では，特別戦略的グローバル・パートナーシップを拡大・深化させていくことを確認し，安倍総理大臣から，日印新時代の幕開けを迎えたことが表明された。また同首脳会談では，我が国の平和安全法制への支持，日印原子力協定の原則合意に加え，防衛装備品・技術移転協定及び秘密軍事情報保護協定等の署名等，政治・安全保障，経済・経済協力，人的交流といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。その結果を共同声明「日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働」の形にまとめた。 ２　９月，米国・ニューヨークにおいて初の日米印外相会合を開催し，海洋安全保障や日米印の枠組みでの関係強化について議論した。また，事務レベルでは，日印外務次官対話を６月，10 月，平成 28 年１月，２月に開催し	１　特別な戦略的グローバル・パートナーシップに格上げされた日印関係を更に発展させるべく政権交代を果たしたインドの新政権と良好な関係を構築するため，モディ首相や安倍総理大臣を始めとした要人往来を着実に実施することで，日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 ２　日印外相間戦略対話，及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議などを通じて，幅広い分野において日印間の協力関係を強化させる。 ３　新幹線システムの導入やデリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の経済案件の一層の進展などを通じて，日印経済関係を更に強化させる。

		た。また，日印次官級２＋２対話，日印外務次官級政務協議を４月に開催した。 ３　日印間での経済・経済協力については，12 月の日印首脳会談で，ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への新幹線システムの導入を確認し，「日印投資促進パートナーシップ」の着実な進展を歓迎した。平成 28 年２月には第１回目となるインド高速鉄道に関する第１回合同委員会を開催した。また，12 月の日印首脳会談ではデリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）を加速させることを確認した。 ４　人的交流の強化についても，12 月の日印首脳会談にて，インド若手人材１万人（今後５年間）の訪日受け入れ（留学生，短期招へい等）が安倍総理大臣から表明されるとともに，日印両首脳は両国でのビザ緩和の重要性を確認した。 　アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2015」招へいプログラムでインドから 118 名の高校生・大学生・大学院生の招へいを実施した。	４　留学生交流数を増加させるなど，潜在的な成長の素地が大きい日印間の人的交流分野での協力強化を図る。
中期目標	―	各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ジグミ・ケサル・ブータン国王王妃両陛下(11 月(国賓)),ティンレイ・ブータン首相(９月)，シュレスタ・ネパール副首相兼外相(１月)，ナシーム・モルディブ外相(同月)の訪日や，菊田外務大臣政務官のスリランカ・ブータン訪問(５月)，中野外務大臣政務官のモルディブ訪問(南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議出席(11 月))をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また，国連総会等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し，継続的な対話の機会を設けることができた。事務レベルの協議についても，パキスタンとの安全保障，経済等の分野での各種協議等を行うなど，各国との二国間協議を着実に実施した。さらに３件の閣僚級招へい，９件の戦略的実務者招へいを実施したほか，21 世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて，700 人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど，重層的な招へい事業を実施した。	首脳，閣僚級の要人往来，各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
	24年度	岡田副総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問(５月)や，カル・パキスタン外相(５月，７月)，ピーリス・スリランカ外相(７月)，モニ・バングラデシュ外相(７月)，ラージャパクサ・スリランカ大統領(３月)の訪日をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また，ASEAN 関連首脳会議等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し，継続的な対話の機会を設けることができた。 　事務レベルの協議についても，パキスタンとの安全保障，経済等の分野での各種協議等を行うなど，各国との二国間協議を着実に実施した。 　さらに１件の閣僚級招へい，４件の戦略的実務者招へいを実施したほか，被災地支援事業であるキズナ強化プロジェクトの一環として，約 500 名の高校生や大学・大学院生等が訪日するなど，重層的な招へい事業を実施した。	首脳，閣僚級の要人往来，各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。

	25年度	麻生副総理大臣のスリランカ訪問（５月），新藤総務大臣のモルディブ（６月）及びスリランカ訪問（７月）及びバングラデシュ訪問（３月）といった首脳級，閣僚級以上の往来が数多く実現した。これら往来の結果，幅広い分野において，各国との二国間協力が前進した。また，次官級対話，日米印協議など事務レベルの協議も継続的に実施した。 また，講師派遣事業によるスリランカへの講師派遣の実現，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」によるバングラデシュ，パキスタン，ネパールの青少年の受け入れといった文化，知的交流の促進も進められた。	閣僚レベルのバングラデシュ及びスリランカ訪問，政務レベルのモルディブ訪問をはじめとするハイレベルの要人往来を実現する。また，国連総会等の国際会議の機会を活用して，各国首脳・外相等との会談を実施し，継続的な対話を図る。
	26年度	１　ヤーミン・モルディブ大統領の訪日（４月），ハシナ・バングラデシュ首相の訪日（５月），トブゲー・ブータン首相の訪日（６月），安倍総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問（９月），パンディ・ネパール外相の訪日（10月及び３月），ダール・パキスタン財務相の訪日（１月），ファテミ・パキスタン外務担当首相特別補佐官の訪日（３月）といった首脳級，閣僚級の往来を活発に行った。 また，３月には城内外務副大臣がスリランカを，中根外務大臣政務官がパキスタンを訪問したのに加え，事務レベルでも２月の日バングラデシュ外務次官級政務協議，３月の日パキスタン外務次官級政務協議など，南西アジア地域各国との間のハイレベルでの対話を多様なチャンネルを通じて展開した。 ２　人的交流の分野でも，講師派遣事業によるインド・ネパールへの講師派遣，アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2.0」による域内７カ国からの青少年の受け入れ等を積極的に実施した。	南西アジア地域各国との関係を維持強化するために，各国とハイレベルでの会談を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。具体的には，バングラディッシュ首相の来日，ブータン首相の来日実現を目指す。また，我が国要人の南西アジア地域各国への訪問実現を目指す。
	27年度	１　日バングラデシュ首脳会談（４月，９月），日スリランカ外相会談（６月），日モルディブ外相会談（８月），日スリランカ首脳会談（10月），日パキスタン外相会談（11月）といった首脳級，閣僚級での会談を活発に行った。 また，６月の城内外務副大臣のネパール訪問，７月の中根外務大臣政務官，平成28年２月の濵地外務大臣政務官のモルディブ訪問など日本の政府要人による南西アジア地域への往訪も活発に行われた。 これらハイレベル対話では，各国首脳から我が国の平和安全法制への支持を得たことに加え，スリランカとの円借款「全国送配電網整備・効率化計画」に関する書簡の交換等の成果があった。 ２　事務レベルでは，二国間関係の継続的強化のため，バングラデシュとの原子力協議（４月），パキスタンとの官民合同経済対話（11月），スリランカとの政策対話，海洋協議（平成28年１月），を実施するなど，協議の場を設けた。 ３　「JENESYS2015」により，南西アジア６か国から164名を招へいした。	１　南西アジア地域各国との関係を維持強化するために，時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施するよう努める。 ２　事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。 ３　各種プログラムなどによる人的交流を契機とした友好関係の強化を図る。
中期目標	―	要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。	
３　南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施			年度目標

施策の進捗状況・実績	23年度	８月に大洪水が発生したパキスタンに対して，JICA を通じた 3,500 万円相当の緊急援助物資の供与や，国連機関と協力し，1,000 万ドルの緊急無償を行うとともに，平成 23 年１月から２月にかけて洪水被害が発生したスリランカに対しては，テント等の救援物資の供与や国際機関や NGO を通じた支援を実施した他，９月に道路及び灌漑施設の復旧のため 70 億円の円借款の供与を決定した。また，域内各国の経済・社会開発への支援に関して，11 月にパキスタン，３月にインドに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助や，１月にバングラデシュに対して母子保健の状況改善のための 50 億４千万円を限度とする円借款の供与を通じた支援を行うほか，ODA の供与等を通じて，スリランカ，ネパール，ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。また，11 月の SAARC 首脳会合に参加し，同地域の平和と繁栄に向けた様々な取組を指示する旨表明した。さらに，３月には，第５回日 SAARC シンポジウムを開催した。	１　災害に対し，迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 ２　南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	24年度	各国の経済・社会開発への支援に関し，スリランカに対して医療機材の整備支援のための無償資金協力や中小企業支援のための無償資金協力，パキスタンに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助を行った他，社会インフラ整備のためにスリランカに対して９億４千万円を供与限度とする高速道路・道路交通情報提供システム整備計画の無償資金協力やバングラデシュに対して地下水調査及び深層帯水層水源開発のために７億 2,800 万円の無償資金協力，ネパールに対するタナフ水力発電計画のための円借款等を行った。 また，ODA の供与等を通じて，スリランカ・ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。	１　災害に対し，迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 ２　南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	25年度	当地域の各国の平和と繁栄のために，人道的かつ経済的な支援を様々なレベルで実施した。 バングラデシュに対しては，同国にとって最大の二国間援助供与国として，インフラ分野，防災，社会開発，食糧支援など様々な分野で援助を実施しており，３月には，同国の航空保安設備の整備のために 24 億 200 万円を限度とする一般プロジェクト無償資金協力の供与が決定された。若い民主主義国が多い南西アジア諸国への民主化支援を積極的に行っており，ネパールに対しては，７月には同国における制憲議会選挙の円滑な実施を支援するために１億 4,900 万円の無償資金供与を決定した。モルディブに対しては，11 月の大統領選挙に選挙監視団を派遣するなど人的貢献を中心とした民主化支援を実施した。	１　災害に対し，迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 ２　南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	26年度	南西アジア地域の平和と繁栄のため，域内各国が被災した場合に迅速な支援を行うとともに，平和構築・民主主義定着などの課題に取り組む各国への支援を実施した。 具体的には，８月にネパールで発生したネパールでの地滑り被害を受けて，WFP への拠出金のうち 50 万ドルをイヤマークした。 ９月，インド北部及びパキスタン北東部で発生した洪水被害を踏まえて，シェルター・食糧配布等の分野における支援のため，各 10 万ドル，合計 20 万ドル(約 2, 300 万円)の緊急無償資金協力を国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)を通じて実施した。 12 月，モルディブの首都マレ島で発生した淡水化施設の火災による同島での水危機の際には，モルディブに対し	１　災害に対し，迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 ２　南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し，同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。

		て，モルディブ政府内のタスクフォースに助言をするための専門家を派遣した。 ３月，児童の学習環境の改善及び紛争の影響を受けたコミュニティの持続可能な復興・再建を図ることを目的として，スリランカに対する無償資金協力「マナー県におけるコミュニティ主体の学習環境改善を通じた持続可能な再定住計画」に関する書簡の交換を実施した。	
	27年度	１　南西アジア地域の平和と繁栄のため，域内で災害が発生した際には迅速な支援を行うとともに，その後の継続的な支援を実施した。また，各国が抱える問題に適切な支援を行うとともに，民主化支援等も行った。 ４月，ネパール中西部で発生した大地震に際し，緊急人道支援として，国際緊急援助隊（救助チーム，医療チーム及び自衛隊部隊（医療救助隊））の派遣，緊急援助物資の供与及び 1,400 万米ドル（約 16.8 億円）の緊急無償資金協力を実施。また，復旧・復興支援として，６月に開催されたネパール復興に関する国際会議において，総額 2.6 億米ドル（320 億円超）規模の住宅，学校及び公共インフラの再建を中心とした支援を実施することを表明。ネパールのより良い復興の実現に向けて，これら支援を実施したほか，文化遺産の復旧・復興支援等も並行して実施。こうした日本側の支援に対し，６月の城内外務副大臣のネパール訪問の際に，ネパール政府要人（コイララ首相，パンディ外相，マハト財相等）から謝意が述べられ，日本の協力継続への期待が示された。 ２　防災や教育といった南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し，同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施した。 ７月，パキスタンのカラチに導入していた気象観測レーダーシステムの老朽化を受け，パキスタンの南部におけるサイクロンや洪水等の自然災害による被害の軽減及び同国における人間の安全保障と社会基盤の改善，既存のシステムの更新，パキスタン気象庁の気象観測能力向上を図る無償資金協力「カラチ気象観測用レーダー設置計画」に関する書簡の交換を実施した。 平成 28 年２月，初等教育修了率が未だ７割程度にとどまっているバングラデシュに対して，質の高い初等教育の完全普及という同国の政策目標を支援することを目的として，無償資金協力「第三次初等教育開発計画」に関する書簡の交換を実施した。	１　域内で発生した災害に対し，迅速かつ適切な支援･協力を実施する。特にネパールで発生した震災に対しては，同国の主要支援国として同国の復旧・復興に重要な役割を果たすよう努める。 ２　南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し，同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を時々の各国の政治情勢の変化に左右されにくい形で実施する。
中期目標	―	災害への人道・復旧支援，並びに開発及び民主化支援等を通じて，域内各国との関係強化を図るとともに地域の平和と繁栄に貢献する。	

４　要人往来数 （日本側は皇室，総理大臣，衆参両議院議長，閣僚，外務副大臣，外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首，王族，首相，国会議長，外相，外相より上位の閣僚，国際機関の長で，日本の外務大臣，外務大臣より上位	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	12	11	15	17	17	―

	の閣僚と会談のあったもの，もしくは日本で開催された国際会議出席が目的であったもの。） （外交青書資料編と同じ）						
	年度目標値	―	13 程度	13 程度	13	14	
	５　（参考指標）日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）（出典：財務省貿易統計）（27 年度の実績値は 2015 年１月～12 月，26 年度の実績値は 2014 年１月～12 月の貿易額を示す）	実績値					
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
		18,309	17,995	20,112	22,348	22,875	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・第 190 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html) (以下外務省ホームページ) ・第 190 回国会における岸田外務大臣の外交演説（平成 28 年１月 22 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html) 【インド】 ・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働(平成 27 年 12 月 12 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001508.html) ・安倍総理大臣のインド訪問(平成 27 年 12 月 11 日～13 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001501.html) ・日印首脳会談(平成 27 年 11 月 21 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_001574.html) ・日印首脳会談(平成 27 年 11 月 30 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_001597.html) ・日米印外相会合(平成 27 年９月 30 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/page3_001394.html) ・日・インド外務次官対話の開催（結果）(平成 27 年 10 月 15 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002539.html) ・第 10 回日・インド外務次官対話の開催（日程変更）（平成 28 年１月６日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002823.html) ・インド高速鉄道に関する第１回合同委員会の開催（結果）（平成 28 年２月 14 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002954.html) 【パキスタン】 ・城内外務副大臣とアジズ・パキスタン国家安全保障・外務担当首相顧問との会談(平成 27 年８月５日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/pk/page3_001314.html) ・日・パキスタン外相会談(平成 27 年 11 月６日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/pk/page3_001453.html) ・パキスタンに対する無償資金協力「カラチ気象観測用レーダー設置計画」に関する書簡の交換（平成 27 年７月９日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002284.html) 【バングラデシュ】 ・日・バングラデシュ首脳会談(平成 27 年４月 22 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page1_000103.html) ・日・バングラデシュ首脳会談(平成 27 年９月 29 日)

	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page3_001391.html) ・バングラデシュに対する無償資金協力「第三次初等教育開発計画」に関する書簡の交換（平成 28 年２月９日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002944.html) 【スリランカ】 ・在スリランカ大使館 HP　PRESS RELEASES 2016（2015 年５月 21 日） (http://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_en/00_000027.html) ・サマラウィーラ・スリランカ外務大臣の訪日(平成 27 年６月 19 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/lk/page3_001250.html) ・ウィクラマシンハ・スリランカ首相の訪日(平成 27 年 10 月６日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/lk/page3_001407.html) 【ネパール】 ・ネパールにおける地震被害（平成 27 年７月 10 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/np/page22_001980.html) 【モルディブ】 ・中根外務大臣政務官のモルディブ訪問（結果）(平成 27 年７月 28 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/mv/page3_001301.html) ・日・モルディブ外相会談(平成 27 年８月 28 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000141.html) ・中根外務大臣政務官とマウムーン・モルディブ外相の昼食会（平成 27 年８月 28 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/mv/page22_002210.html) ・濵地外務大臣政務官のモルディブ訪問（結果）（平成 28 年２月 10 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/mv/page25_000325.html) 【JENESYS】 ・JENESYS2015　招へいプログラム（対象国：インド，テーマ：先端技術，日本文化）（平成 28 年１月 18 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002857.html) ・JENESYS2015　招へいプログラム（対象国：SAARC 加盟７か国，テーマ：エネルギー）（平成 28 年１月 18 日） (http://mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002860.html)

個別分野	８　大洋州地域諸国との友好関係の強化
施策の概要	大洋州地域諸国とのハイレベルの対話を強化する等して，友好関係を強化する。
関連する内閣の重要政策	・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) 「地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは，普遍的価値のみならず，戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的な経済関係の強化に加えて，戦略認識の共有，安全保障協力を着実に進め，戦略的パートナーシップを強化する。また，アジア太平洋地域の秩序の形成や国際社会の平和と安定の維持・強化のための取組において幅広い協力を推進する。その際，日米豪の三か国協力の枠組みも適切に活用する。・・・モンゴル，中央アジア諸国，南西アジア諸国，太平洋島嶼国，ニュージーランド，カナダ，メキシコ，コロンビア，ペルー，チリといったアジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けて協力する。太平洋に広大な排他的経済水域と豊富な海洋資源を有する太平洋島嶼国とは，太平洋・島サミット等を通じ海洋協力を含む様々な分野で協力を強化する。」

測定指標	１　豪州及び NZ との関係強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	１　要人往来 ギラード豪首相(４月)，ジェンキンス豪連邦下院議長(５月)，エマーソン豪貿易相(10 月)，マッカリーNZ 外相(８月)が来日するとともに，我が方からは，山花外務大臣政務官の訪豪(８月)，中野外務大臣政務官の訪豪(11 月)，山口外務副大臣の訪 NZ(９月)を実施した。 ２　年度中の主な進捗事項 ・日豪経済連携協定(EPA)交渉第 13 回会合(12 月) ・日豪経済連携協定(EPA)交渉第 14 回会合(２月)	
	24 年度	１　日豪間では，日豪物品・役務相互提供協定(ACSA)，日豪情報保護協定(ISA)が発効した。 ２　NZ との関係では，９月に訪日したキー首相との間で首脳会談を実施したほか，９月に日 NZ 間のオープンスカイ(航空の一層の円滑化)に関する公文の交換を行った。また，12 月に租税条約改正への署名を実現した。	豪州及び NZ とハイレベルでの要人往来を実現する
	25 年度	１　日豪間では，「戦略的パートナーシップ」の更なる強化のため，防衛装備品・技術の移転に係る枠組みの検討や，共同運用及び訓練を円滑化するための各種協議を行い，ビショップ外相・メイソン外務政務次官来日(10 月)や三ツ矢外務副大臣の訪豪(12 月)等の機会に，その進捗を確認した。 ２　日 NZ 間では，二国間関係を「戦略的協力パートナーシップ」と定めたオークランド声明を発出し(岸田外務大臣の訪 NZ，６月)，マカリー外相の来日(11 月)の機会に声明のフォローアップを行った。	豪州とは，安全保障分野において，日豪 ACSA，日豪 ISA の発効を前提とした新たな協力関係の構築を目的とした要人往来を行う。 NZ とは，経済協力に加えて，防災協力，国際場裏での協力の実現を目的に，二国間パートナーシップの拡大と政務レベルの相互訪問を目指していく。
	26 年度	１　日豪間では，安倍総理大臣訪豪時(７月)に日豪首脳会談を行い，両国を共通の価値と戦略的利益に基づく「特別な関係」と位置づけた。安全保障・防衛協力分野では，防衛装備品・技術移転協定に署名し，共同運用及び訓練を円滑化するための協定について検討のための交渉開始が決定された。更に，日豪 EPA にも署名を行った(１月に発効)。 ２　日 NZ 間では，安倍総理大臣訪 NZ(７月)やキー首相訪日(３月)時に首脳会談，また，APEC 閣僚会合の際に外相会談がそれぞれ行われ，経済，安全保障等の分野での戦略的パートナーとしての二国間の協力についてフォローアップが行われた。	日豪関係については，「戦略的パートナー」として，安全保障・防衛分野での協力関係強化(装備品，円滑化関係)を進めるとともに，日豪 EPA 交渉を推進し，ハイレベルの対話を強化する。 日 NZ 関係については，「戦略的協力パートナー」として，経済や安全保障・防衛，人的交流での協力を深め，ハイレベルの対話を強化する。
	27 年度	１　日豪関係 （１）11 月及び 12 月，それぞれアンタルヤ（トルコ）及び東京において日豪首脳会談，５月，９月，11 月及び平成	１　日豪関係 (１)首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持す

		28年２月にそれぞれ東京，ニューヨーク，シドニー及び東京において日豪外相会談を実施し，基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の特別な戦略的パートナーシップを一層強化することに合意した。 （２）11月，シドニーにおいて日豪２＋２を実施し，安全保障・防衛協力の一層の促進を確認した。 （３）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続を相互に改善する協定の作成に向けた交渉の実質的な進展を達成し，11月の日豪２＋２共同コミュニケ及び 12 月の首脳共同声明において，これを歓迎する旨が述べられた。 （４）10月に緊密化小委員会を開催するなど，日豪EPAの運用を促進した。また，12月には，各省局長級以上を集めた日豪交流促進会議が開催され，日豪間の経済交流の促進の具体策をオールジャパンで議論した。さらに，８月にはメルボルンに経済ミッションを派遣した。 （５）５月，日本は豪の要請を踏まえ，将来潜水艦の競争的評価プロセス（CEP）への参加を正式に表明し，11 月には，豪側に対し最終提案を提出した。 ２　日NZ関係 （１）第７回太平洋・島サミット（５月）の際に来日したケイ防災相と中根外務大臣政務官との会談を始め，高いレベルの緊密な意見交換を実施した。 （２）平成27年３月，安倍総理大臣とキー首相は，TPP交渉の妥結に向けて互いに努力を続けていくことで一致した。10月，交渉は大筋合意に至り，平成28年２月には署名が行われた。 （３）第７回太平洋・島サミットの際に発出され，NZも参加した「福島・いわき宣言－共に創る豊かな未来－」において，「島サミット・プロセスに基づき，連携及び協力への力強いコミットメントを新たに」する旨を宣言した。また，同サミットに出席したケイ防災相と中根外務大臣政務官は，太平洋島嶼国の防災への取組に協力していくことで一致した。	る。 （２）日豪２＋２を実施し，装備品・技術協力を含む安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。 （３）共同運用と訓練を円滑化すべく行政的，政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて交渉を進める。 （４）発効した日豪EPAに基づく，緊密化小委員会の開催を含む日豪EPAの積極的運用，日豪間の経済交流の促進を図る。 ２　日NZ関係 （１）首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。 （２）TPP 交渉の早期妥結に向けて協力する。 （３）太平洋地域における援助・政策連携を推進する。
中期目標	―	日豪・日NZの「パートナーシップ」を推進・強化する。	
２　太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　要人往来 プナ・クック諸島首相（６月），ポリエPNG外務貿易移民相（４月），ナイラティカウ・フィジー大統領（６月）が来日するとともに，我が方からは，菊田外務大臣政務官の訪ミクロネシア（７月）を実施した。 ２　年度中の主な進捗事項 ・日・PNG投資協定署名（４月） ・第６回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合（５月，７月，８月，10月，11月） ・日・クック諸島外交関係開設に係る署名（６月）	
	24年度	５月25日，26日，沖縄県名護市にて第６回太平洋・島サミットを開催。米国からの参加を初めて成功させ，「沖縄キズナ宣言」を採択した。	第６回太平洋・島サミットを成功裏に開催する。

	25年度	10月26日，太平洋・島サミット第２回中間閣僚会合(外相級)を東京で開催し，第６回太平洋・島サミットのコミットメント額の９割に匹敵する支援がすでに実施されたことを確認する等，フォローアップを行うとともに，第７回太平洋・島サミットに向け日本として太平洋島嶼国地域の安定と繁栄に一層大きな役割を果たしていくことを表明した。	太平洋島嶼国とは，10月に開催される太平洋・島サミット第２回中間閣僚会合で，第６回太平洋・島サミットからの協力進展を確認し，今後必要なアクションを具体的に特定する。
	26年度	有識者会合を５回開催し，第７回太平洋・島サミットに向けた具体的な協力の重点分野等につき提言を得た。 ３月，太平洋・島サミット高級レベル協議を行い，５月に開催される首脳級サミットに向けた意見調整や課題の認識共有を行った。	第７回太平洋・島サミット(平成27年５月予定)の開催に向けて，有識者会合や関係国・地域との協議を行い，ハイレベルの対話を強化する。
	27年度	第７回太平洋・島サミット(５月)を開催し，関係国から各国首脳を中心とするハイレベルの参加を得て，「福島・いわき宣言－共に創る豊かな未来－」を採択し，今後３年間，（１）防災，（２）気候変動，（３）環境，（４）人的交流，（５）持続可能な開発，（６）海洋・漁業，（７）貿易・投資・観光の７つの分野に焦点を当てつつ，協力を進めることを決定するなど協力関係の強化の方向性を示した。 ５月，我が国はニウエを国家承認し，８月，日・ニウエ間の外交関係開設のための書簡を交わした。 ９月，ニューヨークにおいて日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催した。 10月，オニール・パプアニューギニア首相を，我が国との外交関係樹立40周年という節目の年に公式実務訪問賓客として招へいし，首脳共同メッセージを発出し，将来に向けた双方向のパートナーシップを推進することとした。	第７回太平洋・島サミット(平成27年５月)を開催し，関係国・地域とのハイレベルの対話を通じて，関係を強化する。
中期目標		太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。	

３　要人の往来数 ※我が国要人は外務省政務三役及びその他閣僚級以上の往来数。他国要人は，それに準ずる地位の者の往来数とする。	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
	11	45	34	33	54	―
年度目標値	11件程度	34 程度(太平洋・島サミットの年)	34 程度(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	18	34 （太平洋・島サミットの年）	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成28年版外交青書第２章第１節５(大洋州) ・外務省ホームページ 【オーストラリア】 ・日豪首脳会談 http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page3_001467.html（平成27年11月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_001649.html（平成27年12月） ・第６回日豪外務・防衛閣僚協議（「２＋２」） http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page3_001481.html（平成27年11月） ・日豪外相会談

	http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000091.html（平成27年５月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002960.html（平成28年２月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page3_001405.html（平成27年10月） 【島嶼国】 ・第７回太平洋・島サミット（結果概要） http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page4_001215.html（平成27年５月）

施策Ⅰ－２　北米地域外交（モニタリング）

平成 28 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 27－Ⅰ－２)

施策名	北米地域外交
施策目標	１　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため，以下を実施する。 (１)日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (２)日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (３)日米安保体制の信頼性を向上するとともに，在日米軍の安定的な駐留を確保し，もって我が国の安全を確保する。 ２　日加関係の更なる強化のため，以下を実施する。 (１)日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (２)日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	297	276	513	506
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	297	276	513	
	執行額(百万円)		291	262	463	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	北米局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　北米諸国との政治分野での協力推進
施策の概要	１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 ２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「自由，民主主義，基本的人権，法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携を，一層深めます。 ASEAN，豪州，インド，欧州とは，これまでも戦略的なパートナーとしてその絆を深めてきました。この協力関係を，より広く，より深く，強化してまいります。」 「こうした外交を展開する，その基軸は，日米同盟であります。 普遍的な価値で結ばれた日米同盟，世界第一位と第三位の経済大国による日米同盟は，世界の平和と繁栄のため，共に行動する「希望の同盟」であります。 貧困，感染症，気候変動。人間の安全保障に関わるあらゆる課題に，米国と力を合わせて，立ち向かってまいります。 その強い信頼関係の下に，抑止力を維持しながら，沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組みます。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「今後も，これまでの成果を土台としつつ，日米同盟の強化，近隣諸国との関係推進，そして日本経済の成長を後押しする経済外交の推進という日本外交の三本柱を中心に取組を続けてまいります。 第一の柱は，日米同盟の強化です。 日本外交の基軸である日米同盟は，かつてないほど盤石です。日米両首脳は，昨年４月の安倍総理訪米の際，地域や世界の平和と安定の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことを確認し，11 月の首脳会談では，日米同盟を基軸として地域の平和と繁栄のためにネットワークを構築していくことで一致しました。 新ガイドライン及び平和安全法制は，日米同盟の抑止力の一層の強化に資するものであり，その下での取組を推進します。米軍の抑止力を維持しつつ普天間飛行場の危険性を除去すべく，政府として一日も早い辺野古への移設に向けて取り組みます。昨年９月，日米地位協定の環境補足協定を締結し，12 月には沖縄の在日米軍施設・区域の一部の早期返還等に関する日米共同発表を行いました。沖縄の負担軽減にも引き続き全力で取り組みます。」

測定指標	１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し，二国間の課題のみならず，アジア太平洋地域情勢，グローバルな日米両国の共通の諸課題について，両政府間で緊密な連携が図られた。また，９月の野田政権発足以来，日米両政府は，３回の首脳会談，７回の外相会談をはじめ，様々なレベルにおいて，累次に亘り，安全保障，経済，文化・人材交流を中心に，日米同盟を 21 世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきており，12 月には，玄葉外務大臣の二国間の文脈での訪米を実現，二国間の課題に加え，アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題について意見交換を行った。 ２　カナダについては，種々の国際会議の機会をとらえ，３回の首脳会談，２回の外相会談を実施するとともに，３月のハーパー首相訪日の際には，首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表した。	１　日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ，引き続き，日米間で緊密に協力していく。 ２　日本とカナダの間では，政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ，引き続き，日加間で緊密に協力していく。
	24年度	１　日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し(首脳会談３回，首脳電話会談２回，外相会談６回，外相電話会談２回，その他政務レベルならびに次官級・高級事務レベルの意見交換等 17 回を実施)，二国間の課題のみならず，朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢，アフガニスタン支援，シリアの情勢への対応やイランの核問題と	１　日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ，引き続き，日米間で緊密に協力していく。特に，北朝鮮，ミャンマーなどといったアジア太平洋地域における課題，さらには，アフガニスタン・パキスタン支援，イランの核問題などのグローバルな課題

	いったグローバルな日米両国の共通の諸課題について，両政府間で緊密な連携を図り，安全保障，経済，文化・人材交流を中心に，日米同盟を 21 世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきている。特に，新政権下では，日本外交の基軸である日米同盟を強化していくとの決意の下，１月から２月にかけての首脳・外相レベルの相次ぐ訪米に見られるように，日米間で極めて緊密な連携を図った。 ２　カナダについては，４月の日加政務・防衛当局間(PM)協議，第 10 回日加安全保障シンポジウム，６月のロスカボスでのＧ20 首脳会合，９月のウラジオストクでの APEC 首脳会合の際の首脳間での懇談，翌年１月の安倍新総理大臣との電話会談，次官級・事務レベルの意見交換等を実施したほか，11 月の日加経済連携協定(EPA)交渉の第１回会合等，政治，安全保障，経済等幅広い分野における緊密な協力を行った。 　また，ACSA については，４月に第２回日加 ACSA 締結に向けた協議を実施し，その後も引き続き日加間で調整を継続している。	のにつき緊密に連携する。 ２　日本とカナダの間では，政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ，引き続き，日加間で緊密に協力していく。特に，日加物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を進める。
25年度	１　日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し(首脳会談２回，首脳電話会談２回，外相会談５回，外相電話会談６回を実施)，二国間の課題のみならず，朝鮮半島情勢や中国との関係などのアジア太平洋地域情勢，シリア情勢への対応やイランの核問題，さらには気候変動問題や女性のエンパワーメント等といったグローバルな日米両国の共通の諸課題について，両政府間で緊密な連携が図られた。 ２　カナダについては，４月のＧ８外相会合の際に外相会談，５月の第 11 回日加安全保障シンポジウム，６月の英国でのＧ８サミットの際に首脳会談，７月 ASEAN 関連会合の際に外相会談を行ったほか，９月には安倍総理大臣がカナダを訪問し首脳会談等を行った。また，３月，第２回日加次官級「２＋２」対話を実施した。経済についても４月，７月，11 月に日加経済連携協定(EPA)交渉の第２～４回会合等を実施するなど，政治，安全保障，経済等幅広い分野における緊密な協力を行った。 　また，ACSA については，９月の安倍総理大臣訪加の日加首脳会談において実質合意を確認した。	１　米国との間では，アジア太平洋地域情勢の戦略環境が大きく変化していることを踏まえ，安全保障面，経済面のみならず地域情勢への対応を含め，幅広い分野で協力関係を強化していく。 ２　カナダとの間では，政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ，引き続き，日加間で緊密に協力していく。特に，日加物品役務相互提供協定(ACSA)の交渉を進める。
26年度	１　オバマ大統領の国賓訪日を始めとして，日米間で首脳・外相を含む様々なレベルでの会談や協議を累次の機会に実施し(首脳会談２回，首脳電話会談４回，外相会談３回，外相電話会談８回を実施)，安全保障や経済といった二国間の課題のみならず，北朝鮮，中国，ウクライナ，シリア，イラン核問題等の地域情勢や，気候変動，ISIL対策を含むテロ対策，エボラ出血熱対策等のグローバルな課題への対応についても，両政府間で緊密な連携が図られた。 　４月のオバマ米国大統領の国賓としての訪日に際して行われた日米首脳会談では，日本の「積極的平和主義」と米国のアジア太平洋重視政策を，共に地域の平和と安定に資するものとして相互に評価・歓迎し，平和で繁栄するアジア太平洋を確実にするための日米同盟の主導的役割を確認した。 ２　カナダについては，７月のベアード外相の訪日，11月の北京APECの際の日加首脳会談を行ったほか，６月に関	１　米国との間では，安全保障，経済等の二国間関係のみならず，アジア太平洋地域情勢への対応を始め，幅広い分野で協力関係を強化していく。 ２　カナダとの関係では，政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ，引き続き，日加間で緊密に協力していく。特に，日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続を進める。

		係部局，省庁と協力し，第12回日加安保シンポジウム，日加PM/MM協議を実施した。経済についても，７月，11月に日加経済連携協定(EPA)交渉の第６回及び第７回会合を実施するなど，政治，安全保障，経済等幅広い分野における緊密な協議を行った。日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結については引き続き調整を進めた。	
	27年度	１及び２　日米関係 ４月の安倍総理大臣の米国公式訪問を始めとして，日米間で首脳・外相を含む様々なレベルでの会談や協議を累次の機会に実施し(首脳会談３回，首脳電話会談３回，外相会談２回，外相電話会談７回を実施)，安全保障や経済といった二国間の課題のみならず，北朝鮮，中国，ウクライナ，シリア，イラン核問題等の地域情勢や，世界経済，気候変動，ISIL 対策を含むテロ対策，宇宙，サイバー等のグローバルな課題への対応についても，両政府間で緊密な連携を図った。 ４月の安倍総理大臣の米国公式訪問では，日米首脳会談に加え，日本の総理大臣として史上初の上下両院合同会議における演説を行うなど，まさに，ここから日米の新しい時代がスタートしたといえる，大変意義深い訪問になった。 また，日米同盟の強化に資する新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）の発表及び先の国会での平和安全法制の成立，日米が主導する TPP 交渉の大筋合意等も実現した。沖縄の一部基地の早期返還の合意等，沖縄負担軽減のための取組も前進した。 11 月の APEC における日米首脳会談では，日本の「積極的平和主義」と米国の「リバランス政策」を連携させ，日米同盟を地域と国際社会の平和と安定，繁栄のために有効活用していくことを確認した。 ３～５　日加関係 11 月に新たに発足したトルドー政権と，11 月の APEC，28 年３月の核セキュリティ・サミットの際に日加首脳会談を行ったほか，11 月の APEC，28 年２月の岸田外務大臣の訪加の際に日加外相会談を行った。また，11 月に関係省庁と協力し，第 13 回日加安保シンポジウムを実施した。経済についても，TPP 交渉の大筋合意等が実現するなど，政治，安全保障，経済等幅広い分野における緊密な協議を行った。日加次官級「２＋２」対話の実施及び日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結については引き続き必要な調整を実施した。	１　日米間で，安全保障，経済等の二国間関係のみならず，アジア太平洋地域情勢への対応を始め，幅広い分野で協力関係を強化していく。 ２　日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に，新たに発生した重要案件への対応を始め，電話会談により日米の高いレベルでの緊密な意思疎通を維持する。 ３　日加間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。 ４　日加次官級「２＋２」対話を実施する。 ５　日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続を進める。
中期目標	―	我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。	
２　日米・日加間の相互理解の進展			年度目標
施策の進捗状況・	23年度	１　在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米日系人リーダー10 名及び在加日系人リーダー５名を招へいした。さらに，米国については，日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女，日本人米国永住者(いわゆる新１世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代(学生)５名を招へいした。	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米間では，平成 24 年日米桜寄贈 100 周年事業の成功に向け着実に準備作業を進める。

	実績		２　日米桜寄贈100周年事業 　日米桜寄贈100周年を迎える平成24年，米国では，タイダル・ベイスンの景観整備，全米桜植樹プロジェクト，全米桜祭り(於：ワシントンDC)等が行われ，本邦においても，日米桜フェスティバル(於：恵比寿)や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか，事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行った。 ３　マンスフィールド研修計画 　８年度から継続して，米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し，23年度は第16期生５名が研修を開始した。 ４　日米・日加外交官交流 　23年度は，米国国務省職員１名及び加外務貿易省職員１名が外務省で勤務した。また，外務省職員１名を米国国務省に派遣した。	
		24年度	１　在米・在加日系人との交流 　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー５名を招へいした。さらに，米国については，日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女，日本人米国永住者(いわゆる新１世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」５名を招へいした。また，10月に開催した在米・在加公館長会議において，公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。 ２　キズナ強化プロジェクト(北米地域) 　米国・カナダの高校生を14日間本邦に招へいし，被災地視察，文化交流活動等を行う機会を提供する短期招へいプログラム，被災地の高校生が14日間米国・カナダを訪問し，学校訪問及び復興に関する意見交換を行う短期派遣プログラム，そして被災地の大学生，大学院生，若手社会人等を米国に派遣し，滞在先において英語研修，ビジネス慣習研修，インターンシップ，復興に関する意見交換を行う長期派遣プログラムを実施した。約2,400人規模の青少年交流を実現した。 ３　マンスフィールド研修計画 　８年度から継続して，米国行政官が日本の官公庁や民間で１年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し，24年度は第17期生４名が研修を開始した。 ４　日米・日加外交官交流 　米国国務省職員１名及び加外務貿易省職員１名が外務省で勤務した。また，外務省職員１名を米国国務省に派遣した。 ５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい 　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいし，外務大臣への表敬をはじめ，政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。	より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米桜寄贈100周年事業の成功を受け，更なる交流の気運を高める。
		25年度	１　在米・在加日系人との交流 　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー５名を招へいした。さらに，米国については，日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女，日本人米国永住者(いわゆる新１世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」５名を招へいした。また，10月に開催した在米・在加公館長会議において，公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。 　特に，5,000人規模の青少年交流を目指すKAKEHASHI Projectを成功させる。

	２　KAKEHASHI Project(北米地域) 　米国・カナダの高校生を約10日間本邦に招へいし，また本邦の青少年を約 10 日間米国・カナダに派遣する5,000 人規模の青少年交流プログラムである。我が国に対する潜在的な関心を増進させ，訪日外国人の増加を図るとともに，クールジャパンを含めた我が国の強みや魅力などの日本ブランド，日本的な「価値」への国際理解を増進させることを目指し，約3,200人の米国・カナダの青少年を招へい・派遣した。 ３　マンスフィールド研修計画 　８年度から継続して米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施し，25年度は第18期生10名が研修を開始した(研修期間は１年間)。 ４　米国人元戦争捕虜(POW)招へい 　米国からPOW等13名を招へいし，外務大臣への表敬をはじめ，政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。	
26年度	１　「日米二国間交流における首脳文書」の発出 　４月のオバマ大統領訪日時に発出した共同声明の付属書である「日米二国間交流における首脳文書」において，日米間の幅広い人的交流を日米同盟の支柱と位置づけた。 ２　在米・在加日系人との交流 　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー５名を招へいした。 　また，10月に開催した在米・在加公館長会議において，公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催した。 ３　KAKEHASHI Project(北米地域) 　我が国に対する潜在的な関心を増進させ，訪日外国人の増加を図るとともに，クールジャパンを含めた我が国の強みや魅力などの日本ブランド，日本的な「価値」への国際理解を増進させることを目指し，米国・カナダの高校生を約10日間日本に招へいし，また日本の青少年を約10日間米国・カナダに派遣する本事業は，26年度を以て交流数4,974名を達成し，終了した。 ４　マンスフィールド研修計画 　米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，26年度は第19期生10名が研修を開始した(研修期間は１年間)。 ５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい 　米国からPOW等14名を招へいし，外務省政務レベルへの表敬をはじめ，政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設けた。 ６　日加外交官交流 　加外務貿易省職員１名が外務省で勤務した。	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し，幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。交流プログラムをそのフォローアップまで見据えて着実に実施していく。
27年度	１　在米・在加日系人との交流 　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー５名を 12 月に招へいした。被招へい者一行は，帰国後，在米日系人や日本の関係者と協力しつつ，政治，経済等の様々な分野で長期的な日米関係の強化のために，具体的な活動を推進していくことが期待されている。 　また，10月に開催した在米・在加公館長会議において，	１　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。 ２　日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業を実施する。 ３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招聘へい・派遣する「対日理解促

		公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催し，日系人コミュニティとの連携を強化していくことで一致した。 ２　日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業日米双方において発信力の高い有識者を育成するため，学生 48 名，研究者 10 名を米国に派遣した。 ３　カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域) 　日本と北米地域との間で，対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し，対日理解の促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘し，対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充することを目的に，27 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,281 名，派遣 333 名を実施した。 ４　マンスフィールド研修計画 　米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により，27 年度は第 20 期生 10 名が研修を開始した(研修期間は１年間)。米国務省職員１名が９月から外務省での勤務を開始した（日米外交官交流）。 ５　米国人元戦争捕虜(POW)招へい 　米国から POW 等 14 名を 10 月及び 12 月に招へいし，それぞれ武藤外務副大臣，黄川田外務大臣政務官(10 月)及び岸田外務大臣，濵地大臣政務官（12 月）への表敬をはじめ，政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け，「心の和解」を促すことを通じて，日米間の相互理解の促進を図った。 ６　交流事業のフォローアップ 　カケハシプロジェクト参加者に対しアンケートを実施し，事業改善に取り組んだ。また，在北米公館において各種交流事業参加者にコンタクトし，事業の効果が継続し，対日理解が高まるように取り組んだ。 ７　若手英語教員米国派遣交流事業 　７月末～８月中旬の約２ヶ月間，90 名を対象にコロンビア大学，ユタ大学及びポートランド州立大学の３校に派遣し，若手英語教員の米国理解を深め，そのような経験を有する教員を通じ，広く若年層の米国理解を促進し，将来の同盟関係を更に進展させることが期待される。 ８　８月に訪日した，米日コーカス一行による安倍総理大臣への表敬や中山外務副大臣主催夕食会等の交流機会を設けた。	進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。 ４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。 ５　米国から元戦争捕虜(POW)を招へいする。 ６　実施済の交流事業のフォローアップを実施する。 ７　若手日本人教員を米国に派遣し，米国への理解を深め，これら教員を通じ，若年層の米国理解を促進する。 ８　米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を，在外公館を通じ支援するとともに，在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。
中期目標	―	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し，幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。	

３　日米二国間会談数（首脳・外相レベル）(電話会談含む) (注)副大統領を含む。	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	13	13	15	21	15	―
年度目標値			13 程度	13	15	

４　日加二国間会談数（首脳・外相レベル）(電話会談含む)	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	6	5	6	2	6	―
年度目標値			6 程度	6	4	

		実績値					中期目標値
	５　米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合） ①一般の部，②有識者の部	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
		①84% ②90%	―	①76% ②93%	①73% ②90%	―	―
	年度目標値		①84%程度 ②90%程度	①84%程度 ②90%程度	①84% ②90%	①79% ②90%	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・首相官邸　ホームページ 第 190 回国会施政方針演説 （http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html） ・外務省　ホームページ 第 190 国会における岸田外務大臣の外交演説 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html）

個別分野	２　北米諸国との経済分野での協力推進
施策の概要	１　米国 （１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。 （２）日米間の各種経済対話（含む TPP 交渉）を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。 （３）個別経済問題に対処する。 ２　カナダ （１）日加首脳会談・外相会談等での働きかけを通じて日加経済関係を強化する。 （２）TPP 交渉や日加 EPA 交渉を通じて日加経済関係の進展に努める。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「二十一世紀にふさわしい経済ルールを世界へと広げる，大いなる「挑戦」。ＴＰＰは，その最初の一歩であります。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「第一の柱は，日米同盟の強化です。日本外交の基軸である日米同盟は，かつてないほど盤石です。日米両首脳は，昨年４月の安倍総理訪米の際，地域や世界の平和と安定の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことを確認し，11 月の首脳会談では，日米同盟を基軸として地域の平和と繁栄のためにネットワークを構築していくことで一致しました。」

測定指標	１　米国との経済分野での協調の深化			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　４月の日米外相会談後の共同記者会見で，震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表し，米国主導のトモダチ・イニシアティブの立ち上げ及び運営を支援した。 ２　11 月のホノルル APEC の際の日米首脳会談において，両首脳は，アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致，野田総理大臣から，日本政府として，TPP 交渉参加に向けて，関係国との協議に入ることとした旨伝達，オバマ大統領からは，日本の決定を歓迎する旨の発言があった。これを受け，２月には，米国との協議を開始した。 ３　日米経済調和対話の下で，日米両政府は平成 23 年２月から翌年１月にかけて，①日米双方の経済・貿易政策に関する情報交換，②日米二国間経済協力関係の更なる促進，③地域・グローバル課題への連携，④貿易円滑化，ビジネス環境の整備，及びその他の個別案件への対応を議題として多岐にわたる項目について協議を行い，同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。具体的な実績の一例として，１月，両政府は，法的拘束力のない，情報通信技術（ICT）サービスについての貿易に係る原則を共同で策定した。 ４　個別通商問題への対応により，以下のような進捗が見られた。 （１）米国産牛肉輸入問題については，米国から，我が国の輸入条件の国際獣疫事務局（OIE）基準への整合等について累次の要請があるが，我が方は関係省庁と連携しつつ，科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上，協議を行った。 （２）郵政改革問題については，保険市場の自由化等について累次の要請があるが，我が方としては関係省庁と連携しつつ，WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上，協議を行った。	日米間の各種の経済対話・協力等を進め，二国間経済関係を更に深化させるとともに，アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
		24年度	１　４月に日米共同声明を発表し，二国間の貿易・投資関係を深め，イノベーション，起業，サプライチェーン・セキュリティ，インターネット・エコノミー等における協力を促進するための方途を引き続き追求することを明らかにした。	日米間の各種の経済対話等を進め，クリーンエネルギー・イニシアティブ，グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する協力，トモダチ・イニシアティブ等の協力を推進し，二国間経済関

	２　４月の日米首脳会談時の「日米協力イニシアティブ」ファクトシートにて，東北グリーン・コミュニティ・アライアンスやクリーン・エネルギー・イノベーションにおける新たな協力，重要鉱物資源の研究開発等，クリーンエネルギーにおける協力分野を拡充することを発表した。 ３　日本の TPP 交渉参加に関する米国との協議については，４月及び 11 月の日米首脳会談や閣僚級での会談を含め，継続的に日米間で協議を行い，特に，２月の日米首脳会談では，安倍総理大臣は，オバマ大統領との間で，①日本には一定の農産品，米国には一定の工業製品といった，二国間貿易上のセンシティビティが両国にあること，②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること，③TPP 交渉参加に際し，一方的に全ての関税を撤廃することを予め約束することは求められないこと，の３点を明示的に確認し，「日米の共同声明」を発出した。また，その後，「日米の共同声明」に基づき，日米間の協議が継続された。（なお，その後，平成 25(2013)年４月に，日米間の協議の終了を発表することとなった。） ４　米国産牛肉輸入問題については，食品安全委員会による BSE 対策見直しに関する科学的なリスク評価（平成 24(2012)年 10 月答申）を踏まえ，二国間協議などの手続を経て，２月１日から月齢制限の 30 か月齢への引き上げ等の輸入条件見直しが行われた。	係を更に深化させるとともに，アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
25年度	１　４月に日本の TPP 交渉参加に関する日米間の協議が妥結した。この日米合意において，日本には一定の農産品，米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティビティが両国にあることを認識しつつ，TPP 協定におけるルール作りや市場アクセス交渉において，共に緊密に取り組むことを確認した。 ２　日米両国が経済成長促進，二国間貿易拡大や貿易・投資などのルールの強化のため，共に取り組んでいくこととし，この目的のため，自動車貿易と非関税措置に関し，TPP 協定交渉と並行して日米間で交渉を行うことを決定した。この日米並行交渉は，８月の第１回会合以降，平成 25 年中に計４回，開催された。 ３　エネルギー協力については，米国エネルギー省が５月以降，日本を含む FTA 非締結国向けの液化天然ガス(LNG)輸出許可申請を順次，承認している。９月の日米首脳会談，10 月の岸田外務大臣とモニーツ米エネルギー長官との会談などのハイレベル会談の場を活用して，米国産 LNG の対日輸出が早期に承認されるよう働きかけを行ってきた結果，２月時点で日本企業が関与している米国 LNG 輸出プロジェクト全４件は，全て輸出承認を得ている。 ４　３月にインターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話（第５回局長級会合）を実施し，インターネット・エコノミー分野における協力関係を推進した。	日米間で，貿易・投資関係を更に深めるとともに，エネルギー，イノベーション，起業，サプライチェーン・セキュリティ，インターネット・エコノミーなどの，様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また，日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。
26年度	１　エネルギーを始めとする様々な分野における協力関係 （１）インフラ ４月の日米首脳会談において，超電導リニア（マグレブ）技術の米国での導入を改めて提案した。 （２）エネルギー ４月の日米首脳会談において，両首脳はエネルギー協	日米間で，貿易・投資関係を更に深めるとともに，エネルギーを始めとする様々な分野における協力関係を引き続き推進していく。また， TPP 交渉を通じて日米で協力してアジア太平洋における新たなルールを作り上げていく。

		力の重要性につき合意した。 ６月の菅官房長官とポネマン米エネルギー省副長官との会談等において，米国産 LNG の輸出の開始に向けてハイレベルで働きかけた結果，日本企業が関与している米国 LNG 輸出プロジェクトについて，平成 29(2017)年以降に日本への LNG 輸出が実現する見込みとなった。 12 月に第１回日米エネルギー戦略対話を開催し，経済産業省，防衛省と共に，世界のエネルギー問題・輸送問題，日米エネルギー協力やアジアのガス市場等のテーマにつき有意義な議論を行った。 (３)インターネット・エコノミー ９月に２日間にわたり，ワシントン D.C.にて，「インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話」(第６回局長級会合)を開催し，日米間での連携を確認した。 ２　TPP 交渉を通じたルールづくり ４月の日米首脳会談において，両首脳は，TPP は成長センターであるアジア太平洋地域に一つの経済圏を作り，自由，民主主義，法の支配といった基本的価値観を共有する国々と新たなルールを作り上げるものであり，戦略的に重要であるとの認識で完全に一致した。また，TPP に関する日米二国間の重要な課題について，前進する道筋を特定した。 この道筋に沿って，両国は閣僚レベル及び事務レベルで精力的に交渉を続けた。具体的には，自動車貿易及び非関税措置に関する米国との並行交渉(事務レベル協議)を 11 回，TPP 交渉における日米閣僚級協議を４回実施した。	
	27年度	１　貿易・投資関係，エネルギー分野等における協力関係 （１）インフラ開発 ① カリフォルニア高速鉄道計画：４月に訪米した安倍総理大臣が，ブラウン・カリフォルニア州知事に対し，新幹線技術のトップセールスを実施した。また，参議院自民党日本カリフォルニア友好議員連盟の訪米等の機会を活用して新幹線技術の優位性及び親和性をアピールした。 ② 北東回廊における超電導リニア技術の導入構想：６月に訪日したホーガン・メリーランド州知事及び 11 月に訪日したフォックス運輸長官に対し，超電導リニア（マグレブ）への試乗や安倍総理大臣らからのトップセールスを通じ，同技術導入の意義をアピールした。メリーランド州との連携を強化し，米連邦運輸省への働きかけを強めた結果，11 月にフォックス運輸長官の訪日及びマグレブ試乗を実現し，ワシントン DC―ボルティモア間における超電導リニア技術導入に関する連邦補助金 2,780 万米ドルの交付が決定された。平成 28 年３月，黄川田外務大臣政務官は，訪日した米国ブラックコーカス所属議員一行のマグレブ試乗に同行し，米議会に対する導入働きかけを実施した。 ③ テキサス高速鉄道計画：11 月に（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が約 49 億円の出資及び事業参画を表明した。外務省としては，フォックス運輸長官を始めとする米政府・議会関係者に対するブリーフィングや新幹線試乗を継続的に行った結果，バイデン副大統領による本計画に対する支持表明に結びつけることができた。	１　貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため，以下を実施する。 （１）高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。 （２）インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。 （３）日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた，エネルギー分野における協力を拡大する。 ２　TPP 交渉と並行して行う日米交渉（自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉）の早期妥結及びその成果を着実に実施していく。

		④ その他：11 月，フォックス運輸長官の訪日時に，鉄道分野における意見交換や情報共有を通じた両国の協力拡大を目的とする日米鉄道協力会議の立上げに合意した。 （２）インターネットエコノミー 平成 28 年２月，インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話（第７回局長級会合）を開催し，主要な日米間の関心事項について取り上げ，現状・課題認識及び将来像を共有し，諸課題に協調して取組むことを確認した。Ｇ７伊勢志摩サミット及び情報通信大臣会合等に向けて，日米両国が協調していくことを確認した。 （３）エネルギー ９月，第２回日米エネルギー戦略対話を東京で開催し，現下のエネルギー情勢を踏まえ，エネルギー安全保障，日米エネルギー協力等のテーマについて，日米の関係省庁（経済産業省，防衛省，米国務省，米エネルギー省）を交え議論を行った。 また，12 月，日本を始めとする各国からの働きかけもあり，米国で原則禁止となっていた米国産原油の輸出を 40 年ぶりに解禁する内容を含む法案が成立した。 ２　TPP 交渉と並行して行う日米並行交渉 アジア太平洋地域の経済的繁栄のみならず安全保障にも資するなど，戦略的意義を持つ TPP 協定について，同協定交渉並びに自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉は，10 月に妥結に至り，日米が主導した TPP 協定の署名時期と同じ平成 28 年２月に関連文書への署名が行われた。	
中期目標	―	１　日米首脳会談・外相会談や日米間の各種経済対話を通じて，貿易・投資関係の深化やインフラ，インターネット・エコノミー，エネルギー等の様々な分野における協力関係を強化・発展させる。 ２　日米が主導して，アジア太平洋における新たなルールを作り上げる。	
２　カナダとの経済分野での協調の深化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	１　５月のＧ８ドーヴィル・サミットでの菅総理大臣とハーパー首相との首脳会談，９月の国連総会での野田総理大臣とハーパー首相との首脳会談，また 12 月の両首脳による電話会談において，日加 EPA 共同研究を早期に終了し，交渉開始に向けて取り組むことで一致，これを受けて３月に，約１年間に亘る共同研究を経て，共同研究報告書を発表し共同研究は終了した。 ２　３月の日加首脳会談において，両首脳は，EPA 交渉を開始することで一致するとともに，天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進めることについても一致した。	日加経済枠組みの下，平成 19 年 10 月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ，日加 EPA の共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。
	24 年度	７月，日加 EPA 準備会合及び第 25 回次官級経済協議(JEC)をオタワにて開催した。右準備会合では「交渉の枠組み」について協議し，JEC では日加経済枠組みに基づく「協力の優先分野」における協力，具体的には日加貿易投資対話，科学技術，エネルギー・鉱物資源分野等における協力や取組について包括的な意見交換を行い，各分野における取組の進捗及び新たな取組について確認するとともに各取組を促進した。11 月には日加 EPA 交渉第１回会合が東京にて開催され，「交渉の枠組み」について両国で一致すると	日加 EPA 交渉の開始及び交渉の進展に努める。また，天然ガスを含むエネルギー，鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等，個別の協力を強化していく。

		ともに，交渉枠組みに記載された全分野において，事前に交換した条文案等に基づき協議が行われた。 １月には，日加貿易投資対話を開催した。	
	25年度	１　日加EPA交渉を４回実施した。 ２　９月の日加首脳会談において，羽田空港の昼間の時間帯の双方の航空企業の就航開始に向けての協議の開始，カナダからの低廉かつ安定的なLNG輸入の実現に向けた協議の推進などについて一致した。	日加EPA交渉の着実な進展に努める。また，天然ガスを含むエネルギー，鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等，個別の協力を強化していく。
	26年度	１　日加EPA交渉を２回実施した。 ２　７月の外相会談で岸田大臣から，カナダからの低廉かつ安定したLNGの対日早期輸出への期待を表明した。また同月，菅官房長官から，ベアード外相に対し，同様の期待を表明しつつ，日加EPAはエネルギー，鉱物資源の安定供給につながると考える旨表明し，同外相からは，LNG輸出に制限は設けない旨の発言を得た。 ３　11月の日加首脳会談で，安倍総理大臣から，カナダからの低廉かつ安定したLNG輸入の早期実現のため，カナダの輸出関連インフラ等の環境整備が速やかに進むことを期待する旨表明した他，日加経済関係強化の観点から，エネルギー分野を含め，日本企業の活動の障害になっている査証問題の解決に向けた協力を要請し，ハーパー首相から，問題の所在を調べて回答させる旨回答を得た。	日加EPA 交渉の着実な進展に努める。また，天然ガスを含むエネルギー，鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進める等，個別の協力を強化していく。
	27年度	１及び２　11月の日加首脳会談にて，安倍総理大臣からトルドー首相に対し，カナダから日本へのLNG輸出の早期実現に向けた協力，日本企業駐在員に対する査証の早期発給，更新を含むビジネス環境の改善に向けた協力を要請した。また，平成28年２月の外相会談にて，岸田外務大臣からディオン外相に対し，カナダから日本へのLNG輸出の早期実現に向けた協力，ビジネス環境の改善に向けた協力を要請し，これらを織り込んだ日加共同声明を発出した。 ３　11月の日加首脳会談において，両首脳はTPP協定が地域の貿易，投資及び経済成長を促進するものであるとの認識で一致した。また，２月の外相会談において，両大臣は，両国が持続可能な経済発展を促進する戦略的手段として自由貿易を強固に支持すること，２月４日のオークランドでの，貿易及び投資の全ての側面を包含するTPP協定の署名を認識し，両国の国内の議論を進めることを確認する共同声明を発出した。	１　カナダにおける日本企業の経済活動の障害となっている査証問題の改善に向けた働きかけを実施する。 ２　シェールガス産出国であるカナダからの低廉かつ安定的なLNG輸入の実現に向けたカナダ側(連邦政府／州政府)への働きかけを実施する。 ３　TPP交渉や日加EPA交渉を通じ，日加経済関係を強化する。
中期目標	―	１　日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 ２　TPP交渉や日加EPA交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ，「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_001206.html) ・外務省ホームページ　「北米」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_america.html)

個別分野	３　米国との安全保障分野での協力推進
施策の概要	１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 ２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 ３　日米地位協定についての取組を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「その基軸は,日米同盟であります。普遍的な価値で結ばれた日米同盟,世界第一位と第三位の経済大国による日米同盟は,世界の平和と繁栄のため,共に行動する「希望の同盟」であります。貧困,感染症,気候変動。人間の安全保障に関わるあらゆる課題に,米国と力を合わせて,立ち向かってまいります。その強い信頼関係の下に,抑止力を維持しながら,沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組みます。西普天間住宅地区は,昨年返還が実現し,病院の建設が決まりました。アクセス道路の設置も日米で合意し,前進を続けています。オスプレイの定期整備は千葉・木更津駐屯地で行います。普天間飛行場や牧港補給地区の一部の返還前倒しも決まりました。一歩一歩,確実に結果を出しながら,負担軽減を進めています。学校や住宅に囲まれ,市街地の真ん中にある,普天間飛行場の全面返還を,日米で合意してから二十年。もはや先送りは許されません。名護市辺野古沖への移設による埋立て面積は,現在の普天間の三分の一以下に縮小します。普天間が有する三つの機能のうち,二つは本土に移転し,オスプレイの運用機能だけに限られます。日常の飛行経路も海上へ変更され,騒音対策が必要な住宅はゼロになります。沖縄の皆さんと対話を重ね,理解を得る努力を粘り強く続けながら,明日の沖縄を共に切り拓いてまいります。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「第一の柱は,日米同盟の強化です。日本外交の基軸である日米同盟は,かつてないほど盤石です。日米両首脳は,昨年４月の安倍総理訪米の際,地域や世界の平和と安定の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことを確認し,11 月の首脳会談では,日米同盟を基軸として地域の平和と繁栄のためにネットワークを構築していくことで一致しました。新ガイドライン及び平和安全法制は,日米同盟の抑止力の一層の強化に資するものであり,その下での取組を推進します。米軍の抑止力を維持しつつ普天間飛行場の危険性を除去すべく,政府として一日も早い辺野古への移設に向けて取り組みます。昨年９月,日米地位協定の環境補足協定を締結し,12 月には沖縄の在日米軍施設・区域の一部の早期返還等に関する日米共同発表を行いました。沖縄の負担軽減にも引き続き全力で取り組みます。」

測定指標	１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	日米両国は６月に日米安全保障協議委員会(「２＋２」)を開催し，この際に発表された共同発表において，日米安保 50 周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として，日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに，安全保障・防衛協力，在日米軍再編，震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。	日米間で緊密な協議を実施し，幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで，一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
		24年度	日米安保体制の信頼性の向上のために，日米両国は平成23年６月及び平成24年４月の「２＋２」共同発表を踏まえ，拡大抑止，弾道ミサイル防衛，宇宙，サイバー等の幅広い安全保障・防衛協力の分野において協力を進めており，24年度における主な進展は以下のとおり。 拡大抑止に関しては，日米拡大抑止協議を通じて，日米同盟の抑止力のあり方について緊密に意見交換しており，２月の北朝鮮による核実験後の日米首脳電話会談では，米国の核の傘により提供される拡大抑止を含む日本に対する米国の防衛コミットメントが不動であることを再確認した。 弾道ミサイル防衛については，４月及び 12 月の北朝鮮によるミサイル発射に対し，情報収集・共有，運用等の面で日米が緊密に連携した。また，能力向上型ミサイル SM－３ブロックⅡＡの共同開発が着実に進展している中，２月には米軍の弾道ミサイル防衛用レーダー(TPY－２レーダー)の追加的な配備候補地として，自衛隊経ヶ岬基地を	４月及び昨年６月に発出した「２＋２」共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに，多様な事態に対応できるよう幅広い分野における安全保障・防衛協力を推進することで，日米安保体制の信頼性を向上させる。

	選定した。 　宇宙分野では，３月に宇宙に関する包括的日米対話を開催し，資源探査及び防災，環境観測，技術開発，科学，国家・国際安全保障等の諸分野における宇宙に関する事項及び協力について幅広く議論した。また，３月には，日米宇宙状況監視(SSA)取極の交渉が実質合意に至った。 　サイバーについては，２月に日米サイバー対話の立ち上げを確認しており，本対話を通じて①脅威認識の共有，②重要インフラ防護をはじめとするサイバー領域での具体的対処のあり方，③国際的なルールづくりといった分野で日米協力を進めていくこととなった。 　共同訓練・共同の警戒監視・施設の共同使用に関しては，８月～９月にグアム・テニアンにおける陸上自衛隊と米海兵隊(第３海兵機動展開部隊)の共同訓練の実施，グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場の整備に係る協力についての検討，滞空型無人機に関する日米両国間の協力等，具体的な検討を進めた。 　ガイドラインに関しては，安全保障環境の変化を踏まえ，日米の役割・任務・能力の考え方についての議論を通じ，日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを検討することで，日米間が一致した。	
25年度	日米両国は，日米安保体制の抑止力を向上させるため，平成25(2013)年10月の「２＋２」の成果も踏まえつつ，ガイドラインの見直しに加え，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙などの幅広い分野における協力を進めている。 　ガイドラインについては，平成25(2013)年10月の「２＋２」において，現行のガイドラインの見直し作業を平成26(2014)年末までに完了することとされた。11月には，防衛協力小委員会(SDC)が開催されるなど，日米両国は，ガイドライン見直しに関する協議を進めてきた。 　弾道ミサイル防衛については，平成18(2006)年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル SM-３ブロックⅡA の日米共同開発の着実な実施を始め，米国との協力を継続的に行いつつ，BMD システムの着実な整備に努めた。また，平成25(2013)年10月の「２＋２」において，航空自衛隊経ヶ岬分屯基地(京都府)を二基目の AN/TPY-２レーダー(Ｘバンドレーダー)の配備先とすることとし，12月には配備に必要な施設・区域を米国に提供した。 　サイバーについては，５月に第１回日米サイバー対話を開催した。同対話は，サイバーに関する脅威情報の交換，国際的なサイバー政策についての連携，それぞれのサイバー戦略の比較，重要インフラに対する共通の脅威に対抗するための取組や計画における協力，及び防衛・安全保障政策におけるサイバー分野の協力について議論を行うための場であり，日米の政府横断的な連携を推進するために，日米首脳間の合意を踏まえ，設置されたものである。 　宇宙については，５月に，日米宇宙状況監視(SSA)協力取極を締結し，米国政府から日本政府に対して SSA 情報等の提供が可能となった。両国は，10月の「２＋２」の成果も踏まえつつ，宇宙航空研究開発機構(JAXA)による SSA 情報の米国への提供の早期実現，宇宙における海洋監視における協力など，この分野での更なる協力を進めた。 　情報保全は，同盟関係における協力を進める上で死活的に重要な役割を果たすものであり，日米両国は，政府横断	日米間で緊密な協議を実施し，幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで，一層日米安保体制の信頼性を向上させる。

		的なセキュリティ・クリアランスの導入や，カウンター・インテリジェンス(諜報による情報の漏洩防止)に関する措置の向上を含む，情報保全制度の更なる改善の取組に向け協議を行った。	
	26年度	平成 26 年４月の日米首脳会談において，オバマ大統領は，米国大統領として史上初めて日本の施政下にある領域は日米安保条約第５条の適用対象であり，尖閣諸島もそれに含まれることを明言した。日米両国は同首脳会談などを通じて確認された強固な信頼関係の下で，「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の見直しを始め，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙などの幅広い分野における協力を以下のとおり拡大・強化している。 １　ガイドラインの見直しについては，平成 25 年 10 月の日米安全保障協議委員会(「２＋２」)において，現行のガイドラインの見直し作業を開始することが合意された。その後，10 月，ガイドライン見直しについての国内外の理解を促進するため，「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」を公表した。12 月の「２＋２」共同発表においては，日米間で，ガイドラインの見直しと日本の安全保障法制作業との整合性を確保し，見直し後のガイドラインがしっかりとした内容となることの重要性について一致した。また，この法制作業の進展を考慮しつつ，平成 27 年前半における見直し完了に向けて取り組むため，議論を更に深めることを決定した。 ２　弾道ミサイル防衛(BMD)については，日本は，平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル(SM-３ブロック IIA)の日米共同開発の着実な実施を始め，米国との協力を継続的に行いつつ，BMD システムの着実な整備に努めた。また，12 月には国内２基目となる AN/TPY-2 レーダー(X バンドレーダー)が米軍経ヶ岬通信所(京都府)に配備された。 ３　サイバーについては，４月に第２回日米サイバー対話を開催した。日米間における政府横断的な連携の必要性を踏まえ，前年５月に開催された第１回対話のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，安全保障分野に焦点を当てた議論を始め，重要インフラ防護，キャパシティ・ビルディング，サイバー犯罪など，サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。 ４　宇宙については，２月の安全保障分野における日米宇宙協議(審議官級会合)や５月の宇宙に関する包括的日米対話第２回会合などにおいて，安全保障分野を含め，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。５月には，日米両国は，宇宙状況監視(SSA)に関し，日本から米国に宇宙物体の軌道に関する情報を提供する協力を実施することで一致した。これにより，日米 SSA 協力取極(平成 25 年５月締結)に基づく米国から日本への情報提供協力と合わせ，日米双方向での SSA 情報などの提供が可能となった。両国は，宇宙アセットの抗たん性の確保のための取組等，宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めた。 ５　情報保全は，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は，政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や，カウンター・インテリジェンス(諜報による情報の漏洩防止)に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に	日米間で緊密に協議し，日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直しを始めとする幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

	向け協議を行った。	
27年度	日米両国は，４月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち，新ガイドライン及び平和安全法制の下で，日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は，弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙，海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。 １　ガイドラインの見直しについては，平成25年10月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）において，ガイドラインの見直し作業を開始することが合意され，平成27年４月の「２＋２」において，新ガイドラインが公表された。さらに日米両国は11月，防衛協力小委員会（SDC）において，新ガイドラインの実効性を高めるものとして同盟調整メカニズム（ACM）及び共同計画策定メカニズム（BPM）の設置に合意した。 ２（１）弾道ミサイル防衛（BMD）については，日本は，平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発を平成27年度も着実に実施したことを始め，米国との協力を継続的に行いつつ，BMD システムの着実な整備に努めた。７月，イージス・システムの製造等に係る日本国内企業の参画が米国との安全保障・防衛協力の強化に資することなども踏まえ，イージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品の米国への移転が，海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。 （２）サイバーについては，７月に第３回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ，前年４月に開催された第２回対話のフォローアップを行うとともに，日米双方の関係者が，情勢認識，重要インフラ防護，国際場裏における協力など，サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。 （３）宇宙については，平成 27 年２月の安全保障分野における日米宇宙協議（審議官級会合）や９月の宇宙に関する包括的日米対話などにおいて，安全保障分野を含め，宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は，宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供，宇宙アセットの抗たん性（攻撃を受けても設備や機材がその機能を維持する能力）の確保のための取組等，宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めている。 （４）３か国協力については，アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に，日米両国は，オーストラリア，韓国及びインドとの３か国間協力を着実に推進してきている。11月の日韓及び日米首脳会談，また12月の日豪首脳会談においても，これらの３か国間の協力は，共有する安全保障上の利益を増進し，アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また，平成28年１月及び２月の北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受けた対応の中で，日米・日韓の首脳・外相間において，日米韓 3 か国協力の重要性を再確認した。 （５）情報保全については，同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は，政府横断的なセキュリティ・クリアランスの	１　ガイドラインについては，我が国の法制作業の進展を考慮しつつ，平成27年前半におけるガイドラインの見直しの完了に向けて取り組む。 ２　弾道ミサイル防衛，サイバー，宇宙等幅広い分野で日米安全保障協力を強化し，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

		導入や，カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に向け協議を行った。 （６）海洋安全保障については，ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で，海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。４月に発表した新ガイドラインにおいても，日米両国は，航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し，相互に緊密に協力するとした。 ３　日米両政府は，平成 23 年４月に発効した在日米軍駐留経費負担特別協定の失効を控え，平成 28 年４月以降の在日米軍駐留経費負担（HNS）について協議を行い，１２月，主に次の点について意見の一致をみた。①労務費については，福利厚生施設で働く労働者のうち，日本側が負担する上限数を 4,408 人から 3,893 人に削減する一方，装備品の維持・整備や各種事務等に従事する労働者のうち，日本側が負担する上限数を 18,217 人から 19,285 人に増加させる。②光熱水料等については，各年度の光熱水料等の日本側負担割合を 72%から 61%に引き下げ，日本側負担の上限額を約 249 億円とする。③FIP の額については，各年度 206 億円を下回らないこととする。④その結果，平成 32 年度の HNS の負担額は，約 1,899 億円となる。 平成 28 年１月，同協定に署名した。	
中期目標	—	日米間で緊密に協議し，日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。	
２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	在日米軍の再編については，６月の日米安全保障協議委員会において，引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し，普天間飛行場の移設について，その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することを確認した。また，これらの合意においては，「ロードマップ」を補完し，沖縄の負担軽減のための措置について合意するとともに，普天間飛行場の代替の施設の建設と在沖海兵隊の移転について，平成 26 年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。さらに，２月には，日米両政府は，米軍再編をできるところから開始していくため，在沖縄海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還の双方を，普天間飛行場の移設の進展から切り離すことについて日米間で公式な議論を開始した。 日米地位協定については，11 月に，日米地位協定上，米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について，一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また，12 月には，公の催事における飲酒の場合も含め，飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として取り扱わないよう，日米合同委員会合意を改正した。また，10 月及び 12 月には，嘉手納飛行場の騒音軽減のため，同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練を，また，２月には，嘉手納飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転し，一定の効果が得られた。	在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め，在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し，在日米軍の安定的な駐留を確保する。

	24年度	４月の「２＋２」共同発表において，再編計画を調整し，在沖縄海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に係る進展から切り離した。従来の在日米軍再編のパッケージでは，日米双方が国内的に難しい事情を抱える中で進展が得られにくい状況であったが，切り離しにより，嘉手納以南のかなりの部分の土地について，在沖縄海兵隊の国外移転を待たずに返還することが可能となり，沖縄の負担軽減を早期に実現できるようになった。また，２月の日米首脳会談では，普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。３月には，普天間飛行場代替施設の建設に必要な公有水面埋立について，防衛省から沖縄県知事に対し，埋立申請を行った。 日米地位協定については，日米合同委員会合意に基づき，５月，９月及び 11 月には，嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練がグアムなどに移転され，嘉手納飛行場周辺の騒音軽減にも一定の効果が得られた。また，MV－22 オスプレイの配備に際しては，過去に在日米軍の特定の装備の運用に関して，合意文書を作成した前例のない中で，９月の日米合同委員会において，安全性を最大限確保し，地元に与える影響を最小限にとどめるとの観点から，具体的な措置について合意を行った。また，11 月には，平成 19 年の日米合同委員会合意で定められた手続きに従って，沖縄県宜野湾市及び北谷町と米海兵隊太平洋基地司令部との間で，災害対応などのための在日米軍施設・区域への立入りに係る現地実施協定が締結された。また，１月には，日米合同委員会において，新型インフルエンザを含む感染症に関し，在日米軍と日本の衛生当局間で相互に迅速な情報交換をより円滑に行えるよう新たに合意した。	４月及び昨年６月に発出した日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに，再編計画の調整を踏まえ，可能なところから在日米軍再編を進めていく。また，このような取組を通して，在日米軍の活動がその施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し，在日米軍の安定的な駐留を確保する。
	25年度	４月に，嘉手納以南の土地の返還に係る統合計画を日米で公表した。この統合計画に沿って，牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路の土地の返還が既に完了したほか，同地区の第５ ゲート付近の区域，キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区などの返還について日米合同委員会の合意がなされた。 平成 25(2013)年 10 月の「２＋２」共同発表においては，平成 24(2012)年の「２＋２」共同発表によって調整された再編計画が，地理的に分散し，運用面で抗たん性があり，政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることが再確認された。また，在日米軍再編に関する日米間のこれまでの合意について，米軍の訓練能力を含む運用能力を確保しつつ，可能な限り速やかに実施していくことが確認された。 この「２＋２」共同発表においては，普天間飛行場の辺野古移設について，日米両政府の強いコミットメントが再確認された。加えて，沖縄の負担軽減に向けて，沖縄県外での米軍の訓練を増加させるため様々な機会を活用することを決定した。 日米両国は，同共同発表に基づき，沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について，12 月に原則的な取決めを発表した。その後，日米間で協議を続けた結果，３月に日米合同委員会での合意に至った。また，「２＋２」共同発表では，KC－130 飛行隊の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐に関する	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し，在日米軍の安定的な駐留を確保する。

	協議の加速化が確認されたが，その後の協議の結果，平成26(2014)年７月から８月までの間に全 15 機が移駐されることとなった。 　さらに，12 月には，普天間飛行場代替施設建設事業に関する公有水面埋立が沖縄県によって承認された。２月の岸田外務大臣の訪米時には，ケリー米国国務長官及びヘーゲル米国国防長官に対し，12 月に沖縄県知事から出された沖縄の負担軽減に関する要望を説明するとともに，沖縄の負担軽減に向け，米国の協力の継続を要請した。 　平成 25(2013)年 10 月の「２＋２」の機会では，在沖縄米海兵隊のグアム移転について，平成 24(2012)年の「２＋２」共同発表で作成することとされたグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤の整備に関する費用内訳の概要が公表されるとともに，平成 21(2009)年に締結された現行のグアム協定を改正する議定書への署名も行われた。現行の計画の下で，米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は，2020 年代前半に開始されることとなる。 　また，平成 25(2013)年 10 月の「２＋２」共同発表において，高度な能力の日本への配備として，在沖縄米海兵隊による MV-22 オスプレイの２個飛行隊の導入，米海軍によるＰ－８哨戒機の米国外への初の配備，米空軍によるグローバル・ホーク無人偵察機のローテーションによる展開，米海兵隊によるＦ-35Ｂの米国外における初の前方配備なども確認された。 　日米地位協定については，10月には，同地位協定に基づく刑事裁判などの処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みに関する日米合同委員会合意がなされた。これにより，米軍人などによる日本国又は日本国民に対する犯罪で米国が第一次裁判管轄権を行使した全ての事件について，裁判や処分の結果の通報を受け，被害者や家族に開示することが可能となった。 　また，米軍施設・区域内や周辺の環境保全の重要性や，現行の日米地位協定に環境保護に関する明示的な規定がないことを踏まえ，12 月，日米両国は，在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み作成に向けた日米協議の開始を発表した。これは，日米地位協定の発効後 50 数年を経て，初めて，日米地位協定を環境面で補足する協定の作成に取り組むものである。この日米協議においては，環境保護の重要性に対する認識，在日米軍による高度な環境基準の適用，米軍施設・区域への立入りのための統一的な手続の作成や日本側による環境関連措置のコミットメントなどについて協議されることとなっており，２月以降，課長級の交渉会合を行ってきている。	
26年度	４月のオバマ大統領訪日の際の日米共同声明で，日米両国は，グアムの戦略的な拠点としての発展を含む，地理的に分散し，運用面で抗たん性があり，政治的に持続可能な米軍の態勢をアジア太平洋地域において実現することに向け，継続的に前進していることを確認した。また，この共同声明において，普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設及び沖縄の基地の統合は，長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとし，この文脈で，日米両国は，沖縄への米軍の影響を軽減することに対するコミットメントを再確認した。 　10 月の「日米共同報道発表」では，日米両国は，普天間飛行場の代替施設(FRF)をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区	沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施並びに日米地位協定の環境補足協定及び日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

	及びこれに隣接する水域に建設する計画が，普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。また，「ロードマップ」及び平成 25 年４月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し，その実施に向けた取組を継続する決意を強調した。さらに，同共同報道発表では，日米両政府は，平成 25 年 10 月の「２＋２」共同発表以降の再編及び影響の軽減に関する措置を歓迎した。 嘉手納以南の土地返還については，平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき，平成 27 年３月にキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の返還が実現した。 ７月から８月にかけて，空中給油機 KC－130 全 15 機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐が行われ，３月には，沖縄本島の東方沖合にあるホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について，日米合同委員会において合意に至った。また，同月，米軍再編に係る訓練移転の拡充について，三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて，日米合同委員会において合意した。本合意に基づく訓練移転は，嘉手納飛行場における騒音軽減につながることから，沖縄の負担軽減に資する具体的な措置として位置付けられる。さらに，５月から 10 月にかけて，平成 25 年 10 月の「２＋２」共同発表を踏まえ，米空軍がグアムを拠点に運用しているグローバル・ホーク２機の三沢飛行場へのローテーション展開が行われた。 また，平成 25 年 12 月，日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を開始することで一致し，平成 26 年２月以降，日米間で課長級の交渉会合を９回行い，10 月の「日米共同報道発表」にて，日米地位協定を環境面で補足する協定について実質合意に至ったことを公表した。この補足協定は，①日米両国の又は国際的な環境基準のうち，より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持，②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を明確な形で含み，これまでの運用改善とは異なる歴史的意義を有するものである。この報道発表後，関連文書の作成など所要の作業を進め，署名に向けて取り組んだ。	
27年度	１　４月の「２+２」共同発表において，日米両国は，在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ，在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また，この共同発表において，日米両国は，普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が，普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。同月及び 11 月の日米首脳会談においても，普天間飛行場移設は辺野古が唯一の解決策であることが確認され，また，オバマ大統領から沖縄の負担軽減に引き続き協力していくとの発言があった。 また，12 月には，菅官房長官とケネディ駐日米国大使が発表した「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において，日米両政府は，	１　沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け，普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や沖縄の施設・区域の返還等を着実に実施する。 ２　日米地位協定の環境補足協定の署名に向けた取組や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

		地元への米軍の影響を軽減しつつ，地域全体の将来の課題及び運用に関わる緊急事態に効果的に対応することができる兵力態勢の維持を目的とした，沖縄における米軍の統合のプロセスを前進させるため，沖縄における在日米軍施設・区域の返還又は共同使用に関する以下の措置について一致した。 ①普天間飛行場：平成２年６月の日米合同委員会で確認された，同飛行場の東側沿いの土地（約４ヘクタール）の返還に向けた作業を加速することを確認した。 ②キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー：宜野湾市が，国道 58 号と西普天間住宅地区跡地を接続するためにキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の一部区域の上に高架式道路を設置する工事を平成 28 年度中に開始できるよう，速やかに共同使用の合意を行うことで一致。日米両政府は，平成 28 年に開始される調査を含む必要な作業のための宜野湾市による当該区域への立入りを支援する。 ③牧港補給地区（キャンプ・キンザー）：国道 58 号を拡幅し，交通渋滞を緩和するため，同国道に隣接する土地（約３ヘクタール）の平成 28 年度中の返還の実現に向けて，速やかに必要な作業を開始することで一致した。 また，北部訓練場について，平成８年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告で確認された同訓練場の過半（約 3,987 ヘクタール）の返還の意義及び緊急性を再確認し，その上で，同訓練場の迅速な返還を促進するために必要な，二国間で合意された条件を満たすとのコミットメントを再確認した。 ２　９月，日米地位協定の環境補足協定に署名し，発効した。同協定は，①日米両国の又は国際的な環境基準のうち，より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持，②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持，といった規定を明確な形で含んでいる。同協定は，法的拘束力を有する国際約束であり，これまでの日米地位協定の運用改善とは異なる，歴史的意義を有するものである。	
	中期目標	―	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

３　（参考指標）米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合） ①一般の部，②有識者の部	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	①89% ②93%	―	①67% ②77%	①81% ②85%	―

作成にあたって使用した資料その他の情報	・「平成 28 年版外交青書」（第３章第１節） ・外務省　ホームページ（第 190 回国会における岸田外務大臣の外交演説） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html） ・首相官邸　ホームページ（第 190 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説） （http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html）

施策Ⅰ－３　中南米地域外交（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

(外務省27－Ⅰ－３)

施策名	中南米地域外交
施策目標	中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため，以下を実施する。 １　中南米全体との関係強化に加え，中米カリブ諸国との経済関係強化，国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。 ２　南米諸国との経済関係を強化すること，国際場裏における協力関係を強化すること，相互理解を促進する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	73	74	95	89
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	73	74	95	
	執行額(百万円)		59	65	72	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	中南米局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成28年８月

個別分野	１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
施策の概要	中南米全体との関係強化に加え，中米カリブ諸国との経済関係強化，国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「中南米諸国とも，本年はリオ五輪が開かれることも踏まえ，様々な分野で交流と協力を拡大します。」 ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成 26 年８月２日) 「皆さまにお約束します。日本の総理大臣や閣僚は，お国ブラジルや，中南米の国々に，もっと頻繁にやってまいります。外務大臣はもちろん，財務大臣や経済産業大臣など，入れ替わり，立ち替わり，中南米の国々に，顔を出せるようにします。・・・力強い前進を始めた日本と，中南米の間で，経済の結びつきを一層深めようではないかということです。・・・軍縮で，不拡散で，さらには環境問題で，「juntos!!」，一緒に働ける分野が，近年とみに増えました。」

測定指標	１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	メキシコとの間で平成 20 年９月以降行ってきた EPA 改正議定書の交渉を終了し，９月に署名(同議定書は平成 24 年４月に発効した。)。また，中米との間の経済交流促進に向けての議論を深めた結果，各国において現地評議会を立ち上げつつある。カリブに関しては，11 月，官民合同経済ミッションを派遣し，そのフォローアップに努めた。	日墨 EPA 改正議定書の批准に向けた交渉を進展させるとともに，中米との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
	24年度	４月にメキシコとの間で日墨 EPA ビジネス環境整備委員会を開催した。７月に中米諸国と実施した日・中米フォーラムに日本企業を初めて招待した。また，中米諸国との間での経済関係強化のための現地協議会をエルサルバドルで７回，コスタリカで４回開催した。 更に，カリブ諸国との日・カリブ協議等を通じ，地域全体と経済関係の強化を図った。また，11 月に東アジア中南米環境ビジネス会議を開催し，日本企業に中南米諸国とのビジネス拡大の機会を提供した。	日墨 EPA の円滑かつ効果的な運用のため，メキシコと各種委員会を通して協議を重ねる。中米諸国との間で経済関係強化のための現地協議会を立ち上げる。23 年度のカリブへの官民合同ミッション派遣のフォローアップを引き続き行う。
	25年度	４月にメキシコ大統領が訪日し，貿易・投資機会の拡大支援等を内容とする共同声明に署名した。６月に開催されたアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合に出席し，アジアと中南米地域の連結性強化等が議論され，中南米地域全体との経済関係強化が図られた。７月に第 16 回日・中米フォーラムを開催し，日本と中米統合機構(SICA)諸国の貿易・投資等につき意見交換し，日・中米諸国間の経済関係強化が図られた。８月にメキシコとの間で日墨 EPA ビジネス環境整備委員会を開催し，両国のビジネス環境改善につき議論し，二国間経済関係の強化が図られた。 11 月には，「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」が開催され日・中南米双方の投資機会やビジネス関係者のネットワーク構築が行われ，経済関係強化が図られた。９月には，第３回日・カリコム(カリブ共同体)外相会合を開催し，日・カリコム関係及び国際場裏での協力につき議論を行い，日・カリブ交流年を契機に関係強化を図ることで一致した。それに先立ち，７月には，第 16 回日・カリコム事務レベル協議を開催し，日本とカリコム間の経済，経済協力，及び平成 26(2014)年の日・カリブ交流年につき意見交換を行った。また 11 月にはジャマイカ首相が訪日し，首脳間で二国間の貿易・投資の活性化について話し合われた他，日本とカリブ諸国の連携強化についても議論し，両国間の経済関係強化が図られた。 平成 26 年３月にパナマ外相が訪日し，パナマにおけるビジネス環境整備や日本企業の進出，パナマ運河拡張等が議論され，両国間の経済関係強化が図られた。	中米諸国との間で日・中米フォーラム，カリブ諸国との間で日・カリブ協議を通じ，経済関係の強化を図る。また，６月のアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合，11 月に東京で開催される予定の「日本・ラテンアメリカ・ビジネスフォーラム」において中南米地域全体との経済関係強化を図る。更に，日メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会を開催し，日本企業進出を側面支援する。

26年度	１　７-８月に安倍総理大臣は中南米諸国(メキシコ，トリニダード・トバゴ，コロンビア，チリ，ブラジル)を延べ約250名の経済人等とともに訪問した。日・カリブ交流年にあたり，カリブ共同体(カリコム)との間では，７月，安倍総理大臣はトリニダード・トバゴを訪問し，第１回日・カリコム首脳会合を実施した。11月には東京で第４回日・カリコム外相会合を開催し，日・カリコム間の友好・協力関係の強化，国際場裏での更なる連携強化について協力していくことを確認した。 ２　中米との間では，２月には第17回日・中米「対話と協力」フォーラムが開催され，経済関係強化について確認された。さらに，同フォーラムにおいて，平成27年５月に開催予定の日・中米ビジネス・フォーラムを成功裏に実現させるための調整を行った。 ３　地域枠組みとの協力としては，第15回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)高級実務者会合の際に開かれた第１回貿易投資・観光・中小企業作業部会に参加し，同枠組み内での貿易投資分野での協力について議論を行った。また，昨年よりオブザーバー国となったイベロアメリカ･サミットには,12月に初めての会合に参加し，経済面での関係強化につき発言した。 ４　太平洋同盟については，安倍総理大臣の中南米訪問や国際会議出席の機会に加盟国であるメキシコ，コロンビア，チリ及びペルー各国と首脳会談を実施し，日本は太平洋同盟を重視しており，関係を強化していきたい旨安倍総理大臣から伝達した。また，平成27(2015)年３月にカルタヘナ(コロンビア)で実施されたIISS(英国International Institute for Strategic Studies)カルタヘナ・ダイアローグにおいて，我が国より鈴木敏郎国際貿易・経済担当大使他が出席し，日・太平洋同盟関係等につきスピーチを実施した。 ５　日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会は，現地日系企業からの要請が無く，かつ日・メキシコ交流400周年にちなんだ周年事業，安倍総理大臣等の要人往来に重点を置いたため，26年度は開催しなかった。	中米カリブ諸国との間では，要人往来や進出企業の支援の更なる促進を通じ経済関係の強化を図る。また具体的には，中米諸国との間では日・中米フォーラム，カリブ諸国との間では日・カリブ外相会合等を通じ，経済関係の強化を図る。更に，ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)，太平洋同盟やFEALAC，イベロアメリカ・サミット等，様々な地域枠組みとの関係を引き続き促進し，中南米全体との経済関係強化を図る。日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会等を通じ，日本企業進出を促進すると共に，進出日本企業の側面支援をする。
27年度	１　９月－10月に安倍総理大臣はジャマイカを訪問し，日・ジャマイカ首脳会談において，友好・協力関係の強化，国際場裏での更なる連携強化等を確認する「日・ジャマイカ・パートナーシップ（J－Jパートナーシップ）強化に関する共同声明」に署名した。５月に岸田外務大臣がキューバを訪問し，カブリサス・キューバ閣僚評議会副議長との会談を行った。 議会交流として，７月にメキシコからバルボサ上院議長一行が訪日し，一行は安倍総理大臣を表敬した。10月に山﨑参議院議長がメキシコ及びパナマを訪問した。 ２（１）５月に日本とスペインの高級実務者による日西ラ米協議を実施し，両国における経済関係強化及び対ラ米協力の可能性等について意見交換を行った。 （２）７月に「第１回日・太平洋同盟高級事務レベル会合」がペルーで開催され，今後の太平洋同盟諸国と日本の経済連携強化の方策につき議論を行った。 （３）平成28年３月には日米ラ米協議を実施し，最近の中南米経済情勢に関する分析について意見交換を行った。 ３　５月にグアテマラで第２回日・中米ビジネス・フォー	１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し，経済関係の強化を図る。 ２　中米カリブ諸国との政策協議を通じ，経済関係の強化を図る。 ３　日・中米ビジネスフォーラムや，日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進，日本企業進出の促進を図ると共に，進出日本企業の側面支援をする。

		ラムが開催され，宇都外務大臣政務官が出席し，日・中米諸国間の経済関係を一層強化し，相互の交流を促進することを表明した。 ８月にメキシコで日・メキシコ経済連係携協定（EPA）発効 10 周年記念セミナー開会式及び第８回日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会が開催され，宇都外務大臣政務官が出席し，両国間の貿易・投資が過去 10 年間で飛躍的に拡大・深化した旨表明すると共に，両国民間団体と関心事項（治安，知的財産・基準認証，税務・通関，労務，観光等）について討議を行った。	
中期目標	—	メキシコ，中米，カリブ諸国との間で各種政策対話，ビジネス関連フォーラム等を通じ，経済関係の強化に努める。	
２	国際社会の諸課題に関する協力関係の強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	中米カリブ諸国との間で要人往来等の機会を活用し，気候変動や国連改革等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。また，ポスト MDGs の議論や NPDI につき，特にメキシコと緊密に協力した。	気候変動，国連改革等について，中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24年度	国家元首が訪日したパナマ，ハイチを始め，各国との要人往来や各種政策協議を通じ，気候変動，国連安保理改革等の国際場裏の問題についての意見交換を行い，我が国立場への支持や理解をとりつけた。 特に，メキシコとの間では，ポスト MDGs の議論や軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)等につき，加藤外務大臣政務官，若林外務大臣政務官がメキシコを訪問した際に議論を行った。	気候変動，国連改革等について，中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポスト MDGs の議論や NPDI につき，特にメキシコと緊密に協力する。
	25年度	首脳レベルではメキシコ及びジャマイカと，外相レベルではメキシコ，パナマ，キューバ，ニカラグア，カリブ共同体諸国及びラテンアメリカ・カリブ共同体(CELAC)と会談を実施し，また中米カリブ諸国との間で要人往来や各種事務レベル政策協議を通じ，国連安保理改革，気候変動，防災，軍縮・不拡散等の国際場裏の問題について我が国の立場への理解・支持を求め，連携強化を図った。	要人往来や各種政策協議を通じ，中南米各国との間で，国連改革，気候変動，軍縮・不拡散といった国際的な課題について，国際場裏における連携を強化する。
	26年度	首脳レベルではメキシコ，パナマ及びカリコム加盟各国(14 カ国)と，外相レベルではカリコム加盟各国(14 カ国)と会談を実施し，またその他の中米カリブ諸国との間でも要人往来や各種事務レベル政策協議を通じ，国連安保理改革，気候変動，防災，軍縮・不拡散等の国際場裏の問題について我が国の立場への理解・支持を求め，連携強化を図った。	要人往来や各種政策対話を通じ，中南米各国との間で，国連改革，気候変動，軍縮・不拡散といった国際的な課題について，国際場裏における連携を強化する。
	27年度	首脳レベルでは，ホンジュラス（７月），ジャマイカ(10 月），外相レベルでは，キューバ（５月），ドミニカ国（10 月）と会談を実施し，国連安保理改革，気候変動，防災，軍縮・不拡散等の国際的な課題について，我が国の立場への理解・支持を求め，連携強化を図った。 １　５月にセントルシアでカリコム（カリブ共同体）外交・共同体関係理事会会議（COFCOR，カリコム外相会合）が開催され，中山外務副大臣がオブザーバーとして出席し，国連改革等，国際場裏の多くの分野で連携強化を図ることを確認した。 ２　戦略的実務者招へいのスキームを活用し，12 月にカリコム若手行政官 15 名及び平成 28 年３月にアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手リーダー10 名を招へいし，各々国連改革，気候変動，防災と持続可能な成長のため	要人往来や各種政策対話を通じ，中南米各国との間で，国連改革，気候変動，軍縮不拡散といった国際的な課題について，国際場裏における連携を強化する。 １　カリコム外相会合(COFCOR)に政務レベルが出席し，国連改革等につき連携強化を図る。 ２　戦略的実務者招へいのスキームを活用し，カリコム若手行政官を招へいし，国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための情報共有・意見交換を行う。

		の科学技術の活用等について，意見交換・情報共有を行った。	
中期目標	—	各種政策対話，フォーラム，要人往来等を通じ，中南米各国との国際場裏における連携を強化する。	
３　要人往来の実績と成果，交流関係の具体的な進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　我が国からは，山根外務副大臣（９月）と山花外務大臣政務官（５月：マルテリー大統領就任式出席）がハイチを訪問し，二国間関係強化のため同国ハイレベルと意見交換を行った。また，１月には山根外務副大臣がニカラグア，キューバ，グアテマラを訪問し，各国ハイレベルと会談を行った。 ２　中米・カリブ諸国からは，12 月，チンチージャ・コスタリカ大統領がカスティージョ同国外相，ゴンサレス貿易相，クルス科学技術相と共に訪日し，天皇陛下が御会見された他，野田総理大臣との間で首脳会談を実施した。また，メキシコより，ラミレス下院議長（６月），ゴンサレス上院議長（１月）が来日し，横路衆院議長を始めとする国会関係者と会談した。この他，中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに，FEALAC 若手行政官招へいやカリコム若手外交官招へいの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいした。 ３　11 月にホノルルにおいて行われた APEC 閣僚会合において玄葉外務大臣がエスピノサ・メキシコ外相と会談した他，同月カンヌで行われたＧ20 サミットにおいて野田総理大臣がカルデロン・メキシコ大統領と懇談した。	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに，積極的に若手外交官を招へいする。
	24年度	１　我が国からは，加藤外務大臣政務官がメキシコ，ホンジュラス，パナマに（５月），山根外務副大臣がドミニカ（共））に（８月），若林外務大臣政務官がドミニカ（共），メキシコに（１月）訪問し，二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 ２　中米カリブ諸国からは，マルティネリ・パナマ大統領（10 月），マルテリー・ハイチ大統領（12 月），カバジェロス・グアテマラ外相（５月），ルークス・パナマ外相（10 月），カストロ・コスタリカ環境エネルギー相といった首脳・閣僚が訪日し，二国間関係強化のため，ハイレベルでの協議を行った。この他，中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日するとともに，FEALAC の枠組みにおいて，アジア９か国，中南米８か国から計 17 名の若手行政官を，カリコムの枠組みにおいてカリブ諸国７か国から若手外交官を我が国に招へいした。 ３　６月にメキシコで行われたＧ20 サミットでは野田総理大臣がカルデロン・メキシコ大統領と会談した他，同月に開催されたリオ＋20 では玄葉外務大臣がパトリオッタ・ブラジル外相と会談した。	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに，積極的に若手外交官を招へいする。
	25年度	１　我が国からは岸田外務大臣がメキシコ及びパナマに（５月），鈴木外務副大臣がセントルシアに（５月），若林外務大臣政務官がメキシコ（８月）及びジャマイカ（９月）に，石原外務大臣政務官がホンジュラス及びベリーズに（２月）に訪問し，二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 ２　メキシコ及び中米カリブ諸国からは，ペニャ・ニエト・メキシコ大統領，ミード・メキシコ外相，グアハル	政府要人をはじめ，FEALAC 若手行政官招へい，カリコム若手外交官招へい等，様々なレベルでの人物交流を引き続き強化する。

		ド・メキシコ経済相，ルイス・マシュー・メキシコ観光相（４月），シンプソン・ミラー・ジャマイカ首相(11 月)，サントス・ニカラグア外相（６月），ロドリゲス・キューバ外相(11 月)，アルバレス・デ・ソト・パナマ外相（３月），カストロ・コスタリカ環境・エネルギー相（６月），ラムラナイン・トリニダード・トバゴ・エネルギー相(11 月)，ホク・スリナム天然資源相（３月）といった首脳・閣僚が訪日し，二国間関係強化のため，ハイレベルでの協議を行った。この他，　アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の枠組みにおいて，中南米９か国，アジア５か国から計 14 名の若手行政官を，またカリブ諸国からも 14 名の若手外交官を日本に招待した。 ３　10 月にバリで行われた APEC では，安倍総理大臣がペニャ・ニエト・メキシコ大統領と会談した。	
	26年度	１　我が国からは，現職総理としては 10 年ぶりに安倍総理大臣が中南米５か国（メキシコ，トリニダード・トバゴ，チリ，コロンビア，ブラジル）を訪問し，各地で首脳会談を行った（７月，８月）他，牧野外務大臣政務官がグレナダ（５月），石原外務大臣政務官がコスタリカ（５月），鈴木外務副大臣がセントルシア（５月），岸外務副大臣がメキシコ（５月），宇都外務大臣政務官がセントルシア，ガイアナ，トリニダード・トバゴ，パナマ（１月）及びホンジュラス（２月）を訪問し，二国間関係強化のために各国政府と協議を行った。 ２　メキシコ及び中米カリブ諸国からは，以下のとおり閣僚級が訪日し，二国間関係強化や国際場裏での連携強化のため，ハイレベルでの協議を行った。 　アンティグア・バーブーダから，マサイア司法府付国務相（４月），グリーン貿易・商業・産業・スポーツ・文化国家的祝祭相(11 月)，エルサルバドルから，ピニャト社会統合担当大統領補佐官（９月），マルティネス公共事業相（３月），メレンデス脆弱性大統領補佐官（３月），ガイアナから，ロドリゲス＝バーケット外相(11 月)，グレナダから，ボラ農業・国土・森林・漁業・環境相（４月），スティール外務・国際ビジネス相(11 月)，ジャマイカから，ニコルソン外務貿易相(11 月)，フォルケス＝アブラハムス産業・投資・商業省担当国務相(12 月)，アースコット地方政府・コミュニティ開発相（３月），セントクリストファー・ネーヴィスから，カーティ・教育・情報・農業・海洋資源・協同組合相（４月），ニズベット外務・司法・法務・国土安全保障・労働相(11 月)，セントルシアから，バプティスト外務・国際貿易・民間航空相(11 月)，オキスト国家政策担当大統領秘書官（５月），ハイチから，ブリュテュス外務・宗務相(11 月)，キューバから，カブリサス閣僚評議会副議長（３月），グアテマラから，マルドナド国家災害対策調査委員会長官（３月），パナマから，キハーノ運輸庁長官(11 月)，エンリケス内相（３月），デ・ラ・グアルディア経済財務相（３月），ベリーズから，エルリントン外相(11 月)，ホンジュラスから，エストコ教育相(11 月)，メキシコから，ミード外相（６月），トリニダード・トバゴから，アルフォンソ国家安全保障相（３月）。 　アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の枠組みにおいて，中南米 11 か国，アジア４か国から計 15 名の若手行政官を日本に招へいした。なお，双方の日程の都合上，	政府要人をはじめ，実務家・有識者，FEALAC 若手行政官招へい，カリコム若手外交官招へい等，様々なレベル・分野での人物交流を引き続き強化する。

		カリコム若手外交官招へいは実施できなかった。 ３　また，実務家・有識者としては，ロソーヤ・メキシコ石油公社総裁の訪日(11 月)，我が国の有識者として石黒浩・大阪大学大学院基礎工学研究科システム創成専攻教授がニカラグア，コスタリカ，ホンジュラスにて日本のロボット技術を中米諸国へ紹介した。	
	27年度	１　我が国から９～10 月に安倍総理大臣のジャマイカ訪問，５月に岸田外務大臣のキューバ訪問を行った他，４月にはロイ・パナマ運河担当相兼メトロ公社総裁，キハーノ・パナマ運河庁長官，バカラット・パナマ海事長長官，グティエレス・コスタリカ環境エネルギー相が訪日，５月には中山外務副大臣がジャマイカ及びセントルシアを訪問，宇都外務大臣政務官がグアテマラを訪問，６月には宇都外務大臣政務官がバハマ及びアンティグア・バーブーダを訪問，７月には宇都外務大臣政務官がエルサルバドルを訪問，８月には中山外務副大臣がコスタリカを訪問，10 月にはフィデル・カストロ・キューバ国家評議会科学顧問が訪日，バロン・ドミニカ国外相訪日，12 月に眞子内親王殿下が，外交関係樹立 80 周年及び日・中米交流年という節目で，エルサルバドル政府及びホンジュラス政府から招待を受けて両国をご訪問された。 ２　戦略的実務者招へいのスキームを活用し，12 月にカリコム若手行政官招へい，平成 28 年３月にアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手リーダー招へいを行った。招へい後，各在外公館が被招へい者と個別に意見交換し，招へいプログラムへの評価を聴取すると共に，その後の職務への反映の仕方や，被招へい者による対外発信についてのフォローアップを実施した。 ３　戦略的対外発信のスキームで，平成 28 年３月に中南米諸国から 101 名（国会議員，政府関係者，地方公共団体関係者，ジャーナリスト等）を招へいし，細野ＪＩＣＡ研究所シニアリサーチアドバイザーによる，日本の対中南米経済協力のモデルである「ジャパン・モデル」の説明や，トヨタ等の日本を代表する企業の視察，シンクタンクとのディスカッション等日本の政治経済に関する姿勢や日本の魅力等について発信を行った。 ４　本年は，我が国と中米５カ国（グアテマラ，エルサルバドル，ホンジュラス，ニカラグア，コスタリカ）との間で外交関係樹立 80 周年を迎え，「日・中米交流年」として，政治，経済，文化等様々な分野で交流事業を実施することで合意し，７月にエルナンデス・ホンジュラス大統領が訪日したほか，11 月にカブリサス・キューバ閣僚評議会副議長，10 月にバロン・ドミニカ国外相が訪日した。４月に岸田外務大臣が日本の外務大臣として初めてキューバを訪問した。外務副大臣，外務大臣政務官等も中南米諸国を訪問した。	１　政府要人の往来を引き続き強化する。 ２　戦略的実務者招へいスキームを活用し，アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手行政官，カリコム若手行政官の招へいを実現する。こうした招へい事業については，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。 ３　戦略的対外発信のスキームを活用し，Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムを通じて中南米諸国から 100 名を招へいし，日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。 ４　平成 27(2015)年日・中米交流年の周年事業として政務レベルを始めとした様々なレベルでの往来を実施する。
中期目標	—	様々なレベルでの人的交流を引き続き強化する。	
４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化			年度目標
	23年度	７月に我が国において第 14 回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され，中米諸国との間で二国間関係のみならず，国際場裏における協力強化について活発な意見交	日本・中米「対話と協力」フォーラムやカリコム若手外交官招へいを通じ，我が国と中米カリブ諸国との関係強化を図

	施策の進捗状況・実績		換を行った。また，８月には山花外務大臣政務官が第５回FEALAC外相会合に出席し，我が国のアジア・中南米に対する政策を発信するとともに，外相会合に出席していた多数の中南米諸国閣僚と会談を行った。この他，FEALAC及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし，アジアと中南米の交流強化に貢献した。	る。
		24年度	７月に，第15回日・カリコム事務レベル協議及び第15回日本・中米「対話と協力」フォーラムを開催し，中米・カリブ諸国との間で二国間関係のみならず，国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。 また，10月にはFEALAC高級事務レベル会合が開催され，同フォーラムに参加する中南米20か国と意見交換等を行った。この他，FEALAC及びカリコムの枠組みにおいて多数の若手行政官を我が国に招へいし，アジアと中南米の交流強化に貢献した。 その他，９月の国連総会の際には玄葉外務大臣と太平洋同盟加盟国外相との間で会談を実施し，また，１月には太平洋同盟の首脳会合への我が国オブザーバー参加資格が承認された。	FEALAC高級実務者会合，FEALAC環境ビジネス会合，日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じ，中南米諸国との関係を強化するとともにアジアと中南米の間の協力を促進する。
		25年度	６月にはアジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合が開催され，日本より鈴木外務副大臣が出席し，多数の中南米諸国出席者と会談を行った。 ７月に我が国において第16回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され，中米諸国との間で二国間関係のみならず，国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。 ９月には，国連総会の機会に岸田外務大臣がラテンアメリカ・カリブ共同体(CELAC)カルテット及びカリブ共同体諸国(カリコム)とそれぞれ外相会談を実施し，10月には，日本のイベロアメリカ・サミットへのオブザーバー参加が承認された。 また，FEALAC及びカリコムの枠組みを通じ，多数の若手行政官を日本に招へいし，日・中南米関係の強化に貢献した。	FEALACや日本・中米「対話と協力」フォーラム，日・カリコム協議等の多国間のフォーラムを引き続き積極的に活用する。
		26年度	地域枠組みとの協力としては，カリブ共同体(カリコム)との間では，日・カリコム首脳会合(７月)，日・カリコム事務レベル協議(10月)，日・カリコム外相会合(11月)を通じて，日・カリコム間の友好・協力関係の強化及び国際場裏での更なる連携強化を確認した。 第15回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)高級実務者会合に出席した他，FEALAC科学技術・イノベーション・教育作業部会では共同議長を務め，第4回FEALACサイバー事務局セミナーでは日本の取組や，平成24年より日本が提案しているロボット・コンテストの進捗についてプレゼンテーションを行った。 また，FEALAC若手行政官招へい(２月)を通じてFEALAC加盟国の若手行政官計15名を招へいし，同枠組みの活用方法について議論する等積極的に取組を強化している。 昨年オブザーバー国となったイベロアメリカ・サミットについては，12月に行われたイベロアメリカ・サミットにはオブザーバー国として参加し，今後の日本とイベロアメリカ諸国との連携について発言を行った。 在京中南米諸国大使グループ(GRULAC)とも，２ヶ月に１度の頻度で中南米局長との対話を設けており，中南米諸国大使からの意見や要望をきめ細かく聴取し，対応を図って	太平洋同盟，日・中米フォーラム，日・カリコム協議，FEALAC，イベロアメリカ・サミット，国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)，米州機構(OAS)等，多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に，中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

	いる。 　太平洋同盟については，太平洋同盟加盟国であるメキシコ，コロンビア，チリ及びペルー各国と首脳会談を実施し，日本が太平洋同盟を重視しており，関係を強化していきたい旨安倍総理大臣から伝達した。４月には，太平洋同盟オブザーバー会合(ペルー)に出席した。２月には，太平洋同盟インフラセミナー(コロンビア)に出席し，太平洋同盟との対話を強化した。また，３月にカルタヘナ(コロンビア)で実施された IISS カルタヘナ・ダイアローグにおいて，我が国より鈴木敏郎国際貿易・経済担当大使他が出席し，日・太平洋同盟関係等につきスピーチを実施した。	
27年度	１　太平洋同盟については，７月に第１回日・太平洋同盟高級事務レベル会合を実施し，今後の太平洋同盟諸国と日本の経済連携強化の方策につき議論を行った。また，太平洋同盟諸国との幅広い分野での協力関係深化のための人的交流等についても議論を行った。在京中南米諸国大使グループ(GRULAC)とも，２ヶ月に１度の頻度で中南米局長との対話を設けており，中南米諸国大使からの意見や要望をきめ細かく聴取し，対応を図っている。米州機構（OAS）との間でも，OAS からの求めに応じて，９月に実施されたグアテマラ総選挙へ１名の選挙監視要員の派遣を行った。 ２　アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）との間では，平成 24 年より日本が提言しているロボット・コンテストの実施が決定された。８月にコスタリカで開催された第７回 FEALAC 外相会合に中山外務副大臣が出席し，ロボット・コンテストを含む日本のプロジェクト２件を紹介し，これらプロジェクトが外相会合成果文書であるサンホセ宣言で歓迎された。ロボット・コンテストは 10 月－11 月にブラジルで開催され，史上初のアジアと中南米の学生が対決するロボット・コンテストとなり，仙台高専が優勝，熊本高専が準優勝した。さらに，同コンテストで FEALAC 賞を受賞した中南米チームを平成 28 年３月に日本に招へいし，仙台高専との交流を行った。また，平成 28 年３月には FEALAC 若手リーダー招へいを実施し，防災と持続可能な成長のための科学技術の活用についてのアジアと中南米の知見の共有及び今後の協力について議論を行った。 ３　平成 27 年２月に実施された日・中米フォーラムに続き，５月には第２回日・中米ビジネスフォーラムが実施開催され，宇都外務大臣政務官が出席した。また，日・中米交流年事業として，12 月の眞子内親王殿下のエルサルバドル，ホンジュラス御訪問の他，首脳メッセージ交換（中米各国），交流年記念式典（中米各国），交流年記念切手発行(ホンジュラス，エルサルバドル)，平成 27 年３月のコスタリカ，ホンジュラス，ニカラグアにおけるロボット講演（石黒浩大阪大学大学院教授），５月～６月のグアテマラ，コスタリカ，ホンジュラス，エルサルバドルにおける石見神楽公演，平成 27 年３月の日・中米外交関係樹立 80 周年レセプション及び６月の中米映画祭，７月の日・コスタリカのＵ22 サッカー交流及び日・中米交流年レセプション，９月の中米展示会，コスタリカ国立交響楽団カルテット公演，12 月の中米５カ国報道関係者招へい等を行った。 ４　「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」の拠	太平洋同盟，FEALAC，イベロアメリカ・サミット，国連ラテンアメリカ･カリブ経済委員会(ECLAC)，米州機構(OAS)，日・中米フォーラム，日・カリコム協議等，多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に，中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。 １　第１回日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し，日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等について協議し，他のオブザーバー国との差別化を図る。 ２　第７回 FEALAC 外相会合において，日本が平成 24(2012)年より提言しているロボット・コンテストについての成果を示し，FEALAC の枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また，戦略的実務者招へいのスキームを活用し，FEALAC から若手行政官を招へいし，協力の基盤を強化する。 ３　日・中米フォーラムを実施し，日・中米交流年にあたり，政務レベルの要人往来及び周年事業の積極的な実施を目指す。 ４　Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムの拠出先である OAS と，同プロジェクトを通じて関係を強化する。 ５　日・カリコム事務レベル協議を実施し，首脳会合及び外相会合のフォローアップを行い，引き続きカリコム諸国との連携強化をはかる。

		出先候補であったOASとの調整が付かなかったが，ラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）を拠出先とすることで調整が付き，平成28年３月に中南米諸国から101名を招へいした。 ５　日・カリコム事務レベル協議については，安倍総理大臣のジャマイカ訪問やカリコム外相会合（COFCOR）への中山外務副大臣出席を通じてカリコム諸国との連携を図ることに主眼を置いたため，本年度は実施しなかった。	
中期目標	—	日・中米フォーラム，日・カリコム協議，FEALAC，イベロアメリカ・サミット，ECLAC，米州機構(OAS)，太平洋同盟等，多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に，活用し，中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。	

５　中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	6	7	7	22	4	—
年度目標値			7程度	7	7	

６　（参考指標）日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	26,444	26,600	26,552	27,198	31,694

作成にあたって使用した資料その他の情報	・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成26年８月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html) ・日・ホンジュラス首脳会談(平成27年７月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/hn/page4_001318.html) ・日・ホンジュラス共同声明（骨子）（平成27年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000091751.pdf) ・日・ジャマイカ首脳会談(平成27年10月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/jm/page4_001412.html) ・日・ジャマイカ・パートナーシップ（J－J パートナーシップ）強化に関する共同声明（骨子）（平成27年10月）(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000102202.pdf) ・岸田外務大臣のキューバ訪問（概要と評価）（平成27年５月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cu/page4_001168.html) ・岸田外務大臣とカルロス・グティエレス・キューバ・日本友好議員連盟会長との会談（平成27年５月）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cu/page4_001153.html) ・岸田外務大臣とリカルド・カブリサス閣僚評議会副議長との会談(平成27年５月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cu/page4_001162.html) ・日・ドミニカ国外相会談(平成27年10月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000157.html) ・中山外務副大臣のコスタリカ，米国訪問（平成27年８月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press22_000091.html) ・中山外務副大臣のジャマイカ及びセントルシア訪問（平成27年５月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page3_001227.html) ・中山外務副大臣とフィデル・カストロ・キューバ国家評議会科学顧問との会談(平成27年10月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cu/page3_001414.html) ・宇都外務大臣政務官のメキシコ訪問（結果）（平成27年８月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000133.html) ・宇都外務大臣政務官のニカラグア，エルサルバドル及び米国（ヒューストン）訪問（結果）（平成27年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page3_001299.html) ・宇都外務大臣政務官のバハマ及びアンティグア・バーブーダ訪問（平成27年６月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page22_002049.html) ・宇都外務大臣政務官の米国（シアトル）及びグアテマラ訪問（平成27年５月）

	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/gt/page3_001229.html) ・バルボサ・メキシコ合衆国連邦上院議長及び同議員団による安倍総理大臣表敬（平成27年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/page4_001305.html) ・第２回日・中米ビジネスフォーラム（平成27年５月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page3_001233.html) ・中山外務副大臣の第７回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)外相会合出席（平成27年８月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000124.html) ・第15回アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手リーダー招へい（平成28年３月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page3_001604.html)

個別分野	２　南米諸国との協力及び交流強化
施策の概要	１　経済連携協定(EPA)，投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに，政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。 ２　国連改革，気候変動等国際社会の課題に係る取組，国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに，協力を推進する。 ３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進するとともに，子弟の教育問題等への取組を側面支援する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「今後も，これまでの成果を土台としつつ，日米同盟の強化，近隣諸国との関係推進，そして日本経済の成長を後押しする経済外交の推進という日本外交の三本柱を中心に取組を続けてまいります。…第二の柱は，近隣諸国との関係推進です。…中南米諸国とも，本年はリオ五輪が開かれることも踏まえ，様々な分野で交流と協力を拡大します。…」 ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成 26 年８月２日) ７月 25 日～８月４日，中南米諸国を歴訪した安倍総理大臣は，ブラジル，サンパウロにおいて，中南米政策スピーチを実施。「発展を共に」(経済関係の強化)，「主導力を共に」(国際場裏での協力)，「啓発を共に」(交流の活発化等)の３つの指導理念に沿って，日・中南米関係を強化することを発表。

測定指標	１　南米諸国との経済関係強化の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ペルーとの EPA が発効，コロンビアとの投資協定が署名に至ったほか，コロンビアとの EPA 共同研究を開始した。 また，南米南部共同市場(メルコスール)と我が国との対話の枠組みを立ち上げることに合意した。	日・ペルーEPA 及び日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続きを進めるとともに，南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。
	24年度	日・コロンビア EPA 共同研究の終了に続き，日・コロンビア EPA 交渉を開始した。発効済みの EPA では，日・チリ EPA の下で魚及び魚製品に関する作業部会を，また日・ペルーEPA の下でビジネス環境整備小委員会を開催した。さらに，ウルグアイとの投資協定締結交渉を開始したほか，メルコスールとの間で経済関係緊密化のための対話を開始した。 また，エネルギー・鉱物資源の安定的確保に関連し，ボリビアとの対話を行い，日本企業の投資を側面支援した。	日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続，日・コロンビア EPA 共同研究の早期終了に向けた取組を進めるとともに，引き続き南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。また，発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。
	25年度	日・コロンビア EPA 交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を着実に進めた。また，日・コロンビア投資協定の発効に向けて，国会の承認等我が国において必要な国内手続きを終えた。さらに，発効済みの日・チリ EPA 及び日・ペルーEPA を円滑に運用した。 エネルギー・鉱物資源の安定的確保の観点からボリビア，チリ等と対話を行ったほか，南米からの要人訪日の機会に経済セミナー開催への協力を通じて経済交流促進を支援した。	日・コロンビア投資協定の早期発効，並びに日・コロンビア EPA 交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉を促進するとともに，発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。また，南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。
	26年度	日・コロンビア EPA 交渉を着実に進めた。日・ウルグアイ投資協定交渉は実質合意，署名を実現した。日・コロンビア投資協定は先方に早期発効を働きかけ，コロンビア国会承認手続及び大統領署名が終了した。発効済みの日・チリ EPA 及び日・ペルーEPA は円滑に運用した。 以上の二国間枠組み関係の取組に加え，７～８月の安倍総理大臣の中南米訪問の際には，企業トップからなる経済ミッションが同行し，企業と協働して経済関係強化を実現した。また，同訪問時，チリにおける日本企業出資による銅鉱山開山式への総理大臣参列等を通じ，日・チリ間の鉱業分野における協力関係強化を促進した。	日・コロンビア投資協定の早期発効，日・コロンビア EPA 交渉及び日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意を目指すとともに，発効済みの協定の円滑な運用を行う。
	27年度	１　日・コロンビア経済連携協定 EPA 交渉を３回（５月，７月，９月）開催し，物品貿易，原産地規則等の分野について協議し，合意に向けて進展した。	１　日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。 ２　日・コロンビア投資協定の早期発効

		２　８月に日・コロンビア投資協定のコロンビアでの国内手続きを完了したとの通告を受領し，９月に右協定の効力が発生した。 ３　「日・ウルグアイ投資協定」について，９月に我が国国会承認手続きを終えるとともに，11 月の日・ウルグアイ首脳会議等を通じてハイレベルで先方に早期発効を働きかけた。 ４　発効済みの日・チリ EPA 及び日・ペルーEPA に関し，先方政府及び日本進出企業関係者との意見交換等を実施するなど円滑な運用を行った。 ５　９月に交渉を開始した日・チリ租税条約は 10 月に実質合意し，平成 28 年１月にチリで署名した。 ６　日ブラジル税関相互支援協定の実質合意及び早期署名に向け，税務当局間の交渉が円滑に進むべく，ブラジル政府との調整や働きかけを行った。	を目指す。 ３　日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指す。 ４　発効済みの協定(日・チリ EPA，日・ペルーEPA)の円滑な運用を行う。
中期目標	―	交渉を終えた二国間協定の早期発効を目指すとともに，南米諸国との間で経済関係強化のための対話を引き続き促進していく。	
２　南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	サントス・コロンビア大統領(９月)，ピニェラ・チリ大統領(３月)の訪日をはじめとし，アルゼンチン外相(４月)，ブラジル外相(４月)，コロンビア外相(９月及び２月)，チリ外相(３月)，の訪日や，松本外務大臣のメルコスール首脳会談出席及びブラジル訪問等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ，様々なレベルで，環境・気候変動，国連・安保理改革，北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革，環境・気候変動，軍縮不拡散等について，南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24年度	ウマラ・ペルー大統領(５月)，ルゴ・パラグアイ大統領(５月)，ペルー外相(５月)，ウルグアイ外相(11 月)の訪日や，玄葉外務大臣の国連持続可能な開発会議(リオ＋20)出席(６月)，古川国家戦略大臣のブラジル訪問(４月)等の我が国要人の南米訪問の機会をとらえ，様々なレベルで，環境・気候変動，国連・安保理改革，軍縮・不拡散，北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	国連改革，環境・気候変動，軍縮不拡散等について，南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	25年度	アルゼンチン，ブラジルとの首脳会談(９月)，ボリビア外相の訪日(５月)，ウルグアイ外相，ブラジル環境相及びエクアドル環境相の水銀条約会合出席(10 月)，また岸田外務大臣のペルー(４月)，ブラジル(９月)訪問，茂木経済産業大臣のコロンビア，ブラジル訪問(４～５月)，新藤総務大臣のブラジル訪問(７月)等の機会をとらえ，さまざまなレベルで環境・気候変動，国連・安保理改革，軍縮・不拡散，北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行った。	二国間の機会に加え，多国間の機会も活用し，環境・気候変動，北朝鮮の人権問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について，我が国の立場を説明し，我が国への支持の拡大を引き続き図っていく。
	26年度	安倍総理大臣の南米訪問時の首脳会談(コロンビア：７月，チリ：７月，ブラジル：８月)，望月環境大臣のペルー訪問(12 月)，カルテス・パラグアイ大統領の訪日(６月)等の機会をとらえ，環境・気候変動，国連・安保理改革，軍縮・不拡散，北朝鮮問題等についての我が国の立場に対する支持を働きかけた。	環境・気候変動，北朝鮮の人権問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について，我が国の立場に対する支持を働きかける。
	27年度	１　南米諸国からガルシア・リネラ・ボリビア副大統領（４月），ヴィエイラ・ブラジル外相（７月），バスケス・ウルグアイ大統領（11 月），ロイサガ・パラグアイ外相（平成 28 年３月）が訪日し，日本からは西村国土交通副大臣がアルゼンチン・ウルグアイ・チリ(５月)，西銘	１　各国との間で，様々なレベルの要人往来を通して政治・経済・文化等あらゆる面での関係緊密化を図る。 ２　環境・気候変動，北朝鮮の人権問題，安保理改革，軍縮・不拡散問題等の国

		総務副大臣がチリ（５月）等をそれぞれ訪問した。これらの機会をとらえ，政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図った。また，日本進出企業の海外展開支援について，各国における企業活動の支援を要請した。文化面では，南米各国における日本紹介文化事業等を通じ，対日理解の向上をはかった。 ２　国連安保理改革，核軍縮・不拡散問題，環境・気候変動問題，アジア地域の安全保障，北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について，我が国の立場に対する支持を要請し，一定の成果を得た。	際的な問題について，我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに，これら問題に対して協働して取り組むべく国際場裏での協力関係を強化する。
中期目標	—	二国間，多国間の双方の機会を活用した，我が国の立場の説明，支持の拡大を引き続き進めていく。	
３　南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	逃亡犯罪人問題，我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題，社会保障問題等の課題に対し，国内関係省庁，地方自治体，関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。「不処罰は許さない」との観点から，ブラジル政府に対し国外犯処罰規定の適用を要請している案件のフォローを引き続き実施した。さらに，３月１日に発効した日・ブラジル社会保障協定について，厚生労働省及び在京大使館・総領事館と協力し，在日ブラジル人に対する事前説明会を実施した。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し，対話の機会の構築に向けて取り組む。
	24年度	ブラジルとの間で受刑者移送条約締結交渉を開始した。 また，ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について，司法関係者との関係構築，また右を基にして情報収集を行う等，引き続きフォローした。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し，二国間条約の締結に向けた協議を含め，対話の機会の構築に向けて取り組む。
	25年度	国外犯処罰規定の適用について，日本国内における関心も非常に高いことを踏まえ，在外公館を通じて，係争中の５件に関するブラジル国内での裁判進捗状況の把握，担当判事等からの情報収集を行った。 また，日・ブラジル受刑者移送条約の締結交渉を妥結させ，署名を行った。	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し，ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について，適用を着実に確保する等，引き続き両国間の連携を深めていく。
	26年度	ブラジル政府に国外犯処罰規定の適用を要請している係争中案件４件について，在外公館を通じブラジル国内での裁判進捗状況の把握，担当判事等からの情報収集を行った。 日・ブラジル受刑者移送条約の発効に向け，国会の承認等我が国において必要な国内手続を終えた。ブラジル側の国会承認手続について必要な情報収集を行い，早期発効に向けた働きかけを行った。	受刑者移送条約の発効に向けた手続きを進める。 ブラジル政府に対して国外犯処罰規定の適用を要請している案件について，適用が確保されるよう注意深くフォローしブラジル政府との連携を深める。
	27年度	１　署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約について，ブラジル側に早期発効の要請を行った結果，平成 28 年１月に締結（外交上の公文の交換），平成 28 年２月には右条約が発効した。 ２　従来から，我が国がブラジル政府に国外犯処罰規定適用を要請していた案件のうち，現在も係争中の４件について，在ブラジル日本国大使館・総領事館を通じブラジル国内での裁判進捗状況の把握，担当判事等からの情報収集を行った。また新規要請案件についての手続も開始した。	１　署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約のブラジル側国内手続完了に向け，ブラジル側に働きかけを行い，条約の早期発効を目指す。 ２　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い，逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され，また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

中期目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し，様々な対話の機会を通じて，両国間の連携を深めていく。	

4　南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	8	7	6	5	5	—
年度目標値			5程度	5	5	

5　(参考指標)日・南米諸国間貿易額(単位：億円)	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	33,203	33,852	37,224	33,412	33,440

作成にあたって使用した資料その他の情報	
	・日・パラグアイ首脳会談(平成26年６月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/page4_000534.html) ・カルテス・パラグアイ共和国大頭領の訪日（平成26年６月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/py/page3_000821.html) ・安倍総理のコロンビア訪問（概要）（平成26年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/co/page4_000603.html) ・安倍総理のチリ訪問（概要）（平成26年８月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/cl/page4_000616.html) ・安倍総理のブラジル訪問（概要と評価）（平成26年８月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000872.html) ・安倍総理の中南米政策スピーチ(平成26年８月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_000874.html) ・日・ペルー首脳会談(平成26年11月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page3_000998.html) ・日・ウルグアイ首脳会談(平成27年11月) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/uy/page4_001521.html) ・日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第５回会合(概要)（平成26年５月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000890.html) ・日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第６回会合(概要)（平成26年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001092.html) ・日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第７回会合(概要)（平成26年９月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001223.html) ・日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第８回会合（平成26年11月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001434.html) ・日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第９回会合(結果)（平成26年12月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001602.html) ・日・コロンビア経済連携協定交渉第10回会合(結果)（平成27年３月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001878.html) ・日・コロンビア経済連携協定交渉第11回会合(結果)（平成27年５月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002154.html) ・日・コロンビア経済連携協定交渉第12回会合(結果)（平成27年７月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002314.html) ・日・コロンビア経済連携協定交渉第13回会合(結果)（平成27年９月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002414.html) ・日・ウルグアイ投資協定交渉第９回会合の開催（平成26年10月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000040.html) ・日・ウルグアイ投資協定交渉の実質合意（平成26年11月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001458.html) ・日・ウルグアイ投資協定の署名（平成27年１月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001701.html) ・日・ブラジル受刑者移送条約の効力発生のための外交上の公文の交換（平成28年１月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000180.html)

施策Ⅰ－４　欧州地域外交（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

（外務省27－Ⅰ－４）

施策名	欧州地域外交
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し，良好な国際環境の整備を図るため，以下を達成する。 １　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，協力関係，法的枠組み，人的ネットワークを構築し，欧州地域との関係を総合的に強化する。 ２　西欧及び中・東欧諸国との間での対話，政策調整，人的・知的交流を通じて，政治・経済をはじめとする関係を維持・強化するとともに，共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ３　領土問題を解決して平和条約を締結し，日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに，幅広い分野における日露関係を進展させる。ウクライナ問題をめぐっては，Ｇ７の連帯を重視しつつ，ロシアに対する働きかけを継続する。 ４　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに，中央アジア地域内協力を促進する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,053	1,084	1,056	1,044
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,053	1,084	1,056	
	執行額(百万円)		987	1,031	1,005	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	欧州局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成28年８月

個別分野	１　欧州地域との総合的な関係強化
施策の概要	１　欧州地域(各国，EU，NATO，OSCE，CoE)との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 ２　欧州各国との社会保障協定，租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。 ３　欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「基本的価値を共有する欧州各国との関係を，EU や NATO 等の枠組みも活用しつつ一層強化します。」 ・第 23 回日 EU 定期首脳協議（平成 27 年５月 29 日，共同プレス声明） 「閣僚級での外交及び安全保障政策に関する政治対話の強化に一致した」 「アジア欧州会合（ASEM）（中略）といった地域・地域間の枠組みにおける協力を強化する」

測定指標	１　欧州地域との総合的な対話・協力の進展			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　EU との関係では，５月の第 20 回日 EU 定期首脳協議で，日 EU・EPA 及び政治，グローバル，その他の分野別協力を対象とした拘束力を有する協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意した。この他，日 EU 外相協議，日 EU 政務局長協議など，様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。 ２　NATO との関係では，５月に松本外務大臣が NATO 本部を訪問，10 月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催した他，12 月の NATO 外相会合(アフガニスタン会合)に参加して政治対話を実施した。また，NATO の基金を通じてアフガニスタン国軍の識字教育を支援した。 ３　OSCE との関係では，12 月の外相理事会，５月の OSCE モンゴル共催会議及び２月の OSCE タイ共催会議に参加した。また，具体的協力として，OSCE 選挙監視団に我が国から要員を派遣した。 ４　CoE との関係では，アジアで唯一のオブザーバー国として，様々な会合に積極的に参加した。また，11 月にフランスにて開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会議)に対する支援を行った。 ５　アジア・欧州間の対話・協力においては，６月にブダペストで開催されたアジア欧州会合(ASEM)第 10 回外相会合に参加し，非伝統的安全保障上の課題，地球規模の課題，経済・金融危機からの回復，地域情勢等に関し，有意義な意見交換を行うとともに，アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また，同外相会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し，外相会合の成功に向けて ASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。さらに，アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席するとともに，10 月には東京で全体高級実務者会合を開催し，主導的な立場で議論に貢献した。	日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
		24年度	１　EU との関係では，首脳会談を２回，外相会談を１回実施し，この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。３月には，日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉立ち上げを決定した。 ２　NATO との関係では，５月に NATO シカゴ首脳会合において「アフガニスタンに関する会合」が開催され，我が国から玄葉外務大臣が出席した。また，５月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催し，日 NATO 間の政治対話を実施した。さらに，12 月に NATO 外相会合 ISAF 貢献国会合に我が国から駐ベルギー大使が出席した。 ３　OSCE との関係では，オーストリアにおいて 11 月に開催された「北東アジアの安全保障と OSCE の経験」セミナ	日 EU 定期首脳協議及び ASEM 第９回首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。

		ーに我が国から駐オーストリア大使が出席し，スピーチを行った。また，アイルランドにおいて 12 月に OSCE 外相理事会が開催され，我が国から外務副大臣が出席し，我が国の外交政策や OSCE に対する貢献や取組をアピールした。また，豪州において 25 年３月に安全保障における女性問題をテーマに OSCE 共催会議が開催され，我が国から欧州局参事官が出席し我が国の女性の社会進出のための取組に関するスピーチを行った。 ４　CoE との関係では，アジアで唯一のオブザーバー国として，各種会合に積極的に参加した。また，６月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会合)に対する支援を行った。 ５　アジア・欧州間の対話・協力においては，11 月にラオスで開催された ASEM 第９回首脳会合に総理大臣が出席し，経済財政問題，地球規模の課題，地域情勢，社会・文化協力，ASEM の将来の方向性等に関し有意義な議論を行った。その成果として，議長声明とビエンチャン宣言が採択され，それら各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通の認識の形成が図られ，また，今後の協力の方向性等が示された。なお，今次首脳会合においては，欧州債務危機を背景として世界経済・財政問題が一つの大きな課題として取り上げられ，ASEM 各国が一致結束して対応していくことの重要性が確認された。	
	25年度	１　EU との関係では，第 21 回日 EU 定期首脳協議を含め，首脳会談を３回，外相会談を４回実施し，この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。また，EPA 交渉は５回，戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉は４回実施し，交渉は着実に前進しつつある。 ２　NATO との関係では，４月にラスムセン事務総長が訪日し安倍総理大臣と共同政治宣言に署名，12 月に NATO 外相会合 ISAF 貢献国会合に我が国から駐ベルギー大使が参加して政治対話を実施，２月に日・NATO 高級事務レベル協議を開催した。また，人道支援・災害救援に関する日 NATO 共同研究会を立ち上げ，同分野における日 NATO 協力のあり方について議論し，成果報告書を取りまとめた。 ３　OSCE との関係では，12 月にウクライナで開催された OSCE 外相理事会に飯村政府代表が参加した。また，具体的協力として，ウクライナにおける政治対話促進ミッションをはじめとする OSCE の民主化プロジェクトに資金協力を行うとともに，ウクライナ大統領選挙に向け OSCE 選挙監視団に我が国から要員派遣を決定した。 ４　CoE との関係では，アジアで唯一のオブザーバー国として，各種会合に積極的に参加した。また，12 月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会合)に対する支援を行った。 ５　アジア・欧州間の対話協力においては，10 月にインドで開催された ASEM 第 11 回外相会合に外務大臣が出席し，経済財政問題，地球規模の課題，地域情勢のテーマの下，有意義な議論が行われた。その成果として，議長声明が採択され，それら各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通の認識が図られると共に，ASEM の活動を対外的に明確に示していくために 12 の分野にわたる具体的協力プロジェクトをアジアと欧州の数カ国がコ	日 EU 定期首脳協議及び ASEM 第 11 回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に，EU との関係では，EPA 及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進させる。

	アグループとなり実施することとなった。我が国は，フィリピン他と協力し防災分野での協力を進めていくこととなった。	
26年度	1　EUとの関係では，第22回日EU定期首脳協議を含め，首脳会談を５回，外相会談を２回実施し，この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。これらの会議において，経済連携協定(EPA)の本年中の大筋合意および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の早期締結で一致するとともに，ウクライナ，東アジア情勢の地域情勢についても率直な意見交換を行い，日本の立場への理解を深めた。更に日EU定期首脳協議では，海賊対策共同訓練の実施，日EUサイバー対話及び宇宙政策対話の立ち上げに一致した。EPA交渉会合は４回実施され，サービス貿易及び投資の分野でオファーの交換が行われるとともに，他の分野においても着実な進展があった。また，SPAの交渉は３回実施し，いくつかの協力の分野について，一層の前進がみられ，協定全体に関する内容について，双方の立場の収れんに向けて理解を深めた。交渉は着実に前進している。 2　NATOとの関係では，５月に安倍総理大臣がNATO本部を訪問し，ラスムセン事務総長と国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に署名，IPCPに基づき，９月以降，ソマリア沖・アデン湾において海賊対処のための自衛隊部隊とNATOオーシャン・シールド作戦参加部隊との共同訓練を実施したほか，女性分野での協力を強化するため，12月から２年間の予定で女性自衛官がNATO本部に派遣されている。また，NATOウェールズ首脳会合に我が国から駐ベルギー大使が参加した。 3　OSCEとの関係では，６月に日OSCE共催会議を開催，11月のモルドバ議会選挙，12月にスイスで開催されたOSCE外相理事会に河野政府代表が参加した。また，具体的協力として，ウクライナ特別監視団への資金協力を行うとともに，ウクライナ大統領選挙や最高会議(議会)選挙の際のOSCE選挙監視団に我が国から要員を派遣した。 4　CoEとの関係では，アジアで唯一のオブザーバー国として，各種会合に積極的に参加した。また，４月のウクライナの民主化支援としての大統領選挙等へのCoEによる緊急支援への財政的貢献及び６月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関するCoEによる会議に対する財政支援を行った。 5　アジア・欧州間の対話・協力においては，10月にイタリアで開催されたASEM第10回首脳会合に総理大臣が出席し，経済と金融に関する課題，地球規模の課題，国際・地域情勢のテーマの下，有意義な意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明においては，各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに，海洋安全保障に関するメッセージが記載され，北朝鮮の拉致問題に関して初めて明示的な言及がなされた。アジア欧州ビジネフォーラム等の関連の会合に参加するとともに，アジア欧州財団(ASEF)との緊密な協力を引き続き実施し，アジア・欧州間の協力と理解の増進に寄与した。また，我が国がフィリピンと共催したASEMの防災関連会議において，共同議長やスピーチを通じて，災害リスク削減のための取組の促進に貢献した。	1　日EU定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。特に，EUとの関係では，EPA及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉を前進する。 2　日NATO国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づく具体的な日NATO協力を推進する。 3　日OSCE共催会議の開催等により日OSCE関係を一層推進する。 4　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEMの各種会合の成功，特に第10回首脳会合の成功に貢献すると共に，関連する国際会議や各種専門家会合等への参加や，アジア欧州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていくことを通じ，両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

27年度	１　EUとの関係では，第23回日EU定期首脳協議（５月）を含め，首脳会談を２回，外相会談を３回実施し，この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。このうち，平成 28 年１月には北朝鮮の核実験を受け，日 EU 外相電話会談を行った。11 月のＧ20 アンタルヤ・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談においては，経済連携協定(EPA)の平成 28（2016）年のできる限り早い時期の大筋合意および戦略的パートナーシップ協定(SPA)の早期妥結に一致するとともに，テロ対策，人道支援，科学技術，海洋，宇宙，サイバー等についても率直な意見交換を行い，多岐にわたる分野での協力を深めることで一致した。EPA については，交渉会合が過去最多の６回実施され，特に規律の分野で進展があった。また，SPA の交渉は５回実施し（内１回は中間会合），いくつかの協力の分野について，一層の前進がみられ，その他の条文についても双方の立場の収れんに向けて理解を深めた。交渉は着実に前進している。 ２　欧州評議会（CoE）との関係では，アジアで唯一のオブザーバー国として，閣僚会合やサイバー犯罪条約会合などの各種専門家会合に積極的に参加した。６月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する CoE による会議に対する財政支援を行った。 ３　NATO との関係では，IPCP に基づき海洋安全保障等の各分野における日 NATO 協力を更に強化するため，９月にバーシュボウ NATO 事務次長が訪日し，日 NATO セミナーを開催した。平成 28 年２月にはブリュッセルにおいて第 14 回日 NATO 高級事務レベル協議を開催し，NATO と協議を行った。また，日本は，６月に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し，日本のジェンダー分野における取組（女性活躍推進策等）を発信した。NATO の各種演習への参加として，９月にウクライナで実施された人道支援・災害救援の演習及び 11 月にエストニアで実施されたサイバー演習にオブザーバー参加を行った。 ４　OSCE との関係では，８月から OSCE 特別監視団（於：ウクライナ）に専門家を派遣した。10 月のベラルーシ大統領選挙及びキルギス議会選挙において OSCE 選挙監視団の要員を派遣した。12 月には，セルビアで開催された第 22 回 OSCE 外相理事会に武藤外務副大臣が参加し，欧州・アジアの安全保障環境の不可分性，ウクライナ及び東シナ海・南シナ海情勢等について発言し，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下，OSCE 及び加盟国とともに国際社会の平和と安定に向け取り組む強い決意を表明した。 ５　アジア・欧州間の対話・協力においては，11 月にルクセンブルクで開催されたアジア欧州会合(ASEM)第 12 回外相会合に岸田外務大臣が出席し，気候変動，持続可能な開発のための 2030 アジェンダ，防災／災害リスク管理，連結性及び ASEM の将来，国際・地域情勢のテーマの下，有意義な意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明においては，各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに，海洋安全保障に関するメッセージが記載され，また北朝鮮による核・ミサイル計画及び拉致問題に関して明示的	１　EU との関係では，関連省庁と連携し，以下を実施する。 （１）日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。 （２）平成27年中の大筋合意を目指すEPA交渉と並行し，戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉を加速させる。 ２　アジアで唯一のオブザーバー国として CoE の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。 ３　日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づき，防衛省等と連携し，以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。 （１）女性の分野における協力 （２）平和・安全保障の分野における協力 （３）海洋安全保障分野における協力 （４）NATO の各種演習への参加 ４　OSCE 特別監視団への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。 ５　アジア・欧州間の対話・協力においては，ASEM 第 12 回外相会合やその他の ASEM 関連会合への参加，アジア欧州財団(ASEF)との継続した協力等を通じ，両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

		な言及がなされた。同外相会合時に開催され，我が国の任意拠出金事業でもあるアジア欧州財団(ASEF)によるヤング・リーダーズ・サミットには，我が国から財界人が出席しスピーチするなど，ASEF との緊密な協力を引き続き実施し，アジア・欧州間の協力と理解の増進に寄与した。また，我が国が 11 か国の共催を得て９月に東京で開催した ASEM 観光促進シンポジウムでは，アジア欧州間の観光客の更なる増大のための取組促進に貢献した。	
中期目標	―	欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。	
２　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　社会保障協定については，スイスとの社会保障協定が３月に発効した。また，スウェーデンとの間で政府間交渉を実施し(10 月)，オーストリア，スロバキアとの間では当局間協議を実施した。 ２　租税条約(協定)については，マン島との租税情報交換協定(９月)，ケイマン諸島との租税協定(11 月)，オランダとの租税条約，スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書(いずれも 12 月)が発効した。ポルトガルについては政府間交渉を実施し(６月)，署名を行った(12 月)。この他，ジャージー及びガーンジーとの租税協定について署名を行い(12 月)，リヒテンシュタインとの間で政府間交渉を実施し，協定の内容につき実質合意に至った(３月)。また，ドイツとの間で租税協定改正の政府間交渉を実施した(12 月)。 ３　税関相互支援協定については，ドイツとの間で 11 月に政府間交渉を実施した。イタリアとの協定が，平成 24 年４月に発効した。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	24年度	１　社会保障協定については，ハンガリーとの間で政府間交渉(９月)及びその後継続的に協議を行い，実質合意(１月)に至った。 ２　租税条約(協定)については，リヒテンシュタイン公国との租税情報交換協定に署名を行い(７月)，その後発効した(12 月)。また，ドイツとの協議を継続し，英国との間では租税条約改正のため政府間交渉を開始し，基本合意に至った(３月)。 ３　税関相互支援協定については，イタリアとの協定が発効した(４月)。ドイツとの間では基本合意に至った(５月)。また，ノルウェーとの間で政府間交渉の実施について合意した(７月)。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	25年度	１　社会保障協定については，ハンガリーとの協定につき，署名(８月)を行い，国会における承認(12 月)を得て，１月に発効した。また，ルクセンブルクとの協定につき，条文に係る協議を行った(３月)。 ２　租税条約(協定)については，ポルトガルとの条約(７月)，ジャージーとの協定(８月)，ガーンジーとの協定(８月)，ベルギーとの改正議定書(12 月)が発効した。また，英領バージン諸島との租税情報交換協定(４月)及びスウェーデンとの改正議定書(５月)につき，政府間交渉を行い，基本合意に達した。また，スウェーデン及び英国との改正議定書に署名を行った(共に 12 月)。 ３　税関相互支援協定については，スペインとの協定に署	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。

		名した(10 月)。 4　航空協定については，スイスとの協定の付表の改正を行った(２月)。	
	26年度	1　社会保障協定については，ルクセンブルクとの協定につき，署名(10 月)を行った。イタリアとの協定については，イタリア議会の承認手続きが行われておらず，イタリア政府に対し早期の締結を働きかけた。 2　租税条約(協定)については，英領バージン諸島との租税情報交換協定(10 月)，スウェーデンとの租税条約改正議定書(10 月)及び英国との租税条約改正議定書(12 月)が発効した。また，ドイツとの間で日独租税条約の改正のための第４回政府間交渉を実施した(１月)。 3　税関相互支援協定については，日独税関相互支援協定が発効した(12 月)。	ドイツ等との租税条約及びイタリア等との社会保障協定等の締結・改正に向けた作業を実施する。
	27年度	1　社会保障協定については，ルクセンブルクとの協定につき，国会における承認（９月）を得た。また，チェコとの協定改定に係る政府間交渉を行った（11 月）他，スロバキアとの政府間交渉を行った（11 月）。イタリアとの協定については，イタリア議会での承認が得られ（６月）早期の発効に向けて作業を進めることとした。 2　租税条約（協定）については，ドイツとの間で日独租税条約改正のための政府間交渉を行い実質合意に達し（６月），その後，署名を行った（12 月）。また，スロベニア及びベルギー（改正）との政府間交渉をそれぞれ平成 28 年１月及び３月に行い，スロベニアとの間では実質合意に至った（１月）。 3　税関相互支援協定に関し，スペインについては発効済み，ノルウェーについては実質合意した（平成 28 年１月）。	1　ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向け，締結手続きを進める。 2　イタリアによる社会保障協定締結の働きかけを継続する。 3　ドイツとの租税協定の改正交渉を妥結する。 4　スロベニアとの租税協定の交渉を開始する。 5　スペイン及びノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。
中期目標	―	欧州各国との法的枠組みを整備する。	
３　人的ネットワーク構築の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	1　２月にベルギーで「東アジアの安全保障」をテーマとする日 EU 共同シンポジウムを開催した。 2　２月にタジキスタンでアフガニスタン及びタジキスタンの政府職員(税関職員等)の能力向上を目的とした日 EU 国境管理会合を開催した。 3　「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに，欧州５か国に安全保障分野の専門家４名を派遣し，セミナー等を開催した。 4　３月に東京で「欧州債務危機と今後の欧州統合の行方」をテーマに有識者の参加も得て日 EU 政策策定者セミナーを開催した。	日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し，また，招へいプログラムを実施する。
	24年度	1　12 月に東京で「EU 外交と欧州議会」をテーマに，EU 政府関係者３名を招へいし，有識者の参加も得て，日 EU 政策策定者セミナーを開催した。 2　２月にアイルランドで，経済分野及び開発分野の専門家２名を派遣し，「日 EU 関係：共通の課題への対応」をテーマに，日 EU 共同シンポジウムを開催した。 3　「東アジア地域の安全保障環境：日欧間の認識共有に向けて」をテーマに，欧州４か国(スウェーデン，ノルウェー，オランダ，ベルギー)に有識者３名を派遣し，各国のシンクタンク等でセミナーを開催した。	日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し，また，招へいプログラムを実施する。

	25年度	1　10月にリトアニアへ有識者を派遣し，「EU協力に関するシンポジウム：EU東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障情勢」をテーマとする日EU共同シンポジウムを共催した。 2　３月にタジキスタンでタジキスタン・アフガニスタン国境管理会合を EU と共催した。日本からは税関実務に詳しい専門家を現地に派遣し，日本の取組を，税関職員を含む現地政府関係者に説明した。 3　「東アジア地域の安全保障環境：日欧間の認識共有に向けて」をテーマに，欧州３か国（ハンガリー，イタリア，セルビア）に有識者３名を派遣し，各国のシンクタンク等でセミナーを開催した。 4　外務省の招へい事業を活用して，欧州の若手有識者10名（安全保障及び経済の専門家）を日本に招へいし，最新の状況をインプットするとともに，日本の政府関係者や研究者との人脈を構築した。	日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し，また，招へいプログラムを実施する。具体的には，EU東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに，リトアニアに有識者を派遣し，日 EU 共同シンポジウムを開催する。また，関係者の能力強化を目的とした，日 EU 国境管理会合をタジキスタンにて実施する。
	26年度	1　２月にラトビアへ有識者２名を派遣し，「日EU協力に関するハイレベル・シンポジウム：共通の課題と展望」をテーマとする日EU共同シンポジウムを共催した。 2　３月に有識者１名を招へいし，欧州対外活動庁及び日本人有識者の参加も得て「安全保障と防衛に関する日 EU セミナー」を東京で開催した。 3　11月にCoE主催「世界民主主義フォーラム」に有識者１名を派遣した。 4　外務省の招へい事業を活用して２月にCoE関係者を招へいし，最新の状況をインプットするとともに，日本の政府関係者との人脈を形成した。 5　３月にアデナウアー財団を後援する形で日 NATO セミナー「日本と NATO：関係強化の相互利益」を実施し，NATO幹部であるガウル新規安全保障課題局シニアアドバイザーの参加を得られる等人的交流を深化させた。	1　日 EU 共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し，また，招へいプログラムを実施する。具体的には，EU東方パートナーシップ及び東アジアの安全保障環境をテーマに，ラトビアに有識者を派遣し，日EU共同シンポジウムを開催する。 2　NATO幹部の招へい等を行い，日NATO間の人的交流をより深化させる。
	27年度	1（1）ブリュッセル等で行われた複数の日 EU 関係や東アジア情勢を取り上げたシンポジウムに日本人有識者を派遣し，現地の EU 関係者及び有識者と国際情勢に関し，有意義な意見交換が行われた。また，３月に欧州対外活動庁及び日本人有識者の参加も得て，28年前半の EU の議長国であるオランダでサイバーセキュリティーをテーマとする日 EU 共同シンポジウムを共催し，企業関係者，学生等 60 名の参加があった。 （2）12 月に欧州対外活動庁及び国内関係省庁の参加も得て「日EU･人道支援と緊急救援に関する専門家会合」を東京で開催した。また11月にCoE主催「世界民主主義フォーラム」に有識者１名を派遣した。 （3）欧州の有識者を招へいし，日本側有識者及び政府関係者との意見交換行った。 2　９月に戦略的実務者招聘の枠組みにおいて，バーシュボウ NATO 事務次長の招へいを実施し，知見の共有等を目的に日 NATO セミナーを東京財団において開催する等人的交流をより深化させた。	1　日 EU 関係に関する理解促進等のため，以下を実施する。 （1）日 EU 協力をテーマに，オランダまたはルクセンブルクに有識者を派遣し，日 EU 共同シンポジウムを開催する。 （2）日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。 （3）招へいプログラムを実施する。 2　NATO幹部の招へい等を行い，知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。
中期目標	—	欧州との総合的な協力強化のため，人的交流を円滑に実施する。	

4　欧州地域との協議，対話等の進展（注）	実績値	中期目標値

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
①政治・安保分野における協議・対話の実施回数 ②シンポジウム，セミナー等の開催回数 ③日EU政策策定者セミナー参加者数 ④日EUシンポジウム参加者数	①10 ② 5	①12 ② 3 ③40 ④30	①11 ② 2 ③― ④80	①13 ② 3 ③60 ④80	① 7 ② 5 ③14 ④62	―
年度目標値	―	①12 ② 3	①14 ② 3 ③― ④40	①14 ② 3 ③40 ④55	①12 ② 3 ③50 ④63	

注　① 日本側・欧州側共に政務官レベル以上
　　② 日本外務省主催，拠出事業
　　③，④ 日本外務省共催

作成にあたって使用した資料その他の情報	・「欧州連合（EU）」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html) ・「日EU経済連携協定（EPA）交渉」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html) ・「日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page22_002086.html) ・「北大西洋条約機構(NATO)の概要」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/gaiyo.html) ・「欧州安全保障協力機構(OSCE)の概要」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/gaiyo.html)

個別分野	２　西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進
施策の概要	１　西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 ２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 ３　人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説（平成28年１月22日） 「基本的価値を共有する欧州各国との関係を,EUやNATO等の枠組みも活用しつつ一層強化します。特に，英国及びフランスとの安保・防衛協力を推進していきます。」 「ウクライナ情勢の平和的解決に向け，Ｇ７等との連帯を重視しつつ，Ｇ７議長国として積極的な役割を果たします。」

測定指標	１　政府間対話の進展		年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	要人往来(菅総理大臣の訪仏，ヴルフ独大統領の訪日等)や国際会議(G20 カンヌ・サミット等)の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。また，日独 150周年を迎えた独との関係では，皇太子殿下の訪独も実現した。	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		24年度	要人往来(フィンランド首相やスロバキア大統領等の訪日や玄葉外務大臣の訪英・仏・独など)や国際会議(国連総会，ASEM 首脳会合等)の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 ９年ぶりとなる英国首相の日本への二国間訪問を実現し，首脳会談の成果として日英共同声明を発出した。 英国，フランスそれぞれと外相戦略対話を実施し，地域情勢等について突っ込んだ議論を行った。 フランス，スペインとは，外相会談の実施にあわせてコミュニケを発出し，効果的な対外発信も行った。 ドイツとは両国外相の相互訪問が実現し，欧州債務危機，日EU・EPA等への取組から地域情勢等について対話が進展した。 さらに，電話会談も積極的に活用し，緊急事態への対応等のため，関係国と緊密な協議を行った。	英・独等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。
		25年度	要人往来(安倍総理大臣のイギリス訪問やポーランド訪問，岸田外務大臣のウクライナ・ハンガリー訪問，フランス大統領の国賓訪日，ハンガリー首相，スイス大統領の訪日等)や国際会議(Ｇ８サミット，核セキュリティ・サミット等)の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 英国との間では，６月のロック・アーン・Ｇ８サミットに出席するため安倍総理大臣が訪英して首脳会談を実施したほか，ヘーグ外相の訪日に合わせて外相戦略対話を実施した。25年度中３回の首脳会談及び５回の外相会談(いずれも電話会談を含む)を実施し，特に，安全保障・防衛分野の協力について具体的進展をみた。 フランスとの間では，６月にオランド大統領を国賓として迎え，首脳間で日仏共同声明を発出し	英国(平成25年Ｇ８議長国)やフランス(対日重視のオランド政権)，ドイツ(欧州最大の経済大国)，オランダ(法の支配を重視)等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。

	た。これを受け，１月には岸田外務大臣及び小野寺防衛大臣が訪仏し，フランスとの間では初となる外務・防衛閣僚会合を実施した。 　スペインとの間では日本スペイン交流400周年の機会を捉え，６月に皇太子殿下がスペインを御訪問され，10月にラホイ首相を公式実務訪問賓客として迎え，首脳間で日スペイン共同声明を発出した。１月には岸田外務大臣がスペインを訪問し，外相会談の他，国王陛下謁見，首相表敬が実現した。 　ドイツとは，６月，英ロック・アーンにおけるＧ８サミットの機会に安倍総理大臣はメルケル首相と会談し，双方の経済政策を中心に協議を行った。また，２月，ミュンヘン安全保障会議出席のため訪独した岸田外務大臣とシュタインマイヤー外相との間で日独外相会談が行われた。 　スイスとの間では，日本スイス国交樹立150周年の機会を捉え，２月にブルカルテール大統領を迎え，首脳会談を行った。 　このほか，３月に安倍総理大臣が核セキュリティ・サミットに参加するためオランダを訪問し，日蘭首脳会談を実施したのを始め，アイルランド，英国，エストニア，スウェーデン，スペイン，デンマーク，ドイツ，フランス，フィンランド，リトアニアとの間で首脳会談又は外相会談を実施し，我が国の安全保障政策に対する理解を促すとともに，日EU・EPAの早期締結を含む双方の成長戦略実現に向けた協力について合意した。 　さらに，北欧・バルト諸国８か国との協力を強化するため，初の試みとして，11月，日本とこれら８か国との外相級会合を実施し，今後これらの諸国との間で，北極，女性を巡る諸課題，イノベーションを通じた経済成長等の分野で具体的な協力を進めていくことで合意した。 　ヴィシェグラード４か国：チェコ，ポーランド，ハンガリー及びスロバキア（Ｖ４）とは，「Ｖ４＋日本」首脳会談及び「Ｖ４＋日本」外相会合を実現し，西バルカンや東方パートナーシップへの支援を行う等の具体的協力が進展した。	
26年度	要人往来（安倍総理大臣及び岸田外務大臣の欧州訪問，ドイツ首相，ポルトガル首相，ポーランド大統領，マケドニア首相，コソボ首相の訪日等）や国際会議（国連総会，ASEM 首脳会合等）の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベル間の対話が進展した。 　具体的な実績の例は次のとおり。 　英国については，５月に安倍総理大臣が訪問してキャメロン首相と会談し，外務・防衛閣僚会合の開催，ACSAの締結交渉の開始を始めとする安全保障分野での協力，東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等に合意したほか，対日投資セミナーに出席するなど，両国の文化・経済交流の強化が図られた。また，首脳会談の成果を受け，１月に岸田外務大臣及び中谷防衛大臣が訪英し，初めての日英外務・防衛閣僚会合が開催された。	要人往来や国際会議の機会の首脳・外相会談を通じた政府ハイレベル間対話を進展させる。招へいスキームや国際会議の場も積極的に活用し，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を実現する。

	フランスについては，５月に安倍総理が訪問してオランド大統領と会談し，両国の「特別なパートナーシップ」を促進するために幅広い分野で具体的協力を推進することで一致した。岸田外務大臣は，26 年度中にファビウス外相と４回会談し，強固な個人的信頼関係を基礎に，気候変動等の諸課題に共に対処することで一致した。特に，３月には東京で第２回外務・防衛閣僚会合が開催された。 ドイツとは，４月に安倍総理大臣がドイツを訪問し，メルケル首相との会談において，安全保障，経済・社会分野，地域情勢及び人的・知的交流における対話と協力を推進していくことで一致した。また，９月にドイツを訪問した岸田外務大臣は，シュタインマイヤー外相と会談し，二国間関係や軍縮・不拡散等多国間枠組における連携などについて意見交換を行った。このほかにも，国際会議などの機会等に首脳・外相会談を複数回実施した。 スイスとの間では，６月に，皇太子殿下がスイスを御訪問され，ブルカルテール大統領を表敬された。また，３月には国連防災世界会議の機会に日スイス外相会談を実施した。 ウクライナとは，６月に牧野外務大臣政務官がポロシェンコ新大統領就任式に出席したほか，７月にウクライナを訪問した岸田外務大臣は，ポロシェンコ大統領表敬，ヤツェニューク首相表敬，外相会談を実施し，二国間関係の一層の発展の契機となった。10 月には ASEM 首脳会合の際に，安倍政権発足以来，初となる日ウクライナ首脳会談を実施した。３月にはクリムキン外相が外務省賓客として訪日し，安倍総理大臣表敬や外相会談を実施した。ウクライナ側に停戦合意の履行と改革の必要性を直接働きかけた。 北欧，バルト８カ国(NB８)とは，平成 25 年 11 月の「NB８＋日本」外相会合の成果を受け，10 月に首脳会合を開催し，北極を巡る協力，イノベーションを通じた経済成長，女性の活躍促進等，日本と北欧・バルト諸国の共通課題の解決に向けて知見を共有することで一致したほか，一層厳しさを増す欧州及び東アジアの安全保障環境について率直な意見交換を継続していくことを確認した。	
27年度	１　要人往来や各種国際会議の機会に，多数の首脳・外相会談を実施し，政府ハイレベルの対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。 （１）英国については，６月のＧ７エルマウ・サミットや 11 月のＧ20 アンタルヤ・サミットの機会に安倍総理大臣とキャメロン首相の首脳会談を実施した。外相レベルでは，８月に東京で岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦相の間で第４回日英外相戦略対話を開催し，また，平成 28 年１月には，東京で第２回外務・防衛閣僚会合及び第５回外相戦略対話を開催した。一連の会談・会合における緊密な対話の成果もあり，11 月に発表され	１　政府ハイレベル間の頻繁な会談を維持するとともに，こうした会談を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。 特に以下を実施する。 (１)英国 安全保障，防衛分野において，ハイレベルを含む対話の機会を強化するとともに，次期Ｇ７議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。 (２)フランス 安全保障，防衛分野の具体的協力を強化するとともに，次期Ｇ７議長国として，積極的に気候変動等，国際的課題に対処するため協力を推

た英国「国家安全保障戦略」及び「戦略国防・安全保障見直し」において，日本は「同盟国」「アジアにおける最も緊密な安全保障のパートナー」と位置づけられた。外務・防衛閣僚会合では，両国は，安保・防衛協力の具体的な進展について確認するとともに，南シナ海等における一方的な現状変更の試みに反対を表明した。

（２）フランスについては，12 月に COP21 出席のために訪仏した安倍総理大臣がオランド大統領と首脳会談を行い 11 月のパリ同時多発テロも踏まえテロ対策や気候変動問題で緊密に協力していくことを確認した。また，10 月にヴァルス首相が訪日し，安倍総理大臣との会談において，イノベーション分野で国際社会共通の課題に協力して取り組んでいくこと，原子力分野及びアフリカでの日仏協力を推進していくことで一致した。平成 28 年３月には岸田外務大臣が訪仏してエロー外務・国際開発相と会談を行い，テロ対策を始めとして４月に開催されるＧ７広島外相会合に向けて協力していくことを確認した。

（３）イタリアについては，８月にレンツィ首相が訪日して安倍総理大臣と会談を行い，日伊情報保護協定の実質合意に至った。３月には，岸田外務大臣が訪伊してジェンティローニ外務・国際協力相と会談を行い，Ｇ７広島外相会合に向けて協力していくことを確認すると同時に，日伊情報保護協定に署名した。また，５月から 10 月までミラノで開催されたミラノ万博において，日本館が展示デザイン部門で「金賞」を受賞したように，ミラノ万博の成功に大きく貢献しつつ，日本食文化の効果的な発信を行った。外交関係樹立 150 周年（平成 28 年）関連については，平成 28 年２月からイタリアで開催された「マンガ・北斎・漫画展」や３月の桐竹勘十郎氏らによる文楽公演等を通じて日伊文化交流が促進された。

（４）我が国がＧ７議長国を引き継いだドイツとの間では，平成 28 年３月にメルケル首相が訪日し，安倍総理大臣との会談においてウクライナ情勢をはじめとする地域情勢，国連安保理改革，軍縮・不拡散等の国際場裏における協力を強化することで一致した。また，Ｇ７サミットの現・次期議長国として，エルマウ・サミットにおける首脳会談では，様々な国際社会の課題への対処のため緊密に協力することを確認した。さらに，エルマウ・サミット後もＧ20 等の国際会議等の機会に首脳・外相会談を実施し，さらなる信頼関係の醸成と協力の緊密化が図られた。

（５）ウクライナとの間では，６月の安倍総理大臣のウクライナ訪問，９月の日・ウクライナ首脳会談等，ハイレベルでの交流が加速した

進する。

（３）イタリア

平成 27(2015)年に開催されるミラノ万博や平成 28(2016)年の外交関係樹立 150 周年記念行事を通じ，二国間協力を強化するとともに，次期Ｇ７議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。

（４）ドイツ

平成 26 年７月に６か月前倒しでＧ７議長国に就任し，ウクライナ情勢をめぐるＧ７の対応や中東情勢などに関する議論を主導したドイツの知見を踏まえ，引き続き緊密に連携しつつ，次期Ｇ７議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。

（５）ウクライナ

ウクライナ情勢をめぐる問題は，一地域の問題ではなく，国際社会全体の問題である。日本はＧ７次期議長国として，Ｇ７の連帯を重視し，露に対しては建設的な役割を果たすよう働きかけつつ，情勢の平和的・外交的解決に向けて一層積極的に関与していく。同時にウクライナの改革努力を後押していく。

（６）西バルカン諸国

西バルカン外交の裾野を広げる，価値を共にする諸国との関係強化の方策として，西バルカン地域協力の枠組みを活用しつつ，同地域諸国との対話を促進する。

２　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国への我が国政府ハイレベルの訪問を可能な限り実現する。

３　新たに発生した重要案件につき，電話会談等により高いレベルで対応方針を迅速に確認する。

４　政府ハイレベルの訪問の機会を捉え，多岐にわたる二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに，高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。

５　議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

６　招へいスキームを活用し，カスリーディス・キプロス外相等の招へいを実現するとともに，在外公館を通じ，招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

ほか，11 月には日・ウクライナ投資協定発効や第３回日・ウクライナ原発事故後協力合同委員会の開催等，二国間関係も着実に発展した。対ウクライナ支援では，日本は，８月にキエフで活動する OSCE の特別監視団（SMM）に人員１名（外務省職員）を，１月には金融専門家１名をウクライナ財務相アドバイザーとして派遣し，東部復興のために約 15 億円の追加支援を表明するなど，財政支援及び人的貢献の両面でウクライナを支援した。平成 28 年２月にはホプコー外務委員長が訪日し，国会関係者と意見交換を行った

（６）西バルカン諸国との間では，４月のブシャティ・アルバニア外相，６月のミラノビッチ・クロアチア首相，10 月のポポスキー・マケドニア外相，の訪日が行われた一方で，日本からは，７月の薗浦外務大臣政務官によるクロアチアとボスニア・ヘルツェゴビナの訪問，そして武藤外務副大臣による 11 月のスロベニア，12 月のセルビア訪問等，要人往来が活発に行われた。

２　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国については，４月に薗浦外務大臣政務官がラトビア，リトアニアを，５月に城内外務副大臣がベラルーシを，９月には薗浦外務大臣政務官がフィンランド，アンドラを，11 月には山田外務大臣政務官がエストニア，マルタをそれぞれ訪問した。12 月には安倍総理大臣が我が国総理大臣として二国間の文脈で初めてルクセンブルクを訪問し，安保理改革の実現に向けた協力等を確認した。同月には薗浦前外務大臣政務官がブルガリアを訪問し，クネヴァ副首相やトドロヴァ外務副大臣との間で会談を実施し，政務レベルの往来の更なる促進の重要性を確認した。

３　８月には戦後 70 周年に際する総理大臣談話の発表を受け，岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦大臣及びファビウス仏外務・国際開発大臣との間で電話会談を実施し，我が国の平和国家としての取組に理解を促した。平成 28 年１月及び２月には，北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射を受け，岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦大臣，ファビウス仏外務・国際開発大臣及びジェンティローニ伊外務・国際協力大臣との間で電話会談を実施し，緊密な連携と対応方針を迅速に確認した。加えて，５月には英国においてキャメロン首相率いる保守党が総選挙で勝利したことを受けて安倍総理大臣と同首相との間で電話会談を実施，11 月にはフランス・パリでの同時多発テロ事件を受けて岸田大臣とファビウス仏外務・国際開発大臣との間で電話会談を実施，平成 28 年２月にはエロー仏外務・国際開発相就任を受けて岸田外務大臣と電話会談を実施した等，迅速な電話会

		談を実施することでパートナー国との関係を強化した。 ４　７月に訪日したベッテル・ルクセンブルク首相と安倍総理大臣の間で「経済関係に関する共同発表」を作成して経済面での協力強化を確認した。10 月に訪日したヴァルス仏首相と安倍総理大臣の間で「イノベーションに関する日仏共同声明」及び「日仏アフリカ協力計画」を作成し，それぞれの分野における日仏協力の深化を確認した。11 月に訪日したルッテ・オランダ首相と安倍総理大臣の間で，「持続的な平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明」を発出し，多岐に亘る二国間関係の進展を確認した。平成 28 年１月の第２回日英外務・防衛閣僚会合においては，「共同声明」を発出し，安全保障・防衛分野における日英関係の進展を確認した。３月に訪日したニーニスト・フィンランド大統領と安倍総理大臣の間で「アジアと欧州におけるゲートウェイとしての戦略的パートナーシップに関する共同声明」を発出し，戦略的な協力を推進していくことを確認した。 ５　議会間・議員間においては，５月の自民党政調会長がアイルランド，ドイツ，ベルギーを，自民党幹事長がポルトガルを訪問したことを始めとして，数多くの国会議員・衆参公式派遣団が西欧・中東欧各国を訪問し，その円滑な実施を全面的に支援した。また，８月には英国下院議長が，９月にはスウェーデン国会議長が，平成 28 年３月にはリトアニア，ノルウェー及びデンマーク国会議長，並びにアイスランド国会外務委員長が訪日し，安倍総理大臣表敬や衆・参議院議長等との面会の実現を通じて，議会間の交流の促進を支援した。 ６　キプロスとの間では，７月にカスリーディス外相の訪日を実現し，岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。英国との間では，平成 28 年２月に戦略的実務者招へいスキームでランズリー上院議員（日英 21 世紀委員会英側座長）が訪日し，安倍総理大臣表敬を始めとする有意義な訪日を実現した。 ７　その他，我が国への訪問については，３月，ブルカルテール・スイス外相が来日し，岸田外務大臣と会談し，平成 26（2014）年の同外相（当時は大統領兼務）訪日のフォローアップを行った他，10 月，リンケービッチ・ラトビア外相が訪日し，外相会談を行った。11 月，ライチャーク・スロバキア副首相兼外務・欧州問題相が訪日し，岸田外務大臣と外相会談を実施，両国間のワーキング・ホリデー制度の導入に大筋で一致した。	
中期目標	―	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化するため，可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。	

		２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	Ｖ４(ヴィシェグラード４か国：チェコ，ポーランド，ハンガリー及びスロバキア)といった地域的枠組みとの対話や，西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整が進展した。	頻繁な事務レベルの協議を通じて，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	24年度	１　Ｖ４や GUAM(グルジア，ウクライナ，アゼルバイジャン及びモルドバ)等の地域的枠組みとの対話や，西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し，環境分野等をはじめとする二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 ２　具体的な実績の例は次のとおり。 (１)英国，フランスとはアジアに関して，また，北欧諸国とは貿易経済や北極等に関して局長級協議を実施し，政策調整に努めた。 (２)英国とは，防衛，原子力等の分野での協力について，事務レベルの協議が進展した。 (３)Ｖ４とはエネルギー分野に関するワークショップ等を，GUAM とは運輸セミナー等を開催した。 (４)チェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ及びベラルーシとの間では,「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」をそれぞれ署名し,原発事故後の対応について具体的な協力を開始した。	頻繁な事務レベルの協議を通じて，環境分野等を中心に，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	25年度	Ｖ４や GUAM 等の地域的枠組みとの対話や，西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 11 月に日英原子力対話，12 月に情報通信技術政策及びサイバーセキュリティ分野における日・エストニア間の政策対話を実施したのに加え，フランスとの間では，防衛装備品及び輸出管理に関する課長級協議を実施した。また，日英間では７月に防衛装備品協力の協定や情報保護協定が署名された。 このほかにも，各国及び北欧・バルト８か国(NB８)の協力枠組みとの政務局長協議を実施し，地域情勢や経済政策について，双方が協力していくことで一致した。 「Ｖ４＋日本」協力の一環として，２月に安全保障セミナーを実施した。 GUAM とは，各国の市場経済化及び医療分野の向上を目的に我が国で医療ワークショップを開催した。	頻繁な事務レベルの協議を通じて，地域情勢やサイバー等二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。
	26年度	NB８，Ｖ４，GUAM 等の地域的枠組との対話や，西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 １　英国及びフランスとの間でサイバー対話を	次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。具体的には，NB８，Ｖ４，GUAM など地域的枠組みとの対話や二国間政務協議を活用し，実務レベルで幅広い分野にわたり，政策調整を実施する。

	実施した。フランスとの間では，日仏防衛装備品協力・技術移転協定が署名された。 ２　独とは，事務レベルの協議を通じて安全保障や経済・社会分野等における二国間協力，東アジア，ウクライナを始めとした地域情勢，また国連安保理改革や軍縮・不拡散等の国際場裏における連携に関する政策調整・協力を推進した。 ３　NB８との関係では，２月にエストニアで開催されたNB８政務局長協議に初めて参加し，ロシア・ウクライナ情勢について意見交換するとともに NB８諸国との具体的協力の在り方について話し合った。 ４　「Ｖ４＋日本」協力の一環として，３月に科学技術セミナーを実施した。 ５　GUAM との間では，３月に GUAM 各国と同事務局の実務家や専門家が訪日し，水管理ワークショップが開催された。 ６　平成 24 年 12 月に日本とベラルーシの間で締結した原発事故後協力協定に基づき，３月に両国の政府及び研究機関の代表者の参加を得て第２回日・ベラルーシ原発事故後協力合同委員会を開催した。	
27年度	１　NB８，GUAM 等の地域的枠組との対話や，西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。 具体的な実績の例は次のとおり。 （１）英国との関係では，次官協議，政策企画協議，政務・防衛当局間（PM）協議，アフリカ政策協議，テロ対策協議等を実施し，安全保障分野やオリンピック・パラリンピックに向けた協力等を始めとして，幅広い分野における政策調整・協力が進展した。 （２）フランスとの関係では，次官協議，政務局長協議，PM 協議，サイバー協議等を実施し，「特別なパートナーシップ」促進のための具体的協力のフォローアップに努めた。 （３）ドイツとの関係では，次官級，局長級の間の協議を通じて，二国間協力，安全保障分野，東アジア，ウクライナ，中東を始めとした地域情勢，また国連安保理改革や軍縮・不拡散等の国際場裏における連携に関する政策調整・協力を推進した。 （４）ウクライナとの関係では，ウクライナにおけるＧ７大使による「ウクライナ・サポート・グループ」での協議等を通じて，ウクライナ問題の平和的解決に積極的に関与した。 （５）Ｖ４との間では，11 月，第６回「Ｖ４+日本」外相会合をルクセンブルクにおいて実施し，東アジア情勢，中東情勢及びウクライナ情勢について意見交換を行った。 （６）GUAM との関係では，７月に，東京において GUAM ナショナル・コーディネータ（外務次官級）会合を，12 月には OSCE 外相理事会の機会	１　次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。 特に以下を実施する。 （１）英国 首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，安全保障分野での協力，東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。 （２）フランス 首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に，次官級・局長級協議において，「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。 （３）ドイツ ハイレベル対話の礎として，実務レベルでウクライナ等の諸課題に関する調整を実施する。 （４）ウクライナ ハイレベルでの交流を維持しつつ，実務レベルでも協議を実施し，ウクライナ問題の平和的解決に積極的に関与する。 （５）Ｖ４ 「Ｖ４＋日本」外相会合の実現を追求する，「Ｖ４＋日本」セミナーの実施を追求する。 （６）GUAM 外相級会合及び次官級会合（ナショナル・コーディネーター会合）を本年度内に実施する。 ２　リヒテンシュタイン等我が国政府ハイレベルの未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国との関係強化に向けた事務レベルの

		に日 GUAM 外相級会談を実施し，同外相級会談においては，日 GUAM 間の中長期的な協力を規定する「協力プログラム」への署名が行われた。また，平成 28 年２月に GUAM 各国と同事務局の政府関係者を日本に招へいし，環境/廃棄物処理ワークショップを開催した。 （７）スペインとの関係では，次官級政務協議を実施し，首脳間の共同声明「平和，成長とイノベーションのためのパートナーシップ」（平成 25 年 10 月）のフォローアップに努めた。 （８）NB８との関係では，８月の「WAW!2015」開催に合わせて，白石女性・人権人道担当大使と各国参加者及び在京大使館関係者との間で，「女性の活躍」に関する「NB８＋日本会合」を開催した。 ２　ハイレベルの訪問が実現していないリヒテンシュタイン等の国について，実務レベルの協議を通じて，関係強化・促進のための検討を行った。	協議を推進する。
中期目標	―	頻繁な事務レベルの協議を通じて，二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う，出来る限り多くの次官級・局長級協議を実施する。	
３	民間の人的・知的交流の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	民間の有識者や経済界，一般市民，政府関係者等の参加を得て，日バルト・セミナーや日独フォーラムなどのシンポジウム，日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 また，日バルト三国新たな外交関係設立 20 周年及び日独交流 150 周年の関連事業を成功裏に実施した。	日バルト・セミナーや日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日バルト三国新たな外交関係設立 20 周年や日独交流 150 周年の関連事業を成功裏に実施する。
	24年度	民間の有識者や経済界，一般市民，政府関係者等の参加を得て，日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラムなどのシンポジウム，日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 平成 25 年～平成 26 年にかけて実施される日本スペイン交流 400 周年に関して，同周年の名誉総裁への日スペイン両国の皇太子殿下御就任が決定されるなど，交流の気運が高まった。 日独フォーラムでは環境や東アジア情勢に関する議論の高まりを得たことから，有識者に加え政務の参加を得てこれを実施した。 ウクライナとの間では，原発事故後の対応に関する協力に関して締結された協定に基づき原発事故後協力合同委員会を開始し，両国間で具体的な協力を開始した。 ロンドン・オリンピック・パラリンピックの際には，民間のイベントを支援し，人的交流を後押した。 ノルウェーとの間では，人的交流を促進するワーキング・ホリデー制度を導入した。	日本スペイン・シンポジウムや日独フォーラム等を通じて，民間の人的・知的交流を推進する。

25年度	民間の有識者や経済界，政治家，政府関係者等の参加を得て，日独フォーラムなどの有識者会合等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 日英21世紀委員会（５月），日仏クラブ会合（３月）等が実施され，我が国と欧州諸国の政界，財界及び学識経験者等の交流を促進するとともに，気候変動対策，エネルギー安全保障，二国間の貿易投資拡大，双方の文化交流促進策等について具体的な提言を得た。 本年度は，日本スペイン交流400周年に当たっていたことから，交流年の開幕行事に御臨席になるため皇太子殿下がスペインを御訪問になり，また日本とスペインの双方で，政治，経済分野の交流にとどまらず文化，教育，スポーツなどの分野で多くの交流事業が実施され，両国間の相互理解が大きく促進された。特に，日西経済合同委員会の会合（６月）がマドリードにて，両国皇太子殿下の御臨席の下，開催された他，日本・スペインシンポジウム(10月)では，訪日したラホイ首相及び岸田外務大臣の参加を得た他，官民有識者間で活発な討論が行われた。 日独フォーラムでは日独における持続可能な経済成長の課題，米中問題等に関する議論の高まりを得たことから，有識者に加え有力な政治家の参加を得てこれを実施した。 さらに，日・バルトセミナー（３月）では，バルト三国の政策担当者が，三国が抱えるエネルギー安全保障を巡る課題について意見を共有する機会を提供しつつ，我が国の原子力技術について理解を促進した。 このほか，有識者や報道関係者の招へいを通じて，対日理解の促進を図るとともに，我が国に関する情報の発信を促した。	日英 21 世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日本スペイン交流400周年を成功裏に実施する。
26年度	民間の有識者や経済界，政治家，政府関係者等の参加を得て，1.5 トラック日独安全保障政策対話，日独フォーラム，将来の課題のための日・オーストリア委員会などの有識者会合等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 １　日英 21 世紀委員会からは，持続可能な成長に向けた優先分野，女性の活躍，グローバル・ヘルスのための日英協力，次世代育成のための教育交流等について具体的な提言を得た。これにより，５月の日英首脳会談の際に発出された共同声明に盛り込まれた事項の実施が一層推進された。 ２　日独フォーラムでは日独における政治経済・エネルギー問題等に関する議論の高まりを得たことから，有識者に加え政務の参加を得てこれを実施した。 ３　平成 25 年の「Ｖ４＋日本」首脳会合での合意を踏まえ，平成 26 年の「Ｖ４＋日本」交流年の	日英 21 世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日スイス外交関係樹立150周年記念事業を成功裏に実施する。

	下，人的交流の促進が図られた。双方で親善大使が任命され，150 を超える交流年行事が行われた。日本の親善大使には，音楽活動を通じポーランドのショパン，ハンガリーのリストを始め同地域の音楽文化に幼少時から高い関心を有している女優兼ピアニストの松下奈緒氏が任命された。松下氏がＶ４諸国を訪問してのドキュメンタリー番組の放映や，同氏によるコンサートが行われた。 ４　日スイス外交関係樹立 150 周年記念事業として，記念切手の発行を幕開けに，スイスデイズ，ジャパンウィーク，ジュネーブ・ブックフェアにおける日本ブースの出展等，両国で 400 件以上の記念事業を実施した。ブルカルテール大統領の来日や皇太子殿下のスイス御訪問等，ハイレベルでの人的交流が活発に行われた。さらに，奈良県とベルン州との間で，友好関係締結文書の署名が行われ，二国間関係の更なる発展への布石となった。	
27年度	民間の有識者や経済界，政治家，政府関係者等の参加を得て，有識者会合等を実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 具体的な実績の例は次のとおり。 １　９月に英国において開催された日英 21 世紀委員会では，最近の日本及び英国の政治経済情勢，欧州及びユーロ圏の将来，気候変動とエネルギー政策，防衛及び安全保障，科学技術のイノベーションにおける日英協力，社会福祉等について具体的な提言を行った。 ２　第 18 回日・スペイン・シンポジウムは平成 28 年４月に開催するべく調整が進められた。高齢化，観光等の両国が直面する共通の課題について，各界を代表する有識者，学者等から有意義なインプットが得られる予定。 ３　平成 28 年１月に開催された第８回日・バルト・セミナーでは，バルト３国の有識者・政策決定者が来日し，バルト３国が重視する外交政策や欧州が抱える課題に対する日・バルトの見方等について，我が国有識者等との活発な意見交換を通じて人的・知的交流を実施した。 ４　ドイツとの関係では，10 月，第 24 回日独フォーラム及び第２回日独 1.5 トラック安全保障対話を実施した。日独フォーラムでは，有識者に加え有力な政治家が参加。少子高齢化への対策，中小企業間協力，欧州及び東アジア地域における安全保障面での協力強化等，具体的な提言を得た。日独 1.5 トラック安全保障対話においては，日独両国の有識者を交えた官民合同の安全保障対話の場として，国際社会の平和と安定について議論し，同対話の継続を確認しあった。 ５　10 月，第 19 回将来の課題のための日・オーストリア委員会では，有識者に加え，城内外務副大臣の参加を得てこれを実施。国際安全保障環境，経済連携，少子高齢化・女性の社会進出	以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。 １　日英 21 世紀委員会 ２　日・スペイン・シンポジウム ３　日・バルト・セミナー ４　日独フォーラム ５　将来の課題のための日・オーストリア委員会

		等の分野における，二国間関係の更なる強化のための具体的な提言を得た。 他にも，日仏クラブ，日伊ビジネスグループ等の経済・財界人による会合を通じて，日仏・日伊間の交流が推進された。また，平成 28（2016）年の日本・ベルギー友好 150 周年及び日本イタリア国交 150 周年の枠組における各種記念事業を通じて，民間の人的交流を推進した。 また，「Ｖ４＋日本」安全保障セミナーでは，城西大学と共催する形で，駐日Ｖ４大使及び有識者が参加し，安全保障に関するシンポジウムを実施した。	
中期目標	—	シンポジウム，調査・研究等を通じて，民間の人的・知的交流を推進する。	

４　欧州諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上） ①往訪数 ②来訪数	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
	① 15	① 20	① 33	① 21	① 26 ② 19	—
年度目標値		—	① 15 程度	① 23	① 20 ② 15	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書（第２章，第４節）

個別分野	３　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
施策の概要	１　首脳会談，外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。 ２　平和条約締結交渉を推進し，四島交流，四島住民支援事業等を実施する。 ３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に，エネルギー，極東・東シベリア開発や，ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。 ４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 ５　防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流の促進を支援すると共に，外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。 ６　各種招へい事業，交流事業等を実施する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「ロシアとは，世界が直面する様々な課題に共に立ち向かう関係を築きたい。ウクライナ情勢については，Ｇ７の連帯を重視しつつ対処いたします。領土問題の解決，平和条約の締結に向けて，経済，エネルギー，文化など幅広い分野で関係強化を一歩一歩進めます。あらゆる機会を見つけて対話を重ねてまいります。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「ロシアとの間では，最大の懸案である北方領土問題について，昨年の私の訪露で平和条約締結交渉を再開しました。今年こそ日本の国益に資する形で日露関係全体が前に進む一年にしなければなりません。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく，一層力を入れて交渉にあたるとともに，様々な機会を活用して政治対話を積極的に行ってまいります。 また，ウクライナ情勢の平和的解決に向け，Ｇ７等との連帯を重視しつつ，Ｇ７議長国として積極的な役割を果たします。」

測定指標	１　政治対話の深化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日露両政府間においては２回の首脳会談及び３回の外相会談を実施し，事務レベルでの協議や対話が活発に行われた。７月にはナルィシュキン・ロシア大統領府長官が訪日し，菅総理大臣表敬及び同長官と枝野官房長官との会談が実現した。また，日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を 11 月に行い，日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。 さらに，５月に伴野外務副大臣が訪露した際，対日議連の主要メンバーとの間で，東日本大震災，福島第一原発事故をめぐる日露間の協力に加え，議員交流の重要性について意見交換が行われた。	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
	24年度	日露両政府間において，２回の首脳会談及び３回の外相会談に加え，複数のロシア政府閣僚が来日したほか，事務レベルにおいても，安全保障，北方領土問題，原子力・エネルギーを含む経済，国際舞台における協力等，幅広い分野について活発な議論が行われた。また，９月にはキリル・ロシア総主教がロシア正教会の最高指導者として 12 年ぶりに訪日し，東日本大震災の被災地を訪問するとともに，天皇陛下への謁見の他，我が国の各界要人と精力的に会談を行った。	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
	25年度	日露両政府間において，５回の首脳会談及び３回の外相会談を実施したほか，初めての日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）を行う等，活発な対話が行われた。議会間，議員間交流の分野においては，25 年度の１年間で日露双方あわせて，昨年度の２倍近くの人数の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも防衛交流や治安当局間交流を含め重層的な対話が行われた。また，平成 26 年３月以降は，ウクライナ問題をめぐる対応でも協議を行ってきた。	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。安全保障分野での日露協力を進展させる。

	26年度	日露両政府間において，２回の首脳会談を実施し，事務レベルにおいても，北方領土問題，安全保障，経済，国際舞台における協力等，幅広い分野において活発な議論が行われた。 また，ロシアによるクリミア「併合」を含むウクライナ情勢について，首脳レベルを始め様々なレベルで，平和的解決に向け建設的な役割を果たすよう，累次にわたり働きかけを行った。また，高村自民党副総裁の訪露を始めとして，議員間での交流・意見交換も行われた。	領土問題経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
	27年度	１　日露両政府間において，２回の首脳会談及び１回の外相会談を実施した。事務レベルにおいても，北方領土問題，安全保障，経済，国際舞台における協力等，幅広い分野において活発な議論が行われた。 また，ウクライナ情勢について，首脳レベルを始め様々なレベルで，平和的解決に向けロシアが建設的な役割を果たすよう，累次にわたり働きかけを行った。 ２　プーチン大統領の訪日について，準備状況などを踏まえ，最も適切な時期の実現を目指して準備を進めることをＧ20 首脳会合の際の日露首脳会談（11 月）において確認した。 平成28年２月には日露外務省ハイレベル協議を行い，適切な時期に安倍総理の訪露やプーチン大統領の訪日を実現するための準備の一環として，二国間関係全般について幅広く意見交換を行った。 ３　ナルィシュキン国家院議長の訪日（５月）や高村自民党副総裁の訪露（平成 28 年１月）等を始めとして，議員間での交流・意見交換も行われた。	１　領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け，首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。ウクライナ問題では，平和的解決に向け建設的な役割を果たすよう，働きかける。 ２　平成26年11月の日露首脳会談を受け，平成 27 年中のプーチン大統領の訪日の実現に向けた準備を進める。 ３　活発な議員や議会対話の継続を支援する。
中期目標	―	首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施，議会・議員間交流等を通じ，隣国同士である日本とロシアが，アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し，あらゆる分野の連携を促進させる。	
２　平和条約交渉			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日露両国は，北方領土問題に関する協議を続けた。５月のＧ８ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理大臣とメドヴェージェフ大統領との首脳会談では，日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。 また，野田政権の発足後，11 月のホノルル APEC において野田総理大臣とメドヴェージェフ大統領との首脳会談が行われ，両者は問題解決の必要性を再確認するとともに，お互いに相手を尊重しつつ，議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では，９月の国連総会及び11月のホノルル APEC の際に外相会談が行われるとともに，１月に東京で行われた外相会談において，両国の立場は大きく異なるが，相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ，この問題を棚上げすることなく，静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書，法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。 領土問題解決に向けた環境整備の面では，精力的に世論啓発事業を行った他，四島交流，自由訪問，北方墓参や四島住民支援事業を通じ，四島のロシア人住民との相互理解が促進され，領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また，四島を含む日露の隣接地域における防災協力，生態系保全等の分野においても協力が進展している。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。

24年度	Ｇ８外相会合の際に日露外相会談（４月，於：米国）が，Ｇ20 サミットの際に日露首脳会談（６月，於：メキシコ）が実施され，北方領土問題について実質的な議論を進めることとなった。 しかしながら，７月には，メドヴェージェフ首相が平成22年に続き２度目の国後島訪問を行ったことから，日本政府として様々なレベルで抗議などを行った。 同時に，ロシア側との対話を進めることなくして北方領土問題の解決はないとの観点から，総合的な観点から同月に玄葉外務大臣が訪露し，プーチン大統領への表敬及び外相会談を行った。 その後，アジア太平洋経済協力(APEC)会合の際の日露首脳会談（９月，於：ロシア），国連総会の際の日露外相会談（９月，於：米国）や次官級協議(10月，於：日本)で，双方にとり受入れ可能な解決策を見出すべく議論を行った。 また，日本は，北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業等にも積極的に取り組んでおり，四島交流，自由訪問及び墓参を実施すると同時に，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全等の分野での協力を進めている。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。
25年度	４月，安倍総理大臣が日本の総理大臣として 10 年ぶりにロシアを公式訪問し，プーチン大統領との首脳会談を行った。この中で，両首脳は，戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識を共有した。その上で，両首脳の議論に付すため，双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を両国外務省に共同で与えることで合意した。その後，Ｇ８サミットの際の日露首脳会談（６月，於：英国），次官級協議（８月，於：ロシア），Ｇ20 サミットの際の日露首脳会談（９月，於：ロシア），APEC 首脳会議の際の日露首脳会談(10月，於：インドネシア)，ラヴロフ外相の訪日を得ての日露外相会談(11月)，ソチ・オリンピックの開会式の時の日露首脳会談(平成 26 年２月)が行われ，本問題を含むハイレベルの対話が行われた。 また，北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業に取り組んでおり，北方四島への墓参及び自由訪問を実施するとともに，現島民との相互理解を深めるべく四島交流事業を実施した。同時に，北方四島を含む日露両国の隣接地域における協力として，防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。
26年度	平成 26 年２月以降のウクライナ情勢は日露関係にも影を落とし，夏に計画されていた次官級協議をロシア側が一方的にキャンセルしたが，ASEM 首脳会合の際の短時間の日露首脳会談(10 月，於：イタリア)を経て，APEC 首脳会合(11月，於：北京)の際には，久々に十分な時間をとって首脳会談を行い，平和条約締結問題に関する率直な意見交換を行うとともに，平成 27 年の適切な時期にプーチン大統領訪日を実現するための準備を具体的に開始することで一致した。２月には，その準備として，日露次官級協議が実施され，北方領土問題を含む二国間関係全般等について幅広い議論を行った。 また，北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業にも積極的に取り組んでおり，四島交流，自由訪問及び墓参を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全などの分野での協力を進め	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。

		た。	
	27年度	１　メドヴェージェフ首相の択捉島訪問（８月）を始め，ロシア側の一方的な行動や発言が繰り返されたことから，政府として様々なレベルで強く抗議を行った。 　９月にモスクワで行われた日露外相会談では，北方領土問題に関する日本の立場を明確に説明し，ロシア側の一連の言動に対し改めて抗議を行うとともに，外相間で突っ込んだ議論を行い，事実上一時中断していた平和条約締結交渉を再開した。同月の国連総会の際の日露首脳会談では，交渉の前進を図ることで一致した。これらを受け，10月にはモスクワで約１年９か月ぶりに次官級の平和条約締結交渉を実施し，歴史的・法的な側面を含め，様々な論点につき率直かつ詳細な意見交換を行った。 　さらに，11 月のＧ20 の際の日露首脳会談では，平成25年４月の安倍総理大臣訪露の際の合意に基づき，双方に受入れ可能な解決策の作成に向けた率直な意見交換を行った。 ２　北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業に関係団体と連携して取り組み，四島交流（24回），自由訪問（５回）及び墓参（１回）を実施した。また，北方四島を含む日露両国の隣接地域において，防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。	１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。 ２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。
中期目標	－	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し，平和条約を締結する。	
３　貿易経済分野における協力			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日露経済関係は着実に拡大しており，日露貿易額は平成23年過去最高の約307億米ドルとなった。エネルギー分野では，日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか，日露両国企業により，ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。また，東日本大震災後，ロシアから日本に対し，LNG の追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効された日露原子力協定をはじめ，原子力分野の協力も進められた。 　エネルギー分野に加え，自動車，機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために，関係省庁とも連携しつつ，「貿易に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い，具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。また，９月にモスクワで「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」第２回会合を開催し，日露企業幹部の出席の下，省エネ，通信，医療分野について協議を行った。 　その他，日本センターが，両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他，将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため，経営関連講座，訪日研修，日本語講座などを実施した。	貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。
	24年度	日露貿易額は，平成22年には回復に転じ，平成24年は過去最高の約335億米ドルとなった。エネルギー分野に加え，自動車，機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出が進んだ。WTO 加盟による貿易投資環境の改善が期待されるものの，ロシア国内においては法の支配が徹底さ	貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。

	れておらず，日本企業が貿易・投資を行う際の不透明な手続や不公正な扱いが問題となっており，外務省は，日本企業の活動を容易にするために，関係省庁とも連携しつつ，「貿易経済に関する日露政府間委員会」等を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い，具体的プロジェクトの推進のための支援を強化した。11 月には同委員会の第 10 回会合を東京で開催し，エネルギー・省エネ，医療，近代化・イノベーション，運輸，農業，極東・東シベリアにおける協力等各分野における協力について協議を行った。 エネルギー分野では，日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか，日露両国企業により，ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。さらに，独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)は，東シベリアにおいて，ロシア企業と共同で石油・天然ガスについての地質構造調査を行っている。また，５月に発効した日露原子力協定の下，原子力分野の協力も進められることとなった。 そのほか，ロシア国内の６都市にある日本センターが，両国企業のビジネス活動や地域間経済交流を支援している。同センターは，日露経済交流分野で将来活躍する人材の発掘・育成のため，経営関連や日本語の講座，訪日研修等を実施しており，これまでに約 63,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 4,300 人が訪日研修に参加した。	
25年度	日露経済関係は，貿易額が平成 25 年には過去最高の約 348 億米ドルとなるなど着実に拡大した。４月の安倍総理大臣の訪露には約 30 名の社長級を含む総勢約 120 名から成る経済ミッションが同行し，両国は，農業，医療，都市環境といった新たな分野での協力推進で一致した。また，企業などの間でも協力覚書などが署名された。その後，日露経済関係推進のため，政府としても日露交流促進官民連絡会議を設置するなど体制を強化した。10 月には，「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」の第３回会合を東京で開催した。その際，省エネ，医療，農業，都市環境等の分野に焦点を当て，企業の取組を支援するとともに，今後の協力の方向性について意見交換を行った。 また，日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流に貢献した。平成 25 年までに約 68,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 4,500 人が訪日研修に参加した。 ロシアの貿易投資環境については，平成 24 年８月の WTO 加盟などにより一定の改善は見られるが，日本企業からは依然として多くの問題が指摘されており，日本政府として，様々な場でロシア側に改善を働きかけた。	貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。
26年度	日露経済関係は，過去数年着実に拡大してきていたが，平成 26 年の日露貿易額は約 341 億米ドルで，過去最高額の前年(約 348 億米ドル)と比べ，微減となった。平成 25 年４月の安倍総理大臣の訪露以降，日露間で都市環境や極東の農業等の分野で協力プロジェクトが行われている他，医療や省エネなどの分野でも協力が拡大した。 日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流に貢献した。26 年度末までに約 73,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 4,700 人が訪日研修に参加した。 ロシアの貿易投資環境については，平成 24 年の WTO 加	貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合をしかるべく実施する。日本企業のロシア進出支援を一層推進する。

		盟などにより一定の改善は見られるが，透明性，安全性等の点で日本企業から依然として問題点が指摘されており，「貿易投資環境改善にかかる制度的問題に関する日露作業部会」第３回会合(10 月，於：モスクワ)，「ロシア経済近代化に関する日露経済諮問会議」第４回会合(12 月，於：ウラジオストク)といった枠組みも活用して，ロシア側に改善を働きかけた。	
	27年度	１　「貿易経済に関する日露政府間委員会」第 11 回会合（９月，於：モスクワ）が行われ，日本企業も出席し，対露ビジネスで直面する問題の解決等をロシア政府に働きかけた。また，第 19 回サンクトペテルブルク国際経済フォーラム（６月，於：サンクトペテルブルク）及び第１回東方経済フォーラム（９月，於：ウラジオストク）では，両国企業関係者による日露円卓会議で日露経済関係の発展に向けた活発な意見交換が行われた。 ２　「ロシア経済近代化に関する日露経済諮問会議」第５回会合（10 月，於：東京）が行われ，省エネ・エネルギー効率，医療，農業，都市環境といった分野において日露間で現在進められている個別のプロジェクトが取り上げられ，これらの案件が円滑に進むよう，日露両国政府が必要な支援をしていくことで一致した。 ３　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流に貢献した。また，日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成のため各種講座や研修を実施し，27 年度末までに約 78,000 人のロシア人が受講し，そのうち約 4,900 人が訪日研修に参加した。	１　貿易経済日露政府間委員会，日露経済諮問会議等各種会議・会合の実施を通じ，ロシアの貿易投資環境の透明性，安定性等につき，ロシア側に対応を求める。 ２　ロシア経済近代化に資する医療，都市環境，農業，省エネ等の分野での両国間の協力の拡大に向けて，日本企業のロシア進出支援を推進する。 ３　日本センターを通じ，ロシアにおける人材育成，両国企業のビジネス支援活動，地域経済交流を継続する。
中期目標	―	エネルギー，極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	
４　国際舞台における協力			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	北朝鮮やイラン等の重要な国際問題につき，首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。また，アフガニスタンの問題については，麻薬取締官研修の実現へ向けた協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	24年度	北朝鮮，イラン，シリア等の主要な地域問題について意思疎通が行われたほか，アフガニスタン人麻薬取締官研修プロジェクトといった具体的な協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	25年度	北朝鮮情勢，イランの核問題，シリア情勢，中央アジアにおける国境管理や薬物対策等をはじめとする国際社会における重要な問題に関し，首脳レベル，外相レベルで，種々の機会に精力的に協議が行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	26年度	北朝鮮，イラン，シリアなどの主要な地域問題等について協議が行われた。 アフガニスタン人麻薬取締官研修プロジェクトといった具体的な分野での協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	27年度	１　首脳・外相会談等の機会を通して，北朝鮮，イラン，シリアなど国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけた。	１　北朝鮮情勢，イラン情勢，シリア情勢等の主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施す

		２　サイバー，テロ，領事，中東，軍縮・不拡散，国連といった分野で外交当局間の協議を行った。また，９月の日露外相会談での議論を踏まえ，日露専門家によるアフガニスタン及び中央アジア麻薬対策官に対する研修を実施した（平成 28 年３月）。	る。 ２　アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
中期目標	―	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。	
５　防衛・治安分野における関係の発展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	防衛交流の分野では，９月にロシア海軍艦艇が訪日し，共同訓練を実施した。また，治安当局間では，10 月に海上保安庁巡視船がサハリンを訪問し，ロシア国境警備局との間で日露合同訓練を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	24年度	安全保障の分野では，10 月にパトルシェフ安全保障会議書記（閣僚級）が訪日し，野田総理大臣，玄葉外務大臣，森本防衛大臣とそれぞれ率直な意見交換を行った。その際，日本外務省と露安全保障会議との間で覚書が署名され，今後両組織が安全保障等分野の情報交換・協議等を行っていくこととなった。防衛当局間では，６月に統合幕僚長，８月に航空幕僚長が訪露したほか，８月にロシア海軍艦艇が訪日，９月には海上自衛隊艦艇がウラジオストクを訪問し，共同訓練を実施した。 治安分野では，６月に，東京での海上保安庁長官と露連邦保安庁国境警備局長官による会合，サハリン国境警備局の警備艇による小樽訪問及び第一管区海上保安本部との合同訓練が行われた。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	25年度	安全保障分野では，11 月に日露間で初の外務・防衛閣僚による「２＋２」を開催し，テロ・海賊対処共同訓練の実施，サイバー安全保障協議の立ち上げなどで一致した。防衛当局間では，７月に東部軍管区地上軍代表が陸上自衛隊北部方面総監部を訪問し，８月に海上幕僚長が訪露した。このほか，12 月にはロシア海軍艦艇が舞鶴を訪問し，海賊対処訓練の一環としての立入検査訓練や捜索・救難共同訓練を実施した。 治安分野では，７月にモスクワで海上保安庁長官とロシア連邦保安庁国境警備局長官との会合が行われた。また，10 月にサハリンで海上保安庁とロシア連邦国境警備局による日露６海上警備地方機関実務者会合が行われた。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ，安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。
	26年度	１月の国家安全保障局の新設に伴い，３月及び５月に谷内国家安全保障局長が訪露し，カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記やラヴロフ外相と会談し，意見交換を行った。また，10 月の海上自衛隊とロシア海軍による日露共同捜索・救難訓練や海上保安庁巡視船によるロシア海難救助機関との合同訓練の実施のため，当省として必要な調整，支援等を行った。３月には，第１回日露サイバー協議を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施しつつ，安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じ信頼関係を構築する。安全保障分野での日露協力を進展させる。
	27年度	１　安全保障分野 （１）海上自衛隊とロシア海軍による日露捜索・救難共同訓練の実施にむけて，当省として支援・調整等を行った。 （２）７月に谷内国家安全保障局長が訪露し，カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記と意見交換を行った。また，９月にはパトルシェフ安全保障会議書記が訪日した。当省は，これらの意見交換や訪	１　安全保障分野 （１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための，必要な調整，支援等を行う。 （２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。 ２　治安分野

		日の実施のために支援・調整を行った。 ２　治安分野 モスクワで海上保安庁長官とロシア連邦保安庁国境警備局長官との会合（12 月）が行われた。また，サハリンで海上保安庁巡視船によるロシア海難救助機関との合同訓練（７月）が行われた。当省として，これらの会合及び訓練の実施のために必要な支援・調整等を行った。	治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための，必要な調整，支援等を行う。
中期目標	―	防衛当局間・部隊間交流，外交・防衛当局間協議，治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより，これら分野における両国の信頼関係を構築する。	
６　文化・国民間交流の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は，将来の日露関係発展の基礎として重要である。23年度には，２日間で延べ１万人以上の来客を集めた「J－FEST 現代日本文化フェスティバル 2011」がモスクワで開催されるなど，活発な文化交流が行われた。また，両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みの下で約 450 名の両国の青年が交流を行い，そのうち東日本大震災で被災した約 80 名の青少年をロシアへ派遣した。	各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	24年度	人的交流の分野では，日露青年交流事業の下での交流が継続され，本年初めて年間 500 名を超えた。また，茶道や剣道，折り紙といった日本の伝統文化から現代文化に至るまで，各種の日本紹介行事がロシア各地で行われるなど，文化の面でも活発な交流が図られた。 この他，キリル・ロシア正教会総主教が来日するなど，幅広い交流が行われた。	各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	25年度	青年交流については，平成 24 年に初めて年間 500 名の参加を達成したことを受けて，４月の首脳会談で今後の更なる拡大が支持され，同年の参加者も 500 名を超えた。また，同首脳会談では，平成 26 年を日露武道交流年とすることで一致し，関連行事を準備・開催した。文化交流面では，モスクワにおける「日本の秋」を各種日本文化行事が各地で年間を通じて実施されており，うち「草の根交流事業」は 36 件に上る。 また，ヴォロビヨフ元特命大使等有識者を招へいし，日本側有識者らとの意見交換を行った。	各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	26年度	１　各種スキームにより，３名の招へいが実施され，ロシア情勢，日露関係等について有益な意見交換を行った。 ２　日露青年交流事業の枠組みによる交流が積極的に行われ，剣道，合気道を始めとした幅広い分野の武道交流や日本語を学ぶロシア人学生の短期招へいプログラムなどが実施された(計 423 名)。 ３　文化面においては，モスクワで開催された「J-FEST 現代日本文化フェスティバル 2014」が２日間で延べ約１万 6,000 人の来客を集めたほか，各地で剣道大会や茶道講習会などが実施される等伝統文化から現代文化に至るまで活発な交流が図られた。 ４　スポーツ分野での進展は以下のとおり。 （１）２月のソチ冬季オリンピックの開会式に安倍総理大臣が出席した。 （２）平成 25 年４月の日露首脳会談で安倍総理大臣とプー	各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。特に「平成 26(2014)年日露武道交流年」の成功裏の実施を目指す。

			チン大統領が平成 26 年を「日露武道交流年」と位置付けたことを受け，40 以上の事業が日露両国で行われた。中でも，10 月のロシア武道団による訪日演武会の際には，安倍総理大臣夫人がなぎなた演武を披露するとともに，11 月の日本武道代表団（団長：高村自民党副総裁）の訪露の際には，日本武道演武会にプーチン大統領が列席した。	
		27年度	１　各種スキームにより，６名の招へいが実施され，ロシア情勢，日露関係等について有益な意見交換を行った。 ２　日露青年交流事業の枠組みの下では，伝統文化，ポップカルチャー，スポーツ等をテーマとした幅広い交流が実施され，９月に累計参加者が延べ5,000名を突破した。 ３　文化面では，平成 28 年３月にモスクワで開催された「J-FEST 現代日本文化フェスティバル」に２日間で延べ２万人が来場し好評を博した。また，９月には裏千家家元の千宗室氏によるデモンストレーションが行われたのを始め，日本の伝統・現代文化紹介行事がロシア各地で多数開催され，活発な交流が図られた。	以下を実施する。 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい， 文化交流事業， 日露青年交流事業， 草の根交流事業
	中期目標	―	各種スキームによる招へい，文化交流事業，日露青年交流事業，草の根交流事業等の実施を通じ，相互理解を促進する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書第２章第５節

個別分野	４　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
施策の概要	１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 ２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 ３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会における安倍総理の外交報告（平成28年１月４日） 「中央アジアはアジアの中心であり，東西の結節点となる，地政学的に重要な地域です。各国ともこれまでは天然資源の輸出に依存してきましたが，いまはより付加価値の高い経済を目指し，質の高いインフラを求めており，そこに日本が果たせる役割があります。」

測定指標	１　各国との対話・交流等の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ハイレベルの相互訪問（徳永外務大臣政務官のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問，浜田外務大臣政務官のキルギス訪問，ババノフ・キルギス第一副首相の訪日等），政務協議等を実施した。 また，「中央アジア青年招へい（招へいテーマ：運輸（陸上交通）），「NIS外交官等招へい」を実施した。	要人往来，政務協議及び招へいを実施する。
	24年度	ハイレベルの相互訪問（山根外務副大臣のウズベキスタン訪問，浜田外務大臣政務官のカザフスタン・タジキスタン訪問，城内外務大臣政務官のタジキスタン訪問，サルグシャン・アルメニア大統領の訪日，アタムバエフ・キルギス大統領の訪日，イセケシェフ・カザフスタン副首相兼産業新技術相の訪日等）及び政務協議を実施した。 また，「中央アジア青年招へい」（招へいテーマ：防災）及びNIS諸国を対象とする「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」を実施した。	要人往来，政務協議及び招へいを実施する。
	25年度	ハイレベルの相互訪問（牧野外務大臣政務官のグルジア・アルメニア訪問，マミ・カザフスタン上院議長の訪日，パンジキゼ・グルジア外相の訪日，ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領の訪日，ナリムバエフ・キルギス大統領府長官の訪日，シャリホフ・アゼルバイジャン副首相の訪日等）を実施し，政治・経済等の分野における二国間関係の増進に成果があった。 政務協議では，各国外務省幹部との間で，二国間関係，国際場裏における協力及び国際・地域問題等について議論を行った。 また，「中央アジア行政官招へい」（テーマ：農業・食品加工・食品流通）及びNIS諸国を対象とする「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」を実施した。	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し，各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。
	26年度	ハイレベルの相互訪問（牧野外務大臣政務官のトルクメニスタン・アゼルバイジャン訪問，アスロフ・タジキスタン外相の訪日，岸田外務大臣のキルギス訪問，麻生副総理兼財務大臣のウズベキスタン訪問，薗浦外務大臣政務官のウズベキスタン・タジキスタン訪問，城内外務副大臣のアルメニア・アゼルバイジャン訪問，ジェエンベコフ・キルギス国会議長の訪日，マルグヴェラシヴィリ・グルジア大統領の訪日，アジモフ・ウズベキスタン第一副首相の訪日，ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領の訪日等）を実施した。これら相互訪問における主な進展は以下のとおり。 １　日本と中央アジア各国は政治及び経済面での更なる関係強化に向けての対話を深めた。 ２　日本とコーカサス各国の関係強化に向けて活発な意見交換が行われた。 中央アジア諸国の外務省幹部との間で実施した政務協議では，二国間関係，国際場裏における協力及び国際・地	要人往来の機会を活用して二国間関係を強化する。政務協議においては，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的に議論する。招へいを実施し，各国との実務交流・知的交流の裾野を拡大する。

	域問題等について議論を行った。 　招へいスキームを活用し，「中央アジア実務者招へい」（テーマ：麻薬対策・国境管理）及び「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」を実施した。 　日・カザフスタン投資協定を署名した。	
27年度	1　ハイレベルの相互訪問 （１）安倍総理大臣の中央アジア訪問 　10月，安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて中央アジア５カ国を歴訪し，各国大統領と首脳会談を実施，それぞれの国で共同声明を発表した。これにより，首脳外交が特に重視される中央アジア諸国との関係を緊密化することに成功した。また歴訪には民間企業等合計 50 団体が同行し，トルクメニスタン，ウズベキスタン，カザフスタンでビジネス・フォーラムを開催し，今後上記３カ国への日本企業の進出，大学等学術関係者同士の連携の大きなきっかけとなった。また，訪問全体で官民あわせて合計 87 件の文書に署名し，結びつきを深めた。最後の訪問国であるカザフスタンでは，安倍総理大臣による政策スピーチを実施し，我が国の対中央アジア外交の３本柱である，（ア）二国間関係の抜本的強化，（イ）地域共通の課題への関与，（ウ）グローバルな舞台での協力を対外的にアピールすることに成功した。 （２）その他のハイレベルによる相互訪問 　安倍総理大臣の中央アジア訪問に前後し，中央アジア・日本双方の政府関係者の往来が実施された。特に薗浦外務大臣政務官のキルギス，カザフスタン（５月），ウズベキスタン（７月），トルクメニスタン（８月）への訪問は，安倍総理大臣の訪問に先だって行われ，成果を確実なものにするための先方政府との事前協議として有意義だった。 　また，トルクメニスタンからは７月にホジャムハメドフ副首相，また 12 月にアンナメレドフ鉄道運輸相が訪日した。特にアンナメレドフ鉄道運輸相は訪日期間中，新幹線やゆりかもめを視察・試乗した。最先端交通インフラの輸入に関心を持つトルクメニスタンに対し，日本の技術をアピールする機会となった。 　我が国からは 12 月に世耕内閣官房副長官がトルクメニスタンを訪問し，同国の永世中立 20 周年記念国際会議に出席，ベルディムハメドフ大統領と会談した。大統領との会談の結果同国との繋がりがいっそう強化された。 （３）コーカサス諸国との相互訪問 　コーカサス諸国の中では特にアゼルバイジャンとの要人往来が頻繁に行われた。我が国からは，麻生副総理兼財務大臣が５月にアゼルバイジャンで開催された ADB 総会に出席のため訪問し，アリエフ大統領，シャリホフ副首相等と会談した。また，10 月に甘利経済再生担当大臣が同国を訪問した際もアリエフ大統領の他，ムスタファエフ経済産業相等と会談した。エネルギー資源が豊富なアゼルバイジャンの首脳レベルと会談を実施したことにより，地域の安定の鍵を握る同国と緊密な関係が強化された。 　その他，11 月にヒダシェリ・ジョージア国防相が訪日し，中谷防衛大臣との間で防衛交流覚書に署名し，両国の防衛分野に於ける協力関係を確認した。	1　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。 2　友好議員連盟等による議会間，議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 3　外務次官級の政務協議を通じて，政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し，合意を図る。 4　招へいスキームを活用し，交流の促進と相互理解を深める。また，被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。 5　経済産業省，JICA，中央アジア・コーカサス地域への進出に関心を持つ日本企業等と連携し，代替エネルギー分野やエネルギー以外の分野における協力に向けた協議を実施する。

		２　議会間・議員間交流 　アサドフ・アゼルバイジャン国会議長及びウスパシヴィリ・ジョージア国会議長が４月に訪日し，それぞれ衆参両議院議長と会談した。また，５月にアルメニアからシャルマザノフ国民議会副議長が訪日し，日本側議連メンバーと交流を持った。議会間交流を深めることにより，議会・議員レベルにおける友好関係を強化することにつなげた。 ３　政務協議 　平成 28 年２月，相木コーカサス担当外務省特別代表とジョージア，アルメニアの外務次官との間で政務協議を実施し，今後の二国間協力の在り方及びコーカサス地域情勢について協議した。 　11 月，相木中央アジア担当外務省特別代表とトルクメニスタン外務次官との間で政務協議を実施し，安倍総理大臣の訪問以降の二国間協力及び「中央アジア＋日本」対話の進め方につき協議した。トルクメニスタンは「中央アジア＋日本」議長国であり，今後同国で外相会議を実施予定。政務協議以降に予定された同枠組みにおける新たな協力分野である「運輸・物流」について，進め方に関する積極的な意見交換を行った。 ４　招へいスキームを活用し，「中央アジア実務者招へい」（テーマ：運輸・物流）（平成 28 年２月）及び「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（１月）を実施した。「中央アジア実務者招へい」では「中央アジア＋日本」対話のテーマである「運輸・物流」に関する専門家を中央アジア各国１名ずつ５名を招へいし，国交省，JICA 等日本側専門家との意見交換を実施した。中央アジアの運輸・物流における問題点や日本が貢献できる分野について相互理解が図られた。「若手外交官招へい」では，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トルクメニスタン，アゼルバイジャン，アルメニア，ジョージア，ウクライナ，ベラルーシ，モルドバから合計 11 名の外交官を招へいし，エネルギー安全保障をテーマに我が国のエネルギー政策への理解を深めると共に，エネルギー関連の先端技術施設を訪問し，日本の技術に関する知識を深めた。 ５　９月にウズベキスタンにおいて，11 月にはカザフスタンにおいて，国土交通省との協力の下，官民インフラ会議を実施した。我が国と相手国の政府関係者，企業関係者が約 180 名参加し，日本企業が「質の高いインフラ」を紹介，日本企業とカザフスタン，ウズベキスタン両国の企業の間で意見交換をする機会となった。 　また，平成 28 年３月には農林水産省と協力し，JICA，JETRO 及び日本企業の参加を得て，第１回日・ウズベキスタン共同作業部会がウズベキスタンで開催された。日本の民間企業が有する技術を活用した貢献の可能性についてウズベキスタン側に説明した。日本企業による現地企業，研究機関等の視察も行われ，今後の農業分野における日本企業の進出に向けた情報収集ができた。	
中期目標	—	要人往来，政務協議及び招へいを実施し，各国との間で，政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。	
２　「中央アジア＋日本」対話の進展			年度目標

施策の進捗状況・実績	23年度	12月，東京で「中央アジア＋日本」対話・第６回高級実務者会合(SOM)が開催され，５分野で協力を深化させること，平成 24 年秋に東京で同対話の第４回外相会合を開催することが合意された。	「中央アジア＋日本」対話 SOM を実施する。
	24年度	11月，東京で「中央アジア＋日本」対話・第４回外相会合が開催され，「日本・中央アジアの新たなパートナーシップの構築に関する共同声明」が署名された。また，前年の SOM 会合で合意された５分野での協力深化が外相レベルで確認された。会合では，中央アジア各国の国造りに対する日本の支援について高い評価が示され，国際場裏における協力等，様々な分野で日本と中央アジアのパートナーシップを高めていこうとする姿勢が表明された。また，中央アジア諸国が地域協力を進めていく上で日本が果たしている役割に対し，高い評価と期待が表明された。	「中央アジア＋日本」対話外相会合を実施する。
	25年度	10 月にキルギスで第７回高級実務者会合(SOM)，３月に東京で第８回 SOM が開催され，次回外相会合に向けて準備が進められた。これらの会合では，前年の外相会合における議論を踏まえつつ，「持続可能な成長」，「貿易・投資促進」及び「アフガニスタンを含む地域安全保障」の３分野における地域協力推進につき議論が行われた。 また，東京で２月に専門家会合，３月に第６回東京対話を開催し，地域発展の重要分野である農業に関して具体的プロジェクトを形成することを目指した議論が行われた。	「中央アジア＋日本」対話 SOM 会合を実施し，中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には，中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について，方向性を確認することを目指す。
	26年度	７月，対話の開始から 10 周年の節目として，キルギスで第５回外相会合が開催された。本会合では，中央アジアの安定と発展には地域協力が不可欠という考えの下，「共同声明」を発表し，「次の 10 年」への展望として，対話を実践的な協力を推進する場としていく方向性を確認した。また，農業分野の協力方針と具体例をまとめた「ロードマップ」を採択した。 12 月に専門家会合，３月に第９回高級実務者会合(SOM)を東京で開催した。７月の外相会合で実践的な協力を推進することで一致したことを踏まえ，専門家会合では「麻薬対策・国境管理」，SOM 会合では「農業協力」，「麻薬対策・国境管理」，「「中央アジア＋日本」対話の今後の進め方」を議論した。 ３月，東京で「中央アジア・シンポジウム」を開催し，中央アジア５か国及びロシア・米国からの被招へい者が中央アジアの国際政治的観点からの現状と今後の日本との協力の可能性につき議論，一般聴衆に向けた情報提供を行った。	「中央アジア＋日本」対話外相会合を実施し，中央アジアにおける地域協力を進展させる。具体的には，中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方について，方向性を確認することを目指す。
	27年度	１　11 月にトルクメニスタンで第 10 回高級実務者会合（SOM），平成 28 年３月に東京で第 11 回 SOM が開催され，次回外相会合に向けて準備が進められた。これらの会合では，今後の新しい協力重点分野である「運輸・物流」における地域協力推進につき議論し，下記２に記載の専門家会合及び東京対話の結果を踏まえた具体的協力の方向性に関する提案を中央アジア各国より受け，今後関係機関とともに検討することで一致した。また，第６回外相会合の各議題に関する意見交換では，外相会合において議論するべき事項の絞り込みや，目指すべき成果のイメージについて議論した。 ２　東京で平成 28 年２月に第３回専門家会合「運輸・物流」，３月に「中央アジア＋日本」対話・第８回知的対話（東京対話）を開催し，地域発展の重要分野である「運	１　高級実務者会合(SOM)において以下を実施する。 （１）外相会合での共同声明及びロードマップに基づく協力関係の進捗状況を確認する。 （２）中央アジア諸国と我が国の今後の協力の方向性を議論する。 ２　専門家会合を実施する。 ３　知的対話(東京対話)を実施する。

		輸・物流」分野に関して具体的プロジェクトを形成することを目指した議論が行われた。	
中期目標	―	「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し，地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ，そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。	

３　中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―
	0	9	5	10	6	―
年度目標値			―	4	8	

４　（参考指標）中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（財務省貿易統計による）（単位：億円）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	1,651	1,779	2,416	2,222	1,976

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書　第２章第５節２

施策Ⅰ－５　中東地域外交（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

（外務省27－Ⅰ－５）

施策名	中東地域外交
施策目標	過激主義の脅威にさらされている中東・北アフリカ地域の平和，安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充などを通じて貢献し，かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため，以下を実施する。 １　中東和平交渉，イラク及びシリアの安定，アフガニスタンの復興をはじめとした地域の諸課題及び過激主義を生み出さない社会の構築に積極的に貢献するとともに，イラン核問題に対処する。 ２　中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに，中東地域産油国(特に湾岸協力理事会(GCC)諸国)との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	112	120	127	128
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	112	120	127	
	執行額(百万円)		92	93	95	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成28年８月

個別分野	１　中東地域安定化に向けた働きかけ
施策の概要	１　過激主義の脅威にさらされている中東・北アフリカ諸国の安定化に向けた諸改革などの自助努力を支援する。 ２　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け，関係者への政治的な働きかけ，対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。 ３　イラクの安定・復興に貢献する。 ４　シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。 ５　アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 ６　イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「日本は，中東地域の安定のために，国際社会と協調し，全ての当事者が自制し，対話を通じて事態の沈静化に努めるよう呼びかけていきます。 シリア情勢の政治プロセスの進展を支持し，日本としても人道支援を中心に各国と連携しつつ，情勢の改善に尽力していきます。また，地域各国の建設的な役割を働きかけていくとともに，可能な限りの支援を非軍事的な面で実施してまいります。イランの核合意を支持します。日本としても，国際社会と連携しつつ，国際不拡散体制の強化と中東地域の平和と安定に寄与していきます。」 ・第 190 回衆議院安全保障委員会における岸田外務大臣所信（平成 28 年２月 23 日） 「ISIL を初めとする国際テロ組織は，引き続き安全保障上の重大な脅威です。テロの拡大を抑止するために，国際社会と協力して取り組んでまいります。」 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣の一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） 「日本は，シリア・イラクの難民・国内避難民に向けた支援を一層厚くします。金額に換算すると，今年は約 8.1 億ドル。昨年実績の３3 倍となるでしょう。 レバノンでは，200 万ドルの支援を新たに実行します。これをテコとして，人道援助機関と，開発援助機関の連携に，弾みをつけてまいります。 セルビア，マケドニアなど，EU の周辺にあって，難民・移民の受け入れと格闘する諸国に対し，新たに約 250 万ドルの人道支援を実行します。 これらはいずれも，日本がなし得る緊急対策です。一方，私たちの変わらぬ原則とは，いかなる時にも，問題の根元へ赴き，状況を良くしようとすることです。 イラクの民生に安定をもたらすには，上下水道が信頼に足るものでなければなりません。これを含め，中東とアフリカにまたがり，平和を築き，確かなものとするため，日本は約７億 5000 万ドルの支援を準備しています。 難民たちの背後には，難民となって逃れることのできない人々がはるかに多くいるという現実を，直視したいと思います。 壊れてしまった国を建て直し，再び人々に幸福の追求を許す場とするには，人間一人，ひとりの力を育て，恐怖・欠乏と闘う能力を草の根から培うことが，回り道のように見えて，実は近道です。 その信念が，教育，保健医療の普及を重んじ，とりわけ，あらゆる年齢層の女性に力をつけようとするわが国の政策になりました。「人間の安全保障」を確かなものにしようとする政策です。 こうした人間一人ひとりを大切にする取り組みが，国連コミュニティが新たに設けた開発目標にしっかり組み込まれたことを，大変嬉しく思います。」 ・シリア危機に関する支援会合における武藤外務副大臣のステートメント（平成 28 年２月４日） 「日本はこれまで，シリア難民流入の影響を受けているヨルダン及びトルコに対する円借款を含めて，シリア・イラク及び周辺国への支援のため総額 12 億ドル以上の支援を実施してきました。シリア難民と受入れ国・社会に対するバランスのとれた支援は，現地からも高く評価されています。これに加え，本日私はこの場で，日本が新たにシリア・イラク及び周辺国に対し約 3.5 億ドルの支援を実施することを表明します。この約 3.5 億ドルは早急に支出され，今後もこうした支援を行ってまいります。 日本は，この新たな支援を将来の地域の安定につなげるものとするため，以下の考え方に従って実施する考えです。 第１に，特定の集団が周縁化されたり疎外されないようにする。こうした人々の過激化を防ぐ，包摂的な支援が重要です。 第２に，人道支援と開発支援の連携です。シリア人に将来の復興への希望を与え，受入国の負担を軽減する必要があります。 私も，将来危機が終結し，シリア人が母国に帰還する日を夢見ています。その日のため，母国の再建を担う人材が必要です。日本は，難民への教育や教育施設の整備を支援しています。新たな支援では，難民を受け入れるシリア周辺国と連携しつつ，重要な開発の担い手としての女性や若者も

	含めた職業訓練等を着実に実施します。 　日本は本年，Ｇ７の議長国であり国連安保理非常任理事国です。この国際社会最大の危機への対応に当たり，日本は支援面で主要な役割を果たすとともに，問題解決への国際社会の結束に向け尽力していく考えです。」

測定指標	１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエル，パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて，①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ，②自立したパレスチナ国家を建設するための支援，③信頼醸成，に取り組んでいる。 １　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 　６月に伴野外務副大臣，１月に山根外務副大臣が現地を訪れイスラエル・パレスチナ両当事者に中東和平問題に関する我が国の立場を伝え，交渉の再開を呼びかけた。さらに，飯村政府代表が頻繁にイスラエル・パレスチナをはじめ関係国を訪問し，直接交渉再開に向けたハイレベルの働きかけを行っている。要人の来訪では，２月にバラク・イスラエル副首相兼国防相を日本に招請し，野田総理大臣及び玄葉外務大臣が中東和平問題を含む地域情勢について意見交換を行った。また，これまで地域の大国として中東和平問題に大きな役割を果たしてきたエジプトのアムル外相との間でも３月に同外相が訪日した際に，中東和平問題についての意見交換を行い，引き続きエジプトが役割を果たしていくことを求めた。 ２　自立したパレスチナ国家を建設するための支援 　ジェリコ南部に農産業団地を建設し，西岸からヨルダンを通り湾岸諸国等に向けた農産加工品の物流を促進することをもってパレスチナの経済的自立を支援する「平和と繁栄の回廊」構想では，５月に第１ステージの土地の造成工事を終了し，３月には，ヨルダン川西岸で初の太陽光発電施設が同団地の一部に設置完了した。また，パレスチナ自治政府の厳しい財政状況にかんがみ，パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進のために，10億円のノン・プロジェクト無償資金協力を実施した。さらに，西岸地区・東エルサレム，及びガザにおける人道状況改善のため，国連パレスチナ難民救済中東機関(UNRWA)に約 1,000 万ドル，国連児童基金(UNICEF)に1,580万ドルを拠出した。 ３　信頼醸成 　11月にイスラエル･パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。３月７日及び８日には，中東の民主化に関する有識者会議を開催。イスラエル・パレスチナを含む中東，アジア，欧米，国際機関から広く有識者を招待し，中東地域の変革の現状及び今後，中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。	イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議，対パレスチナ支援，信頼醸成措置等を実施する。
		24年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエル，パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて，①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ，②自立したパレスチナ国家を建設するための支援，③信頼醸成に取り組んだ。 １　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 　平成 22 年９月に開始されたイスラエル・パレスチナ間の直接交渉は，イスラエルが入植活動凍結を延期しな	当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ，我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても，パレスチナ自治政府の財政に資するような形をはじめとする支援を行う。

	かったこと等により中断したまま，交渉再開の目処が立っていない。かかる状況下で，我が国は，平成 24 年５月に玄葉外務大臣がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問し，我が国が二国家解決を支持することを改めて表明するとともに，両当事者に対して直接交渉の早期再開に向けた働きかけを行った。飯村政府代表も頻繁にイスラエル及びパレスチナ自治区を訪問し，両当事者への働きかけを継続的に行っている。11 月にガザ情勢が悪化した際には，我が国は両当事者に最大限の自制を呼びかけるため，外務大臣よりイスラエル及びパレスチナ双方の外相との電話会談を実施した。また，野田総理大臣もムルスィー・エジプト大統領と電話会談を行い，エジプトによる停戦努力の支持を表明した。さらに，ガザへの人道支援として計 350 万ドルの緊急無償資金協力を行った。加えて同年 11 月には国連総会において，パレスチナに「国家」としての国連オブザーバーの地位を与える旨の決議が賛成多数で採択され，我が国も賛成票を投じた。 ２　自立したパレスチナ国家を建設するための支援 日本，パレスチナ，イスラエル，ヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，６月にディベロッパー契約署名が完了した。我が国支援でも７月には西岸で初となる太陽光発電施設が稼働し，２月には給水網，配水管整備が完了した。ディベロッパーと入居希望企業(21 社)との間で正式契約に向けた交渉が進められた。本構想に関しては，中東和平プロセス当事者間の信頼醸成，パレスチナ民間セクターの開発を念頭としたパレスチナ経済自立のための支援として，イスラエル，パレスチナはもとより，主要国からも高い評価を得た。２月には東京で，東アジア諸国がパレスチナの国家建設努力に対する新たな支援や協力のあり方を協議するための国際会議「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)を我が国及びパレスチナ自治政府の共催のもと初めて開催した。同会合には，ファイヤード・パレスチナ自治政府首相やマルティ・インドネシア外相，エルアラビー・アラブ連盟事務総長，セリー国連中東和平特別調整官等の要人が参加した。更に，インドネシア及びマレーシアとそれぞれパレスチナ国会建設のための制度・人づくり支援に関する三角協力を進めている。本件は，イスラエルと国交がないために，対パレスチナ支援の直接のコンタクトを持たないインドネシアやマレーシアが我が国の協力によって実現する対パレスチナ支援であり，支援拡大の観点からパレスチナ側より，また，インドネシアやマレーシアの二国間の文脈より，高い評価を得ている。 ３　信頼醸成 ９月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。	
25年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエル，パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて，①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ，②自立したパレスチナ国家を建設するための支援，③信頼醸成に取り組んだ。	引き続き，イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議を活発に行うとともに，対パレスチナ支援，信頼醸成措置等を着実に実施していく。

	１　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 　７月，岸田外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し，各首脳に対して直接，和平プロセスの進展を働きかけた。特に，和平プロセスが停滞する中，右訪問時にイスラエル，パレスチナ，ヨルダンの閣僚をパレスチナ自治区に招き，「平和と繁栄の回廊」構想の４者閣僚会合を約５年ぶりに開催したことは内外から大きく注目された。その後同月末，米国の精力的な仲介努力もあり，和平交渉が再開した。我が国としては，唯一の仲介者たりうる米国と緊密に連携し，米国の努力を側面から支援した。特に，我が国によるパレスチナへの財政支援や小規模インフラプロジェクトは米国の政策と軌を一にしており，パレスチナ及び米国から高い評価を得た。また，飯村政府代表も頻繁にイスラエル及びパレスチナ自治区を訪問し，両当事者への働きかけを継続的に行ってきている。 ２　自立したパレスチナ国家を建設するための支援 　日本，パレスチナ，イスラエル，ヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，これまでに４社(パレスチナ企業)が入居契約を結び，工場建設にとりかかっている。また，３月にはジャカルタで，東アジア諸国がパレスチナの国家建設努力に対する新たな支援や協力のあり方を協議するための国際会議「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)第２回会合を我が国，インドネシア及びパレスチナ自治政府の共催のもと開催した。同会合には，ハムダッラー・パレスチナ自治政府首相，ユドヨノ・インドネシア大統領，マルティ同外相等の要人が参加した。同会合に出席した岸田外務大臣から約２億ドルの新規パレスチナ支援を表明した。同会合を通じて，インドネシアやマレーシアに加え，タイ等とも対パレスチナ支援三角協力の方針が決定したほか，イスラム開発銀行を巻き込み，新たな支援の裾野を広げる等，大きな成果があった。 ３　信頼醸成 　11 月にイスラエル･パレスチナ合同青年招へいを実施した。25 年度は例年を大幅に超える 10 名の参加者を訪日させることができ，信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に貢献できた。	
26年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け，①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ，②パレスチナの経済的自立のための支援，③当事者間の信頼醸成に取り組んだ。 １　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 　５月のネタニヤフ・イスラエル首相の訪日，７月の岸外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問，1 月の安倍総理大臣の中東訪問(イスラエル・パレスチナ含む)の際の首脳会談，２月のマーリキー・パレスチナ外務庁長官と岸田外務大臣の会談，飯村政府代表及び河野政府代表の現地訪問の機会等を通じて，ハイレベルでイスラエル・パレスチナ双方に対し交渉の再開等を働きかけた。 　また，７月から８月にかけてのガザ紛争の際には，累次の大臣談話，外務報道官談話を発出した。７月 15 日	イスラエル・パレスチナ両当事者の対話と信頼醸成の促進，要人往来等による先方ハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援に重点を置 く。

	には，エジプトの仲介を評価する岸田大臣発エジプト外相宛書簡発出した。7月19日から25日，岸外務副大臣がエジプト・ヨルダン・パレスチナ・イスラエルを訪問し，早期停戦に向けた働きかけを行った。7月 22 日，安倍総理がネタニヤフ・イスラエル首相と電話会談を行った。7月25日，550万ドルの緊急無償資金協力の実施を発表した。10月にカイロで開催されたガザ復興支援会合には中山外務副大臣が出席し，アッバース・パレスチナ自治政府大統領等と会談を行い，がれき除去や食糧分野，社会・経済分野での開発支援など2,000万ドル以上の支援を行う旨表明した。 ２　パレスチナの経済的自立のための支援 日本，パレスチナ，イスラエル，ヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，平成 27 年１月現在，13 社が入居契約を終え，JAIP に工場の建設を準備中であり，また，他 30 社がディベロッパーと契約交渉の MOU を締結した。１月，総理大臣訪問にあわせてパレスチナ産品フェアを開催した。１月には総理大臣から約１億ドルの新規パレスチナ支援をプレッジした。これにより，平成 26 年３月に岸田外務大臣がプレッジした２億ドルの対パレスチナ支援は実施済みとなった。 ３　当事者間の信頼醸成 11月に信頼醸成のためイスラエル･パレスチナ合同青年招へいを実施した。１月の安倍総理大臣訪問の際には現地において過去の青年招へい参加者の同窓会を開催し，ネットワーク化に進展が見られた。３月にはヨルダン・イスラエル・パレスチナの観光業関係者を日本に招へいし，観光を通じた地域協力促進に向け日本側関係者と意見交換を行った。	
27年度	我が国は，イスラエル，アラブ双方から信頼される立場を活かし，イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け，以下の取組を実施した。 １　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ ６月の中山外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問では，５月に新政権を発足させたネタニヤフ・イスラエル首相をはじめとするイスラエル政府要人に対して入植活動凍結など前向きな対応を働きかけ，またパレスチナ側ではアッバース・パレスチナ自治政府大統領等に対し，交渉再開に資さない動きは控えるよう求めた。11月の安倍総理大臣とネタニヤフ首相との会談でも，イスラエル側に対して改めて入植活動の凍結を呼びかけた。平成 28 年２月の安倍総理大臣とアッバース大統領との会談後に発出された共同声明の中で，アッバース大統領は，これまでの日本の中東和平に関する貢献を評価した上で，日本独自の役割に期待を表明した。このほか，河野政府代表の現地訪問や，入植活動を批判する外務報道官談話の発出等を通じて，交渉再開に向けた環境を醸成すべく，様々な取組を実施した。 ２　パレスチナの経済的自立のための支援 日本，パレスチナ，イスラエル，ヨルダンが協力し，パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリ	イスラエル・パレスチナ両当事者の対話と信頼醸成の促進，要人往来等による先方ハイレベルへの働きかけ，パレスチナの経済的自立のための支援として，以下の取組を実施する。 １　イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ ２　パレスチナの経済的自立のための支援 ３　当事者間の信頼醸成のための支援

		コ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，平成 28 年２月現在，33 社が入居契約を終え，うち２社が操業を開始した。 ６月には，ベツレヘムで開催された世界観光機関主催のパレスチナ観光促進会合に中山外務副大臣が出席し，パレスチナの観光促進への支援と日本が提唱する域内「観光回廊」をアピールした。 また，平成 28 年２月に箱根において，東アジア諸国との連携により対パレスチナ支援や今後の協力のあり方を協議するための「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)高級実務者会合を我が国及びパレスチナ自治政府の共催のもと開催した。同会合には，ビシャーラ・パレスチナ自治政府財務庁長官等の関係者が参加し，イスラム開発銀行，JICA 及びパレスチナによる人材育成支援メカニズムによる第一号案件の採択及び実施を歓迎し，次回 CEAPAD 閣僚会合までに具体的な成果を挙げることなどを確認した。 平成 28 年２月には補正予算による新規対パレスチナ支援 7800 万ドルを表明し，93 年以降 17 億ドルに上る支援を着実に実施した。 ３　当事者間の信頼醸成 12 月に，イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし，意見交換や様々な行事を行い，一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築するイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。また，平成 28 年２月の CEAPAD 高級実務者会合にはイスラエル政府関係者も参加し，人材育成をはじめとする対パレスチナ支援のみならず，当事者間の信頼醸成にも資するものとなった。	
中期目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ，対パレスチナ支援，信頼醸成措置を実施する。	
２　イラク・アフガニスタンの復興の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　イラク 11 月，マーリキー首相が訪日し，野田総理大臣と首脳会談を実施した。イラクとの関係を「新たな段階」に引き上げ，これまでの援助からビジネスへと日イラクの経済関係を転換し，日イラクの経済関係を抜本的に強化していくことで一致した。さらに，野田総理大臣は，石油，通信及び保健の分野の新規４案件のために，約 670 億円(約 7.5 億米ドル)の円借款の供与に必要な措置をとることを表明した。 ２　アフガニスタン 平成 21 年 11 月に発表した，同年から概ね５年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については，平成 24 年３月までに，「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約 9.14 億ドル(内 23 年度は約 2.8 億ドル)，「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約 1.76 億ドル(内 23 年度は約 500 万ドル)，「アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援」に約 14.87 億ドルの計約 25.76 億ドル(内 23 年度は約 5.7 億ドル)の支援を着実に実施してきている。	１　イラク イラク政府関係者招へい，政策協議，日イラク経済関係強化の枠組み構築，日本企業進出支援等を実施する。 ２　アフガニスタン 平成 26 年完了を目標に，平成 23 年７月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ，再びテロの温床としないことを目指す。

24年度	1　イラク ５月，保健，通信，製油分野で計約8.3億米ドルの新規円借款に関する交換公文に署名。また，日本企業のイラク進出促進を通じてイラクの復興に貢献すべく，５月，ズィーバーリー外相の訪日に際し第１回閣僚級経済合同委員会を開催し，我が方よりイラクのビジネス環境の改善等を申し入れたほか，６月には日・イラク投資協定に署名。また，官民合同ミッションを３回(９月，11月，２月)イラクに派遣した。 2　アフガニスタン ７月の「アフガニスタンに関する東京会合」で表明した「2012年(平成24年)より概ね５年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し，最大約30億ドル規模の支援」を着実に実施している。平成24年から平成25年３月末までの対アフガニスタン支援総額は約 14.57 億ドル。2001年(平成13年)以降の対アフガニスタン支援総額は約47.97億ドル。	1　イラク 昨年度マーリキー首相訪日時に表明した円借款を着実に実施することにより，治安の安定を目指すとともに，日本企業の進出を促していく。 2　アフガニスタン 東京会合での成果を踏まえ，引き続きアフガン支援を着実に実施していく。
25年度	1　イラク ２月，イラク南部のコール・アル・ズベール港等を整備し，港湾機能の回復と効率化を図る「港湾整備計画(第２期)」に対し，約391億円を限度とする新規円借款の供与に関する交換公文に署名した。 ９月，アバーディー国民議会財務委員長を招へいし，我が方政府・国会関係者との間で，今後の日イラク関係の一層の強化について協議を行ったほか，企業関係者とも意見交換を行った。 10月，第40回バグダッド国際見本市に際して日本ブースを設置し，我が方企業約20社が参加した。また，２月，官民合同水ミッションをバグダッドへ派遣し，我が国の水政策の紹介や企業各社の概況・水関連技術について説明を行い，今後の日・イラク間ビジネスの活発化に向けた意見交換を実施した。 ３月，バグダッドにおいて，日イラク経済合同委員会の第２回事務レベル会合を開催し，イラクにおけるビジネス環境の改善等について意見交換を実施した。 2　アフガニスタン 平成 24 年の「アフガニスタンに関する東京会合」で表明した「平成 24(2012)年より概ね５年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し，最大約 30 億ドル規模の支援」を着実に実施している(３月末までに約20.55億ドルの支援を実施した)。 25 年度の対アフガニスタン支援総額は約 4.9 億ドルで，うち約 1.56 億ドルが治安分野の支援となった。国際治安支援部隊(ISAF)からアフガン治安部隊(ANSF)への治安権限の移譲は着実に進んでおり，６月にはアフガニスタン全土で ANSF が戦闘作戦の主導権を担うこととなった。日本の支援はアフガニスタンで広く認知されており，平成 25 年にアジア財団が現地で実施した世論調査によれば，最大の支援国と考える国として日本を挙げた回答(24%)は，米国を挙げた回答(46%)に次いで多かった。	1　イラク イラク政府関係者招へい，政策協議，日イラク経済関係強化の枠組み構築，日本企業進出支援等を実施する。 2　アフガニスタン 平成26年完了を目標に，平成23年７月に開始された治安権限の移譲に資す る支援を中心に着実な支援実施に努め る。アフガニスタンを自立させ，再びテロの温床としない。
26年度	1　イラク (1)７月，牧野外務大臣政務官がエルビルを訪問し，コバート・クルディスタン地域政府(KRG)副首相等との会談でイラク国内避難民の人道状況改善を目的とした600万	1　イラク イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には，引き続き円借款を用いていくこととし，他の経済協

	ドルの人道支援を伝達した。 （２）９月，薗浦外務大臣政務官が「イラク情勢に関する安保理ハイレベル会合」に出席した。また，同月に安倍総理大臣がマアスーム・イラク大統領との日イラク首脳会談，岸田外務大臣がジャアファリー・イラク外相との外相会談を実施した。いずれの会談においてもテロとの闘いへの支持を表明するとともに，ISIL 対策として新たに約 2,550 万ドルの人道支援を表明し，米やイラクを含む国際社会から高い評価を得た。 （３）10 月，第 41 回バグダッド国際見本市に際して日本ブースを設置し，本邦企業 17 社以上が参加した。 （４）２月，JICA による研修事業の一環である日イラク第５回知見共有セミナーへイラク国内の異なる宗派（シーア派，スンニ派，クルド人）に属する国民議会議員 12 名を招待した。訪日中には，日本の戦後復興の歴史や民主主義に関するセミナーを受講したほか，二国間関係強化に向けて日イラク友好議員連盟との会談及び本邦企業とのビジネス環境改善に関する意見交換を実施した。 （５）２月，薗浦外務大臣政務官がバグダッド及びバスラを訪問し，ジュブーリー国民議会議長，ズィーバーリー財務大臣，ズベイディー運輸大臣等との会談を実施した。また，「ハルサ火力発電所改修計画」に関する署名式に立ち会い，イラクにおける円借款第１号案件である「ウンム・カスル港改修計画」完工式へ出席した。薗浦外務大臣政務官は，日本が行っている人道支援，非軍事的支援は，今後も不変である旨を表明するとともに，イラク国内避難民・難民への総額約 9,000 万ドルの人道支援並びにイラク中南部を対象とした電力セクター復興事業及びクルディスタン地域を対象とした下水道整備事業の２件の新規円借款（約８億ドル）の供与を表明した。 （６）３月，薗浦外務大臣政務官がエルビルを訪問し，ネチルヴァン KRG 首相等との会談を実施。また，イラク国内避難民キャンプを訪問し，食糧引渡式及び日本映画上映会へ出席した。今次訪問においても，日本が行っている人道支援，非軍事的支援は，今後も不変である旨を表明するとともに，イラク国内避難民・難民への総額約 9,000 万ドルの人道支援及びクルディスタン地域を対象とした下水道整備事業の新規円借款（約３億ドル）の供与を改めて KRG に対して表明した。 （７）３月，東京において第５回日イラク・ハイレベル政策協議（次官級）を開催し，イラクにおけるビジネス環境の改善及び経済協力をはじめとする経済・ビジネス関係の強化並びにイラク情勢及び中東地域情勢等について意見交換を実施した。 ２　アフガニスタン （１）平成 26 年末に，国際治安支援部隊（ISAF）の任務が終了し，治安権限がアフガニスタン治安部隊に移譲された。治安権限の移譲とともに，アフガニスタンの持続可能な成長と発展を支援するための同国と国際社会の協力関係を深めるものとして定められた「変革の 10 年」（2015～2024 年）が始まった。治安権限移譲後，アフガニスタン治安部隊の能力強化が今までになく重要になっており，我が国は 26 年度に前年に引き続いて法秩序信託基金（LOTFA）に１億 3,000 万ドルを拠出し，警察官給与を中心とする支援を行った。	力も合わせ実施していく。また，政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに，日本企業進出支援を行う。 ２　アフガニスタン 平成 26 年に完了予定の治安権限の移譲に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に，東京会合の成果である「東京フレームワーク」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう，適時・適切なフォローアップを行っていく。 東京フレームワークについては，東京会合後初めてとなるフォローアップ閣僚級会合が，平成 26 年中に英国とアフガニスタンの共催により開催される予定であるほか，我が国において，国際コンタクト・グループ会合の開催も予定されており，我が国として，こうした会合に積極的に貢献していく。

	（２）平成24年７月の東京会合の成果である「東京相互責任フレームワーク(TMAF)」は，「変革の10年」を通じたアフガニスタンと国際社会の協力関係を具現化するものである。９月末に成立したガーニ大統領・アブドッラー行政長官による新政権(国家統一政府：NUG)に，TMAF が引き継がれるよう，我が国は他ドナー国・国際機関と協働した。その結果，12月に開催されたアフガニスタンに関するロンドン会合において，NUG が改革の方向性を示した政策文書「自立に向けて(Realizing Self-Reliance)」が提出され，野心的かつ前向きな内容が含まれたものとして国際社会の評価を得た。我が国は，ロンドン会合において，NUG の改革を支えていくメッセージを打ち出した。ロンドン会合後，「自立に向けて」に準拠して平成27年中に TMAF の更新を行うべく，アフガニスタン政府，ドナー国・国際機関間で議論が行われており，我が国も積極的に参加している。 （３）平成24年の東京会合において我が国は「2012年より概ね５年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し，最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明した。25年度末までに総額約24.51億ドル(約2,110億円)を実施済みであり，支援コミットメントを着実に履行している。米国に次ぐ第二のドナー国である我が国は，国際社会全体の取組であるアフガニスタン復興支援において重要な役割を担っている。 （４）５月には，東京で国際コンタクト・グループ会合を開催し，我が国は主催国として貢献した。同会合には 61か国・機関の代表が出席し，また，アフガニスタン政府からザヒルワル財務大臣他ハイレベルの出席を得て，活発な議論が行われた。	
27年度	１　イラク （１）５月，経済・社会的発展の基礎となるインフラ整備に関する２つの円借款案件について E/N を署名した。 ①「電力セクター復興計画（フェーズ２）」。 ②クルド地域下水道整備計画（第一期）。 （２）７月，ISIL との闘いにより発生した難民・国内避難民に対し，食料，シェルター，保健・医療等の必要物資等を提供するため，UNDP 等の国際機関を通じた約１千万ドルの支援を決定した。 （３）11月にバグダッドで開催された国際見本市に，在イラク日本大使館は準備・調整等で協力し，日本企業22社が出展した。貿易大臣等の要人が日本ブースを来訪。現地紙アザマン紙は「日本が最大のパビリオンとして出展した」旨報じた。 （４）11月，イラクの異なる宗派（シーア派，スンニー派，クルド）に属する国民議会議員６名が，JICA の研修事業である第６回知見共有セミナー参加のため訪日した。訪日中，日本の民主主義に関するセミナーへの参加，日イラク友好議連メンバーとの会談等，日本の民主化及び復興等に係る知見と経験を共有した。 （５）11月にジャアファリー・イラク外相は外務省賓客として訪日した。外相会談，岸田外務大臣主催昼食会，武藤外務副大臣主催夕食会，日・イラク友好議連（小池百合子会長）との懇談等，要人との会談を実施した。これらの会談等を通じ，日本側からは，テロとの闘いの最前線に立ち国内融和や国内改革に向けた取組を着	１　イラク （１）イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には，引き続き円借款を用いていくこととし，他の経済協力も合わせ実施していく。 （２）政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに，日本企業進出支援を行う。 ２　アフガニスタン （１）平成 26 年末に治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の 10 年」の成功に向け，治安維持，経済社会開発に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に，東京会合の成果である「東京フレームワーク(TMAF)」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう達成指標を更新すべく，調整に努める。 （２）平成 26 年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合(平成 28 年開催予定)に向け，適時・適切なフォローアップと準備を行っていく。

実に進めようとしているイラク政府への支持を表明した。イラク側からは，我が国支援への感謝と，経済分野等においての一層の関係強化を望む旨等が表明された

（６）平成 28 年１月，①主にスンニー派が多く居住する北部・西部地域から流出した難民・国内避難民等を含む約 340 万人に対する人道支援と，②これら避難民等の帰還のための安定化支援等のため，約１億ドルの UNDP 等の国際機関を通じた支援を決定した。

２月，ロンドンで開催された「シリア危機に関する支援会合」に参加した武藤外務副大臣は，ジャアファリー外相と会談を行った。その際，武藤外務副大臣から，我が国が１月に決定した約１億ドルの支援につき伝達・説明したのに対し，ジャアファリー外相からは感謝の意が表明された。

（７）２月にアブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し，林経済産業大臣，武藤外務副大臣，日・イラク友好議連等との会談を実施した。また，日本企業関係者との懇談，石油関連サイトの視察等を精力的にこなし，日本企業の優れた技術に高い関心を示す等，経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。

２　アフガニスタン

（１）平成 26 年９月末にガーニ大統領・アブドッラー行政長官による新政権(国家統一政府：NUG)が発足し，また，アフガニスタンの自立に向けた「変革の 10 年」が平成 27 年１月に始まり，アフガニスタンは新しい一歩を踏み出した。平成 24 年７月の「アフガニスタンに関する東京会合」の成果である「東京相互責任フレームワーク(TMAF)」は，同国と国際社会の関係において重要な位置を占めてきたが，NUG の優先順位に沿って，平成 27 年９月「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」として改訂された。この改訂に向けた議論において，第２のドナーとして日本は，アフガニスタンの主幹産業である農業分野開発を重視することを盛り込むよう働きかける等，積極的に議論に参加した。

（２）平成 24 年の東京会合においては，国際社会全体累計の支援プレッジが 160 億ドルを越える中，我が国は「2012 年より概ね５年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し，最大約 30 億ドル規模の支援」を行うことを表明した。平成 28 年２月末までに総額約 25.45 億ドル(約 2,210 億円)を実施済みであり，支援コミットメントを着実に履行している。日本は，米国に次ぐ第２のドナー国として，国際社会全体の取組であるアフガニスタン復興支援に貢献している。

（３）周辺地域との連結性の向上がアフガニスタンの復興に大きな役割を果たすとの考え方から，地域協力の進展についての国際的な議論に参加するとともに，災害管理分野においてアフガニスタンと周辺国の間の信頼醸成措置に協力する等の貢献を行った（９月の第６回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA-VI），12 月のイスタンブール・プロセス「アジアの中核」第５回閣僚級会合他）。

（４）アフガニスタンの改革努力の慫慂，治安情勢や民主化プロセスについての意見調整の上で，各国のアフガ

		ニスタン・パキスタン特別代表（特使）が重要な役割を占めてきた。各国特使が集まる国際コンタクト・グループ（ICG）会合が，５月（於：カブール）と平成28年２月（於：ベルリン）に開催され，我が国は同国を再びテロの温床にしないとの強い決意の下，国際社会と共に，同国の自立と安定へ向けた現政権の努力を支えていくとの考えを表明した。	
中期目標	—	１　イラク イラクを中東地域における穏健・安定勢力として発展させる。 ２　アフガニスタン 平成24年７月の東京会合及び平成26年12月のロンドン会合での成果を踏まえアフガニスタン支援を着実に実施する。	
３　イランの核問題への対処			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	イランとの伝統的な信頼関係を基盤とした働きかけとして，日・イラン次官級協議を始めとし，イラン要人との会談の機会をとらえ，イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し，イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促した。また，12月には玄葉外務大臣からサーレヒ・イラン外相に問題解決を訴える書簡を送った。さらに，政治，軍縮，人権，領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており，これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行った。	「対話」と「圧力」のアプローチの下，国際社会と協調しながら問題の解決に努力していく。
	24年度	イランとの伝統的な関係に基づき，日・イラン次官級協議（３月）を始めとし，日・イラン局長協議（12 月）を実施した。７月，アフガニスタンに関する東京会合に際して，日・イラン外相会談，国連総会の傍らにて，日・イラン外相会談を実施した。日・イラン関係の維持をはかるとともに，核問題の平和的解決に向けて働きかけを実施した。	日・イラン定期協議（政治（次官級・局長），人権，領事）を実施する。飯村政府代表等によるイラン訪問，働きかけを実施する。
	25年度	平成25年８月のローハニ政権成立後，高村総理大臣特使のイラン訪問（９月），国連総会の際の首脳会談，外相会談（９月），岸田外務大臣のイラン訪問（11月），ザリーフ・イラン外相の訪日（平成 26 年３月）といったハイレベルでの要人往来や，日・イラン局長協議（９月）といった事務レベルでの要人往来の機会を捉えて，日イラン関係の強化をはかるとともに，核問題の平和的解決に向けて働きかけを実施した。また，人権対話（９月），領事当局間協議（12 月）といった定期協議も着実に実施した。	日・イラン定期協議（政治（次官級・局長），人権，領事等）を着実に実施し，様々な機会を活用してイランへの働きかけを実施する。
	26年度	６月の岸外務副大臣のイラン訪問，９月の国連総会の際の首脳会談といったハイレベルの接触，更に 10 月の日・イラン次官級協議を通じ，日・イラン関係の強化をはかるとともに，核問題の平和的解決に向けた働きかけを実施するなど，イランと EU３＋３の合意である「共同作業計画」の実施や最終合意の形成・履行に積極的に協力した。	我が国は，イランの核問題の外交的解決に向け，国際社会と協調しつつ，イランと EU３＋３の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに，最終合意の形成・履行に積極的に協力する。
	27年度	４月のバンドン会議の際の首脳会談や同月のニューヨークにおけるNPT運用検討会議の際の外相会談といったハイレベルの接触を通じて，日・イラン関係の強化を図るとともに核問題の最終合意（「包括的共同作業計画」）の達成に向けた働きかけを実施し，最終合意の形成・履行に協力した。 ７月の最終合意達成後には，９月の国連総会の際の首脳会談及び薗浦外務大臣政務官のイラン訪問や，10月の岸田外務大臣のイラン訪問の際の外相会談等を通じ，最終合意	６月末にイランの核問題の最終合意の交渉期限が設定されているという状況を踏まえ，我が国は，引き続きイランの核問題の外交的解決に向け，国際社会と協調しつつ，イランと EU３＋３の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに，最終合意の形成・履行に積極的に協力する。

		の着実な履行を働きかけた。 　また，10 月の岸田外務大臣のイラン訪問の際に発出した日・イラン外相の共同ステートメントにおいて，最終合意の着実な履行のために原子力安全，IAEA 保障措置及び透明性措置の分野で協力することで一致した。11 月に訪日したサーレヒ副大統領兼原子力庁長官の安倍総理大臣表敬時には，原子力分野での協力を進めることで一致した。	
中期目標	—	イランの核問題の解決に向けて，様々な対話の機会を捉えて，イランに働きかける。	
４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　エジプト 　５月徳永外務大臣政務官が政変後最初の日本政府要人として訪問し，政府・各政党関係者と意見交換を行った。７月には，カイロで，日・エジプト戦略対話第１回次官級協議，日・エジプト人権対話第１回会合を開催した。11 月以降実施された人民議会選挙においては，選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。 ２　リビア 　旧政権拠点のトリポリ陥落後，９月に医療支援として 200 万ドルの緊急無償資金協力を実施した。１月には，て官民合同経済使節団をトリポリに派遣し，リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。また，３月山根外務副大臣が革命後最初の日本政府要人として訪問し，政府・政党関係者と意見交換を行った。て訪問し，政府・政党関係者と意見交換を行った。 ３　チュニジア 　10 月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか，同選挙に先立ち専門家３名を派遣し，日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても，選挙に関するセミナー等開催し，同国の民主化を後押しした。 ４　シリア 　政権側による市民弾圧が継続していることから，５月に経済協力を見直し，９月，12 月及び３月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産凍結等の措置を実施した。２月には難民・国内避難民等への支援として 300 万ドルを拠出した。 ５　その他 　５月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて，国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。９月の国連総会において野田総理大臣は，10 億ドルの円借款供与を表明した。３月には，若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため，関係国際機関を通じて総額約 8,000 万ドルを拠出した。	
	24年度	１　シリア 　シリアにおいては，我が国は欧米諸国と共に，シリア政府に対して弾圧の即時停止及び改革の実施を強く要請し，アサド大統領に対して退陣を求める声明を発出し	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。

	た他，経済制裁措置(59 個人，35 団体)を実施した。また 11 月には我が国主催で制裁ワーキング・グループ会合(事務レベル)を実施し，67 か国からの参加を得た。我が国は，シリア難民及び国内避難民に対し，国際機関を通じて計 1,300 万ドルの緊急無償資金協力を実施した。また，約 250 万ドルを上限とする NGO 経由の人道支援プログラムを実施した。また，１月末にクウェートで開催されたシリア人道支援会合において，我が国は約 6,500 万ドルの人道支援を表明した。 ２　北アフリカ 　１月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件においては鈴木総理大臣特使(外務副大臣)及び城内外務大臣政務官が現地で陣頭指揮にあたったほか，アルジェリア政府に対して情報提供等の申入れを行った。また，本事案を受けて岸田外務大臣より外交政策について，①国際テロ対策の強化，②サヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援，③イスラム・アラブ諸国との対話・人的交流の推進からなる「３本柱」を発表し，この下で具体的な取組を積極的に打ち出していくこととした。また，官邸及び関連省庁とも連携しつつ，検証作業及び今後に向けた取組の実施を早急に進めている。 ３　その他 　また，平成 23 年５月のＧ８ドーヴィル・サミットにおいて立ち上げられた「ドーヴィル・パートナーシップ」等を通じて，中東・北アフリカ諸国の改革努力を後押ししてきている。 　同パートナーシップの下で我が国は，①公正な政治・行政の運営，②人づくり，③雇用促進・産業育成の３分野を重点的に支援していくこととしており，また，同支援に資する④経済関係の強化，⑤相互理解の促進，に取り組む方針を表明した。同方針に沿って実施された主な支援は以下のとおり。 (１)平成 23 年５月以降約 12 億ドル相当の新規円借款実施の決定 (２)チュニジア，エジプトに対する選挙支援 (３)職業訓練・学校の整備，専門家派遣・研修員受入れ，大学支援等 (４)ビジネス環境整備のためのビジネス・ミッション派遣(モロッコ，リビア)，投資協定締結準備(リビア，モロッコ)，経済に関する政府間協議枠組み設立(エジプト)及び日・アラブ経済フォーラム等による民間経済交流への側面支援 (５)法律家や女性団体の相互訪問，「日本とイスラム世界との未来への対話」(12 月に東京で開催)等の「人的交流・対話」の促進 (６)10 月，東京で開催されたＧ８DP(ドーヴィル・パートナーシップ)財相会合において設立された移行基金への向こう３年間で１,200 万ドルの拠出のコミット	
25年度	１　シリア 　長年の圧政の存在や「アラブの春」等を背景に，平成 23(2011)年３月中旬以降，各地で反政府デモが発生，事態が急速に深刻化した。反政府勢力には，一部武装犯罪者グループなども混入し，当局との間で暴力的衝突(ゲリラ戦など)を展開，政府軍は「テロ掃討」を理由に徹底弾圧した。	シリアについては，引き続き，シリア政権側への圧力(制裁)，難民等に対する人道支援を継続するとともに，国際社会の中でも主導的な役割が果たせるよう努力する。 　北アフリカについては，アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ，同地域で

	これまでの死者は全土で 16 万人以上とも言われ，国外に流出した難民が 270 万人以上(登録済及び登録待ち難民数)，国内避難民が 650 万人以上発生(国連)した。 ８月，化学兵器使用を巡る問題が発生，９月の米露合意を受け，同月，国連安保理決議第 2118 号が採択され，シリアの化学兵器廃棄に向けたプロセスが進展した。同決議には早期のシリアに関する国際会議開催が盛り込まれた。１月 22 日，シリアに関する国際会議(「ジュネーブ２」会議ハイレベル・セグメント)開催され(於：スイス・モントルー)，日本からは岸田外務大臣が出席した。 我が国のシリア及び周辺国に対する人道支援の総額は，１月 15 日の第２回シリア人道支援会合(「クウェート２」会合)及び「ジュネーブ２」会議の際に表明した約 1.2億ドルを合わせて約４億ドル(約355億円)となった。 ２　エジプト エジプトでは７月，大規模デモの発生を受け軍が介入，ムルスィー大統領が退陣，暫定政権が樹立された。９月，国連総会の機会に岸田外務大臣はファハミ外相と会談を行った。１月には，ファハミ外相が来日，安倍総理大臣への表敬，岸田外務大臣との会談を実施，カイロ大学小児病院病棟建設への無償資金協力，UNDP 等を通じた 1,600 万ドルの支援を表明した。 ３　北アフリカ 国際テロ対策強化の具体的取組みとして，国際機関を通じた法制度強化支援や能力向上訓練等のプロジェクトへの支援(1,600 万ドル)を決定し，また，５月には日アルジェリア治安・テロ対策対話を開催した。この中で，改めて日本企業の安全対策を含む治安・テロ対策分野での協力方法について協議した。治安が著しく悪化しているリビアとは対照的に，着実に民主化が進展しているチュニジアに対しては，民主化移行支援の他，発電事業や洪水対策事業への円借款(480 億円)のプレッジを表明した。 要人往来も活発であり，６月の TICAD Ⅴには各国から首脳級ないし外相級が訪日し，３月には岸外務副大臣がマグレブ諸国(モロッコ，アルジェリア，チュニジア)を訪問した。 ４　その他 ９月の国連総会マージンにおいて，岸田外務大臣がＧ８ドーヴィル・パートナーシップ(DP)閣僚級会合に出席し，中東地域の安定が国際社会の平和と繁栄に不可欠であり，その実現には民主化を進める移行国の安定が欠かせないが，未だ脆弱な状況にあるとの認識である旨述べた。また，今後のドーヴィル・パートナーシップの方向性として，移行国支援を一層強化する観点から，各国の改革努力の障害となり得る地域問題への対応も検討議題とすべきこと，移行国経済の安定化を図る観点から，Ｇ８と移行国のウィン・ウィンの経済関係を構築する必要性について指摘した。各国の出席者からは，地域での投資拡大促進，中小企業支援，経済への女性の参加の重要性などが指摘され，参加国は，本パートナーシップを今後も継続していくこと，各移行国の優先課題に個別に取り組んでいくこと，政治改革と経済改革に並行して取り組んでいくこと，本パートナーシップの下で引き続き	の情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また，エジプト，チュニジア等，内政が不安定な国々に対して，改革勢力を後押しするための支援を継続していく。

	具体的なプログラムを進めていくことなどを確認した。 25年度補正予算では，いわゆる「アラブの春」やシリア人道危機により不安定化した中東・北アフリカ地域に，安定化及び民主化移行を後押しすべく，約2.5億ドルの支援等を実施した。	
26年度	1　シリア ５月末のブラヒミ国連・アラブ連盟共同特別代表の辞任，６月上旬のシリア大統領選挙におけるアサド大統領の三選，同月中旬以降のイラク及びシリアにおけるISILの勢力拡大等により，政治プロセスは停滞した。７月，デ・ミストゥーラ国連事務総長特使が新たに任命され，９月下旬には米国等によるシリア領内ISIL等への空爆が開始されるも，シリアでは，これまで死者20万人以上，難民390万人以上，国内避難民760万人以上（国連発表）が発生し，情勢改善の見通しは立っていない。 他方，我が国は，引き続き，人道支援と政治対話への貢献を，車の両輪として取り組んで行くとの考えから，９月24日，国連総会の機会に開催されたシリア政治プロセス閣僚会合に岸田外務大臣が出席し，レバノンに流入したシリア難民等やシリア国内向け支援としての総額約550万ドルの追加支援を表明したほか，３月31日の第３回シリア人道支援会合（「クウェート３」会合）では，本年，我が国は，総額約5.09億ドルの支援を実施する旨表明し，シリア危機発生以来の我が国のシリア及び周辺国に対する人道支援の総額は，約9.35億ドルとなった。 １月から２月にかけて発生した邦人殺害テロ事件においては，中山外務副大臣がヨルダンの現地対策本部で陣頭指揮にあたったほか，ヨルダン政府等に対して情報提供等の申入れを行った。また，本事案を受けて，岸田外務大臣は「今後の日本外交の３本柱」を発表し，①テロ対策の強化や②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化，③過激主義を生み出さない社会の構築支援等を進めていく旨表明した。また，官邸を含む関係省庁とも連携し，検証作業及び今後に向けた取り組みの実施を早急に進めている。 2　エジプト ５月26日から28日にかけて大統領選挙が実施され，エルシーシ前国防相が当選，６月８日に新大統領に就任した。１月には安倍総理大臣がエジプトを訪問し，エルシーシ大統領と首脳会談を行い，電力，交通インフラ分野のプロジェクトに総額約430億円の新規円借款供与の方針を伝達した。３月には，国家プロジェクトの実施及び海外からの直接投資回復に向けエジプト経済開発会合が開催された。日本から出席した薗浦外務大臣政務官は，エジプトの経済発展のため官民による取り組みを強化していく旨のスピーチを行った。 3　北アフリカ 民主化移行を最重要課題とするチュニジアには，新憲法下での議会選挙の実施（10月）や新政権誕生直後（２月）という民主化プロセスの節目のタイミングで政務レベル（中根外務大臣政務官，宇都外務大臣政務官）を派遣し，新たな支援の表明（サムライ債500億円相当）や，新政権との関係構築を実施した。また，邦人も犠牲となった３月中旬のバルドー国立博物館襲撃事件発生直後に	シリアについては，平成24(2012)年６月のジュネーブ・コミュニケの完全な実施を通じた問題の政治的解決と，それに向けた政権側と反体制派の直接対話の早期再開を求め，国際社会と協力して政治対話への貢献と人道支援に取り組む。 北アフリカについては，アルジェリアでのテロ事件の検証を踏まえ，引き続き同地域での情報収集体制及び日本企業の安全確保に努めていく。また，リビアのように内政や治安面が不安定な国々に対して，改革努力を後押しするための支援を継続していく。

	は，アフリカ出張中の中根外務大臣政務官を急遽現地に派遣し，チュニジア政府要人に対して，事件の全容解明と被害者への配慮，邦人の安全対策を要請した。他方，著しい治安悪化により国内分裂の危機に瀕するリビアでは，７月以降我が国を含む諸外国の大使館や国際機関事務所の閉鎖が相次いだ。リビアに対する直接的な支援の実施が困難な中，隣国エジプトに対して国境管理分野での支援(約 50 万ドル)を実施し，北アフリカの不安定要因であるリビア問題への取組を続けた。 　アルジェリアやモロッコでは安定した政権運営が続いている。４月の大統領選挙で現職大統領が４選を果たしたアルジェリアでは，憲法改正をはじめ国内諸改革への着手が始まった。また，近隣諸国で情勢が不安定化していることを受け，国内での治安・テロ対策を強化している。我が国も平成 25 年１月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受けて，事件の真相解明に向けた取組として，捜査機関の間で司法共助を実施するとともに，在留邦人の安全確保と合わせて，駐アルジェリア日本大使から先方閣僚等への働きかけを実施した。投資環境整備が進んでいるモロッコでは外資誘致が盛んであり，当省によるモロッコ側との仲介，調整を経て 12 月に設置された JETRO モロッコ事務所やモロッコ投資庁へ派遣された日本人職員とも連携し，大使館からモロッコ政府に日本企業の要望を伝える等日本企業の進出拡大に向けた支援体制が強化された。 　リビアでは，西側を拠点とする代表議会と，東側を拠点とする制憲議会の「一国二政府」に近い状況が存在し，内政の混乱と治安情勢の悪化が懸念されており，こうした背景の下，我が国の在リビア大使館は７月 21 日をもって一時閉館した。治安状況が悪化する中，我が国は，リビア国内の重要な利害関係者を広く結集し，国内対話を進めるための国連の仲介努力を支持した。 ４　その他 　９月の国連総会マージンにおいて，岸田外務大臣がＧ７ドーヴィル・パートナーシップ(DP)閣僚級会合に出席した。前向きな動きのみられる移行国に対して更なる期待と日本の支援姿勢を示しつつ，依然として難しい状況にある移行国の努力を前に ISIL 等のイスラム過激派の動きへの懸念を述べた。その上で，移行国の安定した経済・社会に下支えされた移行国のガバナンスを支援するために，人材育成や雇用創出，失業問題の解決に努める旨述べた。	
27年度	１　シリア 　我が国は，シリア難民等に対する切れ目のない支援が重要との考えの下，平成 27 (2015) 年３月の第３回シリア人道支援会合(「クウェート３」会合)で総額約 5.09 億ドルの支援を表明した。具体的には，主にシリア及び周辺国（レバノン，ヨルダン，トルコ，イラク）に流出した難民・国内避難民や難民受入れコミュニティに対する保健・衛生，教育，食料分野等の約 1.16 億ドル支援，寒波により影響を受けたシリア国内避難民，周辺国（レバノン，ヨルダン，トルコ）のシリア難民等に対する防寒対策物資，追加食料等の 500 万ドルの緊急人道支援，ヨルダンに対し医療機材等を調達するための資金を供与するための約 1,670 万ドルの無償資金協力，及び，シリア難民の影響を受けたトルコ	１　シリアについては，平成 24(2012) 年６月の「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が基本であり，シリアの将来に責任を有する当事者間の対話が実現する環境を醸成することが必要である。シリア危機発生以降，総額約 9.35 億ドルのシリア及び周辺国への支援にコミットしている我が国としては，引き続き，人道支援と政治対話への貢献を，車の両輪として取り組んでいく。 ２　北アフリカについては，地域の安定化のため，治安対策強化に資する支援

		の地方自治体のインフラサービス改善のための約3.7億ドルの円借款であり，５月までに全て実施した。これに続いて，５月にはシリア難民流入の影響を受けているヨルダンの経済・財政安定化のために約２億ドルの円借款を実施し，更に，９月までにシリア・イラクの難民・国内避難民等向け支援として，約2,600万ドルの追加支援を決定した。 さらに，平成 28 年２月にロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において，我が国は，特にシリアやイラクを中心に中東地域で暴力的過激主義が拡大する中，同地域の中長期的な安定のためには，暴力的過激主義の更なる伸長を防止し，紛争発生国の復興・開発を視野に入れた取組が重要であるとの考えの下，新たに約3.5億ドルの支援を実施する旨表明した。これにより，我が国のシリア・イラク及び周辺国に対する支援総額は，約 16.1 億ドルとなった（平成28年３月現在）。 ２　エジプト 平成 28 年２月にエルシーシ大統領が初来日し，安倍総理大臣と首脳会談を行い，我が国は，社会の安定の基盤である電力インフラへの支援のため，「電力セクター復旧改善計画」に対し新規円借款を供与する方針を表明するとともに，過激主義が蔓延しない社会の構築を目指した日本式教育のエジプトへの導入に向けた教育パートナーシップを立ち上げた。 ３　北アフリカ リビアについて，我が国は，国内の全政治勢力を広く結集した国連主導による政治対話プロセスを一貫して支持してきており，各国要人との会談等の場でもその旨の発言を行ってきた。 チュニジアにおいては，平成 27 年３月の邦人を含む多数の外国人が犠牲になったテロ事件以降も，６月，11月に大規模なテロが発生するなど，同国の治安情勢は引き続き不安定な状況が続いている。このため，日本としても，同国の民主化・経済発展促進，治安対策強化の取り組みへの支援を通じて，過激主義を生み出さない社会を構築するために，平成 27 年度補正予算の枠組みで，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国連テロ対策センター（UNCCT）等の国際機関を通じた複数の支援（総額約300万ドル）を実施した。また，平成 27 年Ｇ７エルマウ・サミットのアウトリーチ（エセブシ大統領が出席）における首脳間のやり取りを踏まえて，現地で治安・テロ分野（後に経済分野を含む）における対チュニジアのＧ７プロセスを開始した平成 28 年は日本が議長国）。また，チュニジア政府主催の安全対策専門会会合への参加（８月，９月）や，相手国政府に在留日本企業の安全確保を要請を通じて，現地で情報収集や安全対策を行った。 モロッコの政治・社会情勢は比較的安定しているが，中東・北アフリカ地域情勢の不安定化やイスラム過激主義の拡散が当国に影響を与える可能性は否定できない。このため，社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差の是正を図りつつ，安定的なマクロ経済運営に基づいた持続的な成長を実現することにより，モロッコのバランスのとれた発展と中東・北アフリカ地域の安定化に貢献するとの観点から，平成 28 年３月にはモロッコの農村セクター開発を支援するための借款事業実施を決定した。	や人材育成や各国の社会経済改革等，過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。 ３　シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される過激主義の台頭や，リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ，情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力する。
中		中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び	

期目標	―	安定化に向けた自助努力を支援する。	

5　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数（我が国及び相手国とも「政務レベル」以上（我が国政府代表は含まず）） 実績値						中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
	6	5	5	7	7	―
年度目標値	―	4程度	4程度	4	5	

6　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国（我が国を含む）との会議数（回廊，東アジア協力，ハイレベル会合等） 実績値						中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―
	4	3	6	2	5	―
年度目標値	―	6	6	4	4	

7　（参考指標）対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額（万ドル） 実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	5,862	8,613	10,494	13,616	9,236

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ　トップページ ＞ 国・地域 ＞ 地域別インデックス（中東） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html） ・平成28年版外交青書（要旨） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/0000149146.pdf） ・外務省ホームページ　安倍総理大臣の中東訪問（平成27年1月16日～21日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/eg/page3_001060.html） ・衆議院・参議院ホームページ （http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm） （http://www.sangiin.go.jp/）

個別分野	２　中東諸国との関係の強化
施策の概要	１　中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 ２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。 ３　湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「日本は，中東地域の安定のために，国際社会と協調し，全ての当事者が自制し，対話を通じて事態の沈静化に努めるよう呼びかけていきます。」 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣の一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） 「日本は，シリア・イラクの難民・国内避難民に向けた支援を一層厚くします。金額に換算すると，今年は約 8.1 億ドル。昨年実績の３倍となるでしょう。 レバノンでは，200 万ドルの支援を新たに実行します。これをテコとして，人道援助機関と，開発援助機関の連携に，弾みをつけてまいります。 セルビア，マケドニアなど，EU の周辺にあって，難民・移民の受け入れと格闘する諸国に対し，新たに約 250 万ドルの人道支援を実行します。 これらはいずれも，日本がなし得る緊急対策です。一方，私たちの変わらぬ原則とは，いかなる時にも，問題の根元へ赴き，状況を良くしようとすることです。 イラクの民生に安定をもたらすには，上下水道が信頼に足るものでなければなりません。これを含め，中東とアフリカにまたがり，平和を築き，確かなものとするため，日本は約７億 5000 万ドルの支援を準備しています。 難民たちの背後には，難民となって逃れることのできない人々がはるかに多くいるという現実を，直視したいと思います。 壊れてしまった国を建て直し，再び人々に幸福の追求を許す場とするには，人間一人，ひとりの力を育て，恐怖・欠乏と闘う能力を草の根から培うことが，回り道のように見えて，実は近道です。 その信念が，教育，保健医療の普及を重んじ，とりわけ，あらゆる年齢層の女性に力をつけようとするわが国の政策になりました。「人間の安全保障」を確かなものにしようとする政策です。 こうした人間一人ひとりを大切にする取り組みが，国連コミュニティが新たに設けた開発目標にしっかり組み込まれたことを，大変嬉しく思います。」

測定指標	１　中東・イスラム諸国との交流・対話の深化			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	11 月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを実施し，双方の信頼醸成を図った。２月に日アラブ女性交流事業として，日本女性法律家協会関係者がヨルダン，エジプト及びチュニジアを訪問し，訪問国の女性法律家協会等関係者との意見交換や施設の視察を実施した。２月 29 日及び３月１日，第２回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを，政府関係者，有識者，マスコミ関係者，青年，一般の参加も得てヨルダン(於：アンマン)で開催し，「若者たちに未来の展望を開く能力開発」をメイン・テーマに議論を深めた。同時にイスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会となった。３月７日及び８日には，中東の民主化に関する有識者会議を開催した。中東，アジア，欧米，国際機関から広く有識者を招待し，中東地域の変革の現状及び今後，中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。 日本側からの往訪として，伴野外務副大臣のイスラエル，パレスチナ自治区訪問，浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問，山根外務副大臣のイスラエル，パレスチナ自治区，ヨルダン訪問，玄葉外務大臣のトルコ訪問，緒方 JICA 理事長のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはケフィ・チュニジア外相，ハッサン・ヨルダン計画・国際協力相，バラク・イスラエル副首相兼国防相，エル・オトマニ・モロッコ外務・協力相，アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。	中東和平青年招へい，日アラブ女性交流の実施，イスラム世界との未来対話のヨルダン会合開催，要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。

	24年度	９月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。イスラエル及びパレスチナから各２名，エジプトから１名を招へいし，双方の信頼醸成を図った。10 月に日アラブ女性交流事業として，エジプト，ヨルダン，チュニジアの法律関係者３名を招へいし，日本の関係者との意見交換，視察等を行った。12 月６日及び７日には，第３回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを，有識者，企業関係者，ジャーナリスト，国際・地域機関関係者，在京大使館員，市民社会，青年等の参加を得て東京で公開セミナーとして開催し一般からの参加者も含め２日間で延べ 400 名程度が参加した。「持続可能な共生社会を築くための地域協力の推進」をメイン・テーマに議論を深めた。同時に，イスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会ともなった。 日本側からの往訪として，玄葉外務大臣のイスラエル，パレスチナ自治区，ヨルダン，エジプト，モロッコ，トルコ訪問，浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問を実施した。 中東諸国側からはアッバース・パレスチナ自治政府大統領，ファイヤード・パレスチナ自治政府首相，　アブデッサレーム・チュニジア外相，ベン・カイヤール・リビア外務国際協力相，エルアラビー・アラブ連盟事務総長，ユースフィー・アルジェリア・エネルギー・鉱業相，チャーラヤン・トルコ経済相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。	中東和平青年招へい，日アラブ女性交流の実施，未来対話東京会合開催，第３回日・アラブ経済フォーラム，要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。
	25年度	11 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを，双方５名ずつの計 10 名に対して実施した。12 月には日アラブ経済フォーラム，日マグレブ閣僚懇談会を東京で実施した。 ・トルコ ５月と 10 月の２回，安倍総理大臣が訪問した。また，１月にエルドアン首相が公式実務訪問賓客として来日し，首脳会談，天皇陛下御引見，迎賓館での晩餐会等を実施した。 ・イラク 12 月，外務省の政務レベルとしては，４年振りに岸外務副大臣がイラクを訪問し，マーリキー首相，ズィーバーリー外相と会談を行い，日イラク関係の一層の深化について意見交換を行った。また，我が方政務レベルとして初めてエルビルを訪問し，バルザーニーKRG(クルディスタン地域自治政府)大統領，ネチルヴァン同首相と会談を行った。また，同月，日アラブ経済フォーラムに際して，シャハリスターニー副首相が訪日し，安倍総理大臣，岸田外務大臣他と会談を行った。 ・湾岸 安倍総理大臣が全 GCC 諸国を訪問し，各国首脳との間で人物交流の強化，具体的には文化，教育分野等での協力強化で一致した。また，２月にはサルマン・サウジアラビア皇太子及びムハンマド・アブダビ皇太子が各々公賓で来日し，本分野での一層の協力強化で一致した。 その他，10 月にはカタールのブルッキングス・ドーハ・センターと日本外務省との共催で，域内の有識者を招いた湾岸安全保障に関する 1.5 トラック対話を実施した。 また，サウジアラビアとの間では，両国青年が二国間関係の今後のあり得べき姿につき議論を行う第１回政策	イスラエル・パレスチナ合同青年招へい，日アラブ女性交流，第３回日アラブ経済フォーラムを実施する。

	対話セミナーを開催し，政策提言をまとめた。 ・イラン ９月の国連総会の際に，日・イラン首脳会談及び外相会談を実施し，その後 11 月に岸田外務大臣がイランを訪問し，地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。また，３月にはザリーフ・イラン外相やエブテカール・イラン副大統領(環境庁長官)の訪日が実現した。 ・その他 岸外務副大臣のマグレブ諸国訪問(３月)，牧野外務大臣政務官のアフガニスタン・イエメン・レバノン訪問(１月)等を実施した。また，ファハミ・エジプト外相(12 月)やカルビー・イエメン外相(12 月)等が訪日した。	
26年度	１月の安倍総理大臣によるエジプト，ヨルダン，イスラエル，パレスチナ訪問の際，カイロにおいて中東政策スピーチを発表し，「中庸が最善」の精神を共有するとともに中東地域への 25 億ドル相当の新たな支援を表明し，アラブ諸国をはじめ各国から高い評価を得た。また，各国・地域の首脳と会談を行い，中東諸国との関係を強化した。 ・イスラエル，パレスチナ ５月にネタニヤフ・イスラエル首相が訪日し，首脳会談を実施した。地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。２月にはマーリキー・パレスチナ外相が訪日し，岸田外務大臣と会談を実施した。 また，11 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを，双方５名ずつの計 10 名に対して実施し，信頼醸成をはかった。 ・ヨルダン 11 月にはアブドッラー２世・ヨルダン国王が訪日し，首脳会談を行うとともに天皇陛下御会見を実施した。 ・エジプト ７月，岸外務副大臣がエジプトを含む中東諸国(ヨルダン，イスラエル，パレスチナ)を訪問したのに続き，中山外務副大臣が 10 月にエジプトを訪問し，また薗浦外務大臣政務官が３月にエジプトを訪問した。 ・チュニジア 10 月及び３月，中根外務大臣政務官がチュニジアを訪問した。 ・イラク ７月に牧野外務大臣政務官がエルビルを訪問し，コバート・クルディスタン地域政府(KRG)副首相等との会談を実施した。 ９月に国連総会の傍らにて，安倍総理大臣がマアスーム・イラク大統領との日イラク首脳会談，岸田外務大臣がジャアファリー・イラク外相との外相会談を実施した。テロとの闘いへの支持を表明するとともに，ISIL 対策として新たに約 2,550 万ドルの人道支援を表明し，米・イラク等国際社会から高い評価を得た。 ２月，JICA による研修事業の一環である日イラク第５回知見共有セミナーへイラク国内の異なる宗派(シーア派，スンニ派，クルド人)に属する国民議会議員 12 名を招待した。日イラク友好議員連盟との会談及び本邦企業とのビジネス環境改善に関する意見交換を実施した。 同月，薗浦外務大臣政務官がバグダッド及びバスラを訪問した。ジュブーリー国民議会議長，ズィーバーリー財務大臣，ズベイディー運輸相等との会談を実施した。	イスラエル・パレスチナ合同青年招へい，第４回日・アラブ経済フォーラム，湾岸地域の安全保障セミナーや，中東諸国との要人往来により，中東諸国との関係を強化する。

	３月，薗浦外務大臣政務官がエルビルを訪問し，ネチルヴァンKRG首相等との会談を実施した。	
27年度	１　首脳・外相等の要人往来 我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており，これはハイレベル間での意思疎通や，開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。 ・トルコ 10 月にエルドアン・トルコ大統領が訪日，11 月には安倍総理大臣がトルコを訪問し，それぞれの機会に首脳会談を実施した。地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。 ・エジプト ４月にはバンドン会議の機会に，安倍総理大臣とマハラブ・エジプト首相が首脳会談を実施した。11 月にはシュクリ・エジプト外相が訪日し，外相会談及び安倍総理大臣への表敬を行った。また，平成 28 年２月にはエルシーシ・エジプト大統領が訪日し，首脳会談を行うとともに天皇陛下御会見を実施した。 ・ヨルダン ４月のバンドン会議及び９月の国連総会の機会に，安倍総理大臣がアブドッラー２世ヨルダン国王とワーキング・ランチを実施し，また，11 月には気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）の機会に首脳会談を実施した。また，12 月にはジュデ・ヨルダン副首相兼外相が訪日し，外相会談及び安倍総理大臣への表敬を行った。 ・イスラエル・パレスチナ 安倍総理大臣は，11 月には COP21 の機会にネタニヤフ・イスラエル首相と，平成 28 年２月には訪日したアッバース・パレスチナ大統領とそれぞれ首脳会談を実施した。 ・イラク （１）11 月，ジャアファリー・イラク外相が外務省賓客として訪日し，外相会談，日・イラク友好議連との懇談等，要人との会談を実施した。テロとの闘いの最前線に立つイラクへの支持と支援，両国の経済関係の強化等について意見交換が行われた。 （２）平成 28 年２月，アブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し，林経済産業大臣，武藤外務副大臣，日・イラク友好議連等との会談を実施した。日本企業の優れた技術に高い関心が示される等，経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。 ・アフガニスタン ムラド国軍副参謀長（６-７月），ガーニ大統領夫人（８月），ジア・マスード行革ガバナンス担当大統領特別代表（副大統領級）（12 月）とハイレベルの訪日が続いた。 ・湾岸諸国 平成 28 年３月には，シェイク諮問評議会議長が訪日し，安倍総理大臣，衆参両院議長と会談した。一連の会談を通じて，署名済の投資協定の早期発効に向けて，サウジアラビア側で必要な措置を講じていくこと等が確認された。 ２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へい 12 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施。双方から５名ずつ計 10 名を招へいし，信頼醸成を図った。同事業はイスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年	１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。 ２　イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し，信頼醸成を図る。 ３　第４回日・アラブ経済フォーラムを実施し，経済分野での交流を促進する。 ４　湾岸地域の安全保障セミナーを実施し，安全保障分野での対話の深化を図る。 ５　日・サウジアラビア外交関係樹立 60 周年記念事業を進め，二国間関係を強化する。

		を我が国に招へいし，意見交換や様々な行事をこなし，一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築することを目的としており，平成27年度で18回目となった。今回のプログラムでは，同部屋での宿泊や大学生との意見交換などを通じ，相互理解を深めることができた。 ３　安全保障対話 27年度中に，UAE，バーレーン，クウェートとの間で，双方の外務・防衛当局が参加して安全保障対話を実施した。双方の安全保障環境の認識共有及び安全保障政策の相互理解を図った。 ４　日サウジアラビア外交関係樹立60周年 外交関係樹立60周年を迎えたサウジアラビアとの二国間関係については，平成27年３月にトルキー外務副大臣一行が訪日し，両国間の第４回次官級協議及び第１回安保対話を実施した。５月には，サウジアラビアからジャーセル経済企画相が訪日し，約１週間の日程で60周年記念行事「Saudi Days in Japan」が行われた。11月には，高村自民党副総裁を団長とする日本武道団がサウジアラビアを訪問し，警察学校及び初等学校で演武等を行った。従来，親日的ではあるが，必ずしも対日理解が深いとは言えなかったサウジアラビアにおいて，一連の行事を通じて，特に若年層における対日理解の促進を図った。	
中期目標	―	我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。	
２　自由貿易協定，投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進，投資・エネルギー分野における経済関係強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　GCCとの自由貿易協定交渉 平成21年から交渉が延期されているGCCとの自由貿易協定交渉は，９月にニューヨークにおいて行われた日GCC戦略対話において，外相レベルで交渉の再開が原則合意された。 ２　二国間投資協定 （1）イラクとの投資協定については，平成23年１月に両国間で投資協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け，９月から計３回の交渉を行い，11月には原則合意に至った。 （2）サウジアラビアとの投資協定についても，３月に東京において開催した技術専門家会合において，文言交渉の妥結を両国で確認している。 （3）また，３月には，サバーハ・クウェート首長の国賓訪日の機会に，野田総理大臣とサバーハ首長の立ち会いの下，山根外務副大臣とジャーラッラー外務次官との間でクウェートとの投資協定が署名された。 ３　租税条約 （1）サウジアラビアとの租税条約については，日本及びサウジアラビア両国の必要な国内手続を完了し，９月１日に発効した。 （2）オマーンとの租税協定については，11月に東京会合で交渉を行い基本合意に至った。	クウェートとの投資協定締結をはじめとして各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
	24年度	１　二国間投資協定 （1）イラクとの投資協定について，両国の必要な確認作業を経て，６月にバグダッドにおいて我が方長谷川駐イラク大使と先方アーラジー国家投資委員会委員長との間で	１　二国間投資協定 （1）平成23年11月に原則合意に至ったイラクとの投資協定については，日イラク双方の必要な確認作業を経た上

		署名を行った。 （２）オマーンとの投資協定については，６月に山根外務副大臣がアラウィ外務担当国務相との間で，同協定の締結に向けた予備協議を開始する点について一致したことを踏まえ，11 月に予備的協議を実施し，２月にはオマーンにおいて，第１回正式交渉会合を実施した。 （３）サウジアラビアとの投資協定については，早期署名のためにサウジアラビア側の国内手続の進捗の働きかけを継続した。 ２　租税条約 （１）アラブ首長国連邦(UAE)との租税条約について，10 月に第４回交渉会合を行い，基本合意に達した。 （２）オマーンとの租税条約については，早期の署名を行うべくオマーン側国内手続の進捗を働きかけている。 （３）クウェートとの租税条約については，引き続き早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけている。 ３　EPA （１）GCC との自由貿易協定交渉については，引き続き具体的な交渉の再開について働きかけを継続した。 （２）また，トルコとの間でも，今後の日トルコ EPA の交渉開始の可能性を検討するための共同研究を新たに立ち上げ，２度会合を行ったほか，「日本国及びトルコ共和国間の経済関係における協力枠組み設立に関する覚書」の署名を行った。	で，早期の署名を目指す。 （２）サウジアラビアとの投資協定については，平成 24 年内の早期署名を目指す。 （３）オマーンとの投資協定については，交渉開始を目指しオマーン側との予備的協議等を開始する。 ２　二国間租税条約 （１）平成 22 年５月に我が国の国会承認を得たクウェートとの租税条約については，年度内の早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかける。 （２）平成 23 年 11 月に原則合意に至ったオマーンとの租税条約については，日オマーン双方の必要な確認作業を経た上で，早期の署名を目指す。
	25年度	１　日トルコ EPA に関しては，１月の首脳会談で交渉開始に合意した。 ２　GCC との自由貿易協定交渉 安倍総理大臣の UAE 訪問（５月）及びバーレーン，クウェート，カタール訪問（８月）に際して，GCC との自由貿易協定交渉を再開するために双方が協力する意思を表明した。 ３　二国間の投資協定 （１）クウェートとの投資協定は，双方の国内手続を経て，１月 24 日に発効した。 （２）イラクとの投資協定は，双方の国内手続を経て，２月 25 日に発効した。 （３）サウジアラビアとの投資協定について，４月にジッダにおいて，安倍総理大臣とサルマン皇太子の立ち会いの下，署名を行った。 （４）オマーンとの投資協定について，昨年度から引き続き３回の会合を行い，12 月に実質合意に至った。 （５）カタールとの投資協定について，８月の安倍総理大臣によるカタール訪問時に発出された共同声明において，交渉開始を歓迎する旨言及した。これを受け，12 月に交渉第１回会合を開催した。 （６）UAE との投資協定について，５月の安倍総理大臣とムハンマド UAE 副大統領兼首相との会談において，交渉に向けた予備的協議を開始することで一致した。これを受け，９月に予備的協議，１月に交渉第１回会合を開催した。 ４　二国間の租税条約 （１）クウェートとの租税条約は，双方の国内手続を経て，６月 14 日に発効した。 （２）UAE との租税条約について，５月にドバイにおいて，	日トルコ EPA を含め各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。

	安倍総理大臣とムハンマドUAE副大統領兼首相の立ち会いの下，署名を行った。 （3）オマーンとの租税条約について，１月にマスカットにおいて，署名を行った。	
26年度	1　日トルコEPA 日トルコEPAに関しては，12月に第１回交渉を実施した。 2　湾岸協力理事会GCCとの自由貿易協定交渉 交渉再開に向け事務レベルで累次働きかけを行った。また，日・カタール共同声明（２月）で早期再開のため共に努力する意図を表明した。 3　二国間投資協定 （1）サウジアラビアとの投資協定は，６月に我が国国会の承認を受け，発効に向けた我が国側の国内手続を了した。 （2）オマーンとの投資協定は，署名に向け双方の国内手続を了した。 （3）カタールとの投資協定は，５月に交渉第２回会合を開催した。 （4）アラブ首長国連邦(UAE)との投資協定は，６月に交渉第２回会合を開催した。 4　二国間租税条約 （1）オマーンとの租税協定は，双方の国内手続を経て，９月１日に発効した。 （2）UAEとの租税条約は，双方の国内手続を経て，12月24日に発効した。 （3）カタールとの租税協定は，２月に東京において，安倍総理大臣とタミーム・カタール首長の立ち会いの下，署名を行った。 5　日トルコ社会保障協定 ５月に第１回政府間交渉，11月に第２回政府間交渉を実施した。	日・トルコEPAを含め各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。
27年度	1　各種経済条約の締結促進 （1）日・トルコEPA ４月に第２回，９月に第３回，平成28年１月に第４回交渉会合を実施し，物品貿易や投資等の各分野について議論を行った。 （2）日トルコ社会保障協定 ５月に第３回，８月に第４回交渉会合を実施し，複数の項目において日トルコ間で合意に達した。 2　日･GCC･FTA 交渉再開に向けGCC各国及びGCC事務局に対し，累次働きかけを行ったが，交渉再開には至っていない。。 3　二国間投資協定 （1）サウジアラビアとの投資協定は，サウジアラビア側の国内手続が完了すれば発効に向けた要件が整うため，早期の手続完了に向けた働きかけを累次行った。 （2）オマーンとの投資協定は６月に中山外務副大臣とムスラヒ駐日大使との間で署名を行った。 （3）イスラエルとの投資協定は公式・非公式含め５月から12月の間に計６回の協議を実施し，協定本文は12月に実質合意を達成した。 （4）カタールとの投資協定は，早期の交渉再開に向け累次の働きかけを行った。 （5）アラブ首長国連邦(UAE)との投資協定は，早期の交渉	1　日・トルコEPA，日・イスラエル投資協定，日・トルコ社会保障協定等，各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。 2　日・GCC・FTAの交渉再開に向けGCC側との協議を行う。

		再開に向け累次の働きかけを行った。 （6）イランとの投資協定は，８月に双方にて交渉を開始することで合意に至り，９月に第１回交渉を開始し，10 月に実質合意に達し，平成 28 年２月に岸田外務大臣とタイエブニア・イラン経済財務相との間で署名を行った。 ４　二国間租税条約 カタールとの租税協定は双方の国内手続を経て 12 月に発効した。	
中期目標	—	各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。	
３　中東地域産油国（特に GCC 諸国）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　11 月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他，同月，クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等，経済条約交渉に一定の進展が見られた。また，９月に，日・カタール合同委員会を東京で開催する等，投資・エネルギー分野における，中東諸国との関係強化を進めることができた。 ２　初等教育分野での協力（アラブ首長国連邦（UAE）及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入），GCC 各国の教育関係者の本邦招へい・研修，留学生受入（サウジアラビア及びカタール），青年交流（サウジアラビア）等を実施し，中東各国との関係強化に役立てた。 ３　９月，日ヨルダン原子力協定に署名した。また，トルコでの大型経済案件について，様々な協議を行った。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて，合同経済委員会を開催し，大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	24年度	１　クウェート国首長，バーレーン国王及びバーレーン皇太子等の GCC 諸国ハイレベル要人の訪日を招請し，両国首脳間で経済関係強化で一致した。 ２　６月にイラクとの間で投資協定に署名し，２月にはオマーンとの間で投資協定の正式交渉を開始した他，10 月にはアラブ首長国連邦との租税条約の基本合意に達する等経済条約交渉に一定の進展が見られた。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて，合同経済委員会を開催し，大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	25年度	安倍総理大臣の全 GCC 諸国訪問を通じ，経済関係の強化を含む「包括的パートナーシップ」の一層の強化で一致。その中で，エネルギー，双方向の投資促進，日本企業のインフラ案件受注促進，東日本大震災を受けた日本産食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを実施した。 その他，９月に日・GCC 戦略対話閣僚級会合を実施し，また実務レベルでも専門家会合やミッション受け入れなどの協力を行い，二国間の関係のみならず GCC という面を通じた経済関係の強化にも努めている。 また，UAE との間では，２月のムハンマド・アブダビ皇太子の訪日の際，従来の経済合同委員会を経済以外の分野も扱える「合同委員会」に発展改組することにつき一致した。その他，カタール，サウジ，クウェートとも様々な政府間会合を実施してビジネスの進展をサポートした。	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会をとらえて，合同経済委員会を開催し，大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	26年度	１　湾岸諸国（GCC 諸国） （1）カタールとの間では，11 月の第８回合同委員会，２月のタミーム首長訪日を通じ，安倍総理大臣からのトップセールスを実施した。この結果，２月にドーハメトロの日本企業グループへの受注が決まった他，日本製の衛星受注等も実現した。 （2）今後 8，000 億円相当のメトロ建設を含むインフラ需	１　湾岸諸国（GCC 諸国） カタール等との合同委員会の開催，日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での専門家会合開催やミッションの受け入れ，東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施，大型イ

	要が見込まれるクウェートとの間では，10 月に計画開発担当相を訪日招へいし，関係省庁，経団連等との間で経済分野にかかる協議を実施したほか，国土交通省との間で公共事業と運輸分野の両国協力覚書に署名した。また，３月には投資庁長官を招へいした。これらの訪日の際，クウェート側から日本企業の直接投資の障害となっているオフセットプログラムの撤廃と投資促進策の説明が行われた。 （３）１月に，日 GCC 戦略対話専門家会合が開催され，貿易投資，農業，保健の具体的協力分野に関して意見交換を行った。 （４）日本食品輸入規制については，11 月バーレーンと 12 月オマーンに対し個別に働きかけ，それぞれ規制緩和を実現した。各国規制の基準を策定する GCC 事務局に対しては，11 月と 12 月オマーンに対し個別に働きかけを実施した。その結果，GCC 内で日本産食品の輸入規制の議論が行われた。 ２　イラク （１）10 月，第 41 回バグダッド国際見本市に際して日本パビリオンを設置し，本邦企業 17 社以上が参加した。ジャアファリー外相から，これまでの日・イラク二国間関係，これまでの日本からの経済支援及び治安対策支援に対し謝意が述べられた。 （２）３月，東京において第５回日イラク・ハイレベル政策協議を開催し，イラクにおけるビジネス環境の改善及び経済協力をはじめとする経済・ビジネス関係の強化並びにイラク情勢及び中東地域情勢等について意見交換を実施した。	ンフラの輸出促進等を実施していく。 ２　イラク 第２回閣僚級経済合同委員会の開催の追求，各種経済ミッションの派遣，第 41 回バグダッド国際見本市への参加等を通じて，両国経済関係の強化を図る。また，日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。
27年度	１　湾岸諸国 （１）４月に，遠藤・GCC 及び湾岸地域担当大使が出席して，「GCC Days in Japan」として東京にて３日間にわたり，経済，学術，メディア等を含む幅広いテーマについてセミナーが開催された。 （２）８月には GCC 事務局軍事局による原子力災害に関する視察ミッション，10 月には GCC による危機管理センター視察のための訪日ミッションが訪日し，日本国内の関連施設にて視察及びレクチャーが行われた。コストシェア技術協力については，先方国内制度との整理等につき，調整を行った結果，他の枠組みの活用を含め人材育成分野の協力を相手国の事情に合わせてより柔軟に検討していくこととした。 （３）日本産食品の輸出及び大型インフラの輸出促進に向けた働きかけを継続した。具体的には，また，在外公館を通じた調整により，UAE，カタールに対する牛肉輸出が可能な日本国内の施設が新たに追加された。 ２　イラク （１）11 月にバグダッドで開催された国際見本市に，日本企業 22 社が出展した。治安情勢が悪化する中で，日本が大きなプレゼンスを示したことはイラク側からも高く評価され，今後の経済関係強化に向けた弾みとなった。 （２）平成 28 年２月に，アブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し，林経済産業大臣，武藤外務副大臣，日・イラク友好議連等との会談を実施した。また，日本企業関係者との懇談，石油関連サ	１　湾岸諸国(GCC 諸国) （１）各国との各種協議の開催，日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。 （２）同地域において，コストシェア技術協力等の人材育成分野の協力を拡充する。 （３）東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施，大型インフラの輸出促進等を実施していく。 ２　イラク 第２回閣僚級経済合同委員会の開催の追求，官民合同経済ミッションの派遣，第 41 回バグダッド国際見本市への参加等を通じて，両国経済関係の強化を図る。また，日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。

		イトの視察等を精力的にこなし，日本企業の優れた技術に高い関心が示される等，経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。	
中期目標	—	1　湾岸諸国(GCC 諸国) エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で，互恵関係を強化する。 2　イラク イラクとの経済関係の強化を図る。	

4　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい，イスラム世界との未来対話会合，日本・アラブ経済フォーラム等)	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
	6	5	8	4	5	—
年度目標値	—	4 程度	4 程度	4	4	

5　中東諸国との関係強化に係る要人往来数（我が国及び相手国とも「政務レベル」以上（我が国政府代表は含まず））	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
	16	24	24	31	30	—
年度目標値	—	20 程度	20 程度	20	20	

6　経済条約の締結数	実績値					中期目標値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	—
	1	0	3	2	3	—
年度目標値	—	2	2	3	2	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(トップページ＞各国・地域情勢＞中東) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html) ・外務省ホームページ(安倍総理大臣の中東政策スピーチ(中庸が最善：活力に満ち安定した中東へ　新たなページめくる日本とエジプト)平成 27 年 1 月 17 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/eg/page24_000392.html)

施策Ｉ－６　アフリカ地域外交（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

（外務省27－Ⅰ－６）

施策名	アフリカ地域外交
施策目標	アフリカ開発の促進，アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化，及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため，以下を達成する。 １　アフリカの成長・開発に関するTICADプロセス等を推進する。 ２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,127	56	140	331
		補正予算(b)	△ 90	0	△54	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,037	56	85	
	執行額(百万円)		946	48	43	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	アフリカ部	政策評価(モニタリング)実施時期	平成28年８月

個別分野	１　TICAD プロセス，多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進
施策の概要	１　「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施し，並行して「TICAD フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリングを実施する。 ２　Ｇ７プロセスを始めとする多国間枠組み等におけるアフリカ問題への取組に積極的に参画する。 ３　アフリカの状況に応じた適時・適切な支援を実施する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日）「アフリカの首脳たちが一堂に会する TICAD も開催します。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「また，本年１月から２年間，国連安保理非常任理事国を務めるほか，日中韓サミット議長国，初のアフリカ開催となる TICADⅥなど，日本が国際社会の議論をリードする多くの貴重な機会があります。」 「初めてのアフリカ開催となる TICADⅥを通じ，官民が連携し，アフリカとのパートナーシップを更に強固にします。」 ・新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）国際会議（平成 27 年 12 月 16 日）での安倍総理大臣演説 「来年，日本は，本アジェンダ採択後，最初のＧ７議長国になるとともに，TICADⅥを初めてアフリカで開催します。」 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） 「日本には，アフリカ開発を進めるため 20 年続けた，TICAD という集まりがあります。来年私はこれを初めてアフリカで開き，一層多くの声に耳を澄ますつもりです。」 ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット（平成 27 年９月 27 日）での安倍総理大臣演説 「来年の世界人道サミットや初めてアフリカで開催する第６回 TICAD といった機会も活用して，持続可能な開発という重要な課題に対処していく決意を改めて強調したいと思います。」 ・第３回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合での安倍総理大臣基調発言（平成 27 年９月 26 日） 「TICADⅥは，20 年を越える TICAD プロセスの新たなページを開くものとなります。日本は，アフリカ各国及び各共催者と協力し，日本とアフリカ，そして国際社会全体のために次回 TICAD を成功させる決意です。」 ・アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60 周年記念首脳会議における安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年４月 22 日） 「1993 年には，アフリカの首脳たちを日本に招き，互いの未来を語り合う，TICAD をスタートしました。」 「来年の TICAD は，初めて，躍動感あふれるアフリカの大地で開催する予定です。人材の育成も，インフラの整備も，すべては，未来への「投資」であります。」

測定指標	１　TICAD プロセスの推進			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	「横浜行動計画」(平成 20 年～24 年)(TICAD プロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するものであり，TICADⅣで採択された)については，平成 23(2011)年年次進捗報告書のとおり，引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内，平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については，ODA 実績が平成 22 年には，20.5 億ドルに達し，倍増目標の約 18 億ドルを上回り，この公約を達成している。因みに平成 20 年からの年間総額(平成 20 年～平成 23 年)の平均値(約 18.1 億ドル)でも同目標を上回った。また，対アフリカ民間投資の倍増支援については，平成 22 年までの５か年の平均値が 52 億ドルとなり，現時点で目標である平成 20 年-24 年の５か年の平均値 34 億ドルを上回っている。	平成 24 年までの対アフリカ ODA 倍増，民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。
		24 年度	「横浜行動計画」については，引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内，平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については，ODA 実績が平成 23 年には，20.5 億ドルに達し，倍増目標の約 18 億ドルを上回っている。なお，平成 20 年からの年間総額(平成 20 年～平成 23 年)の平均	平成 24 年までの対アフリカ ODA 倍増，民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。 第４回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合，TICADⅤ高級実務者準備会合，TICAD

	値(約 18.1 億ドル)でも同目標を上回った。また，対アフリカ民間投資の倍増支援については，平成 23 年までの５か年の平均値が 62 億ドルとなり，現時点で目標である平成20年-24年の５か年の平均値34億ドルを上回っている。 ５月に開催された第４回 TICADⅤ閣僚級フォローアップ会合，11 月に開催されたTICADⅤ高級実務者準備会合を通じて TICADⅤの成功に向けて全参加者が協力していく旨を確認し，３月の TICADⅤ閣僚級準備会合では TICADⅤの成果文書を閣僚級で採択した。 ３月のTICADⅤ閣僚級準備会合において，岸田外務大臣が，イスラム過激派の伸張に伴う人道状況の悪化や難民等の大量発生及びサヘル・北アフリカ地域におけるテロ対策の強化のため，アフリカ主導国際マリ支援ミッション(AFISMA)への600万ドルの拠出を含む総額5.5億ドルの支援を表明した。	閣僚級準備会合を開催する。
25年度	６月に開催した TICADⅤにおいて，今後５年間で官民あわせて最大3.2兆円の取組を含む対アフリカ支援パッケージを発表した。また，新たなロードマップを提供する「横浜行動計画 2013-2017」(平成25年～29年)が採択されるとともに，他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた「横浜行動計画 2013-2017」別表テンプレートを策定し，我が国の支援策を盛り込んだ。 ３月のTICAD プロセス・モニタリング合同委員会において，TICADⅤ成果文書について参加者内で活発な議論及び意見交換が行われるとともに，平成 26 年５月開催予定の第１回 TICADⅤ閣僚会合成功に向け協力していく旨を確認した。	TICADⅤにおいて，他ドナーを含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた行動計画の策定を目指す。 TICADⅤの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。
26年度	１　５月に開催した第１回 TICADⅤ閣僚会合において，日本が TICADⅤで発表した支援を日本が想定していたスピードを上回り実施している状況を報告し，各国から評価されるとともに，これまでの支援に対する謝意が開催国のカメルーンを始めとするアフリカの数多くの国から示された。我が国の支援の実施状況としては，TICADⅤで表明したアフリカ支援策(平成25年-平成29年暦年でODA1.4兆円を含む最大約3.2兆円の官民の取組)のうち，平成25年１年間でODA総額約3,400億円(進捗率:25%)，その他の支援約2,000億円)を実施した。 ２　８月に，TICADⅣで表明された日本・アフリカ間の貿易・投資促進を目的の一つとする「アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション」(団長は石原外務大臣政務官)をエチオピア，ルワンダ，タンザニアに派遣した。今次ミッションには，民間企業 17 社，独立行政法人の関係者を含む計 69 名が参加し，貿易・投資に係るセミナーに出席するとともに，首脳級及び多くの閣僚と面会を行い，今後のビジネス展開に有用な人的関係を構築した。事後実施したアンケート調査では，参加した民間企業から，訪問先の政府・民間企業関係者との交流を深めることができ，有意義であったとの高い評価を得た。 ３　９月に開催した第２回日・アフリカ地域経済共同体(RECs)議長国首脳会合では，TICADⅤのフォローアップとして，RECs 議長国との間でアフリカのインフラ開発をテーマに議論を行った。首脳級を含む計約100名の参加を得て，インフラ整備のため地域(RECs)レベルでも協力を強化していくこと，TICADⅤのフォローアップを着実に実施していくことで一致した。また，同会合の機会に，	TICADⅤの成果文書及び我が国支援策を確実に履行する。 第１回TICADⅤ閣僚会合の開催によりTICADⅤフォローアップを行う。

		アフリカ側の要望に応え，次回 TICAD を TICADⅤの３年後の平成 28 年に初めてアフリカで開催することを表明した。 ４　12 月には TICAD 官民円卓会議第２回会合を開催し，日本の経済界と，日本政府の対アフリカ支援やビジネス促進に向けた施策に関する情報共有と意見交換を行った。	
	27年度	我が国の支援の実施状況としては，TICADⅤで表明したアフリカ支援策(平成 25 年-平成 29 年暦年で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組)のうち，平成 27 年１年間で ODA 総額約 3,400 億円(進捗率：約 70%)，その他の支援約 2,000 億円を実施した。また， 2013 年の TICADⅤ後にアフリカで新たに発生した国際資源価格の下落やエボラ出血熱の流行等の諸問題への対応もすべく，平成 28 年の TICADⅥ開催も念頭に置きつつ取組を進めた。 ８月の TICAD プロセス・モニタリング合同委員会において， TICADⅥで配布予定の TICADⅤ進捗報告書（TICADⅤで発出された「横浜行動計画 2013－2017」で示されているアフリカ側の取組や日本を含む国際社会の取組の進捗状況をとりまとめた報告書）の素案を参加者の間で共有し，各国・機関による行動計画の着実な実施を再確認した。 ９月に開催した第３回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合では，TICADⅥが初めてアフリカで開催されることを踏まえ，期待される成果や RECs との連携のあり方等について意見交換を行い，TICADⅥに向け，地域レベルでも協力していくことで一致した。また，同会合にて，エチオピアを始めとする RECs 議長国から，これまでの TICAD プロセスを通じた着実な日本の支援に対する評価と感謝の意が表された。 10 月には，岸田外務大臣及び民間企業の代表を共同議長とし，TICADⅥに向けアフリカにおける日本企業の進出促進のため，TICADⅥ官民円卓会議を立ち上げた。その後，平成 28 年１月及び３月にも同会議を開催し，TICADⅥでの提言書提出のために意見交換を重ねた。 平成 28 年３月には，ジブチで TICADⅥ高級実務者会合を開催し，TICADⅥで期待される成果について議論を行ったほか，TICADⅥ閣僚級準備会合を同年６月にガンビアで開催することを決定する等，TICADⅥに向けて着実にプロセスを進めた。 ７月，11 月，平成 28 年１月及び同年３月に総理官邸にて，内閣官房副長官を議長とするアフリカ経済戦略会議を外務省のとりまとめにより実施した。外務省を含む関係省庁事務次官・局長級が出席し，TICADⅥにおいて打ち出すべき日本の貢献案について意見交換を行った。	１　TICADⅤの成果文書に基づき，経済成長の促進，インフラ整備・能力強化の促進等の各分野で，我が国支援策を関係部局及び関係機関と協力し確実に実施する。 ２　TICADⅤ閣僚会合等の関連会合の開催により TICADⅤフォローアップを行う。
中期目標	—	TICAD プロセスを通じ，アフリカ開発を効果的に促進するとともにアフリカ各国との協力関係を強化し，ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。	
２　対アフリカ協力における他の援助国との協調の推進			年度目標
施策の進捗状況	23年度	５月に開催されたドーヴィル・サミットではＧ８アフリカ共同宣言を策定した。同宣言で，我が国が震災にも関わらず同月に第３回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合をダカールで開催したことが歓迎された。 この他，APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等，他ドナーとの協議に積極的に参画したほか，アフリカに関する日中・日	他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。Ｇ８サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。

・実績		韓・日米政策協議(局長級)，アフリカに関する日印政策協議(局長級)，アフリカに関する日中韓政策協議(局長級)，アフリカに関する日仏政策協議(局長級)，アフリカに関する日英政策協議(局長級)を実施した。	
	24年度	５月にＧ８サミット(米)に参加した他，APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等，他ドナーとの協議に積極的に参画した。加えて，５月にアフリカに関する日米政策協議，11 月に日 EU アフリカ政策協議を実施する等，随時他国・機関等と協議を行った。	Ｇ８サミット(米)，他ドナーとの協議等を通じ，政策協議を積極的に行う。
	25年度	６月にＧ８サミット(英)に参加し TICADⅤの成果をＧ８の議論につなげた。その他，APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等，他ドナーとの協議に積極的に参加した。 加えて，アフリカに関する日仏政策協議(局長級，２回)，日米政策協議(局長級)，日ポルトガル政務協議(課長級)を実施する等，随時他国・機関等との協議を実施し，その中で TICADⅤの成果を発信すると共に，他国の取組との協力の可能性につき議論した。	Ｇ８サミット等の機会に TICADⅤの成果を発信し，TICADⅤの取組と他フォーラム，他国の取組との連携を目指す。
	26年度	６月にＧ７サミット(ブリュッセル)に参加し，アフリカにおける包摂的かつ強じんな成長の促進及びアフリカ情勢についての首脳宣言での言及に向けた議論をリードする等，他ドナーとの協議に積極的に参加した。 加えて，アフリカに関する日 EU 政策協議(局長級)，日印政策協議(局長級)を実施する等，他国・機関との協議を随時実施し，その中で TICADⅤにおいて発表した支援の着実な実施状況を共有するとともに，開発政策におけるあり得べき協力や地域情勢についての意見交換を実施した。	Ｇ８サミット等，他フォーラム，他国との政策協議に積極的に参加することにより，他国との連携を維持する。
	27年度	１　６月にＧ７サミット(エルマウ)に参加し，アフリカの安全，統治及び安定にとっての挑戦に対処する上でアフリカのパートナーを支援するとの継続的なコミットメントを他のＧ７諸国とともに確認した。その他，11 月にアフリカ・グローバル・パートナーシップ・プラットフォーム（AGPP）や，12 月にアフリカ・クリアリング・ハウス会合等，アフリカ開発及びアフリカの平和と安定に関する国際的な協議に積極的に参加した。 ２　10 月，ヴァルス・フランス首相が訪日した際，安倍総理大臣との会談の機会に「アフリカにおける持続可能な開発，保健及び安全のための日仏計画」を発出し，アフリカにおける日仏協力の強化を打ち出した。加えて，日中韓（９月），日 EU（平成 28 年２月），日仏（７月），日英（10 月），日伊（平成 28 年１月）の枠組においてアフリカ政策協議（局長級）を実施する等，他国・機関との協議を実施し，地域情勢についての情報収集を強化するとともに，開発政策をはじめとする対アフリカ政策における協力の可能性を検討した。	１　Ｇ７サミット等のフォーラムに積極的に参加し，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論をリードし，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。 ２　仏，中，韓，印及びポルトガル等の他の援助国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより，各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
中期目標	―	新興国を含む他ドナーとの政策協議を積極的に行い，また，Ｇ７サミット等の国際的なフォーラムに積極的に参加することで，我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り，アフリカ開発を効果的に促進する。また，国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論をリードすることで，国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。	
３　アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施			年度目標

	施策の進捗状況・実績	23年度	TICADⅣ及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ，MDGs，気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については，PKO(国連平和維持活動)訓練センター支援に加え，平成23年に過去60年間で最悪の干ばつによる食糧危機が発生したアフリカの角への支援や23年度中に大統領選挙等を実施した国に対し，資金協力や監視団派遣等，時宜に応じた支援を行った。また，平成23年７月に独立した南スーダンに関しては，UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に自衛隊を派遣し，インフラ分野で南スーダンの国造りに貢献した。	TICAD フォローアップやアフリカの平和と安定のための支援等アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。
		24年度	TICADⅣ及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ，MDGs，気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については，PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施した。また，マリ・サヘル地域に対しては，干ばつや洪水等に加え，イスラム過激派の伸張に伴う難民・国内避難民の大量発生等への対策やテロ対策の強化のため，支援を表明した。同時に，厳しい人道状況にあるコンゴ民主共和国東部，アフリカの角，南北スーダン等に迅速に対応し，これら支援を平和と安定に向けた支援パッケージとして表明した。	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。
		25年度	TICADⅤにおいて打ち出したインフラ，人材育成，農業，保健，教育に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については，PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施した。 また，サヘル地域に対しては，テロ対処能力向上のための人材育成及び機材供与等の支援を表明した。同時に，厳しい人道状況にある南スーダン，サヘル地域，中央アフリカを含む紛争等への対応のための支援を行った。	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。
		26年度	TICADⅤで打ち出したインフラ，人材育成，農業，保健，教育に関する支援等種々の施策について，関係部局，関係省庁等と協力し，着実に実施した。こうした日本の支援には関係者から累次謝意が表明されており，例えば第１回TICADⅤ閣僚会合の機会には，自由討論で発言した18か国２機関(セネガル，アフリカ開発銀行等)が一様にTICADを通じた我が国のコミットメント及び支援に対し謝意を表明した。アフリカの平和と安定に対する貢献については，関係部局等と協力し， PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援，サヘル地域に対するテロ対処能力向上のための人材育成及び機材供与等の支援，厳しい人道状況にある南スーダン，サヘル地域，中央アフリカを含む紛争等への対応のための支援を行った。 また，西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しては，関係部局等と協力し，１億7,300万米ドルを越える支援を実施した他，資金面に限らず，専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施し，10月の日米首脳電話会談においてもオバマ大統領から謝意が表明されるなど，国際社会から高く評価された。また，９月に潘国連事務総長が主催した国連エボラ出血熱流行対応ハイレベル会合(於：ニューヨーク)に安倍総理大臣が出席し，３月のエボラ出血熱に関するハイレベル会合(於：ブリュッセル)に小林RECs・平和・安全保障担当大使を派遣するなど，エボラ出血熱への対応を協議する多数の会合に積極的に	アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向けた支援のニーズに引き続き迅速に対応する。

		参加し，流行対応から保健システム自体の再構築へ，国際社会の議論を主導した。	
	27年度	エボラ出血熱の流行に対しては，７月の潘国連事務総長主催による国際エボラ出血熱復興会議に中根外務大臣政務官が出席してステートメントを行い，流行国が策定した復興計画に沿って，2015年中に８千万ドル規模の支援を実施する旨表明したほか，TICADⅤで約束した５億ドルの保健分野での支援に関し，今後西アフリカ地域の保健システムの強化・再構築に向けた支援を重点的に実施する旨表明した。 アフリカの平和と安定に対する貢献については，PKO(国連平和維持活動)訓練センターへの支援を実施することにより平和構築に携わるアフリカの人材育成に貢献した。また，サヘル地域，ソマリア，スーダン・南スーダンでは，国際機関を通じた拠出金により，紛争やテロ防止，国内避難民や難民に対する支援等の緊急支援を行った。さらにアフリカ連合（AU）への拠出を通じ，平和・安全保障分野における国連と AU の連携強化及びアフリカの保健，女性分野における緊急の支援ニーズに対応することを決定した。	アフリカにおける以下をはじめとする支援ニーズに，関係部局と協力し，迅速に対応する。 １　エボラ出血熱に代表される感染症の流行，自然災害の発生等に対する緊急の支援ニーズ ２　政情不安，大統領選挙の実施等に対する平和と安定等に向けた支援ニーズ
中期目標	—	アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより，人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカ開発に貢献し，ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。	

４　（参考指標）対アフリカ民間直接投資残高（５か年平均値（単位：億ドル））	実績値				
	平成19-23年	平成20-24年	平成21-25年	平成22-26年	平成23-27年
	62	68	78	87	ー

作成にあたって使用した資料その他の情報	・第190回国会施政方針演説（平成28年１月22日） (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html) ・第190回国会外交演説（平成28年１月22日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html) ・新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）国際会議 開会セッションでの安倍総理大臣スピーチ（平成27年12月16日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page4_001644.html) ・第70回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成27年９月29日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page4_001404.html) ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット　安倍総理大臣ステートメント（平成27年９月27日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101403.pdf) ・第三回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合（平成27年９月27日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4_001394.html) ・アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60周年記念首脳会議における安倍総理大臣スピーチ（平成27年４月22日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001191.html)

個別分野	２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進
施策の概要	１　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範なレベル・分野での対話・交流を促進する。 ２　TICAD 関連会合等の多国間会合や記念行事等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問，貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 ３　アフリカ関連イベント，シンポジウムや要人往来の機会をとらえ，メディア等を通じた広報活動を展開する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「アフリカの首脳たちが一堂に会する TICAD も開催します。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「また，本年１月から２年間，国連安保理非常任理事国を務めるほか，日中韓サミット議長国，初のアフリカ開催となる TICADⅥなど，日本が国際社会の議論をリードする多くの貴重な機会があります。」 「初めてのアフリカ開催となる TICADⅥを通じ，官民が連携し，アフリカとのパートナーシップを更に強固にします。」 ・新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）国際会議（平成 27 年 12 月 16 日）での安倍総理大臣演説 「来年，日本は，本アジェンダ採択後，最初のＧ７議長国になるとともに，TICADⅥを初めてアフリカで開催します。」 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） 「日本には，アフリカ開発を進めるため 20 年続けた，TICAD という集まりがあります。来年私はこれを初めてアフリカで開き，一層多くの声に耳を澄ますつもりです。」 ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット（平成 27 年９月 27 日）での安倍総理大臣演説 「来年の世界人道サミットや初めてアフリカで開催する第６回 TICAD といった機会も活用して，持続可能な開発という重要な課題に対処していく決意を改めて強調したいと思います。」 ・第３回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合での安倍総理大臣基調発言（平成 27 年９月 26 日） 「TICADⅥは，20 年を越える TICAD プロセスの新たなページを開くものとなります。日本は，アフリカ各国及び各共催者と協力し，日本とアフリカ，そして国際社会全体のために次回 TICAD を成功させる決意です。」 ・アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60 周年記念首脳会議における安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年４月 22 日） 「1993 年には，アフリカの首脳たちを日本に招き，互いの未来を語り合う，TICAD をスタートしました。」 「来年の TICAD は，初めて，躍動感あふれるアフリカの大地で開催する予定です。人材の育成も，インフラの整備も，すべては，未来への「投資」であります。」

測定指標	１　アフリカとの対話・交流を通じた協力関係の強化			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	第３回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合等のため，松本外務大臣がセネガルを訪問したほか，外務副大臣が６か国，外務大臣政務官が６か国のアフリカ諸国を訪問した。 アフリカからは，トーゴの大統領ほか，南アフリカ，ルワンダ，コンゴ共和国，トーゴ，モーリタニア及びエチオピアの６か国から外相が，南アフリカから国民議会議長が訪日した。	以下に資する活発な要人往来を実施する。 １　アフリカにおける平和と安定に貢献する。 ２　開発支援と貿易投資を拡大する。 ３　グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。
		24年度	外務大臣が第４回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席のためモロッコを，TICADⅤ閣僚級準備会合出席のためエチオピアをそれぞれ訪問した他，外務副大臣が５か国以上，外務大臣政務官が 10 か国以上のアフリカ諸国を訪れた。アフリカからは５か国以上の外相他，多数の閣僚が訪日した。 また，８月に外務大臣政務官を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション(政府関係機関５機関，民間企業９社を含む)が，コンゴ民主共和国及びジンバブ	以下に資する活発な要人往来を実施する。 １　アフリカにおける平和と安定に貢献する。 ２　開発支援と貿易投資を拡大する。 ３　グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。

	エを訪問し，両国の政府要人，関係機関，企業関係者と意見交換を行った。	
25年度	６月にはアフリカ51か国の代表がTICADⅤ出席のため訪日し，安倍総理大臣は 39 名の首脳級参加者及びアフリカ連合委員会(AUC)委員長等と面談し意見交換を行った。 なお同会議に先立ち，５月にはソマリア特別会合が開催され，ソマリアの新たな国づくりの方向性について議論を行い，総理大臣から日本の対ソマリア直接支援の再開等を表明した。また，南スーダン独立後，初めてとなるTICADⅤに，キール南スーダン大統領が出席した。 11 月～12 月，外務大臣政務官を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがコンゴ共和国及びガボンを訪問した。 12 月には皇太子殿下が故マンデラ元大統領追悼式のため南アフリカ共和国を御訪問された。 １月には，総理大臣が TICADⅤにおける早期のアフリカ訪問の約束を果たすためコートジボワール，モザンビーク及びエチオピアを訪問した。 その他，総理大臣がジブチを，外務副大臣が３か国，外務大臣政務官が１か国のアフリカ諸国を訪れた。アフリカからは５か国以上の元首，閣僚が訪日した。	以下に資する活発な要人往来を実施する。 １　南北スーダン，ソマリアといった脆弱国家における平和と安定に向けた協力を進める等，アフリカにおける平和と安定に貢献する。 ２　TICADⅤを成功裏に開催するとともに，開発支援と貿易投資を拡大する。 ３　グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交を促進する。
26年度	要人往来を以下のとおり実施し，アフリカの治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献，開発支援と貿易投資の拡大，貧困削減，感染症対策等のグローバルな課題への対応等に関する協力について協議を行った。 ５月には岸田外務大臣がカメルーンを訪問し，第１回TICADⅤ閣僚会合の共同議長を務めたほか，南スーダン情勢に関する関係国会合や各国との二国間会談を実施した。 ６月末から７月初頭にかけ，秋篠宮同妃両殿下が，ザンビア及びタンザニアを公式訪問されたほか，石原外務大臣政務官がモザンビーク，ギニア及びブルキナファソを訪問した。 ７月末から８月初頭にかけ，三ツ矢外務副大臣が，モザンビーク，南アフリカ及びナミビアを訪問した。 ８月下旬には，石原外務大臣政務官を団長としたアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがエチオピア，ルワンダ及びタンザニアを訪問した。 ９月中旬，城内外務副大臣がエリトリアを訪問した。 １月末，宇都外務大臣政務官がエチオピアを訪問し，第24回AU総会に出席し，14名のアフリカ各国首脳・外相と二国間会談を行った。 このほか，スワジランド国王，ケニア大統領，ジンバブエ大統領，タンザニア首相及びルワンダ首相等数多くのアフリカ諸国の要人が訪日し，我が方政務との意見交換を行った。	以下に資する活発な要人往来を実施する。 １　サヘル地域等の，アフリカにおいて治安の脆弱な地域における平和と安定への貢献 ２　開発支援と貿易投資の拡大 ３　貧困削減，感染症対策等のグローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進
27年度	１（１）アフリカ諸国の元首や外相等の招へい及び我が国要人との会談を以下のとおり実施した。 実務訪問賓客としてイスフ･ニジェール大統領（６月）が，公式実務訪問賓客としてムセベニ・ウガンダ大統領（９月），ムガベ・ジンバブエ大統領（平成28年３月）が，また女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015）の機会にサーリーフ・リベリア大統領（８月）が訪日し，安倍総理大臣との会談を行った。このほか，実務訪問賓客としてラマポーザ・南アフリカ共和国副大統領（８月）が訪日し，安倍総理大臣を表敬したほか，安	１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。 （１）アフリカ諸国の元首や外相等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。 （２）TICAD 関連会合等の多国間会合や記念行事等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。

		倍総理大臣が過去に訪問したエチオピアやコートジボワールを始めとし，多くの国から外相や閣僚級の要人が訪日し，我が方政務との意見交換を実施し，アフリカの平和と安定や国連安保理改革等の国際場裏の課題に関する議論を深めるとともに，TICADⅥに向けた協力を確認した。 （２）我が方からは，政務レベルの要人が以下のとおり積極的にアフリカを訪問し，各国要人との会談を実現した。 アフリカとの経済関係強化を主な目的として，平成28年３月，木原外務副大臣を団長としたアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがコートジボワールを訪問し，ウワタラ大統領を始めとする要人との会談を実施したほか，日本企業の関心に沿った視察等を実施した。参加日本企業からは，西アフリカ仏語圏随一の大国であるコートジボワールへの貿易・投資を後押しする取組であるとして高い評価を得た。 平和と安定分野では，５月に宇都外務大臣政務官がジブチ及び南スーダンを訪問し，要人への表敬及び会談を行ったほか，11月には，第２回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席するため，濵地外務大臣政務官がセネガルを訪問し，ガボン及びトーゴの首脳を含む要人と二国間会談を行った。 また，８月に城内外務副大臣のベナン及びセーシェル訪問，８月末から９月初頭に中根外務大臣政務官のエチオピア及びジンバブエ訪問，12月に黄川田外務大臣政務官のザンビア，ボツワナ，ジブチ，コンゴ共和国及びエチオピア訪問及び木原外務副大臣のタンザニア訪問，平成28年３月に木原外務副大臣のナイジェリア訪問を行った。各訪問国での会談の場では，TICADⅥや安保理改革での連携強化を進める等，アフリカ各国との二国間関係の強化のみならず国際社会における連携強化も一層進められた。 このほか，６月，宇都外務大臣政務官の南アフリカ共和国訪問（第25回AU総会），７月，城内外務副大臣のエチオピア訪問（第３回開発資金国際会議），平成28年１月，木原外務副大臣のエチオピア訪問（第28回AU閣僚執行理事会），河井総理大臣補佐官のエチオピア訪問（第26回AU総会）等，多国間会合の機会を捉えて様々な要人との意見交換を実現した。 ２　ABEイニシアティブによる研修生の受入れ（317名）や，JICAによる研修生の受入れ（2,545名），またアフリカ各国への青年海外協力隊の派遣（408名）も引き続き実施し，草の根レベルでの人的交流を進めた。	２　貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ，民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。 ３　産業人材育成の一環として，関係部局と連携し，アフリカ諸国からの若者の受入れを実施する。
中期目標	—	アフリカとの対話・交流を，幅広いレベル・分野において活発化することで，我が国に対する理解と信頼を高め，アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。	
２　我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進			年度目標
施策の進捗状	23年度	アフリカ及び国内からアフリカ貿易投資に係る政府関係者，有識者を講師として迎え「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」を開催し，アフリカでのビジネスにつき国内の関心を喚起した。また，アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し，対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を11月に横浜	「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」や「アフリカン・フェスタ」を通じ，引き続き活発な広報活動を実施する。

況・実績		にて開催，約21万人の観客が訪れた。	
	24年度	50以上の国内団体等に対し，TICADⅤロゴの活用などの広報への協力を要請した。また，TICADの趣旨に沿う行事をTICADⅤパートナー事業として認定する取組を作った。同時に，FacebookにTICAD事務局ページを立ち上げ，１日１回を原則に記事配信する等の取組を行った。	アフリカ関連会合を通じ引き続き広報活動を実施する。
	25年度	６月のTICADⅤに合わせ，アフリカン・フェスタ2013（２日間で約15万人来場），46の公式サイド・イベントのほか，各種のセミナーやシンポジウムなどのイベントやレセプションが開催され，アフリカのハイレベルの代表団と国民各層の交流が深まった他，これらの開催を通じて我が国におけるアフリカに対する理解・関心が深まった。加えて，NGOや市民社会が日・アフリカ間協力の推進に果たす役割の大きさを印象づけた。 官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」に，外務省ページを開設し，民間のアフリカ進出を支援するための情報提供を行った。	TICADⅤに代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ，アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。
	26年度	11月にサヘル地域に関する日・アフリカ貿易・投資フォーラムを実施し，民間企業を中心に130名が出席した。 エボラ出血熱の流行に当たっては，日本記者クラブで行われた駐日アフリカ外交団による記者会見や，TICAD官民円卓会議の場等で科学的な情報を積極的に提供し，風評被害防止に資する広報を実施した。 官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」における情報提供を実施し，現在このネットワークへのアクセス数は月平均約3,500回を記録した。	第１回TICADⅤ閣僚会合に代表されるアフリカ関連会合や経済等関連フォーラムの開催等を通じ，アフリカへの理解・関心の増進に向けた広報活動を実施する。
	27年度	１　26年度に引き続き，官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」において在アフリカ公館の月報を掲載する取組を行ったほか，アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係，TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」を各種関係機関や教育機関等に広く配布した。 ２　TICADⅥに向け，経済協力プレスツアーをアフリカ各国で実施した。また，アフリカ各国の新聞にTICADを紹介する記事を掲載したほか，EuronewsやTV5 Mondeといった欧州やアフリカでの広域放送で我が国の対アフリカ外交を広報した。また，TICADへの関心を高めるために対外発信の場を随時設けた。さらに，講師派遣事業の実施や外務省幹部の出張の機を捉え，主としてアフリカビジネス関係者を対象に，TICADⅥに向けた講演会を４回実施した。	１　TICAD関連会合及び経済関連フォーラムの開催並びにパンフレットの配布及びインターネット上での広報の活発化など，我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。 ２　我が国要人のアフリカ訪問，アフリカにおけるTICAD関連会合の開催，経済協力案件の実施等の機会を捉え，我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。
中期目標	―	活発な広報活動を通じ，我が国の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国国民の理解及び関心を増進し，アフリカとの協力関係の強化につなげる。	

３（参考指標）　内閣府世論調査（アフリカに親しみを感じる人の割合）	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		28.6%	―（注）	26.2%	―（注）

（注）25年度及び27年度は，本測定指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。

作成にあたって使用した資料その他	・第190回国会施政方針演説（平成28年１月22日） （http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html） ・第190回国会外交演説（平成28年１月22日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html）

の情報	・新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）国際会議 開会セッションでの安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 12 月 16 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page4_001644.html） ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page4_001404.html） ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択する国連サミット　安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101403.pdf） ・第三回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合（平成 27 年９月 27 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4_001394.html） ・アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60 周年記念首脳会議における安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年４月 22 日）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001191.html） ・外務省パンフレット「日本とアフリカ～躍動のアフリカと手を携えて」（平成 27 年６月 25 日） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/japan_africa.html） ・TV5monde による番組「Africanité」での日アフリカ関係特集 （http://www.tv5monde.com/cms/chaine-francophone/Revoir-nos-emissions/Africanites/Episodes/p-31515-Speciale-Japon.htm） ・Euronews での日本特集 （http://www.euronews.com/2016/03/24/geothermal-energy-helps-power-kenya-s-future/）

基本目標Ⅱ　分野別外交

施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅱ－１）

施策名	国際の平和と安定に対する取組
施策目標	国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄の確保に資するため，以下を達成する。 １　有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ，中長期的な外交政策を立案する。 ２　アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに，海上の安全を確保する。 ３　国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するため，法制度も含めた国内基盤を整備・強化する。 ４　国際テロ対策に貢献するとともに，国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化する。 ５　宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展に貢献する。 ６　国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに，我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。 ７　国際社会における人権・民主主義を保護し，促進する。 ８　女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。 ９　大量破壊兵器，ミサイル及び通常兵器への取組を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 10　IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ，原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。 11　我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し，また，我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,100	2,075	2,091	2,294
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	76	
		合計(a＋b＋c)	2,100	2,075	2167	
	執行額(百万円)		1,792	1,883	1957	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」，並びに「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり	（判断根拠）ほぼ全ての測定指標において目標を達成したが，一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 26･27 年度目標の達成状況（注２）	１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
		＊１　委託調査，会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	○
		＊２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	○
		２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
		＊１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	○
		２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保	○
		３　ARF 関連会合への我が国の出席率	○
		３　国際平和協力の拡充，体制の整備	
		＊１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献	○
		２　平和構築分野における人材育成	○
		３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	○
		４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数	○
		４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
		＊１　国際的なテロ対策協力の強化	○
		＊２　途上国等に対する能力向上支援の強化	○
		＊３　国際組織犯罪対策における国際協力の進展	○

		４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数	△
		５　宇宙に関する取組の強化	
		＊１　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進	○
		２　二国間宇宙対話の推進	○
		３　ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用	○
		４　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	○
		５　二国間宇宙対話の実施回数	○
		６　宇宙外交推進専門家交流事業	○
		６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	
		＊１　安保理改革及びその他の国連改革の進展	○
		２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	○
		３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	○
		７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
		１　国際社会の人権の保護促進	○
		２　人道分野での取組(難民等への支援)	○
		３　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	△
		８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	
		＊１　女性の権利の保護・促進	○
		２　UN Women に対するコア拠出額の順位	○
		９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組	
		＊１　国際的な核軍縮を追求するための取組	○
		＊２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組	○
		３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組	○
		４　通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組	○
		５　国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取付け	△
		10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
		＊１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	○
		２　福島第一原発事故後の対応	○
		３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施	○
		４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施	○
		５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施	○
		６　二国間協定の交渉・協議の進展	○
		11　科学技術に係る国際協力の推進	
		１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	○
		２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	○
		３　ISTC への支援を通じた協力の推進	○
		４　ソフトパワーとしての科学技術の活用	○

(注１)評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の 26･27 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 26･27 年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) １　多くの施策目標が掲げられ，それぞれ対応した測定指標が用いられている。しかし，これらの施策目標と測定指標と，施策目標で掲げられている２つの目的「国際の平和と安定への寄与」と「我が国の安全と繁栄の確保」との対応関係が明確にはなっていない。またこのため，それぞれの目的「国際の平和と安定への寄与」と「我が国の安全と繁栄の確保」，すなわち「国際貢献」と「国益」それぞれの観点からの達成状況が総体的に把握できない。 ２　総合外交政策局が掲げる 11 項目の目標について，重点政策としてはこのような設定でよかったと総括しているのか。同じことだが，重点政策として，平成 28 年度までの取り組みを踏まえ，次年度以降，追加・削除などみなおすべきものはないのかなどの疑問がある。そうした全体的な総括は，「１」「２」の目標の中に含まれているということなのか。 ３

	（１）11 の施策目標が示されているが，それらと呼応する具体的な取り組み方については「測定指標の選定理由及び目標選定の根拠」を見ても漠としたままで抽象的な目標ばかりが並んでいるところが多い。11 項目を横断してリンクさせることによって政策課題達成に役立つ評価が可能な領域もある。 （２）個別分野「４　国際テロ対策及び国際組織犯罪対策協力の推進」では，G7 ローマ・リヨン・グループ等既存の枠組みを通じて，サイバーテロ，資金洗浄，薬物，人身取引などとの関連でテロ関連情報を扱うわが国の警察・検察とインターポール，可能であればユーロポールやユーロジャストなど，EU・欧州レベルの刑事警察機構，検察機構との協力や，厚労省の管轄と係るバイオテロ対策など，国際的な連携の強化についても外務省が中心となって一層取り組むことを検討することができるであろう。サイバーテロとの関連分野では，「11．科学技術に係る国際協力の推進」とも関係し，日・EU 科学技術協力の枠組みを使って，サイバーセキュリティのための人材育成や科学技術協力が資金面での貢献のみならず技術協力においても我が国の国益に資するとともに，国際社会への貢献が同時に達成可能な分野である。 （３）文科省の科学研究費のほか，厚労科研，防衛省も防衛科研を開始し，我が国では，８府省において何らかの政策研究課題にファウンディングが行われている。外務省としても外交政策・安全保障分野での研究課題に競争的研究資金の活用を通じて，諸外国の知見や先行研究や的確な外交政策決定に資する情報を蓄積していくことも今後検討する必要がある。 ４ （１）「有識者との意見交換及び研究の成果」については，日本国内の政策シンクタンクの分析及び政策提言機能の底上げを図るため，公平性・競争性を基礎とした委託事業が継続されることが望ましい。また研究成果を単に報告書に留めることなく，対外発信や海外研究機関との意見交換に有機的に連動させることが望ましい。「中長期的・戦略的外交政策の対外発信強化」では広報文化外交戦略課とよく連携しつつ，日本国内及び海外のオンラインメディア，動画サイト，SNS に発信を強化することが重要である。 （２）「ARF や各国の安保対話を通じた地域安全保障の促進」は域内の法の支配に基づく安全保障秩序という基本的立場をよく浸透させたことは高く評価できる。東アジア首脳会議(EAS)・ASEAN 拡大国防相会議(ADMM+)・シャングリラダイアローグなど，他部局・省庁が担当する会議でもよく連携して我が国のメッセージが一貫性を持って発信できる体制を強化すべきである。 （３）来年度以降は平成 27 年度に成立した平和安全保障法制を踏まえ，政策目標をどのように設定するかについても検討してほしい。 ５ （１）個別分野６の国連安保理改革に関しては，測定指標１で努力の跡が比較的詳しく記述されており，このような質的に評価可能な記述をすべきである。 （２）クラスター爆弾条約に基づく検討会議を通じてどのような具体的進展があったのか明瞭に述べている個別分野９－４なども，各種取組の効果を示す部分的モデルとなろう。

担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
施策の概要	１　委託調査，会合の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 ２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。
関連する内閣の重要政策	・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定) Ⅳ我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ ６ 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進 (２)情報発信の強化 「…また，政府全体として，教育機関や有識者，シンクタンク等との連携を図りつつ，世界における日本語の普及，戦略的広報に資する人材の育成等を図る。」 (４)知的基盤の強化 「国家安全保障に関する国民的な議論の充実や質の高い政策立案に寄与するため，関係省庁職員の派遣等による高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化，実践的な研究の実施等を図るとともに，これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め，知見の共有を促進する。こうした取組を通じて，現実的かつ建設的に国家安全保障政策を吟味することができる民間の専門家や行政官の育成を促進するとともに，国家安全保障に知見を有する人材の層を厚くする。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～（平成 27 年６月 30 日閣議決定） 第２章　経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 ４．安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 [１]外交，安全保障・防衛等 (１)外交 「…在外邦人・日本企業・日本人学校等の安全対策強化，テロ対策等に係る情報収集・分析機能強化，「ジャパン・ハウス（仮称）」の活用を含む戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成，次期サミット議長国としてのグローバルな課題に対するリーダーシップの発揮，日本企業や地方自治体の海外展開支援に取り組む。あわせて，これらの取組の基盤となる人的・物的基盤を含む外交実施体制の整備を推進し…」

測定指標	１　委託調査，会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	その時々の重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託，研究会の実施などを通じて，国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。 各国の大統領・首相経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合(元老会議，通称「OB サミット」)が，ケベックシティで総会を開催し，水資源をめぐる危機や，大量破壊兵器に関する声明を提出した。	研究会，会合の実施，調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。
	24年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託，研究会の実施などを通じて，報告書・政策提言を得た。 調査研究・政策提言事業への補助や委託は，中長期的な外交戦略を立案する上で重要かつこれまで必ずしも研究が進んでいないテーマ(「政権交代に際しての外交の持続性」，「アジア(特に南シナ海・インド洋)における安全保障秩序」，「北極のガバナンスと日本の外交戦略」，「宇宙に関する各国の外交政策」等)について実施した。 研究会(「民主主義国家における外交政策」等)で得た政策提言・知見について，研究会委員と省内関係者との間で議論し，同政策提言を実施するための政策目標をとりまとめた。 元老会議(通称「OB サミット」)が，天津で総会を開催し，地球規模の課題に関する声明を出した。	研究会，会合の実施，調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。
	25年	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託，研究会の実施などを通じて，報告書・政策提	研究会，会合の実施，調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情

度	言を得た。 　シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力向上に向け，外交・安全保障調査研究事業費補助金制度を立ち上げた。 　調査研究・政策提言事業への補助や委託は，中長期的な外交戦略を立案する上で重要なテーマ(「朝鮮半島のシナリオ・プランニング」，「東アジア安全保障と日米同盟，軍備管理と緊張緩和」，「『言論』の力による『強いパブリック・ディプロマシー』」，「『インド太平洋時代』の日本外交」，「チャイナ・リスクと地域経済統合に向けた取組」，「価値観外交を基軸とした日本外交の活性化」，「北アフリカ地域の主要『部族』の役割」等について実施した。 　元老会議(通称「OB サミット」)が，バーレーンで総会を開催し，世界の現状，水とエネルギー関係，宗教的分断にかける橋，核不拡散に関する声明を出した。	報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化に努め，日本の外交政策のあり方等について，有益な知見を得る。
26年度	重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託，研究会の実施などを通じて，報告書・政策提言を得た。 　調査研究・政策提言事業への補助や委託は，中長期的な外交戦略を立案する上で重要なテーマ(「わが国周辺国との海洋外交に向けた対話メカニズムの構築及び研究」，「ロシア極東・シベリア開発と日本の経済安全保障」，「グローバル戦略課題としての中東－2030 年の見通しと対応」「宇宙政策・サイバーセキュリティに関する外交・安全保障シンクタンク形成事業」，「主要国の対中認識・政策の分析」，「新段階の日米同盟のグランド・デザイン」，「社会性評価基準の国際標準化研究　フェーズⅡ」等)について実施した。 　インターアクション・カウンシル主催でウィーンにて開催された宗教間対話(意思決定における倫理)の政策提言書を外務省の委嘱事業として編集・作成した。	研究会，会合の実施，調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。特にシンクタンクの育成・強化を加速し，日本の外交政策の在り方等について，有益な知見を得る。
27年度	１　重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託は，中長期的な外交政策を立案する上で重要なテーマ(「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等)について実施した。さらに，研究会の実施などを通じて，報告書・政策提言を得，省内での政策立案や，他国との政策企画に係る意見交換に役立てた。 ２　上記補助金制度による取組を通じ，国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備，若手研究者の育成や，同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化が図られ，調査研究能力や対外発信力の強化につながった。具体的には，例えば，「発展型総合事業：国際秩序同様期における米中の動勢と米中関係」においては，事業者は，１年間で４回の海外出張調査，21 回の海外シンクタンクとの協議，４回の国内でのフォーラム等の開催を行っている。また，２名の若手訪問研究者が同事業の推進のために従事した。 ３　インターアクション・カウンシル（OB サミット）は，故福田赳夫元総理大臣の提唱により設立された非政府組織で，年一回の総会で国際的課題等について議論を行い，提言等を採択してきた。27 年度については，新たに	１　「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。 ２　日本の外交政策の在り方等について，有益な知見を得るため，シンクタンクの育成・強化を加速する。 ３　各国首脳経験者による政策提言等の作成に貢献する。

		政策提言は作成しなかったが，平成 26 年に開催された宗教間対話（意思決定における倫理）の政策提言書（英語版）を日本語及び他の言語（インドネシア語，タイ語，中国語及びヒンドゥ語）に翻訳することで，各言語での提言の普及を図った。	
中期目標	―	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	23 年度当初には，平成 22 年の国際情勢と日本外交に関する外交青書を発刊し，幅広く国民一般に広報することにより，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣等による発信効果の高いスピーチの作成を補佐することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては，中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた(「日本の豊かさはアジア太平洋とともに」(12 月 14 日)，「第 180 回国会における玄葉外務大臣の外交演説」(１月 24 日)，(「我が国のグローバルな課題への取組～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協力フロンティアの拡大～(２月 28 日)等)。	外務大臣等の政策スピーチ，外交青書の発刊等により対外発信を強化する。
	24年度	平成 23 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 24 年版外交青書を発刊し，幅広く国民一般に広報することにより，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣の政策スピーチについては，中期的な視点による外交政策の戦略的な発信に重点を置いた(「ネットワーク外交がつくる『質の高い社会』」(５月 24 日)，「アジア太平洋時代の秩序形成とルールづくり」(10 月 26 日)，「第 183 回国会における岸田外務大臣外交演説」(２月 28 日)等)。	外務大臣等の政策スピーチ，外交青書の発刊等により対外発信を強化する。
	25年度	平成 24 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 25 年版外交青書を発刊した。図表や写真の活用，特集記事やコラムの掲載等で，分かりやすい内容とすることにより，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 外務大臣の政策スピーチについては，中期的な視点による外交政策の戦略的な発信に重点を置いた(「対中南米政策スピーチ」(４月 29 日)，「第 19 回国際交流会議『アジアの未来』におけるスピーチ」(５月 23 日)，「第 186 回国会における岸田外務大臣外交演説」(１月 24 日)，「ODA 政策スピーチ」(３月 28 日)等)。	外務大臣等の政策スピーチ，外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視野に立った戦略的な発信に，また，外交青書については，効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
	26年度	外務大臣の政策スピーチについては，中長期的な視点に立った外交政策の戦略的な発信に重点を置いた(「内外情勢調査会」におけるスピーチ(４月 21 日)，「ODA60 周年シンポジウム」におけるスピーチ(11 月 17 日)，第 189 回国会における岸田外務大臣外交演説(２月 12 日)等)。 平成 25 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 26 年版外交青書を発刊した。図表や写真の活用，特集やコラムの掲載等で，国民に親しみやすい内容・記述とすることにより，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。	外務大臣等の政策スピーチ，外交青書の発刊等により対外発信を強化する。特に外務大臣のスピーチでは中長期的な視点に立った戦略的な発信に，また，外交青書については，効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。

	27年度	1　外務大臣の政策スピーチについては，中長期的かつ大局的視点からの外交政策の戦略的発信に重点を置いた（「日本女性エグゼクティブ協会」におけるスピーチ（9月 17 日。岸田外務大臣は国会のため斎木外務事務次官が登壇），「日本アカデメイア」における講演（12 月9日），「日本国際問題研究所」におけるスピーチ（平成 28 年1月 19 日），第 190 回国会外交演説（1月 22 日）等）。それぞれ，経済界や学術界のリーダー，女性管理職，在京大使館，メディア関係者等を対象とし，我が国の外交政策や課題等について理解を得た。また，一部の講演は複数の主要メディアでも報道され，国民に対する幅広い発信につながった。 2　平成 26 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 27 年版外交青書を発刊した。効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し，日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や，外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。	1　国会での外務大臣の外交演説等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。 2　外交青書については，以下により対外発信を強化する。 （1）効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。 （2）英語全訳版を作成・公表することにより，対外発信を更に強化する。
中期目標	―	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

3　（参考指標）調査研究委託，研究会の成果として作成・配布された報告書の数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	200	60	60	60	32
4　（参考指標）調査研究委嘱件数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	3	1	1	2	2
5　（参考指標）民間研究者との研究会の開催回数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	9	13	14	15	9
6　（参考指標）元老会議（通称「OBサミット」）：政策提言の数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	1	1	1	1	―
7　（参考指標）外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版，②英語版，③アクセス数（万件）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	①7,000 ②5,000 ③　667	①7,000 ②4,500 ③　720	①7,000 ②4,500 ③273（注１）	①7,000 ②4,500 ③　203	①7,000 ②2,500 ③122（注２）
8　（参考指標）米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされる日本の研究所の数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	―	―	4	4	4
9　（参考指標）補助金競争率（応募企画数／採択企画数）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	―	―	2.6	2.3	2.3
10　（参考指標）外交政策に関する調査研究・提言書 ①作成件数，②配布方法	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	―	―	①16 ②外務省 HP にて公表	①16 ②外務省 HP にて公表	①18 ②外務省 HP にて公表予定

（注１）25 年度よりアクセス数の集計方法が変更された。（注２）平成 27 年暦年（日，英）でカウント。

評価結果（個別分野１）	施策の分析	１　委託調査，会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 　平成25年度に立ち上げた外交・安全保障調査研究事業費補助金制度は，日本の外交シンクタンク全体の底上げを図るとの観点から，競争性及び透明性を備えた制度で，結果として，質の高い企画が採用され，これらシンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資するものとなっており，平成27年度も規模を拡大して継続的に実施した。 　同補助金制度を基に，補助金を受けた国内の外交・安全保障シンクタンクが，積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じ，国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り，研究成果の一部を英語でも発信し，知的ネットワークの構築を進めるとともに，質の高い政策提言や報告書を提出したことは，シンクタンクの育成・強化に効果があった。また，質の高い政策提言や報告書は，我が国の外交政策の立案に活用され，企画立案能力の強化に寄与した。 　インターアクション・カウンシル（OBサミット）の政策提言については，平成27年度は新たな政策提言は作成せず，平成26年度に作成した政策提言を日本語を含む複数の言語に翻訳した。（中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①），外交・安全保障調査研究事業費補助金（達成手段②）） ２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 　国会での外務大臣の外交演説等，情報発信の取組強化を通じ，中長期的視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進につながった。 　外交青書の編集に際して，効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通してより分かりやすい内容にしたこと，また平成27年版から英語全訳版を作成・公表したことで，対外発信を更に強化することができた。（中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①）） 【施策】（施策の必要性に関する分析を含む）
	次期目標等への反映の方向性	国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄を確保するためには，我が国が直面する諸課題に対し，中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが引き続き必要であり，多様な見解を入手する，また外交政策の発進力を強化するため，有識者，研究機関やシンクタンクとの連携強化が重要である。特に，シンクタンクや有識者が国際世論に与える影響が高まっており，日本の外交シンクタンクの更なる育成・強化が必要となっている。 　また，日本の外交政策を効率的に推進するため，外務大臣等の政策スピーチで日本外交の基本方針等を明確に打ち出すとともに，日本の外交政策，取組等に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう，外交青書等を通して一層効果的に対外発信を行っていくことが必要である。 　上記のとおり有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ，中長期的な外交政策を立案・発信するとの施策目標は妥当であり，今後も同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　委託調査，会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 　委託調査，会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化は，施策目標を実現するうえで重要であり，中期目標の達成に向けた，重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託，研究会の実施等の平成27年度目標の設定は適切であった。 　我が国の外交政策企画立案機能の強化のために，本取組は上記分析等のとおり，これまで一定の成果を上げているが，今後も有識者・研究機関との連携を強化し，その知見を活用するとともに，我が国外交プレーヤー全体の調査・研究・発信能力の向上の観点も踏まえ，特に日本の外交シンクタンクの育成・強化に努めていく。また，補助金制度が日本の外交シンクタンク強化にどのように資するか定量的に測定することは容易ではないが，今後，より適切なPDCAの在り方についても検討していく。 　なお，OBサミットの政策提言の作成事業は平成26年度で終了している。平成28年度については，平成26年度の政策提言の翻訳事業を継続するかにつき検討している状況であり，新たな政策提言作成についての目標設定は行わない。 ２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 　外務大臣の外交演説等による中長期的視点に立った戦略的な対外発信や，効果的な図表や写真の活用及び特集・コラムを通じ，国民にとりより分かりやすい外交青書を作成することは対外発信の面から重要であり，平成27年度目標の設定は適切であった。 　外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり，中長期的な視点にた

		った戦略的な外務大臣のスピーチによる発信及び効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載を通じたよりわかりやすい内容の外交青書の編集を引き続き積極的に実施していく。また，今後国内有識者や在外公館を通じた外国読者の外交青書に対する感想等をヒアリングし，より質の高いものとなるようPDCAの在り方についても検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書(第４章　第３節　３　外交における有識者等の役割 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2015/html/chapter4_03_03.html) ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日） (http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf) ・経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年６月30日） (http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf)

個別分野	２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策
施策の概要	１　アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため,ASEAN 地域フォーラム(ARF)及びミュンヘン安全保障会議等の機会を活用する。また，二国間対話の実施や民間レベル(トラック２)の枠組みへの参加など，安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに，これらの機会を利用して，我が国の安全保障政策を積極的に発信し，信頼醸成を図る。 ２　日本国民の生命及び財産の保護，海上輸送の安全確保のために，ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。 ３　北極への国際的関心が高まる中，我が国が持つ北極に係る科学的知見を発信しつつ，二国間・多国間での協力関係強化を通じ，我が国として北極を巡る国際的秩序形成に積極的に参画する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「経済成長，少子高齢化，厳しさを増す安全保障環境。この国会に求められていることは，こうした懸案に真正面から「挑戦」する。答えを出すことであります。」 「地球儀を大きく俯瞰しながら，積極的な平和外交，経済外交を展開する。そして，アジアから環太平洋地域に及ぶ，この地域の平和と繁栄を，確固たるものとしていく。日本こそがその牽引役であり，私たちはその大きな責任を果たしていかなければなりません。」 「もはやどの国も，一国だけで自国の安全を守ることはできない時代です。自国防衛のための集団的自衛権の一部行使容認を含め，切れ目のない対応を可能とし，抑止力を高める。平和安全法制の施行に向けて万全の準備を進めます。国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を，しっかりと果たしてまいります。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「より統合され繁栄し安定した ASEAN は，地域全体の平和と安定にとり極めて重要です。ASEAN の更なる統合に向けた努力を引き続き支援するとともに，ASEAN 各国との関係を一層強化し，南シナ海の平和と安定への貢献も含め，引き続き協力してまいります。」 「アジア太平洋地域の安全保障環境は一層厳しさを増しています。またこの一年，海洋安全保障の重要性は急速に増しています。どの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできないとの認識の下，日本，地域，そして世界の平和と安定及び繁栄のため，国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進してまいりました。第 189 回国会においては，この積極的平和主義を実践するためのものとして平和安全法制が成立しました。引き続き，国民の命と平和な暮らしを守るとともに，地域と世界の平和と安定及び繁栄に一層貢献していきます。」 「ソマリア沖・アデン湾，アジアにおける海賊対策を通じた海上交通路の安全の確保及び宇宙空間，サイバー空間における「法の支配」の実現と強化にも尽力します。また，北極における新たな機会と課題に対し，日本としても積極的に貢献していきます。」 ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定)抜粋 Ⅱ　国家安全保障の基本理念 ２　我が国の国益と国家安全保障の目標 「第２の目標は，日米同盟の強化，域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化，実際的な安全保障協力の推進により，アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し，我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し，削減することである。」 Ⅲ　我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 １グローバルな安全保障環境と課題 （４）国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク 「近年，海洋，宇宙空間，サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し，深刻化している。 海洋は，国連海洋法条約に代表される海洋に関する国際法によって規律されているものの，既存の国際法を尊重せずに力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。また，宇宙空間やサイバー空間においては，各国間の立場の違いにより，適用されるべき規範の確立が発展途上にある。こうしたリスクに効果的に対処するため，適切な国際的ルール作りを進め，当該ルールを尊重しつつ国際社会が協力して取り組むことが，経済の発展のみならず安全保障の観点からも一層重要な課題となっている。 「開かれ安定した海洋」は，世界の平和と繁栄の基盤であり，各国は，自ら又は協力して，海賊，不審船，不法投棄，密輸・密入国，海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組み，シーレーンの安定を図っている。 しかし，近年，資源の確保や自国の安全保障の観点から，各国の利害が衝突する事例が増えており，海洋における衝突の危険性や，それが更なる不測の事態に発展する危険性も高まっている。

特に南シナ海においては，領有権をめぐって沿岸国と中国との間で争いが発生しており，海洋における法の支配，航行の自由や東南アジア地域の安定に懸念をもたらしている。また，我が国が資源・エネルギーの多くを依存している中東地域から我が国近海に至るシーレーンは，その沿岸国における地域紛争及び国際テロ，加えて海賊問題等の諸問題が存在するため，その脆弱性が高まっている。こうした問題への取組を進めることが，シーレーンの安全を維持する上でも重要な課題となっている。

さらに，北極海では，航路の開通，資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている。このため，国際的なルールの下に各国が協力して取り組むことが期待されているが，同時に，このことが国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもある。」

「また，情報システムや情報通信ネットワーク等により構成されたグローバルな空間であるサイバー空間は，社会活動，経済活動，軍事活動等のあらゆる活動が依拠する場となっている。

一方，国家の秘密情報の窃取，基幹的な社会インフラシステムの破壊，軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

我が国においても，社会システムを始め，あらゆるものがネットワーク化されつつある。このため，情報の自由な流通による経済成長やイノベーションを推進するために必要な場であるサイバー空間の防護は，我が国の安全保障を万全とするとの観点から，不可欠である。」

「サイバー空間については，情報の自由な流通の確保を基本とする考え方の下，その考えを共有する国と連携し，既存の国際法の適用を前提とした国際的なルール作りに積極的に参画するとともに，開発途上国への能力構築支援を積極的に行う。」

２　アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

（１）アジア太平洋地域の戦略環境の特性

「アジア太平洋地域においては，域内諸国の二国間交流と協力の機会の増加がみられるほか，ASEAN 地域フォーラム(ARF)等の多国間の安全保障対話や二国間・多国間の共同訓練等も行われ，相互理解の深化と共同対処能力の向上につながっている。地域の安定を確保するためには，こうした重層的な取組を一層促進・発展させていくことが重要である。」

Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

１　我が国の能力・役割の強化・拡大

（４）海洋安全保障の確保

「海洋国家として，各国と緊密に連携しつつ，力ではなく，航行・飛行の自由や安全の確保，国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け，主導的な役割を発揮する。具体的には，シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置をとり，海上交通の安全を確保するとともに，各国との海上安全保障協力を推進する。」

「特にペルシャ湾及びホルムズ海峡，紅海及びアデン湾からインド洋，マラッカ海峡，南シナ海を経て我が国近海に至るシーレーンは，資源・エネルギーの多くを中東地域からの海上輸送に依存している我が国にとって重要であることから，これらのシーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに，我が国と戦略的利害関係を共有するパートナーとの協力関係を強化する。」

３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

「我が国を取り巻く安全保障環境の改善には，上述したように政治・経済・安全保障の全ての面での日米同盟の強化が不可欠であるが，これに加え，そのために重要な役割を果たすアジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。」

（５）「APEC から始まり，EAS，ASEAN＋３，ARF，拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)，環太平洋パートナーシップ(TPP)といった機能的かつ重層的に構築された地域協力の枠組み，あるいは日米韓，日米豪，日米印といった三か国間の枠組みや，地理的に近接する経済大国である日中韓の枠組みを積極的に活用する。また，我が国としてこれらの枠組みの発展に積極的に寄与していく。さらに，将来的には東アジアにおいてより制度的な安全保障の枠組みができるよう，我が国としても適切に寄与していく。」

・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）

３ 北極問題に対する取組の必要性

〇安全保障

「北極における，航路の開通，資源開発等の様々な可能性の広がりが，国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもあり，同地域での軍事的なプレゼンスを強化する動きを，北極における緊張や対立に転化させないことが重要である。同時に，こうした動きが北極にとどまらず我が国周辺を含む国際的な安全保障環境の変動要因となる可能性も念頭に，関係国の動向に十分な注意を払うととも

	に，北極圏国等との協力を推進していく必要がある。」

測定指標	1　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ARF では，これまでの会合を通じ，参加国自身を当事者とする問題(南シナ海情勢，朝鮮半島情勢，ミャンマー問題等)を含め率直な意見交換を行う慣行が生まれつつあるとともに，具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出，各種会合の開催等)が実施されている。我が国は，ほぼすべての関連会合等に参加している。また，我が国は７月まで海上安全保障会期間会合(ISM)の共同議長国をつとめ，現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。３月には，リード国としての取組の参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。 さらに，日仏，日豪等の二国間の安全保障対話においては，アジア太平洋地域の安全保障(海上安保を含む)について率直な意見交換を行った。	第 18 回 ARF 閣僚会合を成功裏に実施し，また，ARF 対テロ会期間会合を主催する。 各国との安保対話を実施する。
	24年度	７月に開催された閣僚会合を始めとした各分野のワークショップを含むほぼ全ての ARF に関する関係会合(約 10 件)に出席した。その際，これまで既に行われてきた具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出，各種会合の開催等)の着実な実施に加え，各分野における取組にこれまで以上に主体的に貢献した。具体的には，海上安全保障分野における信頼醸成に関する優先分野のリード国としての貢献，テロ対策・国境を越える犯罪対策分野における「過激化対策」ワークショップの開催(２月)，不拡散・軍縮分野での ISM(会期間会合)共同議長国としての取組及び ARF 宇宙ワークショップ(12 月)への運営支援などが挙げられる。 また，ARF における予防外交の推進に向けた取組として行われた，東ティモールへの選挙監視団の派遣に際し，米豪と共に主導的な役割を果たしたほか，EAS，ADMM プラス等の他の地域枠組みとの連携の重要性に踏み込んだ議論に関し，我が国から積極的に発言・提案を行うなど，ARF アーキテクチャー自体の発展に向けた貢献も積極的に行った。 さらに，豪州や欧州諸国を始めとした各国との二国間安全保障対話(日豪 PM(外務防衛当局間)協議(８月)，日英 PM 協議(１月)，日仏 PM 協議(２月))や，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(６月)及びミュンヘン安全保障会議(２月)，ハリファクス国際安全保障フォーラム(11 月)等の民間対話の枠組みへの参加を通じて，アジア太平洋地域の平和と安定の実現にむけた意見交換や具体的な協力について協議を行った。	アジア太平洋地域の平和と安全を確保するため，ARF 各種会合を通じた協力を推進する。 各国との安保対話を実施する。
	25年度	７月に開催された閣僚会合を始めとした各分野のワークショップを含むほぼ全ての ARF に関する関係会合(約 10 件)に出席した。その際，これまで既に行われてきた具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出，各種会合の開催等)の着実な実施に加え，各分野における取組にこれまで以上に積極的に貢献した。具体的には，海上安全保障分野における信頼醸成に関する優先分野のリード国としての貢献，災害援助分野及び不拡散・軍縮分野での ISM(会期間会合)共同議長国としての取組，サイバーに関するワークショップでのサイバー政策担当	ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し，各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮しつつ，我が国の立場の理解確保に努め，もってアジア太平洋地域の平和と安全の確保を図る。特に，ARF 海上安全保障 ISM の優先分野である信頼醸成については，リード国として，関連会合の開催や，他の関連活動への運営支援に努める。 災害救援分野のほかサイバーや宇宙とい

		大使による我が国の取組の紹介及び ARF 宇宙ワークショップ開催に向けた準備などを主導した。 その中で，EAS，ADMM プラス等の他の地域枠組みとの連携の重要性に踏み込んだ議論に関し，我が国から積極的に発言・提案を行うなど，地域のアーキテクチャー全体の発展に向けた貢献も積極的に行った。 また，本年２月のミュンヘン安全保障会議において，岸田外務大臣が我が国として初めて外務大臣として出席し，グローバル・コモンズにおける法の支配の重要性にも言及しつつ，国際社会及び地域の平和と安全の実現に向けた日本の具体的取組を表明し，国際場裏において存在感を発揮した。また，昨年５月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイヤローグ)では，代表団を派遣し，信頼醸成の促進に寄与した。ARF のトラック２(CSCAP)やトラック 1.5 (ARF・EEP)に参加する有識者を通じた我が国の安全保障政策についての対外発信及びトラック１との連携強化も積極的に行った。 さらに，各国との二国間安全保障対話を引き続き積極的に実施するとともに，米国，豪州に加え，英国，仏，ロシアとの「２＋２」閣僚級会議の立ち上げ等，二国間の安全保障協力に関する対話を強化した。その中で，我が国の安全保障政策に対して支持を得るとともに，防衛装備協力に向けた案件の特定等具体的な成果を得た。	った新たな分野でイニシアティブを発揮していく。 関係国と連携しつつ，法の支配の尊重など我が国の立場を主張していく。 EAS との連携など，より重層的な取組のために我が国が貢献しうる内容を検討していく。また，仏，豪を始めとした各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)，アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行うことで，アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努める。
	26年度	１　８月に開催された閣僚会合を始め，各分野の会期間会合(ISM)，ワークショップ等を含むほぼ全ての ARF 関連関係会合(21 件)に出席した。一連の会合を通じた地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。 (１)日本が共同議長国を務める災害救援 ISM(２月)及び不拡散・軍縮 ISM(７月)について東京にて会合を主催し，地域の課題について積極的に議論をリードした。特に，災害救援分野では，災害救援ワークプランの改訂案を日本が中心となって作成し，方向性について各国の合意を得た。 (２)海上安全保障 ISM では，日本が新たな共同議長国に就任し，特に海賊対策，地域情勢等の議論を積極的にリードした。 (３)「第２回 ARF 宇宙セキュリティワークショップ」(10 月)，「ARF 海賊対策セミナー」(３月)を東京で開催するなど，新たな安全保障課題に対しても積極的に取り組んだ。 (４)EAS，ADMM プラス等の他の地域枠組みと ARF との連携を促進すべく，災害救援 ISM 等において，ARF 以外の取組についても議論を行うことによって，地域枠組み全体の活動状況について各国の理解を深めた。 ２　５月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)では，安倍総理が基調講演を行い，「海における法の支配の三原則」を提唱するとともに，日本が有する様々な支援メニューを組み合わせ，海を守るための ASEAN 諸国自身の能力を切れ目なく支援していくことを表明し，各国から大きな支持を得た。 ３　平成 27 年２月のミュンヘン安全保障会議に城内外務副大臣が出席し，地域の安定のための予見可能性の向上と透明性の確保の重要性にも言及しつつ，国際社会及び地域の平和と安全の実現に向けた日本の具体	ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に参加し，各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。特に，ARF 海上安全保障 ISM において平成 26 年８月以降３年間共同議長国を務めることから，同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し，関連会合の開催等を通じ，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。 更に，災害救援分野については引き続き ISM の共同議長国として，災害救援に関する地域協力の議論をリードしていく。サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。 また，各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換を行う。ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)，アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の会議への参加を積極的に行う。この中で，関係国と連携しつつ，法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに，我が国の安全保障政策を透明性をもって説明し，我が国の立場の理解確保に努め，もって信頼醸成をはかる。

	的取組を積極的に発信した。 ４　ARF のトラック２(CSCAP)及びトラック 1.5(ARF・EEP)の枠組みにおいても，有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに，トラック１の枠組みとの連携強化にも積極的に取り組んだ結果，我が国の安全保障政策について，相手国の政府関係者や有識者の理解が促進された。 ５　北米局，アジア大洋州局，欧州局，また防衛省や国家安全保障局等と協力し，米国，豪州及び仏との二国間安全保障対話を実施するとともに，英国との「２＋２」閣僚級会議を立ち上げる等二国間の安全保障協力に関する対話を強化した。これらの対話において，７月の安保法制整備の基本方針に関する閣議決定を含む，我が国の安全保障政策に対して支持を得るとともに，４月に閣議決定された防衛装備移転三原則に基づく防衛装備協力に向けた具体的案件を特定する等の成果を得た。	
27年度	１　８月に開催された閣僚会合を始め，各分野の会期間会合(ISM)，ワークショップ等を含む大部分の ARF 関連関係会合(全 29 件中 24 件)に出席した。一連の会合を通じた地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。 （１）12 月，議長地域信頼醸成と海洋法に関する ARF セミナーを東京で開催し，日越印が共同議長を務めるなど，議論をリードした。 （２）５月，第４回 ARF 災害救援実働演習（ARF-DiREx2015）に参加し，平成 28（2016）年３月には，ネピドー（ミャンマー）にて行われた第 15 回 ARF 災害救援会期間会合で共同議長国を務めるなど，積極的に取り組んだ。 （３）サイバー分野では，ARF の枠組みの下で行われたワークショップに積極的に出席した。また，宇宙分野では，11 月に ARF 宇宙セキュリティ・ワークショップを開催し，４つの会期間会合以外の枠組みにおいても宇宙活動の長期的持続可能性（LTS）を確保するための国際的なルール策定や，サイバー分野におけるキャパシティ・ビルディングといった点において，積極的にイニシアティブを取った。 ２　12 月，日インドネシア２＋２を初めて開催し，平成 28 年１月には日英２＋２を開催した。また，９月の日仏及び日英外務・防衛当局間協議（PM 協議）をはじめ，多くの事務レベルの安全保障分野での二国間対話を開催し，活発な意見交換を通じて協力を強化した。 ３　５月のアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）に代表団を派遣し，日本の安全保障政策等を発信した。また，平成 28 年２月のミュンヘン安全保障会議に黄川田外務大臣政務官が出席し，海における法の支配の強化等についての日本の立場を主張した。 ARF のトラック２(アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）)及びトラック 1.5(アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合（ARF・EEP）)の枠組みにおい	１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し，地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。 (１)ARF 海上安全保障 ISM の共同議長国(平成 26 年８月～平成 29 年夏)として，同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し，関連会合の開催等を通じ，海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。 (２)災害救援 ISM の共同議長国(平成 25 年７月～平成 28 年夏)として，引き続き，災害救援ワークプラン改訂を始め，災害救援に関する地域協力の議論をリードし，更に実効的な取組を促進していく。 (３)サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。 ２　米国や韓国を始めとする各国との二国間の安全保障対話を通じて，活発に意見交換を行い，信頼醸成を促進するとともに，協力を強化する。 ３　ミュンヘン安全保障会議，アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)，アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。 ４　関係国と連携しつつ，法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに，平和安全法制を含む我が国の安全保障政策を，透明性をもって説明し，我が国の立場の理解確保に努め，もって信頼醸成をはかる。 ５　防衛装備移転三原則に基づき，具体的案件の特定等，各国との防衛装備協力を促進する。 ６　六者会合のトラック 1.5 である北東ア

		ても，有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに，トラック１の枠組みとの連携強化にも積極的に取り組んだ。 ４　９月 19 日に成立した「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について，首脳会談・外相会談をはじめとする様々な機会を通じ，関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明した結果，米国，オーストラリア，ASEAN 諸国，ヨーロッパ諸国を始め多くの国が，共同声明や記者会見等を通じ支持・理解・歓迎を表明した。 ５　12 月にインド，平成 28（2016）年２月にフィリピンとの間で防衛装備・技術移転協定を締結するとともに，５月にマレーシア，12 月にインドネシアとも交渉の開始で一致した。 ６　５月，第 25 回北東アジア協力対話（NEACD）の東京開催に協力し，６者会合参加国の外交当局者や有識者らと，東アジアの安全保障情勢を中心に，政治，経済を含め幅広く意見交換を行う機会とすることが出来た。	ジア協力対話(NEACD)に参加し，六者会合に係る情報・意見交換，実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。
中期目標	―	アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し，国民の生命・財産を守る。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成 21 年６月に海賊対処法が成立して以来，我が国はアデン湾に護衛艦２隻とＰ－３Ｃ哨戒機２機を展開し，６月にはジブチに自衛隊の活動拠点を設置。海上自衛隊の護衛艦２隻は，３月末までに，累計 343 回の護衛活動で 2,467 隻の商船を護衛した。加えてＰ－３Ｃ哨戒機（２機）は，653 回任務飛行を行い，警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。 また，国際場裏においては，ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他，第４回コンタクトグループ会合では議長国を務める等，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
	24年度	我が国は，引き続きアデン湾に海上自衛隊の護衛艦２隻とＰ－３Ｃ哨戒機２機を展開した。護衛艦２隻は，３月末までに，累計 404 回の護衛活動で 2,912 隻の商船を護衛した。加えてＰ－３Ｃ哨戒機（２機）は，累計 869 回任務飛行を行い，警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。 ３月末までに，周辺国の海上取締り能力向上のために，国際海事機関（IMO）の基金に対し累計 1,460 万ドルを拠出，また海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し累計 350 万ドルを拠出した。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
	25年度	１　平成 25 年のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は 15 件（乗っ取られた船舶数は２隻，拘束された乗員数は 34 名）となっており，大幅に減少した。 ２　我が国自衛隊による以下の海賊対処活動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施した。 ・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦２隻とＰ－３Ｃ哨戒機２機を展開した。	我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに，諸外国との連携体制

	・護衛艦２隻は，３月までに，累計 509 回の護衛活動で 3,275 隻の船舶を護衛した。 ・従来のエスコート方式による護衛に加えて 12 月より，第 151 連合任務部隊(CTF151)に参加し（Ｐ－３Ｃ哨戒機も２月から参加)，ゾーンディフェンスを実施しており，３月末現在で，約 3,010 隻の商船を確認した。 ３　平成 21 年１月から，平成 26 年３月末までの間に計 15 回のソマリア沖海賊対策コンタクトグループが設置され，我が国は定期的に会合に参加してきた。また，同コンタクトグループ発足後に設置された各種作業部会にも参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努め，また，諸外国との連携体制を強化した。	を強化する。
26年度	１　平成 26 年のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は 11 件(乗っ取られた船舶数は０隻，拘束された乗員数は０名)となっており，大幅に減少した。 ２　我が国自衛隊による以下の海賊対処活動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施した。 （１)アデン湾に海上自衛隊の護衛艦２隻とＰ－３Ｃ哨戒機２機を展開した。 （２)護衛艦２隻は，３月までに，累計 599 回の護衛活動で 3,535 隻の船舶を護衛した。 （３)従来のエスコート方式による護衛に加えて，平成 25 年 12 月から第 151 連合任務部隊(CTF151)に参加し（Ｐ－３Ｃ哨戒機も平成 26 年２月から参加)，ゾーンディフェンスを実施しており，平成 27 年３月末現在で，約 10,250 隻の商船を確認した。 ３　２回のソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合及びその各種作業部会に参加しアピールした結果，自衛隊によるアデン湾での海賊対処行動，ソマリア海賊対策を目的とする国際信託基金への資金拠出等を通じた我が国のソマリア海賊問題における貢献が国際社会から十分に認識された。また，10 月の第 17 回会合からは作業部会の一つで共同議長を務め，ソマリア海賊対策に係る国際社会の議論をリードするとともに諸外国との連携体制を強化した。 ４　アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化に向け以下を実施した。 （１)インドネシア，マレーシア両国に対し，加入を強く働きかけた。 （２)12 月に東京で特別総務会を開催し，平成 28 年の ReCAAP 発効 10 周年に向け，インドネシア，マレーシアの加入問題の議論を主導したほか，ReCAAP の将来に関する議論に積極的に貢献し，新規加入した米国を含め，関係国との連携を強化した。 （３)３月の総務会でも，10 周年に向けた ReCAAP の将来についての議論に積極的に貢献した。	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については，海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。 我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに，諸外国との連携体制を強化する。ReCAAP 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。
27年度	１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策 （１)平成 21（2009）年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦２隻とＰ－３Ｃ哨戒機２機を展開し，海賊対処行動を行っている。護衛艦２隻は，５月末までに，累計 728 回の護衛活動で 3818 隻の商船を	１　ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については，以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。 （１)我が国自衛隊による海賊対処活動の継

		護衛した。P－３C哨戒機２機は，1568 回任務飛行を行い，警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組もあり，平成 27 年度のソマリア沖・アデン湾における海賊被害は０件となった。 　さらに，ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員の本邦研修（５月～６月）や，ジブチ沿岸警備隊への巡視艇供与（12 月）を通じ，長期的視野での同海域の安定に向けた取組も行った。 （２）７月の第 18 回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合及び関連会合に出席し，ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在しているところ，地域諸国への能力構築支援も含め，引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに，諸外国との連携を強化した。 　また，同コンタクト・グループ傘下の作業部会では，共同議長国として議論をリードした。 ２　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP） （１）アジア海域の航行の安全に資するよう，ReCAAP 情報共有センターによる締約国海上保安機関の能力構築事業を支援した。 （２）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）に未加入のインドネシア，マレーシア両国に対し，同協定への加入を強く働きかけた。（４月，中根外務大臣政務官とインドネシアのファヒル外務副大臣との会談など） （３）また，平成 28 年３月にシンガポールで開催された 10 周年記念会合には，黄川田外務大臣政務官が日本政府を代表して参加し，引き続きアジアの沿岸国を積極的に支援していく姿勢を示すとともに，安倍総理大臣からのお祝いのメッセージを紹介した。こうした取組を通じ，関係国との連携を強化した。 ３　北極を巡る国際秩序形成への参画 　10 月，我が国初の包括的な北極政策である「我が国の北極政策」が第 14 回総合海洋政策本部会合において決定されたことを受け，同月にアイスランドにて開催された北極サークル（グリムリン・アイスランド大統領等が「北極版ダボス会合」を目指し設立した，産官学から参加者が集う北極関連会合）において，白石北極担当大使が約 400 名の参加者に向けて同政策を紹介したほか，日本の北極政策に関する分科会を設け，各国の参加者との意見交換を行い，北極問題での我が国のプレゼンスを示した。また，米国，アイスランド，シンガポールといった北極評議会関係国と高級実務者レベルで北極に関する意見交換を実施し，北極を巡る諸課題に対する協力関係を強化した。	続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 （２）ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し，我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに，作業部会共同議長としての役割を果たしながら，ソマリア海賊問題への貢献姿勢をアピールする。 ２　アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化，関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。 ３　米や加等の北極圏諸国及び北極圏への関心国の政策立案者，研究者等を集め，北極に関するセミナーを開催し，北極にかかる諸課題(安保，環境，北極海航路等)についての各国の対策等の情報共有を図るとともに，協力の在り方等につき議論する。
中期目標	―	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。 　また，北極における国際協力を推進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

３　ARF 関連会合への我が国の出席率	実績値				中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	
	75%	85%	85%	83%	―	○
年度目標値		85%	80%	80%		

評価結果（個別分野２）	施策の分析	１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 　閣僚会合を始め，８割を超える ARF 関連会合に参加し，各分野の取組で我が国の経験・知見・技術などを活用・共有しつつ，積極的にイニシアティブを発揮したことは，アジア太平洋地域における信頼醸成を促進し，安全保障環境を向上させる上で有効であった。特に，海上安全保障及び災害支援分野の ISM の共同議長を務め，議論の促進に貢献した。（安全保障全般に係る外交政策立案（達成手段①）） 　日インドネシア２＋２の立ち上げ及び平成 26 年度に続く日英２＋２の開催をはじめとし，事務レベルも含め様々な二国間対話の機会を設けたことは，各国との安全保障・防衛協力の検討を大きく前進させた。（安全保障全般に係る外交政策立案（達成手段①）） 　「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について，首脳・外相会談から事務レベルの対話に至るまで，様々な機会を通じて関係各国に説明したことは，日本の立場についての国際社会の理解を深めるとともに，関係各国との間での信頼醸成を大きく進めることとなった。また，多くの国から支持・歓迎の表明を得たことは，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」に基づく平和主義国家としての日本の取組につき，国内外にアピールする上で大きな効果があった。（安全保障全般に係る外交政策立案（達成手段①）） インド，フィリピンとの防衛装備品・技術移転協定締結や，マレーシア，インドネシアとの同協定交渉開始は，防衛装備移転三原則に基づく取組の大きな成果であり，国際社会の平和と安定及び繁栄に一層貢献するという同三原則の目的に資するものとなった。（安全保障政策全般にかかる外交政策立案（達成手段①）） ２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保 　ソマリア沖・アデン湾での海上自衛隊による護衛活動実施のため，諸外国との連携体制を更に強化したことは，平成 27 年度，同地域での海賊事案件数が０件となる等，我が国が海賊対策を進める上で有効であった。（海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業（達成手段②）） ３　ARF 関連会合への我が国の出席率 　27 年度中に行われた ARF 関連会合のうち，全体の８割を超える会合に出席した結果，引き続き ARF において日本のプレゼンスを確保することができた。（安全保障全般に係る外交政策立案（達成手段①））
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） １　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 　アジア・太平洋地域を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中，同地域における安全保障面での協力枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。したがって，日米同盟の強化に加え，アジア太平洋地域を中心に，二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせて，地域において日本にとって望ましい安全保障環境を実現していく必要がある。こうした観点から，地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献するとともに，閣僚間を始めとする様々なレベルでの二国間の安全保障対話の実施を通じ，我が国の安全保障政策に対する理解の確保，信頼醸成の促進，具体的な協力に向けた検討を進めたことは適切であった。今後も同様の取組を通じて，地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいくことが重要である。 　ARF は，政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じた，アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており，北朝鮮や EU を含め参加国・地域数が多いことからも，安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。我が国は，ARF の閣僚会合を始めとした関連会合等を積極的に活用し，我が国の取組・立場への各国の理解を求める必要がある。また，ARF を通じ，地域各国の相互信頼関係を高め，ひいては安全保障分野における協力関係を進展させることが重要である。したがって，大部分の ARF 関連会合に参加したことは適切であり，今後も同様の取組を続ける必要がある。 　シャングリラ・ダイアローグやミュンヘン安全保障会議といった民間対話は国際社会やメディアの関心を集め発信力のあるフォーラムであり，我が国の立場を発信し，信頼醸成を図る格好の機会であるところ，我が国として参加したことは適切であり，今後も引き続き積極的に活用していく必要がある。 　また，各国との具体的な協力の一環として，防衛装備移転三原則に基づき，具体的案件の特定等，各国との防衛装備協力を進める必要がある。したがって，平成 27 年度にインド・フィリピンと防衛装備・技術移転協定を締結し，マレーシア及びインドネシアとも交渉を開始したことは適切であった。 　いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くとともに，国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下，国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するために，「平和安全法制」が策定され，平成 28 年３月に施行された。上記の「平和安全法制」の目的を果たし，本政

策の中期目標を達成するため，アジア・太平洋地域をはじめとする国際社会の支持と理解を広げるとともに，各国との安全保障協力につき検討を進めることが重要である，したがって，ARF をはじめとする多国間の枠組みや二国間対話等の様々な機会を通じ，関係各国に対し，「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策につき透明性をもって丁寧に説明したことは適切であり，今後も同様の取組を続ける必要がある。

２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保

我が国は，海に囲まれ，かつ，主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く，船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。

（１）日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾における海賊事案は，我が国のみならず，国際社会にとっても脅威である。ソマリア沖・アデン湾の海賊発生事案は減少傾向にあり，平成 27 年には０件となったものの，国際社会は依然として同海域の状況は予断を許さずこれまでの取組を弱めれば状況は容易に逆転し得るとの認識を有しており，各国は引き続きソマリア海賊問題解決のため施策を進めている。我が国としても，引き続き同問題解決のための施策を継続することが必要である。

（２）一方，アジア海域においては，近年海賊・海上武装強盗案件が増加傾向にある。海賊・海上武装強盗は，アジアの主要航路であるマラッカ・シンガポール海峡等における船舶航行の安全確保にとって大きな脅威である。我が国は，東南アジア諸国の海上法執行機関へ巡視船の供与や海上犯罪取締り等の研修を通じた人材育成を実施し，各国の海上犯罪取締り能力向上を支援するとともに，アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP) 策定を主導した他，ReCAAP 情報共有センターによるアジア地域の海賊及び海上武装強盗に関する情報共有の促進，独自情報の収集・分析・発信，締約国の能力構築の向上のための取り組みを支援した。引き続き，この施策を継続する必要がある。

３　ARF 関連会合への我が国の出席率

上記１において言及した，ARF への参加・貢献を通じた地域の安全保障面での協力強化を進めるためには，ARF において日本のプレゼンスを確保し，積極的な対外発信を行うことが不可欠である。そのために，ARF 関連会合において，高い出席率を維持することが必要である。

【測定指標】

１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し，安全保障環境を改善していくことは引き続き重要であることから，こうした目的の達成のため設けた 27 年度目標は適切であった。こうした取組の重要性は引き続き変わらないことから，今後も，ARF 閣僚会合を始めとした ARF 各種関連会合等への参加や，各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換，安全保障や防衛分野の会議への積極的な参加を行う。

２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖・アデン湾の海賊問題解決のための施策は引き続き重要であり，こうした目的の達成のため設けた 27 年度目標は適切であった。今後も我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援，諸外国との協力体制の構築，周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化，ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合への参加等を実施する。

アジア海域において航行の安全を確保することは，我が国及び地域の繁栄にとって重要であり，目標達成のためにはアジアにおける海賊対策のための地域協力枠組みである，アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の果たす役割は大きい。よって，ReCAAP 情報共有センターによる情報共有の促進，関係国・機関との連携強化を定めた 27 年度目標は適切であった。今後も，さらなる情報共有の促進，及び関係国との協力関係の強化を推進していく。

３　北極を巡る国際秩序形成への参画

平成 27 年 10 月の「我が国の北極政策」の策定を受け，28 年度から，北極政策について独立した測定指標を設定する。

近年国際的な関心が高まっている北極を巡る国際秩序形成への関与の拡大を目指し，北極評議会への貢献強化や北極関連会合への積極的な参画を継続するとともに，北極圏国等との二国間及び多国間での国際協力を強化する。

		４　ARF 関連会合への我が国の出席率 　ARF 関連会合への出席は，アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し，安全保障環境を向上させていく上で重要であり，27 年度目標は妥当であった。27 年度は 80%という高い目標を掲げ，同目標を達成できた。過去数年にわたって 80%前後の出席率を維持できており，また，今後もこうした取組の重要性が高いことから，同程度の数値を目標に，取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報	(ARF 関連) ・外務省ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/) ・ARF ホームページ(http://aseanregionalforum.asean.org/) (海賊対策関連) ・外務省ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html) ・国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html) ・防衛省ウェブサイト(http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html) ・海上保安庁ウェブサイト(http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission /chian/anti-piracyhtml) ・ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合(米国務省が作成・管理) (http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm) ・国際海事局(https://icc-ccs.org/piracy-reporting-centre) ・アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(http://www.recaap.org/)

個別分野	３　国際平和協力の拡充，体制の整備
施策の概要	１　国際社会の平和と安定に向け，自衛隊，警察等と連携しつつ，国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。 ２　国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 ３　要員派遣の前提となる法制度の整備に取り組む。 ４　国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため，国内基盤の整備・強化を実施する。
関連する内閣の重要政策	・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定） Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ ４ 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 （４）国際平和協力の推進 ・「平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について」（平成 27 年９月 19 日閣議決定） 「１…また，我が国は，国際連合憲章を遵守しながら，国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し，それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは，これをより確固たるものにしなければならない。」 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日） 「第一に，日本には，戦後 70 年，平和を愛する国として自らを持し，世界の平和と繁栄のため努力を積んだ実績があります。 カンボジアや東ティモールで，日本は外交努力，PKO 派遣，その後長年にわたる支援に力を尽くしてまいりました。 PKO には，実施に３つのレイヤー（層）があります。まず，どこで何をするか決める意思決定の層があり，次いで，要員や資金の手当てが必要となり，さらに，現場での実働が続きます。 その間に，得てして生じる格差に対し，日本は，″ギャップ・ブリッジャー（Gap Bridger）″になることができます。そして日本には，どのレイヤーでも言動に責任をもつ主体として，プラスの貢献をすることができます。 今しも南スーダンで，自衛隊施設部隊の諸君が日夜努力を続けている。ケニアでは，陸上自衛隊の専門家たちが，ケニア，ウガンダ，タンザニア，ルワンダ各国軍隊を対象に，重機の扱い方を伝えています。道がなく，橋が壊れた環境では，PKO は随所で滞るからです。 そして日本自身がこの先 PKO にもっと幅広く貢献することができるよう，最近，法制度を整えました。」 ・「第２回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年９月 28 日） 「私はこの１ 年，昨年表明した貢献策を着実に具体化するとともに，「積極的平和主義」に基づき，国際社会の平和と安定に更なる貢献を行うための態勢整備に全力を注いでまいりました。 第一に，平和安全法制の整備です。国連 PKO の多様化する業務に対応できるよう，国際平和協力法を改正し，従事可能な業務が広がり，更なる貢献が可能となりました。今後，新たな法制の下，国連 PKO への貢献を更に拡充していきます。 具体的には，自衛隊が高い技術を持つ施設活動や，ミッション司令部・国連本部等への要員派遣等の質の高い貢献を着実に進めるとともに，早期展開のための航空輸送など，更なる貢献を追求してまいります。 第二に，日本は多様なパートナー間の協力を拡大します。日本は，三角パートナーシップ・モデルの先駆けであるアフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援を昨年表明しました。本年，約４千万ドルを国連事務局に拠出し，まさに現在，ナイロビの地で日本の陸上自衛官と東アフリカ諸国の工兵がともに汗を流して重機の操作及び整備の訓練を行っています。明年からの本格的訓練にも継続的に貢献します。この場を借りて，今回の訓練のホスト国であるケニアに謝意を申し上げます。 三角パートナーシップ・モデルを施設分野以外へ拡大するため，より多くの国の協力を期待します。また，米国の迅速展開パートナーシップ構想を支持し，一層の連携を図っていきます。 日本としては，新規に要員を派遣するアジアの国への支援も積極的に進めていきます。 また，日本が安保理非常任理事国に選ばれた暁には，安保理と要員派遣国間の対話の強化に努めていきます。 第三に，日本は各種訓練を通じた PKO 要員の能力向上を更に支援していきます。来月，初めて東京において国連 PKO 教官養成訓練のコースを国連と共催します。 また，平和構築の現場で活躍できる文民の人材を育成する事業を拡充し，PKO に貢献できる人材を一層輩出してまいります。さらに，より多くの女性が PKO に参加できるよう，日本自身も努力をいたします。 平和を維持するはずの国連 PKO 要員によって女性や子供が傷つけられるようなことがあっては

	なりません。日本は，性的搾取・虐待の被害者救済支援の重要性を再確認し，具体的に貢献してまいります。」 ・第190回国会外交演説（平成27年1月22日） 「国連PKO等への協力と通じ，幅広い課題に積極的に貢献してまいります。」

測定指標	1　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	これまで実施してきた３つの国連PKOへの派遣に加え，新たに国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を実施した。また７月，「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを発出し，国際平和協力法改正の要否を含めて検討を開始した。９月には，日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。また，国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
	24年度	国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し，年度を通じ300人以上の規模の要員を派遣し，南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に派遣していた我が国の施設部隊は12月に撤収し，その際，部隊が使用していた資機材の一部を物資協力として国連及びハイチ政府に贈与した。 また，我が国が平成８(1996)年２月から派遣していたUNDOFからの撤収に際しても，国連に対し同様に物資協力として車両を譲渡した。 国際平和協力法の改正については，法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。 また，国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
	25年度	国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し，年度を通じ400人以上の規模の要員を派遣し，さらに10月には，派遣期間延長のほか派遣要員数の増強及び活動地域の拡大も決定され，南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また，12月からの南スーダン情勢の悪化を受け，首都ジュバ周辺において避難民支援活動を行うなど現地の状況に合わせた柔軟な対応を行った。 物資協力については，国際移住機関(IOM)やUNMISSに対して計３回実施し，人道的な救援活動やPKOミッションのために貢献した。 国際平和協力法の改正については，法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。 11月には，日米共催で第３回となる国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。 また，国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するための国内基盤を整備・強化する。 具体的には，国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続するとともに，国連PKO等に対する協力のあり方について検討する。また，米国と共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催する。国内においては，法的基盤の強化に向け積極的に取り組む。
	26年度	国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し，年度を通じ350人以上の規模の要員を派遣し，南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 ９月に米国の呼びかけで開催された国連PKOを支援するためのPKOハイレベル会合において，共催国として安倍総理大臣が参加した。国連PKOへの積極的な参加，文民部門や女性を含む幅広い分野での能力構築支援及びアフリカにおける早期展開支援という具体的貢献策を表明し，共催国である米国を始めとする各国及び国連から高い評価を得た。 １月のチャレンジ・フォーラム(注：1990年代に国際社	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 具体的には，国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充するとともに，国連PKO等に対する協力の在り方について検討

		会が直面した国連PKOにおける課題について，関係者で率直・友好的に話し合う場を設けることを目的に，1990年代後半から毎年開催されている)は，国連事務総長に対して，今後の平和活動に係る提言書を提出するために，ニューヨークでセミナーを開催。その経費を負担するなど積極的に支援を行った。 アフリカにおける国連PKO施設部隊の早期展開支援のため，国連プロジェクトの早期具体化並びに重機等の装備品供与及びその操作訓練を行うべく，約40百万米ドルの拠出を行った。また，PKO要員の能力向上に向け，文民・女性の保護の分野での国連を通じた訓練実施や教材開発にも取り組んだ。 国際平和協力法の改正については，法制度のあり方及び運用のあり方の両面について検討した。	する。また，チャレンジ・フォーラムによる国連事務総長への国際平和協力に係る提言提出のために，パートナー国として積極的に協力する。国内においては，法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。
	27年度	１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し，年度を通じ350人以上の規模の施設部隊及び司令部要員を派遣し，南スーダンの安定と国づくりに貢献した。 ２　平和活動に関するハイレベル・パネル報告書及び同報告書を踏まえた国連事務総長報告書が提出され，我が国は関連会合への出席，国連関係者との意見交換等により，積極的に議論に参加した。 ３　前年に引き続き，アフリカにおける国連PKO施設部隊の早期展開支援のため，国連と協力して，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）を支援した。９月から６週間にわたり，ナイロビ（ケニア）において試行訓練を実施した。 ４　平和安全法制の一部として国際平和協力法を改正し，PKOへの更なる貢献を可能とした。 ５　９月の第２回PKOサミットにおいて，昨年同様共催国として参加し具体的貢献策を表明した（①法整備等を通じた体制整備等による我が国の国連 PKO への貢献の拡充，②多様なパートナー間の協力による拡大，③国連PKO要員等の能力向上等の幅広い取り組みを支援）。その結果，主催国である米国を始めとする各国及び国連から高い評価を得た。また，平成28年３月にＧ７平和維持・平和構築専門家会合を主催し，Ｇ７による議論を議長国としてリードした。	１　国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する。 ２　国連PKO等に対する協力の在り方について検討する。 ３　国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき，国連PKOにおける施設建設のための重機供与とその操作訓練等において，我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ，企画・実施に協力する。 ４　９月に予定されている第２回国連PKO ハイレベル会合において，議論への参加や平成26年の前回会合の際表明した貢献策のフォローアップを通じて，Ｇ７議長国として，国際平和協力に関する議論をリードすることで，積極的に貢献する。 ５　国内においては，法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。
中期目標	―	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに，国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また，それを実現するための法制度を含む国内基盤を整備する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　平和構築分野における人材育成			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	これまで，本事業の日本人修了生の約９割は国連PKOミッション(国連スーダン・ミッション(UNMIS)，国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 21年度の日本人修了生(15名)は，23年度に研修終了後，国際機関(７名)，政府機関(４名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため，平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。
	24年度	これまで，本事業の日本人修了生の約７割は，国連PKOミッション(国連スーダン・ミッション(UNMIS)，国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)，国連開発計画(UNDP)等)に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため，平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

		22年度の日本人修了生(15名)は,24年度に研修終了後,国際機関(６名),政府機関(３名)等に就職した。	
	25年度	これまで,本事業の日本人修了生の約8.5割は,国連PKOミッション(国連コンゴ(民)安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA))及び平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR),国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 23年度の日本人修了生(15名)は,25年度の研修終了後,国際機関(４名),政府機関・JICA(２名)等に就職した。 また,事業の効率化を図るために,２年目事業での一般競争入札の導入や平成22年度以降隔年で実施してきた文民専門家訓練コースの予算要求の見合せ等により,経費縮減に努めた。海外実務研修の派遣先は11か国(24年度)から15か国に多様化し,15名全員が異なる国に派遣されることとなった。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため,平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ,海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。
	26年度	本事業による全日本人修了生の約8.5割は,国連特別政治ミッション(国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA))や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR),国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 24年度の日本人修了生(14名)は,26年度の研修終了後,国際機関(10名),NGO(３名)等に就職した。 平成25年４月に外務大臣に提出された「平和構築分野に関する有識者懇談会」の提言を踏まえて,ジェンダーに特化したワークショップを開催する等,平和構築分野での実際のニーズにより応えられるよう,事業内容の充実を図った。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため,平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。 予算削減による事業の縮小も踏まえて事業の効率化を図りつつ,海外実務研修の派遣先の多様化等の事業内容の充実を図る。
	27年度	１及び２　27年度に開始した３カ年事業「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の１年目として,若手人材の育成に加えて,マネジメントレベルの人材の育成を行った。(修了者数：１：25名,２：27名) ３　国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。25年度の日本人修了生(15名)は,27年度の国内研修終了後(２月末),国際機関(11名),政府機関・JICA(２名),民間企業(１名)へ就職又は進学(１名)した。 本事業による全日本人修了生の約9割は,国連PKOミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)),国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM))や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR),国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成１９年から２５年までの累計修了者数：103名,うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：92名)。	「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を新規に開始し,同事業において,以下を実施する。 １　今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース ２　既に一定の実務経験を有する人材向けのコース ３　平和構築分野の国際機関等への就職支援
中期目標	—	国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため,平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。	

26･27年度目標の達成状況	○

３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	実績値			中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	25年度	26年度	27年度	—	
	83.7%	81.0%	81.0%	80.0%	○
年度目標値	86.0%	80.0%	80.0%		

４　セミナー等の開催回数及び国際平	実績値	中期目標値	26･27年度目

	和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数	25 年度	26 年度	27 年度	―	標の達成状況
		20	17	19	14	○
	年度目標値	14	14	18		

評価結果（個別分野３）	施策の分析	１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献 UNMISS への要員派遣については，司令部要員及び施設部隊の派遣を継続し，かつ派遣要員数の増強を通じて南スーダンの平和と安定のために多大な貢献をしており，国際平和協力の推進・拡充を達成する上で効果的であった。一方で，平成 25 年 12 月中旬以降，南スーダン情勢の悪化を受けて UNMISS のマンデートが国造り支援から文民の保護を中心とする内容に変更されたが，施設部隊は首都ジュバ周辺において施設活動等に従事し，成果を上げている。また，アフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため，国連と協力して，アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）を支援している。平成 27 年 9 月から 6 週間にわたり，ナイロビ（ケニア）において試行訓練を実施し，成果を上げている（国際平和協力の拡充（達成手段①））。 ２　平和構築分野における人材育成 平成25年度行政事業レビューでの指摘及び平和構築分野の人材育成に関する有識者懇談会の提言（平成 26 年４月）（注）を踏まえ，効率化を図りつつも，新たな人材の発掘･育成･キャリア構築支援に向け，研修員の対象を拡大し，平成 27 年度に新規のコースを複数実施し，国際平和協力分野の人材の裾野を拡充する上で，有効な取組となった。(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②))（注：同分野における人材の戦略的・計画的な育成・活用を強化するために，初級・中級・上級レベルを対象としたコースの設置等） ３　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては，毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており，平成 26･27 年度共に目標値として設定した 80.0%を上回る 81.0%という結果であり，多くの国民から支持を得ている（国際平和協力の拡充（達成手段①））。ＰＫＯ法制定から２０年余りが経過しており，我が国の国際平和協力及び自衛隊等の国際貢献の実績に対する高い評価が，国民の支持に影響を与えていると考えられる。 ４　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数 国際の平和と安定に対する取り組みの一環として，国際会議/セミナー等の開催/出席は経費縮減にも努めつつも，平成 26･27 年度共に目標値を上回る数をこなし，国際的な議論をフォローし，国内の政策立案に役立てている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 国連 PKO は，伝統的には，国連が紛争当事者間に立って，停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り，当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし，冷戦終結以降は，内戦の増加などによる環境の変化に伴い，停戦監視などの伝統的な任務に加え，元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR），治安部門改革，選挙，人権，法の支配などの分野における支援，政治プロセスの促進，文民の保護など，多くの任務を与えられている。現在，16 の国連 PKO ミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており，ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は 12 万４千人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員，装備・機材，財源などの不足という事態を受け，国連を中心に様々な場で国連 PKO のより効果的・効率的な実施に関する議論が行われており，能力ギャップの克服，PKO 要員の能力・パフォーマンスの向上等が必要とされている。このため，我が国としては，平成 27 年９月に成立した平和安全法制に基づき，国連のこうした取組を今後とも支援していくことが，国際の平和と安定に対する取組を進める上で重要である。 また，国連 PKO，国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため，平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。例えば，国連 PKO ミッションに派遣されている約 5,300 名の文民のうち日本人は僅かな数に留まっており，当面の重要課題として，文民の人材育成及び現地における貢献が求められている。 上記を踏まえ，国際社会の安定に向けた国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充という施策目標は適切であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進，国際社会の取組・議論への積極的な貢献

PKO を通じた国際社会の平和と安定への貢献の観点から，UNMISS への要員の継続的な派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する，ARDEC の試行訓練の実施，第２回PKOサミットの共催及びPKO法改正による法的基盤の整備等の27年度目標の設定は適切であった。

国際社会の平和と安定のため，国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており，更なる貢献の実施が重要であるが，近年国連 PKO への要員派遣は１つのミッションにとどまっていることを踏まえ，日本の目に見える貢献として，引き続き要員派遣や有意義な活動等，国連 PKO ミッションへの協力の拡大を目指すとともに，国連を通じた要員訓練へのパートナーシップの拡大を新たな目標として追加する。また，Ｇ７議長国及び安保理非常任理事国として PKO に関する国際社会の議論の場において一層の貢献を果たす。

2　平和構築分野における人材育成

平和構築分野の人材を育成するためには，新規人材と既に一定の経験を持つ人材の両方を対象とするコースを実施し，またその人材の就職を支援することが不可欠であり，これを目指した平成 27 年度の目標設定は適切であった。

平和構築分野で活躍できる若手人材とマネジメントレベルの人材を育成し，また国際機関等への就職を拡大するため，新規事業１年目の成果と評価を踏まえ，今後の活躍を希望する人材及び既に一定の実務経験を有する人材向けコースの実施及び就職支援の実施を目標とする。

3　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

世論の支持は，施策目標を実現する上で重要であり，世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答が 80%という 27 年度目標の設定は適切であった。

施策を進めるにあたり，国民からの支持と理解を示す回答を測ることが，施策の進捗を把握する上で有益であるため，最低限の望ましいラインとして引き続き 80%を目標値として設定する。

4　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数

国連の平和活動の見直しが行われた 27 年度において，同年度における国際会議/セミナー等の開催/出席数の目標設定をこれまでよりも増やした点で適切であった。

セミナー等の開催数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等への出席を通じた国連を始めとする国際社会の議論への積極的な知的貢献は，日本の多様な協力のあり方の一つとして重要であり，27 年度も目標を上回る貢献を実現した。28 年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており，我が国として優先順位をつけながら会議の場での貢献を維持することを目的に 16 とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ（「平和構築」現場における取組） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/genba/index.html) ・内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ (http://www.pko.go.jp/index.html) ・防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取組」 (http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html)

個別分野	４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために，国際社会の一致した継続的取組が重要であることから，我が国は，①国内対策の強化，②幅広い国際協力の推進，③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ，本件に取り組んでいる。具体的には，二国間に加え，グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やＧ８，国連等の多国間枠組みも利用し，国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や，途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。
関連する内閣の重要政策	・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) Ⅲ　我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 １　グローバルな安全保障環境と課題 （３）国際テロの脅威 「我が国及び国民は，国内外において，国際テロの脅威に直面している。 こうした国際テロについては，実行犯及び被害者の多国籍化が見られ，国際協力による対処がますます重要になっている。」 Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ ４　国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 （５）国際テロ対策における国際協力の推進 「国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換，テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化，テロ対処能力が不十分な開発途上国に対する支援等に積極的に取り組み，国家安全保障の観点から国際社会と共に国際テロ対策を推進していく。 また，不法な武器，薬物の取引や誘拐等，組織犯罪の収益がテロリストの重要な資金源になっており，テロと国際組織犯罪は密接な関係を有している。こうした認識を踏まえ，国際組織犯罪を防止し，これと闘うための国際協力・途上国支援を強化していく。」 ・人身取引対策行動計画 2014 の採択(犯罪対策閣僚会議，平成 26 年 12 月 16 日) 「人身取引対策に係る情勢に適切に対処し，政府一体となってより強力に，総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため，「人身取引対策行動計画 2014」を策定し，人身取引の根絶を目指すこととする。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「昨年のパリ同時多発テロ事件を始め，無辜の市民の命を奪う卑劣なテロは，平和と繁栄という人類共通の価値への挑戦です。昨年 12 月，外務省に設置された「国際テロ情報収集ユニット」の活動も通じ，政府一丸となって国際テロ対策を強化し，国内外の日本人の安全確保に全力を挙げるとともに，国際社会と連携し，テロとその根底にある暴力的過激主義への対策に一層注力してまいります。」

測定指標	１　国際的なテロ対策協力の強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)設立会合及び各種作業部会の会合に参加した他，国連やＧ８専門家会合，各国とのテロ対策協議，ASEAN や ARF 等のテロ対策関連会合でも積極的に議論に参加した。	国連やＧ８等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに，各国とのテロ対策協議を実施する。
	24年度	１　多国間のテロ対策枠組みにおいては，グローバル･テロ対策フォーラム(GCTF)各種作業部会の会合，Ｇ８ローマ・リヨン・グループ会合及び国連グローバル・テロ対策戦略レビュー会議等に参加し，テロに対する国際的意思形成に貢献した。 ２　各国とのテロ対策協議については，日 ASEAN テロ対策対話並びに日中韓，日露及び日印テロ対策協議を開催し，積極的に情報共有，政策協調等を図った。特に，１月のアルジェリアのテロ事件を受け，日米首脳会談において，日米間のテロ対策協力の強化が合意され，２月に東京において日米テロ対策協議を開催し，今後国際テロ対策協力及び GCTF の枠組みを通じた能力向上支援について意見交換を行った。	国連やＧ８等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに，各国とのテロ対策協議を実施する。
	25年度	１　多国間のテロ対策枠組みにおいては，グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)閣僚級会合及び各作業部会の会合，Ｇ８ローマ・リヨン・グループ会合	１　GCTF やＧ８，国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。

	等に参加し，テロに対する国際的意思形成に貢献した。 　各国とのテロ対策協議については，日 ASEAN テロ対策対話，日露テロ対策協議等を開催し，積極的に情報共有，政策協調等を図った。特に，平成 25(2013)年１月のアルジェリアのテロ事件を受け，６月にはアルジェリアと治安・テロ対策対話を実施し，治安・テロ対策分野における今後の二国間協力等について意見交換を行った。 ２　５月に国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)の訪日審査及び同事務局長他との協議を行った。	GCTF 各種会合，Ｇ８ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し，国際社会との連携強化に務める。 　日・ASEAN テロ対策対話，日中韓テロ対策協議等に参加し，地域的なテロ対策協力強化に貢献する。 ２　テロリスト等に対する制裁措置を定める国連安保理決議の履行に関して，５月に予定されている国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)の訪日審査の機会に，同事務局長と関係省庁を含む我が方との協議を行う。
26年度	１　多国間のテロ対策枠組みにおいては，グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)閣僚級会合及び各作業部会の会合，Ｇ７ローマ・リヨン・グループ会合，国連関連会合等に参加し，テロに対する国際的意思形成及び取組に貢献した。 (１)11 月 18～20 日，及び３月 10～12 日，ベルリンで開催されたＧ７ローマ・リヨン・グループ会合に，日本代表団(外務省，警察庁，法務省，国土交通省，公安調査庁)が出席し，国際テロ・犯罪対策における日本の立場や取組を紹介し，Ｇ７各国との協力・連携強化を図った。 (２)安保理における「テロ及び暴力的過激主義対策に際しての国際協力に関する公開討論」(11 月)及び安保理における「テロリズム及び越境犯罪に関する公開討論」(12 月)に参加した。 (３)３月 16 日～19 日，カーン国連テロ対策実施タスクフォース事務局長他１名を訪日招へいし，当省及び関係機関と密接な意見交換を行うとともに，我が国のテロ対策及び一般情勢について同人らの直接的な知見を深めた。 ２　ASEAN 国境を越える犯罪に関する高級実務者会合（６月），ARF テロ・国境を越える犯罪対策会期間会合（４月）等に参加し，地域的なテロ対策協力強化に貢献した。 　また，17 回日・ASEAN 首脳会議(11 月)において，「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日 ASEAN 共同宣言」を採択し，テロ対策分野での協力強化とともに，国際組織犯罪対策分野への協力拡大につき合意した。 ３　各国とのテロ対策協議については，日 ASEAN テロ対策対話（５月），日英テロ対策協議（４月）等を開催し，積極的に情報共有，政策協調等を図った。 ４　平成 27 年２月，ケリー米国務長官主催の下開催された国際的に関心が高まっている暴力的過激主義に関する閣僚級会合に中山外務副大臣が出席し，シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた今後の外交面での包括的取組について説明するとともに，ISIL への非難，同事件に関する各国の協力への謝意を表明した。	GCTF やＧ８，国連等の多国間枠組み及び地域的なテロ対策に以下のとおり貢献する。 １　GCTF 各種会合，Ｇ８/Ｇ７ローマ・リヨン・グループ会合等へ積極的に参加し，国際社会との連携強化に努める。 ２　日・ASEAN テロ対策対話等に参加し，地域的なテロ対策協力強化に貢献する。
27年度	１（１）安保理決議第 2199 号（注）に基づき，関係省庁と連携してシリア文化財の輸入規制措置を講じた。また，同決議の要請に応じて，我が国のテロ対策の取組，安保理決議の履行状況を国連に	１　国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。 (１)テロ関連安保理制裁決議(第 1267 号，1333 号，1373 号，2178 号(外国人テロ戦闘

	報告した。 （２）厳格な資産凍結措置履行のため，10 月の財産凍結法施行以降，関係省庁と調整・連携し，告示の同時発出，制裁リストの整理，金融機関への通知を実施した。 （３）二国間・多国間の各種国際会議において，関係省庁と調整の上，旅客予約記録（PNR）入手に向けた関係国への働きかけを国連テロ対策委員会閣僚級特別会合（７月）やＧ７ローマ・リヨン・グループ会合（11 月，平成 28 年３月）等を通じて，ハイレベルで積極的に実施した。 ２　多国間・二国間のテロ対策枠組みにおいては，以下の会合等に参加し，テロに対する国際的意思形成及び取組に貢献した。 （１）邦人が海外でテロの犠牲となったシリアやチュニジアでの事件等を受け，Ｇ７エルマウ・サミット（６月）等で首脳，外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換を実施した。 （２）GCTF の第７回調整委員会（５月），第６回閣僚級会合（９月），第８回調整委員会（９月）等の各種会議に積極的に参加したほか，GCTF 事務局からの照会依頼に積極的に対応し，GCTF が公表する外国人テロ戦闘員対策等に関するベストプラクティス集の作成に貢献した。 （３）ベルリンでのＧ７ローマ・リヨン・グループ会合（11 月）においては，我が国の優先事項等を積極的にインプットするとともに，平成 28 年２月には，我が国はＧ７議長国として本邦において同会合を主催。特に，東南アジア諸国を招いて，同地域における暴力的過激主義や市民社会の役割をＧ７関係者に共有しつつ，アジアにおけるテロ対策の議論を主導した結果，Ｇ７唯一のアジア国としての我が国のプレゼンスを示すとともに，アジアにおける連携の重要性をＧ７内で共有した。 （４）７月，マドリッドで開催された国連テロ対策委員会（CTC）主催「外国人テロ戦闘員対策に関する特別会合（閣僚級）」に出席し，我が国の取組を紹介するとともに，国連テロ対策部局との連携強化を表明した。 （５）日米豪テロ協議（４月），日中韓テロ対策協議（５月），日露テロ対策協議（５月），日英テロ対策協議（10 月），日印テロ対策協議（11 月）を実施し，積極的に情報共有や国際場裏における政策協調等を図るとともに，一部の国とは第三国における支援の連携を確認する等行った。 （６）アフリカの市民社会による暴力的過激主義対策を後押しするため，グローバル基金（GCERF）に初の拠出を行った。 （７）６月，シドニーにて，暴力的過激主義対策サミット地域別閣僚会合が開催され，中根外務大臣政務官が出席。また，９月の同首脳級会合では国連代表部大使が総理スピーチを代読し，我が国の暴力的過激主義対策における新規案件を含む多角的な取組を発表した。	員問題）等）を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。 （２）安保理決議や国際テロリストの資産凍結法（26 年 11 月に新たに制定）等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。 （３）厳格な入国審査及び通関審査の実施のため関係国及び関係省庁との調整（旅客予約記録（PNR）入手に係る調整を含む）を進める。 ２　多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。 （１）首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。 （２）グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）に積極的に参画する。 （３）Ｇ７ローマ・リヨン・グループに積極的に参画し，我が国が議長国となる平成 28 年に向けた協議・調整を進める。 （４）国連との協力強化（国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF），国連テロ対策委員会（CTC）等）を図る。 （５）二国間のテロ対策対話（Ｇ７各国，露，ASEAN 諸国，日中韓等）を実施する。

		（注）安保理決議第1267号，1333号，1373号はテロリストの資産凍結，2178号は外国人テロ戦闘員問題，2199 号はテロリストによる石油や文化財等の取引による資産獲得の防止について規定。	
中期目標	―	国際テロに対処するため，国際社会との連携・協力を強化する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　途上国等に対する能力向上支援の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	中央アジア諸国を対象に本邦においてテロ防止関連条約締結促進セミナーを実施するなど，途上国のテロ対策法制度整備のための支援に貢献した。	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	24年度	１　平成25年１月16日に発生したアルジェリアのテロ事件を踏まえ，外務大臣より「国際テロ対策の強化」を表明した。 ２　ASEAN地域フォーラム(ARF)の枠組みにおいて，テロ対策及び国境を越える犯罪対策について，マレーシアと共に「過激化対策」分野の共同議長国を務めるとともに，２月に東京において過激化対策に関するワークショップを開催し，関係国及び国際機関の講師の知見及び参加各国の課題や経験を共有した。 ３　国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて，UNODC がアフガニスタンにおいて実施するテロ対策プロジェクトへの支援に貢献した。	各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。
	25年度	１　国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を行い，北アフリカ・サヘル地域，中東地域及びアジア地域におけるテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策に取り組んだ。また中東諸国向け財産回復支援プロジェクトの実施を決定した。 ２　UNODC フェドートフ事務局長を招へいし，「日UNODC戦略対話」を開催した。同対話では，途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国とUNODC との連携・協力についての意見交換を行い，日UNODC行動計画に署名した。 ３　サヘル地域７か国に対する無償資金協力「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画」等を決定し，国連薬物犯罪事務所(UNODC)通じ，テロ対策法整備や刑事司法面での能力向上支援等に関するプロジェクトを開始した。	１　国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて，UNODC が実施する北アフリカ・サヘル地域及びアジアにおけるテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 ２　UNODC 事務局長を本邦に招へいし，途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国とUNODC との連携・協力についての意見交換を行う。 ３　北アフリカ・サヘル地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。
	26年度	１　国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を行い，北アフリカ・サヘル地域，中東地域及びアジア地域におけるテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策に取り組んだ。 ２　平成27年１月，UNODC フェドートフ事務局長との間で第２回日UNODC戦略対話を開催した。同対話では，これまでの連携実績や，今後さらに継続的に連携していく重点分野等につき確認し，第１回戦略対話で署名した行動計画の改定に合意した。 ３　近時の ISIL や外国人テロ戦闘員問題の深刻化を踏まえ，中東・アフリカ地域諸国のテロ対処能力の強化を重視する方針とし，UNODC と連携し，無償資金協力も活用しつつ，中東・アフリカ地域の国境管	１　国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて，UNODC が実施するテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトへの支援に貢献する。 ２　途上国へのテロ・組織犯罪対策強化支援における我が国とUNODC との連携・協力を推進する。 ３　東南アジア，中東，アフリカ地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。

		理や捜査・訴追能力強化，対テロ法整備支援等のプロジェクトへの拠出を行うとともに，実施中のプロジェクトのフォローアップに努めた。 ４　11 月，当省主催で「北アフリカ・サヘル地域刑事司法ワークショップ」を開催し，同地域８か国の刑事司法当局，UNODC 等関係国際機関及び我が国当局（警察庁，法務省，JICA）関係者間で，同分野での能力強化のための課題及び協力強化につき意見交換を行うとともに，同地域での日本企業・邦人の安全確保のための協力を要請した。 ５　平成 27 年２月 17 日，シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて，中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援約 1,550 万ドルの支援を発表した。 ６　平成 27 年３月 25 日及び 26 日，クアラルンプールにおいて ASEAN 地域フォーラムのテロ対策及び国境を越える犯罪対策会期間会合の枠組みにおいて，マレーシアとの共催により「ARF 過激化対策に関するワークショップ」を開催し，ARF メンバー国の政策立案者や研究者の間で，過激化対策，脱過激化の取組，テロリストの更正，過激化とインターネット，テロリストの言説への対応策等について知見を共有した。	
	27年度	１　国連薬物犯罪事務所（UNODC）関連プロジェクトに拠出し，中東・北アフリカ地域及びサブサハラアフリカ地域におけるテロ対処能力の向上支援を行った他，東南アジア地域では，人身取引対策や腐敗対策，のプロジェクトに拠出し，各国の能力向上支援を幅広く実施した。 ２　北アフリカ地域におけるテロ資金対策を強化するため，国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）のプロジェクトに初の拠出を行った。 　Ｇ７のローマ・リヨン・グループ開催の機を捉え，東南アジア市民社会による暴力的過激化対策についての公開パネルディスカッション及び非公開脱過激化対策ワークショップ（いずれも平成 28 年２月）を開催した。 　また，東南アジアでは，テロの資金源となる麻薬取引等への対策支援を行った。 ３　東南アジア諸国を対象とし，サイバー犯罪と密接に関わるテロ対策を主テーマとして，国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（平成 28 年３月）を実施した。同ワークショップでは，我が国のテロ対策を東南アジア各国に紹介し，且つ東南アジア各国のテロ対策の現状について情報収集した。 ４　アフリカにおけるテロ対策セミナー（平成 28 年２月）を実施し，我が国のテロ対策をアフリカ各国に紹介し，アフリカ各国からのテロ対策の現状についての情報収集を行った。	１　国連薬物犯罪事務所（UNODC）が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出，第３回日 UNODC 戦略政策対話等を通じ，UNODC によるテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトを支援し，途上国の能力開発向上に貢献する。 ２　東南アジア，中東，アフリカ地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。 （１）平成 27 年１月に外務大臣，同２月に外務副大臣が発表した「３本柱」の支援を含め，中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援として，テロリストが戦闘・訓練活動を行う地域の国境管理や捜査・訴追能力の強化，対テロ法整備支援を着実に実施する。 （２）東南アジアでは，麻薬対策，腐敗対策，サイバー犯罪対策分野における法執行機関職員への研修等を通じ，テロの資金源となる組織犯罪への捜査・訴追能力強化に向けた支援を行う。 ３　東南アジア諸国を対象にサイバー犯罪対策に関するワークショップを実施する。 ４　暴力的過激主義対策をテーマとし，中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。
中期目標	―	国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力を強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　国際組織犯罪対策における国際協力の進展			年度目標

施策の進捗状況・実績	23年度	国連の関連委員会，Ｇ８専門家会合，FATF，不正薬物対策のための閣僚級会合等に積極的に参加し，各国とのマネーロンダリング防止のための情報交換枠組み設定も進めた。人身取引に関する政府協議調査団の派遣(フィリピン)も行った。	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し，国際的な連携を強化する。
	24年度	１　国連犯罪防止刑事司法委員会，国連麻薬委員会，Ｇ８ローマ・リヨン・グループ，財産回復アラブフォーラム，G20腐敗対策作業部会，金融活動作業部会(FATF)会合等に積極的に参加した。 ２　人身取引対策に関する日・タイ共同タスクフォース会合を開催するとともに，政府協議調査団の派遣(タイ)を行った。 ３　国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援,医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や，不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を実施した。 ４　UNODCの国連薬物統制計画基金に約81万米ドルを拠出し，ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング，新興薬物対策，覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング，大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 ５　７月にサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約をアジア地域の中で初めて締結した。	二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し，国際的な連携を強化する。
	25年度	１　国連犯罪防止刑事司法委員会，麻薬委員会，国連腐敗防止条約締約国会合，Ｇ８ローマ・リヨン・グループ，財産回復アラブフォーラム，G20腐敗対策作業部会，金融活動作業部会(FATF)会合，サイバー犯罪条約関連会議等に積極的に参加した。 ２　人身取引対策の政府協議調査団をフィリピンに派遣した。また国際移住機関(IOM)への拠出を通じて,被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援，医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や，不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。 ３　UNODCの国連薬物統制計画基金に約65万米ドルを拠出し，ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング，新興薬物対策，覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング，大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 ４　「サイバー犯罪の捜査・訴追における効果的な国際協力に関するワークショップ」を開催し,サイバー犯罪捜査と訴追の課題とそのための改善策を議論した。 ５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，関係省庁と検討を行った。	１　国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会，G20腐敗対策関連会合，金融活動作業部会(FATF)関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，国際的な連携を強化する。 ２　国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。 ３　UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出により，国際的な薬物対策を支援する。 ４　アジア諸国を対象とするサイバー犯罪に関するワークショップの実施等により，サイバー犯罪に係る法制度整備のための支援に貢献する。 ５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。
	26年度	１　国連犯罪防止刑事司法委員会(５月)，麻薬委員会(３月)，Ｇ７ローマ・リヨン・グループ(11 月，３月)，財産回復アラブフォーラム(11 月)，G20腐敗	１　国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，Ｇ８(７)及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会(FATF)関連会合，サ

	対策作業部会(６月，10 月，３月)，金融活動作業部会(FATF)会合(６月，10 月，２月)，サイバー犯罪条約関連会議(５月，６月，10 月，12 月，２月)等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野や麻薬対策分野における多数の国連決議の成立，各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化，G20 腐敗対策行動計画の策定等に貢献した。また，第 17 回日・ASEAN 首脳会議(11 月)において，「テロ及び国境を越える犯罪との闘いにおける協力のための日 ASEAN 共同宣言」を採択し，違法薬物取引，人身取引，資金洗浄等に関する更なる協力強化を決定した。 ２　１月人身取引対策の政府協議調査団をタイに派遣し，タイ政府当局，国際機関，現地 NGO 等と両国の人身取引対策について情報共有するとともに，両国の連携強化につき合意した。また国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援，医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援や，不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。 ３　UNODC の国連薬物統制計画基金に約 45 万米ドルを拠出し，ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング，新興薬物対策，覚せい剤を始めとする合成薬物のモニタリング，大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。 ４　サイバー犯罪条約に関し，４月に日米共同出資による UNODC プロジェクトとして東南アジア諸国のサイバー犯罪への予防及び対処能力向上支援を実施したほか，５月には第１回日 ASEAN サイバー犯罪対策対話を実施した。 ５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，引き続き関係省庁と検討を行った。	イバー犯罪条約関連会議等に参加し，国際的な連携を強化する。 ２　国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。 ３　UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出により，国際的な薬物対策を支援する。 ４　サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し，サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。 ５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。
27年度	１　国連犯罪防止刑事司法委員会(５月)，麻薬委員会(平成 28 年３月)，Ｇ７ローマ・リヨン・グループ(11 月，３月)，財産回復アラブフォーラム(12 月)，国連腐敗防止条約締約国会議（11 月），G20 腐敗対策作業部会(６月，10 月，１月)，金融活動作業部会(FATF)会合(６月，10 月，２月)，サイバー犯罪条約関連会議(６月，９月，12 月)等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野や麻薬対策分野における多数の国連決議の成立，各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化等に貢献した。特に，国連犯罪防止刑事司法委員会においては，我が国がテロ関連条約実施のための技術援助に関する決議案の主提案国となった。また，第 13 回国連犯罪防止刑事司法会議(４月)において，平成 32(2020)年の次回会議を我が国で開催することが決定された。 ２　国際移住機関(IOM)への拠出を通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援，医療費の提供等))のための「人身取引	１　国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会(FATF)関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。 ２　国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。 ３　UNODC の国連薬物統制計画基金への拠出等により，国際的な薬物対策を支援する。 ４　サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し，サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。 ５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。

被害者帰国支援事業」への支援を行った。また，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行うとともに，平成28年３月に開催された第６回バリ・プロセス閣僚会合に，我が国から濱地外務大臣政務官が出席し，我が国の人身取引対策における国際協力につき発表した。

３　UNODCの国連薬物統制計画基金に25万米ドルを拠出した。例えば，ミャンマーでは，不法ケシ栽培のモニタリングを実施し，同国のケシ栽培の状況を細かく把握することで，ミャンマー政府による 2019年までのケシ撲滅を目指した取組を支援している。また，近年合成薬物の急速な蔓延が深刻化している東南アジア地域においては，合成薬物対策等を実施し，合成薬物の動向分析や研究，合成薬物に係る情報収集・交換を地域の専門家間で行うことを通じて，地域全体における合成薬物への対処能力の底上げに貢献している。

４　サイバー犯罪対策においては，日 EU サイバー協議や日仏サイバー協議等の機会を通じ，諸外国とサイバー犯罪を含むサイバーセキュリティ対策が十分でない途上国に対する能力構築支援の重要性等について議論を行った。

５　国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，引き続き関係省庁と検討を行った。

中期目標	―	国際組織犯罪に対処するため，国際社会との連携・協力を強化する。

26･27年度目標の達成状況	○

４　国際テロ･組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(注) ①国際テロ･組織犯罪関連条約に関するワークショップ ②テロ対策地域協力会合	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―	
	4	17	16	8	①4 ②6 (及び1国際機関)	①― ②―	△
年度目標値	―	7	10	10	①4 ②7		

(注)国際機関は除く。

評価結果(個別分野４)	施策の分析	１　国際的なテロ対策協力の強化 Ｇ７議長国としてローマ・リヨン・グループ会合を本邦で開催し，テロ対策におけるＧ７の共通ポジションや協力深化のための具体的施策についての議論を主導し，同分野における我が国の存在感を示す有意義な機会となった（国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①））。 東南アジア地域におけるテロ対策ワークショップでは，我が国のテロ対策に係るグッド・プラクティスを東南アジア各国に紹介するとともに，我が国としても東南アジア各国のテロ対策の現状について情報収集を行う上で大きな効果があった（テロ対策地域協力会合開催（達成手段④））。 また，東京で開催されたＧ７のローマ・リヨン・グループの機会を捉え，東南アジア市民社会による暴力的過激化対策についての公開パネルディスカッション，非公開脱過激化対策ワークショップを開催したことは，他のＧ７諸国にとって，欧米ではなかなか知り得ない取り組みを学ぶ上で有益であり，我が国のリーダーシップが高く評価された（国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショッ

		プ開催経費（達成手段③））。 　これらの取組により，平成 27 年２月の邦人殺害テロ事件を受けたテロ対策の強化のうち，多国間，二国間の枠組みを通じた強化に有効に対応した。 ２　途上国等に対する能力向上支援の強化 　UNODC と連携し，「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画」等を実施中であり，サヘル地域諸国のテロ対処能力を向上させる上で，効果を上げた。（国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①，国際組織犯罪対策における国際協力進展（達成手段②）） 　これに加えて，UNODC と連携し，中東・アフリカ地域に対するテロ対処能力向上支援を幅広く実施していくことで，同地域の安定化及びテロ防止に大きく貢献した（国際的なテロ対策協力の強化（達成手段①））。 　これらの取組により，平成 27 年２月の邦人殺害テロ事件を受けたテロ対策の強化のうち，中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援に着実に取り組んだ。 ３　国際組織犯罪対策における国際協力の進展 　犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議である「国連犯罪防止刑事司法会議」の次回会合を本邦で開催することとなったことは，同分野における我が国のリーダーシップを構築する上で有効な機会となった（国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））。また，東南アジア諸国に対し合成薬物対策の能力向上支援を実施し，我が国自身の薬物対策にも裨益した（国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））。 ４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数 　26 年度のワークショップ等の参加国については，開催直前に参加国の国内事情等やむを得ない理由により急遽出席を取りやめたことによって目標未達成となった。他方，27 年度においては，26 年度同様参加国の直前の出席取りやめの可能性が発生したものの，種々の調整を経て目標を達成した（テロ対策地域協力会合開催経費（達成手段④））。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 　テロ及び国際組織犯罪は，グローバリゼーションの進展及び情報通信技術の発展もあり，その行為を行う主体，手段が多様化しており，その脅威は依然として深刻である。また，不法な麻薬や人身取引の収益がテロ組織の資金源となり，マネーロンダリングの手法が巧妙化する等，テロと国際組織犯罪は相互補完的な関係にあると言われており，その両方に適切に対処する必要がある。さらに，テロや国際組織犯罪は国境を越えて行われることから，一国のみの対応で完結しうる問題ではなく，その対策には各国が緊密に連携・協調していくことが不可欠である。 　上記のとおり，テロ・組織犯罪分野におけるあらゆる協力枠組みを通じ各国との連携を強化すること及び同分野における対処能力が必ずしも十分ではない国に対する国際機関等を通じた能力構築支援を実施するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　国際的なテロ対策協力の強化 　テロ対策における国際的な連携強化を行うとの中期目標の達成のため，国連安保理決議の履行・各国とのテロ対策対話の実施を掲げた 27 年度の目標は適切であった。28 年度は ISIL の影響力が強い地域で戦闘員として闘うアフリカ出身国民，東南アジア出身国民が帰国して更なるテロを起こす可能性が高まっている現状に鑑み，そのうち我が国の国益上の関心が高い関係各国とのテロ対策協力に力を入れていく。ただし，アフリカ・東南アジア出身の帰還兵を含む外国人テロ戦闘員に対する取組の成果を測る際の測定指標としては，以下３（途上国等に対する能力向上支援の強化）を使用する。 ２　途上国等に対する能力向上支援の強化 　テロ・組織犯罪分野における途上国の能力強化という中期目標の達成のため，UNODC を通じたプロジェクトの実施や，アフリカ諸国を対象とした暴力的過激主義対策に係るセミナーの開催を掲げた 27 年度の目標は適切であった。一方，東南アジア地域に対しては，テロの脅威の高まりに対し，テロ対処能力向上のため十分な支援が実施されているとは言えないため，引き続き可能な限り取り組んでいく。また，日・ASEAN 統合基金（JAIF）等をも活用して，東南アジア地域に対する能力構築支援をさらに進めていく。

		３　国際組織犯罪対策における国際協力の進展 　組織犯罪対策における各国との連携強化という中期目標の達成のため，同分野に係るあらゆる国際枠組みへの参画・国際機関等との連携強化を掲げた 27 年度の目標は適切であった。多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために，国際社会の一致した継続的取組が重要であることから，我が国は,国内対策の強化，幅広い国際協力の推進及び途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ，引き続き本件に取り組んでいく。 ４　国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数 　テロ・組織犯罪対策を効果的に実施する上では，同分野におけるワークショップ等を通じ各国と情報共有を行うことが不可欠であるが，参加国からのやむを得ない事情に基づく直前の出席取りやめ等が発生し，結果として 26 年度においては目標を下回った。しかし，テロ・組織犯罪という国境を越える問題に如何に効率的に対処するかという議論を行うことは，テロの脅威がアジアにも拡散している状況に鑑みても，極めて重要であるとともに，地域内の関係諸国間の協力が不可欠であるところ，引き続き同様の課題を有する一定数の国を招へい対象とし，今後も目標の達成に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ 日本の国際テロ対策協力：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/index.html 国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html ・平成 27 年版外交青書 第３章国益と世界全体の利益を増進する外交　第１節日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 ３　グローバルな安全保障　（３）治安上の脅威に対する取組 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2015/html/chalter3_01_03.html

個別分野	５　宇宙に関する取組の強化
施策の概要	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため，規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また，宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ，二国間宇宙協力を推進する。さらには，我が国が有する宇宙技術・知見を外交に活用し，我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。
関連する内閣の重要政策	・「宇宙基本計画」(平成 27 年１月９日) ２.(１)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化 ２.(３)①宇宙産業関連基盤の維持・強化 ４.(１)①(ⅰ)宇宙空間の安定的利用の確保 ４.(１)①(ⅲ)宇宙協力を通じた日米同盟等の強化 ４.(２)③(ⅱ)調査分析・戦略立案機能の強化 ４.(２)③(ⅳ)法制度等整備 ４.(２)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「宇宙空間，サイバー空間における「法の支配」の実現と強化にも尽力します。」 ・「国家安全保障戦略」(平成 25 年 12 月 17 日) Ⅲ　１(４)国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク Ⅳ　１(９)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進 Ⅳ　４(２)法の支配の強化

測定指標	１　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進		年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた多国間会合を始めとする関連会合に積極的に出席するとともに，主にアジア地域諸国に対し同規範の重要性を説き議論への参加を促した。また，国連軍縮研究所(UNIDIR)と共催で，マレーシアで同規範に関する地域セミナーを開催した。 宇宙環境の保全を確保するため，国連等における協議に積極的に参画するとともに，我が国の専門家が各専門家会合に出席し，主導的な役割を果たした。さらにマレーシアで宇宙環境保全ワークショップを主催し，宇宙環境保全の重要性を各国と共有した。	
	25年度	「宇宙活動に関する国際行動規範」の採択に向けて，オープンエンド協議や同志国会合に参加して積極的に議論に貢献し，東南アジア諸国へのアウトリーチを実施した。第１回オープンエンド協議(61 カ国が参加)では同規範に関する本格的な多国間の協議が開始され，第２回オープンエンド協議(66 カ国が参加)では同規範のセクション毎に参加国から意見が示される形で議論された。 国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)における「宇宙活動の長期的持続可能性」について，専門家会合議長の擁立や各専門家会合における専門家の派遣等を通じて，ベストプラクティス・ガイドライン作りに積極的に参画・貢献した。 また，ASEAN 地域フォーラム(ARF)の枠組みで，日米インドネシアの共催で各国の宇宙セキュリティに対する認識の向上等を目的とした第２回 ARF 宇宙セキュリティワークショップを開催することとし，三カ国での協議を行うとともに準備を進めた。	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた，関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため，国連等における協議に積極的に参画・貢献する。
	26年度	５月，「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に向けて，第３回オープンエンド協議(63 カ国が参加)では，潜在的な宇宙利用国のためにも安全かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たなルール作り，すべての国に開かれた多国間プロセス，民生と軍事の両面をカバーする重要性等を説き，協議においては同規範の最新版に対してセクション毎に参加国と議論を行った。	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた，関連会合の議論において主導的な役割を果たす。 宇宙環境の保全を確保するため，国連等における協議に積極的に参画・貢献する。さらに東京で ARF 宇宙セキュリティワークショップを米国・インドネシアと

		COPUOS については，２月，ウィーンにて，COPUOS 科学技術小委員会に参加して，科学技術面における国際協力に関する議論を行った。６月，COPUOS 本委員会に参加し，「宇宙活動の長期持続可能性」等について議論を行った。 ３月下旬から４月上旬まで COPUOS 法律小委員会に参加し，各国と国内法制の情報交換を行った。 10 月，東京にて，第２回 ARF 宇宙セキュリティワークショップを米国およびインドネシアとの共催により開催し，ARF 参加各国と，宇宙セキュリティについての取組やルール作りについて積極的な議論を行った。	共催し，宇宙セキュリティについての認識を ARF 参加各国と共有する。
	27年度	１　「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC)」に関しては，７月，ニューヨークではじめて多国間交渉会合が開催された。我が国は同規範の意義を確認し，交渉を加速化させるため，同交渉会合に先立ち，アジア諸国に対して積極的なアウトリーチを行い，その結果同規範が「宇宙活動の安全，セキュリティ，持続可能性を促進」するものであること，「国連の承認を得た特別な外交プロセス」を通じて交渉を行っていくことなどについて，議長サマリーに盛り込むことができた。 また，10 月には宇宙を議論するはじめての国連総会第１・第４合同委員会が開催された。我が国は，ICOC が，民生・安全保障両面の宇宙活動における透明性・信頼醸成措置(TCBM)として，更なる宇宙ゴミ(スペースデブリ)の創出を防止するものである旨のステートメントを行い，参加国の理解を得るべく努めた。 さらに，11 月には北京（中国）において第３回 ARF 宇宙セキュリティワークショップが米，中，露，ラオスの共催により開催された。我が国は米国，欧州，豪州等と緊密に連携しつつ，参加国に対し ICOC の意義について改めて理解を求めた。 これら取組を通じて，国際社会の ICOC に対する理解が促進され，国際ルール作りにおいて我が国の関心事項の反映に向けて一定の前進が見られた。 ２　国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)については，ウィーン（オーストリア）にて，４月の COPUOS 法律小委員会，６月の COPUOS 本委員会，平成 28 年２月の COPUOS 科学技術小委員会に参加した。とりわけ，COPUOS 本委員会及び COPUOS 科学技術小委員会では，宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性の確保の観点から重要な意義を持つ「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの策定に関する議論において，早期に一定の成果を出すべく，米国や欧州等と緊密に連携した結果，全加盟国が合意可能なガイドラインにつき先行的に合意するアプローチについて関係国に支持を広げることに成功した。	１　宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)の策定に向けた，関連会合の議論において主導的な役割を果たし，安全かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たなルール作り，すべての国に開かれた多国間プロセス，民生と軍事の両面をカバーする重要性等の我が国の関心事項の反映を図る。 ２　宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保するため，国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)を始めとした国際会議等の協議に積極的に参画・貢献する。
中期目標	－	ICOC の作成に向けた取組を始めとした国際的なルール作りを一層推進するとともに，国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS：Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)を始めとした国際会議等の議論に積極的に参加・貢献し，国際社会におけるルール作りに一層大きな役割を果たす。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　二国間宇宙対話の推進			年度目標

施策の進捗状況・実績	24年度	日米首脳間で立上げに一致していた宇宙に関する包括的日米対話の第１回会合を東京で開催し，民生・安全保障両分野における宇宙協力について包括的な議論を行った。	
	25年度	７月，東京において①第５回日米宇宙政策協議(民生・商業利用)を開催し，衛星利用，宇宙探査等日米間の民生宇宙利用について意見交換を実施，②第 10 回日米 GPS 全体会合を開催し，日本の準天頂衛星システムと米国の GPS の協力等について意見交換を行った。同じく７月，ワシントンにおいて③安全保障分野における日米豪宇宙協議を開催し，宇宙活動に関する国際行動規範や二国間及び多国間の安全保障分野における宇宙協力について幅広く意見交換を実施した。また，11 月の日 EU 定期首脳協議における共同プレス声明において，日 EU 宇宙政策対話の立ち上げが決定され，３月，ブリュッセルにおいて④日 EU 宇宙政策対話準備会合を開催した。 また，24 年度に開催された宇宙に関する包括的日米対話等の成果として，５月，日米宇宙状況監視(SSA)協力取極を締結した。また，同会合及び 10 月に開催された日米「２＋２」の結果を受け，３月，米国との間で，⑤宇宙を利用した海洋監視(MDA)に関する机上訓練(TTX)を開催した。	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ，二国間宇宙協力を推進する。
	26年度	５月，ワシントンにおいて宇宙に関する包括的日米対話を開催し，民生分野と安全保障分野にまたがる包括的な日米宇宙協力に関する議論を行った。 ７月，安全保障における日米豪宇宙協議，宇宙空間をめぐる三か国間及び多国間の協力を強化する方途を含む幅広い事項について意見交換を行った。また，日豪宇宙協議を開催した。 10 月，東京において，第１回日 EU 宇宙政策対話を開催し，日欧双方の宇宙政策への取組に関する情報交換や両者間での協力の可能性等について議論を行った。 12 月，バンデンバーグで，日米をはじめとする８カ国で，宇宙状況監視(Space Situational Awareness：SSA)に関する机上訓練(TTX)の準備会合を開催した。 ２月，東京において，安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合を開催し，安全保障分野での日米間の宇宙協力について幅広く意見交換を行った。	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ，二国間宇宙協力を推進する。具体的には，平成 25 年 11 月の日 EU 首脳会談で立上げが決定された日 EU 宇宙政策対話の第１回会合の開催を目指す他，日米，日米豪などの対話も継続していく。
	27年度	１　日米当局間の緊密な連携の結果，日米両国政府は，４月の首脳会談において，首脳レベルで広範で包摂的かつ戦略的な視点から強化された宇宙に関する協力を再確認するとともに同月の日米安全保障協議委員会において，宇宙に関する協力の強化を明記した新たな「日米防衛協力のための指針」を了承し，その共同発表において，宇宙安全保障における協力の強化を強調するなど，両国の宇宙協力は大きく前進した。 ９月，東京において宇宙に関する包括的日米対話第３回会合及び第６回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を開催し，上記「指針」のフォローアップとして民生・安全保障の双方にわたる広範な議論を行った。また，同月，キャンベラ（オーストラリア）において第５回安全保障に関する日米豪宇宙協議等を実施し，アジア太平洋地域における３ヶ国の宇宙協力について議論を深めた。 10 月，日米間の対話で合意された宇宙協力の具体化の一環として，米宇宙状況監視机上演習(SSA-TTX-Ⅱ）2 に参加し，SSA 分野における協力を前進させた。 12 月，東京において日米間で国際宇宙ステーション	宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ，二国間宇宙協力を次のとおり推進する。 １　日米，日米豪，日 EU などの対話を定期的に実施していく。 ２　上記１以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

		（ISS）に関する新たな日米協力に係る文書の署名を行い，平成 36（2024）年までの ISS 運用延長に参加することを決定し，政治的・外交的・戦略的観点から有人宇宙探査分野における日米宇宙協力を継続・深化させていくことで合意した。 さらには，平成 28 年３月，東京での安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合の開催や，内閣府が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」への参加など，安全保障分野での日米間の宇宙協力について意見交換を実施し，SSA や MDA，国際ルール作り等様々な分野における協力の可能性について議論を実施した。 同月，ブリュッセル（ベルギー）において第２回日 EU 宇宙政策対話を開催し，日欧双方の宇宙政策への取組に関する情報交換や両者間での協力の可能性等について意見交換を実施し，民生分野（測位，地球観測，宇宙科学探査等）及び国際ルール作り等に関する情報交換や両者間での協力可能性等に関する議論を実施した。 ２　高い宇宙能力を有するフランスとの間で，双方の関心事項等に関して意見交換を重ねた結果，新たに日仏包括的宇宙対話を開催することで一致し，平成 28 年３月，パリにおいて同会合を開催，日仏の多くの関係省庁・機関が参加し，安全保障及び民生の両分野において，情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し，両国の宇宙協力を大きく前進させた。	
中期目標	―	日米間における安全保障・民生の両分野における宇宙協力を推進するとともに，米国，EU，豪州等との間の宇宙に関する政府間対話を定期的に実施する。この他の諸外国との間では，宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用			年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	ジュネーブで開催された安全保障に関する UNIDIR セミナーに我が国の優れた宇宙法専門家を派遣し，講演会等を通じて，宇宙の安全保障分野での取組における我が国のプレゼンスの向上に努めた。また，COPUOS 科学技術小委員会の会期中にウィーンにおいて宇宙と持続可能な開発に関するセミナー等を開催し，我が国の取組を紹介し，途上国や国連関係者から高い関心を得た。	
	25年度	ベトナム（ハノイ）で開催された第 20 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）に我が国の優れた専門家を派遣し，スペース・デブリの問題や対策等に関する講演を行い，宇宙環境の悪化に伴うスペース・デブリ低減に向けた活動の重要性の認識向上に努めた。 また，COPUOS 科学技術小委員会の会期中に「宇宙と持続可能な開発」に関するセミナー等，同法律小委員会の会期中に「宇宙探査における国際協力メカニズム：現行及び将来のメカニズムの検討」に関するセミナー等を開催し，途上国を含めた参加国や国連関係者から高い関心を得た。	宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ，我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ，経済外交にも貢献する。
	26年度	12 月，東京で開催された第 21 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF-21）において，「宇宙活動に関する国際行動規範」の早期策定への貢献等，我が国の取組を紹介した。 ２月，ウィーンにて，COPUOS 科学技術小委員会の会期中に昨年に続いて「宇宙と持続可能な開発」に関するセミナ	宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ，我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に印象づけ，我が国のプレゼンスを向上させる。東京で開催予定の APRSAF-21 においてもセミナー等を開催する。

		一等を開催し，途上国を含めた参加国や国連関係者に，災害のリスク軽減における宇宙技術が果たす役割をテーマに日本の技術・知見を示した。	
	27年度	１　４月のCOPUOS法律小委員会及び平成28年２月の科学技術小委員会に専門家２名を派遣し，同専門家はそれぞれのワーキンググループにおいて議長を務めた。 　また，両会合へ，宇宙分野において長い経験を有する有識者を派遣した。同有識者は，議論が紛糾した場面において，国際的な人脈及び知見を活かし，各国の意見及び利害の調整を行い，議論の収束に大きく貢献した。 ２　12月，インドネシア共和国バリ島で開催された第22回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-22) へ専門家を派遣し，我が国の国際宇宙ステーション（ISS）を通じた国際協力の紹介などを行い我が国のプレゼンス向上に貢献した。	１　宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ，我が国が強みを有する宇宙技術・知見をアジア地域等の開発途上国等に印象づけ，我が国のプレゼンスを向上させる。 ２　インドネシア共和国バリ島で行われるAPRSAF-22に専門家を派遣し，我が国が強みを有する宇宙技術・知見をアジア地域等の開発途上国等に印象づける。
中期目標	－	我が国が強みを有する宇宙技術を活用して開発途上国等が直面する開発課題の解決に貢献し，相手国の宇宙能力の強化に貢献する。	

26･27年度目標の達成状況	○

４　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)	実績値				中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	24年度	25年度	26年度	27年度	－	
	6	7	7	7	－	○
年度目標値		6	6	6		

５　二国間宇宙対話の実施回数（回）	実績値				中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	24年度	25年度	26年度	27年度	－	
	2	5	6	8	－	○
年度目標値		5	5	5		

６　宇宙外交推進専門家交流事業（注）他機関（APRSAF等）の主催事業（シンポジウム等）への派遣（①）および当該事業の参加人数（②） ①派遣回数(回) ②参加者数(人)	実績値				中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	24年度	25年度	26年度	27年度	－	
	① 1 ②30	① 1 ②150	① 1 ②580	① 1 ②478	－	○
年度目標値		① 1 ②120	① 1 ②120	① 1 ②250		

評価結果（個別分野５）	施策の分析	１　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進 ４　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数 　宇宙活動に関する国際的な規範づくりについては，その交渉段階から参加することで我が国の政策に反せず，かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範を策定できるよう，積極的に関与し続ける必要がある。そのような観点から，国連内外において議論が行われている「宇宙活動に関する国際行動規範」やCOPUOS本委員会及びCOPUOS科学技術小委員会への有識者や外務省職員等の派遣を通じて，「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の作成に関する議論への関与を進めたことは，安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。（国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)(達成手段①)） ２　二国間宇宙対話の推進 ５　二国間宇宙対話の実施回数 　二国間宇宙対話の推進については，日米，日米豪，日EU，日仏間の会合を開催し，宇宙政策に関する意見交換を行い，宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより，宇宙先進国である米国，豪州，EU，仏との関係をより緊密にすることができた。日米間においては，ISSに関する新たな日米協力に係る文書の署名を行い，平成36年（2024）年までのISS運用延長に参加することを決

		定した。(二国間宇宙対話の実施(達成手段②)) ３　ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用 ６　宇宙外交推進専門家交流事業 　我が国の宇宙外交におけるソフトパワーの活用については，COPUOS 法律小委員会「国際協力メカニズムのレビュー」のワーキンググループ議長を務める青木慶應義塾大学教授と，平成 28 年の第 54 会期科学技術小委員会より議長を務める向井 JAXA 技術参与を COPUOS の各会合へと派遣した。また，COPUOS 事務局による議事運営及び日本代表団のサポートにおいては，元 COPUOS 議長である堀川 JAXA 技術参与の同会合への派遣により，議論の収束に大きく貢献した。 　加えて，APRSAF については，我が国の専門家を派遣し，４つの分科会（宇宙利用・宇宙技術・宇宙環境利用・宇宙教育）における取組，将来計画に関する議論への参加，アジア・太平洋地域における宇宙活動に関する最新情報の取得等国際的な動向のフォロー，国際宇宙ステーション（ISS）を通じた国際協力の紹介などにより，我が国のプレゼンスを向上させることができた。(ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用達成手段③)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 　近年,宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに，衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加等の問題が発生し，持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大している。このような問題を解決するためには，時代に適応した新たな国際法規範を策定すること等を通じて，宇宙空間における「法の支配」を実現していくことをはじめとして，国際社会が共同して課題に対処していくことが必要であり，我が国としても各国との二国間対話を推進し，プレゼンスを向上させ，国際社会の議論に積極的に参加し貢献していくことが重要である。このような状況を踏まえれば，平成 27 年度の施策目標の設定は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施する。 【測定指標】 　測定指標の設定は概ね妥当であった。平成 28 年度の中期及び年度目標のあり方を設定するに際しても，基本的にその方向性を維持しつつ，平成27年12月に宇宙基本計画工程表が改訂されたこと，平成 28 年４月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されたことを踏まえ，同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理し，見直すことが妥当である。具体的には，宇宙空間における法の支配の実現・強化に一層取り組んでいくこと，二国間対話のみならず科学面・産業面での協力を含め国際宇宙協力をより総合的な観点から推進していくこと等が重要である。 １　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進 　宇宙活動に関する国際的な規範づくりに積極的に関与することは，宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保する上で重要であり， 27 年度目標は適切であった。宇宙を巡る国際環境の変化に応じて,持続的かつ安定的な宇宙利用を確保するための新たな法規範策定の必要性が増大しており，今後も国際的なルールの策定に向けた取組を更に推進し，国連を始めとする多国間協議に積極的に参画・貢献する。 ２　二国間宇宙対話の推進 　宇宙先進国である米国，豪州，EU，仏との対話を行ったことは効果的であり，新たに日仏包括的宇宙対話を開催したことは安全保障及び民生の両分野において有益であった。今後も我が国の安全保障政策との整合性を踏まえ，重層的な協力関係の構築を目指すべく，宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ，二国間宇宙協力を推進する。 ３　ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用 　我が国の専門家の派遣を通じた宇宙に関する技術･知見を外交に活用するとの 27 年度目標は適切であった。また，宇宙に関する専門家の派遣等によって，我が国が有する優れた宇宙技術力・知見を外交ツールとして活用し，アジア地域等の新興国に引き続き印象づけることは重要であり，今後も専門家の派遣等を実施する。 　ただし，平成 27 年 12 月に宇宙基本計画工程表が改訂され，平成 28 年４月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されことを踏まえ， 同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理し，見直すことが妥当であり，同工程表で主たる外務省関連の施策は「宇宙空間における法の支配の実現・強化」および「諸外国との重層的な協力関係の構築」の２点であるところ，本測定指標は 28 年度からは削除する。

		４　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数 　宇宙空間における国際ルールの実現に向けた関連会合への出席は引き続き重要であり，今後も同様の回数の出席を目標とする。 ５　二国間宇宙対話の実施回数 　宇宙先進国である米国，豪州，EU，仏との対話を継続し，内容を深めていくことが重要であり，今後も同様の回数の実施を目標とするとともに，ほかの宇宙主要国との間で対話実現の可能性を模索する。 ６　宇宙外交推進専門家交流事業 　我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に引き続き印象づけることは重要であり， 27年度同様に多国間協議等の場を活用するため，専門家を派遣する。 　ただし，平成27年12月に宇宙基本計画工程表が改訂され，平成28年４月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されことを踏まえ， 同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理し，見直すことが妥当であり，同工程表で主たる外務省関連の施策は「宇宙空間における法の支配の実現・強化」および「諸外国との重層的な協力関係の構築」の２点であるところ，本測定指標は28年度からは削除する。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・日本の安全保障と国際社会の平和と安定　宇宙 　(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/) ・内閣府ホームページ「宇宙政策」（宇宙開発戦略本部・内閣府宇宙開発戦略推進事務局・宇宙政策委員会） 　(http://www8.cao.go.jp/space/index.html) ・国連宇宙部 　(http://www.oosa. org/) ・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)　国際協力 　(http://www.jaxa.jp/projects/int/) ・アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF) 　(http://www.aprsaf.org/)

個別分野	６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現
施策の概要	国連創設70周年という節目の年を捉え，安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また，我が国における国連の活動の重要性及び我が国の国連への貢献に係る積極的な情報発信や広報活動を通じ，内外における我が国の活動に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に，国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し，国内体制を強化するとともに，人材育成のために必要な措置をとる。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「国連加盟60周年の本年から２年間，加盟国中最多となる11回目の安保理非常任理事国を務めます。この機会を通じ，国連との連携を強化し，積極的平和主義の実践として，世界の平和と繁栄のための議論をリードし，日本の考えを世界に発信します。国連PKO等への協力を通じ，幅広い課題に積極的に貢献してまいります。国際機関における日本人職員増強にも努めます。 国連が国際社会の現実を反映し，課題によりよく対応できるよう，インド，ドイツ及びブラジルとともにリーダーシップを発揮し，安保理改革の推進に努めます。」 ・第70回国連総会における安倍総理大臣の一般討論演説(平成27年９月29日) 「私たちは，国連を強くしたいと思っています。 日本国民とは，UNの２文字に輝きを見る，見続ける者であります。「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」を高く掲げ，日本は，国連を21世紀にふさわしいものとするため，安保理改革を行い，そこで，安保理常任理事国として，世界の平和と繁栄に一層の貢献をする責任を果たしていく覚悟であります。」 ・「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定）や，「女性活躍加速のための重点方針」2015（平成27年６月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において，国連関係機関の邦人職員数を2025年までに1,000人とするよう目標設定。

測定指標	１　安保理改革及びその他の国連改革の進展		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	安保理の常任・非常任議席の双方拡大及び作業方法の改善を内容とする安保理改革に関する提案を，我が国はＧ４各国と作成し，各国に精力的に働きかけを行った。また，９月，Ｇ４外相会合を開催し，同提案に多くの国から支持が得られたこと，その結果として安保理改革の気運が大きく高まったことを確認した。さらに，率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うため，11月に，「安保理改革に関する東京対話」を主催した。また，「安保理改革に関する政府間交渉」等の国連での交渉に，我が国は積極的に参加し発言するなど，中心的な役割を果たした。 また，行財政分野においては，国連総会第５委員会での審議への積極的な参加を通じ，事務総長の予算削減イニシアティブに基づく，当初予算では14年ぶりの前年度比減となる2012-2013二ヵ年国連通常予算の成立に貢献した。	安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。行財政を含む国連のマネジメント改革のための各加盟国との連携を強化する。
	24年度	９月，我が国を含むＧ４は昨年に引き続き外相会合を開催し，安保理改革に関する政府間交渉の議長であるタニン議長の勧告(大多数の加盟国が常任・非常任双方のカテゴリーの拡大について支持を表明していることに言及の上，交渉を進めるために，①議長が「簡潔な作業文書」を作成し，それに基づいて交渉を行うこと，②安保理改革に関するハイレベル会合を開催すること等を勧告するもの)を歓迎するとともに，双方のカテゴリーの拡大に対する強い支持が交渉過程に反映されるべきとの考えを表明した。また，Ｇ４外相は，会期中に具体的な成果を達成する必要性を強調し，引き続き，他の加盟国と柔軟性の精神をもって緊密に協力することで一致した。 また，国連のマネジメント改革については経営資源計画導入計画の継続実施が合意されていた他，硬	政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。 ジュネーブ・グループ会合や，二国間国連協議の場を活用して，行財政を含む国連のマネジメント改革を中心に各加盟国との連携を強化する。

	直的な人事制度を改善するため事務総長が定期的に職員の配置換えを行うことを主眼とする異動(モビリティ)施策についての議論が進展した。また，国連行財政分野においては，ジュネーブ・グループ会合や，二国間国連協議の場を活用して，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化した結果，国連総会第５委員会での主要争点となった 2013 年－2015 年の国連予算分担率については，12 月末に交渉が妥結し，我が国の分担率は 12.530%から 10.833%へ低下した。	
25年度	６月，改革の現状につき認識・危機感を共有し，改革実現に向けたモメンタムを高めることを目的とした安倍総理大臣主催の安保理改革に関するアフリカ諸国との首脳レベル会合を実施した。今後，改革実現に向けて，我が国とアフリカ諸国との間で，首都及び国連代表部間で一層緊密に連携・協力していくことで一致した。 ９月，我が国を含むＧ４は昨年に引き続き外相会合を開催し，遅くとも平成 27(2015)年までに既存の合意を具体的な成果につなげるための取組を強化する必要性を強調しつつ，途上国，特にアフリカ諸国との対話を強化する重要性を強調した。また，政府間交渉議長の勧告の内容を歓迎し，さらなる交渉の基礎となる簡潔な作業文書の作成を求めることで一致した。 11 月に実施された安保理改革に関する国連総会審議及び 12 月から実施された一連の政府間交渉第 10 回ラウンドにおいて，Ｇ４として共同ステートメントを実施し，改革の推進を働きかけた。 平成26年２月にはインド主催の安保理改革セミナーがデリーにて実施され，モメンタムの向上につながった。また，この機会にＧ４局長会合を行い，今後の方針につきすりあわせを行った。 これらと平行し，平成 27 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ，支持要請を行い，多くの国から支持を獲得した。 行財政分野においては，春と秋の国連局長級会合に出席し，国連予算が節約された効率的なものとなることが重要との主張を行った。また，国連総会第５委員会において，主要財政貢献国と連携して対応した結果，2014-2015 年２か年予算において，前年度国連予算から219ポストの削減が実現するとともに，前年度比約 30 百万ドル減が実現した。	政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。 安保理の常任･非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をＧ４各国と作成し，各国に働きかける。 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。 安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ，我が国が立候補している平成 27 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ，支持要請を行い，同選挙に対する我が国支持を拡大する。 また，行財政改革については，ジュネーブ・グループ会合や，二国間国連協議の場を活用して，主要財政貢献国との連携を強化し，国連総会第５委員会における 2014－2015 二ヵ年国連通常予算審議で合理化を伴う予算削減が実現可能となるよう取り組む。
26年度	４月のアッシュ国連総会議長の訪日，７月のクテサ第 69 回国連総会議長の訪日，７～８月にかけての安倍総理大臣の中南米訪問，11 月の日カリコム外相会合，１月の宇都外務大臣政務官の AU 総会出席及び３月の国連世界防災会議での首脳・外相会談等の機会を捉え，安保理改革についての我が国の立場に関する理解促進のため，積極的に働きかけを実施した。 ７月には，我が国主催で，安保理改革の議論を主導する各国を招いたアウトリーチ会合及び一般公開のセミナーを開催し，我が国を含む 15 カ国が参加した。また，この機会を捉え，Ｇ４局長級会合を行い，	政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。 安保理の常任･非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をＧ４各国と作成し，各国に働きかけ，平成 27 年までに具体的進展を得るべく加盟国と協力を強化する。 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。

		今後の方針につきすりあわせを行った。 ９月，国連総会の機会にＧ４外相会合を開催し，明年の国連創設 70 周年に具体的成果が得られるよう，テキストに基づく交渉の開始の必要性をエンドースし，アフリカをはじめとする各国への働きかけを強化していくことに合意した。 ２月には，ドイツにおいてＧ４局長級会合が開催され，クテサ総会議長の強いコミットメントへの歓迎とラトレイ政府間交渉議長への強い支持を共有・表明した。引き続き互いに緊密に連携するとともに，安保理改革推進派の国々と緊密に連携し，包括的な安保理の改革を積極的に進めて具体的な成果を挙げていくことに合意した。 また，安保理非常任理事国選挙に関しては，９月，対抗馬であったバングラデシュの安保理選挙への立候補取り下げが表明され，１月には，アジア・太平洋グループの単独統一候補となった。加えて，同選挙における我が国支持の拡大のため，約 50 名の各国国連常駐代表等を招へいした。 行財政分野においては，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化するため，春と秋に国連局長級で議論を行うジュネーブ・グループ会合に参加するとともに，二国間国連協議を行った。国連総会第５委員会においては，これら各国と協力し，通常予算及び PKO 予算の増加抑制に努め，効率的な予算管理を働きかけた。行財政マネジメント改革については，平成 17 年以降，IT 技術を活用した組織全体を統合的に管理し，経営の効率化を図るシステムの導入が随時進んでいる。同システムの導入については，我が国は遅延なきシステム導入を働きかけており，その推進に尽力している。	安保理の意思決定に参画するため，安保理改革が達成されるまでは，できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ，我が国が立候補している平成 27 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ，支持要請を行い，同選挙に対する我が国支持を拡大する。 また，行財政改革については，ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し，主要財政貢献国と連携しつつ，国連通常予算及び PKO 予算の増加抑制を図る。また，事務総長のイニシアティブの下で進められている IT を駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。
	27年度	１　安保理改革 （１）５月の中山外務副大臣のカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR）出席，６月の宇都外務大臣政務官の AU 総会出席，９月の安倍総理大臣ジャマイカ訪問，平成 28 年１月の木原外務副大臣の AU 閣僚執行理事会出張等の機会を捉え，二国間会談や立ち話等を行い，安保理改革についての我が国の立場を説明するとともに，我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大するために働き掛けを実施。 （２）Ｇ４各国との間では，年度内に３度の局長級会合を開催した。５月の会合（於：ベルリン）においてはクテサ前国連総会議長及びラトレイ前政府間交渉議長が作成した交渉の基になる文書を次期国連総会会期に引き継ぐべく積極的に取り組むこと，７月（於：ブラジリア）の会合においては更なる安保理改革推進及び政府間交渉の推進，３月（於：デリー）の会合においては政府間交渉への積極的関与と改革推進派との協力強化につきそれぞれ合意した。 ９月には，第 70 回国連総会の機会を捉え，11 年ぶりとなるＧ４首脳会合を開催した。同会合では，第 70 回国連総会会期中に具体的成果を実現する為に一層努力し，特にＧ４各国の国連常	１　安保理改革等の国連改革については以下の達成を図る。 （１）政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。 （２）安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をＧ４各国と作成し，各国に働きかけ，平成 27 年中に具体的進展を得るべく加盟国と協力を強化する。 （３）安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。 ２　10 月に予定されている安保理非常任理事国選挙において当選できるよう，二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ，支持要請を行い，同選挙での我が国に対する支持を拡大する。 ３　行財政改革については，以下を達成する。 （１）ジュネーブ・グループの枠組みや，二国間国連協議の場を活用して，主要財政貢献国との連携を強化する。 （２）国連総会第５委員会における 2016-2017

		駐代表が定期的に会合し調整することを指示し，改革実現のためにアフリカ等の改革推進派との連携強化に取り組むことで合意した。 （３）安保理改革における我が国の立場及び早期の常任理事国入りへの支持要請のため，安保理改革推進に前向きな各国の政府要人を日本へ招へいし，立場収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。 加えて， 2016 年から２年間，我が国が安保理理事国を務めることに鑑み，非常任理事国としての対応及び安保理改革の進め方について全省的に議論を行うため，平成 28 年１月に，安保理戦略本部会合（本部長：岸田外務大臣，副本部長：木原外務副大臣）を立ち上げ，安保理改革についても議論を行った。 ２　我が国が立候補をしていた安保理非常任理事国選挙の当選を果たすため，支持拡大のための働きかけを行うとともに，各国国連常駐代表を我が国に招へいし，日本への支持を働きかけた。その結果，10 月の選挙では，有効投票総数 190 票のうち，184 票の圧倒的多数の得票を得て当選を果たした。 ３　行財政改革 （１）行財政分野においては，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化するため，春と秋に国連局長級で議論を行うジュネーブ・グループ会合に参加するとともに，二国間協議を行った。 （２）国連総会第５委員会においては，主要財政貢献国と連携して対応した結果，2016-2017 年二ヵ年国連通常予算において，前年度予算から 131 ポストの削減を実現するとともに，前年度比約４億ドル減を実現した。 （３）第５委員会での主要争点となった 2016-2018 年国連予算分担率については，我が国は「支払い能力」の原則に基づき各国にとって衡平なものとなるべきであり，各国がその経済力に見合った応分の負担をすべきとの主張を行い，積極的に交渉に参加した。その結果，現行算定方式の維持での合意が実現し，我が国の分担率は 10.833%から 9.680%へ低下した。 （４）我が国が従来より主張してきた国際公務員給与の見直しについて，主要財政貢献国と連携し，国際人事委員会の給与・手当制度の包括的見直し関する報告に基づく給与水準の見直しを承認する決議を成立させた。	２ヵ年国連通常予算審議で合理化を伴う予算削減に取り組む。 （３）2016-18 年国連分担率の交渉においては，「支払い能力」の原則に基づき，経済力に見合った応分の負担となる算定方式を追求する。
中期目標	―	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進			年度目標
施策の	23年度	国連の活動及び我が国の国連政策に関して，広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め，様々な啓発，広報活動を行った。また，国連・マルチ外交研究会（５	関係団体との連携を強化し，各種研究会等の定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。

進捗状況・実績		回)，安保理学界ネットワーク会合の定期的な開催(３回)，国連改革に関するパブリックフォーラムの開催(１回)等を通じて有識者や NGO との連携を一層深め，改革推進に向けて，関係者の理解促進に貢献した。	
	24年度	「いっしょに国連」メールマガジンの配信(７回)の他,東京国連広報センター(UNIC 東京)の主催する「国連デー」イベント(外務省後援)に外務大臣政務官が出席し，講演を行う等，関連団体が主催するイベントに積極的に協力する形で，国連の活動及び我が国の国連政策に対する国民の理解促進に尽力した。 また，国連・マルチ外交研究会(６回)，安保理学界ネットワーク会合(１回)，シンポジウム「国連と日本のPKO20年―新たな課題への対応―」(１回)を開催し，研究者・有識者との連携を深めるとともに，「国連改革に関するパブリックフォーラム」については，これまでの活動に対するレビュー及び今後の活動方針に対する提言を含む報告書を作成した。	関係団体との連携を強化し，各種研究会等や,より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	25年度	国連・マルチ外交研究会(４回)及び安保理学界ネットワーク会合(３回)の開催，並びに学生や一般国民を対象とした国連に関する講演会の実施(８回)を通じて，有識者との連携を一層深めることができた。特に，国連改革に関するパブリックフォーラムについては，今後の活動方針を引き続き検討中ではあるが，有識者間の横の連携を強化することを目的として，同フォーラム関係者が国連・マルチ外交研究会に出席し議論に参加する等の新たな試みも取り入れている。 ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した広報活動について検討の結果，東京国連広報センター(UNIC 東京)と緊密に連携することにより，より効果的かつ頻繁な情報発信を行うことができた。	「国連改革に関するパブリックフォーラム」については，24 年度に作成された報告書を踏まえ，今後の活動方針を決定する。 また，ソーシャル・メディア等の新たなツールを利用した活動を取り入れることも検討するが，予算・人員に限りがあることから，既存のツールや枠組みを通じた活動との効果を比較勘案し,効果の薄い活動については統廃合を行うなど,より効果的な国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の実施を目指す。
	26年度	平成 27 年の国連創設 70 周年，平成 28 年の我が国の国連加盟 60 周年の機会を捉え，広報活動及び情報発信を一層強化すべく，３月，国連創設 70 周年記念シンポジウムを開催し，国連に対する日本の貢献等について安倍総理大臣がスピーチを行った。同シンポジウムにおいては，潘基文事務総長もスピーチを行ったほか，中山外務副大臣らハイレベル参加者によるパネル・ディスカッションも行い，有力紙を含む各種メディアで取り上げられる等，国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進することができた。 さらに，国連の活動の重要性及び我が国の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを作成し，学生を始め一般国民に幅広く配布するとともに，外務省ホームページにも掲載した。また，同ホームページにおける国連関係の情報を集約・拡充し，関連情報へのアクセスを容易にした。 このほか，国連・マルチ外交研究会(４回)及び安保理学界ネットワーク会合(１回)の開催，国連学会等有識者との連携を通じ，グローバル課題解決に向けた取組を含む国連政策に関する研究活動を推進した。 また，学生や一般市民を対象とした国連に関する	平成 27 年に国連創設 70 周年，平成 28 年に我が国の国連加盟 60 周年を迎えるところ，これらの機会を捉え,国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・啓発活動，並びにこれらを通じた広報活動及び情報発信を通じ,国民の理解と支持の更なる増進を目指すべく,具体的な行事等の計画を策定・実施する。

		講演会の実施（５回）並びに中高生を対象とした国連に関する作文コンテスト及び主張コンクールの開催を通じ，国連外交に対する理解の増進に努めた。	
	27年度	１　国連に関する中学生作文コンテスト，高校生主張コンクールを実施するとともに，その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。また，国連創設70周年記念イベントにおける黄川田外務大臣政務官のスピーチの実施や，模擬国連を行うシカゴの高校生の受入れ（日本の国連外交に関するブリーフの実施）等，国内外の若者を対象とする事業，業務を実施した。 ２　平成28年２月23日には，岸田外務大臣による日本の国連外交に関する政策スピーチを実施し，多くの聴衆（約180名，会場はほぼ満席）を得，その概要がテレビ，新聞等で報道された。また，黄川田外務大臣政務官による国連創設70周年に際してのスピーチ，外務省職員による国際情勢講演会，同志社大学での講演，外交講義，カリコム若手外交官へのブリーフ，「学生と語る」の実施等により，国民に対し広く国連を通じた日本の取組を周知することができた。 ３　日本の国連加盟60周年を機に動画「日本と国連の歩み」を作成し，外務省ホームページの他，Youtube等で発信し，これまでの国連を通じた日本の国際貢献について周知することができた。 ４　パンフレット「日本と国連」については，様々なイベントの機会に配布する等，効果的な形で活用した。また，国連における新しい動きを踏まえ改訂を行った上で，更に増刷・配布を実施する等，アップデートされた情報の発信に努めた（日本語版約2,000部，英語版約150部を配布。また，日本語版を改訂し，年度末に1,000部増刷）。 ５　日本の国連加盟60周年のページを新設し，関連情報の発信に努めた他，日本の国連外交について平易に説明した「わかる！　国際情勢」のページを作成。また，中学生程度を念頭に置いた学習用資料「日本と国連」を作成し，ホームページに掲載する等，ホームページの内容を充実させるとともに，分かりやすい情報の発信に努めた。 　また，外務省ホームページの安保理改革部分を再構成し，対外広報用資料についても大幅改訂を行った。 ６　「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等をテーマに国連・マルチ外交研究会（３回）及び安保理学界ネットワーク会合（１回）を開催し，国連に関する主要な研究者に対して我が国の安保理政策を説明しつつ，闊達な意見交換を行う等，有識者との連携を深めた。 ７　日本の国連加盟60周年を記念するロゴマークの公募を行い，選定作業を実施，これを決定した。また，日本の国連加盟60周年記念事業認定を行い，認定事業の主催者に右ロゴマークの使用を認めることで，関連事業をプレーアップすることができた。	平成27年の国連創設70周年，平成28年の我が国の国連加盟60周年の節目の年であるとの機会を最大限活用しつつ，以下を達成する。 １　国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく，若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。 ２　学生を始め国際機関勤務を希望する方々，また，国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。 ３　国連加盟以来，日本が国連を通じて行ってきた国際貢献を紹介する動画映像を作成し，各種媒体を通じて発信する。 ４　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを諸外国の国連政策関係者や国際機関に関心のある国内の若者等を中心に配布する。 ５　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに，分かりやすいものとする。 ６　気候変動，ジェンダー，安保理改革，PKO等につき，国連・マルチ外交研究会（４回以上）及び安保理学界ネットワーク会合（１回）を開催する。 ７　日本の国連加盟60周年を記念するロゴを公募し，関連行事の際等に活用することにより，日本の国連を通じた取り組みを国民に広く知らしめる。
中	―	広報・啓発活動を積極的に推進することで，若者	

期目標		を中心に，より多くの国民が国連の活動及び国連を通じた日本の取組について理解を深めることにより，日本の国連政策について，これまで以上に世論の支持を得るとともに，より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	優秀な日本人 JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）を選抜し新たに 44 名を国際機関に派遣するとともに，国内外 76 箇所約 7,000 人に対しガイダンスを実施した。また，関係府省庁で課長補佐級の連絡会議を実施し，日本人増強施策について情報交換を実施した。	
	27年度	１　優秀な日本人 JPO を選抜し新たに 63 名を国際機関に派遣した。 ２　弁護士会や公認会計士会と連携し実施した専門家団体に対するガイダンスなど，国内外 77 箇所約 7200 人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは概ね国際機関就職への理解が深まったという評価を得た。 ３　関係府省庁間の連携を深めるため，課長級での連絡会議を開催し，国際機関採用プロセスや採用に向けて必須となる能力（書類の書き方や面接対策等）についての情報共有を図った。 ４　国際機関との対話については，JPO ドナー国及び JPO 受入れ国際機関が集う会議や各機関の人事担当を集めた会議の機会，ハイレベルでの対話の機会などを活用し，日本人増強に向けた働きかけを実施し，日本人増強に向けた協力関係を深めることが出来た。	国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため，以下の取組を実施する。 １　優秀な日本人 JPO を国際機関に派遣する。 ２　潜在的な国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため，国内外の大学等，弁護士等の専門家団体を含めた民間セクターに対するガイダンスを積極的に実施する。 ３　人材供給源となり得る関係府省庁との連携を強化するため，関係府省庁で連絡会議を実施する。 ４　日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。
中期目標	37年度	国際機関で働く魅力を伝えるべく広報・啓発活動を積極的に推進しつつ，国際機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。	
27 年度目標の達成状況		○	

４　（参考指標）国際機関における日本人職員数（１月現在）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	765	764	779	766	793

５　（参考指標）国際機関での勤務に関心を有する邦人数（ロスター登録者数）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	1,296	1,382	1,441	1,502	1,540

評価結果（個別分野６）	施策の分析	１　安保理改革及びその他の国連改革の進展 （１）安保理非常任理事国選挙 安保理非常任理事国選挙については，平成 27 年安保理非常任理事国選挙で当選を果たすべく，二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ，支持要請を行うと共に，平成 25 年度より延べ 65 名の各国国連常駐代表を招へいし，日本への支持を働きかけた。その際に，選挙の支持要請にとどまらず，多角的に日本の理解を深める取組を行ったことは，我が国の認知度を高めることにも繋がった。これらの働きかけの結果，我が国は，有効投票総数 190 票のうち，184 票の圧倒的多数の票を獲得し当選した。（国連政策（達成手段①）　） （２）行財政改革 ジュネーブ・グループの国連局長会合に出席して，行財政規律の強化と効率的な予算策定の重要性を主張した結果，第５委員会における 2016-2017 年二ヵ年国連通常予算交渉において主要財政貢献国の一致団結した行動をとることが出来た。その結果，前二ヵ年予算に引き続き，ポストの削減が実現したことは，国連予算の効率的な執行に寄与した。また，我が国が従来より主張してきた国

		際公務員給与の見直しについて，主要財政貢献国と連携し，国際人事委員会の給与・手当制度の包括的見直し関する報告に基づく給与水準の見直しを承認する決議を成立させた。（国連政策（達成手段①）） ２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進 岸田外務大臣による日本の国連外交に関する政策スピーチの実施については，ハイレベルによるものであり，メディアでも取り上げられたことから，国連及び日本の国連政策に対する国民の理解を促進する上で，特に効果的だった。（国連政策（達成手段①）　） ３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進 国際機関における日本人職員数は，ここ５年間は約 800 人弱で横ばいとなっているものの，潜在的候補者発掘のため大学等や民間セクターに対して広報活動などを積極的に実施した結果，引き続き優秀な新規 JPO を国際機関へ派遣することが出来た。特に，広報活動については，平成 27 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける，広報の対象を NGO にも広げる等，広報努力を一層強化すべきとの指摘を受け，国際的に活動する NGO が主催するイベントへのブース出展や留学広報誌への寄稿等を実施した。加えて，国際機関を目指すに当たり障壁となっている点を分析するため，ガイダンス出席者へのアンケート調査の見直しや JPO 経験者へのアンケートを実施した。また，政務レベルから事務レベルまで様々なレベルから国際機関側に対し日本人増強に向け働きかけを行うことができた(国際機関邦人職員増強(達成手段②))。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 国連は，世界の平和と繁栄を推進する上で，普遍性と正統性を有する国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し，その中で我が国の国益も確保していくためには，グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが不可欠である。特に，平成 28 年は，日本の国連加盟 60 周年の節目の年であるとともに，加盟国最多となる日本の 11 回目の安保理非常任理事国入りが実現した。このような機会を捉え，安保理改革を始めとする，今日の国際社会の現状を反映した国連の実現，また，グローバルな課題の解決に向けた日本と国連との連携の一層の推進に向けて，日本が改革の議論を主導すべく努力する必要がある。 加盟国の分担金で賄われている国連通常予算及び PKO 予算は，国連の活動の増大とともに，過去数十年間において，一貫して増加している。日本は，国連通常予算分担金の第２位の負担国として，国連に対して財政規律の維持を求め，その肥大化を抑えていく必要がある。 さらに，国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解を深めることは，我が国の国連政策を進めるため，また日本が国連に対して多大な財政的貢献をしている点につき，国民への説明責任を果たすという観点からも必要である。また，国連・マルチ外交研究会，安保理学界ネットワーク会合を始めとする各種研究会等を通じ，有識者等との連携を一層深めることは，民間の知見を活用するとともに，これら有識者等と連携しつつ政府の活動の効率化を進めるとの観点から重要である。 近年，国連等国際機関に勤務する職員を通じた外交強化の必要性が一層高まっている。一方で，国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して，これら国際機関における日本人職員数は必ずしも十分ではない状況にあるため，政府の経費負担によって若手日本人を国際機関へ派遣する JPO 派遣制度の更なる拡充や潜在的候補者発掘のための広報の強化などを推し進め，日本人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。 【測定指標】 １　安保理改革及びその他の国連改革の進展 （１）安保理改革については，改革の早期実現に向けて我が国が取り得る政策につき目標を設定しており，27 年度目標は適切であった。平成 28 年，29 年は，我が国が安保理非常任理事国を務める任期の年であるところ，28 年度目標も引き続き 27 年度と同様の目標を維持するとともに，安保理におけるメンバー国として相応しい貢献をするべく，更なる努力が必要である。 （２）行財政改革についても，引き続き，主要財政貢献国との連携を強化し，国連予算の効率的な執行と追加予算の抑制を図っていく。 行財政改革については，ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の枠組み等を活用し，主要財政貢献国と連携しつつ，国連二ヵ年通常予算の効率的な執行と増加抑制を図る。また，事務総長のイニシアティブの下で進められている IT を駆使した行財政マネジメントの効率化の進捗や成果を確認する。 ２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進 平成 27 年は国連創設 70 周年，平成 28 年は日本の国連加盟 60 周年の節目の年であるとともに，平成 28 年１月から２年間，日本は加盟国最多の 11 回目となる安保理非常任理事国を務める。この

		ような機会を捉え，国内外において，国連の活動及び日本の国連政策について，より積極的に広報を実施するという27年度目標の設定は適切であった。 　平成28年度についても，引き続き，日本の国連加盟60周年という機会を活用しつつ，可能な限りハイレベルの参加を得て，記念事業を実施する等，より活発な国連広報を実施していくことが重要である。また，中長期的にグローバル人材を育成していくためにも，本件60周年を一過性のものとすることなく，そのモメンタムを活かしながら，若者を中心に，広く市民に対して，国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について周知する広報活動を継続していくことが不可欠である。 ３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進 　国際機関への人的貢献や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため，国際機関における日本人職員増強は重要であり，中期目標の達成に向け掲げた新規JPOの派遣やガイダンスの積極的実施等といった27年度目標の設定は適切であった。 　国連等国際機関に勤務する職員を通じた外交強化の必要性は一層高まっており，日本再興戦略等に掲げられた目標の達成に向け，日本人職員数の増加により一層努力するため，現職職員の昇進や次のポストの獲得のための支援や若手・中堅人材の送り込みを実践していくとともに，新規の人材の発掘に力を入れていく。 　特に，平成27年度行政事業レビュー公開プロセスで指摘された広報の強化及び方策の有効性を検証するためのアンケートの実施等を行ったところであるが，引き続き効果的にJPO制度が実施できるようそれらの点を実施・検証していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(「日本と国連」) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/index.html) ・外務省ホームページ国際機関人事センター (http://www.mofa-irc.go.jp)

個別分野	７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
施策の概要	１　国連の各種人権フォーラム(国連総会第３委員会，人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出，人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 ２　主要人権条約を履行する。 ３　第三国定住による難民の受入れ，難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁，国連難民高等弁務官(UNHCR)，国際移住機関(IOM)，NGO 等との連携を進める。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「自由，民主主義，基本的人権，法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携を，一層深めます。」 「先般，北朝鮮が核実験を強行したことは，断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり，国際社会と連携して，断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」，「行動対行動」の原則を貫きながら，拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致，核，ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう，北朝鮮に強く求めます。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「本年は，日本の外交にとり，大変重要で責任の大きい一年です。特に，Ｇ７議長国として，４月には広島で外相会合，５月には伊勢志摩サミットを主催します。自由，民主主義，法の支配，人権といった基本的価値を共有するＧ７として，相応しい課題を取り上げ，国際社会にしっかりとしたメッセージを発信していきます。」 「同時に，拉致問題については，政権の最重要課題として全力を傾けるとの方針にゆらぎはありません。拉致問題を解決するための対話の窓口を日本から閉ざすことはしません。一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現し，御家族の皆様との再会という積年の想いを遂げるため，あらゆる努力を傾注する決意です。」

測定指標	１　国際社会の人権の保護促進			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　国際場裏 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を EU と共同で提出し，国連総会決議は過去最多の賛成票(123 票)を得て，また人権理事会決議は無投票で採択された。 また，人権理事会においてカンボジアの人権状況に関する協力を促進する決議案を提出し，コンセンサスで採択された。 上記に加え，とりわけ女性の権利に関し，第 56 回国連婦人の地位委員会(CSW)において，「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自然災害とジェンダー)」決議を我が国が提出し，コンセンサスで採択された。 ２　二国間関係 エジプト，イラン，カンボジア，中国との二国間人権対話において，各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他，日 EU 人権対話を実施した他，米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。 ３　主要人権条約の履行 女子差別撤廃条約の政府報告に関するフォローアップ情報，拷問禁止条約の第２回政府報告を提出した。 未締結の人権諸条約(障害者権利条約(仮称))の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。 また，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結については，５月 20 日に，条約締結に向け準備を進めることを閣議了解し，３月９日に条約・国内担保法を国会に提出した。	人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。主要人権条約を履行する。

24年度	１　国際場裏 　我が国は人権理事国に選出され，１月より３年間の任期を開始した。 　拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し，国連総会決議は史上初めて無投票でコンセンサス採択された。さらに，人権理事会においても北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択され，北朝鮮の人権状況改善に向け，調査委員会を立ち上げることとなった。 　また，10月には人権理事会において，普遍的・定期的レビュー(UPR)第２回対日審査が行われた。 　上記に加え，11月にUN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)のバチェレ事務局長が訪日し，野田総理大臣と意見交換をした。 ２　二国間関係 　ミャンマーとの間で初めての人権対話を行ったほか，イランとの人権対話を行った。その他，日EU人権対話を実施した他，米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。 ３　主要人権条約の履行 　社会権規約第13条第２項(b)(c)にかかる留保を撤回したほか，自由権規約，人種差別撤廃条約に関する政府報告を提出した。また，未締結の人権諸条約(障害者権利条約(仮称))の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。 　ハーグ条約及び条約実施法案について，新政権の発足後，３月15日に条約及び条約実施法案について国会提出の閣議決定を行った。	国連人権理事会を通じた人権の保護･促進のための取組を重視しつつ，人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し，また，主要人権条約を着実に履行する。
25年度	１　国際場裏 　我が国は人権理事会理事国を務めた。拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し，国連総会決議はコンセンサスで，人権理事会決議は理事国47ヵ国中，賛成30票を得て採択された。後者の決議は，昨年度の人権理事会決議で設置された「北朝鮮における人権に関する調査委員会(COI)」によって作成された報告書の内容を反映させた，これまで以上に強い内容の決議となった。我が国は,COIが報告書作成のための調査として８月末に訪日した際，最大限の協力を行った。 　国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては，上述のとおり，OHCHRが事務局となっている人権理事会での議論に積極的に参加しているほか，例年拠出している我が国の任意拠出金を通じ，主にアジアのフィールド事務所におけるキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援を行っている。 　女性の権利の保護・促進に関しては，国連安保理決議第1325号に関する「行動計画」策定について，市民社会と意見交換をしながら取り組んでいる。また，「紛争下の性的暴力」に関する国際的な議論が活発化する中，バングーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)を11月に招へいした。さらに，「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのた	１　国際場裏 　人権理事国として，国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護･促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 　人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。人権状況決議は，これを活用するとともに，二国間における人権対話を継続し，各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。 　女性の権利の保護･促進に関する国連安保理決議1325号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに，設立間もないUN Womenに対してこれまで以上の支援を行う。 ２　二国間関係 　人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。 ３　主要人権条約の履行 　政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

		めの国連機関(UN Women)」のプロジェクトに対し，補正予算にて約 550 万ドルの拠出を行うとともに，同機関のムランボ＝ヌクカ事務局長を３月末に招へいした。 ２　二国間関係 　イラン，カンボジアとの二国間人権対話において，各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他，日 EU 人権対話を実施し，その他西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。 ３　主要人権条約の履行 　障害者権利条約について，これまでの集中的な国内法令の整備がひととおり行われ，12 月に同条約の締結が国会で承認され，１月，我が国は同条約を批准した。 　各条約体の政府報告に関しては，４月には社会権規約の第３回政府報告審査に，また５月には拷問等禁止条約の第２回政府報告審査に臨み，各委員会との間で建設的かつ有意義な対話を行うことができた。また，審査を受けて発出された両条約委員会の最終見解について，関係省庁に周知するとともに，和訳の上，外務省ホームページに掲載して広報するなど，フォローアップに努めた。 　その他，個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。	障害者権利条約の締結に向けた取組，個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。
	26年度	１　国際場裏 　本年度も我が国は人権理事会理事国を務めた。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては，OHCHR が事務局となっている人権理事会での議論に積極的に参加しているほか，例年拠出している我が国の任意拠出金を通じ，主にアジアのフィールド事務所におけるキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援を行った。 　拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を EU と共同で提出し，国連総会決議は過去最多の 62 カ国の共同提案国を得て，賛成多数で，人権理事会決議は理事国 47 カ国中，賛成 27 票を得て採択された。両決議とも，安保理による「北朝鮮の状況」の国際刑事裁判所(ICC)への付託を奨励する内容を含む，これまで以上に強い決議となった。後者の決議は，12 月，安保理が「北朝鮮の状況」を議題として採択し，北朝鮮の人権状況が議論されたことを歓迎し，安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。更に同決議は，３月に人権理事会に提出された，拉致等に関する戦略案を含む，北朝鮮人権状況特別報告者の報告書を歓迎するとともに，平成 27 年９月の人権理事会でパネル・ディスカッションを開催することを決定し，その上で，国連機関等全ての関係者に，昨年公表された国連調査委員会(COI)の勧告の実施を検討するよう改めて要求している。 ２　二国間関係 　ミャンマー，イランとの二国間人権対話において，それぞれ人権分野における両者の取組について紹介するとともに，国連などの多数国間の場における協力について意見交換を行った。その他，日 EU 人権対	１　国際場裏 　人権理事国として，国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 　人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 人権状況決議は，これを活用するとともに，二国間における対話を並行的に継続し，各国の人権状況の改善に向けて働きかけを行う。 ２　二国間関係 　人権・民主主義の保護・促進に向け，二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話に積極的に参加する。 ３　主要人権条約の履行 　政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 　個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

	話を実施し，その他西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。 ３　主要人権条約の履行 　各条約体の政府報告に関しては，７月には自由権規約の第６回政府報告審査に，また８月には人種差別撤廃条約の第７～９回政府報告審査に臨み，各委員会との間で建設的かつ有意義な対話を行うことができた。また，審査を受けて発出された両条約委員会の最終見解について，関係省庁に周知するとともに，和訳の上，外務省ホームページに掲載して広報するなど，フォローアップに努めた。 　その他，個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。	
27年度	１　国際場裏 （１）我が国は人権理事会理事国を務め（平成 27 年 12 月で３年間の任期終了），北朝鮮，カンボジア，ハンセン病差別撤廃に関する決議の採択や議論を通じた，国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。。 （２）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては，任意拠出金を通じ，カンボジア事務所のキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援等，主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。 （３）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について，国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を EU と共同で提出し，国連総会決議は前年を上回る 119 票の賛成票を得て賛成多数で，人権理事会決議は無投票で採択された。前者の決議は，「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の報告書の内容を反映させた前年の同旨決議を踏まえ，強い内容となっている。具体的には，前年同様，北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに，国連安保理に対し，北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託や制裁の範囲に関する検討などを通じ，適切な行動をとることを促している。後者の決議は，これまでの関連決議の内容，及び，第 31 会期に提出された，マルズキ・ダルスマン国連北朝鮮人権状況特別報告者の報告書の勧告も踏まえた，強い内容となっている。具体的には，国連安全保障理事会（国連安保理）が北朝鮮の人権状況等を議論したことを歓迎し，安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに，人権高等弁務官に対し，北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家を指名するとともに，当該専門家のグループに対し，北朝鮮における人道に対する犯罪の被害者のために，正義と真実を確保するための実用的な説明責任メカニズムを勧告することを求めている。 ２　二国間関係 （１）カンボジア，イランとの二国間人権対話において，各国における人権の保護促進に向けた働きかけを実施した。	１　国際場裏 （１）人権理事国として，国連人権理事会における議論に積極的に参加する。 （２）国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 （３）国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに，同決議へのより多くの国の賛成を確保する。 ２　二国間関係 （１）人権状況に深刻な問題がある国については，国際社会と協調しつつ，改善を求めるとともに，二国間外交においても，積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 （２）人権・民主主義の保護・促進に向け，二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。 ３　主要人権条約の履行 （１）政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 （２）未締結条約についての検討を進める。 （３）個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

		（２）日 EU 人権対話を実施し，その他アメリカ，イギリス等の西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。 ３　主要人権条約の履行 各条約体の政府報告に関しては，平成 28 年３月には，社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）の第３回政府報告に関し，平成 25(2013) 年に公表された社会権規約委員会の最終見解の中で勧告された事項について，同委員会に対して日本の取組状況についての追加的情報を提出した。８月及び平成 28 年３月には，市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の第６回政府報告に関し，平成 26（2014）年に公表された自由権規約委員会の最終見解の中で１年以内のフォローアップを求められていた事項について，同委員会に対して日本の取組状況についての追加情報を提出した。また，日本が提出した追加情報について，外務省ホームページに掲載し広報するなど，フォローアップにも努めた。 また，関係省庁とともに，未締結条約についての検討を行ったほか，個人通報制度の受入れの是非について，我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題に関し，検討を行った。	
中期目標	－	人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し，また，主要人権条約を着実に履行する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　人道分野での取組（難民等への支援）			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（４家族計 18 名）を行い，さらに受入れ難民に対する定住支援等を行った。 ２　条約難民に対する定住促進支援に加え，急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	国内の難民を支援する。また，第三国定住による難民を受入れる。
	24 年度	１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行うべく取り組み，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。他方で，24 年度については，難民家族が訪日を辞退したため，次年度以降の家族の受入れに向け，受入れ要件を緩和するなどの検討を内閣官房等関係省庁と共に行った。 ２　条約難民に対する定住促進支援に加え，急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	第三国定住難民の受入れを中心に，国内の難民を支援する。
	25 年度	１　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（４家族計 18 名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。 ２　条約難民に対する定住促進支援に加え，急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行うと共に，国内の難民に対する支援を行う。

	26年度	1　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（５家族23名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。 　また，平成26年1月24日付閣議了解等に基づき，27年度以降も継続して事業を実施すること，マレーシアに滞在するミャンマー難民を対象とすること等を決定した。 2　条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均208人）を実施した。	第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行い，国内の難民に対する支援を行うと共に，関係省庁と共に第三国定住事業についての今後の事業のあり方についての方向性を見いだす。
	27年度	1　国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（６家族19名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。 2　条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均164人）を実施した。	1　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。 2　国内の難民に対する支援を行う。
中期目標	－	国内の難民への支援，第三国定住による難民の受入れ等人道分野で国際貢献を行うとともに，我が国の社会的安定を維持する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

３　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	実績値					中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	－	
	123	コンセンサス	コンセンサス	116	119	コンセンサス	△
年度目標値	－	－	コンセンサス	コンセンサス	コンセンサス		

評価結果（個別分野７）	施策の分析	1　国際社会の人権の保護促進 （１）我が国がEUと共同で人権理事会及び国連第３委員会に北朝鮮人権状況決議を提出し，賛成多数で採択されたことは，拉致問題を始めとする，北朝鮮の人権侵害についての国際社会の強い懸念の表れを示すこととなり，安倍政権の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を実現する上で，有効であった。（人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進（達成手段①） （２）ミャンマー，イラン，カンボジア，EUとの間で二国間人権対話を実施したことで，国連などの多国間の場における協力について意見交換を行うとともに，人権に係る相手国と我が国における取組を互いに共有することができ，多国間の場における協力の促進及び各国内のさらなる人権の保護・促進を図る上で，有効であった。（人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進（達成手段①）） 2　人道分野での取組（難民等への支援） 　第三国定住による難民の受入れは，26･27年度も順調に進んでおり，タイにおけるミャンマー難民問題の解決に向けての一助となった。（第三国定住による難民の受入れ（達成手段③）） 3　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数 　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数については，26年度は116か国の賛成，27年度は119か国の賛成を得て賛成多数で採択されたため，コンセンサス採択の達成には至らなかった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 　平成17年３月にコフィ・アナン国連事務総長が，国連の全ての活動で人権の視点を強化する考えを提唱して以降，国際社会において「人権の主流化」の動きがますます加速している中，国内外において人権・民主主義を保護・促進する政策は，我が国の国際社会での役割，信頼性を強化する上で重要である。そのため，上記のとおり，多国間及び二国間での意見交換を取り込みつつ，国際社会における人権及び民主主義の保護・促進に取り組むとの施策目標は妥当であり，今後も同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。

		【測定指標】 １　国際社会の人権の保護促進 　人権状況に深刻な問題がある国への改善の要求，多国間及び二国間での人権に係る議論及び対話は，国際社会における人権・民主主義の保護促進を進める上で重要であり，中期目標の達成に向けた，人権理事会への積極的な参加，二国間の対話の積極的な実施等の 27 年度目標の設定は適切であった。 　北朝鮮等人権状況に深刻な問題がある国への改善の働きかけ及び人権分野における我が国の信頼性の向上は引き続き重要であり，人権及び民主主義の保護・促進に向けた，多国間の場での活動や協力及び二国間の対話等の枠組を通じて，引き続き国内及び世界の人権状況の改善に積極的に取り組んでいく。 ２　人道分野での取組（難民等への支援） 　国際貢献等の観点から，引き続き難民等への支援は重要であり，中期目標の達成に向けた，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ及び国内の難民に対する支援を行うという 27 年度目標の設定は適切であった。 　国際貢献等の観点から，引き続き難民等への支援は重要であり，今後も第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行うとともに，国内の難民に対する支援を行う。 ３　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数 　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議は，拉致問題を始めとする，北朝鮮の人権侵害についての国際社会の懸念の表れを示す上で有効であり，コンセンサス採択を目指すという 27 年度目標の達成は適切であった。 　国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議は，対北朝鮮政策を実現する上で有効な手段の一つとなっており，引き続き決議を提出するとともに，より多くの国の賛成の確保を目指していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書　第３章第１節　日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_002579.html

個別分野	８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進
施策の概要	女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約，及び女性関連施策の企画・調整を通じた，女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「女性が活躍できる社会づくりを加速します。妊娠や出産，育児休業などを理由とする，上司や同僚による嫌がらせ，いわゆる「マタハラ」の防止措置を事業者に義務付けます。男性による育児休業を積極的に促す事業者には，新しい助成金を創設します。」 ・第 190 回通常国会岸田外務大臣外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダを着実に実施し，「人間の安全保障」の考え方に基づき，保健，女性，教育等の課題や防災の主流化に取り組みます。 「女性の輝く社会」の実現は政権の最優先課題です。今後も国際女性会議 WAW！を始めとする様々な機会に，女性のアジェンダの推進に全力で取り組みます。」 ・国際女性会議 WAW ！2015 公開フォーラム総理スピーチ（平成 27 年８月 28 日）

測定指標	１　女性の権利の保護・促進		年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	女性の権利に関し，第 56 回国連女性の地位委員会(CSW)において，「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自然災害とジェンダー)」決議を我が国が提出し，コンセンサスで採択された。 女子差別撤廃条約の政府報告に関するフォローアップ情報を提出した。	人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。主要人権条約を履行する。
	24 年度	11 月に UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)のバチェレ事務局長が訪日し，野田総理大臣と意見交換をした。	国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ，人権・民主主義の保護・促進に向けた，多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し，また，主要人権条約を着実に履行する。
	25 年度	女性の権利の保護・促進に関しては，国連安保理決議第 1325 号に関する「行動計画」策定について，市民社会と意見交換をしながら取り組んだ。 また，「紛争下の性的暴力」に関する国際的な議論が活発化する中，バングーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)を 11 月に招へいした。 さらに，「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」のプロジェクトに対し，補正予算にて約 550 万ドルの拠出を行うとともに，同機関のムランボ＝ヌクカ事務局長を３月末に招へいした。	女性の権利の保護・促進に関する国連安保理決議 1325 号に基づく国内行動計画の策定に向けた取組を加速するとともに，設立間もない UN Women に対してこれまで以上の支援を行う
	26 年度	１　９月に，女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム WAW! (World Assembly for Women)を東京で開催し，世界のトップリーダー約 100 人が参加した。このシンポジウムの成果文書として，我が国は平和と安全保障分野における女性の役割を強化することを含む日本及び世界に向けた具体的な 12 の提言「WAW! To Do」を発表した。 ２　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)に対し，コア拠出と補正で約２千万ドルの拠出を行い，主に，サブサハラ・中東地域における紛争の影響を受けた女性・女児に対する支援の実施，UN Women との連携を強化した。 ３　国連安保理決議第 1325 号に関する「行動計画」策定については，市民社会と意見交換を実施しつつ，策定に向け取り組んだ。 ４　「紛争下の性的暴力」に関し，ロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉に向けたグローバル・サミット」(６月)に岸外務副大臣が出席し，紛争下の性的暴力防止イニシアティブ(PSVI)に賛同する	女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため，各国・国際機関と連携し，多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。

	旨を発表した。さらには，バングーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)の事務所に対し255万ドルを拠出した。	
27年度	1　平成28年３月14日から24日，国連本部において第60回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され，我が国から武藤外務副大臣，橋本ヒロ子日本代表（十文字学園女子大学名誉教授）の下，外務省，内閣府，文部科学省，厚生労働省，JICA及び独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）の政府関係者並びにNGO代表が出席。このCSWの成果として合意結論及び決議が４本採択された。 2　８月に第２回目となる女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW!2015」（World Assembly for Women）を東京で開催。昨年を上回る42か国，８国際機関から145名の女性分野で活躍するトップリーダーが参加し，のべ約２千名が傍聴した。本年は，「ワークライフ・マネジメント」や「平和構築と女性」等，経済から国際協力分野まで包括的に議論したほか，６つのスペシャル・セッション（「ユース・テーブル」，「自然科学分野と女性」等）を設け，幅広い視点で女性の活躍推進について議論した。参加者のアイディアや提案は「WAW! To Do 2015」として取りまとめ，国連文書として発出した(A/C.3/70/3)。その他，第４回世界女性会議（1995年，於：北京）から20年を記念し，９月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合」がニューヨークの国連本部で開催され，安倍総理大臣が出席，ステートメントを実施した。 3　WAW!2015の公式サイドイベント「シャイン・ウィークス」として，在仏，在インド，在ブルネイの日本大使館では，女性のエンパワーメントに関するセミナーを開催した。これらの取組に加え，在インド大使館では，兼轄国のブータンにおいて映画上映会を開催したほか，その他の在外公館においても複数回セミナー等を開催・共催した。これらのイベントを通じ，日本国内だけではなく，世界の各地域において我が国のジェンダー関連施策をアピールできた。 4　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)に対して中東・アフリカ地域で，主に紛争の影響を受けた難民女性・女児に対して約２千２百万ドルの支援を決定し，「女性・平和・安全保障」分野での取組を強化した。さらに，同機関との共催イベント等を通じて，我が国の女性分野でのイニシアティブを発信すると共に，国際社会において幅広く同分野での啓発を進めるため，約百万ドルの戦略的対外発信予算の拠出を決定した。その他，平成27年４月にUN Women日本事務所が東京都文京区に開設。同年８月の開所式には，安倍総理とムランボ＝ヌクカUN Women事務局長が出席したことで，協力関係をハイレベルで確認し，アピールすることができた。 5　平成12(2000)年に採択された女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議第1325号及び関連決	1　女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため，各国・国際機関と連携し，女性の地位委員会等の多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。 2　女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。 3　我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため，複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。 4　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)への拠出等を通じ，女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。 5　国連安保理決議第1325号に関する「行動計画」策定については，市民社会と意見交換を実施しつつ，その策定に取り組む。

		議履行のため，各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で各加盟国が策定をもとめられている「行動計画」を平成27年９月に策定した。我が国はこれまでも女性・平和・安全保障分野で積極的な取組を行ってきたが，行動計画策定し，実施することにより，我が国の取組を一層アピールすることができる。 ６　その他，平成28年２月にジュネーブで行われた女子差別撤廃条約第７回及び第８回政府報告審査（政府代表団長：杉山外務審議官）において，我が国の女性の権利保護の取組等について国連と建設的対話を行った。	
中期目標	―	女性の権利の保護・促進にかかる国際的な連携・協力を推進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

２　UN Women に対するコア拠出額の順位	実績値				中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	24年度	25年度	26年度	27年度	平成27年	
	24位	23位	12位	10位	10位	○
年度目標値		―	15位	10位		

評価結果（個別分野８）	施策の分析	１　女性の権利の保護・促進 （１）潘基文国連事務総長やムランボ=ヌクカ UN Women 事務局長のほか，安倍総理大臣をはじめ，習近平中国国家首席，メルケル独首相，オランド仏大統領をはじめとする各国首脳約80名が出席した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合」において，安倍総理大臣が，東京で開催された「WAW!2015」の成果を紹介すると共に，女性が輝く社会の実現に向けた国内外の具体的取組に言及しつつ，北京宣言及び行動綱領に掲げられた課題を解決するため，女性のエンパワーメント，活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意についてステートメントを実施。このようなハイレベルが集まる会合における発言は，女性の活躍の促進及び国際協力に，効果があった。 （２）第２回目となるWAW!2015を開催。前年より約２倍の145名が国内外から参加し，参加者の国，所属する国際機関もさらに増えたことで，より世界における WAW!の認知があがったと受け止めることができ，日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施するという目標を達成する上で効果があった。特に，OECD，UNICEF，グーグル，アジア財団等８つの協力団体と共に，スペシャル・セッションを開催し，事前・事後の情報発信に取り組んだことにより，前年以上に大きなムーブメントを喚起することができた。また，前年と同様に，参加者の提案やアイディアを成果文書にとりまとめた。これらは，WAW!の目的（発信・周知）を達成する上で成果があったと考える。（達成手段②） （３）WAW!2015 シャイン・ウィークス期間中にサイド・イベントとして開催したセミナー等（登録件数は 200 件を超えた）に加え，国連総会や赤十字・赤新月国際会議といった多様な国際会議等の機会を得て，在外公館等が主催または共催するイベントを複数回実施し，女性関連施策の情報収集及び対外発信に努めた。日本のみならず，世界においても，「女性が輝く世界」の構築に向けた意識改革の一端を担うという目標に対しては効果があった。（達成手段③） （４）安倍総理大臣のジェンダー平等を推進する男性首脳10人の一人に平成27年６月，UN Women により選出されたことは，当該分野で国際社会をリードするチャンピオンとして認められたこととなり，日本の女性活躍に向けた取組の履行が前進するきっかけとなった。また，東京都文京区に UN Women 日本事務所が開設（平成27年４月）され，同機関を通じた我が国の支援が国内においても周知されるようになったことには一定の効果があった。さらに，平成27年度補正予算においては，UN Women に対し約２千２百万ドルの拠出を決定し，着実に女性の社会進出とエンパワーメント，平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組を実施した。 （５）女性・平和・安全保障に関する行動計画を策定するという目標が達成された。平成27年９月に策定の発表をしたことで，更なる我が国の同分野における取組をさらにアピールすることにつながることが期待される。（達成手段①） （６）女子差別撤廃条約政府報告審査では，内閣府をはじめとする国内省庁とも緊密に連携し，我が

		国の女性関連施策の取組を，女子差別撤廃委員に対して丁寧に説明することができた。同時に，世界に対して日本政府の取組の周知拡大につながったという意味では，一定の効果があった。 ２　UN Women に対するコア拠出額の順位 　コア拠出は，12 位から９位に順位を上げ，補正予算と合わせ着実に増額し，主要ドナー国としての地位を確立し，国際社会における我が国の女性分野でのプレゼンスを増した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 　2015 年の国際社会において，女性分野は，世界女性会議から 20 年を記念した北京＋20 やジェンダー平等が個別目標として掲げられた持続可能な開発目標の採択等，モメンタムが高まりより一層注目された。安倍総理大臣が平成 27 年９月国連総会グローバル・リーダーズ会合で決意を述べたとおり，女性が輝く社会の実現に向け，各国や国際機関と連携し，女性のエンパワーメント，活躍促進の分野で我が国が継続的に世界をリードしていくことが，国際社会での信頼及びプレゼンスを強化する上で重要である。他方，難民の大量発生や暴力的過激主義の台頭等，女性に関する課題は増加している。 　そのため，引き続き女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策をさらに進める必要がある。 【測定指標】 １　女性の権利の保護・促進 　27 年度の目標の設定は，「女性が輝く社会」の実現をする上で重要な施策であり，人権分野とは別に，女性政策に関する測定指標を設けたことは適切であった。次年度においては，更なる女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため，各国・国際機関と連携し，多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加することを目標とする。 　また，今後の施策への反映の方向性として，女性の権利の保護・促進については，我が国の外交政策に幅広くジェンダーの視点を反映することを目指す。 ２　UN Women に対するコア拠出額の順位 　国連における女性分野の中核を担う同機関へのコア拠出は，我が国の女性分野での積極的な姿勢を示す上で重要であり，国際情勢が急速に変化する中，緊急のニーズへの対応も重視し，補正予算での緊急支援も含めた総合的な支援を実施することを目標とする。 　昨年に引き続き，同機関へのコア拠出額を維持し，拠出上位 10 位以内を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報	平成 28 年版外交青書　第３章第１節

個別分野	９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	我が国を取り巻く安全保障環境を考えると，我が国及び国際社会の平和と安全を確保するためには，軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。このため，我が国は，以下の取組を実施する。 １　国際的な核軍縮については，軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導，核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(2015 年 NPT 運用検討会議を踏まえた取組)，国連総会での核兵器廃絶決議の提出・採択，包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効等の実現に向けた取組等を積極的に行う。 ２　大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については，関連する国連安保理決議を着実に履行するとともに，保障措置強化のため，IAEA との各種の協力や，IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また，国際輸出管理レジームの強化に向けた取組，拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献，セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。 ３　生物・化学兵器については，生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの取組等に貢献する。 ４　通常兵器については，国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度を確実に履行するとともに，特定通常兵器使用禁止制限条約，対人地雷禁止条約，クラスター弾に関する条約，武器貿易条約の締約国として，条約上の義務を着実に履行し，普遍化の促進・枠組みの強化・国際場裡における議論の主導に積極的に取り組む。
関連する内閣の重要政策	・第 189 回国会外交演説(平成 27 年２月 12 日) 「本年は被爆 70 年でもあります。唯一の戦争被爆国として，NPT 運用検討会議での議論を主導し，「核兵器のない世界」を目指して現実的，実践的な取組を前進させます。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「４月に広島で開催するＧ７外相会合等を通じ，唯一の戦争被爆国として，「核兵器のない世界」の実現に向けて核兵器国と非核兵器国の協力を促し，軍縮・不拡散の取組をリードします。」 「核テロ阻止は世界の安全保障上重要な課題であり，核テロの阻止のために，アジア地域や世界の核セキュリティ強化に積極的に貢献してまいります。」

測定指標	１　国際的な核軍縮を追求するための取組			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	核軍縮・不拡散の観点から，我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し，４月にベルリン，９月に NY にて NPDI 外相会合を開催し，FMCT(カットオフ条約)の即時交渉開始や，核兵器国による核軍縮の報告フォーマット，軍縮・不拡散教育，IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。我が国は同イニシアティブでの取組の中でも，特に核軍備の透明性の分野をリードし，核軍縮措置の報告フォームをグループとして取り纏めた。また，我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案(23 年度は，「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」)が過去最多の共同提案国(99 か国)と共に圧倒的多数(賛成 169 か国，反対１か国，棄権 11 か国)の支持で採択された。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
		24年度	核軍縮・不拡散の観点から，我が国は NPDI の取組を主導し，５月に行われた NPT 運用検討会議第１回準備委員会においてグループとして４本の作業文書(核戦力の透明性(報告フォーム)，兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)，軍縮不拡散教育，IAEA 追加議定書)を提出し，議論に貢献した。６月にはイスタンブール，９月にはニューヨークで NDPI 外相会合を開催し，FMCT(カットオフ条約)の即時交渉開始や，核戦力の透明性向上，軍縮・不拡散教育，IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。 また，軍縮不拡散教育については，８月に長崎において軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムを国連大学との共催で実施し，各国の政府関係者や国際機関，NGO 等から出席者を招いて軍縮・不拡散教育の在り方についての議論を深めた。	NPDI の取組，軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や，拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など，軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

25年度	核軍縮・不拡散の観点から，我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し，４月に行われたNPT運用検討会議第２回準備委員会に，NPDIメンバー国を代表して核兵器の役割低減や非戦略核等の６本の作業文書を提出し，議論に貢献した。９月のNPDI外相会合では，フィリピン及びナイジェリアを新たにメンバーに加えることでアジア・アフリカからの地域代表性を確保し，日豪主導の本グループの存在感を更に高めることができた。また，国連総会ハイレベル会合では，安倍総理大臣自ら「核軍縮に最も重要なのは核兵器保有国による核削減努力と核戦力の透明性向上である」旨スピーチを行うなど，我が国の考え方を積極的に発信できた。さらに，１月には，岸田外務大臣が核軍縮・不拡散に関する政策スピーチを実施し，「核兵器のない世界」に向けた現実的かつ実践的な取組を国民に広く紹介した。 平成26年４月のNPDI広島外相会合に向けて，我が国が中心となって作成した「透明性」に関する新たな作業文書作成作業を含め，着実に準備を進めることができた。 平成６(1994)年以降，国連総会において我が国が毎年提出している核軍縮決議案について，初めて100を超える共同提案国(102か国)を得て，圧倒的多数で採択された(賛成169か国，反対１か国，棄権14か国，測定指標５参照)。 軍縮・不拡散教育において，被爆者の高齢化が進む中，若い世代の方々にも核兵器の惨禍の実相を，広く国際社会に伝達して頂くことを目的に，これまでの非核特使制度に加え，「ユース非核特使」制度を立ち上げ，25年度は４件延べ25名に委嘱を行った。	軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し，平成27年NPT運用検討会議に向け具体的貢献ができるようグループとしての取組を進めていく。 我が国は同イニシアティブでの取組の中でも，特に核軍備の透明性の分野をリードする。 また，平成26年春には広島でNPDI外相会合を開催予定のため，被爆地で開催する意義を積極的に打ち出していけるよう準備を進めていく。 軍縮不拡散教育分野での取組を通じ市民社会における軍縮への知見を深めていく。
26年度	核軍縮・不拡散の観点から，我が国は軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し，４月に被爆地広島で第８回NPDI外相会合を開催した。同会合では，各国外相に被爆の実相に直接触れてもらい，広島宣言を採択，ほかに透明性，警戒態勢解除等７本の作業文書を作成した。 ４月のNPT運用検討会議第３回準備委員会では，NPDI議長国として共同ステートメントを実施，上記作業文書を提出するなど議論に貢献した。 ８月には岸田外務大臣が米国のフォーリン・アフェアーズ誌に「核兵器のない世界」向けた我が国の取組を紹介する記事を寄稿した。 平成６年以降，国連総会に我が国が毎年提出している核軍縮決議案については，過去最多の共同提案国(116か国)を得て圧倒的賛成多数で採択された(賛成：170か国，棄権14か国，反対１か国)。 軍縮・不拡散教育においては，「非核特使」，「ユース非核特使」にそれぞれ７件11名，４件33名に委嘱を行い，世代と国境を越えて被爆の実相を伝達すべく取り組んだ。 平成27年３月，我が国が主導するNPDIは，27年４月から開催されるNPT運用検討会議における合意文書案を国連事務局に提出した。	我が国は唯一の戦争被爆国として，軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し，現実的かつ実践的な取組を積極的に行っていくこととしており，特に，平成26年に開催予定のNPDI広島外相会合において，被爆地ならではの強いメッセージを出せるよう，NPDIメンバー国を主導する。 また，NPDI広島外相会合の成果を踏まえ，５年に１度開催される2015年NPT運用検討会議に向け，我が国として具体的な貢献ができるよう，NPDIメンバー国と連携しつつ，作業文書を提出する等具体的な貢献を行うための準備を進めていく。
27年	下記を含む様々な取組を通じ，核兵器のない世界を実現するためには，核兵器国と非核兵器国が協力し，	１　我が国は唯一の戦争被爆国として，軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を

	度	現実的かつ実践的な取組を積み重ねることが重要であることを訴えた。 １　我が国は，NPT 運用検討プロセスに積極的に貢献するべく，NPDI を主導して 18 本の作業文書を国連に提出した。また，2015 年 NPT 運用検討会議における合意文書の基礎とするべく，これら作業文書を取り纏めた作業文書を国連に提出し，191 の国と地域から成る NPT 締約国全てに右文書への支持を働きかけた。最終的に NPT 運用検討会議で合意文書を採択することはできなかったが，NPDI として提出した作業文書のうち，日本が重視する５項目（核戦力の透明性，核兵器削減交渉の多国間化，核兵器の非人道性，政治指導者及び若者の被爆地訪問，地域の不拡散問題）が議長の合意文書案に盛り込まれた。 ２（１）８月，国連及び広島県・市と協力し，第 25 回国連軍縮会議を開催した。国内外から政府関係者及び有識者を招待するとともに，議論に積極的に貢献し，核軍縮に関する市民社会の理解促進に貢献した。 （２）８月，CTBT 発効促進共同調整国としてのイニシアティブの一環で広島市において開催された CTBT 賢人グループ会合を支援した。元閣僚等を含む賢人を招待し，CTBT の発効促進に向けた国際的な機運を醸成した。また，10 月及び平成 28 年３月には，同じく CTBT 発効促進共同調整国のカザフスタンと共に，CTBT に関する首脳共同声明を発出した。 （３）国連総会に提出した核兵器廃絶決議案は，今後の核軍縮の進め方，核兵器の非人道性，核軍縮に関する効果的措置等についての核兵器国と非核兵器国の対立の余波を受け，核兵器国では米国，英国及びフランスが棄権し，ロシア及び中国が反対した。決議は 107 か国の共同提案国，166 か国の賛成を得て採択された(棄権 16 か国，反対３か国)。 ３　12 件 112 名に対して「非核特使」，５件 49 名に「ユース非核特使」を委嘱し，国際会議等に派遣した。また，平成 28 年３月にはＧ７広島外相会合プレイベントとして「ユース非核特使 OB・OG 広島フォーラム」を開催し，ユース非核特使の国際ネットワーク構想と 1,000 人以上の広島・長崎招致計画を発表した。	主導し，2015 年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において，現実的かつ実践的な取組を積極的に行い，議論を主導する。特に，NPDI が提出した合意文書案が 2015 年 NPT 運用検討会議の合意文書に反映されるよう他の NPDI 参加国とともに，関係各国に働きかけを行う。 ２　2015 年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の結果を踏まえ，「核兵器のない世界」に向けた取組をさらに前進させるべく，以下の取組を積極的に行う。 (１)軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献するため，国連軍縮会議の開催に協力する。 (２)CTBT 賢人グループ会合の開催を支援する。 (３)国連総会への新たな核軍縮決議を提出し，共同提案国及び賛成国の増加を図る。 ３　核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていくため，委嘱する「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに，その活動を支援する。
中期目標	－	国際的な核軍縮を追求するための取組を促進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組			年度目標
施策の進捗状況	23 年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から，我が国は，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく，保障措置強化のため，IAEA との各種の協力や，IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また，在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他，各種輸出管理レジーム等の場	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う

・実績		で，国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。また，二国間レベルの働きかけに加え，第８回アジア不拡散協議(ASTOP)や第19回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により，アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。さらに，拡散に対する安全保障構想(PSI)の独主催オペレーション専門家会合(OEG)やワークショップの参加など，大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	
	24年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から，我が国は，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく，保障措置強化のため，IAEAとの各種の協力や，IAEA保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行った。また，在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他，各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。 また，二国間レベルの働きかけに加え，第９回アジア不拡散協議(ASTOP)や第20回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により，アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。 さらに，拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催や，韓国主催PSI海上阻止訓練等への参加など，大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	NPDIの取組，軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や，拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など，軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	25年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から，我が国は，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく，保障措置強化のため，IAEAとの各種の協力や，IAEA保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また，在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他，各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，様々な国際的取組を行った。 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えてIAEA追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ，締約国数は平成24年末の119か国から122か国へと増加した。 また，二国間レベルの働きかけに加え，第10回アジア不拡散協議(ASTOP)や第21回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により，アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。 さらに，拡散に対する安全保障構想(PSI)のポーランド主催10周年記念会合や米国主催訓練「Future Guard 14」の計画会合への参加など，大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	大量破壊兵器等の不拡散の観点から，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行，輸出管理，IAEA保障措置等，不拡散体制の強化に向け，アジアをはじめとする各国・地域との協力を推進する。

	26年度	大量破壊兵器等の不拡散の観点から，我が国は，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく，保障措置強化のため，IAEAとの各種の協力や，IAEA保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行っている。また，在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他，各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，様々な国際的取組を行った。 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ，締約国数は平成25年末の122か国から124か国へと増加した。 また，二国間レベルの働きかけに加え，第 11 回アジア不拡散協議(ASTOP)や第22回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により，アジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。 さらに，拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合や米国主催訓練「Future Guard 14」の計画会合への参加など，大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	北朝鮮・イランの核問題等の地域の不拡散の課題，輸出管理，IAEA保障措置等，不拡散に関連する取組の強化に向け，アジアをはじめとする国際社会との協力を推進する。
	27年度	１（１）大量破壊兵器等の不拡散の観点から，我が国は，北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行した。 （２）保障措置強化のため，IAEAとの各種の協力や，IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けてアジア諸国への働きかけ等の取組等を行った。また，在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他，各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため，各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。 ２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては，関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ，締約国数は平成 26 年末の124か国から127か国へと増加した（カンボジア，ジブチ，リヒテンシュタイン）。 ３（１）タイ政府関係者のキャパビル支援（９月）や関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。 （２）第 12 回アジア不拡散協議(ASTOP)（平成 28 年１月）や第23回アジア輸出管理セミナー（２月）を主催すること等により，アジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。 ４　拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合や高級事務レベル会合，ニュージーランド主催訓練「Maru 15」への参加など，大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。	１　大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。 (１)北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行する。 (２)各種輸出管理レジーム等の場で，国際不拡散体制の強化・発展のため積極的に議論に貢献する。特に，原子力供給国グループ(NSG)においては，在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。 ２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため，IAEAとの技術的な協力に加え，IAEA追加議定書の非締結国に締約を働きかけ，締約国の増加を図る。 ３　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため，以下を実施する。 (１)タイ，ベトナム等に二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。 (２)地域レベルでは，アジア不拡散協議(ASTOP)，アジア輸出管理セミナー等を主催する。 ４　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため，以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。 (１)拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合 (２)ニュージーランド主催訓練「Maru 15」の計画会合
中期目	―	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を促進する。	

標			
26･27年度目標の達成状況		○	
３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	BWC及びCWCの非締約国に対して加入を呼びかけるとともに，条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から，我が国は，知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど，BWC及びCWCの普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。また，化学兵器禁止機関(OPCW)による査察の滞りない受入れにより，我が国のCWC履行に対する信頼醸成に努めた。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	24年度	BWC及びCWCの非締約国に対して加入を呼びかけるとともに，条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から，知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど，BWC及びCWCの普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。 また，化学兵器禁止機関(OPCW)による査察の滞りない受入れにより，我が国のCWC履行に対する透明性確保，信頼醸成に努めた。12月にはOPCW事務局次長を我が国に招へいし，CWCの履行に係る我が国の誠実な取組につき先方の理解を促進した。第３回 CWC 運用検討会議に先立つ議論の中で，普遍化，国内実施の強化，化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信した。	NPDIの取組，軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や，拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など，軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	25年度	BWC及びCWCの非締約国に対して加入を呼びかけるとともに，条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から，知見を有する専門家１名を関連会合に派遣するなど，BWC及びCWCの普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。 また，化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を滞りなく受入れたことは，CWCの履行を透明性のあるものとした。第３回CWC運用検討会議において，OPCWとして化学兵器の再出現防止により力を入れていくことが求められており，そのために普遍化と国内実施の強化が必要であるとの我が方の立場を発信した。 さらに，シリアの化学兵器廃棄に向けた国際社会の取組を支援するために拠出を行うなど我が国として積極的に貢献した。	機会をとらえ，非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに，専門家のセミナー派遣等を実施する。 また，化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ，我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。第３回 CWC 運用検討会議において，普遍化，国内実施の強化，化学兵器の再出現の防止等の必要性に係る我が方の立場を積極的に発信する。
	26年度	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の非締約国に対して加入を呼びかけるとともに，条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から，知見を有する専門家１名を関連会合に派遣するなど，BWC及びCWCの普遍化，国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。我が国からは特にアジアの非締約国であるミャンマーに条約加入を呼びかけ，BWCについてはミャンマー，モーリタニア，アンドラの３ヵ国が新たに締約国となった。CWCについては，化学兵器禁止機関(OPCW)によるミャンマーの加入促進の活動の一環である模擬査察実施に我が国専門家を派遣し，その後，ミャンマーから早期加入に向けて準備を進めている旨の表明がなされた。 また，OPCWによる査察の滞りない受入れにより，我が国のCWC履行に対する透明性確保，信頼醸成に努めた。平成27年２月にはOPCW事務局長を我が国に招へ	生物・化学兵器については，機会を捉え，非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに，条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から，専門家のセミナー派遣等を実施する。また，化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ，我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

		いし，CWC の履行に係る我が国の誠実な取組につき先方の理解を促進した。	
	27年度	１　生物兵器禁止条約(BWC) （１）非締約国に対して加入を呼びかけ，コートジボワールが新たに締約国となった。我が国はＧ７のデマルシェ（共同提案）を通して，加入を働きかけた。 （２）12 月の生物兵器禁止条約締約国会合で，条約国内実施にかかる作業文書や現代のバイオ脅威にかかる作業文書を他国と共同で提出した。 （３）条約の実施強化が不可欠との観点から，８月に開催された BWC 専門家会合に，知見を有する専門家を派遣した。 ２　化学兵器禁止条約(CWC) （１）非締約国に対して加入を呼びかけ，ミャンマー，アンゴラが新たに締約国となった。ミャンマーについては，加入促進活動の一環である模擬査察実施を行った。 （２）化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議，執行理事会(年３回開催)及び執行理事会に参画し，開催される条約実施のための協議に積極的に貢献した。 （３）スリランカ，フィリピンからの研修生各１名を国内の化学事業所に受け入れた。 （４）OPCW による査察を滞りなく受入れ（産業査察 21 件・ACW 査察７件），我が国の CWC 履行に対する透明性確保，信頼醸成に努めた。	１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。 （１）非締約国に対して加入を呼びかける。 （２）BWCの会期間活動等，条約の実施強化のための議論に積極的に参画する。 （３）条約の実施強化のため，専門家のセミナー派遣等を実施する。 ２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。 （１）非締約国に対して加入を呼びかける。 （２）化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議，執行理事会(年３回開催)及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。 （３）専門家派遣，研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。 （４）化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ，我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。
中期目標	—	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を促進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
４　通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国は，対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり，アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として，早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に，クラスター弾に関する条約の第１回締約国会議においては，副議長を務めるとともに，普遍化セッションにおいて，議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約(ATT)構想に関しては，平成 24 年の国連会議に向けて４回の準備委員会が開催されており，準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し，採択された小型武器決議においては，政府専門家会合の開催が決定された。また，対人地雷，クラスター弾を含む不発弾，小型武器に関連し，現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。	軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。
	24年度	７月に第１回目の武器貿易条約(ATT)国連会議が開催され，また，平成 25 年３月に，ATT 最終国連会議が開催されたところ，我が国は，同条約の原共同提案国及びアジア地域選出の副議長国として，他の ATT 推進国と連携しつつ積極的に交渉に参加した。(条約案は，平成 25 年４月に，国連総会において圧倒的多数をもって採択された。)	NPDI の取組，軍縮不拡散教育グローバル・フォーラムの開催や，拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など，軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。

	また，８月に開催された第２回国連小型武器行動計画(PoA)履行検討会議では，各国の見解の相違を乗り越えて，成果文書が全会一致採択された。我が国は，アジア地域選出の副議長を務めたが，それに加えて，議長を補佐して成果文書をとりまとめるための４名のファシリテーターの一人に我が国代表部の参事官が任命され，会期を通じて精力的に担当業務に従事した。	
25年度	４月に武器貿易条約(ATT)が国連総会において圧倒的多数をもって採択され，６月３日(現地時間)，ニューヨークにおいて署名解放され，我が国は同日署名を行った。同条約が早期に発効することを目指し，９月25日に国連本部において，日本を含む原共同提案国によるATTハイレベル会合が開催された。同会合には，岸田外務大臣が出席し，幅広い国，特に主要な武器取引国の締結が重要であることを訴えた。 対人地雷においては，12月に開催された対人地雷禁止条約第 13 回締約国会議において，我が国は，地雷除去に関する常設委員会の共同議長に就任した。また，平成 26 年１月から，我が国は，地雷対策支援グループ(MASG)の議長に就任した。 対人地雷，クラスター弾を含む不発弾，小型武器に関連し，現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。 対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進については，パキスタン，ミャンマー等アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として，早期に条約に加入するよう働きかけを行った。また，カリコム地域について，若手外交官招へいプログラムの機会を捉えて普遍化の働きかけを行った。 国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出したところ，コンセンサス採択された。	我が国は，対人地雷禁止条約(オタワ条約)及びクラスター弾に関する条約(CCM)の普遍化促進に向け，アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として，二国間・多国間協議の機会をとらえ，早期に条約に加入するよう働きかけを行う。 平成25年４月に，対人地雷禁止条約の共同議長職に立候補しており，選任された場合には，同条約の常設委員会における議事を主導する。 平成 25 年４月に採択された武器貿易条約(ATT)に関しては，署名・締結の準備作業を進める。 国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出する。 また，対人地雷，クラスター弾を含む不発弾，現場のプロジェクトへの支援を通じて，汚染地の除去義務等の条約履行を支援する。
26年度	５月に武器貿易条約を締結し，アジア太平洋で最初の締約国となった。また，武器貿易条約の関連の会合及び地域ワークショップ等の機会を捉えて，関係国に早期の署名及び締結の働きかけを行ったところ，アジア太平洋で我が国を含め４か国が締約国となった。 対人地雷に関しては，６月にモザンビークにおいて第３回検討会議が開催され，地雷除去に関する常設委員会の共同議長の任を果たした。ハイレベル・セッションにおけるステートメントでは，地雷対策支援に関する我が国の３つのアプローチを表明する等積極的な姿勢をアピールした。また，カンボジア・アンゴラとの三角協力及びベナン地雷対策訓練機会を紹介するサイド・イベントをそれぞれ開催し，多数の参加者に日本の取組を紹介した。その他，平成 26 年１月から地雷対策支援グループ(MASG)の議長国を務め，春と秋に定例会合を開催した他，８月にはガザ地区の不発弾除去支援を目的とした緊急会合を主催した。また，３月には現地視察を発案し，主要ドナーや国連機関と共にコロンビアを視察した。 クラスター弾に関しては，クラスター弾に関する条約に基づき実施してきた，我が国が貯蔵するクラスター弾の廃棄が完了し，その旨を条約事務局に報告し	平成 25 年４月に採択された武器貿易条約(ATT)を早期に締約する。同条約は，50 か国の締結をもって発効するため，同条約の早期発効を目指し，引き続き，各国に対して同条約の署名・締結を働きかける。 ６月には，対人地雷禁止条約の５年に１度の会議となる第３回検討会議がモザンビークにおいて開催されるため，同条約の普遍化促進を継続するとともに，除去の常設委員会の共同議長として，地雷除去にあたっている国々の除去活動を促すよう議論を主導していく。 また，６月には，国連小型武器行動計画(PoA)の第５回隔年会合が開催され，国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきてきた我が国としては，本件会合においても積極的・建設的に関与し，会議の成功に向けて貢献していく。

	た。 　対人地雷，クラスター弾を含む不発弾，小型武器に関連し，アフガニスタンやソマリア，南スーダン等における国連等のプロジェクトへの支援を着実に進めた。 　６月の国連小型武器行動計画(PoA)の第５回隔年会合においては，小型武器の適切な安全管理及びストックパイル管理についての提案を積極的に行った。また，国連小型武器行動計画の履行を促進させるための小型武器決議案を国連に提出したところ，コンセンサス採択された。	
27年度	１　武器貿易条約 （１）武器貿易条約の関連の会合及び二国間会談等の機会を捉えて，関係国に早期の締結の働きかけを行ったところ，アジア太平洋地域で我が国を含め５か国が締約国となった。 （２）８月にメキシコで第１回締約国会合が開催され，条約実施のための手続規則等の採択，条約事務局所在地及び事務局長が決定した。また，我が国は事務局の行財政を監視するための管理委員会の委員長に就任し，事務局の設立にかかる予算，手続等について議論するための管理委員会を複数回主催した。 ２　対人地雷禁止条約 　12月にスイスにて第14回締約国会議が開催され，ハイレベル・セッションにおけるステートメントでは，我が国から被害者支援に関し，締約国会議での情報共有等を通じて得られる良き慣行や教訓を踏まえ，関係する各締約国が，効率的かつ効果的な被害者支援を実施するために積極的な姿勢を取るようアピールした。その他，平成26年１月から27年12 月まで地雷対策支援グループ(MASG)の議長国を務め，春と秋に定例会合を開催した他，国際地雷対策デーの枠組みでパネルディスカッションを開催してコロンビアの地雷原視察の結果をフィードバックするなど，地雷問題についての議論に積極的な参加を果たした。 ３　クラスター弾に関する条約 　９月にクロアチアにおいて第１回検討会議が開催され，我が国は，クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の協力について，不発弾除去，被害者支援，危険回避教育等の具体的な例を挙げて，我が国の取組を積極的にアピールした。我が国の不発弾対策支援に関して，被援助国を始めとする各国政府，国連等から高い評価の声が寄せられた。普遍化促進については，前年に開催された第５回締約国会議後第１回検討会議開催時（９月）までに，同検討会議期間中に締結したコロンビアを含め，12か国・地域が新規締約国となり，締約国数は 96 か国・地域となった。我が国は，第１回検討会議において，二国間会談等を通じて条約締結を働きかけていく旨表明した。 ４　国連小型武器プロセス 　６月の国連小型武器行動計画(PoA)の第２回専門家会合においては，我が国の考えを纏めた作業文書	１　平成26年12月に発効した武器貿易条約(ATT)については，以下を実施する。 （１）アジア太平洋地域の締約国が増えるよう，様々な機会を通じて同条約の締結を働きかける。 （２）第１回締約国会合において条約の効率的実施が確保されるように議論に積極的に参加する。 ２　対人地雷禁止条約については，締約国会議への積極的に参加すると共に，12月まで地雷対策支援グループ(MASG)の議長を務めるところ，緊急案件等に対応した会合を主催してドナー国間で情報共有を行う機会を提供するなど，能動的な役割を務める。 ３　クラスター弾に関する条約の第１回目となる検討会議（５年に１度の会議）では，同条約の普遍化促進に向け取り組むと共に，会議における議論に積極的に参加する。 ４　国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきてきた我が国としては，国連小型武器行動計画(PoA)第２回専門家会合においても専門家の意見を踏まえ，積極的・建設的に関与し，会議の成功に向けて貢献していく。

		を提出したほか，我が国の３Ｄプリンターの専門家が参加し，３Ｄプリンターの技術について，我が国がこれまでリードしてきた技術開発の経験及び我が国における３Ｄプリンターを使った拳銃に関する取締りの事例についてプレゼンを行う等，大きく貢献した。	
中期目標	―	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を促進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

５　国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取付け ①共同提案国数 ②賛成国数	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	
	① 99 ②169	①99(含，米国・英国及び NPDI 参加諸国 10 か国中９か国) ②174	①102 ②169	①116 ②170	①107 ②166	―	△
年度目標値	前年度実績値程度の維持並びに米国及び NPDI メンバー国の共同提案国としての確保	同左	① 99 ②174	①100 ②170	①103 ②171		

評価結果（個別分野９）	施策の分析	１　国際的な核軍縮を追求するための取組 我が国は，2015 年 NPT 運用検討核兵器会議の成功に向け，NPDI を主導して同会議の合意文書の基礎となる作業文書を提出した。議長の合意文書案には日本が重視する５項目が盛り込まれたものの，中東非大量破壊兵器地帯に関する文言等の観点から合意文書は採択されず，その後核兵器国と非核兵器国の対立が顕在化した。秋の国連総会において我が国が提出した核兵器廃絶決議案はこうした対立の余波を受けざるを得ず，核兵器国のうち，米国，英国及びフランスが棄権し，ロシア及び中国が反対する結果となった。しかし，米国，英国及びフランスは日本以外の国が提出した人道関係決議に反対する一方，日本の決議には棄権という形で留まったこと，かつ 107 か国の共同提案国，166 か国という大多数の賛成を得て採択されたことに鑑みれば，国際的な核軍縮のためには核兵器国と非核兵器国の協力が必要であると繰り返し訴えてきた日本の立場に広範な支持が得られたものと評価し，目標達成と判定した。また，我が国が実施した国連軍縮会議や CTBT 賢人グループ会合の開催，「非核特使」や「ユース非核特使」制度の活用，「ユース非核特使 OB・OG 広島フォーラム」の開催は，こうした日本の立場を国際社会に打ち出し，核軍縮に向けた国際的機運を盛り上げる上で有効であった（軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②）） ２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 アジア不拡散協議(ASTOP)やアジア輸出管理セミナーの開催は，不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報，意見交換する場を提供し，北朝鮮の核・ミサイル問題等が顕在化する中，アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化する上で，有益であった。(軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②)) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のニュージーランド主催訓練「Maru 15」への参加，各種アウトリーチに関する取組を行ったことは，アジア地域を中心とした拡散防止のための連携強化及び能力向上につながり，大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。(軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②)) ３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組 我が国は，生物兵器禁止条約（BWC）と化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化を図るべく，BWC においてはＧ７のデマルシェ（共同提案）を通して，CWC においてはミャンマーの模擬査察実施などを通して，未締約国の加入促進に貢献した。（軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②）） ４　通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

		我が国は，武器貿易の透明性をはかるために，武器貿易条約の作成にあたっての原共同提案国として，武器貿易条約の交渉及びその後の条約の発効に関して，主導的な立場を果たしてきた。我が国自身も，平成26年５月に条約を締結し，アジア太平洋地域で最初に締約国となった。また，武器貿易の透明性をはかるために，条約の未締結の関係国に早期の署名及び締結を働きかけたところ，平成26年９月に条約発効のための50か国の締結の要件を満たし，平成26年12月に条約が無事発効したことは，通常兵器関連情報の透明性向上のために有効な取組であった。（軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②)） ５　国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取付け 国連総会に提出した我が国核兵器廃絶決議案は，核兵器国と非核兵器国の対立の余波を受け，賛成国数は目標に至らなかった。他方，上記１のとおり，核兵器国のうち，米国，英国及びフランスは，日本以外の国が提出した人道関係決議に反対する一方で，日本の決議には棄権という形に留まったこと，かつ107か国の共同提案国，166か国という大多数の賛成を得て採択されたことに鑑みれば，日本の立場に広範な支持が得られたものと考えられる。（軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②）） 【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) （軍備管理・軍縮関連） 核軍縮・不拡散の進展は，国際社会の平和と安全を確保し，我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて伝えるとともに，核兵器国と非核兵器国の協力を得て現実的かつ実践的な取組を進めていくことの重要性を訴えることは，核兵器のない世界の実現に向けて大きな意義がある。 我が国は国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視しており，2015年NPT運用検討会議とその準備プロセスに対しても様々な貢献を行った。しかしながら，同会議では最終的に合意文書が採択されず，核兵器国と非核兵器国の対立が高まり，核軍縮に向けた国際的機運は現在しぼんでいる状況にある。また，国際社会は北朝鮮による核実験などの国際的不拡散体制への重大な挑戦に直面している。核軍縮・不拡散を巡る状況は厳しいが，我が国としては2020年の次回NPT運用検討会議も念頭に，NPT体制強化に向けた取組を継続していく必要がある。 （不拡散関連） 北朝鮮による核・ミサイル開発は，日本を含む地域の喫緊かつ重大な脅威であり，国際社会は強い懸念を表明している。他方，イランの核問題については，最終合意が「履行の日」を迎えたことを受け，今後は同合意の着実な履行が重要である。また，近年，特にアジア諸国は，その経済発展に伴い，大量破壊兵器開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきていると共に，懸念国による違法な調達活動が巧妙化しており，アジア諸国が意図せずして拡散に関わってしまう危険性がこれまで以上に高まっている。こうした大量破壊兵器等の拡散問題への対応は，我が国の安全保障の確保の観点のみならず，国際社会の平和と安全を維持する観点からも必要不可欠である。 （生物・化学兵器関連） 生物・化学兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散は国際社会の平和と安全を確保する上で重要な課題であり，日本の安全保障上も重要である。これまでの脅威に加えて，非国家主体による生物・化学兵器テロも現実のものとなっており，BWC，CWCともに国連安保理決議1540でも言及され，国際社会の重要課題としての認識は高い。平成28（2016）年のBWC運用検討会議，平成30（2018）年のCWC運用検討会議に向け，生物・化学兵器の禁止，不拡散および再出現防止のための具体的貢献が出来るように条約の普遍化，国内実施を推進していく。 （通常兵器関連） 軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組は引き続き重要であり，今後も対人地雷禁止条約(オタワ条約)，クラスター弾に関する条約(CCM)，特定通常兵器使用禁止制限条約，武器貿易条約(ATT)，国連小型武器行動計画等に関連する取組を推進する。 【測定指標】 １　国際的な核軍縮を追求するための取組 NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化のため，2020年NPT運用検討会議及び同プロセスも念頭に，Ｇ７，NPDI，国連，その他国際的枠組みを通じて核兵器国と非核兵器国が共に核軍縮に向けて協力する環境を醸成するとともに，被爆の実相を世代と国境を越えて伝える軍
	次期目標等への反映の方向性	

		縮・不拡散教育の取組を実施する。 ２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 　北朝鮮やイランの核問題に関する現状やアジア諸国が意図せず拡散に関わってしまう危険性を踏まえ，関係国との緊密な協議や情報収集を行いつつ，関連の法的枠組みの普遍化や関係各国の安保理決議履行能力の向上に務める。 　また，新たな核兵器国出現の阻止のための IAEA 保障措置及び核兵器を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理を推進していくことが必要であり，これら取組の強化に向け，引き続き国際社会との協力を推進する。 ３　生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組 　条約の普遍化および各国の国内実施の状況に進展はあるものの，未だ十分でないため，引き続き締約国数の増加を目指すとともに途上国等の国内実施推進のための協力・支援を積極的に行っていく。 ４　通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 　武器貿易条約(ATT)は，平成 26 年 12 月に発効したが，アジア太平洋諸国の締約国数が５か国と少ないので，引き続き，関係国に対して同条約の締結を働きかける。また，地雷・クラスター弾に関し，我が国は世界第２位の地雷，不発弾対策支援国であり，被援助国をはじめとする各国政府，国連，NGO 等から高い評価が寄せられている。関連の会合等において日本の取組みをアピールするとともに，地雷及び不発弾の敷設地を有する国に対しては条約上の義務である一定期限内の除去を達成できるように，会議の場を通じて各国のオーナーシップを高めるべく，働きかけを行う。さらに，平成 28 年６月には，国連小型武器行動計画(PoA)の第６回隔年会合が開催されるため，国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国として，本件会合においても作業文書の事前提出等を通じ，積極的・建設的に関与し，会議の成功に向けて貢献していく。特定通常兵器使用禁止制限条約におけるロボット兵器等の議論において，事前に作業文書を提出するなど，作業プロセスにも積極的・建設的に関与し，我が国に不利な議論とならないように，会合に参加して，議論に積極的に参加する。 ５　国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け 　国連総会における核兵器廃絶決議は，「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運を高めることに貢献する重要な取組であり，引き続きその支持取り付け拡大に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(トップページ＞外交政策＞軍縮・不拡散・原子力の平和的利用) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html) ・平成 27 年版外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001172.html)

個別分野	10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進
施策の概要	１　国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。 ２　福島第一原子力発電所事故に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。 ３　二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 186 回国会施政方針演説(平成 26 年１月 24 日) 「海洋や宇宙，加速器技術への挑戦は，未来を切り拓(ひら)きます。イノベーションによって，日本に新たな「可能性」を創りだす気概が必要です。・・・ 日本を「世界で最もイノベーションに適した国」としてまいります。」 ・2015 年 NPT 運用検討会議一般討論演説(平成 27 年４月 28 日) 「福島第一原発事故を踏まえ，国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。」 ・エネルギー基本計画(平成 26 年４月 11 日閣議決定)抜粋 第３章エネルギーの需給に関する長期的，総合的かつ計画的に講ずべき施策 第４節 原子力政策の再構築 ３．原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立 「我が国は，事故の経験も含め，原子力利用先進国として，安全や核不拡散及び核セキュリティ分野での貢献が期待されており，また，周辺国の原子力安全を向上すること自体が我が国の安全を確保することとなるため，それに貢献できる高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である。」 ５．国民，自治体，国際社会との信頼関係の構築 (３)世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献 「東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで，世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに，核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは我が国の責務であり，世界からの期待でもある。我が国としては IAEA 基準等の原子力安全の国際標準の策定に積極的に貢献することが重要である。加えて，原発輸出を含む原子力技術を提供するに際し，公的金融を付与する場合には，原子力安全条約及び IAEA 基準を参照した安全確保等に関する配慮の確認を行いつつ，事故の経験と教訓に基づき，安全性を高めた原子力技術と安全文化を共有していくことで，世界の原子力安全の向上に貢献する。」 第 10 節 総合的なエネルギー国際協力の展開 １．エネルギー国際協力体制の拡大・深化 (２)二国間エネルギー協力体制の高度化 ②アジア各国とのエネルギー協力関係の強化 「原子力発電所の安全性確保は各国の共通の課題となっており，東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を共有することで，世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していく。」

測定指標	１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	欧州復興開発銀行(EBRD)が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し，３月にソウルにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて我が国がワシントン核セキュリティ・サミット後に行った措置について，日米核セキュリティ作業グループの成果も含め発表する等，活動を強化した。また，米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)の関連活動にも積極的に参加した。	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組，原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。
		24年度	IAEA やＧ８各国等と協力し，原子力安全関連条約や安全基準等の強化に積極的に貢献した。特に，チェルノブイリ原発支援事業に対し，3,050 万ユーロの拠出を行った。また，12 月，福島県において，IAEA との共催で，原子力安全に関する福島閣僚会議を開催し，東京電力福島第一原子力発電所事故の知見・教訓を国際社会と共有	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組，原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を推進する。原子力安全に関する福島閣僚会議を開催する。

	し，国際的な原子力安全の強化に関する様々な取組の進捗状況について議論を行った。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し，第３回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合やGICNT関連会合等に積極的に参加した。また，日米核セキュリティ作業グループにおいて，具体的な核セキュリティ対策強化に貢献した。	
25年度	IAEA やＧ８各国等との関連会合に積極的に参加し，国際協力を推進した。原子力安全の分野においては，福島県におけるIAEAの緊急時対応能力研修センターの指定や同センターでの研修を実施するとともに，原子力安全関連条約の運用強化に貢献した。 ５月にメキシコで開催されたGICNT全体会合(次官級会合)に出席し，我が国の核セキュリティ強化に向けた国際協力等を紹介した。 ７月にウィーンで開催されたIAEA核セキュリティ国際会議では初日に閣僚セッションが設けられ，我が国からは鈴木外務副大臣が出席し政府代表として演説を行った。 平成26年３月に開催されたハーグ核セキュリティ・サミットには，安倍総理大臣が出席し，我が国の核セキュリティ向上への姿勢を表明した。特に，日米間で「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」を発出した。	IAEAやＧ８各国等と協力し，関連会合への積極的な参加等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 ウィーンで開催予定のIAEA核セキュリティに関する国際会議(７月)やハーグで開催予定の第３回核セキュリティ・サミット(３月)等において我が国の措置について各国の理解を得る。 米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)の関連活動に貢献する。
26年度	IAEA 総会／理事会やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関する決議や成果文書等に我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等国際協力を推進した。原子力安全の分野においては，福島県に指定したIAEAの緊急時対応能力研修センターにおいて研修を実施し，原子力安全関連条約の運用強化に貢献した。 国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については，原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)を締結した。 チェルノブイリ原発支援事業に対しては，国際的な原子力安全の強化に貢献すべく，約16億円の追加拠出を行った。 国際的な核セキュリティ強化に関し，第４回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合や「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GICNT)関連会合等に積極的に参加した。特に，第３回核セキュリティ・サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の履行のための準備会合を関係省庁と協力してそれぞれ開催した。また，日米核セキュリティ作業グループにおいて，具体的な核セキュリティ強化に取り組んだ。	IAEAやＧ８各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。 平成26年3月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ，特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する。
27年度	１　IAEA 総会／理事会やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関するIAEA総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やＧ７原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)会合等の成果文書に我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等国際協力を推進した。原子力安全の分野においては，福島県に指定し	１　IAEAやＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する。 ２　平成26年３月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ，特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日

		た IAEA の緊急時対応能力研修センターにおいて，海外からの参加者向け，国内外自治体向け，及び IAEA 緊急時対応援助ネットワーク(RANET)参加国向けに，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修を実施し，国際的な原子力安全の強化に貢献した。 国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については，我が国の締結により，原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）が平成 27 年 4 月に発効した。同条約の締約国数拡大に向け，同条約に関する各種セミナーの開催・積極的な参加を通じ，CSC 締結の意義や我が国の取り組みを各国に紹介し，締結を奨励した。 ２　第４回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合（シェルパ会合）（６-７月，12 月，平成 28 年２月）や平成 28 年１月に米国で開催された閣僚級シナリオベース政策議論「Apex Gold」に出席し，積極的に議論に参加した。平成 28 年３月 31 日-４月１日に米国で開催された第４回核セキュリティ・サミットには，安倍総理大臣が出席し，我が国の核セキュリティ向上への姿勢を表明した。また，第３回核セキュリティ・サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」を踏まえて関係省庁と協議の結果，第４回核セキュリティ・サミットにおいて，日本原子力研究開発機構の高速炉臨界実験装置（FCA）の高濃縮ウラン燃料及びプルトニウム燃料の全量撤去を，日米で緊密に連携し，予定を大幅に前倒しして完了したこと，京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）を低濃縮化し，高濃縮ウラン燃料の全量撤去を行うことを決定したことを発表した。また，日米核セキュリティ作業グループにおいて，核セキュリティ強化に取り組んだ。具体的には，核セキュリティ作業グループは，核セキュリティに関する訓練，核物質の物理的防護，保障措置や輸送セキュリティを含む様々な課題について二国間の協力を推進した。 　平成 27 年４月，10 月には第２回 IAEA 核セキュリティ国際会議に向けた準備会合に積極的に参加した。 　また，６月にフィンランドで開催された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」総会(次官級会合)に出席し，我が国の核セキュリティ強化に向けた国際協力等を紹介した。	米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する。
中期目標	―	IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する。 　平成 28 年に予定されている第４回核セキュリティ・サミットに向けて，我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ，他国にも同様の努力を促し，結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　福島第一原発事故後の対応			年度目標
施策の進	23 年度	福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し，各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど，適切に対応した。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。
	24	「原子力安全に関する福島閣僚会議」や IAEA の専門家	各国への迅速・正確な情報提供を行う。

捗状況・実績	年度	会合への参加を通じ，福島第一原発事故後の状況について一層の情報提供を行った。また，福島第一原発にトラブル等が発生した場合は，関係国の在京大使館に対し，速やかに情報提供を行った。	
	25年度	在京大使館，国際機関駐日事務所等を対象とした情報提供や説明会を累次実施，福島第一原発の状況や我が国の取組について積極的な情報発信を行った。また，12月からは，日本の情報を包括的な形でとりまとめ IAEA に提供，IAEA は評価を加えた上で，IAEA のホームページに公開してきている。さらに，関係省庁と連携し，IAEA の除染，廃炉ミッションを受け入れる等，国際社会との協力を推進した。	福島第一原発の状況等について，引き続き情報提供を行っていく。また，廃炉に関し，IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
	26年度	在京大使館等を対象とした情報提供や説明会を累次実施，福島第一原発の状況や我が国の取組について積極的な情報発信を継続するとともに IAEA への情報提供についても継続して実施した。また関係省庁と連携し海洋モニタリングミッションや廃炉ミッションを受入れる等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を推進した。	福島第一原発の状況及び我が国の取組について，積極的な情報発信を行っていくとともに，また，廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
	27年度	１　福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，在京外交団等を対象とした説明会（１回実施）や FAX 送付による情報提供（計 26 回実施）等，積極的な情報発信を継続するとともに，IAEA への包括的な情報提供（計４回実施）についても継続して実施した。 ２　海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を５月及び 11 月に受け入れ，IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取し，それぞれ分析した結果を相互比較し，IAEA が，日本の分析機関の試料採取方法は適切であり，高い正確性と能力を有している旨を評価する等，国際社会との協力を進めた。	１　福島第一原発の状況及び我が国の取組について，積極的な情報発信を行う。 ２　廃炉・汚染水対策に関し，海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
中期目標	―	事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し，国際的な原子力安全の強化に貢献する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング･コースのホスト等)を実施した。我が国は，RCA においてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行った。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。
	24年度	原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング･コースのホスト等)や RCA において我が国がリードカントリーを務める医療・健康分野での事業の形成・実施計画の策定を行った。 IAEA 技術協力基金に対し約 752 万ユーロ，平和利用イニシアティブ(PUI)に対し 350 万ドルをそれぞれ拠出し，各種プログラムを実施した。こうした取組を通じ，開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上に貢献した。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA 技術協力への支援や IAEA の原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	25年	原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため，関連会合	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく

	度	に積極的に参加するとともに，我が国からの専門家の派遣を行った。 IAEA技術協力基金(TCF)に対し約863万ユーロを拠出し，IAEAを通じた技術協力活動に活用された。 平和利用イニシアティブ(PUI)に対し350万米ドルを拠出し，アジア及びアフリカを中心とした途上国における発電分野及び非発電分野(環境，医療，農業及び工業等)における技術協力を実施した。	活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	26年度	原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため，関連会合に積極的に参加するとともに，我が国からの専門家の派遣を行った。関連会合としては，RCA政府代表者会合，RCA総会等に日本政府代表として出席し，必要な提言を行い，RCAの戦略的なプロジェクト形成及び実施，運営体制の適正化に貢献した。 IAEA技術協力基金(TCF)に対し約723万ユーロを拠出し，開発途上国を中心とした保健・医療，原子力安全・セキュリティ，食品・農業等の分野における技術協力を実施した。 平和利用イニシアティブ(PUI)に対し約308万米ドルを拠出し，アジア及びアフリカを中心とした開発途上国における発電分野及び非発電分野(環境，医療，農業及び工業適用等)における技術協力を実施した。	IAEA技術協力基金(TCF)や原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力，「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みの下でのプロジェクトの実施等を通じ開発途上国や原発新規導入国を支援する。
	27年度	1　IAEA技術協力基金（TCF）に対し約728万ユーロを拠出し，開発途上国を中心とした保健・医療，原子力安全，食糧・農業等の分野における技術協力を実施した。 2　平和利用イニシアティブ（PUI）に対し850万米ドルを拠出し，開発途上国を中心とした非発電分野（保健・医療，食糧・農業，環境等）における技術協力を実施した。 3　原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため，日本政府としてRCA政府代表者会合，各種WG等に出席し，RCAの戦略的なプロジェクト形成及び実施等に貢献した。また，医療，農業，工業，環境等の幅広い分野のプロジェクトに我が国の国内専門家延べ20名程度を派遣し，アジア・太平洋地域の開発途上国の技術力向上及び人材育成に貢献した（具体例として，11月にタイにおいて開催された「工業応用と環境保全のための高度グラフト材料開発における放射線加工に係るプロジェクトの最終検討会議」に，日本原子力研究開発機構（現：量子科学技術研究開発機構）の専門家１名を派遣）。	開発途上国等の支援のため，以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。 1　IAEA技術協力基金(TCF)を通じた技術協力 2　IAEA平和利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力 3　「原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力
中期目標	—	開発途上国における原子力の平和的利用の促進や，国際社会における原子力安全の向上に努める。	
26･27年度目標の達成状況		○	
4　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施			年度目標
施策の進捗	23年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入を実施した。 具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが，これは，我が国にとって重要なエネルギー供給源である	国際的な原子力協力のあり方については，福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や，IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況

状況・実績		原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約150件実施した。	を踏まえつつ，できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており，核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。
	24年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約90件実施した。	国際的な原子力協力のあり方については，福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や，IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ，できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており，核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。
	25年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約70件実施した。	福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより，世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務である。我が国の原子力技術に対しては，各国から高い期待が示されてきている。原子炉等の原子力関連資機材の輸出については相手国の意向や事情を踏まえつつ世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく。
	26年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約70件実施した。	二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。
	27年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には，まず，我が国への核物質等の移転に先立ち，二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また，原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも，二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより，移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約60件実施した。	二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。
中期目標	―	核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国は，自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており，再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として，また，高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として，順次我が国に返還されることとなっていることから，海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や，輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており。MOX燃料の海上輸送は，安全かつ円滑に実施することができた。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。
	24年	IAEA総会の機会に沿岸国政府との協議を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。

	度	射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，円滑な放射性物質輸送を実施できた。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での協議を密に実施し，また国内関係省庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行うことができた。	
	25年度	沿岸国政府との協議を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，円滑な放射性物質輸送を実施した。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での協議を密に実施し，また国内関係省庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。このための関係国間の協力を一層緊密化させる。
	26年度	沿岸国政府との協議を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，平成 26 年２～４月に円滑な放射性物質輸送を実施した。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での協議を７月及び９月に実施し，また国内関係省庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため，沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。
	27年度	沿岸国政府との対話を行い，放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって，７～９月に円滑な放射性物質輸送を実施した。 円滑な輸送のために輸送国である日英仏３国間での会合を６月及び９月に実施し，また国内関係省庁及び事業者と連携することで，関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため，沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。
中期目標	―	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
６　二国間協定の交渉・協議の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ヨルダン，韓国，ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか，アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し，トルコ，ブラジル，南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には，ヨルダンとの間では１回，韓国との間では５回，ベトナムとの間では３回の交渉を経て，原子力協定を署名した。	国際的な原子力協力のあり方については，東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や，IAEA における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ，できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており，二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また，これまで進められてきた各国との原子力協力については，外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し，進めていく。
	24年度	ロシアとの原子力協定が発効した。	国際的な原子力協力のあり方については，東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や，IAEA における原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ，できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており，二国間協定の

			交渉・協議についても右にそった形で進める。また，これまで進められてきた各国との原子力協力については，これらの協力を進めていく。
	25年度	トルコとアラブ首長国連邦との原子力協定について，署名を行った。また，メキシコ及びサウジアラビアとの間で原子力協定交渉を開始し，交渉中である南アフリカ等との間で引き続き交渉・協議を行った。	協定の枠組みを整備するかどうかについては，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していくという，原子力協定締結に関する我が国の考え方にそって，二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。
	26年度	日・トルコ原子力協定及び日・UAE 原子力協定が発効した。また，交渉中であるメキシコ，南アフリカ等との間で引き続き交渉・協議を行った。	メキシコとの二国間原子力協定等交渉中の協定の交渉を推進する。 新たな協定の整備については，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していく。
	27年度	1　交渉中であるメキシコ，南アフリカ等との間で，対面交渉やテレビ会議等を通じ，引き続き交渉・協議を行った。 2　新たな協定の整備については，個別具体的に検討したが，現時点で新たに交渉を開始したものはない。	1　メキシコ，南アフリカとの二国間原子力協定等，交渉中の協定交渉を推進する。 2　新たな協定の整備については，核不拡散の観点や，相手国の原子力政策，相手国の日本への信頼と期待，二国間関係等を総合的に勘案し，個別具体的に検討していく。
中期目標	―	二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ，原子力の平和的利用を推進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

評価結果（個別分野10）	施策の分析	1　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 （1）IAEA やＧ７各国等との関連会合に積極的に参加し，国際協力を推進したことは，原子力安全及び核セキュリティの強化に資するものであった。原子力安全の分野においては，福島県に指定した IAEA の緊急時対応能力研修センターで研修等を実施した。同研修には，国内外から多くの参加者が出席し，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ，各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されることは，国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で，効果が高かった。（IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化（達成手段②）） （2）我が国が CSC を締結したことで，未発効だった同条約の発効要件を満たし，平成 27 年４月の同条約の発効につながった。これは，IAEA 等国際社会で累次その重要性が確認されている，国際的な原子力損害賠償制度を強化する重要な一歩となり，各国からも高く評価された。国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で極めて効果が高かった。（IAEA，Ｇ７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化（達成手段②）） （3）平成 28 年３月に米国で開催された第４回核セキュリティ・サミットに安倍総理大臣が出席し，日米間で共同声明を発出したことは，核セキュリティの強化を推進する上で，大きな効果があった。（核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献（達成手段④）） 2　福島第一原発事故後の対応 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や，我が国の取組に関する在京外交団，IAEA 等を通じた積極的な情報発信は，国際社会に正確な情報を提供し，我が国の福島第一原発事故対応に対する国際社会からの信頼を確保する上で有益であった。（福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整（達成手段③））。 3　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

		IAEA 技術協力基金(TCF)，平和利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究，開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を通じた支援は，アジア，アフリカ，中南米諸国をはじめとした開発途上国における，発電分野，及び保健・医療，食糧・農業，環境等の非発電分野の原子力の平和的利用促進に寄与し，また，原子力安全向上を促進する上で有効であった。(原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①)) ４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施 26 年度は約 70 件，27 年度は約 60 件の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施したことは，適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①)) ５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施 沿岸国政府との対話を通じ，放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めたことは，円滑な輸送の実施を確保する上で重要であった。(放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な実施を確保するための外交的対応(達成手段⑤)) ６　二国間協定の交渉・協議の進展 メキシコ，南ア等と二国間原子力協定の交渉・協議を促進したことは，原子力の平和的利用のための国際協力を推進する上で有効であった。(原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 近年，国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから，原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており，東京電力福島第一原子力発電所の事故後も，原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。 一方，原子力発電に利用される技術や機材，核物質の軍事転用が可能であることや，一国の事故が周辺国にも大きな影響を与え得ることから，核不拡散(保障措置：Safeguards)，原子力安全(Safety)，核セキュリティ(Security)の「３つのＳ」により，原子力の平和的利用を確保しつつ，国際的協力を推進することが必要である。特に，原子力安全の分野において，福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し，国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは，日本が果たすべき責務となっている。 上記を踏まえれば，国際的な協力を通じて国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献していく必要がある。また，福島第一原発事故を経験した我が国は，IAEA 等から知見や協力を得て同原発の廃炉・汚染水対策を進めるとともに，国際社会に対する我が国の取組に関して積極的に情報発信を行うことにより，国際社会に対して開かれ，かつ透明性をもった形で事故対応を進めていくことが重要である。 一方，二国間原子力協定の締結，協定等に基づいた核物質・原子力関連品目の適切な移転の確保，及び放射性物質の安全かつ円滑な輸送の実施も，「３つのＳ」を確保しつつ原子力の平和的利用に係る国際協力を推進する上で不可欠である。 また，発電分野に加え，非発電分野においても原子力の平和的利用を促進していくことが重要である。特に，非発電分野における技術協力を通じた途上国支援は，ニーズが高く，TCF，PUI 及び RCA 等の枠組を通じて支援を行うことは，原子力の平和的利用にかかる国際協力を推進する上で非常に重要である。 この点，26,27 年度は，各施策において目標を達成しているが，いずれも継続的・恒常的取組を必要とする施策であることから，今後も同目標を維持し，達成に向けて取り組んでいくことが適当である。 【測定指標】 １　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進することが引き続き重要であり，今後も IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を実施する。 ２　福島第一原発事故後の対応 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について，引き続き積極的な情報発信を行っていくとともに，事故後対応に関し，IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。 ３　原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

		原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施は引き続き重要であり，今後も開発途上国を支援するため，TCF や PUI，RCA の枠組みの下で，発電分野及び非発電分野のプロジェクト等を実施していく。 ４　核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施 我が国の原子力技術に対しては，各国から高い期待が示されており，原子力関連品目の移転については，移転品目の平和的利用等を確保しつつ，可能な限り円滑に実施していく。 ５　放射性物質の安全で円滑な輸送の実施 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施の確保は引き続き重要であり，今後も関係国間の協力を一層緊密化させる。 ６　二国間協定の交渉・協議の進展 二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めることは引き続き重要であり，核不拡散の観点,相手国の原子力政策,相手国の我が国への信頼と期待,二国間関係等を総合的に勘案しつつ,個別具体的に検討し，二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/dns/inec/page22e_000751.html) (http://www.mofa.go.jp/dns/inec/page18e_000038.html) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/rca_gai.html) ・IAEA ホームページ (http://www.iaea.or.at/) (https://www.iaea.org/newscenter/focus/fukushima/status-update) (https://www.iaea.org/about/pui) (https://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/Funding/index.html) ・首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140124siseihousin.html)

個別分野	11　科学技術に係る国際協力の推進
施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し，世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には，科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や，核融合，大量破壊兵器の不拡散，地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施する。
関連する内閣の重要政策	・第５期科学技術基本計画(平成 28 年１月 22 日閣議決定) 第７章 （３）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開　等 ・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「イノベーションを次々と生み出す社会へと変革する。その鍵は多様性であります。三人寄れば文殊の知恵。多様性の中から，新たなアイデアが生まれ，イノベーションが起こる。『一億総活躍』は，そうした新しい経済社会システムを創る『挑戦』であります。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「昨年９月に私が任命した科学技術顧問の下，安全保障，グローバル課題，国際協力等，外交の様々な局面で日本の優れた科学技術を活用していく科学技術外交を推進してまいります。」

測定指標	１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	EU，イタリア，英国との間で政府間会合を実施し，各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。	政府間会合等の開催を通じ，二国間科学技術協力を推進する。
	24年度	スウェーデン，フィンランド，ノルウェー，米国，スペイン，オーストラリア，スイス，カナダ，ドイツとの間で政府間会合を実施し，各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。 また，科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じ，国内関係府省・機関による連絡会を定期的に開催し，二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した。	５か国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ，二国間科学技術協力を推進する。
	25年度	米国，フランス，EU，チェコ，スロベニア，ロシア，ニュージーランド，ウクライナとの間で政府間会合を実施し，各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで，各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。なお，スロベニアについては，今回が初の二国間科学技術協力合同委員会の開催となった。 また，科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や，国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ，戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議した。	５か国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ，二国間科学技術協力を推進する。 二国間合同委員会の活性化に向け国内関係府省・機関との情報交換を継続させる。
	26年度	米国，スペイン，インド，英国，スイス，ポーランド，ノルウェー，イスラエル，ベトナムとの間で政府間合同委員会を実施し，各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで，各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。例えば，米国との合同委員会においては，高エネルギー物理学，核融合科学，原子核物理学，ビッグデータ，ハイパフォーマンス・コンピューティングの分野の協力を更に発展させるとの共通理解に到達すると共に，イノベーション創出のための産学連携，プロジェクト・マネジメントのための人材育成，研究者交流，研究者倫理，リスクコミュニケーション等の課題を今後，日米間で議論すべき先駆的分野として特定した。	科学技術外交を推進するため，二国間科学技術合同委員会の活性化が重要であり，５か国・機関以上との政府間会合等を開催する。 また，限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努める。

		また，科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や，国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ，科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し，直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。	
	27年度	１　中国，EU,ハンガリー，オーストラリア，ロシア，ブラジル，米国，南ア，スウェーデン，フィンランドとの間で政府間合同委員会を実施し，各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで，各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに，個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。例えば，EU との合同委員会においては，双方の主要な相互関心分野である情報通信技術（ICT），航空，及び希少原料を含む材料科学に関し，前回（第２回）合同委員会以降の成果を確認し，また，健康・医療研究，環境，エネルギー，高エネルギー物理学等の今後の協力の潜在的な可能性を有する重要分野について協力活動の進捗状況を確認し，研究者交流の促進などの双方の協力の枠組の改善方策について議論を行い，日本国政府と欧州委員会との間の研究・イノベーションにおける新たな戦略的パートナーシップに関する共同ビジョンを採択した。 ２　新興国との新規の科学技術協力協定の締結については，事務レベルでの検討は進めているものの，いまだ具体的な動きには至っていない。 ３　科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じた国内関係府省・機関との連絡会や，国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ，科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し，直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。	１　科学技術外交を推進するため，二国間科学技術合同委員会の活性化が重要であり，５か国・機関以上との政府間会合等を開催する。 ２　二国間科学技術外交強化のため，新興国等との間で新規に科学技術協力協定締結の可能性を検討する。 ３　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも，引き続き，国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努める。
中期目標	－	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって，国際社会の平和と安全確保に貢献する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　イーター計画及び日欧ブローダー･アプローチ活動の実施に向けた協力の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	11 月，イーター(国際熱核融合実験炉)の運転開始時期について，日本の震災及び右震災以前から生じていたスケジュールの遅れを踏まえ，作業スケジュールの見直しが行われた。更に日 EU 間のブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現に向けて，イーター計画への支援とともに，発電実証を行う原型炉を見据え，日ユーラトム(欧州原子力共同体)間で実施する国際共同研究開発プロジェクト)の実施に向け，日欧間での議論を継続した。	イーター計画の円滑な進展等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。
	24年度	イーター計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たした。８月には，イーター本部建屋が完成した。日 EU 間で実施するブローダー・アプローチ活動の下で進めているサテライト･トカマク計画事業の主要装置のうち，欧州が作成する機器が初搬入され，組立	イーター計画建設期の円滑な進展等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。

		てが開始された。	
	25年度	９月に開催された閣僚級理事会において，イーター参加７極のハイレベルでイーター計画の重要性が再確認された。事務局運営の効率化・合理化に向け，理事会に提出された運営評価 2013 の指摘事項に対する対処計画に関する議論に積極的に取り組んだ。 ブローダー・アプローチ活動においては，IFMIF 事業で，原型加速器の製作が欧州で進捗し，11 月に据付けが開始され，サテライト・トカマク計画事業において，１月に超伝導コイルの初搬入作業が実施された。	イーター計画への参加等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては，計画建設期の円滑な進展を目指し，関係者との調整を行う。また，事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
	26年度	３月に開催された臨時理事会において，イーター計画の円滑な推進のため，組織運営改革方針をまとめた行動計画案が検討され，我が国としても，右計画の組織改編，機構長の権限強化，国内実施機関との関係改善を高く評価し，一部の議論が必要な内容以外は賛成し，右計画は基本的に承認された。右により，イーター計画のより円滑な推進に向けた新体制構築に向けた議論が前進した。 ブローダー・アプローチ活動については，引き続き EU との協力の下，青森県及び茨城県における世界最先端の核融合研究開発拠点の形成に向けて初期組立作業等が実施された。	イーター計画への参加等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。イーターについては，今後本格的な建設期に移行することを踏まえ，引き続き円滑な進展を目指し，関係者との調整を行う。また，事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
	27年度	１　（１）イーター計画の本格的な建設をスムーズに進展させるにあたり，EU をはじめとするイーター計画に参加する各極との連携は不可欠であることから，理事会等の機会には，EU や米国等主要な参加極と個別に会談を行い，機関間のコミュニケーションを密にし，スケジュール管理等について参加極間の認識を一つにした。他方，11 月の理事会において，プロジェクトが当初予定から遅延することが明らかになり，プロジェクト実施の立て直しを図るため，ITER 機構が策定した新長期スケジュールの原案に対し外部評価を行い，プロジェクト完了までの信頼できる作業工程及び必要経費・人員の見積もりを算出していくことを決定した。このような決定に至るにあたり，我が国としては新長期スケジュールを作成することが却ってプロジェクト本体の遅延に繋がるというような本末転倒にならぬよう働きかけを行った。 （２）組織改編，機構長の権限強化を通じた事務局運営の効率化，合理化については，６月の理事会において幹部人事，予算・人事等に係る運営方針等が了承され，新体制が構築され，我が国としてもこれを評価し，賛成の姿勢を示した。また，プロジェクト実施の立て直しを図るため，上記（１）のとおり，外部評価による作業工程及びそれに基づく必要経費・人員等の見積りの算出を決定し，効率化・合理化を図った。 ２　ブローダー・アプローチ計画については，引き続き，EU との連携のもと，国際核融合材料照射施設工学実証・工学設計活動事業について，入射器の円滑な運転と試験の実施がなされた。	イーター計画への参加等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。 １　イーター計画 （１）今後本格的な建設期に移行することを踏まえ，引き続き円滑な進展を目指し，関係者との調整を行う。 （２）平成 27 年３月に承認された組織運営改革方針をまとめた行動計画に基づき，組織改編，機構長の権限強化等の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。 ２　ブローダー・アプローチ活動 EU と協力し，核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。
中期	－	多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。	

目標			
26･27年度目標の達成状況		○	
３　ISTCへの支援を通じた協力の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国及び民間企業が拠出するプロジェクトの実施・継続を通じて，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。国際科学技術センター(ISTC)理事会等で，事務局運営の効率化・合理化に取り組んだ。	国際科学技術センター(ISTC)のプロジェクトの実施等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。
	24年度	我が国及び民間企業のプロジェクトとして，大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させることなどの措置を実施した。また，ISTC 理事会等で，中央アジア地域における多国間の科技協力の強化，事務局運営の一層の効率化・合理化を進めた。	ISTCのプロジェクトの実施等を通じ，多国間の科学技術協力に貢献する。
	25年度	旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者･技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施しているISTCを支援することを通じ，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。また，ISTC理事会等で，ISTCあり方について他国とともに検討するとともに，中央アジア等より広範な地域との科学技術協力関係の強化，及び事務局本部の職員を対前年度比約３割減とする等ISTC 事務局運営の一層の効率化・合理化に向けて取り組んだ。	ISTC事務局運営の効率化・合理化に取り組み，ISTCを通じ中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。
	26年度	旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者･技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施している国際科学技術センター(ISTC)を支援することを通じ，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。我が国(外務省及び文部科学省)はISTCに供出金を拠出している他，事務局職員１名を文部科学省から派遣し，財政的及び人的支援を行っている。26年度には62件のプロジェクトの実施が完了し，25年度の99件からは減少したものの，引き続き着実に成果を挙げている。 また，ISTC理事会等に我が国は，ISTCの活動や運営方針を決定する理事国としても積極的に貢献し，中央アジア等より広範な地域との科学技術協力関係の強化，事務局職員数の対前年度比約１割削減等により事務局経費の更なる削減等の実施を実現した。	ISTCを通じ，中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。また，ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組むとともに，ISTCを通じて大量破壊兵器の拡散防止に向けたより効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。
	27年度	１　我が国（外務省及び文部科学省）は平成27年度においてもISTCに対し拠出金を拠出している他，事務局職員１名を文部科学省から派遣し，財政的にも人的にも支援を実施して，これらの取組を通じて中央アジア等より広範な地域での科学技術協力強化を図った。平成27年度には新規に７件のプロジェクトを開始した。 ２　12月の運営理事会では，７月にISTC事務局がアスタナに完全に移転したことに伴う行財政上の問題に対応すべく，我が国も理事国として積極的に理事会に参加し，運営の効率化について参加国に働きかけを行った結果，運営の一層の効率化を図ることが理事会として決定された。また，同理事会終了後，「国際科学技術センターを継続する協定」の署名式がカザフスタン外務省にて行われ，我が国の他，欧州連合及び欧州	１　国際科学技術センター(ISTC)を通じ，中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。 ２　ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組む。 ３　ISTCを通じて大量破壊兵器の拡散防止に向けたより効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。

		原子力共同体，ジョージア，ノルウェー，キルギス，アルメニア，カザフスタン，韓国，タジキスタン及び米国が署名した。この継続協定は，７月のロシア脱退後においても，ISTC の活動を継続しつつ，国際テロリストの活動の拡大等 ISTC 設立以後の状況の変化を踏まえ，大量破壊兵器等の開発能力を有する科学者・技術者を平和目的の活動により効果的に従事させる枠組みを構築する意義を持つ。 ３　旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施している ISTC を上述のとおり人的及び財政的に支援することを通じ，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。	
中期目標	―	多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
４　ソフトパワーとしての科学技術の活用			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	カナダ，トルコ，シンガポール，インドネシア，ブラジル，スペイン，ポルトガル，ブルガリアに我が国の優れた科学者・専門家を派遣し，講演会等を通じて，我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに，派遣先の政府関係者，科学者，専門家，企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ，我が国の優れた科学技術力をアジア諸国，新興国等に印象づけ，経済外交にも貢献する。
	24年度	森川正章北海道大学教授，細田秀樹東京工業大学教授，中北英一京都大学教授，越村俊一東北大学教授をデンマーク，スウェーデン，フィンランド，南アフリカ，タイ，マレーシア，エクアドル，ペルー，コロンビアに派遣し，講演会等を通じて，我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに，派遣先の政府関係者，科学者，専門家，企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ，我が国の優れた科学技術力をアジア諸国，新興国等４か国に印象づけ，経済外交にも貢献する。
	25年度	白山義久独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)理事(研究担当)，金田義行 JAMSTEC 地震津波・防災研究プロジェクトリーダー，鈴木章北海道大学名誉教授(平成 22 年ノーベル化学賞受賞者)をニュージーランド(ウェリントン，オークランド)，オーストラリア，アイルランド，英国，ドイツ，カナダ(モントリオール，トロント，バンクーバー)に派遣し，(地震・津波に関する)防災及びクロスカップリング反応についての講演会を実施した。我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに，派遣先の政府関係者，科学者，専門家，企業関係者とのネットワーキングを行った。またプレスインタビュー等にも積極的に対応することで，広く広報されるよう努めた。	科学者・専門家の派遣を通じ，我が国の優れた科学技術力をアジア諸国，新興国等４か国に印象づけ，経済外交にも貢献する。
	26年度	大村智北里大学特別栄誉教授をカナダへ，姫野嘉昭東京工業大学特任教授をエストニア，リトアニア，ポーランドへ，岸輝雄独立行政法人科学技術振興機構 国際科学技術共同研究推進事業運営統括をポーランド，チェコ，スロバキア，ハンガリーへ，川本健埼玉大学教授をスリランカへ派遣し，講演会を実施した(カナダは，外務省費用負担はレセプションのみ)。我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに，派遣先の政府関係	我が国の優れた科学者・専門家の派遣し，５回を目標に講演会等を開催し，我が国の優れた科学技術力を印象づけ，経済外交にも貢献する。

		者，科学者，専門家，企業関係者とのネットワーキングを行った。またプレスインタビュー等にも積極的に対応した結果，例えば，姫野教授のエストニア派遣においては，エストニア国営放送のニュースで２回報道された他，エストニア主要日刊紙(エースティ・パエヴァレフト紙)に記事が掲載された。また，川本教授のスリランカ派遣においては，スリランカの主要日刊紙(デイリーミラー紙等)に記事が掲載された。	
	27年度	天野浩名古屋大学教授をロシア及びフランスの４都市に派遣し，６回にわたり，様々なテーマの講演会を開催した。ロシアでは，サンクトペテルブルク，モスクワにおける「青色発光ダイオードの発展の歴史とその展望」というテーマでの大学関係者や専門家，一般に向けた講演，モスクワでの「人類のための夢を求めて」と題した高校生向けの講演，ノヴォシビルスクでのロシア連邦レベルの国際フォーラム及び展示会である「テクノプロム」にて，政府関係者やロシア科学アカデミー，日露の企業関係者等に向けた講演を行った。また，ロゴジン副首相やフルセンコ大統領補佐官，州知事とともに同展示会の総括セッションでプレゼンをした。フランス（パリ）では，国連教育科学文化機関（ユネスコ）において「開発の原動力としてのイノベーション」をテーマに各国代表部大使等に向けた講演会を，パリ日本文化会館で「LED の発明と未来」をテーマにフランス政府関係者，研究・高等教育機関，一般向けの講演会を行い，天野教授からのプレゼンテーションに続いて，活発な質疑応答と意見交換が行われた。天野教授の講演の様子は，現地のメディアでは，ロシアのフォンタンカ通信社，インターファクス通信社等により取り上げられた。国内のメディアでは時事通信，共同通信，NHK，朝日新聞，東京新聞，毎日新聞等により報じられた。 また，岸田外務大臣より９月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）による対外発信・ネットワーク構築も行っている。具体的には，10 月に東京で開催した第３回日米オープンフォーラムや平成 28 年２月に米国ワシントン DC でカーネギー財団が主催したシンポジウム「科学技術外交と日米同盟」にパネリストとして参加すると共に，米英を始めとする各国外交当局の科学技術顧問とのネットワーク確立を図った。	我が国の優れた科学者・専門家を海外に派遣し，５回を目標に講演会等を開催し，我が国の優れた科学技術力を印象づけ，経済外交にも貢献する。
中期目標	―	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって，我が国の繁栄と安定に貢献する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

５　（参考指標）ISTC における新規プロジェクト数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	11	12	31	10	7
６　（参考指標）ISTC 事務局の職員数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	118	94	69	37	39
７　（参考指標）専門家交流事業の実施回数	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	17	15	9	12	6
８　（参考指標）専門家交流事業の参加	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度

	人数	2,147	1,310	1,058	1,197	1,198
	７（参考指標）は，科学技術外交専門化交流事業で派遣された講師が講演を行った回数の合計を示す。 ８（参考指標）は，科学技術外交専門化交流事業で派遣れた講師が行った講演への参加者数の合計を示す。					

評価結果（個別分野11）	施策の分析	１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大 二国間協力においては，目標とする５か国を大きく上回る相手国・機関との合同委員会等を行うことができたことは，科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった。また，これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく，事前に，国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね，また在外公館からの情報収集を強化したことは，本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。また，科学技術外交の推進のための「科学技術外交ネットワーク」(STDN)（本邦及び在外の関係府省，独立行政法人，科学技術コミュニティ，在外公館，機関の海外拠点等の間で，定期的な連絡会を開催する等，メーリングリストによる内外の科学技術動向の情報収集・共有のためのネットワーク）について，平成27年度に見直しを行い，ネットワークの対象とする在外公館をそれまでの45公館から53公館に拡大するなど，ネットワークの体制強化を実施した。（科学技術に関する二国間政府間対話の推進（達成手段①）） ２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進 核融合炉の科学的・技術的可能性の実証を目的とするイーター(国際熱核融合実験炉)計画及びイーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施するブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)において，計画の確実な実施に向けて理事会，運営委員会等の際は，関係省庁間で連携の上，綿密に対処方針を準備した上で我が国として積極的に議論に参加したことは，国際協力を推進し，大規模研究開発プロジェクトを通じた我が国の科学技術外交を進める上で有効であった。(イーター計画等の推進(達成手段②)) ３　ISTCへの支援を通じた協力の推進 ISTCに参加し，米国，EU等とともに，大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させて民生転換を促進したことは，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散を防止する上で，有効であった。こうしたプロジェクトの中にはチェルノブイリ事故の専門家等による福島復興に向けたプロジェクト等我が国が裨益するプロジェクトが含まれている。(国際科学技術センター(ISTC)拠出金(任意拠出金)(施策Ⅶ－１達成手段㊱)) ４　ソフトパワーとしての科学技術の活用 科学技術外交推進専門家交流事業による我が国有識者の講演等は，世界的に有名なノーベル賞学者を派遣できたこともあり，先端科学技術分野における先進性を派遣国の講演会参加者に強く印象づけ，世界における我が国の科学技術立国としてのブランド・イメージを確立する上で有効であった。また，本邦から有識者を派遣するにあたっては，現地メディアとも連携し，新聞や雑誌で報道されたことは，限られた予算や人的資源を効率的に活用する上で有用であった。(科学技術外交推進専門家交流関係経費(達成手段③)) また，９月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）による国内外の公開シンポジウムなどへのパネリストとしての参加や諸外国の外交当局の科学技術顧問とのネットワーク構築を積極的に進めたことは，科学技術外交を推進する上で有益であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 科学技術は，経済成長や社会の発展を支え，安全保障面でも重要な役割を果たす，平和と繁栄の基盤的要素であり，国力の要である。科学技術を外交に活用する「科学技術外交」の推進を通じて，各国との関係を増進し，協調しながら，国際社会の平和と安定，様々な地球規模の課題の解決，さらに日本と世界の科学技術の発展に一層貢献することが可能となる。 「科学技術外交をより一層推進すべき」という認識のもと，岸田外務大臣は，平成27年９月，初めて外務省参与として外務大臣科学技術顧問を任命し，また，研究開発，人材育成，産業，国際関係の各分野の知見を有する有識者を集めた科学技術外交推進会議を設置し，科学技術を通じた日本外交の新たな方向性について議論している。 平成28年１月の国会の外交演説の中でも，岸田外務大臣は，安全保障，グローバル課題，国際協力等，外交の様々な局面で，日本の優れた科学技術を活用していく科学技術外交を推進していく旨述べた。 とりわけ，28年度はＧ７伊勢志摩サミットやTICADⅥという外交機会があり，こうした国際会議

		の議題には科学技術と関係が深いものが多く，科学的知見を活かして日本が国際社会の議論をリードしていく機会として重要である。 　上述のとおり，科学技術は，経済成長の牽引力となり，直接的に国民の生活水準を向上させる重要な要素であり，先進国との間でも，途上国との間でも科学技術イノベーションを通じた国際協力を推進することは重要であり，二国間及び多国間協力の推進やソフトパワーとしての科学技術の活用を通じた科学技術に関する国際協力の推進という施策は妥当であり，今後も同目標を維持していく。 【測定指標】 （1）二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大 　科学技術外交の推進のため，二国間科学技術合同委員会の活性化が重要である。これまで合同委員会の開催目標は５か国・機関以上としていたが，目標を大幅に上回る開催実績を残したことから，今後は，６か国・機関以上との間で政府間会合等を実施することを目標とする。また，国内関係府省・機関との情報交換の強化という平成 27 年度目標は，科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化を戦略的・効率的に図る上で妥当であったため，継続する。他方で，平成 27 年度の目標としていた新興国との科学技術協力協定の締結については，新興国の場合，EPA 協定等，他の協力の枠組みの中に科学技術が盛り込まれている場合もあるので，新興国との科学技術協力の推進は重要という認識のもとで，既存の法的枠組みの中で科学技術を推進するのか，或いは新規枠組みを立ち上げる方が有益なのかを慎重に判断する必要があり，28 年度については，新興国との科学技術協力協定締結そのものを目標にすることはしない。 （2）イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進 　多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け，イーター計画とブローダー・アプローチいずれも，限られた予算で効率的にプロジェクトの実施を確保することが必要であり，今後の目標として維持する。 （3）ISTC への支援を通じた協力の推進 　多国間の科学技術協力を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け，ISTC を通じた中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化は，重要であり，引き続き ISTC 事務局運営の効率化・合理化に取り組み，ISTC を通じた大量破壊兵器の拡散防止に貢献する。 （4）ソフトパワーとしての科学技術の活用 　これまで，我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって我が国の繁栄と安定に貢献するという中期目標を掲げてきたが，近年，広報面の取組に限らず，科学技術分野の知見を外交政策の企画・立案に活用する科学技術外交の推進が重要性を増していることを踏まえ，平成 27 年９月に外務大臣科学技術顧問を任命し，その下で幅広い分野の専門的知見を有する有識者により構成される科学技術外交推進会議を開催する等，外務省における科学的助言体制の充実を図ってきている。また，既に実施しているとおり，国内外で開催されるシンポジウム等への科学技術顧問の参画等を通じ，対外発信面での取組も，科学技術顧問の下で今後一層強化されることが期待できる。 　以上を踏まえ，今後は，広報面に限らず外交活動全般に我が国の科学技術力を活かしていくとの観点から，科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を一層推進することにより，我が国の繁栄と安定に貢献するといった中期目標を掲げることが適当である。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・科学技術（外務省） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/） ・外務省参与（外務大臣科学技術顧問）の任命（外務省）（平成 27 年９月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002474.html） ・「科学技術外交推進会議」第１回会合の開催（結果）（外務省）（平成 28 年２月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002913.html） ・科学技術外交の強化に向けて（平成 20 年５月 19 日，総合科学技術会議） （http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf） ・科学・技術外交戦略タスクフォース　報告書の概要（平成 22 年３月，総合科学技術会議） （http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu89/siryo3-1.pdf）

	・新成長戦略(平成 22 年６月 18 日，閣議決定) (http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf) ・科学技術政策(内閣府) (http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html) ・総合科学技術・イノベーション会議（内閣府） (http://www8.cao.go.jp/cstp/) ・文部科学省 (http://www.mext.go.jp/) ・ITER 計画及びブローダー・アプローチ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/iter/021.htm) ・ISTC (http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sesaku/1322078.htm) ・安倍総理の中央アジア政策スピーチ（平成 27 年 10 月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000107350.pdf

施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅱ－２）

施策名	国際経済に関する取組
施策目標	日本経済の再生に資する，力強い経済外交を推進するため，以下に取り組む。 １　多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を推進する。 ２　インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 ３　資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 ４　国際経済秩序の形成に積極的に参画する。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	274	289	491	14,496
		補正予算(b)	0	0	969	
		繰越し等(c)	0	0	5,635	
		合計(a＋b＋c)	274	289	7,095	
	執行額(百万円)		252	256	5,828	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」，並びに「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり	（判断根拠） 全ての主要な測定指標で目標を達成したが，その他の測定指標の一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 26･27 年度目標の達成状況（注２）	１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
		＊１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	○
		＊２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展	○
		３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	○
		２　日本企業の海外展開支援	
		＊１　日本企業支援強化に向けた取組	○
		２　対外投資の戦略的な支援	○
		３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組	○
		３　経済安全保障の強化	
		＊１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	○
		２　我が国及び世界の食料安全保障の強化	◎
		３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保	○
		４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	△
		５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	○
		４　国際経済秩序形成への積極的参画	
		＊１　Ｇ７/Ｇ８・Ｇ20 サミットにおける我が国の貢献	○
		＊２　EU との対話を通じた関係強化	○
		３　OECD における我が国の貢献	◎
		４　APEC における諸活動への貢献	○
		５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)へ参加回数(年１回開催される閣僚理事会を含む)	○

(注１)評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注２)「測定指標の 26･27 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 26･27 年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） １　「国際経済に関する取組」は，おおむね妥当な施策目標が示され，設定目標の選定理由も的確である。28 年度の目標では，さらに英国の EU 離脱も注視しつつ，EU と日本の EPA 交渉の早期決着に

	向けた対応が要請される。 ２　平成 28 年 2 月に環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が署名に至ったことは，アジア太平洋地域の経済相互依存関係の深化やルールに基づく経済秩序を推進する戦略的な意義を有し，日本側チームの優れた調整・交渉成果も含めて高く評価。

担当部局名	経済局	政策評価実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
施策の概要	１　多角的貿易体制の維持・強化等を通じ，グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。 ２　経済連携強化に向けた取組として，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。
関連する内閣の重要政策	１　多角的貿易体制の維持・強化 ・第 189 回国会外交演説(平成 27 年２月 12 日) 「経済面での国際ルール整備のため，WTO や OECD,APEC,主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」 ２　経済連携強化に向けた取組 ・「日本再興戦略」改訂 2016（平成 28 年６月２日閣議決定） 「（前略）TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに，日 EU･EPA, RCEP，日中韓 FTA などの経済連携交渉を，戦略的かつスピード感を持って推進する。」 ・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「（前略）TPP は正に「国家百年の計」であります。 その先には，欧州との EPA,インドや中国を含めた RCEP など，自由で公正な経済圏を更に拡大するため，交渉を加速します。経済統合を大胆に進め，海外の活力を日本の成長へと取り込んでまいります。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「経済連携の推進は成長戦略の柱の一つです。日米がリードした TPP 協定が大筋合意したことを受け，早期の署名と発効を目指します。また，TPP 協定の大筋合意を弾みに，他の経済連携交渉を精力的に進めていきます。」

測定指標	１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　WTO ドーハ･ラウンドの平成 23 年中の妥結を目指し議論が行われ，我が国は，二国間での会合等を積極的に行うなど，ドーハ・ラウンド交渉(DDA)の妥結に向けた交渉に積極的に貢献した。しかし，我が国のかかる努力にもかかわらず，先進国と新興国の間の溝を埋めることはできず，年内の一括合意のみならず，後発開発途上国(LDC)向けの優遇措置を中心とした部分合意についても断念された。このような膠着状態が続く中で，年末の WTO 第８回定例閣僚会議(MC８)に我が国から，枝野経済産業大臣，中野外務大臣政務官及び森本農林水産大臣政務官が出席し，枝野経済産業大臣から，日本は交渉を前進させるための努力を惜しまない旨表明したほか，中野外務大臣政務官から，DDA が膠着状況に陥った根本原因を克服していく方途について，率直に議論する必要がある旨表明するなど，閣僚レベルでも積極的に交渉に貢献した。その結果，当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも，目標として一括妥結は断念しないこと及び部分合意，先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。 ２　各国がとる保護主義的措置について，我が国は，WTO の各種通常委員会の議題として，積極的に取り上げ，各国による説明を求める他，かかる措置の是正・撤回を求めてきた。その結果，12 月に開催された MC８において，G20 カンヌ・サミット及び APEC ホノルル首脳会議での合意を踏まえ，政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。なお，我が国は，年に２回，WTO における保護主義モニタリング報告書の作成にも各種情報提供を行うなど全面的に，協力している。	１　ドーハ・ラウンド交渉の妥結を目指し，我が国として貢献する。 ２　紛争解決手続を積極的に活用するとともに，WTO 各種委員会等を通じて保護主義的な貿易政策を抑止する。
		24年度	１　WTO ドーハ・ラウンド交渉について，平成 23(2011)年末の第８回 WTO 閣僚会議で，目標としての一括妥結は断念しないことや部分合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。この合意に基づき，平成	１　引き続き国際貿易ルールの強化のために，我が国として貢献する。 ２　紛争解決手続を積極的に活用するとともに，WTO 各種委員会等を通じて

	25(2013)年 12 月の第９回 WTO 閣僚会議も見据えつつ，全加盟国による交渉(貿易円滑化，農業，開発)や有志国による交渉(情報技術協定(ITA)の拡大及びサービス貿易自由化)が行われ，我が国としてもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。 ２　各国がとる保護主義的措置について，我が国は，WTO の各種通常委員会の議題として積極的に取り上げ，各国による説明を求めた他，かかる措置の是正・撤回を求めてきた。G20 ロスカボス・サミットや APEC ウラジオストク首脳会議での合意を踏まえ，政治的メッセージが発出された。 　また，WTO 紛争解決制度は，WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し，WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本はカナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置，中国のレアアース等輸出規制措置，アルゼンチンの輸入制限措置及び中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)税を賦課する措置等の案件に当事国として関与したほか，多数の案件に第３国として参加した。	保護主義的な貿易政策を抑止する。
25年度	１　WTO ドーハ・ラウンド交渉について，平成 25 年末の第９回 WTO 閣僚会議において「バリ合意」が妥結した。「バリ合意」は WTO 設立以来初の全加盟国による多数国間の協定である貿易円滑化協定を含むものである。加盟国が総意で一定の成果を上げたという点で，画期的な成果である。我が国は WTO の主要なメンバーとして，バリ合意の妥結に向け，交渉に積極的に貢献した。 ２　各国がとる保護主義的措置について，我が国は WTO の各種通常委員会の議題として取り上げ，各国による説明を求めた他，かかる措置の是正・撤回を求めた。G20 サンクトペテルブルグサミットや APEC バリ首脳会議において，保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。 　また，WTO 紛争解決制度は，WTO 協定に基づき個別の貿易紛争について解釈し，WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本は，カナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置，中国のレアアース等輸入規制措置，アルゼンチンの輸入制限措置，中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)税を賦課する措置，ロシアの自動車廃車税に関する措置，ウクライナの自動車セーフガードに関する措置等に当事国として関与したほか，多数の案件に第三国として参加した。	１　引き続き国際貿易ルールの強化のために，我が国として貢献する。 ２　保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために，WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。
26年度	１　WTO ドーハ・ラウンド交渉については，平成 25 年末の第９回 WTO 閣僚会議において妥結した「バリ合意」の実施が一時停滞したが，11 月の WTO 一般理事会特別会合において貿易円滑化に関する協定を WTO 協定の一部に組み込む議定書を含む一般理事会決定が採択された。貿易円滑化に関する協定が発効すれば，WTO 設立後，初めて全加盟国を拘束することとなる協定が実現することになる。また，平成 27 年７月を期限とするポストバリ作業計画の策定，同年 12 月開催予定の第 10 回 WTO 閣僚会議を見据えつつ，ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の妥結に向け積極的に貢献した。有志国による交渉に関しても情報技術協定(ITA)の品目拡大交渉，新サービス貿易協定(TiSA)交渉及び環境物品協定(EGA)交渉が行われ，我が国とし	１　WTO を通じた貿易自由化の推進や国際貿易ルールの強化のために，引き続き我が国として貢献する。 ２　保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために，WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。

	てもそれらの交渉の前進に積極的に貢献した。 ２　各国がとる保護主義的措置について，我が国はWTOの各種通常委員会の議題として取り上げ，各国による説明を求めた他，かかる措置の是正・撤回を求めた。G20ブリスベン・サミットやAPEC北京首脳会議において，保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。 　また，WTO紛争解決制度は，個別の貿易紛争を通してWTO協定について解釈し，WTO体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。本年度日本は，（1）カナダの再生可能エネルギー発電分野に関する措置，（2）中国のレアアース等輸入規制措置，（3）アルゼンチンの輸入制限措置，（4）中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング(AD)税を賦課する措置，（5）ウクライナの自動車セーフガードに関する措置等に当事国として関与し，（1）については違法措置の是正，（2）及び（3）については最終的な違法認定，（4）については第一審での違法認定を確保した（（5）は引き続き係属中）。	
27年度	１　WTOドーハ・ラウンド（DDA）交渉については，12月に行われた第10回WTO閣僚会議において，途上国を中心とした多くのメンバーはDDAを従来どおりの枠組みで継続することへの，全メンバーによる再確認を要求した。我が国を含む先進国は，多角的交渉から意義ある成果を得るためには新しいアプローチが必要として，ドーハ・ラウンド交渉の継続を再確認しなかった。一方，DDAの枠組みにおいて，長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。また，我が国が議長国として主導してきた情報技術協定（ITA）品目拡大交渉が妥結した。この拡大ITAは複数国間とはいえ，53のWTO加盟国による201品目の関税撤廃を実現し，WTO加盟国全体に利益をもたらしうる大きな成果であった。 　新サービス貿易協定（TiSA）交渉については，６月及び平成28年１月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され，我が国から在ジュネーブ日本政府代表部大使が出席し，平成28（2016）年中の交渉妥結を目指して交渉をさらに加速させることで一致した。また，交渉会合も27年度は５回開催され，我が国としても議論の進展に積極的に貢献した。 ２　各国がとる保護主義的措置について，我が国はWTOの各種通常委員会の議題として取り上げ，各国による説明を求めた他，かかる措置の是正・撤回を求めた。G20アンタルヤ・サミットやAPECマニラ首脳会議において，保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。また，WTO紛争解決制度は，個別の貿易紛争を解決すると共に，それを通じWTO協定を明確化することで，WTO体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。27年度，日本は係争中であった（１）ウクライナ-自動車セーフガード，（２）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税措置のいずれの事案でも最終的な違反認定を確保し，（１）については措置が撤回され，（２）については実施状況を監視している。昨年度に違反認定を得た（３）アルゼンチン-輸入制限措置については，アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正した。現在同改正措置の運用を監視中。ま	１　ドーハ・ラウンド交渉に積極的に参画し，多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。また，有志国による交渉（情報技術協定（ITA）品目拡大交渉，環境物品協定（EGA），新サービス貿易協定（TiSA））にも引き続き積極的に参加する。 ２　保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために，WTO各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。

		た新たに（４）ブラジル-税制恩典措置，（５）韓国-水産物等輸入規制措置につき新たに紛争処理手続きを開始し，訴訟手続進行中。	
中期目標	―	多角的貿易体制の安定を図るとともに，国際貿易ルールを維持・強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	８月に日インド EPA が発効し，３月には日ペルーEPA が発効した。また３月には日モンゴル EPA の交渉開始で一致し，第１回交渉準備会合を開催した。日加 EPA についても，共同研究を完了し，３月に交渉開始で一致した。豪州との間では 12 月，２月と２回の会合を開催し，韓国との間では５月に交渉再開に向けた局長級事前協議を１回実施した。日中韓 FTA については 12 月に共同研究が完了したほか，コロンビアとは 11 月に共同研究を開始した。ASEAN を中心とした広域の包括的な経済連携については，11 月の ASEAN 関連首脳会談において，日中の共同提案を踏まえ，ASEAN 諸国と域外関係国との間で順次，「物品貿易」，「サービス貿易」，「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については，11 月の APEC 首脳会議において，交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し，関係国との協議が一巡した。	既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても，経済連携強化のための取組を行う。
	24年度	９月には日コロンビア首脳会談において，交渉開始することで一致し，12 月に会合を開催した。３月には日 EU 首脳電話会談において日 EU・EPA について，交渉開始を決定した。豪州との間では４月，６月と２回の会合を開催し，モンゴルとの間では，６月，12 月と２回の会合を開催し，カナダとの間では 11 月に会合を開催した。 11 月の ASEAN 関連首脳会議の機会に，日中韓 FTA 及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の交渉立ち上げを宣言し，日中韓 FTA については，３月に会合を開催した。TPP 協定については，安倍総理大臣は３月に交渉参加を決定し，表明した。	既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても，経済連携強化のための取組を行う。
	25年度	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については，７月の交渉に参加後，交渉会合を２回(７月，８月)，首脳会合を１回(10 月)，閣僚会合を３回(10 月，12 月，２月)開催した。東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については，閣僚会合を１回(８月)，交渉会合を３回(５月，９月，１月)開催した。日中韓 FTA については，交渉会合を３回(７月，11 月，３月)開催した。日 EU・EPA については，交渉会合を５回(４月，６月，10 月，１月，３月)開催した。モンゴルとの間では，交渉会合を３回(４月，７月，12 月)開催し，カナダとの間では，交渉会合を４回(４月，７月，11 月，３月)開催し，コロンビアとの間では交渉会合を３回(５月，10 月，２月)開催した。１月には日トルコ首脳会談で，EPA 交渉を開始することで一致した。豪州との間では平成 19(2007)年の交渉開始以来交渉を継続してきた結果，平成 26 年４月７日，日豪首脳会談にて大筋合意を確認した。 また既存の協定の関連では，日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)，日タイ EPA，日ペルーEPA 及び日メキシコ EPA について，委員会等を計 44 回開催した(４月，６月，	主要貿易国との経済連携を戦略的に推進する。 既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても，経済連携強化のための取組を行う。 特に，TPP 協定，日中韓 FTA，RCEP，日 EU・EPA について，交渉を前進させる。

		７月，９月，10 月，11 月，２月，３月)。この中で，AJCEP は，12 月にサービス・投資章交渉が実質合意に至った。	
	26年度	１(１)環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については，首脳会合を１回(11 月)，閣僚会合を３回(５月，10 月，11 月)開催した。 (２)東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については，閣僚会合を１回(８月)，交渉会合を４回(４月，６月，12 月，２月)開催した。 (３)日中韓 FTA については，交渉会合を３回(９月，12 月，１月)開催した。 (４)日 EU・EPA については，交渉会合を４回(７月，10 月，12 月，２月)開催した。 (５)モンゴルとの間では，交渉会合を２回(４月，６月)開催し，７月に大筋合意を確認し，平成 27 年２月 10 日，日モンゴル首脳会談にて署名に至った。 (６)カナダとの間では，交渉会合を２回(７月，11 月)開催した。 (７)コロンビアとの間では交渉会合を６回(５月，７月，９月，10 月，12 月，３月)開催した。 (８)トルコとの間では 12 月に第１回交渉会合を開催した。 (９)豪州との間では，４月の日豪首脳会談で日豪 EPA の大筋合意を確認し，７月の日豪首脳会談の際に署名し，平成 27 年１月 15 日に発効した。 ２　既存の協定の関連では，日シンガポール EPA，日メキシコ EPA，日チリ EPA，日インドネシア EPA，日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)，日フィリピン EPA，日スイス EPA，日ペルーEPA，日豪 EPA について，委員会等を計 28 回開催した(４月，５月，６月，７月，９月，10 月，１月，３月)。	引き続き TPP 交渉の早期妥結に向け取り組むとともに，RCEP，日中韓 FTA，日 EU・EPA を含む８つの EPA 交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感を持って推進する。 既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。
	27年度	１(１)環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については，，10 月の閣僚会合で大筋合意に達し，平成 28 年２月の閣僚会合にて署名に至った。 (２)日 EU・EPA については，交渉会合を６回(４月，７月，９月，10 月，11 月，２月)開催した。 (３)東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については，閣僚会合を１回(８月)，交渉会合を４回(６月，８月，10 月，２月)開催した。 (４)日中韓 FTA については，交渉会合を６回(４月，５月，７月，９月，12 月，１月)開催した。 (５)カナダとの間では，交渉会合を開催しなかった。 (６)コロンビアとの間では交渉会合を３回(５月，７月，８月)開催した。 (７)トルコとの間では交渉会合を３回(４月，９月，１月)開催した。 ２　既存の協定の関連では，日シンガポール EPA，日メキシコ EPA，日タイ EPA，日インドネシア EPA，日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)，日フィリピン EPA，日豪 EPA について，委員会等を計 40 回(４月，５月，６月，７月，８月，10 月，11 月，12 月，平成 28 年１月，２月，３月)開催した	TPP 交渉については，早期妥結に向け，守るべきものは守り，攻めるべきものは攻めることにより，国益にかなう最善の道を追求する。 日 EU・EPA については，平成 26(2014)年 11 月のＧ20 ブリスベン・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談における合意を踏まえ，平成 27(2015)年中の大筋合意を目指し，交渉を加速化させる。 その他，RCEP,日中韓 FTA などの６つの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。 既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。
中期目標	―	アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を，戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して，守るべきものは守り，国益にかなう経済連携を進める。	

26･27年度目標の達成状況	○						
３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階 ①共同研究が終了した数 ②交渉会合開催数 ③交渉が妥結した数 ④署名した数 ⑤発効した数 ⑥委員会等開催回数	実績値					中期目標値	26･27年度目標の達成状況
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	―	
	① 3 ② 8 ③ 1 ④ 1 ⑤ 2 ⑥38	① 1 ② 7 ③ 0 ④ 0 ⑤ 0 ⑥39	① 1 ②22 ③ 1 ④ 0 ⑤ 0 ⑥44	① 0 ②28 ③ 2 ④ 2 ⑤ 1 ⑥28	① 0 ②28 ③ 1 ④ 1 ⑤ 0 ⑥40	―	○
年度目標値	―	① 1 ②10 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	① 1 ②15 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	① 0 ②20 ③ 1 ④ 1 ⑤ 1 ⑥35	①： 0 ②：20 ③： 2 ④： 0 ⑤： 1 ⑥：20		

４　(参考指標)我が国の輸出入額(単位：千億円) ①輸出額, ②輸入額 *財務省貿易統計HPより引用	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	①65.5 ②68.1	①63.7 ②70.7	①69.8 ②81.2	①73.1 ②85.9	①75.6 ②78.4

評価結果(個別分野１)	施策の分析

１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用

27年12月に行われた第10回WTO閣僚会議において，長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。また，我が国が議長国として主導してきた情報技術協定（ITA）品目拡大交渉が妥結した。この拡大ITAは複数国間とはいえ，53のWTO加盟国による201品目の関税撤廃を実現し，WTO加盟国全体に利益をもたらしうる大きな成果であった（日本の関税削減額は約1,700億円（試算））。これらの合意は，国際貿易ルールの強化を達成する上で，有効かつ効率的であった。(多角的自由貿易体制の維持・強化(達成手段１①))

２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展

TPP協定が署名に至ったほか，日EU・EPA，RCEP，日中韓FTA交渉の進展，コロンビア，トルコとの各二国間EPA交渉の進展等が見られたことは，新興国等との競争も激化する中で，日本企業の積極的な海外展開や，世界の経済成長の取込みを後押しする上で極めて重要な進展となった。特に，署名に至ったTPP協定は21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試みであり，地域の経済的な相互依存関係を構築することにより，地域の平和と安定に資する大きな戦略的意義を有するものである。また，TPP協定の早期発効を目指すとともに，TPP協定の署名を弾みに，RCEP及び日中韓FTAといった広域経済連携交渉に同時並行的に取り組むことは，アジア太平洋地域の新たなルール作りを進展させる上で，有効であった。（経済連携協定（達成手段１②））

日EU・EPAについては，平成28（2016）年のできる限り早い段階の大筋合意を目指すこととなったことに伴い，27年度の交渉妥結数に計上しないこととし，更に，TPP協定交渉の大筋合意及び署名，日EU・EPA交渉の進展，RCEP交渉の物品市場アクセス交渉の方式に関する合意等を踏まえて，年度目標の目標水準を全体として上回る成果が得られたと考えられることから，目標の達成状況は目標達成と判定した。

３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

交渉会合開催数，交渉妥結数（26年度），署名数，委員会等開催数（27年度）など，EPAが締結に至るまでの重要段階(測定指標３)の多くについて，目標を達成している状況にある。

27年度の協定発効数の目標については達成できず，委員会等開催数（26年度）においてもTPP，

		日EU・EPA，RCEP等のメガFTA交渉を優先したことにより目標値に及ばなかったが，26・27年度の２年間で３つのEPA交渉（日モンゴルEPA，日豪EPA，TPP）について交渉妥結，署名に至ったこと，日豪EPAの発効等により，年度目標の目標水準を全体として上回る成果が得られたと考えられることから，目標の達成状況は目標達成と判定した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) （１）我が国はGATT/WTOの多角的貿易体制の恩恵を受け，経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは，我が国の繁栄のみならず，世界経済全体の発展，また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに，WTO紛争解決制度は，WTO体制に信頼性，安定性をもたらす柱であり，我が国として同制度を支え，また，同制度の下でWTO加盟国間の貿易紛争をルールに基づき解決すると共に，同制度が適切に運用され，多角的貿易ルールの明確化を通じ，法的安定性と予見可能性が増すよう引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。 （２）GATT/WTOの多角的貿易体制についてドーハ・ラウンド(DDA)交渉が膠着状態である中，主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが，我が国の国益増進にとっても，一層重要となってきており，アジア・太平洋地域，東アジア地域，欧州など主要貿易国・地域との間で経済連携を戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して，守るべきは守り，国益にかなう経済連携を戦略的に進める必要がある。 上記のとおり多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に，アジア太平洋地域，東アジア地域，欧州などとの経済連携を推進するとの目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 多角的貿易体制の維持・強化に向け，第10回WTO閣僚会議の成果をふまえ，時代に即した新たな課題を扱う新しい交渉アプローチの検討も含め，WTOの活性化のために引き続き精力的に取り組んでいく。また，多角的貿易体制維持の観点から保護主義の台頭を抑止していくことが必要であり，今後もG20サミット等の機会を活用しつつ，引き続きWTOによる保護主義措置監視を支持し，我が国として積極的な貢献を行う。個別紛争処理で消極的に活用して問題を解決して成果を出すだけでなく，第三国のケースや制度の運用の議論について積極的に参加し，ルールの明確化と適切な運用が図られるよう貢献していく。 ２　経済連携協定の締結数の増加，交渉の進展 我が国の持続的な経済成長を実現するため，新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し，その恩恵を我が国の地域に取り込んでいく取組は引き続き不可欠である。平成28年２月に署名されたTPP(環太平洋パートナーシップ協定)の発効は，世界のGDPの約４割を占めるアジア・太平洋の巨大市場の成長を取り込む大きなチャンスをもたらす。これを契機とし，中堅・中小企業を含む技術力を持った我が国企業の輸出・海外進出を加速化するとともに，対内直接投資を一層拡大し，我が国が，貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）として持続的成長を遂げることを目指して，経済連携の推進に取り組んできた。 上記の観点から，TPPの早期発効及び参加国・地域の拡大に取り組むとともに，日EU・EPA，RCEP，日中韓FTAなどの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。既存の協定については，円滑な実施・運用を確保するとともに，協定の更なる深化を目指す。 ３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階 上記２のとおり，政府の重要課題として経済連携の推進に取り組んできており，前年度実績を踏まえた目標設定は妥当であったと言える。 交渉会合数に関しては，TPP協定が署名に至り，新たな経済連携交渉は開始されていないことから，27年度の実績を参考に設定する。日EU・EPA，RCEP，日中韓FTAを含む６つのEPA交渉に同時並行的に取り組んでいる現状に鑑み，従前同様のペースでの締結を目指し，引き続き努力していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ー世界貿易機関(WTO) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page２_000003.html) ー経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

個別分野	２　日本企業の海外展開支援
施策の概要	日本経済の足腰と競争力強化のために，海外で活動する日本企業を支援し，その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。 １　日本企業支援 「日本企業支援推進本部」の指示の下，関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り，ビジネス環境の改善，現地情報の提供や在外公館施設の活用，インフラ輸出促進等の支援を行う。また，各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。 ２　対外投資の戦略的な支援 投資協定について，ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては，産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ，相手国・地域を戦略的に検討する。 ３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組 国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進，知的財産に関する二国間対話，在外公館における知的財産担当官の対応力強化等，海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。
関連する内閣の重要政策	・「知的財産推進計画 2015」(平成 27 年６月９日閣議決定)第２部　重要施策　国際的な知的財産の保護及び協力の推進 ・第 183 回国会施政方針演説(平成 25 年２月 28 日) 「詰め込むカバンの中身が，技術，サービス，知的財産など多様化する現代では，活発でフェアな国際競争を確保するため，貿易や投資のルールを国際的に調和していかねばなりません。」 ・「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年６月 24 日閣議決定) 「インフラ輸出については，「インフラシステム輸出戦略」改訂版の新たな施策を迅速かつ着実に実施し，受注目標の達成を図っていく。」 「「海外展開一貫支援ファストパス制度」の拡充など海外展開支援機関の連携を強化することにより現地情報の収集やパートナー探し，法務・労務・知財など現地での課題対応を一層強力に支援し，元日本留学生・元 HIDA 研修生など親日派の海外人材とのネットワークの構築・強化により共創活動を促進する。」 「海外に進出する日本企業が直面する様々な法的問題を政府として支援するため，国際的に活躍できる有能な法曹の育成を含めて，機能を強化する。」 ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年１月 24 日) 「昨年末に私を本部長として立ち上げた日本企業支援推進本部の下で，トップセールスを含め日本企業の海外展開支援を一層強力に進めます。」 ・岸田外務大臣 ODA 政策スピーチ(平成 26 年３月 28 日) 「私が本部長を務めます日本企業支援推進本部というのを外務省の中に昨年12月設置いたしました。日本企業の海外展開を一層進めていく，日本経済の成長につながる官民連携案件の形成を進めていく，こうした具体的なアクションプランをとりまとめて，全在外公館に指示を出したということもありました。今後，インフラシステムの海外展開の推進ですとか，日本の中小企業の海外展開の支援ですとか，農林水産物の輸出促進等，様々な取組支援を行っていきたいと考えております。」

測定指標	１　日本企業支援強化に向けた取組			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	大震災発生後，各国における輸入規制や風評被害に関し，我が国からの働きかけ等の結果，規制が解除・緩和され，また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど，一定の成果があった。また，在外公館の日本企業のための具体的な支援として，ビジネス環境の整備，現地政府による不公平な待遇の是正，人脈形成や情報提供など官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても，現地関係機関との連携強化の他，国内においても，経済団体等との意見交換などの各種機会において，当省の取組を説明するとともにニーズ把握に努め，インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。	大震災を受け，当面の課題として，各国の輸入制限や風評被害への対策及び，日本が着実に復旧・復興に向かっているとの情報発信を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。
		24年度	各在外公館における日本企業支援事例を調査し，グッドプラクティスをとりまとめ，日本企業支援担当官の参考資料として整備した。日本企業によるインフラ輸出促進のため，中東及びアジア地域におけるインフラプロジェクト専	日本企業支援に関し，オールジャパンの取組として，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクテ

	門官会議を開催した。福島第一原発事故に伴う各国の輸入規制措置の緩和・解除に向け，我が国の出荷制限等の取組に関する情報提供や被災地産品の安全性をアピールするワークショップを開催するなど諸外国への働きかけを行った。	ィス等の事例を蓄積し，関連情報を整備する。また，各国の輸入制限や風評被害への対策及び，日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。
25年度	岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」を立ち上げ，経済局内に「日本企業支援室」を設置し，日本企業支援推進体制を一層強化した。同本部の指示の下，在外公館において，ビジネス環境の整備，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR などの日本企業支援を実施し，ベストプラクティス等の事例を取りまとめた。 インフラ輸出促進のために，４公館にインフラアドバイザーを配置し，インフラプロジェクト専門官の機能を強化した。 また，８公館から経済担当公使・参事官を本省に招集し，関係省庁・機関・民間団体とともに「日本企業支援戦略会合」を開催。関係者同士の連携強化を図った。 日本産品への輸入規制については，在外公館だけでなく，要人往来等の様々な機会を活用し政治レベルでも科学的根拠に基づく対応を働きかけた結果，エクアドル，ベトナム，豪州が規制を撤廃するなど，規制の撤廃・緩和が進んだ。	日本企業支援に関し，オールジャパンの取組として，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し，関連情報を整備する。また，各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。
26年度	１　「日本企業支援推進本部」の指示の下，在外公館において，ビジネス環境の整備，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR などの日本企業支援を積極的に実施し，ベストプラクティス等の事例を取りまとめた。また，欧州地域の日本企業支援担当官会議を開催し，本省・在外公館での情報共有を行った。 ２　インフラ輸出促進のために，７公館にインフラアドバイザー(現地民間コンサルタント等)を設置し，インフラプロジェクト専門官の情報収集体制を強化した。 ３　各国の輸入規制や風評被害への対策については，要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による科学的根拠に基づく働きかけを行った結果，EU やシンガポール，タイ等で規制の緩和が行われた。また，飯倉公館で行われた福島県復興海外発信セミナー等の機会を活用し，政務レベルから在京外交団に対して日本産食品の安全性を説明するとともに規制の撤廃に向けた働きかけを行った。	１　「日本企業支援推進本部」の指示の下，引き続き，日本企業支援の推進のため，日本企業支援担当官会議の開催など，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッドプラクティス等の事例を蓄積し，関連情報を整備する。 ２　また，インフラ輸出促進のため，インフラアドバイザーの配置を進め，在外公館の支援体制を強化する。 ３　各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。
27年度	１　在外公館において，ビジネス環境の整備のための協議，人脈形成や情報提供，官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR などの日本企業支援を積極的に実施した。また，グッドプラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため，HP 等で公表／配布した。 岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」については，５月に両外務副大臣及び全外務大臣政務官を本部長代理として本部の体制を強化すると共に，全省を挙げて官民連携への取組を十分に進めるべく，外務審議官（経済）をヘッドとする「官民連携タスクフォース」を立ち上げた。９月には，日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総合的に担う「官民連携推進室」を経済局内に設置した。	１　「日本企業支援推進本部」の指示の下，引き続き，日本企業支援の推進のため，日本企業支援担当官会議の開催など，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッドプラクティス等の事例を蓄積し，関連情報を整備する。 ２　また，インフラ輸出促進のため，インフラアドバイザーの配置を進め，在外公館の支援体制を強化する。 ３　各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで，日本企業の海外展開を支援する。

		２　インフラ輸出促進のために，インフラプロジェクト専門官（27 年度末で 51 か国，129 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（27 年度で９公館）の配置を進め，引き続き情報収集体制・インフラシステムの海外展開推進体制を強化した。また，安倍総理大臣，岸田外務大臣によるインフラシステム輸出を推進するためのトップセールスをも精力的に行い，総理は外国訪問だけで 32 件のトップセールスを実施した。安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果，2010 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は 2013 年に約 16 兆円，2014 年には約 19 兆円となるなど 2020 年に約 30 兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け順調に推移している。 ３　各国の輸入規制や風評被害への対策については，要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による働きかけを行った結果，平成 27 年度末までに 17 か国が規制を撤廃した。また，天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し，日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。12 月には，上記の取組を更に推進するため，日本企業支援担当官（食産業担当）を 54 か国・地域，58 在外公館等に設置した。 ４　６公館において，法曹有資格者を活用し（各公館につき１法律事務所），日本企業に対し，セミナーやレポートを通じた現地の法令，法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで，法的側面からの支援体制を強化した。	４　法曹有資格者等の外部専門家を活用し，日本企業に対し，現地の法令，法制度について情報提供やアドバイスを行うことで，法的側面から支援体制を強化する。
中期目標	―	日本企業の利益の増進に対する側面支援を強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　対外投資の戦略的な支援			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	二国間では，パプアニューギニア，コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また，インドとの EPA を締結した。更に，日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他，現在ミャンマーを含む６カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。	戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討し，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期締結を目指す。
	24 年度	イラクとの間で，二国間投資協定に署名し，中国・韓国との間で三国間投資協定に署名した。また，日カザフスタン及び日モザンビーク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他，現在ミャンマーを含む７カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討し，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期締結を目指す。
	25 年度	サウジアラビア，モザンビーク及びミャンマーとの間で二国間投資協定への署名を行った。また，現在カタール，オマーン，ウクライナを含む 10 カ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討し，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期締結を目指す。
	26 年度	カザフスタン，ウルグアイ及びウクライナとの間で二国間投資協定への署名を行った。また現在カタールを含む９ヵ国との間で交渉を進めている。	戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，現在交渉中の協定については，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期妥結を目指す。
	27 年度	コロンビア，カザフスタン及びウクライナとの間で投資協定が発効した。また，イラン及びオマーンとの間で投資協定に署名したほか，イスラエルとの間で投資協定の実質	戦略的な優先順位をもって，投資協定等の交渉相手国を検討するとともに，現在交渉中の９つの協定（オマーン，アン

		合意に達した。現在アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ケニア，ガーナ，モロッコ及びタンザニアとの間で引き続き投資協定交渉を進めている。	ゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ケニア，ガーナ，モロッコ，タンザニア)については，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，早期妥結を目指す。
中期目標	―	対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「知的財産推進計画 2011」に沿って，ACTA の署名式を我が国において開催し，我が国を含む８ヶ国及び EU が署名を終えるとともに，締結に向けて必要な作業を進めた。また，在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化，日中，日韓，日米，日 EU 間での対話を継続した。その他，Ｇ８サミット，APEC，OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方，WTO･TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。これらの取組により，世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他，模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり，また，模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき，各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。	１　ACTA を始めとした国際的な取組を通じ，知的財産権保護の促進を図る。 ２　二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 ３　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し，本省，在外公館，関係機関との情報交換，連携を促進する。
	24年度	偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)に関して，これまでに我が国を含む９ヶ国，EU 及びその 22 加盟国が同協定への署名を終え，平成 24(2012)年 10 月５日には，我が国は最初の締約国となった。また，在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化，二国間・複数国間協議などを継続した。その他，Ｇ８サミット，APEC，OECD 等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方，WTO･TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。	１　ACTA を始めとした国際的な取組を通じ，知的財産権保護の促進を図る。 ２　二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 ３　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し，本省，在外公館，関係機関との情報交換，連携を促進する。
	25年度	APEC，OECD 等を通じて複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方，WTO･TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。二国間・多国間協議などを継続するとともに，「知的財産政策ビジョン」を踏まえ，アジア新興国における知的財産担当官の取り組み強化を指示し，在外公館における知的財産担当官等を通じた対応を強化した。	１　模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ，知的財産権保護の促進を図る。 ２　二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 ３　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し，本省，在外公館，関係機関との情報交換，連携を促進する。
	26年度	１　APEC 等を通じて複数国間での模倣品･海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方，WTO･TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。 ２　二国間の協議を通じて知的財産権問題の対策・協力を強化した。 ３　北京(中国)，クアラルンプール(中・印・東南アジア地域))，モスクワ(ロシア，中央アジア，東欧の一部)において在外公館の知的財産担当官の能力向上のための担当官会議を開催した。	１　模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 ２　二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 ３　在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。

	27年度	1　二国間協議，経済連携協定交渉の場を通じて，またAPECやWTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論への参画を通じて，模倣品・海賊版の取引防止強化も含め，知的財産権保護の促進に努めた。 2　アジア各国，欧米諸国との二国間協議の場で，知的財産保護に関連する議題を取り扱い，問題意識を共有するとともに，協力して対策を講じる旨協議した。 3　ドバイ（中東・北アフリカ地域の担当官対象）及びサンパウロ（南米地域）において在外公館知的財産担当官会議を開催し，日系企業も交えて官民合同の意見交換を行った他，被害状況及びその対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。	1　模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ，知的財産権保護を促進する。 2　二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 3　在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。
中期目標	―	1　模倣品･海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ，知的財産権保護の促進を図る。 2　二国間対話等を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。 3　日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し，本省，在外公館，関係機関との情報交換，連携を促進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

	実績値				
4　(参考指標)在外公館における日本企業支援実績件数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	19,658	27,002	35,560	41,084	46,762
5　(参考指標)知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	250	255	348	234	180
6　(参考指標)対外直接投資総額(単位：百万ドル) *JETRO ホームページより引用	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	108,808	122,355	135,049	119,727	130,752

評価結果(個別分野２)	施策の分析	1　日本企業支援強化に向けた取組 引き続き，在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRを行ったことは，日本企業の活動を支援する上で有効であった。また，「日本企業支援推進本部」の体制を強化し，日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総合的に担う「官民連携推進室」を設置したことは，日本企業やインフラシステムの海外展開，日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進に向けて，日本企業支援体制を強化する上で有効であった。日本産品への輸入規制については，在外公館のみならず政治レベルでも働きかけを行ったことは，規制の撤廃・緩和を進める上で有効であった。(海外の日本企業支援(達成手段２①)) 2　対外投資の戦略的な支援 ①我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し，②産業界の要望，③外交方針との整合性，④相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案して，交渉相手国の検討・交渉を行い，27年９月にコロンビア，10月にカザフスタン，11月にウクライナとの投資協定が発効，平成27年６月にオマーン，平成28年２月にイランと署名に至り，日本企業の海外展開を推進するための環境整備をしたことは，企業の対外投資に対する支援を進める上で有効であった。その他の国との投資協定交渉についても進展させるべく交渉及び働きかけを行っている。（対外投資の戦略的な支援(達成手段２②)） 3　海外における知的財産権保護強化に向けた取組 26年度，27年度共に在外公館の知的財産担当官が一同の場に会し，各国の知的財産情勢やベストプラクティスを共有したことは，日本企業支援能力の向上を図る上で有益であった。また事前に網羅的に最新の情報収集を行ったことで，現地の知的財産を巡る情勢のキャッチアップにつな

		がり，相手国政府の知的財産関係各局とも再度懸案事項の共有を図ることができた点も成果であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） ・日本企業支援強化に向けた取組 世界経済の不透明性が進行する中，日本経済の成長を後押しするためには，日本企業の海外展開支援を強化することが重要である。そのためには，政府として，海外における日本企業のビジネス環境を一層整備するために相手国政府に働きかけるとともに，インフラプロジェクトの受注支援や日本産品の販路拡大を始め個別企業の活動を支援していくことが必要である。 また，依然続く，福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃のためにも，引き続き，日本産品の安全性を粘り強く発信し，科学的根拠に基づいた対応を各国に求めていく必要がある。 ・対外投資の戦略的な支援 投資協定は，投資の保護，自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に，二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり，実際のニーズに応えることを主眼として，迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが必要である。 ・海外における知的財産権保護強化に向けた取組 近年，アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており，日本企業は，海外市場における潜在的な利益の喪失も含め，深刻な悪影響を受けている。よって，我が国は，多国間・二国間の外交の場を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進するため，各国への働きかけを行う必要がある。また，海外における知的財産権侵害の事案発生に際しては，現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援するとともに，普段より日本企業が海外で円滑に事業展開できるための環境整備を行うべく，現地の問題意識を吸い上げ，政府として新たな施策を採る必要性が生じた場合には迅速に対応する必要がある。 【測定指標】 １　日本企業支援強化に向けた取組 日本経済の発展に貢献するためにも，日本企業の海外展開支援は重要である。それ故，企業支援に関する情報共有・意思疎通体制の強化，インフラ輸出に関する在外公館の支援体制の強化，輸入規制・風評被害対策，海外の日本企業に対する法的支援体制の強化，といった27年度目標は適切であった。 新たに設置した「官民連携推進室」の体制強化により，これまで以上に，本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り，ビジネス環境の改善，現地情報の提供や在外公館施設の活用，インフラ輸出促進等の支援を行う。また，各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで，日本の農林水産物・食品の輸出促進に貢献する。 ２　対外投資の戦略的な支援 海外における投資環境の整備を促進し，また日本市場に海外投資を呼び込むため，投資協定の戦略的交渉は重要である。そのために，戦略的な優先順位をもった交渉相手国の検討，交渉中の投資協定の早期妥結という27年度目標は適切であった。 海外で活躍する日本企業を支援し，その活力を最大限に引き出すための側面支援として，今後も対外投資に対する戦略的な支援を行っていく必要がある。このため，交渉中の協定について早期妥結を目指すとともに，引き続き投資協定の相手国・地域を戦略的に検討し，相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，積極的かつ柔軟に対応していく。 ３　海外における知的財産権保護強化に向けた取組 知的財産権保護の取組は我が国の成長戦略上非常に重要であり，中期目標の達成に向けた取組として，二国間協議，経済連携協定を通じた知的財産保護強化のための国際環境整備や，在外公館に配置している知的財産担当官の機能強化等の27年度目標の設定は適切であった。 今後も引き続き，国際会議の場や二国間対話，多国間協定交渉の場等を通じた国際的な知的財産権保護環境の整備に努めるとともに，在外公館知的財産担当官の能力向上を図り，関係各機関と連携して実効的に日本企業の海外展開を支援する。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ー対日投資 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tn_toshi/index.html) ー日本企業支援 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)

個別分野	３　経済安全保障の強化
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため，他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また，政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から，エネルギー・鉱物，食料，漁業分野での国際協力を推進する。
関連する内閣の重要政策	・第 189 回国会外交演説(平成 27 年２月 12 日) 「エネルギー・鉱物資源・食料等の安定確保のため，資源外交を強化します。 鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用について，国際社会の理解と支持を得るべく一層努力します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針(平成 27 年６月 30 日閣議決定) 「2030 年度（平成 42 年度）のエネルギー需給構造の見通しを踏まえ，（中略）資源の安定的かつ安価な確保のための権益獲得と供給源多角化，石油・LP ガスサプライチェーンの維持・強化等に取り組む。」 ・日本再興戦略改訂 2015(平成 27 年６月 30 日閣議決定) 「平時・危機時を問わないエネルギー安定供給体制を強化するため（中略）資源の権益確保や北米等からの輸入の実現による資源の供給源の多角化，供給安定化（中略）などの各種施策を実行する。」 ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議決定，閣議決定) 「エネルギー問題，（中略）食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発課題や地球規模課題の解決に向け，（中略）以下の取組を進める。（中略）エネルギーを含む資源の安定供給は活力ある我が国の経済にとって不可欠であり，国家安全保障上の課題である。資源の安定的かつ安価な供給を確保するため必要な外交的手段を積極的に活用し，各国の理解を得つつ，供給源の多角化等の取組を行っていく。」

測定指標	１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	資源価格の乱高下の中，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ８，Ｇ20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。また，在外公館戦略会議を開催し，我が国の資源・エネルギーの権益確保に向けた，具体的な戦略のあり方について議論を深めた。 省エネや再生可能エネルギーの普及促進，化石燃料のクリーン利用の観点から，国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進し，４月に正式に立ち上がった国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。また，被災地復興に向けた，再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに，福島県において国際エネルギー・セミナーを開催した。	IEA，IEF，Ｇ８等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し，資源エネルギーの権益確保に向けた戦略の検討を進める。さらに４月に立ち上げる IRENA の活動に積極的に貢献する。
		24年度	１　エネルギー・鉱物資源価格が再び高い水準で推移する中，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ８，Ｇ20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図った。特に，イラン情勢等に起因する世界的な石油需給の逼迫等の可能性を踏まえ，５月のキャンプ・デービッドＧ８首脳会合で，石油・ガスの供給途絶への準備強化について合意するとともに，IEA による緊急時対応をも視野に入れたＧ８首脳声明を発出した。更に，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)に対して引き続き財政支援を行った。 ２　また，「資源確保指針」等に基づき，要人往来，経済協力等を戦略的に進めたほか，在外公館の資源確保に関する体制強化を図るため，「エネルギー・鉱物資源専門官」	IEA，IEF，Ｇ８等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

	制度を創設し，専門官を50カ国55公館に任命した。 　更に，一部の在外公館のエネルギー・鉱物資源担当による，エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を開催し，我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保における知見及び経験を共有し，我が国として取るべき施策の検討を行った。 　また，北米，ロシア，イラク，モザンビーク等における石油・天然ガス等の開発生産やベトナム，インド等におけるレアアース開発に向けて，官民一体の取組等を行った。 ３　再生可能エネルギー・省エネルギーの推進等の観点からは，９月に開催された第20回APEC首脳会議では，APECのエネルギー安全保障を強化し，エネルギー効率を促進し，持続的発展に向けたよりクリーンなエネルギー源を発展させること等について合意した。また，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)においては，我が国は理事国として同機関の活動に積極的に貢献し，１月開催の第３回総会では城内外務大臣政務官が出席するなど，再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とする同機関の活動に積極的に取り組んだ。加えて，５月には，第６回太平洋島サミット(PALM６)の機会をとらえて，IRENAの重点地域である太平洋地域における再生可能エネルギーの推進に向けた国際ワークショップを，日本政府とIRENAで共催した。さらに，被災地復興に向けた，再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに，23 年度に福島市において開催した国際エネルギー･セミナーのフォローアップ事業として，IEA及び IRENAからの専門家を招待し，「世界とともに歩むTOHOKUのまちづくり」をテーマに，国際ワークショップ(於：南相馬市)，東北大学における講義・意見交換，国際セミナー(於：東京)を開催した。	
25年度	資源を巡る内外の厳しい情勢を踏まえて，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ８，Ｇ20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。 　また，省エネや再生可能エネルギーの普及促進，化石燃料のクリーン利用の観点から，国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進するとともに，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。特に，後者に関して，１月のIRENA総会において，我が国は次回総会の議長に指名される(立候補は 12 月)とともに，２月にIRENAと共催で再生可能エネルギーに係るセミナー等を開催した。 　更に，我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく，平成 26 年３月に在外公館戦略会議を開催し，我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保に向けた取組，目指すべき方向性，専門官制度の活用等について議論を深めた。	国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)，Ｇ８等の 国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。また，専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて，二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより，我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。
26年度	１　資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ７，Ｇ20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，供給途	国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。

	絶時の緊急時対応のための環境整備等に引き続き積極的に貢献した。 　また，省エネや再生可能エネルギーの普及促進，化石燃料のクリーン利用の観点から，国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進するとともに，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。特に，後者に関して，我が国は１月のIRENA 総会の議長を務め，本分野における国際協力のリーダーシップを発揮するなど，積極的な貢献を行った。 ２　更に，我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく，平成 27 年３月に在外公館戦略会議を開催し，エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性につき議論した。 　エネルギー安全保障の強化，日本企業の海外展開促進に向けた取組の一環として，12 月には「エネルギー憲章条約フォーラム」を本邦で開催し，エネルギー分野における投資保護に係る国際的枠組みに対する国内関係者の理解を深めるとともに，ECT 事務局との関係を強化した。	また，専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて，二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより，我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。
27年度	１　資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて，国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，エネルギー憲章条約(ECT)，Ｇ７，Ｇ20，採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への参加・貢献を通じて，国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。また，省エネや再生可能エネルギーの普及促進に関し，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。 （１）IEA においては，11 月に第 25 回閣僚理事会が開催され，我が国から武藤外務副大臣及び鈴木経済産業副大臣が出席した。気候変動対策や非加盟国との協力などについて議論され，非加盟国のうち，主要パートナー国である中国，インドネシア及びタイとアソシエーション(非加盟国との協力)を始動することで一致し，成果文書として「アソシエーションの始動を表明する共同宣言」が発出された。また，ファティ・ビロル IEA 事務局長が９月及び 12 月に訪日し，安倍総理大臣への表敬，中山外務副大臣との意見交換（以上９月），武藤外務副大臣との会談（12 月）を行い，同事務局長から，日本の IEA に対する支援に関して，高い評価を受けた。さらに，IEA による加盟国及び非加盟国を対象とした，第８回首都緊急時対応訓練(ERE8)が平成 28 年２月に実施され，我が国も参加した。 （２）IEF においては，財政問題，新事務局長選出に係る協議，産消国間のエネルギー政策に係る意見交換，平成 28（2016）年閣僚理事会に向けた協議等を実施し，我が国は常任理事国として，また財政問題に関する下部委員会メンバーとして，行動計画案と予算案をはじめとする各種議論に貢献するとともに，各国のエネルギー政策について情報収集を行った。 （３）IRENA においては，我が国が平成 27（2015）年総会議長を務め，我が国の再生可能エネルギー分野における国際協力の一環として，６月に「国際セミナー：太平洋島嶼国におけるエネルギー安全保障」を外務省	１　国際エネルギー機関(IEA)，国際エネルギー・フォーラム(IEF)，国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。 (１)IEA においては，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業，市場分析，非加盟国との協力事業を支援する。 (２)IEF においては，産出国と消費国の対話フォーラムとして，産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。 (３)IRENA においては，再生可能エネルギーに特化した唯一の国際機関として，再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国へのキャパビルなどを中心とした活動を支援する。 　こうした活動を通じて，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するとともに，我が国のエネルギー政策への反映に役立て，ひいてはエネルギー資源安定供給をはかる。 ２　専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて，二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより，我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。27 年度は本年後半に在外公館戦略会議を開催予定。

		主催で開催し，薗浦外務大臣政務官から冒頭挨拶をし，我が国の経験・知見・技術による貢献について紹介した。また，平成 28（2016）年１月の IRENA 総会にて，前回議長国代表として山田外務大臣政務官が冒頭の議事運営及び挨拶を行うとともに，アブダビ開発基金(ADFD)の次期プロジェクト・サイクル諮問委員に我が国が選出され，本分野における国際協力のリーダーシップを発揮するなど，積極的な貢献を行った。 これらの活動を通じて得た情報や知見を，我が国のエネルギー政策や緊急時対応の強化に活用した。 ２　更に，我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく，12 月に在外公館戦略会議を開催し，関連在外公館からエネルギー・鉱物資源専門官を召集して，エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や，エネルギーの安定確保に係る官民連携のあり方につき議論した。	
中期目標	―	関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し，我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また，我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　我が国及び世界の食料安全保障の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	世界的に穀物価格が高止まりの様相を示し食料不安が高まる中において，世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ，世界の食料増産への取組や，それに向けた「責任ある農業投資」の促進を FAO 等の国際機関やＧ８，G20 等の各種国際会議の場で主導した。また，市場の透明性確保に向けた国際的な枠組み等への貢献も行った。	安定的食糧供給に向け，関連する多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	24年度	世界的な食料価格の乱高下が継続する中，世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ，価格の安定化に向けた市場の透明性向上に関し，G20 で合意された農業市場情報システム(AMIS)の立ち上げ等に貢献するとともに，その一環として，我が国からも ASEAN 食料安全保障情報システム(AFSIS)を通じた貢献を引き続き行った。また，APEC においては，貿易投資の自由化及び地域経済統合の観点から保護主義抑止につき，スタンドスティル(新たな貿易制限措置の不導入)等のコミットメントを再確認した。さらに，Ｇ８ラクイラ・サミット以降我が国が主導している「責任ある農業投資」の原則に関し，世銀等の国際機関が行っていてパイロットプロジェクトに対して，世銀 PHRD(開発政策・人材育成)基金を通じ財政的な支援を行うとともに，幅広いステークホルダーによる原則策定に向けた協議を加速させるべく，議論への貢献や各国への働きかけ等を行った。 世界の食料増産への取組や，それに資する「責任ある農業投資」の促進を FAO 等の国際機関とＧ８，G20 等の各種国際会議の場で主導した。	安定的食糧供給に向け，関連する多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	25年度	世界人口の増加，新興国の経済成長等に伴う食料需要の増加，気候変動・異常気象，食料価格の高騰などの状況下，食料供給の多くを輸入に依存する我が国にとって，世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ，世界の食料増産への取組や，「責任ある農業投資」の促進を FAO 等の国際機関やＧ８，G20 等の関連国際会議の場で主導した。特に，我が国が主導する「責任あ	食糧の安定供給に向け，関連する多国間の枠組み等において議論し，積極的かつ主導的に参加貢献する。 特に，世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」策定に資する取組を積極的に行い，責任ある農業投資の促進を図る。

		る農業投資」の原則に関しては，世界食料安全保障委員会(CFS)における，同原則の策定を後押しする観点から，関連国際機関による取組に財政支援を実施するとともに，６月の TICADⅤや７月の APEC 高級実務者会合の機会を捉えた関連行事・セミナーを開催する等の貢献を果たした。	
	26年度	世界人口の増加，新興国の経済成長等に伴う食料需要の増加，気候変動・異常気象，食料価格の高騰などの状況下，食料供給の多くを輸入に依存する我が国にとって，世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ，世界の食料増産への取組や，「責任ある農業投資」の促進を FAO 等の国際機関やＧ７，Ｇ20 等の関連国際会議の場で主導した。特に，我が国が主導する「責任ある農業投資」の原則に関しては，世界食料安全保障委員会(CFS)における議論等に積極的に貢献した結果，かねてからの議論を経て，平成 26 年 10 月に，政府・企業・市民社会等が幅広く納得する形で「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が第 41 回 CFS 総会で採択された。	食料の安定供給に向け，関連する多国間の枠組み等において議論し，積極的かつ主導的に参加貢献する。特に，世界食料安全保障委員会(CFS)における「責任ある農業投資原則」の 26 年度中の採択を目指し策定に資する取組を積極的に行い，責任ある農業投資の促進を図る。
	27年度	１　世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ，世界の食料増産への取組や「責任ある農業投資」の促進を，FAO 等の国際機関や関連国際会議の場で引き続き主導した。また，FAO が実施する世界農業遺産（GIAHS）については，事前に具体的な目標とはしていなかったものの，我が国から新たに３地域（計８地域）が認定されるとともに，我が国がその重要性を主張してきた結果，GIAHS が FAO の通常予算事業に組み込まれることとなった。さらに，世界第４位のコーヒー消費・輸入国である我が国は，我が国民間団体の国際コーヒー機関への参加を継続的に確保し，コーヒーの安定供給に影響を与える政府間協議へ関与するという目的で，７月に国際コーヒー機関へ，迅速に国会承認を得て再加盟することができた。加えて，平成 28（2016）年にＧ７議長国となった後は，Ｇ７伊勢志摩サミットに向け，食料安全保障作業部会における議論を主導した。 ２　我が国が主導する「責任ある農業投資」の原則に関しては，世界食料安全保障委員会(CFS)における議論等に積極的に貢献し，10 月の第 42 回 CFS 総会では，これらの推進を含む 2016-2017 年事業計画が採択された。	１　食料の安定供給に向け，国連食糧農業機関(FAO)や国際穀物理事会(IGC)等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。 ２　特に，世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の実施に関する議論に積極的に参画し，責任ある農業投資の促進を図る。
中期目標	―	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し，我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。	
26･27 年度目標の達成状況		◎	
３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては，新たにキハダの漁獲可能量が設定されたほか，ICCAT のルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため，クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことが決定された。我が国はこれらの議論に積極的に参加・貢献した。 捕鯨については，第 63 回 IWC 年次会合において，シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して，「海上の安全に関する決議」が採択され，IWC の機能改善に向けた「IWC の将来」に関する対話を継続する	ICCAT を始めとする漁業交渉を主導し協議を継続する。

			ことされた。また，調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。	
		24年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては，ルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため，平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけてクロマグロの漁獲証明書の電子化を順次導入することを決定するなど，まぐろ類の漁業国・輸入国として，まぐろ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導した。 捕鯨については，第 64 回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合において，IWC の機能改善に向けた「IWC の将来」に関する対話を継続することとなった。また，鯨類の持続可能な利用に関する会合(於：東京)を主催し，水産資源の持続可能な利用について，関係国と協議を行い，連結を深めた。調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。 また，「北太平洋漁業資源保存条約」に署名した。我が国は，本条約策定に係る関係国との政府間協議の暫定事務局を務めること等を通じ，主導的な役割を果たした。	漁業交渉を主導し，協議を継続する。特に，地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導する。
		25年度	中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において，クロマグロの未成魚(３歳以下)の漁獲枠を削減したほか，メバチマグロの漁獲規制を段階的に強化することを決定するなど，我が国はまぐろ類資源の資源回復に向けた議論を主導した。 国際捕鯨委員会(IWC)については，総会は開催されなかったものの，グリーンランドの先住民生存捕鯨捕獲枠の否決をめぐるデンマークの脱退を回避すべく，解決策の模索のため，ビューロー会合での議論を主導し，またデンマークと複数回の電話会談を行った。また，「鯨類の持続可能な利用に関する会合」(於：東京)を開催し，海洋生物資源の持続可能な利用の促進のため，関係国との連携強化に努めた。さらに自民党捕鯨議員連盟幹部とアフリカ諸国を訪問し，IWC での連携を確認した。 また，調査捕鯨の安定的な実施のため，調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に実効的な措置を講じるよう要請した。 加えて，第 183 回通常国会における承認を得て，関係国の中では最も早く「北太平洋漁業資源保存条約」を締結した。本条約策定に係る関係国との準備会合では，条約の早期発効に向け，他の関係国の早期締結を促した。我が国は，暫定事務局を務めること等を通じ，主導的な役割を果たしてきたが，第５回準備会合において，東京に事務局を誘致することが決定した。 国際司法裁判所(ICJ)は，第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)は国際捕鯨取締(ICRW)第８条１項の規定の範囲内では収まらないと判示したが，同時に，国際捕鯨取締条約の目的の一つが，鯨類資源の持続可能な利用であることを確認した。我が国は右判決を踏まえ，鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査に取り組んでいく方針を発表。	漁業交渉を主導し，協議を継続する。特に，地域漁業管理機関の年次総会等での協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導する。
		26年度	１　南インド洋漁業協定(SIOFA)を締結した。これまではオブザーバーとしての参加であったが，意思決定に参加できる締約国として初めて第２回 SIOFA 締約国会議(於：モーリシャス)に出席し，手続規則，財政規則や保存管理措置等の議論に積極的に参加した。 ２　中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において，クロ	漁業交渉を主導し，協議を継続する。特に，地域漁業管理機関の年次総会等での協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導する。

		マグロの30kg以下の小型魚の漁獲量を2002～2004年平均から半減させることを決定したほか，大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては東大西洋における資源の回復に伴い，2015年～2017年の３年間のクロマグロ総漁獲可能量の段階的増加を決定するなど，我が国はマグロ類資源の持続可能な利用に向けた議論を主導した。 ３　第７回ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において，我が国は東アジアの関係国・地域とともに，シラスウナギの池入れ量制限及び法的枠組みの検討等を含む共同声明を発出し，ウナギ資源の管理に関する主導的な役割を果たした。 ４　捕鯨については，平成26年３月の国際司法裁判所(ICJ)判決を受けて，第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)を取り止めた。11月には，27年度から南極海での捕獲調査を再開すべく，水産庁と協力して判決の基準を反映させた新南極海鯨類科学調査計画案(NEWREP-A)を策定し，右計画案を国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会に提出した。また，NEWREP-Aに対する理解・支持が得られるよう，在外公館などを通じて丁寧な説明を行うとともに要人往来などの機会にハイレベルで働きかけを行った。	
	27年度	１　「北太平洋公海漁業資源保存条約」が発効し，９月に北太平洋漁業委員会の第１回会合が開催された。第１回会合では，我が国は漁船登録やサンマの保存管理措置等の議論を主導した。また，北太平洋漁業委員会事務局の東京での立ち上げに向けて協力を行った。 ２　マグロ類の違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策のため，我が国はみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)における寄港国検査のミニマムスタンダードに関する決議及び大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)におけるクロマグロ漁獲証明制度の電子化の取組を推進した。 ３　ニホンウナギについては，我が国はニホンウナギを産出，輸出する中国，韓国，台湾等に対し，資源の保存及び管理の枠組み設立並びに養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行った。 ４　捕鯨については，平成26年11月に策定した新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)について，５～６月の国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会(SC)でレビューされた。SCが指摘した事項について，我が国の科学者による作業の結果，調査実施前に対応すべき事項については必要な作業が完了したことから，調査計画を最終化し，12月から調査を実施した。また，二国間及び多国間会合の機会を捉え，鯨類の持続可能な利用及びNEWREP-Aへの理解・支持を得るべく，様々なレベルで働きかけを行った。	１　漁業交渉を主導し，協議を継続する。特に，我が国が主導して立ち上げた北太平洋漁業管理委員会の第１回会合が日本で開催予定のところ，右会合の開催を成功裏に導くとともに，その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導し，我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるようにする。特にマグロ関連地域漁業管理機関において，我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。 ２　二国間のみならず，各種多国間会合の機会など，首脳レベルを含め，要人往来の機会を利用し，鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき，IWC加盟国の理解を求める。
中期目標	―	水産資源の持続可能な利用の確保は，消費者に安全な水産物を安定的に供給するという視点や責任ある漁業国として積極的な役割を果たすという国際協力の視点からも重要であるとの認識のもと，引き続き各地域漁業管理機関における漁業交渉を主導し，協議を継続する。特に「北太平洋漁業資源保存条約」関連では，条約の早期発効及び効果的な実施のため，引き続き主導的な役割を果たしていく。	
26･27年度目標の達成状況		○	

4　資源・エネルギー	実績値	中期目標値	26･27年度目標

	に関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	ー	の達成状況
		43	47	37	37	57	ー	△
	年度目標値	約40	約40	約40	40	40		
	５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	実績値					中期目標値	26･27年度目標の達成状況
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	ー	
		14	16	11	18	18	ー	○
	年度目標値	14程度	14程度	14	14	16		

評価結果（個別分野３）	施策の分析	１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 資源を巡る内外の厳しい情勢の中，特に以下の取組により国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化，供給途絶時の緊急時対応のための環境整備などを効果的に図ることができた。 （１）平成27年11月のIEA閣僚理事会において，武藤外務副大臣及び鈴木経済産業副大臣が出席し，積極的に議論に参加し，世界のエネルギー安全保障の強化の観点から，石油のみならず，透明で流動的な液化天然ガス（LNG）市場の育成・発展と緊急時対応の必要性を主張することができた。また，中国，インドネシア及びタイとのアソシエーション（非加盟国との協力イニシアティブ）が始動したことは高く評価できる。同閣僚理事会以降も，ビロル事務局長からの期待を踏まえ，我が国がアソシエーション拡大のため主要非加盟国との意見交換の場を設けて議論を主導し，IEA及び当該非加盟国双方から高い評価を得られた。さらに，IEAによる第８回首都緊急時対応訓練(ERE8)が実施され，我が国も参加したことにより，我が国のエネルギー途絶等の緊急時の際の対応強化に役立てることができ有益であった。 （２）IEFについては，我が国は常任理事国として，平成28（2016）年の閣僚理事会に向けた意見交換等を行い，産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進することに貢献した。 （３）EITIについては，我が国は，平成28（2016）年のＧ７議長国として，Ｇ７で議論される「複雑な契約交渉の支援強化（CONNEX）」イニシアティブとEITIとの連携を図るべく，平成28年２月のEITI総会に出席し積極的に議論する等，EITIとCONNEXとの連携強化の端緒を開くことができたことは，28年度につなげる上でも有益であった。 （４）IRENAにおいては，平成27年６月に外務省主催で開催した「国際セミナー：太平洋島嶼国におけるエネルギー安全保障」を通じ，再生可能エネルギーの普及促進に向けた知見の共有のみならず，同分野の事業展開に関して，島嶼国のエネルギー関係者と日本企業関係者との新たな人的ネットワークの機会を提供できたことは有益であった。また，平成28年１月のIRENA総会では，前回議長国の我が国を代表して，山田外務大臣政務官が総会開会時の冒頭議事運営及び挨拶を行うことで，本分野における国際協力のリーダーシップを発揮できた。 （５）平成27年６月のＧ７エルマウ･サミットでは，我が国としても重視しているエネルギー源の多様化の重要性等が成果文書に記された。更に，11月のG20アンタルヤ・サミットにおいては，包摂性，実施及び投資に焦点が置かれ，世界経済を中心に議論が行われ，成果文書に我が国として重視するエネルギーアクセスやエネルギー効率の向上の重要性が盛り込まれた。 （６）平成27年12月に開催された在外公館戦略会議においては，主要資源国の在外公館に配置された専門官，関係省庁・関係機関，民間企業を交え，広く意見交換を行い，資源確保の取組に向けた関係機関の連携強化や今後の政策形成に役立てることができる有益な成果が得られた。（資源問題への対応（達成手段３①）及びアジア・エネルギー安全保障セミナー（達成手段３⑤）） ２　我が国及び世界の食料安全保障の強化 （１）「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関や関連国際会議の場で主導し，特に，CFSからの報告において，我が国が重視する「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が支持され，また，関連した国連総会第２委員会で採択された「一次産品」及び「農業開発，食料安全保障及び栄養」決議において，我が国の働きかけにより本原則の採択について認識する旨追記されたことは，普及促進の面で効果があった。さらに，６月のＧ

７エルマウ・サミット及び11月のＧ20アンタルヤ・サミットでは，食料安全保障が重要な課題として扱われ，両サミットの首脳コミュニケにおいて，我が国が重要視する責任ある農業投資を促進する旨が示されたことは有益であった。加えて，我が国が，平成28（2016）年のＧ７議長国として，Ｇ７食料安全保障作業部会の議論を主導できていることは，28年度につなげる上でも有益であった。

（２）６月のFAO総会においては，事務局長改選が行われ，FAOの組織改革を進めるグラツィアーノ現事務局長が再選された。また，国内農業活性化に資するものとして農林水産省及び地方自治体と連携して推進してきた，FAOが実施する世界農業遺産（GIAHS）に関しては，12月に我が国から新たに岐阜県長良川上中流域，和歌山県みなべ・田辺地域，宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の３地域が認定された。和歌山県みなべ・田辺地域では，２月６日から３月６日の紀州石神田辺梅林の観光客数が前年同時期に比べ倍増した。また，我が国は以前からGIAHSの重要性をFAOの運営組織において主張してきたところ，GIAHSがFAOの通常予算事業に組み込まれることとなった。我が国がFAOの議論に積極的に参加・貢献し，世界の食料安全保障に貢献するFAOの組織を改革によりさらに効率化させることにより我が国の分担金の拠出の成果の向上も期待できること，また我が国が重視する政策がFAOの優先課題として通常予算化されたことは，我が国及び世界の食料安全保障の強化の観点から有益であった。一方，平成28年度行政事業レビュー「公開プロセス」では，FAO分担金が対象案件となり，事業や資金使途についての我が国の発言力強化や，拠出の意義にかかる国民へのより一層丁寧な説明などの要望もあったところ，引き続き事業内容の改善に取り組んでいく。

（３）コーヒーに関する近年の需給の逼迫及び著しい国際価格の乱高下等の不安定要素に鑑み，世界第４位のコーヒー消費・輸入国である我が国は，７月，国際コーヒー機関に再加盟した。これにより，我が国が，我が国民間団体の国際コーヒー機関への参加を継続的に確保することができるようになったことは，国内コーヒー焙煎の半分近くを占める中小事業者にとっても死活的であり，またコーヒーの安定供給に影響を与える政府間協議へ関与することが可能となったことは，我が国の食料安全保障に資する観点から，高く評価できる。

上述のとおり，我が国が推進してきた「責任ある農業投資」が国際的な規範として策定されたことや，FAOを我が国の優先課題に照らしてよく活用できていること，Ｇ７ほか国際的な議論を主導し，また国際コーヒー機関への再加盟を果たしたこと等の成果が極めて高く，我が国及び世界の食料安全保障の強化に大きく貢献するものであり，目標を大幅に上回って達成したと判定した。（国際機関や多国間の取組等を通じた，我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化（達成手段３②））

３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

捕鯨問題に関しては，鯨類の持続可能な利用を支持する国々との連携を強化するとともに，反捕鯨国に対しても我が国の考え方につき丁寧な説明を実施することにより，我が国の新南極海鯨類科学調査（NEWREP-A）への支持獲得・理解促進に尽力した結果，12月からの調査実施に至った。また，二国間や多国間のあらゆる会合の機会に，様々なレベルで鯨類の持続可能な利用に関する理解を働きかけた結果，反捕鯨国の間にも我が国の立場への理解を示す国が見られるようになった。（海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進（達成手段３③）及び鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催（達成手段３④）

４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

資源・エネルギーに関連する各種国際フォーラムに出席し積極的に議論に参加することで，同分野における我が国の力強いリーダーシップを発揮することができた。特に，IEA閣僚理事会では武藤外務副大臣及び鈴木経済産業副大臣が積極的に議論に参加し，IRENA総会では山田外務大臣政務官が冒頭の議事進行を務めた上で挨拶を行うなど，各種フォーラムに我が国のハイレベルが積極的に関与したことで，これらの機関との一層の関係強化も図れたことは非常に有益であった。

27年度については，Ｇ７議長国として各国との協議を主導したこともあり，国際会議・協議への出席件数が大幅に増加しているが，26年度についてはわずかに目標を下回ったため，総合的には目標達成には至らなかったが概ね目標に近い進展を示したと判定した。

５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

地域漁業管理機関の年次会合において，我が国の立場を説明し，意見の近い加盟国・メンバーと連携を行った結果，我が国の立場に沿った形での保存管理措置が採択されることとなった。

	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 　我が国は，エネルギー・鉱物・食料等，国民生活の基礎を成す資源の殆どを海外に依存しており，資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また，我が国は水産物輸入国であると同時に，世界有数の漁業国でもある。こうした中，国外では，新興国を中心とした世界的な資源需要の増大，資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭，環境問題・低炭素社会化に向けた対応の必要性の増大，世界的な人口増加と食料問題が起きており，加えて国内では，東日本大震災以来の発電部門における化石燃料依存度が上昇していることもあり，安定的かつ安価な資源・エネルギーの供給の確保が必要となっている。先進的な技術や質の高い開発支援など，日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに，エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及を始め，世界全体の責任ある資源開発・持続可能な利用に向けた国際的な連携を推進していくことが必要である。 　上記のとおり資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組むとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 　新興国を始め世界的なエネルギー・鉱物資源の需要増加，資源国の不安定な情勢や資源ナショナリズム，東日本大震災以降の化石燃料への依存度上昇など，資源・エネルギーをめぐる内外の厳しい情勢を踏まえ，国際機関や多国間の枠組みにおける議論への参加・貢献や，専門官制度・在外公館戦略会議等を通じた情報共有・連携体制を強化することは，施策目標を実現する上で重要である。エネルギー安全保障をはじめ，気候変動対策，低炭素社会実現，エネルギーアクセス向上などの目的に貢献すべく，国内外において再生可能エネルギーや省エネに係る取組を一層強化し，我が国の優れた技術・知見の普及促進に向けた対外発信を進めていく。同時に，これらの取組の基礎となる情報収集・分析を強化するとともに，供給途絶のような緊急事態対応への対応能力強化も進めていく。Ｇ７においては，議長国としてエネルギー安全保障に係る議論はもちろん，「複雑な契約交渉の支援強化（CONNEX）」イニシアティブについてもEITIとの連携を図りつつ，持続可能な開発の実現に資する形で議論を主導していく。 ２　我が国及び世界の食料安全保障の強化 　世界の食料安全保障の確保に貢献することは，ひいては我が国自身の食料安全保障に資する。FAOやIGC等の国際機関や多数国間の枠組みでの議論への参加･貢献及び責任ある農業投資の促進という目標に引き続き取り組んでいくことが重要である。食料の安定供給に向け，引き続き，関連国際機関やフォーラムとの連携を一層強化し，国際的枠組みにおける議論等を積極的に主導していく。同時に，これらの取組の基礎となる情報収集・分析を強化していく。Ｇ７においては，議長国としてＧ７食料安全保障作業部会の議論を主導し，昨年のエルマウ・サミットで掲げられた「2030年までに開発途上国の５億人を飢餓と栄養不良から救出する」との目標の達成に向けた方途を示していく。 ３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保 　世界的な人口増加と食料不足が予想される中，世界有数の漁業国，水産物の消費国として，我が国が国際的な水産資源の適切な保存管理やその持続可能な利用のための協力に積極的な役割を果たすことが重要である。地域漁業管理機関の年次会合等での協議において，我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ，漁業交渉を主導していく。捕鯨については，関係府省連携の下，国際法及び科学的根拠に基づき，国際社会の理解が深められるための努力を一層強化する。 ４　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数 　関係国との人脈構築，我が国の立場の反映，国際的議論の情報収集等のため，資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組みは重要であり，引き続き所管する国際機関や多国間の枠組みの国際会議や協議に積極的に出席・発言していく。 ５　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数 　継続して漁業資源の保存・管理のための協力関係を進展させることが重要なため。資源の管理と持続可能な利用のための方策が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合(計16件)へ出席していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成27年版外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2015/html/index.html) ・外務省ホームページ ーエネルギー安全保障 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/) わかる！国際情勢Vol.103 エネルギー安全保障～安定的かつクリーンなエネルギー供給を目指して (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol103/index.html) ー食料安全保障 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/) ー鉱物資源 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/commodity/) ー漁業(捕鯨を含む) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/)

個別分野	４　国際経済秩序形成への積極的参画
施策の概要	１　Ｇ７サミットは，国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し，有効な政策協調を行っていく場として，G20 サミットは，経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として，重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し，貢献する。同時に，地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。 ２　日 EU・EPA 交渉会合及び日 EU 経済関係強化に関する各種協議等を実施し，日 EU・EPA の早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。 ３　OECD の諸活動に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。 ４　APEC 首脳会議，閣僚会議等を通じ，域内の貿易・投資の自由化・円滑化，成長戦略，経済技術協力等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し，重層的な経済関係の強化に努める。
関連する内閣の重要政策	・第 189 回国会外交演説(平成 27 年２月 12 日) 「経済面での国際ルール整備のため，WTO や OECD，APEC，主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」 ・第 190 回国会総理大臣施政方針演説(平成 28 年１月 22 日) 「その先には，欧州との EPA，インドや中国を含めた RCEP など，自由で公正な経済圏を更に拡大するため，交渉を加速します。」 「伊勢志摩の地で開く五月のサミットは，その大きな舞台であります。基本的価値を共有する主要国のリーダーたちと，世界経済の未来を論じ，新しい「挑戦」を始める。そのようなサミットにする決意であります。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「本年は，日本の外交にとり，大変重要で責任の大きい一年です。特に，Ｇ７議長国として，４月には広島で外相会合，５月には伊勢志摩サミットを主催します。自由，民主主義，法の支配，人権といった基本的価値を共有するＧ７として，相応しい課題を取り上げ，国際社会にしっかりとしたメッセージを発信していきます。」 ・「日本再興戦略」改定 2015(日 EU・EPA 関連部分抜粋)(平成 25 年６月 14 日，平成 26 年６月 24 日改訂，平成 27 年 6 月 30 日改訂) II. 改訂戦略における鍵となる施策 「TPP 交渉の早期妥結に引き続き取り組むとともに，日 EU・EPA をはじめ，東アジア地域包括的経済連携(RCEP)，日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していく。」 ・第 186 回国会外交演説(平成 26 年１月 24 日) 「我が国の OECD 加盟 50 周年となる本年，閣僚理事会の議長国として役割を果たします。」 ・OECD 閣僚理事会　安倍総理大臣基調演説(平成 26 年５月６日)

測定指標	１　Ｇ７/Ｇ８・G20 サミットにおける我が国の貢献			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23 年度	Ｇ８ドーヴィル・サミット(５月)においては，震災を踏まえ，我が国より積極的な発信が行われた。サミット冒頭では，菅総理大臣は震災復興への決意を表明し，各国首脳からは我が国に対する深い同情と連帯が示された。また，「アラブの春」を受けた中東・北アフリカについては，菅総理大臣より東南アジアの経験を踏まえ，支援を行っていく考えを表明した。さらに，原子力安全については，原発事故の経験を踏まえ，菅総理大臣より，原子力の安全性を最高水準に高めるための５つの提案を行った。その他，世界経済・貿易，気候変動，インターネット，政治問題，アフリカとの対話につき，首脳間の率直な意見交換及び総理大臣の積極的な発信が行われ，成果文書に我が国の考え方を反映させた。 G20 カンヌ・サミット(11 月)においても，我が国は積極的に議論に参画し，政策協調に貢献した。欧州債務問題が焦点となる中で，野田総理大臣より，欧州の合意を評価する一方，合意の履行が重要であり，欧州の結束を前提に必要な協力を行う旨述べた。また，開発・貿易については，野田総理大臣より，ASEAN 食料安全保障情報システム	Ｇ８ドーヴィル・サミット及びG20 カンヌ・サミットの成功裏の実施に貢献し，その中で積極的な発信を行い，成果文書に我が国の考えを反映させる。

		(AFSIS)への支援を通じた透明性向上への貢献，ASEAN+３での緊急事態のための米の備蓄制度を通じたタイへの５万ドルの緊急支援の実施，ASEAN の連結性向上のための協力及び平成25年に第５回アフリカ開発会議(TICAD)を日本で開催する予定であることを述べた。その他，世界経済，国際通貨システム改革，グローバル・ガバナンス，金融規制，農業・エネルギー・気候変動，社会的側面・腐敗につき，首脳間の率直の意見交換及び総理大臣の積極的な発信が行われ，成果文書に我が国の考え方を反映させた。	
	24年度	Ｇ８キャンプ・デービッド・サミット(５月)においては，我が国より積極的な発信が行われた。世界経済に関し，我が国から，欧州債務危機の解決とアジアへの波及防止への我が国の貢献，及び社会保障と税の一体改革等の取組を説明した。さらに，成長の原動力たる自由貿易の推進と保護主義抑止の重要性を主張した。また，アフガニスタンについては，野田総理大臣から，７月開催の東京会合を含めて，Ｇ８の議論をリードした。その他，北朝鮮，ミャンマー等を含めた地域・政治情勢，エネルギー・気候変動，アフリカ・食料安全保障，中東・北アフリカの移行について，首脳間で率直な意見交換が行われた。 Ｇ20 ロスカボス・サミット(６月)においても，我が国は積極的な発信を行い，国際的な政策協調に貢献した。世界経済に関して，我が国から，我が国は，欧州債務危機への対処として，IMF 資金基盤強化への 600 億ドルの融資枠の貢献をしていることを説明し，各国にも具体的な貢献を呼びかけた。その結果，新興国を含む多くの国から具体的な貢献額の表明があった。また貿易については，我が国から，Ｇ20 が保護主義的措置に断固反対するとの強い決意を示すべきと主張し，平成25(2013)年までとなっていたスタンドスティルのコミットメントは平成 26(2014)年までに延長された。その他，食料安全保障，開発，金融規制等につき首脳間で率直な意見交換が行われた。	Ｇ８及びＧ20 サミットの成功裏の実施に貢献し，その中で積極的な発信を行い，成果文書に我が国の考え方を反映させる。特に，23 年度に開催されたＧ８・Ｇ20 サミットのフォローアップを確実に行うとともに，24 年度に開催されるＧ８キャンプ・デービッド・サミット及びＧ20 ロスカボス・サミットの成功に向け，積極的に貢献していく。
	25年度	Ｇ８ロック・アーン・サミット(６月)においては，我が国より，今回のサミットの主要なテーマである３Ｔ(貿易，税，透明性)について積極的な発信を行った。世界経済に関し，我が国から，アベノミクスを中心とした日本の経済政策を説明し，TPP，日 EU・EPA 等貿易交渉の推進等を含む成長戦略の実施を通じて成長力を高める，不断の改革を続けるとの決意を表明した。また，地域・政治情勢については首脳同士の率直なやりとりが行われ，安倍総理大臣より，シリアにおける政治対話実現の動きへの支持とともに，我が国の貢献としての人道支援等を表明した。その他，テロとの闘いや税・マネーロンダリング等についても有意義な意見交換が行われた。 Ｇ20 サンクトペテルブルク・サミット(11 月)においても，我が国は積極的な発信を行い，成長と雇用に焦点を置いた首脳間の活発な議論に貢献した。安倍総理大臣からは，経済成長と財政健全化の両立の重要性，アベノミクスによる日本経済の再生を通じた世界経済の成長への貢献，具体的な中期財政計画の着実な実施を通じたＧ20 の財政健全化目標の達成などを主張した。麻生副総理大臣は，我が国開催の TICADⅤの成果に言及しつつ，経済成長の強力な原動力として貿易が重要であり，WTO を中心とする多角的貿易体制の下での貿易自由化と高いレベルの経済連携の推進が不可欠である旨主張した。シリア情勢について	Ｇ８ロック・アーン・サミット及びＧ20 サンクトペテルブルク・サミットの成功裏の実施に貢献し，成果文書に我が国の考え方を反映させる。

	も，首脳夕食会において率直な意見交換が行われた。 両サミットにおいて，成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。	
26年度	１　Ｇ７ブリュッセル・サミット(６月)においては，今回サミットにおいて焦点の当たった外交政策に関し，我が国より，ウクライナの安定確保及びロシアとの関係を中長期的に検討する必要性を指摘し，グローバルな情勢に影響を有するウクライナ問題の議論に日本として積極的に参加していくことを表明した。また，安倍総理大臣は航行・飛行の自由を含む東アジア情勢に関する議論をリードし，Ｇ７首脳は全ての当事者に対し，領土又は海洋に係る権利の主張を国際法に基づいて明確にし，追求することを求めることで一致した。世界経済に関しては，安倍総理大臣から冒頭でアベノミクス第３の矢の取組及び成果を紹介し，各国より日本の経済政策について強い期待が表明された。開発については，安倍総理大臣から，ポスト 2015 年開発アジェンダとの関連で３月の日本における第３回国連防災世界会議への協力の期待を表明し，女性のエンパワーメントの実現に向けた支援の実施を説明した。その他，エネルギー，気候変動等についても有意義な意見交換が行われた。 ２　G20 ブリスベン・サミット(11 月)においても，我が国は積極的な発信を行い，成長と雇用に焦点を置いた首脳間の活発な議論に貢献した。安倍総理大臣からは，安倍政権の改革の取組，インフラ整備支援に関する日本のアプローチ，女性の経済への参画のための取組，緑の気候基金(GCF)への拠出を始めとする日本の COP21 に向けた取組，ポスト 2015 年開発アジェンダにおいて日本がユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)，ジェンダー，防災を重視していること等を説明した。また，経済成長のためにWTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化と高いレベルの経済連携の推進が不可欠である旨主張した。サミットでは首脳宣言と併せ，G20全体のGDPの水準を 2018 年までに２％以上引き上げるための行動計画，国別の成長戦略，エボラ出血熱に関する首脳声明等を発表した。 両サミットにおいて，成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。	Ｇ７サミットにおいては，我が国が議長国となる平成 28 年に向けて，参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し，我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。 G20サミットにおいては，成長戦略の策定等により，我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し，新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また，成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。
27年度	１　Ｇ７外相会合（４月）がドイツ・リューベックにおいて開催された。 岸田外務大臣は，東アジア情勢について議論をリードし，特に北朝鮮については，核・ミサイル開発の継続は国際社会全体の重大な脅威である旨説明し，また拉致問題は基本的人権の侵害という国際社会の普遍的な問題であると説明した。 シリア，イラク，ISILに関する議論では，Ｇ７は，ISILによって行われている無差別の攻撃，残虐行為，殺害及び人権侵害を強く非難することで一致した。岸田外務大臣からは，各国が強みを活かした貢献で連携しつつ，多面的・長期的な取組を行っていくべきであることを強調した。 ウクライナ・ロシア情勢については，岸田外務大臣からミンスク合意の着実な履行が重要であることを指摘し，Ｇ７次期議長国としてウクライナ問題の解決についても積極的に取り組んでいく旨述べた。	１　Ｇ７サミット(含：Ｇ７外相会合)においては，我が国が議長国となる平成28年に向けて，参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し，我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。 ２　G20サミットにおいては，成長戦略の策定等により，我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し，新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また，成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。

テロ対策については，Ｇ７は最近のテロ事件を強く非難し，暴力的過激主義等と連帯して闘い，穏健な考えや寛容が大事であることで一致した。岸田外務大臣からは，日本は①国際・国内テロ対策の強化，②中東の安定と繁栄に向けた取組の強化，③過激主義を生み出さない社会の構築支援を３本柱に据えて，包括的な取組を進めている旨説明した。

軍縮・核不拡散については，岸田外務大臣から，被爆70 年の本年，2015 年 NPT 運用検討会議において，「核兵器のない世界」に向けた道筋を示すことを重視し，実質的進展を得るための協力を呼びかけた。そして，Ｇ７として，核兵器のない世界へのコミットについて連携を確認した。

海洋安全保障については，岸田外務大臣から，海洋安全保障の文脈で法の支配や紛争の平和的解決といった原則が尊重されるべきであることを指摘した。その上で，Ｇ７は，航行・上空飛行の自由へのコミット，一方的な現状変更の試みへの懸念，国際法に従って紛争を平和的に解決すべきこと等につき一致した。

２　Ｇ７エルマウ・サミット（６月）においては，平成 27（2015）年が戦後 70 年，第１回会議であるランブイエ・サミットから 40 年に当たる年であることも踏まえ，Ｇ７として，自由，主権及び領土の一体性を堅持することで一致した。安倍総理大臣から，Ｇ７は自由，民主主義，人権，法の支配といった基本的価値に立脚し，国際社会の秩序を支えてきた旨指摘した上で，グローバルな視点から対応できるのはＧ７であり，Ｇ７の責任は大きく，Ｇ７の連携が益々重要になっている旨発言した。また，安倍総理大臣からは，アベノミクスの成果が着実に現れていることに言及し，日本の今後の経済・財政面での取組について説明した。さらに，５月に安倍総理大臣から発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に言及しつつ，グローバルに「質の高いインフラ投資」を推進していくための日本の貢献を紹介した。

東アジア情勢については，安倍総理大臣から大規模な埋立てを含め東シナ海・南シナ海において緊張を高める動きがあることについて，海洋における一方的な現状変更の試みを放置してはならない旨指摘した。 また，安倍総理大臣から，北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は地域及び国際社会の重大な脅威であること，また拉致は基本的人権の侵害という普遍的な問題であるとして，各国の協力を求めた。

３　G20 アンタルヤ・サミット（11 月）においては，強固で持続可能かつ均衡ある経済成長の実現に向けた具体的な取組につき首脳間で率直な意見交換を行った。各国の個別のマクロ経済政策や成長戦略の現状と今後の計画を記載した「アンタルヤ行動計画」を発表した。気候変動については，COP21 での「全ての国が参加する」新たな枠組みの採択を後押しすることで一致した。安倍総理大臣から，G20 各国には包括的な成長戦略の実施や構造改革の取組強化が求められていることに言及しつつ，女性の活躍推進を含むアベノミクスの進捗，特に新たに発表した「第２ステージ」の取組を紹介し，世界経済の成長へ貢献していく決意を述べた。さらに，大筋合

		意に至ったTPPは成長戦略の核であり，生産性向上や産業活性化などを通じて，日本の成長につながることを期待する旨述べた。さらに，安倍総理大臣から，「質の高いインフラパートナーシップ」の進捗状況を簡単に紹介し，日本として，引き続き質の高いインフラ投資を推進していく旨説明した。 ４　Ｇ７外相会合及び両サミットにおいて，成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。 ５　平成 28 年になって独からＧ７サミット議長国を引きついだ後は，平成 28 年のＧ７伊勢志摩サミットに向けて国際的な課題について首脳補佐同士で率直な意見交換を行い，我が国の考えをＧ７各国にインプットし，Ｇ７各国の考えを聴取しつつ，Ｇ７議長国として準備を行った。	
中期目標	―	Ｇ７及びG20 サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施，及び我が国の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成に向け，最大限貢献する	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　EU との対話を通じた関係強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	第 20 回日 EU 定期首脳協議で，日 EU 双方の全ての共有された関心事項を取り扱う，深くかつ包括的な EPA の交渉のためのスコーピング作業を開始することで合意した。これを受け，７月以降，事務レベルの協議，電話会議を頻繁に実施してきた。この結果，交渉の範囲と野心のレベルを定めるスコーピング作業は，双方の関心事項に関する理解を深める等進捗した。この結果，年度中に，計６回の協議及び交渉を行った。	第 20 回日 EU 定期首脳協議において「EPA 交渉のためのプロセス開始」に合意する。
	24年度	日 EU・EPA のスコーピング作業の完了を受けて，欧州委員会は，日 EU・EPA の交渉権限を理事会(EU 加盟国)に求めることを正式決定した。11 月，EU 外務理事会で日 EU・EPA の交渉権限が採択され，３月 25 日の日 EU 首脳電話会談で日 EU・EPA の交渉開始が決定した。 欧州債務危機については，EFSF/ESM 債の継続的購入や IMF 資金基盤強化への貢献表明など，日本の支援を EU 加盟国に対して機会をとらえて発信した。	日 EU・EPA のためのスコーピングを完了させ，交渉を開始する。
	25年度	本年度は４月の日 EU・EPA 交渉開始後，計５回の交渉会合(４月，６月，10 月，１月及び３月)等を実施し，精力的に交渉を行った。11 月に開催された日 EU 定期首脳協議においては，包括的かつ高いレベルの日 EU・EPA を目指すことで一致し，早期締結に向けた双方の強いコミットメントを改めて確認するとともに，同定期首脳協議の際に発出された日 EU 共同プレス声明において，日 EU 両首脳は，野心的な経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の交渉の継続的な進展の重要性を強調し，協定の早期締結に向けた決意を改めて表明した。	日 EU 双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携を実現するため，早期交渉妥結を目指し，日 EU・EPA 交渉を推進する。
	26年度	本年度は，日 EU・EPA 交渉につき計４回(７月，10 月，12 月，２月)の交渉会合等を実施した。11 月の G20 ブリスベン･サミットの際に行われた日 EU 首脳会談において 2015 年中の大筋合意を目指し交渉を加速させることで一致するとともに，１月の岸田外務大臣とマルムストローム貿易担当欧州委員との会談において，平成 27 年中の大筋合意という目標は野心的ではあるが実現可能な目標であるとして，包括的かつ高いレベルの EPA の実現に向けて，交渉を更に加速させていくことを確認した。	日 EU 双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する高いレベルの経済連携の実現のため，EPA の平成 27 年(2015)年中の大筋合意を目指し，日 EU・EPA 交渉を積極的に推進する。

	27年度	27年度は，日EU・EPA交渉につき，計６回（４月，７月，９月，10月，11月，２月）の交渉会合を実施し，特に規律の分野で進展があった。５月の日EU定期首脳協議において，スピードと質の両方を重視しつつ，交渉を更に加速化させていくことで一致し，11月のG20アンタルヤ・サミットの際に行われた日EU首脳会談においては，2016年のできる限り早い時期の大筋合意を目指すことで一致した。	日EU双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため，平成27(2015)年中の大筋合意を目指し，日EU・EPA交渉を積極的に推進する。
中期目標	―	日EU双方の経済成長，ひいては，世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結を実現する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
３　OECDにおける我が国の貢献			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　23年度のOECD閣僚理事会はOECD設立50周年を記念する会合となり，菅総理大臣が我が国総理大臣として初めて閣僚理事会に出席し，OECD設立50周年記念行事においてスピーチを行った。また，OECDの今後の活動方針について述べた「構想声明」(ビジョン・ステートメント)や，議長国である米国がとりまとめた「議長総括」に，我が国の考えを反映させた。 ２　上記閣僚理事会に先立ち，グリアOECD事務総長が訪日した際には，同事務総長から東日本大震災へのお見舞いとともに，震災からの復興への期待や原子力安全への協力について述べた他，「対日経済審査報告書」の発表を行い，日本が抱える政策上の諸課題に対して提言を行うなど，OECD側からも我が国の政策運営に有益な示唆を与えた。 ３　また，非加盟国との関係については，OECDは，加盟候補国ロシア及びキー・パートナー諸国(中国，インド，インドネシア，ブラジル及び南アフリカ)との関係強化に加え，Ｇ20への貢献(雇用労働政策への取組，贈賄防止へ向けた取組，保護主義の抑止，グローバル・ガバナンスの改革等)を行っており，我が国も，MENA(中東・北アフリカ)-OECDイニシアティブやNEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECDアフリカ投資プログラム等に積極的に参加し，投資環境整備に貢献した。 ４　なお，OECDの諸委員会のうち，我が国からは，吉川元偉OECD代表部大使が執行委員会議長を，浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を，根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めた。	OECD設立50周年記念の閣僚理事会の成功裏の実施への貢献及びその他の活動に積極的に参加する。
	24年度	１　OECD設立50周年の成果の一つとして取りまとめられたOECD50周年構想声明(ヴィジョン・ステートメント)のフォローアップとして，成長・雇用の戦略の追求，新たな包括的な開発アプローチの開始，グローバルな政策ネットワークに向けて非加盟国との関係強化に取り組んだ。 ２　具体的には５月のOECD閣僚理事会に古川経済財政担当大臣，山根外務副大臣，牧野経済産業副大臣が出席し，経済金融危機後に顕著化している様々な課題に対処するためのツールとして「経済的課題に対する新たなアプローチ」(NAEC)，OECD開発戦略，OECD非加盟国との関係に関する議論に参加するとともに，我が国の成長・雇用に対する取組について述べた。 ３　上記閣僚理事会に先立ち，４月にグリアOECD事務総	23年度のOECD設立50周年の成果のフォローアップとともに，非加盟国との関係強化を含めOECDにおける諸活動へ引き続き積極的に参加する。

	長が訪日し，震災からほぼ１年たった我が国の復興状況を踏まえ，我が国の政策課題に対する提言を冊子にまとめて提示を行った他，総理大臣，関係閣僚，経済界・労働界等との意見交換を行った。 ４　OECD 非加盟国との関係について，我が国は，MENA(中東・北アフリカ)-OECD イニシアティブや NEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECD アフリカ投資プログラム等に積極的に参加した他，贈賄防止やグリーン成長等の分野において，アジア地域のアウトリーチ活動に参加した。 ５　なお，OECD の諸委員会のうち，我が国からは，吉川元偉 OECD 代表部大使が執行委員会議長を，浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を，根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を，井上正幸文部科学省参与が教育研究革新センター(CERI)議長を，早水輝好環境省環境保健部企画課長が化学品委員会議長を務めた。	
25年度	１　４月のグリア OECD 事務総長の訪日時に，安倍総理大臣及び岸田外務大臣より，我が国の OECD 加盟 50 周年に当たる平成 26 年の閣僚理事会の議長国への立候補を表明し，５月 16 日の OECD 理事会において，我が国の議長国就任が満場一致で決定した。 ２　これを踏まえ，経済危機の影響が依然として根強く残る国際社会の持続的でバランスのとれた包摂的成長と，我が国が一貫して支持している東南アジアと OECD との関係強化につき，OECD の各委員会や個別の事業等を活用し，平成 26 年の閣僚理事会に向けて加盟国間の議論をリードした。 ３　５月の閣僚理事会には，我が国から林農林水産大臣，西村内閣府副大臣，鈴木外務副大臣他が参加し，西村副大臣よりアベノミクスにつき説明したほか，鈴木副大臣からは，我が国が主導する形で立ち上げにつき合意された東南アジア地域プログラムへの期待や，グローバル・バリュー・チェーン(GVC)への全ての国の参画の重要性などにつき述べた。 ４　また，議長国を務める平成 26 年閣僚理事会に向けて有識者から助言を得ることを目的に，岩田一政・日本経済研究センター理事長を座長に有識者会合を立ち上げ，４回の会合を経て，１月には我が国が平成 26 年の閣僚理事会の主要テーマと掲げるしなやかで強じん(レジリエント)な経済社会，及び OECD と東南アジアとの関係強化を中心とする提言書が岸田外務大臣に手交された。 ５　特に，東南アジアとの関係強化については，12 月の日・ASEAN 特別首脳会議の成果文書に我が国が成長著しい東南アジアと OECD の関係の橋渡し役を務める旨明記され，また，３月の東南アジア地域フォーラム(於：バリ)では三ツ矢外務副大臣より，OECD と東南アジアとの関係強化には３つのＬ(Linking, Listening, Learning)が重要であり，我が国としては引き続き東南アジアとの関係強化を主導する旨表明した。参加者からは，日本のイニシアティブを評価するとの声が聞かれた。 ６　OECD 非加盟国との関係については，引き続き関心が高い投資等の分野を中心に MENA(中東・北アフリカ)地域やアフリカの発展に資する事業や，東南アジア地域へのアウトリーチ活動を推進した。	OECD における諸活動へ積極的に参加することを通じて，経済・社会政策，アジア諸国を始めとする非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させ，OECD の取組をリードする。また，平成 26 年の我が国の OECD 加盟 50 周年の契機に，閣僚理事会の議長国を務めることを視野に，我が国政策のために OECD を最大限活用する。

	７　人的貢献については，吉川元偉 OECD 代大使が引き続き OECD 執行委員会議長を務めたほか，浅川雅嗣財務省総括審議官が租税委員会議長を，根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めた。また，対外関係委員会，貿易委員会，投資委員会等でビューロー・メンバーを務め，加盟国間の議論を主導した。 ８　また，我が国の OECD 加盟 50 周年及び閣僚理事会議長国の機会を活用し，我が国の考えや政策を国内外に広く広報するために，加盟 50 周年記念ロゴや政策広報パンフレット（和，英，仏）を発行したほか，平成 26 年を通して加盟 50 周年記念事業として記念シンポジウムや記念切手の発行などおよそ 30 件の事業を実施することとなった。（平成 25 年度には６件の事業を実施した。）	
26年度	１　36 年ぶりの OECD 閣僚理事会議長国を務め，安倍総理大臣が基調演説を行い，岸田外務大臣，甘利経済財政担当大臣，茂木経済産業大臣，林農林水産大臣他が出席した。 ２　「しなやかで強じん（レジリエント）な経済と包摂的社会」をテーマに設定し，議論を主導した。リーマンショック，欧州債務危機を経験した OECD 加盟国にとって，閣僚声明等の成果物を通じて，経済の「レジリエンス（しなやかな強じんさ）」の重要性を確認し，その後のＧ20 等国際フォーラムの議論に結びつけるとともに，大震災復興とデフレ脱却を含め，日本経済の再生を国際社会にアピールした。 ３　また，東南アジア閣僚５名（カン・ゾー・ミャンマー国家計画経済開発相，トンルン・ラオス副首相兼外相，スン・チャントール・カンボジア商業相，ドミンゴ・フィリピン貿易産業相，ハティブ・バスリ・インドネシア財務相）の出席の下，「東南アジア地域プログラム」を立ち上げ，OECD の国際貢献の強化を図るとともに，OECD と東南アジアの架け橋としての日本の役割を印象づけた。 ４　３月には東南アジア地域プログラムの第１回運営グループ会合を開催し，兒玉 OECD 代大使（OECD 加盟国代表）が，インドネシア（ASEAN 側代表）との共同議長に就任し，地域政策ネットワークの活動を牽引した。	平成 26 年の我が国の OECD 加盟 50 周年及び閣僚理事会議長国の立場を活用し，しなやかで強じん（レジリエント）な経済社会と東南アジアとの関係強化を積極的に推進する。 特に，我が国が推進するアジェンダについて議論し，閣僚理事会成果物を通じて強いメッセージを発出するとともに，政府ハイレベルの出席など議長国としてのプレゼンスを然るべく示す。加えて，閣僚理事会の成果をＧ７及びＧ20 につなげ，フォーラム横断的に経済外交を推進する。 また，東南アジア諸国の OECD への関心を高め，５月の閣僚理事会に東南アジア諸国からハイレベルの出席を得るとともに，今般立ち上がる東南アジア地域プログラムの（運営グループ会合）や地域政策ネットワークの活動に積極的に関与する。
27年度	１　４月，グリア OECD 事務総長が来日し，安倍総理大臣の他，関係府省庁の閣僚等と有意義な政策対話を行った。 また，「OECD 対日経済審査報告書」を公表し，アベノミクスへの評価と支持及び「第三の矢」である成長戦略の推進を提言した。 ２　同来日中，日 OECD 協力の具体的な取り組みの一環として，「コーポレートガバナンスと日本の成長戦略に関するシンポジウム」，OECD・日本経済団体連合会共催の「貿易投資セミナー」などが開催され，こうした個別分野における OECD の具体的な取り組みの日本の産学官にとっての有用性が広く認識・周知された。 ３　６月の OECD 閣僚理事会は，「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」をテーマとし，議長国オランダのもと開催された。日本は，COP21 や「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」策定に関する国連サミットも念頭に，気候変動に係る日本の貢献策を改めてアピール	平成 26（2014）年の我が国 OECD 閣僚理事会議長国の成果である東南アジア地域プログラムに関し，同プログラムの共同議長国として，現在の機運を活かし，東南アジアと OECD との関係強化に向けて日本が架け橋としての役割を果たすとともに，同プログラムを通じ，日本の対東南アジア外交の進展を継続する。

		しつつ，開発にあたっての「質の高いインフラ投資」の重要性を指摘した。 ４　平成26年の我が国OECD閣僚理事会議長国の成果である「東南アジア地域プログラム」の推進に関しては，OECD閣僚理事会でも多くの国から支持が表明され，その機運をさらに高めていくことが合意された。これを踏まえ，12月，東南アジア地域プログラムの第１回運営グループ中間会合が兒玉 OECD 代表部大使とパンジャイタン駐仏インドネシア大使の共同議長のもとパリで開催され，東南アジア地域統合における OECD の役割につき期待が表明されるなど，より具体的な協力の進展に向け，成果があった。	
中期目標	―	OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し，経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ，国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。	
26･27年度目標の達成状況		◎	
４　APECにおける諸活動への貢献			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成23年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議においては，米国APECの優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」，②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して我が国として積極的に議論に貢献し，首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意した。 同宣言においては，上記優先課題に関し，以下を含め，各エコノミーが実施することに合意した内容等について確認された。 １　イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的，無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」 ２　環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を平成 27 年末までに５％以下までに削減することを含め，環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置	平成 23 年 APEC 議長である米国が「横浜ビジョン」（注：平成 22 年に我が国議長の下で取りまとめた将来にわたり APEC としてとして取り組むべき施策）を踏まえて掲げた優先事項を達成するため，積極的に協力する。
	24年度	平成24年にウラジオストクで開催されたAPEC首脳会議においては，以下の点につき合意した。 １　前年の首脳合意に従って，環境物品リスト（54 品目）に合意した。 ２　増大傾向にある保護主義的措置に対する強い懸念を首脳間で共有し，（１）平成 27 年までのスタンドスティル（新たな保護主義措置の不導入）の延長，（２）ロールバック（既存の保護主義措置の是正），（３）WTO 整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制，の３点を改めて確認した。 ３　食料安全保障の文脈において，日本の主張により，食料の輸出規制を始めとする新たな貿易・投資への障壁を設けないことを再確認した。 ４　ロシア提案を受けて，イノベーションの促進に向けた産官学による政策協議及びイノベーションの担い手のネットワーク促進の枠組みとして，科学技術イノベーション政策パートナーシップ（PPSTI）の設立に合意した。	平成22年APEC議長としての経験を踏まえたロシア（平成24年APEC議長）への積極的な協力を通じて，域内での経済協力の推進に貢献する。
	25年度	平成 25 年にパリで開催された APEC 首脳会議においては，①「多角的貿易体制」，②「連結性の促進」及び③「衡平性を伴う持続可能な成長」に関して我が国として積極的に議論に貢献し，以下の点につき合意した。 １　「多角的貿易体制」	平成 22（2010）年の「横浜ビジョン」以降，米国年，ロシア年へと継続された貿易の自由化・円滑化の流れを一貫し，平成25年のAPEC議長を務めるインドネシアへの積極的な協力を通じ，域内での取

	第９回WTO閣僚会議(MC９)の成功に向けたコミットメントを再認識し，新たな保護主義措置の不導入の平成28(2016)年末までの延長を含む保護主義の抑止に取り組むとした独立文書を採択した。 ２　「連結性の促進」 アジア太平洋地域の連結性を強化し，地域統合へ向けた動きを促進すべきとの認識が共有され，「インフラ開発・投資に関する複数年計画」の策定，越境教育の推進，渡航円滑化の取組などに合意した。特に「インフラ開発投資に関する複数年計画」の策定にあたっては，日本の提案により，中長期的な費用対効果(ライフ・サイクル・コスト)，環境への影響，安全性等を踏まえることの重要性を確認した。 ３　「衡平性を伴う持続可能な成長」 女性の経済参画の拡大，中小企業の国際競争力への向上に向けた更なる対策，食料安全保障への取組，クリーン・再生可能なエネルギーの開発の取組の活性化などに合意した。	組の推進，特に優先分野であるボゴール目標の達成，衡平性を伴う持続可能な成長，連結性の推進に貢献する。
26年度	平成 26 年に北京で開催された APEC 首脳会議においては，①「地域経済統合の進展」，②「創造的な発展，経済改革及び成長の促進」，及び③「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」に関して我が国として積極的に議論に貢献し，以下の点につき合意した。 １　「地域経済統合の進展」 2010 年横浜 APEC 首脳会議以降進められているアジア太平洋経済協力圏(FTAAP)の実現に向けたAPECの貢献の更なる一歩として，「FTAAP の実現に向けた APEC の貢献のための北京ロードマップ」を策定するとともに，「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始に合意した。同研究については，2016 年末までに結果を報告することを首脳から実務者に指示した。また。WTO ドーハ・ラウンド交渉をめぐる行き詰まりの原因となっているバリ合意実施の問題の深刻さを首脳レベルで共有するとともに，情報技術協定(ITA)拡大交渉の早期再開妥結を求めた。 ２　「革新的な発展，経済改革及び成長の促進」 経済改革，イノベーション，エネルギー，女性の活躍推進，腐敗対策，エボラ出血熱などへの取組へのコミットを確認した。安倍総理大臣からは，アベノミクスの大胆な規制改革による日本経済再生を通じて，地域経済の更なる成長に貢献する考えを述べた。また，地域の潜在力を最大限に発揮するため，女性の活躍を更に推進していく重要性を訴えた。 ３　「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」 「2015 年-2025 年 APEC 連結性ブループリント」に合意し，2025 年までの連結性強化の具体的行動を定めた。安倍総理大臣からは，インフラ開発について，民間資金の効率的な動員に加え，「インフラの質」，「質の高いスタンダード」，「雇用や能力構築」の重要性を指摘した。	「横浜ビジョン」に基づき，地域経済統合，成長戦略，人間の安全保障等の取組を推進する。平成 26 年の APEC 議長国である中国に協力し，優先課題である「地域経済統合の進展」，「創造的な発展，経済改革及び成長の促進」及び「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」の下での議論や取組に積極的に貢献する。
27年度	11 月にマニラで開催された APEC 首脳会議においては，「包摂的な経済，の構築，よりよい世界を目指して」という全体テーマの下，①「経済統合を通じた包摂的な成長」，②「持続可能で強靭なコミュニティを通じた包摂的な成長」の２つのセッションが設けられ，それぞれのセッションにおいて，安倍総理大臣から概要以下のとおり発言し，	「横浜ビジョン」に基づき，地域経済統合，成長戦略，経済技術協力等の取組を推進する。平成 27 年の APEC 議長国であるフィリピンに協力し，優先課題である「地域経済統合アジェンダの進展」，「中小企業の地域・世界市場への参画促進」

		これらを含む内容を首脳間で合意した。 １　「経済統合を通じた包摂的な成長」（優先課題：「地域経済統合アジェンダの進展」，「中小企業の地域・世界市場への参画促進」関係） （１）安倍総理大臣の発言（要旨） 質の高い成長と繁栄にとって「経済面での法の支配の強化」が重要であることを強調しつつ，保護主義抑止の強い決意を示すべき，TPP により作られる新たな経済秩序はアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）においてルールづくりのたたき台となる等を発言。 （２）主な合意事項 第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）の成功に向けた政治的メッセージ（独立文書）を発出したほか，首脳宣言において，①TPP の大筋合意に触れつつ，FTAAP は包括的で質の高い自由貿易協定として追求されるべきこと，②質の高いインフラ投資の重要性等について再確認した。また，「質の高い成長を強化するための APEC 戦略」，「APEC サービス協力枠組」，零細・中小企業のグローバル化のためのボラカイ行動アジェンダを採択した。 ２　「持続可能で強靭なコミュニティを通じた包摂的な成長」（優先課題：「人材開発への投資」及び「持続可能かつ強靭な地域社会の構築」関係） （１）安倍総理大臣の発言（要旨） アベノミクス第２ステージにおける「一億総活躍社会」の実現，女性の活躍推進等経済成長や質の高い成長を図るうえで重視する取組や，防災対策，質の高い電力インフラ，テロ対策などに積極的に貢献する旨発言。 （２）主な合意事項 女性の経済への完全な参画を推進することへのコミット，テロリストの資金調達，乗客のリスク分析等のテロ対策を歓迎した。また，APEC 初の包括的な防災枠組みである「APEC 防災リスク削減枠組」を採択。	「人材開発への投資」及び「持続可能かつ強靭な地域社会の構築」の下での議論や取組に積極的に貢献する。
中期目標	―	域内での経済協力関係を維持・発展させる。	

26･27 年度目標の達成状況	○

５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会（最高意思決定機関）へ参加回数（年１回開催される閣僚理事会を含む）	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	
	14 回	15 回	15 回	13 回	16 回	―	○
年度目標値			13 回	13 回	13 回		

６　（参考指標）APEC における域内貿易依存度 （出典）IMF, Direction of Trade Statistics	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	67.4%	65.9%	67%	66.8%	66.9%

７　（参考指標）日 EU 間の貿易投資額（単	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度

	位：百万円）（注：26 年度までは貿易総額） （出典）財務省貿易統計ホームページ	14,030,261	13,142,446	14,649,113	15,754,111	16,610,082

評価結果（個別分野４）	施策の分析	１　Ｇ７/Ｇ８・G20 サミットにおける我が国の貢献 　我が国が主導するアベノミクスを含む世界経済回復に向けた議論が各国から広く歓迎されるなど，我が国の主張は，Ｇ７・G20 サミットのいずれにおいても，首脳間の議論，成果文書等に有効に反映することができた。 　平成 28 年になって独からＧ７議長国を引き継いだ後は，質の高いインフラ投資，保健，女性等，Ｇ７伊勢志摩サミットに向けて我が国の主張を議題設定に反映させることができた。 ２　EU との対話を通じた関係強化 　日 EU・EPA 交渉については，当初の目標であった平成 27（2015）年中の大筋合意については，しかるべき環境が整わなかったため，１１月の日ＥＵ首脳会談で平成２８（２０１６）年のできる限り早い時期の大筋合意を目指すこととしたが，平成 27(2015)年度は１年間で過去最多の６回にも及ぶ会合を実施し，特に規律の分野で進捗があったことは，大筋合意の実現に向け大きな進展であった。こうした成果は日 EU の相互理解を深め，日 EU 関係の更なる強化につながったと考えられることから，目標達成と判定した。 ３　OECD における我が国の貢献 （１）平成 26 年，加盟 50 周年を機に 36 年ぶりの OECD 閣僚理事会議長国を務め，「しなやかで強じん(レジリエント)な経済と包摂的社会」をテーマに設定し，安倍総理大臣が基調講演を行い，議論を主導した。また，東南アジア閣僚５名の参加の下，「東南アジア地域プログラム」を立ち上げた。その後，平成 27 年３月には東南アジア地域プログラムの第１回運営グループ会合を開催し，我が国 OECD 代表部大使が共同議長に就任するなど，同プログラムを主導。これらは，「しなやかで強じん（レジリエント）な経済社会及び東南アジアとの関係強化を推進する」との目標を達成する上で効果があった。 　また，平成 27 年 12 月，東南アジア地域プログラムの第１回運営グループ中間会合を兒玉 OECD 代表部大使及びパンジャイタン駐仏インドネシア大使の共同議長のもと実施。東南アジア各国に対する，具体的な協力の進展に向けたプロセスを大きく前進させた。「東南アジアと OECD との関係強化に向けて日本が架け橋としての役割を果たし，日本の対東南アジア外交の進展を継続させる」との目標を達成する上で効果があった。(OECD における，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段③)) （２）上述のとおり，OECD 閣僚理事会の議長国を務め，議論を主導したこと，及び東南アジア地域プログラムの共同議長を務め，東南アジアとの関係強化を推進したことの成果は極めて高く，目標の達成状況は目標を大幅に上回って達成したと判定した。 ４　APEC における諸活動への貢献 　フィリピン APEC 首脳宣言において，FTAAP について，TPP の大筋合意に言及しつつ，包括的で質の高い自由貿易協定として追求されるべきことが再確認されたことは，アジア太平洋地域における経済統合を進めるという APEC の基本理念を達成する上で効果があった。かかる文言などを我が国が主導して盛り込むことができたことにより，TPP をはじめとした地域経済統合に積極的にコミットしているという姿勢を示すことができた。また，我が国の提案により，成長戦略に係る平成 27（2015）年以降の枠組みについて，成長の「質」を中心に据えることに合意（戦略名にもこの考え方が採用された。）したことは，APEC におけるプレゼンスを示す上で大きな効果があった。(APEC を通じた経済関係の発展(達成手段④)) ５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催される OECD 理事会(最高意思決定機関)へ参加回数 　OECD 理事会への着実な参加を通じて，平成 27 年の OECD 閣僚理事会の閣僚声明では，我が国が重視している東南アジア地域プログラムに関し，「モメンタムを更に築いていくことを奨励する」旨言及がなされるなど，成果文書に我が国の考え方を反映するという観点から，大きな効果があ

		った。(OECDにおける，日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段③))
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) (１)持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには，国際社会の一致した協力が求められる。そのような中，価値観を共有する主要先進国の集まりであるＧ７サミット及び外相会合を議長国として我が国において開催するとともに，新興国が多く参加し，「国際経済協力の第一のフォーラム」とも呼ばれるＧ20 サミットに積極的に参加し，国際的な議論を主導することは，我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で，必要不可欠である。ついては，両サミットを通じた国際社会の直面する様々な重要課題の政策協調に積極的に参加し貢献すると同時に地球規模課題の解決に向けた取組を強化し，我が国にとって好ましい国際経済秩序を作るとの施策目標を引き続き維持する。 (２)日 EU・EPA は関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて貿易投資を活発化し，雇用創出，企業の競争力強化等を含む経済成長及び日本企業の欧州市場進出を促進させることに寄与するものであり，早期締結に向けて，交渉を推進する必要がある。また，グローバル経済において新興国が台頭する中，先進市場経済圏である日 EU の間で包括的かつ高いレベルの経済連携を進めることにより，世界経済の安定的成長に貢献しつつ，グローバルな貿易・投資のルール作りに寄与する必要性は大きい。 (３)客観的なデータ収集と分析を行い，「世界最大のシンクタンク」，国際経済の「ルール形成の場」とも称される OECD は，加盟先進国間の議論を通じて国際ルールを形成する機能を有しており，我が国としては，OECD の活動への貢献と積極的な活用を通じて，我が国外交上の利益を確保していく必要性がある。特に，世界経済の成長センターである東南アジアが今後陥る可能性が指摘されている「中所得国の罠」等につき，OECD には知見が蓄積されており，アジアからの数少ない加盟国である我が国が OECD と東南アジアとの橋渡し役を担い，東南アジアの強固な経済成長を後押ししていくことは，我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有益である。 (４)APEC は，アジア太平洋地域の 21 のエコノミーが参加し，経済規模で世界全体の GDP の約６割，世界全体の貿易量の約５割，世界人口の約４割を占める重要な経済協力の枠組みである。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約７割，APEC の域内貿易依存度が約７割と，相互依存関係は極めて強い。新興国を中心に世界経済が不透明感を増す中，「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには，今後，成長の「質」を高めていくことが重要である。このため，APEC 地域の各エコノミーとの経済協力の深化，APEC における貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて，国際ルールの普及や価値観の共有を促進し，その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要がある。このような背景の下，今後とも APEC の枠組みを活用し，経済分野だけではなく，女性，食料安全保障，保健，防災，テロ対策などの幅広い分野の協力に関し，年に数回開催される高級実務者会合での議論の積み重ねを通じ，年１回開催される APEC 閣僚会議･首脳会議での成功に向け，APEC での活動を主導していく必要がある。 【測定指標】 １　Ｇ７/Ｇ20 サミットにおける我が国の貢献 　Ｇ７サミットにおいて我が国が議長国となる 28 年度に向けて参加国と緊密な連携を取りつつ信頼関係を構築し，我が国の目指す具体的成果の実現に取り組むとの 27 年度の目標は適切であった。また，Ｇ20 サミットにおいて世界経済の成長への貢献を表明し，成果文書において我が国の考え方を最大限反映するとの目標は適切であった。 　今後Ｇ７サミットにおいては，流動的な国際情勢に留意しながら，我が国の立場を引き続き積極的に確保，反映していくとともに，特に，28 年度は我が国がＧ７議長国として，参加国と緊密な連携をとり，世界経済・貿易，政治・外交問題，気候変動・エネルギー，開発等国際社会の重要課題の解決と協調を図り，信頼関係を構築することに努める。Ｇ20 サミットにおいては，引き続き世界経済の成長への貢献を表明し，成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。 ２　EU との対話を通じた関係強化 　日 EU・EPA 交渉会合の実施は，基本的価値を共有する EU との相互理解を深め，日 EU 関係の更なる強化に資するものであり，日 EU・EPA の平成 27（2015）年中の大筋合意を目指し，日 EU・EPA 交渉を積極的に推進するとの 27 年度目標の設定は適切であった。積極的な交渉を経て，平成 27 年 11 月のＧ20 アンタルヤ・サミットの際の日 EU 首脳会談を踏まえ，引き続き，日 EU・EPA の平

		成28年（2016年）のできる限り早い時期の大筋合意を目指し，交渉を更に加速させていく必要がある。 ３　OECDにおける我が国の貢献 　アジアからの数少ない加盟国である我が国がOECDと東南アジアとの橋渡し役を担い，東南アジアの強固な経済成長と地域統合を後押ししていくことは，望ましい国際経済社会の形成を実現する上で重要である。かかる観点から，中期目標の達成に向けた，「東南アジア地域プログラムを通じた日本の対東南アジア外交の進展の継続」等の27年度目標の設定は適切であった。 　望ましい国際経済社会の形成を実現する上で，国際経済の「スタンダード・セッター」であるOECD の場において，我が国の考え方を加盟国間の議論に反映し，望ましい国際経済社会の形成に寄与するよう，成熟した経済大国として我が国も直面する「生産性」について議論される平成 28年OECD閣僚理事会にて副議長国を務める機会を最大限に利用し，その成果文書において我が国にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。 　また，我が国が強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることも同様に望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ，引き続き，東南アジア地域プログラムを推進していく。 ４　APECにおける諸活動への貢献 　平成27（2015）年のAPECの成果（FTAAPに係る共同の戦略的研究の実施，平成22（2010）年に合意された成長戦略を強化するための枠組み，中小企業，サービス分野に係るイニシアティブに合意等）は，ボゴール目標達成の一里塚として重要というばかりでなく，地域経済統合，成長戦略，経済技術協力等の取組の推進といった年度目標，さらには域内の経済協力関係を維持・発展させるという中期目標の具体策と評価できることから，当該目標設定は適切であった。 　新興国を中心に世界経済が不透明感を増す中，「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには，今後，成長の「質」に着目する必要がある。このため，APECにおいて，引き続き，貿易・投資の自由化・円滑化を通じた地域経済統合等の取組を地域において着実に進めるとともに，APEC の非拘束的で開かれた組織としての性格を活用し，他機関に先駆けて議論のムーブメントを喚起しつつ，必要なメッセージを発信することが重要である。 ５　様々な活動や政策提言，成果文書への我が国の考え方の反映のため，月１回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)へ参加回数 　月１回ペースで開催されるOECD理事会及び年１回開催される閣僚理事会は，我が国の意見を反映させる上で重要な場であるため，27 年度目標の設定は適切であり，今後とも，引き続き出席していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ーOECD東南アジア地域フォーラム(概要)（平成26年３月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000244.html) ーグリア経済協力開発機構(OECD)事務総長の訪日（結果）（平成27年４月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000430.html) ーOECD閣僚理事会（結果概要）（平成27年６月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page1_000110.html) ーフィリピンAPEC首脳会議（平成27年11月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page4_001567.html) ・首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp/) ・外務省ホームページ ー平成25年Ｇ８ロック・アーン・サミット(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page４_000103.html) ー平成25年Ｇ20サンクトペテルブルク・サミット(概要) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page３_000371.html) ・平成26年版外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2014/html/index.html) ・外務省ホームページ ー平成26年中国APEC首脳会議(概要と評価)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ ecm/apec/page22_001660.html)
ー平成25年４月 グリアOECD事務総長の訪日(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/page２_000015.html)
ー平成25年 ５月 我が国のOECD閣僚理事会議長国就任(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press６_000220.html)
ー平成25年 ５月 OECD閣僚理事会(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page24_000011.html)
ー平成25年 ９月 我が国のOECD加盟50周年に関する有識者会合の開催(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press18_000064.html)
ー平成25年 12月 日・ASEAN特別首脳会議(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page３_000594.html)
ー平成26年 １月 我が国のOECD加盟50周年に関する有識者会合提言書の岸田外務大臣への手交(報道発表)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press４_000505.html)
ー平成26年３月 OECD東南アジア地域フォーラム(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000244.html)
ー第23回日EU定期首脳協議（平成27年５月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page18_000416.html)
ーＧ７ブリュッセル・サミット(概要)（平成26年６月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_001095.html)
ーG20ブリスベン・サミット(結果)（平成26年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page3_001018.html)
ーＧ７外相会合（平成27年４月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page3_001181.html)
ーＧ７エルマウ・サミット（概要）（平成27年６月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001243.html)
ーG20アンタルヤ・サミット（概要）（平成27年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001554.html)
ー日EU首脳会談（平成27年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page4_001542.html
ー第190回国会における岸田外務大臣の外交演説（平成28年１月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html
ー第189回国会における岸田外務大臣の外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html)
ー岸田外務大臣とマルムストローム貿易担当欧州委員の会談（平成27年５月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002171.html)
ー欧州連合(EU)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html)
ー日EU経済関係
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/j_eu_keizai.html)
ー平成26年４月　岸田外務大臣とグリア経済協力開発機構(OECD)事務総長との会談(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000834.html)
ー平成26年４月　グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長による安倍総理大臣表敬
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page18_000269.html)
ー平成26年４月　グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長の訪日(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_001018.html)
ー平成26年４月　OECD日本加盟50周年記念シンポジウム「アジアと共にー半世紀後の未来に向けて」(概要)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000250.html)
ー平成26年５月　OECD閣僚理事会(概要と評価)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page24_000276.html)
ー平成27年３月　薗浦外務大臣政務官のインドネシア訪問およびOECD東南アジア地域フォーラムへの出席(結果)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001975.html)
・財務省貿易統計ホームページ

	ー平成27年の貿易総額(年別輸出入総額(1950～)) (http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm)

施策Ⅱ－３　国際法の形成･発展に向けた取組

平成28年度政策評価書

（外務省27－Ⅱ－３）

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため，以下を推進する。 １　国際法規の形成に際し，我が国の主張を反映させ，新たな国際ルール作りに積極的に貢献する。研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。また，国際約束に関する情報を集約し活用する。 ２　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し，強化する。また，刑事分野における協力の促進，原子力安全の向上等，諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し，強化・拡大する。 ３　多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また，日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	108	91	114	105
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	108	91	114	
	執行額(百万円)		94	70	97	

（注）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」，並びに「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり	（判断根拠）全ての主要な測定指標で目標を達成したが，その他の測定指標の一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の26･27年度目標の達成状況（注２）	１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	
		＊１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	○
		＊２　国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況	○
		＊３　国際法の普及活動の推進	○
		２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
		＊１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	○
		＊２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化	△
		３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
		＊１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	◎
		＊２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	◎

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

（注２）「測定指標の26･27年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び26･27年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

| 学識経験を有する者の知見の活用 | （外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見）
１　国際社会における「法の支配」に基づく秩序を重視する立場から，国際法規の形成への貢献と知見の蓄積が進んでいることは高く評価。外務省内における専門知を更に高めるとともに，国際法を専門とする有識者・研究者が国際場裡で積極的に発信する環境を推進することも必要。特に平成28年７月に発出された，南シナ海をめぐるフィリピンと中国の紛争に関する仲裁裁判所の判断が大きな影響を及ぼしたように，国連海洋法条約の位置付けの重要性は更に増している。
２　国際法の形成・発展に向けた取組では，価値観と利益を共有する部分が多いEU/欧州諸国との協力関係の強化を，法の支配，民主主義，基本的人権，環境，海洋，宇宙，資源・エネルギーなど部門別に具体的な政策協力を各国際機関及び主権国家との間で推進して行くことが，国際公益にも我 |

	が国の国益にも資する。 ３ （１）中国における主要大学に，（国際的）民間基金や財団等を通じて，国際法の講座を寄付口座で設置し，国際法規の浸透に向け，中長期的な仕込みを図るべきではないだろうか。 （２）今後 TPP においても，対 EU 含めた自由貿易協定においても，安かろう悪かろうの商品・サービスが出回らないよう，劣悪な規制でなく上質な規制に合わせる「ハーモナイズアップの原則」を確認しながら，前に進むことが望ましいのではないか。 （３）TPP については，既に取組済みだと思うが，米大統領選の行方によってコンティンジェンシープランを準備実行する必要があろうかと思う。TPP 委員会の形成など，多くの課題が待ち構えているはずだ。

担当部局名	国際法局	政策評価実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
施策の概要	１　国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の立場を主張すること等を通じて，新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。 ２　研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し，それを外交実務に活用する。 ３　大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表を行う。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会施政方針演説(平成28年１月22日) 「自由，民主主義，基本的人権，法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携を，一層深めます。」 ・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「自由，民主主義，法の支配，人権といった基本的価値を共有するG7として，相応しい課題を取り上げ，国際社会にしっかりとしたメッセージを発信していきます。」 「南シナ海において見られる，大規模かつ急速な埋立てや拠点構築，その軍事目的での利用等，現状を変更し緊張を高めるあらゆる一方的な行動に，深刻な懸念が多くの国より表明されています。これらの行為の既成事実化は認められません。海洋における「法の支配」を強化していくため，Ｇ７議長国として，関係国と連携し，「海における法の支配の三原則」に基づき，「開かれ安定した海洋」の維持・発展に取り組みます。」 「海洋，宇宙空間，サイバー空間を含む国際公共財における「法の支配」の実現や強化に尽力します。「海における法の支配の三原則」に基づき，「開かれ安定した海洋」の維持・発展に，主要国・関係国と連携し，取り組んでまいります。」

測定指標	１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議における貢献，国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により，国際法秩序の構築に貢献した。また，国際海底機構財政委員会委員選挙(７月)において山中在オマーン大使館参事官，同法律・技術委員会委員選挙において岡本(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員，大陸棚限界委員会委員補欠選挙(８月)において浦辺東京大学教授が選出され，国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙(11月)において小和田裁判官，国連国際法委員会(ILC)委員選挙(11月)において村瀬委員(上智大学教授)，ICC予算財務委員会委員選挙(２月)で杉浦委員がそれぞれ再選された。10月には柳井国際海洋法裁判所裁判官が同裁判所所長に選出された。	ICJ裁判官選挙，ILC委員選挙，ICC予算財務委員会委員選挙での当選を実現する。
	24年度	大陸棚限界委員会委員選挙(６月)において浦辺東京大学教授が再選された。ICC被害者信託基金理事会(TFV)理事選挙(11月)で野口元郎・元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官，ICC裁判官指名諮問委員会委員選挙(11月)で福田博・元最高裁判所裁判官が選出された。	大陸棚限界委員会委員選挙での当選を実現する。
	25年度	国際海底機構第19回理事会(７月)において，我が国代表団長が副議長を務め，４件の理事会決定の採択に貢献した。 国際海洋法裁判所(ITLOS)第21号事案(準地域的漁業機関からの勧告的意見要請)について，同裁判所からの手続命令に応じ，同裁判所の管轄権に関する論点を含め我が国見解を述べる陳述書を提出(11月)した。 北極評議会閣僚会合(５月)において，我が国はオブザーバー資格を承認された。 国連総会第６委員会(10～11月)において，国際法委員会(ILC)が起草した「越境地下水の法」条文草案のファシリテーターを務め，同草案に関する総会決議(A/RES/68/118)の採択に貢献した。	領土，海洋等の国際的に重要な問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を一層推進する。 北極評議会の活動に，安定した地位から貢献するためのオブザーバー資格の承認を実現する。

	国際司法裁判所(ICJ)においては，６～７月に「南極における捕鯨」訴訟の口頭手続が行われ，我が国の立場についてできる限りの弁論を実施したものの，３月の判決では我が国による第二期南極海捕鯨捕獲調査は国際捕鯨取締条約第８条１の範囲には収まらない旨判示された。 国際刑事裁判所(ICC)に関しては，ICC ローマ規程締約国会議において積極的に議論に貢献した。 国際私法分野に関しては，12 月に行われた私法統一国際協会(UNIDROIT)理事選挙において，神田秀樹東京大学教授がアジア・太平洋地区で最多の得票を得て理事に選出された。 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により，国際法秩序の構築に貢献した。	
26年度	国際刑事裁判所(ICC)に関しては，ICC ローマ規程締約国会議(12 月)において積極的に議論に貢献した。ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族の支援のため，被害者信託基金(TFV)に約 60 万ユーロの任意拠出を行った。また，ICC 裁判所長・第一及び第二次長選挙（３月）において，我が国出身の尾崎久仁子裁判官が第二次長に選出された。 国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙（６月）において，我が国指名の柳井裁判官が再選された。 国際法委員会(ILC)において村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクト特別報告者に就任し，第１報告書を提出した（８月）。 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における「条約に基づく投資家と国家の間の仲裁における透明性に関する国際連合条約」の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により，国際法秩序の構築に貢献した。 国際海洋法裁判所及び国際海底機構それぞれへの分担金の拠出(いずれも国連海洋法条約締約国中最大)に加え，途上国出身委員の会議参加支援のため大陸棚限界委員会及び国際海底機構のそれぞれの信託基金に任意拠出を行った。	領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの財政的・人的貢献を通して，「法の支配」を一層推進する。その一環として，国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官選挙での我が国指名候補の当選を実現する。
27年度	１　国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献 国際刑事裁判所(ICC)に関しては，ICC ローマ規程締約国会議(11 月)において積極的に議論に貢献した。また，ICC では平成 27 年３月に我が国出身の尾崎久仁子裁判官が裁判所第二次長に選出されるとともに，ICC 被害者信託基金においても，11 月に我が国の野口元郎理事が再選され，司法活動及び被害者賠償制度の運用にそれぞれ重要な任務を遂行した。また，１月には，ICC とのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣取決めに署名した。 国際法委員会(ILC)に関しては，我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクト特別報告者として報告書を提出し審議に参加し，国際的な法規範形成に貢献した。 国連総会第６委員会(10～11 月)に関しては，ILC 報告等に関する審議が行われ，我が国は，ステートメントの実施等を通じて審議に貢献し，国際的な法規範形成に貢献した。	領土や海洋等に関する問題を念頭に，国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに，国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく，以下の取組により，「法の支配」を一層推進する。 １　国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献 ・国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議，国連国際法委員会(ILC)及び国連総会第六委員会，アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)，ヘーグ国際私法会議(HCCH)，私法統一国際協会(UNIDROIT)会合，国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し，日本政府としての意見表明を行う。 ・国連海洋法条約(UNCLOS)締約国会議，国際海底機構(ISA)総会・理事会等に参

		アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に関しては，我が国として審議に積極的に参加し，８月に開催されたAALCO 海洋法専門家会合には我が国から有識者がパネリストとして参加するなど，同地域における法の支配の推進に貢献した。また，我が国の分担金（AALCO 加盟国中最大）の拠出を通じて，AALCO が実施する加盟国の国際法実務家の能力構築等を目的としたワークショップ等の活動を支援した。 ハーグ国際私法会議（HCCH）における作業部会等へ政府代表として研究者らを派遣して積極的に議論に参加し，私法分野における条約作成等に貢献した。 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における議論への積極的参加等により，国際法秩序の構築に貢献した。 私法統一国際協会（UNIDROIT）においては神田秀樹東京大学教授（当時）が理事を務めており，私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。 国際海洋法裁判所（ITLOS）では，柳井俊二裁判官が平成 17 年から任務に就いている（現在２期目，平成３年 10 月から平成 26 年９月までは裁判所所長）。 大陸棚限界委員会（CLCS）においては，平成 23 年から浦辺徹郎委員が委員を務め，締約国が提出した大陸棚延長申請の審査に多大な貢献をしている。 国際海底機構（ISA）では，法律・技術委員会補欠選挙（７月）において，岡本信行（(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）職員の後任に神谷夏美 JOGMEC 職員が選出され，探査業務計画の延長規則や開発規則作成に参画した。また財政委員会において山中真一在リトアニア大使館参事官が平成 19 年から委員を務めており，ISA の適切な運営に財政面から貢献している（現在２期目）。 国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）に参加し，我が国として海における法の支配への支持を表明し，国際法秩序の形成・発展に貢献した。 途上国出身委員の会議参加支援のため，CLCS 及び ISA のそれぞれの信託基金に任意拠出を行い，国際海洋法裁判所（ITLOS）及び ISA に対しても分担金（いずれも国連海洋法条約締約国中最大）を拠出している。 ２　国際裁判対策室の新設 国際司法裁判所（ICJ）等における裁判手続に関する知見を蓄え，外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から，４月に外務省国際法局に国際裁判対策室を設置した。	加し，日本政府としての意見表明を行う。 ２　国際法に関する体制強化を目的として，国際裁判対策室を新設する。
中期目標	—	国内外における法の支配を推進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
２　国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況			年度目標
施策の進捗状況・	23年度	他国との国際法局長協議の他，国内の研究者との間で国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を８回，海洋政策に関する研究会を５回開催し，我が国にとって重要度の高い問題についての知見を蓄積した。これらの知見に基づく法的助言を行うことを通じて，改正鉱業法の成立，施行といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。	国際法研究会等を開催・活用する。
	24年	我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関して，有識者を交えた海洋政策に関する研究会を５回	時宜を得たテーマについての国際法研究会等を活用する。

実績	度	開催し，海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ，他国との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について，実務的な知見の蓄積を進めた。 また，その他の分野を含む国際公法及び国際私法上の論点について，有識者との間で研究会を８回開催し，実務的な観点から国際法に関する幅広い議論を行って，刻々と変化する国際情勢へ十分に対応し得る知見を蓄積した。また，ICC 分野では，ICC の幹部職員や外国人学者との勉強会を積極的に開催し，また，海外で行われた検討会にも参加して，我が国の国際法分野での政策形成に役立てた。	
	25年度	他国との国際法局長協議や，欧州評議会国際公法法律顧問委員会(CHADI)等の様々な場を通じ，他国の国際法実務者と意見交換を行い，実務的な観点から国際公法に関する多数の知見を得た。 また，国内の研究者との間では，国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を開催し，学術的観点から国際法に関する見識を深めた。 我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては，有識者を交えた海洋政策に関する研究会を５回開催し，海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ，他国との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について，実務的な知見の蓄積を進めた。	領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに，その知見を活用して国際的な議論に参画する。 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進められるよう国際法研究会等を活用する。
	26年度	ベトナム等との国際法局長協議や，欧州評議会国際公法法律顧問委員会(CHADI)等の様々な場を通じ，他国の国際法実務者と意見交換を行い，実務的な観点から国際公法に関する多数の知見を得た。 我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては，有識者を交えた海洋政策に関する研究会を５回開催し，海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。そうした議論を踏まえつつ，ベトナム等との国際法局長協議などを通じて海洋分野を含む国際法に関する関心事項について，実務的な知見の蓄積を進めた。２月には，外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを実施し，国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。	国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
	27年度	１　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積 国内の研究者との間で，国際公法上の論点に関する研究会を開催し，学術的観点から国際法に関する見識を深めた。 英，仏，独等との国際法局長協議等を通じて武力の行使及び海洋分野を含む国際法に関して我が国が抱える課題や我が国の関心事項について，実務的な知見の蓄積を進めた。 平成 28 年２月には，外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。 英・米・仏・蘭から国際法学者や国際法専門家を計８名招へいして，我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知見を聴取し，意見交換を行い，多くの知見が得られた。 我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては，有識者を交えた海洋政策に関する研究会を５回	１　国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて，領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図る。 ・国際法研究会を開催し，国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより，省外有識者と知見を共有する。 ・二国間国際法局長協議を実施し，各国国際法実務者と意見交換を行う。 ・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し，関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。 ２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

		開催し，海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。 ２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進 １の取組により得られた国際法上の知見を活用し，武力の行使に関する国際法上の論点の検討，領土・海洋に関し我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。	
中期目標	—	国際法研究会等を活用し，学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　国際法の普及活動の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	公開講座や大学における講義を年に 80 回程度実施し，国際法に関する知識の普及に努めたほか，我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め，23 年度は 680 件の更新を行い，国際法の研究促進を支援した。	大学講義等へ職員を派遣する。
	24年度	平均して１週間に１回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し，国際法に関する知識の普及に努めた。また，領土に関する関心が高まる中，関連資料のインターネット等で掲載される際，国際法上の論点に関する理解が普及するよう取り組むとともに，我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め，24 年度は 665 件の更新を行い，国際法の研究促進を支援した。11 月には，ファトゥ・ベンソーダ ICC 首席検察官を招へいし，「ICC 検察官の役割と課題」をテーマに公開シンポジウムを実施(約 70 名が参加)した。	大学講義等へ職員を派遣する。
	25年度	平均して１週間に１回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し，国際法に関する知識の普及に努めた。 国際機関や途上国における法制度整備支援事業等の国際的な舞台における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に，日弁連・法務省と共に「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を共催し，日本の法曹関係者の国際法の知識・理解を高めた。 また，ICJ や ICC 等に関するホームページを時宜に応じて更新し，研究促進を支援した。	大学における講義等を前年度と同程度の頻度で実施し，また，インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組み，国際法に関する知識の普及に努める。
	26年度	平均して１週間に１回以上の頻度で公開講座や大学における講義を実施し，国際法に関する知識の普及に努めた。また，国際機関や途上国における法制度整備支援事業等の国際的な舞台における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に，日弁連・法務省と共に「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を共催（８月）し，日本の法曹関係者の国際法の知識・理解を高めた。 ８月，国際法学会と共催で国際法模擬裁判「アジアカップ」を開催し，テーマは投資紛争，日本及びアジアの学生の国際法に対する理解の促進に努めた。 海洋法に関する国際シンポジウムの各報告資料及び内容の概要を外務省ホームページに掲載し，国際法関連の情報発信の一助とした。	大学における講義等を平均して週に１回程度の頻度で実施しインターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組むことで国際法に関する知識の普及に努める。また，日弁連等とも協力し，国際法に関する各種講義を通じて，国際法に携わる人材を育成する。

	27年度	国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。 １　大学における国際法の講義を積極的に引き受け，国際法に関する知識の普及に努めた。また，外務省内においても国際法に関する研修を実施し，人材育成に努めた。 ２　ICC，ICJ については，概要情報及び両国際機関との我が国の関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上掲載した。また，「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」（外務省ホームページ）の作成に法的観点から貢献した。外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの各報告資料及び内容の概要を外務省ホームページに掲載し，更なる国際法の情報発信の一助とした。なお，同シンポジウムには，権威ある海洋法研究者及び実務家 13 名がコーディネーター及びパネリストとして出席し，在京外交団，政府関係者，研究者，学生ら延べ 300 人余が参加し，同シンポジウムについては海洋安全保障に関するＧ７外相声明において言及された。 ３　国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了性，大学生等を対象とした「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を実施し（９月），２日間で延べ 65 名が参加した。 ４　国際法学会と共催で国際法模擬裁判「アジアカップ 2015 年」を開催（８月）し，日本を含むアジア 11 か国から学生の代表が参加して，当省において「海洋における資源探査」をテーマに討論を実施し，参加国の学生の国際法に対する理解の促進に努め，国際社会及び紛争解決における法の支配の重要性について共通の認識を涵養することに努めた。	国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。 １　大学における講義等を平均して週に１回程度の頻度で実施する。 ２　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。 ３　日弁連等とも協力し，国際法に関する各種講義を実施する。 ４　アジアカップ等の国際法模擬裁判を実施する。
中期目標	—	国際法に関する知識を普及すると共に，国際法に携わる人材を育成する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

評価結果（個別分野１）	施策の分析	１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 （１）我が国は，国際公法分野において，ICJ，ICC，ITLOS，ILC 等国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。平成 27 年度においては ICC・TFV の理事会理事選挙で，野口元郎理事長（元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官）がコンセンサスにて理事に再選された。さらに，ICC との JPO 派遣取決めに署名した。また，国際私法分野においても，HCCH，UNCITRAL において，政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し，条約等の作成に貢献した。さらに，我が国は ICC，ITLOS，PCA といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は，国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し，人材面及び財政面で貢献することで，国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。（国際法に係る調査（達成手段①）） （２）平成 27 年４月には国際裁判対策室を設置し，他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し，外交案件に潜在する法的論点の分析・研究に取り組む等国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。（国際法に係る調査（達成手段①）） ２　国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況 （１）国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加や，英・米・仏・蘭から国際法学者や国際

		法専門家の招へいを行った結果得られた関連国際法に関する最新の知見は，我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。（国際法に係る調査(達成手段①)） （２）海洋法に関する国際法シンポジウム及び海洋政策に関する研究会で国内外の有識者を招き，議論を行ったことは，海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。(国際法に係る調査(達成手段①)，領土保全対策関連事業(達成手段③)) ３　国際法の普及活動の推進 大学における国際法の講義を積極的に引き受けることは，学生等に対する国際法に関する知識の普及に有効であった。ICJ,ICC に関する情報の更新や「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」(外務省ホームページ）の作成への貢献は国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。また，日本弁護士連合会主催，法務省及び外務省共催で，若手弁護士，法科大学院生・修了生，大学生等を対象とした「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を実施することで（９月)，国際機関や途上国における我が国の法制度設備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めるための一助とすることができ，日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め，国際的な支援で活躍出来る人材育成/発掘を進める上で，効果的であった。さらに，国際法学会と共催で国際法模擬裁判「アジア・カップ 2015 年」を開催したが（８月)，日本を含むアジア１１か国の学生の代表が「海洋における資源探査」をテーマに模擬裁判に参加したことは，我が国における国際法人材の育成だけではなく，アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 国家間の関係を安定・深化させるとともに，紛争の平和的解決を図るためには，国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。 我が国の国益に沿った形で国際法規の発展を図るため，国際法に関連する各種会合に出席し，我が国の立場を主張すること等を通じて，新たな国際法規範の形成及び発展に積極的に貢献するとともに，各種国際司法機関やフォーラム等に対し，人材面・財政面でコミットする。また，国際法についての知見を蓄積・検討し，外交実務に活用するため，国内外の専門家との連携を図る。さらに，紛争の平和的解決を始め，国内外における法の支配及び国際法の重要性が一層増している状況を踏まえ，国内外において法の支配の推進に携わる人材を育成することで体制の強化をより一層図っていく。このため，大学や日弁連等各種団体とも協力し，国内外における国際法の知見の普及に努める。 【測定指標】 １　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を引き続き推進する。 ２　国際法についての知見の蓄積・検討 領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマに関して，国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに，最新の知見を活用し国際的な議論に参画することを継続し，学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。 ３　国際法の普及活動の推進 大学における講義を積極的に引き受けるほか，インターネット上における国際法関連の情報提供の充実に引き続き取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・国家安全保障戦略(NSS)(P25) －「Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ」・「４ 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与」・「(２)法の支配の強化」 ・外務省ホームページ －「国際社会における法の支配」（平成 28 年３月 23 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html) －「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」（平成 28 年版外交青書） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_002579.html)（平成 26 年 10 月 1 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html) －「国際法模擬裁判「アジアカップ 2015 年」の開催（結果）」(平成 27 年８月 28 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000140.html) －「国際刑事裁判所（ICC）第 14 回締約国会議（ASP）」（平成 28 年１月８日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page24_000562.html)

	ー「野口元郎国際刑事裁判所被害者信託基金理事の再選」（平成 27 年 11 月 19 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000161.html) ー「フォン・ヘーベル国際刑事裁判所書記の訪日」（平成 28 年 1 月 21 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002875.html) ー「フォン・ヘーベル国際刑事裁判所書記による黄川田外務大臣政務官表敬」 （平成 28 年 1 月 25 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002882.html) ー「国際刑事裁判所とのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣取決め」 （平成 28 年度 1 月 26 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_002478.html)

個別分野	２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。 ２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説及び外交演説（平成 28 年 1 月 22 日） 日米同盟の一層の強化，法の支配，北方領土問題の解決等に言及あり。

測定指標	１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと，日朝間，日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは，我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では，我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては，11 月の日露首脳会談において，領土問題の解決を含め，あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	24年度	日米安保体制関連では，平成 24 年２月の日米外相会談において，同日に行われた首脳会談における指示を受け，「２＋２」会合も活用し，ガイドラインの見直し等の検討を含めて幅広い分野での安全保障・防衛協力をフォローアップしていくことで意見が一致した。 日露関係においては，９月の日露首脳会談において，野田総理大臣から，領土問題の解決の必要性を確認し，静かで建設的な環境の下で，双方にとり受入れ可能な解決策を見つけるべく，首脳，外相，次官級で議論を続けていくことを提案した。	日米安保体制の信頼性向上を始めとする我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	25年度	日米安保体制の信頼性向上については，10 月の「２＋２」会合において，ガイドライン見直しを平成 26 年末までに完了させるよう指示するとともに，在沖縄海兵隊のグアム移転に関する平成 21 年のグアム協定を改正する議定書に署名した。また，12 月には日米地位協定の環境補足協定の協議開始を発表し，２月及び３月に交渉会合を行った。 また，９月には東ティモールとの間で，11 月にはカンボジアとの間で，それぞれの国の人道的援助・災害救助活動又は国連 PKO 活動の分野における能力構築を支援するための協定に署名した。 この他，７月に「日・英防衛装備品等の共同開発等に係る枠組み」及び「日・英情報保護協定」に署名し，それぞれ７月及び１月に発効した。 日露関係については，４月に安倍総理大臣がロシアを公式訪問した際に行われた日露首脳会談において共同声明を発表し，平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。	日米安保体制の信頼性向上や，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の模索等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
	26年度	日米安保の信頼性の向上については，５月に米国とグアム協定改正議定書が締結され，日米同盟の抑止力を維持しつつ，沖縄の負担を早期に軽減することに貢献した。10 月には日米地位協定の環境補足協定の実質合意を発表した。 また，12 月に公表した「２＋２」会合の共同発表において，７月１日の日本政府による閣議決定を米国が歓迎し支持した上で平成 27 年前半の日米ガイドラインの見直しの完了に向けて，議論深化を決定した。 その他の外交安全保障分野での枠組み作りについては，	グアム協定改正議定書の締結，ガイドライン見直し，日米地位協定の環境補足協定の交渉促進等日米安保体制の信頼性向上や，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉の加速化等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。

		12 月に豪州との間で「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」が発効し，平成 27 年３月に仏国との間では「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」に署名した。 さらに日露関係については，平成 27 年２月に日露次官級協議を行い，平和条約締結問題のほか，適切な時期にプーチン大統領の訪日を実施するための準備の一環として，幅広い議論をした。	
	27年度	１　日米安保体制の信頼性向上に向けて，４月に新「日米防衛協力のための指針」が公表された。また，９月には，日米地位協定の環境補足協定を締結した。 ２　防衛装備品・技術移転協定については，12 月にインドとの間で，平成 28 年２月にフィリピンとの間で協定に署名した（インドとの２協定は平成 28 年３月に発効。）。 情報保護に関する協定について，12 月にインドとの間で，平成 28 年３月にイタリアとの間で締結した。 ３　日露関係については，11 月に日露首脳会談を行い，北方領土問題について双方に受入れ可能な解決策の作成に向けた率直な意見交換を行った。	１　米国との間で，日米防衛協力のための指針の見直し及び，日米地位協定の環境補足協定の締結に向けた交渉等を促進する。 ２　米国を含む諸外国との間で，物品役務相互提供協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。 ３　ロシアとの間で，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を推進する。
中期目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「日・カザフスタン原子力協定」，「日・ヨルダン原子力協定」，「日・露原子力協定」，「日・韓原子力協定」，「日・ベトナム原子力協定」，「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の締結，「日豪物品役務相互提供協定」の国会承認などは，諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。 日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと，日朝間，日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは，我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では，我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては，11 月の日露首脳会談において，領土問題の解決を含め，あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
	24年度	「日・豪物品役務相互提供協定」の締結や「日・豪情報保護協定」への署名等を行うとともに，刑事分野や原子力分野等に係る既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言を実施した。 日トルコ原子力協定について実質合意に至った等原子力分野の国際約束にも進展が見られた。また，犯罪人引渡し条約に関し，中国との締結交渉に向けた調整を行ったほか，受刑者移送条約に関し，ブラジルと締結交渉を行う等刑事分野での法的枠組みの構築を一層進めた。	諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
	25年度	我が国が国際連合においてその交渉の主導的役割を果たしてきた武器貿易条約に関しては４月に採択され，我が国も６月に署名した。	武器貿易条約，日 EU 政治協定等諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

		日 EU 戦略的パートナーシップ協定については，４月以降計４回の交渉が開かれ，同協定の構造や内容についてのそれぞれの考え方につき，意見交換が行われる等，交渉の進捗が見られた。 原子力分野では，５月には日・アラブ首長国連邦原子力協定及び日・トルコ原子力協定への署名が行われ，原子力の平和的利用に関する協力を行うための基盤整備に向けた取組が進捗した。 刑事分野では，平成 26 年２月に重大な犯罪の防止，探知及び捜査のために必要な情報を交換するための枠組みを設定する日・米重大犯罪防止対処協定に署名した。	
	26年度	日 EU 戦略的パートナーシップ協定第６回会合(11 月)と第７回会合（３月）が東京とブリュッセルで開かれた。いくつかの協力分野について双方の立場の収れんに向けて一層の前進が見られ，協定の全体に関わる内容について議論を行って双方の立場の理解を深めた。 また，通常兵器の国際貿易を規制し，不正取引等を防止する武器貿易条約の受諾書の寄託を５月に行い，12 月に同条約は発効した。 原子力の分野では，メキシコ等との原子力協定締結交渉が進展した。核テロ等防止のため，核物質原子力施設の防護と関連犯罪の処罰を強化する核物質防護条約改正については，６月に受諾書を寄託した。 また，原子力損害に関する国際的な賠償制度を構築する原子力損害の補完的な補償に関する条約については，１月に署名し，受託書を寄託した。 刑事分野では，６月に日米重大犯罪防止対処協定及び日ブラジル受刑者移送条約の締結について，国会の承認を得た。	日 EU 戦略的パートナーシップ協定，原子力協定等の交渉を進展させるとともに，武器貿易条約，核物質防護条約改正の締結手続を進め，諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。
	27年度	１　交渉中の二国間原子力協定のうち，インドとの間の協定について 12 月に原則合意に達し，この旨を確認する覚書が署名された。また，メキシコとの間で，議論を継続し，交渉の進展が見られた。さらに，原子力損害の補完的な補償に関する条約については，我が国の締結により，平成 28 年４月に発効するに至った。 ２　犯罪人引渡条約については，中国との間で，５年ぶりに締結に向けた第２回会合（６月），第３回会合（平成 28 年１月）を行った。 受刑者移送条約については，ブラジルとの間の協定が発効するに至った（平成 28 年２月）ほか，中国との間で，３年８か月ぶりに締結に向けた第３回会合（７月）を行った。また，27 年１月に署名を行ったイランとの受刑者移送条約が，第 190 回国会で承認された。 ３　EU との間で，日 EU 戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を４度行い，複数の協力の分野について双方の立場の収れんに向けて一層の前進が見られた。	１　メキシコ，ブラジル及びインド等との間で，原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。 ２　イラン，中国等との間で，犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約等の締結に向けた交渉等を推進する。 ３　EU との間で，日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。
中期目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		△	

評価結果（個別分野２）	施策の分析	１　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 　平成27年に日米安全保障会議（２＋２）で公表された「日米防衛協力のための指針」は平成９年作成の指針に代わるものであり，我が国の平和安全法制との整合性も確保しつつ，「切れ目のない」形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに，地域・グローバルや宇宙・サイバーといった戦略的領域における同盟の協力の拡がりを反映したものである。同指針が策定されたことは，我が国の安全保障に関する枠組み作りを強化する上で有効であった。 （外交・安全保障分野に関する枠組み（達成手段①）） ２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 　原子力分野では，12月に日印原子力協定に関して原則合意に達したことは，原子力の平和的利用に関する枠組み作りを強化する上で有効であった。他方，ブラジルとの協定については，諸般の事情から交渉が行われなかったため，目標達成に至らなかった。 （政治分野に関する枠組み作り（達成手段②）） 【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 　我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中，我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために，引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する枠組み作りを推進・強化し，国際社会における「法の支配」を推進することが必要である。 【測定指標】 １　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 　我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するため，日米安保体制の信頼性向上に資する各種枠組みの整備に引き続き取り組む。また，諸外国との間で，物品役務相互協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定や情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉の推進に引き続き取り組む。さらに，北方領土問題で双方にとり受入れ可能な解決策を作成すべく交渉の加速化等に引き続き取り組む。 ２　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 　諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを引き続き推進・強化するため，日EU戦略的パートナーシップ協定，原子力協定等の交渉を進展させるとともに，犯罪人引渡条約，受刑者移送条約の締結交渉を進める。
	次期目標等への反映の方向性	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・第190回　国会における施政方針演説及び外交演説（平成28年1月22日） （総理大臣施政方針演説） http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html （外務大臣外交演説） http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html ・外務省ホームページ（国・地域，北米） 「日米安全保障協議委員会（「２＋２」閣僚会合）の開催」（平成27年４月28日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page4_001144.html ・外務省ホームページ（国・地域，北米） 「岸田外務大臣とカーター米国防長官との会談及び日米地位協定の環境補足協定の署名」 （平成27年９月29日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page4_001400.html ・外務省ホームページ（国・地域，欧州） 「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の署名」 （平成27年３月17日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/fr/page22_001880.html ・外務省ホームページ（国・地域，欧州） 「日印防衛装備品・技術移転協定及び日印秘密軍事情報保護協定の署名」（平成27年12月12日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000168.html ・外務省ホームページ（国・地域，欧州） 「日露首脳会談」（平成27年11月16日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000158.html ・外務省ホームページ（国・地域，アジア） 「日印首脳会談」（平成27年12月13日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_001632.html

	・外務省ホームページ 「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定に関する覚書（仮訳）」（平成 27 年 12 月２日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000117782.pdf ・外務省ホームページ（報道発表） 「日中犯罪人引渡条約締結交渉第３回会合の開催」（平成 28 年１月 12 日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002836.html ・外務省ホームページ（報道発表） 「日中受刑者移送条約締結交渉第三回会合の開催（結果）」（平成 27 年７月９日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002286.html ・外務省ホームページ（国・地域，欧州） 「日 EU 戦略的パートナーシップ協定（SPA）交渉」（平成 28 年３月 22 日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page22_002086.html ・防衛省ホームページ 「新「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）」 http://www.mod.go.jp/j/publication/kohoshiryo/pamphlet/pdf/shishin.pdf

個別分野	３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 ２　日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画
関連する内閣の重要政策	・第190回国会施政方針演説(平成28年１月22日) TPP，日 EU・EPA，RCEP に関連した言及あり(「二　地方創生への挑戦　(TPP は大きなチャンス)」)。・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 経済連携交渉，投資協定等に関連した言及あり(「第三の柱は，日本経済の成長を後押しする経済外交の推進です。」以下の部分)。 気候変動，科学技術に関連した言及あり(「グローバルな課題への一層の貢献」以下の部分)。 ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日） 自由貿易体制の維持・強化についての言及あり（Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ　５　地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化（４）自由貿易体制の維持・強化）。 ・「日本再興戦略」改訂2015(平成27年６月30日) TPP，日EU･EPA，RCEP，日中韓FTAに関連した言及あり(Ⅱ．改訂戦略における鍵となる施策　１．未来投資による生産性革命　（１）「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す　ⅲアジアをはじめとする成長市場への挑戦)。 ・投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（平成28年５月11日） 全体的に，投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA），自由貿易協定（FTA））についての言及あり。 ・経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～(平成27年６月30日) TPP，日 EU・EPA，RCEP，日中韓 FTA に関連した言及あり(第２章　経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題　１．我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革　［２］海外の成長市場との連携強化)。

測定指標	１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	平成19年１月から再開されたWTO ドーハ・ラウンド交渉においては，妥結を目指して引き続き交渉が行われており我が国としても交渉において主導的役割を果たしてきた。 FTA/EPA については，８月にインドとの間で，３月にペルーとの間でEPAが発効した。また，豪州との間の交渉も進展させるとともに，韓国との間では中断している交渉の再開についての検討が進められた。このように，各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか，TPP協定交渉への参加についても検討を進めてきた。	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
	24年度	WTO においては，さらなる国際貿易の進展に向け有志国により様々な取組が行われている。このうち，政府調達協定改正議定書については，平成25年通常国会において締結につき承認を得るべく必要な手続を進めてきた。 FTA/EPA については，豪州との間の交渉を進展させるとともに，モンゴル，カナダ，中国，韓国及びコロンビアとの間でも交渉が開始された。EU との交渉開始が決定されトルコとの間で経済連携協定に関する共同研究が開始された。また，TPP協定交渉について，安倍総理大臣により交渉参加が表明された。	多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPA を推進する。
	25年度	WTO においては，平成26(2014)年７月までの貿易円滑化協定の採択も含むバリ合意が妥結した。我が国はWTOの主要なメンバーとして，同合意の妥結に向けた交渉で積極的に貢献した。 FTA/EPA については，豪州との間の交渉が妥結し協定署名に至るとともに，日ASEAN包括的経済連携協定の投資・サービス章について実質合意した。また，EU(平成27(2015)年中の大筋合意を目指すことについて日 EU 間で合意)，	WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中，引き続き交渉において主導的な役割を果たす。 FTA/EPA につき，現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに，今後開始される各国・地域との交渉においても，経済上の国益の確保・増進に努める。

	RCEP，モンゴル，中国，韓国，コロンビア及びカナダと交渉を行った。トルコとの間で経済連携協定に関する共同研究を終了し，政府間交渉を開始することで合意した。また，アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし，非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定である TPP 協定について精力的に交渉を行った。	
26年度	FTA/EPA に関し，日・豪 EPA については，４月の交渉妥結，その後の署名及び国会承認を経て，１月に効力を生じた。 また，日・モンゴル EPA については，７月の交渉妥結，２月の署名を経て平成 27 年通常国会において締結につき承認を得るべく取り進めた。 TPP 交渉については，４月に日米間で二カ国間の重要な課題について前進する道筋を特定して以来，交渉参加国との協議を重ねており，11 月の首脳会合において TPP が最終局面にあるという認識で一致して以降，引き続き交渉を加速化した。 現在，ASEAN(投資章及びサービス章)，カナダ，コロンビア，日中韓，EU，RCEP，トルコとの間での FTA/EPA 経済連携協定につき交渉を行った。WTO 協定に関し，政府調達協定改正議定書の締結手続を進め，４月に同改正議定書は我が国について効力を生じた。また，WTO 協定改正議定書(貿易円滑化協定)については，平成 27 年通常国会において締結につき承認を得るべく取り進めた。 さらに，情報技術協定(ITA)の品目拡大についての交渉等に積極的に貢献した。	FTA/EPA につき，現在行われている各国との交渉を引き続き進展させるとともに，今後開始される各国・地域との交渉においても，経済上の国益の確保・増進に努める。また，交渉の妥結した FTA/EPA の締結手続きを進める。 WTO における国際貿易の進展に向けた様々な取組が行われる中，引き続き交渉において主導的な役割を果たす。
27年度	１　WTO WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）については，５月，第 189 回国会においてその締結について承認を得て，６月に受諾書を寄託した。情報技術協定（ITA）（1997 年発効）については，対象品目を拡大すべく，我が国は主要参加国として交渉を主導した結果，７月に新たに関税撤廃の対象となる 201 品目を確定させるに至った。対象品目確定以降，我が国が議長として各品目の関税撤廃期間について交渉を主導した結果，12 月に交渉が最終的に妥結した。 ２　FTA/EPA 大きな戦略的意義を有する TPP 協定については，精力的に交渉を重ねた結果，10 月に大筋合意に至り，平成 28 年２月に署名を行った。同年３月，第 190 回国会に同協定を提出し，締結につき承認を得るべく取り進めた。 日・コロンビア EPA については３回（非公式会合は除く。以下同。），日中韓 FTA については６回，日 EU・EPA については６回，RCEP については５回，日・トルコ EPA については３回，AJCEP については１回，それぞれ交渉会合を開催し，交渉を進展させた。また，日・加 EPA については，交渉の進め方に関して検討を行った。 日・モンゴル EPA については，５月，第 189 回国会においてその締結について承認を得るに至った。国会承認後，モンゴル側と調整し，同協定の締結手続を進めた。 発効済みの EPA については，都度，法的観点から，協定に基づいて設置されている各種委員会の運営，条文の解釈等につき助言を行った。また，日・フィリピン EPA については，見直し交渉を開始するべく準備を開始し	１　WTO における多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，WTO 協定改正議定書(貿易円滑化協定)の締結に向けた手続を進めるとともに，情報技術協定(ITA)の品目拡大交渉等の交渉に積極的に参加する。 ２　FTA/EPA につき，国益にかなった，包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため，以下を実施する。 最終局面にあるTPP交渉についても，交渉をリードし，早期の交渉妥結を目指す。 日･加，日･コロンビア，日中韓，日･EU，東アジア地域包括的経済連携（RCEP），日･トルコのEPA交渉を進展させる。AJCEP(投資章及びサービス章)の交渉を進展させる。 日･モンゴルEPA締結に向けた手続を進める。 発効済みのEPA(計14件)につき，協定の実施及び運用について適切な法的助言を行う。

		た。	
中期目標	—	経済連携の推進(FTA/EPA の新規案件の検討，既存案件の交渉・締結・実施の促進，環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大筋合意の実現)を図るとともに，多角的貿易体制の強化に積極的に関与・貢献する。	
26･27 年度目標の達成状況		◎	
２　日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　二国間条約について 平成 23 年通常国会においては EPA１件，租税条約６件(うち改正議定書１件)及び社会保障協定２件を締結することにつき国会の承認が得られた。平成 23 年臨時国会においては，EPA２件(うち１件は改正議定書)を提出し，２件とも国会の承認が得られた。また，平成 24 年通常国会においては，租税条約３件及び投資協定２件を締結するために必要な手続を進めてきた。 ２　多国間条約について 平成 23 年通常国会においては，国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として，理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正につき国会の承認を得て，８月に受諾書を寄託した。 また，５月には遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し，12 月の国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)においても，将来枠組みの構築に関して法的観点から適切な支援を行ったほか，３月には，名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。 さらに，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について，国際的な協力を通じ，不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに，親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められたため，５月 20 日，締結に向けた準備を進めることについて閣議了解を行った。この条約をはじめ，平成 24 年通常国会においては，知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定める偽造品取引防止協定，各国の税務当局間における租税に関する情報交換，徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等多数国間条約６本を締結するために必要な手続を進めてきた。	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールを作成する。
	24年度	１　二国間条約について 租税条約２件，租税情報交換協定１件，投資協定２件，社会保障協定１件の署名を行った。 ２　多数国間条約について 平成 24 年通常国会においては，欧州復興開発銀行(EBRD)の業務の地理的範囲を拡大すること等を目的とした．欧州復興開発銀行設立協定の改正につき，国会の承認を得て，９月に受諾書を寄託した。 また，11 月から 12 月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)においても，将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を行った。 さらに，平成 25 年通常国会においては，国際的な協力を通じ，不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響か	投資，租税，環境分野を始めとする我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールを作成する。

	ら子を保護するとともに，親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資することを目的とした国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約をはじめ，各国の税務当局間における租税に関する情報交換，徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等，多数国間条約７本の締結につき，承認を得るべく必要な手続を進めてきた。	
25年度	１　二国間条約について 租税条約４件（うち，２件は改正議定書），租税情報交換協定２件，投資協定３件，社会保障協定１件の署名を行った。平成25年通常国会においては，租税条約３本（うち，１件は改正議定書），租税情報交換協定２件の締結について承認を得た。平成25年臨時国会においては，投資協定５本，社会保障協定２本の締結について承認を得た。平成26年通常国会においては，租税関連条約４本，投資協定３本の締結について承認を得るべく取り進めた。 ２　多数国間条約について ４月には水銀に関する水俣条約に署名した。また，11月から12月にかけて開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）においても，将来枠組みの構築等に関して法的観点から適切な支援を行った。 平成25年通常国会においては，税務行政執行共助条約（６月受諾書寄託），北太平洋漁業資源保存条約及び食料・農業植物遺伝資源条約（ともに７月受諾書寄託）について国会の承認を得た。平成25年臨時国会においては，郵便２条約（ともに12月承認書寄託），障害者権利条約（1月批准書寄託），政府調達協定改正議定書（３月受諾書寄託）の計４本の締結について承認を得た。平成26年通常国会においては，５本の多数国間条約の締結について承認を得るべく取り進めている。	我が国の利益を反映すべく，国民の生活に大きな影響を与えうる経済及び社会分野において国際的ルールの作成を推進し，我が国として締結の意義のある条約につき，締結に向けた各種手続を推進する。
26年度	１　二国間条約について カタールとの租税条約，英領バージン諸島との租税情報交換協定，カザフスタン，ウクライナ，ウルグアイとの投資協定，ルクセンブルクとの社会保障協定，カンボジア，ラオスとの航空協定の計８件の署名を行った。 平成26年通常国会においては，オマーン，スウェーデン，アラブ首長国連邦，英国との租税条約（うち２件は改正議定書），モザンビーク，サウジアラビア，ミャンマーとの投資協定，ミャンマーとの航空協定（改正議定書），計８件の締結について承認を得た。このうち，サウジアラビアとの投資協定を除く計７件の締結手続を行い，効力を生じさせた。 平成27年通常国会においては，カザフスタン，ウクライナ，ウルグアイとの投資協定，カタールとの租税条約，ルクセンブルクとの社会保障協定，カンボジア，ラオスとの航空協定の計７件の締結について承認を得るべく取り進めた。 投資協定については，オマーン，アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ケニア，ガーナ，モロッコ及びタンザニア，租税条約についてはドイツ，社会保障協定については，中国，フィリピン及びトルコとの間で，それぞれ交渉及び調整を進めた。 ２　多数国間条約について 平成26年通常国会において，国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野の国際ルールを定める条	日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ，現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）について交渉を推進するとともに，交渉が妥結した条約の締結手続を進める。 環境関連条約や人権関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決に貢献するとともに，日本国民の利益を増進する。 また，水銀に関する水俣条約について締結手続を進める。

	約として，意匠国際登録ジュネーブ改正協定，意匠国際分類ロカルノ協定，南インド洋漁業協定，船舶バラスト水規制管理条約，視聴覚的実演北京条約の計５本の締結について承認を得，その後締結手続を進めた。 平成 27 年通常国会においては，経済及び社会経済分野の条約では，水銀に関する水俣条約，二〇〇七年国際コーヒー協定，特許法条約，商標法シンガポール条約，ASEAN＋３マクロ経済調査事務局設立協定の計５本の締結について承認を得るべく取り進めた。	
27年度	1　二国間条約 投資協定：①日・カザフスタン投資協定，②日・ウクライナ投資協定，③日・ウルグアイ投資協定については，９月，第 189 回国会においてその締結につき承認を得，①については９月に，②については 10 月に締結した。③については，ウルグアイ側に締結行為の実施に向け働きかけを行った。④日・オマーン投資協定，⑤日・イラン投資協定については，それぞれ６月，平成 28 年２月に署名を行い，ともに２月に締結につき承認を求めるべく第 190 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。⑥日・ケニア投資協定については２回（非公式会合は除く。以下同。），⑦日・イスラエル投資協定については４回，⑧日・タンザニア投資協定及び⑨日・ガーナ投資協定については１回交渉会合を開催し，交渉を進展させた。その結果，⑥については平成 28 年３月に，⑦については 12 月に実質合意に至った。その他の国（アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，モロッコ）との投資協定交渉についても，進展させるべく検討を行った。 租税条約：①日・カタール租税協定については，９月，第 189 回国会においてその締結につき承認を得，12 月に発効した。②日・ドイツ租税協定，③日・チリ租税条約，④日・インド租税条約改正議定書については，交渉の結果，それぞれ 12 月，平成 28 年１月，12 月に署名に至り，いずれも平成 28 年２月に締結につき承認を求めるべく第 190 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。また，⑤日・スロベニア租税条約については，交渉を行った結果，平成 28 年１月に実質合意に至った。⑥加えて，全面改正となる日・ベルギー租税条約については，平成 28 年３月に交渉会合を開催した。 社保協定：①日・ルクセンブルク社保協定については，９月，第 189 回国会においてその締結につき承認を得，同協定の締結手続を進めた。②日・フィリピン社保協定については，交渉を行った結果，11 月に署名を行い，平成 28 年２月に締結につき承認を求めるべく第 190 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。③日中社保協定，④日・トルコ社保協定，⑤日・スロバキア社保協定，⑥日・チェコ社保協定の改正についてはそれぞれ１回交渉会合を開催し，交渉を進展させた。 航空協定：①日・カンボジア航空協定及び②日・ラオス航空協定については，ともに平成 28 年２月に締結につき承認を求めるべく第 190 回国会に提出（再提出）し，国会承認に向けて各種業務を行った。 さらに，日米航空当局間協議に積極的に関与し，平成 28 年２月合意に至った。 2　多数国間条約	日本国民・日本企業等の利益や関心を十分に反映させつつ，経済及び社会分野の各種条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）交渉・締結に向けた手続を進める。また，環境関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画を通じ，地球規模の課題の解決・その発生の予防に貢献するとともに，日本国民の利益を増進する。そのため以下を実施する。 1　二国間条約 ・現在交渉中の投資協定（オマーン，アンゴラ，アルジェリア，カタール，アラブ首長国連邦，ケニア，ガーナ，モロッコ及びタンザニア），租税条約（ドイツ），社会保障協定（中国，フィリピン及びトルコ）につき交渉を進展させる。 ・カザフスタン，ウクライナ，ウルグアイとの投資協定，カタールとの租税条約，ルクセンブルクとの社会保障協定，カンボジア，ラオスとの航空協定の計７件の締結に向けた手続を進める。 2　多数国間条約 ・水銀に関する水俣条約，二〇〇七年国際コーヒー協定，特許法条約，商標法シンガポール条約，ASEAN＋３マクロ経済調査事務局設立協定の計５本の締結に向けた手続を進める。

		水銀に関する水俣条約については，５月，第189回国会においてその締結について承認を得，平成28年２月に受諾書を寄託した。二〇〇七年国際コーヒー協定については，５月，第189回国会においてその締結について承認を得，７月に加入書を寄託し，同月我が国との関係において効力を生じた。特許法条約及び商標法シンガポール条約については，６月，第189回国会においてその締結について承認を得，平成28年３月に加入書を寄託し，平成28年６月に我が国との関係において効力を生じた。ASEAN＋３マクロ経済調査事務局設立協定については，５月，第189回国会においてその締結について承認を得，６月に受諾書を寄託し，平成28年２月に発効した。 さらに，気候変動に関するパリ協定については，締結の国会承認に向けた準備を進めた。	
中期目標	—	日本国民・日本企業の国内外における利益を保護・促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画する。	
26･27年度目標の達成状況		◎	

評価結果（個別分野３）	施策の分析	１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 TPP協定により，世界のGDPの約４割，人口の１割強を占める巨大な経済圏が誕生し，その経済効果として，我が国のGDPの約14兆円増及び雇用の約80万人増が見込まれる。（自由貿易・経済連携の推進と多角的自由貿易体制の強化（達成手段①）） さらに，TPP協定関連業務が佳境を迎えた時期であっても，TPP協定以外のEPA及びWTOの交渉会合を通常どおりのペースで開催し，着実に交渉を進展させ，その内ITA協定拡大交渉にあっては交渉妥結にまで漕ぎ着けた。これにより，日本国民及び日本企業の海外における利益の保護及び促進に向けて極めて大きく寄与したといえ，また，今後更に右目標を継続的に実現し得る下地が整いつつあるともいえる。（日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②）） TPP協定についての交渉を加速し，大筋合意，署名及び締結につき承認を得るための国会提出に至ったことは，経済連携の推進を図るとともに，多角的貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するという中期目標を達成する上で極めて有効であった。以上のとおり，具体的目標全体の達成度を考慮して，測定指標１の目標達成状況は目標を大幅に上回って達成したと判定した。 ２　日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 投資協定及び租税条約の締結により，対外直接投資額及び進出企業の増加が見込まれ，また，社保協定の締結により，保険料の二重払いや保険料掛け捨て等の進出日本企業の経済的負担の軽減が実現される。これにより，人的・経済的交流の一層の促進に大きく貢献したといえる。（環境，人権その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り（達成手段③）） 具体的目標のうち達成した事項に加え，日・オマーン投資協定，日・イラン投資協定，日・チリ租税条約，日・ドイツ租税協定，日・インド租税条約改正議定書及び日・フィリピン社保協定についても署名及び締結につき承認を得るための国会提出に至った。また，日・イスラエル投資協定，日・スロベニア租税条約についても実質合意に至った。全面改正となる日・ベルギー租税条約，日・スロバキア社保協定及び日・チェコ社保協定の改正についても交渉を進展させた。条約・協定交渉に加え，日米航空当局間協議に積極的に関与して合意に至った。以上の成果は，日本国民・日本企業の国内外における利益を保護・促進するとともに，国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標を達成する上で極めて有効であったことから，具体的目標全体の達成度を考慮して，測定指標２の目標達成状況は目標を大幅に上回って達成したと判定した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し，その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは，世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。このため，TPP協定を始めとする包括的なFTA/EPAの締結を推進し，世界経済の成長に寄与するとともに，その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていくことが必要である。

		こうした取組を通じたアジア太平洋地域を中心とする貿易・投資面でのルール作りは，この地域の活力と繁栄を強化するものであり，安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。更に，こうした取組の推進は，WTO を基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。 投資協定，租税条約，社会保障協定等は，日本国民・日本企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ，これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ，新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう，一層の体制の整備が不可欠である。 その他の経済分野及び社会分野の条約についても，国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生しており，これらの分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中，我が国として特に国際約束を締結していくべき課題につき，交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により，他の交渉参加国の立場への理解を深め，我が国にとっても有利な国際環境の醸成に向けて働きかけを一層強化することが求められる。 【測定指標】 1　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は，新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり，中期目標の達成に向けた，WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）締結に向けた取組，情報技術協定（ITA）の品目拡大交渉への積極的な参加，各国との FTA/EPA 締結交渉の推進，発効済み EPA についての適切な法的助言の実施等の 27 年度目標の設定は適切であった。 包括的な FTA/EPA の締結のための作業は，交渉分野が多岐にわたることから，協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後，既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ，これに対応する体制強化のための人的資源の拡充を引き続き行う。 2　日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画は，新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり，中期目標の達成に向けた，各国との経済及び社会分野の各種条約（投資協定，租税条約，社会保障協定等）の交渉・締結の推進や，環境関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画等の 27 年度目標の設定は適切であった。 日本国民・日本企業の利益を保護・促進するための条約や，国民生活に影響を与える条約については，業務が増大していることを受け，国会の承認を得るべく取り進める作業を加速化する。 本施策の目標の更なる進展には，国際約束の作成交渉の段階から交渉担当者に対し十分な法的助言を行う必要があり，引き続き適切に対応すべく努めることとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省 HP　日・トルコ経済連携協定・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年 1 月 22 日) (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html) ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html) ・国家安全保障戦略について(平成 25 年 12 月 17 日) (http://www.cas.go.jp/jp/siryo/131217anzenhoshou/nss-j.pdf) ・包括的経済連携に関する基本方針 (http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1109kihonhousin.html) ・外務省 HP　投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page24_000606.html) ・外務省 HP　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（略称：WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定））（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001865.html) ・外務省 HP（報道発表）　WTO 情報技術協定品目拡大交渉の妥結 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002794.html) ・外務省 HP　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/) ・外務省 HP　環太平洋パートナーシップ協定（略称：TPP 協定） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html) ・外務省 HP　日・コロンビア EPA 交渉

	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html) ・外務省HP　日中韓FTA (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-jck/) ・外務省HP　日EU経済連携協定（EPA）交渉 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html) ・外務省HP　東アジア地域包括的経済連携（RCEP） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/) ・外務省HP　投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html ・外務省HP　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（略称：日・モンゴル経済連携協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001864.html） ・外務省HP　投資 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html) ・外務省HP　投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定 （略称：日・カザフスタン投資協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001881/html） ・外務省HP　投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定（略称：日・ウクライナ投資協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001882.html） ・外務省HP　投資の自由化，促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定（略称：日・ウルグアイ投資協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001883.html） ・外務省HP　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定（略称：日・オマーン投資協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html） ・外務省HP　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定（略称：日・イラン投資協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html） ・外務省HP（報道発表）日・ケニア投資協定の実質合意 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003090.html) ・外務省HP（報道発表）日・イスラエル投資協定の実質合意 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000170.html) ・外務省HP（報道発表）日・ガーナ投資協定交渉第３回会合の開催 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002364.html) ・外務省HP　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール政府との間の協定（略称：日・カタール租税協定） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001884.html) ・外務省HP　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（略称：日・ドイツ租税協定） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002524.html) ・外務省HP　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約（略称：日・チリ租税条約） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002525.html) ・外務省HP　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書（略称：日・インド租税条約改正議定書） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002526.html) ・外務省HP（報道発表）日・スロベニア租税条約交渉の実質合意 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002895.html) ・外務省HP（報道発表）日・ベルギー租税条約の改正交渉の開始 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003149.html) ・外務省HP　社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（略称：日・ルクセンブルク社会保障協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001885.html） ・外務省HP（報道発表）日中社会保障協定（仮称）第４回政府間交渉（結果） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002620.html) ・外務省HP（報道発表）日・トルコ社会保障協定第４回政府間交渉の開催 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002354.html) ・外務省HP（報道発表）日・スロバキア社会保障協定（仮称）第１回交渉の開催 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002767.html) ・外務省HP（報道発表）日・チェコ社会保障協定の改正交渉の開始 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002611.html)

	・外務省 HP（報道発表）日・カンボジア航空協定の署名(平成 27 年 1 月 14 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press18_000088.html) ・外務省 HP（報道発表）日・ラオス航空協定の署名(平成 27 年 1 月 16 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001662.html) ・外務省 HP　「水銀に関する水俣条約」の受諾書の寄託 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page24_000572.html) ・外務省 HP　二千七年の国際コーヒー協定（略称：二〇〇七年国際コーヒー協定） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001870.html) ・外務省 HP　特許法条約 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001868.html) ・外務省 HP　社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（略称：日・フィリピン社会保障協定）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002527.html) ・外務省 HP　商標法に関するシンガポール条約（略称：商標法シンガポール条約） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001869.html) ・外務省 HP　東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定（略称：ASEAN＋３マクロ経済調査事務局設立協定） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001866.html) ・外務省 HP　国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21), 京都議定書第 11 回締約国会合(CMP11)等（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page18_000435.html)

施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅱ－４）

施策名	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
施策目標	情報収集能力の強化，情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化，政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより，外交施策の立案・実施に寄与する。
施策の概要	１　在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。 ２　先端技術による情報収集 先端技術を活用して，情報の収集・分析を行う。 ３　公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 ５　職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 ６　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	485	489	500	578
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	485	489	500	
	執行額(百万円)		449	462	486	

関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「昨年のパリ同時多発テロを始め，無辜の市民の命を奪う卑劣なテロは，平和と繁栄という人類共通の価値への挑戦です。昨年 12 月，外務省に設置された「国際テロ情報収集ユニット」の活動も通じ，政府一丸となって国際テロ対策を強化し，国内外の日本人の安全確保に全力を挙げるとともに，国際社会と連携し，テロとその根底にある暴力的過激主義への対策に一層注力してまいります。」 ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「パリにおける連続テロ事件等を受けた対策の強化・加速化等について」（平成 27 年 12 月４日） ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成 27 年５月 29 日） ・邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会　検証報告書」（平成 27 年５月 21 日） ・外務省在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム「「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言～シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえて～」（平成 27 年５月 26 日）

測定指標	１ 情報収集能力の強化			年度目標
	施策の進捗状況・	23 年度	情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定，在外公館と情報関心を共有し，本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。 特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し，在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。 さらに，在外公館においては，在外公館職員の任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化，会議の開催等，本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施

実績		・購入した刊行物・データベース等の数：182 ・先端技術関連データ購入枚数：481 ・本省出張者のべ人数：60 ・在外職員による出張回数：64	・情報源の拡充
	24年度	・情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定した。在外公館と情報関心を共有し，本省及び在外公館における情報収集体制を強化した。 ・特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示。在外公館の情報収集活動の指針を明確化した。 ・在外公館職員の任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：161 ・先端技術関連データ購入枚数：165 ・本省出張者のべ人数:47 ・在外公館職員による出張回数:49	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化,会議の開催等,本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	25年度	本省及び在外公館における情報収集体制を強化すべく情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し，在外公館と情報関心を共有した。 在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。 在外公館職員の任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：181 ・先端技術関連データ購入枚数：137 ・本省出張者のべ人数：69 ・在外公館職員による出張回数：44	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化,会議の開催等,本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	26年度	本省及び在外公館における情報収集体制強化のため以下の取組を行った。 ・ウクライナ問題や ISIL の台頭，アジア・太平洋地域における安全保障環境の変化等国際情勢も勘案しつつ，情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し，在外公館と情報関心を共有した。 ・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。 ・時宜に応じた機動的な情報収集のため，在外公館職員の任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：202 ・先端技術関連データ購入枚数：31 ・本省出張者のべ人数：73 ・在外公館職員による出張回数：33	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化,会議の開催等,本省・在外公館間のコミュニケーションの強化 ・必要な公開情報の収集 ・先端技術の活用 ・研修の実施 ・情報源の拡充
	27年度	本省及び在外公館における情報収集体制強化のため以下の取組を行った。 ・北朝鮮の核開発・ミサイル発射，中国の東・南シナ海における海洋進出及び軍事力の増強，シリア情勢の激化やロシアの軍事行動の活発化，国際テロの脅威の増大等我が国を取り巻く安全保障環境や国際情勢の不安定化も勘案しつつ，情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し，在外公館と情報関心を共有した。 ・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため，特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し，本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。 ・時宜に応じた機動的な情報収集のため，在外公館職員の	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化のため，省内政策部門と調整の上，重点事項を設定するとともに，会議の開催等を通じ，本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。 ・必要な公開情報の収集。特にテロ対策及び在外邦人安全確保のための公開情報の活用を強化する。 ・先端技術を活用する。 ・研修を実施する。

		任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。 ・購入した刊行物・データベース等の数：203 ・先端技術関連データ購入枚数：46 ・本省出張者のべ人数：109 ・在外公館職員による出張回数：36	・「情報専門官」の育成を図る。 ・国際テロに関する情報収集機能の強化を目的として，在外公館における情報収集体制を強化する。
中期目標	—	的確な情報収集を実施する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　情報分析の質の向上			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大，情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。 また，専門分析員の採用による外部の知見の活用等を行った。 ・先端技術関連データ購入枚数：481 ・専門分析員数：19 ・委託調査報告書数：19 ・招へいのべ人数：20 ・研修/会議参加のための出張者数：25	以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
	24年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大，情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進とともに，専門分析員の採用による外部の知見の活用等を推進した。 ・先端技術関連データ購入枚数：165 ・専門分析員数：20 ・委託調査報告書数：17 ・招へいのべ人数：14 ・研修/会議参加のための出張者数：33	以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
	25年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大，情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進とともに，専門分析員の採用による外部の知見の活用等を推進した。 我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する体制整備を強化した。 ・先端技術関連データ購入枚数：137 ・専門分析員数：21 ・委託調査報告書数：12 ・招へいのべ人数：13 ・研修/会議参加のための出張者数：30	以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施 我が国周辺地域の安全保障情勢や中東・北アフリカ・サヘル地域のテロ情勢等に関する情報収集・分析の基盤を強化する。
	26年度	・外国政府機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）を通じて分析の質の向上を図った。 ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を通じて分析の質の向上を図った。 ・本省における専門分析員の採用等を通じて情報分析に関する外部の知見の活用等を推進した。 ・我が国周辺地域の安全保障情勢や中東地域のテロ情勢等に関する体制を強化（定員増の実現等）した。 ・先端技術関連データ購入枚数：31 ・専門分析員数：20 ・委託調査報告書数：14 ・招へいのべ人数：10 ・研修/会議参加のための出張者数：34	以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。 ・先端技術の活用 ・内外の専門家の知見の活用 ・外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 ・研修の実施
	27	国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進	以下の達成手段等により，質の高い情

	年度	を通じて分析の質の向を図った。 ・外国政府・機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)を通じて分析の質の向上を図った。 ・本省における専門分析員の採用等を通じて情報分析に関する外部の知見の活用等を推進した。 ・我が国周辺地域の安全保障情勢や国際テロ情勢分析等に関する体制を強化(定員増の実現等)した。 ・先端技術関連データ購入枚数：46 ・専門分析員数：22 ・委託調査報告書数：14 ・招へいのべ人数：10 ・研修/会議参加のための出張者数：34	報分析を行う。 ・先端技術を活用する。 ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。 ・外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。 ・研修を実施する。
中期目標	—	質の高い情報分析を実施する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し，また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等，省内政策部局との連携を強化した。 また，省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し，関連情報を提供した。 さらに，分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより，政策部局のニーズを把握し，適時性のある的確な分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：170 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：105	以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
	24年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し，また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等，省内政策部局との連携を強化した。(情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。) 省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を提供した。 分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：185 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：99	以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
	25年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し，また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等，省内政策部局との連携を強化した。(情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。) 省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を提供した。 分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数(22年度を100として)：146 ・幹部ブリーフの回数(22年度を100として)：122	以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充 不測の事件発生等を踏まえ，一層柔軟な対応を推進する。
	26年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し，また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等，省内政策部局との連携を強化した。 また，情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。特に，シリアにおける邦人殺害テロ事件発生に際し	以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握

		ては，従来からの治安・情報機関等に対する働きかけの強化，在外公館を通じた情報収集，入手した情報の精査・分析，関係省庁との共有，官邸等への報告を行った。 省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を提供した。特に在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化した。 分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートでは，概して高い評価を得た）を通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数（22 年度を 100 として）：124 ・幹部ブリーフの回数（22 年度を 100 として）：132	・政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
	27年度	総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し，また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等，省内政策部局との連携を強化した。（特に，北朝鮮による挑発事象等で情勢が緊迫した場合には臨時の報告も頻繁に実施した。） 在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化したほか，省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し，関連情報を提供した。 分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートでは，概して高い評価を得た）を通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより，政策部局のニーズを把握し，適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。 ・分析資料の作成数（22 年度を 100 として）：113 ・幹部ブリーフの回数（22 年度を 100 として）：160	以下の達成手段等により，適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握。在外邦人の安全対策強化の観点から，領事局等関係部局との連携を強化する。 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。
中期目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成	（判断根拠） 全ての測定指標で目標が達成されたことから，左記の通り判定した。
	測定指標の26･27年度目標の達成状況（注）	＊１ 情報収集能力の強化	○
		＊２ 情報分析の質の向上	○
		＊３ 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	○
	施策の分析	１　情報収集能力の強化 情報収集力の強化の面では，収集する情報の一層の集中と選択を図りつつ，より重要で優先的な問題に注力し，省内政策部門とも随時協議しつつ，局面ごとに必要な情報の重点を更に洗い出すこととし，在外公館への出張などを含む機動的な情報収集の指示等に努めた。この結果，的確な情報収集を有効かつ効率的に実施することができた。（情報収集・分析（達成手段①）） ２　情報分析の質の向上 先端技術や外部有識者等の知見の一層の活用，職員を対象とした各種研修，諸外国との協力，情報コミュニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等により，情勢分析の質を相当程度向上させることができた。（情報収集・分析（達成手段①）） ３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 分析資料の作成及び幹部ブリーフの回数に見られるとおり，政策決定ラインへの定期的な報告及び適時性のある的確な収集・分析課題の設定等に関し，想定された成果を効率的に得ることができた。（情報収集・分析（達成手段①）） 【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 日本を取り巻く安全保障環境が悪化し，邦人がテロの標的になる事案が発生し，在留邦人の安	
	次期目標等への反		

	映の方向性	全確保の観点から，政府の情報収集機能強化の必要性が指摘されており，国民の関心も高まっている。また，北朝鮮の核開発・ミサイル発射や中国の東・南シナ海における海洋進出及び軍事力の増強など，我が国の周辺地域を巡る情勢や，シリア情勢の激化やロシアの軍事行動の活発化，国際テロ問題等を背景に国際情勢の流動性とリスクは一層高まり，「情報」が果たす役割は，ますます重要となっている。我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のために，情報収集・分析機能の強化を通じ，外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが必要不可欠な状況は変わらず，むしろ国際情勢は一層複雑さを増していく傾向にある。 　そのため，情報の収集，分析，政策決定ラインへの提供を実施する体制を整備・強化し，効率的に運用することにより，外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが引き続き必要である。 【測定指標】 １　情報収集能力の強化 　27 年度には，シリア，チュニジア等で邦人殺害事件が発生し，ISIL が犯行声明を発出した他，ロシア・シリア等における軍事行動の活発化を含む国際情勢の不安定化，北朝鮮による核開発・ミサイル発射及び中国の東・南シナ海における海洋進出及び軍事力の増強等我が国周辺をめぐる安全保障環境は緊迫の度合いを増しており，28 年度もよりきめ細かな情報収集を行っていく。 ２　情報分析の質の向上 　先端技術を用いた情報や公開情報の収集・分析の専門性の向上，情報収集活動の強化，及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤についても強化する。 ３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 　今後我が国を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中，我が国の国益を守り，国民の安全を確保するために，的確な情報収集及び分析能力の一層の強化，及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため，今後とも一層の体制の充実に努める。

(注)「測定指標の26･27年度目標の達成状況」欄には，測定指標の名称及び26･27年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) １　国際情報統括官組織の主たる所掌は，外交政策の立案に資する的確な情報分析と政策決定ラインへの的確な提供にある。その意味では政策部門が同組織をどのように評価するかこそが問われるが，政策部局のニーズの把握に努め，「政策シート」において高い評価を得ていることは肯定的に評価出来る。日本外交の戦略的展開や邦人の安全確保という政策目標に適合した形で，各国・地域のインテリジェンス組織との更なる連携を深めることが望まれる。 ２　ISIL 等による邦人殺害事件の発生（シリア，チュニジア，バングラデシュ）や北朝鮮情勢，中国の海洋進出など，我が国の情報収集，分析における課題は決して少なくないにも拘わらず，これらの状況についての評価が行われていない。全て肯定的な面ばかりを捉えた評価ではなく，諸々の取組にも拘わらず，それらが結果的に功を奏することが出来なかった点についても捉えた上で，それらの要因分析を行い，今後の改善につなげる評価に期待したい。 ３　目標設定，施策の分析，次期目標への反映の方向性がいずれも同じようなことが書かれているが，それで良いのか。施策特性から評価フォーマットに馴染まないということであると思われ，そうであるとすれば，どのような形であれば行動活動の水準をチェックし，評価することが出来るのだろうか。この点が疑問である。 ４ （１）表面的な定量情報が多く，なぜ数字が上下するのかも不明で，効果が測れない。 （２）問題はテロに限られないはずだが，どのような課題を抱え，それに対し，いかなる手法的な工夫がなされているか，機密を守りつつ評価者に分かるように書くべきことがあるように感ずる。 ５　在外公館，JICA，JETRO の他，日系企業や内外の NGO　等との SNS レベルの情報をも含む多層の情報ネットワークの構築と情報の収集と情報発信体制の構築が要請される。その意味で，「国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する」という 28 年度の目標は必要不可欠な施策であり，測定指標の選択理由も的確である。

作成にあたって使用した資料その	・第 190 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html) ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「パリにおける連続テロ事件等を受けた対策の強化・

他の情報	加速化等について」　（平成 27 年 12 月４日） （http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/20151204honbun.pdf） ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成 27 年５月 29 日） （www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/20150529honbun.pdf） ・邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会　検証報告書」（平成 27 年５月 21 日） （www.kantei.go.jp/jp/singi/syria_h27/pdf/kensho.pdf） ・外務省在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム「「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言～シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえて～」（平成 27 年５月 26 日） （www.mofa.go.jp/mofaj/files/000082010.pdf）

担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施時期	平成 28 年８月

基本目標Ⅲ　広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ－１　国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅲ－１）

施策名	国内広報･海外広報･IT 広報･文化交流･報道対策
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに，我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し，日本外交を展開する上での環境を整備するため，以下を戦略的，有機的かつ統一的に推進する。 １　外交政策に関する多様な情報提供を通じて，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ２　海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 ３　インターネットを通じ，我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 ４　文化交流事業を展開・促進・支援することにより，伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心，自然観，感性，美意識)等を伝達し，各国国民の対日理解を促進し，また，親日感の醸成を図る。 ５　文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力，文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ，各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより，親日感の醸成を図る。 ６　国内報道機関による報道を通じ，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ７　外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	15,072	15,403	21,928	21,612
		補正予算(b)	20,234	3,200	2,503	
		繰越し等(c)	△199	34	△1,815	
		合計(a＋b＋c)	35,107	18,637	22,617	
	執行額(百万円)		34,977	18,265	21,862	

（注）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」，並びに「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり	（判断根拠） ほぼ全ての主要な測定指標及びその他の測定指標で目標を達成したが，一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 26･27 年度目標の達成状況（注２）	１　国内広報の実施	
		＊１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信	△
		２　広聴活動	○
		２海外広報の実施	
		＊１　広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数，事業参加人数，HP 訪問者数，対象者の反応)	○
		３　IT 広報の実施	
		１　IT 広報手段の強化，多様化	○
		＊２　IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化	○
		３　時宜をとらえた迅速な情報発信への取り組み	○
		４　外務省ホームページ等へのアクセス件数の合計	○
		４　国際文化交流の促進	
		＊１　文化事業等の実施による日本の魅力発信	○
		２　大型文化事業(周年事業関連)の実施	○
		＊３　人物交流事業の実施	○
		４　在外公館文化事業についての事業評価	○
		５　文化の分野における国際協力の実施	
		１　文化，教育，知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ，国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い，裨益者の反応，報道振り，事業に対する	○

		評価（自己評価を含む））	
		２　文化無償資金協力における，事業実施件数，裨益者の反応，報道振り，事業に関する評価	○
		６　国内報道機関対策の実施	
		１　国内報道機関等を通じた情報発信	○
		２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数	△
		３　外務省報道発表の発出件数	○
		７　外国報道機関対策の実施	
		１　日本関連報道に関する情報収集・分析	○
		＊２　外国メディアに対する情報発信・取材協力	○
		３　外国記者招へいの戦略的実施	○
		４　日本関連報道件数（単位：万件）	△

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
（注２）「測定指標の 26･27 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 26･27 年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） １　国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流の分野では，定量的な実績評価が他の評価に比較して容易である。また職員の意識を覚醒させるうえで，有効な定量化の方法，定量的指標の開発とともに，情報の信頼度や利用可能性等を定性的に把握する必要もある。政策評価機能のさらなる強化の観点から，効率と数量化の過度の強調が逆に政策評価の本来の役割を弱めてしまう場合もある。定量的に把握できる目標管理型評価の利用範囲と限界を理解しておくことは重要である。 ２　個別分野「２　海外広報の実施」および「３　IT 広報の実施」において顕著な進展がみられる。総理・外務大臣を始めとしたリーダー，在外公館長や本省幹部，有識者などのメッセージがより効果的・機動的に国際社会にリーチアウトする態勢をさらに強化してほしい。オンラインメディア（SNS・オンライン雑誌・ブログ）の重要性はさらに増している。動画の広報に際しても，アイディア・ユーモア・芸術性などを兼ね備えた広報がさらに促進されることが望ましい。

担当部局名	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	政策評価実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　国内広報の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たって，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ，政策の具体的内容や外務省の役割等について，国内広報の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。 また，外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し，外交政策の企画，立案，実施の参考とする。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「主要国並みの外交実施体制の実現を目指し，在外公館の拡充や外交要員の競争力の一層の向上も含め，総合的な外交力を引き続き強化してまいります。また，国際社会での存在感を一層高めるよう，日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の育成を強力に推進します。」

測定指標	１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	我が国の外交政策について，国民に対して直接説明するため，３月に「玄葉外務大臣と語る」を名古屋市で実施した他，計204回に及ぶ各種講演会事業等を通じ，約8.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは，85%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し，今後も継続すべきとの回答は86%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが，公平性・効率性を勘案し，件数を絞って実施した。 外交課題に関する「大学生国際問題討論会」では，質の高い白熱した議論が展開された。 パンフレットは，講演会などで配布している他，一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットのPDFデータを掲載しているところ，毎月３～４万件のアクセスがあり，インターネットでも十分活用された。 外交専門誌「外交」を年６回発行し，外交に関する活発な議論を喚起するとともに，国民に対する直接発信を強化した。	「外務大臣と語る」などの講演事業の実施，外交専門誌「外交」の発行，外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24年度	１　我が国の外交政策について国民に語り，直接意見交換をする広報事業「外務大臣と語る」を３月に開催し，事後のアンケート結果からも，参加者の約９割から高い評価を得た。 ２　外交課題について討論する「大学生国際問題討論会」（１回）や，現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」(21回)，外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(124件)や「外交講座」(61件)，「小中校生の外務省訪問」(62件)等各種事業において，幅広い世代の国民に外交課題や外務省の活動について紹介し，事後のアンケート結果等を通じ概ね高い評価が寄せられている。 ３　パンフレット作成では，平成25年６月開催のTICADⅤに向けた広報の一環としてパンフレットを作成するなど，大型事業の広報との連携を図った他，インターネットコンテンツ等を通じ，我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 ４　外交専門誌『外交』についても，年間６回発行した。	「外務大臣と語る」などの講演事業の実施，外交専門誌「外交」の発行，外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 特に，小中高生向けの外務省広報の強化を目指す。具体的にはネットコンテンツ，小中高生の外務省訪問，子ども霞ヶ関見学デー等での対応拡充に努める。
	25年度	１　外務大臣が我が国の外交政策について国民に語り，直接意見交換をする広報事業「外務大臣と語る」を１月に開催し，事後のアンケート結果から，参加者の85%から外交政策への理解が深まった等の高評価を得られた。 ２　外交課題について討論する「大学生国際問題討論会」	以下の事業等を通じ，我が国の外交政策に対する国民の理解と信頼の増進を図る。 ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し意見交換を行う「外務大臣と語る」の

	（１回）や，現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」(20回)，外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(133件)や「外交講座」(60件)，「小中校生の外務省訪問」(64件)等各種事業において，幅広い世代の国民に外交課題や外務省の活動について紹介し，事後のアンケート結果等を通じ概ね高い評価が寄せられている。 ３　その他，外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットを作成した他，インターネットコンテンツ等を通じ，我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 ４　外交専門誌『外交』についても，年間６回発行した。	実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・シンポジウム事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜をとらえた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行(年６回)
26年度	１　「外務大臣と語る」については，諸般の事情により26年度中の開催は見送りとなった。 ２　外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(１回)や，現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」(21回)，外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(114件)や「外交講座」(77件)，「小中高生の外務省訪問」(72件)等各種事業において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。 ３　その他，外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレット及び小中学生向け動画を作成した他，「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ，我が国の外交政策について時宜をとらえた情報発信を行った。 ４　外交専門誌『外交』について，年間６回発行した。	我が国の外交政策を円滑に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう下記の取組を推進する。 ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介・討論する各種講演会・討論会事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行(年６回)
27年度	１　「外務大臣と語る」については，諸般の事情により27年度中の開催は見送りとなった。 ２　外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(１回)や，現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」(19回)，外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(119件)や「外交講座」(74件)，「小中高生の外務省訪問」(79件)等各種事業において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「高校講座」については，開催高校の担当教諭の87%が「非常に良い催し」と回答，同じく99%の担当教諭から「今後の実施を希望する」との回答があった。「外交講座」については参加学生の93%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられると共に，「国際情勢講演会」については93%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの意見があり，全体として肯定的な意見が多かった。 ３　外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ，海外事情や国際情勢，我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ，「わかる！国際情勢」では，月平均約６万１千件のアクセスがあり，特に「ASEAN共同体」に関する解説記事は，同共同体発足時期（12月）に合わせて掲載したところ，月平均約1,700件のアクセス数があった。	我が国の外交政策を円滑に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう以下の取組を推進する。 ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，プレゼンテーション・コンテスト，小中高生の外務省訪問事業等の実施 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信 ・外交専門誌『外交』の発行(年６回)

		４　戦後 70 年，開発協力大綱や安全保障を巡る様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間６回発行し，朝日新聞，読売新聞の書評等で紹介された。	
中期目標	―	我が国の外交政策及び外務省の活動につき，国民の理解を増進する。	
26･27 年度目標の達成状況		△	
２　広聴活動			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 18,700 件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有している。	メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 36,000 件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有している。	メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	25 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は基準年の 10%増となる約 22,500 件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有している。	メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については，毎日日報を作成し，関係課室にフィードバックする。
	26 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 20,058 件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有している。	メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については，毎日日報を作成し，関係課室にフィードバックする。
	27 年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 25,300 件に上った。意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に配布するとともに，関係会議で週間報告を行うことで，外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握，共有した。	メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については，日報を作成し，関係課室にフィードバックする。
中期目標	―	我が国の外交政策につき，国民の理解を増進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

３　(参考指標)「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果 ①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率，②「今後も継続実施すべき」との回答比率	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	①85% ②86%	①90% ②91%	①85% ②87%	①－ ②－	①－ ②－

評価結果（個別分野１）	施策の分析	１　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信 （１）「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」，「国際情勢講演会」等各種事業の実施により，外交問題に関するプレゼンテーション，我が国の外交政策や外務省の活動についての紹介等を行い，幅広い年齢層の参加を得たことは，外務省への理解を得るために有効に寄与したと考えられる。（国内広報（達成手段１①）） （２）外務省組織や重要外交政策を分かりやすく紹介するパンフレットを作成したことは，効果的な広報に資するものとなった。外務省ホームページコンテンツ「わかる！国際情勢」については，その時々で話題となった海外事情や国際情勢，外交課題を取り上げたところ，我が国の外交政策に対する国民の理解を深めることに寄与した。（国内広報（達成手段１①）） （３）外交専門誌『外交』においては，年６回の発行を通じ，我が国の抱える外交問題等についてタイムリーな情報発信を行っており，同誌は新聞等の書評等にも度々引用されるなど外交課題に関する国民の関心を喚起することに貢献した。（国内広報（達成手段１①）） （４）「外務大臣と語る」については，我が国の外交政策を外務大臣が直接国民に語りかけ意見交換を行う事業であるが，諸般の事情により 26，27 年度中の開催は見送りとなり，同目標達成に向けた進展が困難となった。（国内広報（達成手段１①）） ２　広聴活動 メール，電話，FAX，書簡等による広聴活動を通じて，国民からの多種多様な意見を聴取し，関係部局と共有したことは，我が国の外交政策に対する国民の関心を把握する上で有効であった。また，意見の集中した外交案件については，政府の基本的な立場を説明することで，国民の外交政策への理解促進に資することができた。（国内広報（達成手段１①））
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 外交政策の円滑な推進のためには国民の理解と支持が不可欠であり，外務省の諸活動や外交政策についての国民の幅広い年齢層への積極的かつ継続的な情報発信を通じた国民の理解の増進が必要である。従って，訴求対象に応じて各種講演事業等やパンフレット，インターネットコンテンツ，外交専門誌等様々なツールや媒体を通じて幅広い年齢層の理解及び信頼醸成に努めることが重要である。また，外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握する必要がある。上記のとおり，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信 我が国の外交政策につき，国民の理解を増進するため，外務大臣が我が国の外交政策を直接国民に説明する「外務大臣と語る」をはじめ，各種講演会・討論会を実施するとともに，パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信，外交専門誌『外交』の発行を通じた広報活動を行っていくとの 27 年度目標は適切であった。 我が国の外交政策の円滑な推進のために，28 年度も，引き続き外務大臣による外交政策に関する直接発信に加え，外務大臣の出席が困難な場合には，政務二役（外務副大臣，外務大臣政務官）による国民全般，大学生から小学生まで幅広いレベルを対象とした各種講演事業を通じて訴求対象に応じて外交や外務省に関して分かりやすい説明を行うと共に，恒常的な関心を得られるようなパンフレットやインターネットコンテンツの充実などに努めていく。 ２　広聴活動 メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの 27 年度目標は適切であった。28 年度も引き続き同目標を維持する。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・わかる！国際情勢 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html) ・国際情勢講演会 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html) ・外交講座 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html)

	・高校講座 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html) ・小中高生の外務省訪問 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html) ・国際問題プレゼンテーション・コンテスト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html) ・外交専門誌『外交』 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html)

個別分野	２　海外広報の実施
施策の概要	海外広報事業として，我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施する。具体的には，「ジャパン・ハウス」の創設，在外公館及び本省による対外発信の強化等を行う。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説（平成28年1月22日） 「国際社会での存在感を一層高めるよう，日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の育成を強力に推進します。」

測定指標	１　広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数，事業参加人数，HP訪問者数，対象者の反応)			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　在外公館においては，23年度に，講演会約1,500件や，教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約８割について，派遣先となった国のメディアで報道がなされている。 ２　本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており，我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また，招待したTVチームの取材による日本特集番組は，のべ133回，3,583分放送される(注：17チーム(含む補正事業)の番組放映回数，時間)等，諸外国の国民の対日理解促進に大きく寄与している。 ３　印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで，国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め，目的別に使い分けている。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国，300を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴されるとともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 ４　Web Japanは，諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており，年約3,700万ページビューのアクセス数を確保していることで，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着していることが裏付けられた。 ５　平成23(2011)年３月の東日本大震災発生直後から，海外に正確な情報を伝え，震災後の日本に対する誤解を防ぐための説明・情報提供に積極的に取り組んだ。例えば，実際の日本の状況を目で見て理解してもらうため，復興発信使(19名13か国・20都市)の派遣，ソーシャル・メディア発信者(10名)の招へい，外国映像制作チーム(11チーム)の招待を行った他，震災後１年の前後には海外主要紙の紙面買上げ(138在外公館，211紙)を実施した。また，日本ブランドの信頼性回復・強化を図るため，関係省庁や地方自治体，企業とも連携しながら観光展(40件)への出展，復興写真展(98在外公館)を実施するともに，復興・再生する日本の姿を海外に発信するための映像資料，テレビCM，報道番組を制作・放映した。	以下の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施 ・講師派遣事業，オピニオン・リーダーの招へい(「閣僚級招へい」)事業，海外TVチームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料，視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信，日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
		24年度	１　在外公館においては，24年度に，講演会約1,500件や，教育広報約1,200件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約９割について，派遣国のメディアで報道がなされている。24年度には31件の「閣僚級招へい」を実施した。また，アフリカ43か国において，現地紙紙面の買い上げによりTICADⅤの広告を掲載した。	以下の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施 ・講師派遣事業，オピニオン・リーダーの招へい(「閣僚級招へい」)事業，海外TVチームの日本特集番組制作支援事業の実施

	２　印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで，国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め，目的別に使い分けている。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは22公館，文化事業等に合わせて単発で発行する不定期広報資料は14公館にて作成され，ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国，200を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴されるとともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 ３　諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しているウェブサイトであるWeb Japanは，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し，毎年3,000万ページビュー以上のアクセス数を確保しているとともに，世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク(Pagerank)でも10点中８点と極めて高い数字となっている(ヤフー及び米国国務省と同じ)。	・印刷物資料，視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信，日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
25年度	１　在外公館においては，25年度に，講演会約1,114件や，教育広報約539件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約８割について，派遣国のメディアで報道がなされている。 ２　印刷物資料は，一般広報用から政策広報用のものまで，国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め，目的別に使い分けている。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは21公館，単発で発行する不定期広報資料は26公館にて作成され，ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国，200を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴されるとともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 ３　諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しているウェブサイトであるWeb Japanは，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し，年間1,200万ページビュー以上のアクセス数(※注)を確保しているとともに，世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク(Pagerank)でも10点中８点と極めて高い数字となっている(ヤフー及び米国国務省と同じ)。 ４　日本ブランド発信事業として，メキシコにおいて，日墨交流記念・支倉使節団400年記念として「世界に誇る日本酒の魅力―宮城県の純米酒の魅力―」と題して宮城県の蔵元を派遣し，日本酒の魅力に関する講演，試飲会を行った。また，タンザニアにおいて交通安全啓発のための楽曲・映像発表イベントとして「アフリカANZENプロジェクト～楽曲と映像を通じた安全文化の紹介～」を実施し，安全運転・交通安全といった日本の安全文化を広めた。	以下の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力，強み，日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施(効果的な実施を念頭に，派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。) ・印刷物資料，視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進(3,000万ページビュー以上のアクセス数の維持) ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施

	５　領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため，内閣府から支出委任を受けて「尖閣諸島をめぐる情勢」「竹島問題」等に関する広報動画，フライヤー，パンフレットを11言語で作成した。YouTubeに掲載した動画は総計200万回を超える再生回数を達成した。 （※注）実績値は新システムでの集計値。アクセス解析システムの変更により従来と集計方法が変更されたため，目標値との比較は困難。	
26年度	１　在外公館においては，講演会約1,450件や，教育広報約1,340件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約８割について，派遣国のメディアで報道がなされている。 ２　印刷物資料は，一般広報用から政策広報用のものまで，目的別に使い分けている。写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年３号（各号20万部）発行。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは21公館，単発で発行する不定期広報資料は25公館にて作成され，ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国，200を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴されるとともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 ３　諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着し，年間1,200万ページビュー以上のアクセス数を確保しているとともに，世界中のウェブサイトの重要性を測る指標として一般的に用いられるグーグル社のペイジランク（Pagerank）でも10点中８点と極めて高い数字となっている（ヤフー及び米国国務省と同ランク）。 ４　日本ブランド発信事業として，14名の専門家を16カ国・17都市に派遣し，講演会及びデモンストレーションを通じて，日本的価値，精神性，ライフスタイル等の日本の魅力を「日本ブランド」として発信した。例えば，バルセロナでプロダクトデザイン，中南米と中央アジアで日本酒，ミラノで町屋文化，カナダで丹波焼，サウジアラビア・オマーン・マレーシアで短編映画を発信し，精巧さ，繊細さ，家族観等の日本ならではの価値観を伝えた。 ５　領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため，内閣府から支出委任を受けて，領土保全に繋がる我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画（積極的平和主義，戦後日本の歩み，女性等）を計８本，各10言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は約40万回（平成27年５月現在）。そのうち２本の動画をCNNの広告枠で放送し，また，２本の動画をユーチューブ上で広告として掲載した。その他，ソーシャルメディア（SNS）で発信力・影響力のある海外の有力ブロガー等を日本へ招へいした。米国・英国など，海外からの被招へい者がSNSを通じて，「領土保全」を中心とした日本関連の発信を行うことで（計379回）， 以下の事業等を通じた我が国の外交政策や国内事情に関する諸外国国民の理解の増進及び多方面にわたる日本の魅力，強み，日本人の価値観の積極的発信を実施する。 ・講師派遣事業の実施（効果的な実施を念頭に，派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。） ・印刷物資料，視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進（年間1,200万ページビューを超えるアクセス数の維持） ・日本ブランドの発信強化のための事業の実施 ・領土保全に関する効果的な対外広報の実施

	広く一般の対日理解・好感度を促進した。	
27年度	1　我が国から海外に有識者を派遣して，日本の政策や日本の政治，経済，社会情勢等に関する講演会を実施する「講師派遣事業」により，50公館において90件以上の講演会等を実施し，うち講演者の約８割について，派遣国のメディアで報道がなされた。その他にも，在外公館においては，講演会約1,098件や，教育広報約956件を含む広報活動を行った。また，アフリカ等28か国において，現地紙面の買い上げにより，ＴＩＣＡＤⅥの広告を掲載した。 2　印刷物資料は，一般広報用から政策広報用のものまで，目的別に使い分けている。写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年３号(各号20万部)発行。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは20公館，単発で発行する不定期広報資料は21公館にて作成され，ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また，視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国，200を超えるテレビ局に提供され，数多くの海外一般市民に視聴されるとともに，在外公館による上映会，教育広報活動，あるいは学校，日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。 3　諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は，海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており，27年度は1，460万ページビューとなった。小中学生向けのKids Web Japanや日本紹介動画のJapan Video Topics等，子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトを運営している。 4　日本ブランド発信事業として，19名の専門家を28カ国・40都市に派遣し，講演会及びワークショップ又はデモンストレーションを通じて，日本の強みや日本的な価値観，伝統，現代日本を形作る文化的背景等，日本の多様な魅力を「日本ブランド」として発信した。例えば，スペインで現代デザインを融合した伝統工芸，スロベニア・クロアチア・オーストリア・ルーマニアで能面，アラブ首長国連邦・サウジアラビアで西陣織を発信し，精巧さ，繊細さ，美意識等の日本ならではの価値観を伝えた。 5　領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため，内閣府から支出委任を受けて，領土保全につながる我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画(海における法の支配・防災・平和安全法制等)を計６本，各10言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は約9.3万回(平成28年６月現在)。CNNでは，北米，欧州，アジア及び中東アフリカにおいて，「法の支配」及び「防災」についての放映を行い，３月７日から３月20日の１日３回程度，合計160回放映した。また，拡散については，YouTube及びUNRULYを通じて広告を掲載しており，「海における法の支配」「防災」「中東支援」を英語，ドイツ語，フランス語，中国語において発信している。その他，ソーシャルメデ	1　講師派遣事業を実施し，効果的な実施を念頭に，派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。 2　印刷物資料，視聴覚資料を効果的に活用する。 3　Web Japanによる対日理解を促進し，年間1,200万ページビューを超えるアクセス数を維持する。 4　日本ブランドの発信強化のための事業を実施する。 5　領土保全に関する効果的な対外広報を実施する。 6　広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」(仮称)の創設を推進する。

		ィア(SNS)で発信力・影響力のある海外の有力ブロガー等13名を日本へ招へいした。米国・英国など海外からの被招へい者が,SNS を通じて「領土保全」を中心とした日本関連の発信を多数実施した(計528回)。 ６　新たな広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設・運営等業務については，ロンドン，ロサンゼルス，サンパウロの３都市において，それぞれ本事業を受託する企業と契約を締結した。各都市にジャパン・ハウス運営委員会を設置すると共に日本国内に有識者諮問会議を設置し，運営体制の整備を進めた。また，ティザーサイトを立ち上げ情報発信を行うと共に，東京でフォーラムを開催し，ジャパン・ハウスにおける発信のあり方等についてパネルディスカッションを行った。さらに，ロサンゼルス及びサンパウロにおいてプレイベント（平成28年２，３月）を実施し，事前広報に努めた。 ７　対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において，調査研究機関を通じ，主要な他国の動向を調査・分析し，日本に関連する報道やイベント等に関するモニタリングとともに，対日世論調査を実施した。これらの調査結果をも考慮しつつ，効果的な発信を行った。	
中期目標	―	海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

２　(参考指標)BBCの国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	3位	1位	4位	5位	(調査の実施なし)

評価結果(個別分野２)	施策の分析	１　広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数，事業参加人数，HP訪問者数，対象者の反応) （１）我が国の外交政策，社会経済情勢，二国間関係等をテーマに，現地有識者等を講師として実施する講演会や諸外国の青少年や学校教員を対象として，我が国の社会・文化等の日本事情を紹介する事業である教育広報は，実施件数も多く，日本の政策や日本を紹介する上で効果的な手段となっている。例えば在エジプト大使館は，当地教科書の日本記述が限定的であることを踏まえ，エジプト教育省と共催で，エジプト公立学校教員を対象とした日本の一般事情及び教育制度を紹介するセミナーを実施。アンケートでは非常に参考になった，エジプト人教師を日本に派遣したい等のコメントが寄せられた。(海外広報(達成手段２①)) （２）講師派遣事業では，日本の外交・安全保障政策及び経済政策等を中心に，派遣講師の約８割が，派遣国（都市）のメディアで報道された。質の高い講演会を実施し，講演会及び講師へのインタビュー等が広く現地で報道されたことは，講演参加者のみならず，広く一般層へも広報メッセージを伝達する上で有益であったと評価される。(海外広報(達成手段２①)) （３）Web Japanは，諸外国における正しい対日理解の促進，親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており，平成26・27年度ともに高いアクセス数を確保した他，Google.com等の検索エンジンを用いて「japan」「japan culture」「japan video」等の一般的な言葉により検索した場合にも上位表示を確保しており，その広報効果は極めて高い。(海外広報(達成手段２①)) （４）日本ブランド発信事業については，26年度大塚・招徳酒造杜氏（女性）派遣を通じた日本酒の豪州への発信は，実施後同社日本酒の輸出による販路開拓，豪州人「酒サムライ」の同社酒造研修来日実現による交流の創設等の成果に結びついた。27年度の北澤能面師派遣を通じた能面の欧州への発信は，実施後本事業をきっかけとした能楽広報によるルーマニア・シビウ国際演劇祭への大阪・山本能楽堂の参加認定，現地報道等の成果があった。(海外広報(達成手段２①)) （５）領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため，広報動画(海における法の支配・防災・平和安全法制等)を計６本，各10言語で作成し，ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載す

		るとともに，CNN で「法の支配」及び「防災」について放映し，多くの地域において拡散することに成功した。また，ソーシャルメディア(SNS)で発信力・影響力のある海外の有力ブロガー等を日本へ招へいした結果，海外からの被招へい者が SNS を通じて「領土保全」を中心とした日本関連の発信を多数行った。こうした活動を通じて，領土保全に関する対外発信の強化に大きく寄与した。 （６）新たな広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設・運営業務については，29 年の開館を目指し，計画どおりロンドン，ロサンゼルス，サンパウロの３都市において，それぞれ本事業を受託する企業と契約を締結した。また，制度設計やあるべき方向性等につき，現地運営委員会や有識者諮問委員会で議論し，専門的知見も得て，効果的に準備を進めた。また，ティザーサイトの立ち上げやプレイベント等の実施は，これまで日本への関心が必ずしも高くない層にも影響力のある人物や現地メディア等を巻き込むことで，広く話題性を提供し，ジャパン・ハウスの認知度を向上させ対日理解を促進させるとの事前広報の観点から高い効果があった。（海外広報(達成手段２⑤)）
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 国際社会においては，グローバル化により外国との垣根が低くなり，世界各国との間のヒト・モノ・カネ・情報の行き来が飛躍的に増えており，外交政策に及ぼす諸外国国民の影響力が高まっている。このような中，我が国の外交政策及び文化を含む強みや魅力，日本人の価値観について正確で時宜を得た発信を行い，諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは，我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上及び我が国の政策への理解・支持につながる重要な活動である。 上記のとおり海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するするとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数，事業参加人数，HP 訪問者数，対象者の反応) 海外広報の実施は，施策目標である海外における対日理解の増進，親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する上で重要であり，中期目標の達成に向けた講師派遣や Web Japan による対日理解促進，日本ブランド発信事業や領土保全広報，広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設等の 27 年度目標の設定は適切であった。 激しく動く国際情勢に照らし，外交政策について，より戦略的に情報発信を行う必要がある。このため，主要外交日程と連動した時宜を的確にとらえた広報文化外交を展開する。 近年，主要先進国のみならず，新興国も積極的な広報活動を強化する中，我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念され，このような状況に歯止めをかけることが課題となっている。このような状況において，我が国のソフトパワーを強化し，存在感を高める観点から，我が国の外交政策について戦略的な発信を行うとともに，文化を含む日本の強みや魅力，日本人の価値観の情報発信の強化に取り組むことが必要である。このため，在外公館を最大限活用しながら，オールジャパンとしての連携を強化しつつ，対外発信の強化に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・Web Japan ホームページ(http://web-japan.org/) ・日本ブランド発信事業ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page22_001100.html) ・ジャパン・ハウス　ティザーサイト (http://www.japanhouse.jp)

個別分野	３　IT 広報の実施
施策の概要	IT 広報手段の強化・多様化，IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化，時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ，我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年１月 22 日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう，日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の育成を強力に推進します。」

測定指標	１　IT 広報手段の強化，多様化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度		外務省ホームページの一層の充実，在外公館ホームページの更なる開設，新たなソーシャル・メディアの活用等，IT 広報手段の強化・多様化の実施を行った。具体的には，兼轄国のバーチャル・ホームページ(51 件)を含め，全ての大使館・総領事館がホームページを開設し，また，218 公館において自らホームページを運営・管理することが可能となった。ソーシャル・メディアについては，フリッカー，ユーチューブ等に加え，ツイッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設し，わかりやすく迅速な情報発信に努めた。	在外公館ホームページの拡充，ツィッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設するなど新たなソーシャル・メディアの活用等，我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため，IT 広報手段を強化，多様化する。
	24 年度		５月から若年層向けに情報発信する「外務省やわらかツイート」を開始し，年度末までに２万人以上のフォロワー数を獲得した。また，フェイスブック，ツイッター，ユーチューブ等のソーシャル・メディアによる情報発信を開始した在外公館の数が 50 となった。	ソーシャル・メディアの活用の強化やスマートフォン対応等により，我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため，IT 広報手段を強化，多様化する。
	25 年度		在外公館においては，３月までに 78 公館でソーシャル・メディアを利用した情報発信を実施している。また，スマートフォンからのアクセスを促進するため，外務省ホームページについて，スマートフォン対応を行った。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，在外公館におけるソーシャル・メディアを活用した情報発信の強化や，外務省ホームページのスマートフォン対応等により，IT 広報手段を強化，多様化する。
	26 年度		１　ソーシャル・メディアを利用した情報発信について専門家による評価を受け，外務省公式ソーシャル・メディアで可能な改善を行った。 ２　在外公館においては，現地特有のソーシャル・メディア媒体及び現地語での発信を含め，３月までに 95 公館でソーシャル・メディアによる情報発信を実施している。	ソーシャル・メディアユーザの拡大を踏まえ，より積極的かつ包括的な情報発信を行うため，ソーシャル・メディアによる情報発信のあり方を検討し，在外公館を含めた情報発信力の拡充に努める。
	27 年度		１　外交青書や ODA 白書のコラム等，外務省ホームページに掲載された有用な発信コンテンツ等への誘導のためフェイスブックやツイッター等ソーシャル・メディアを活用するなど，ウェブサイトとソーシャル・メディアの連携強化・発信手段の多様化を図った。 ２　平成 28 年３月末までに 122 公館でソーシャル・メディアによる情報発信を実施し，特に専門家の助言・提言を受け，発信手法についての改善等を行った重点国・地域の公館においては，フォロワー数等が大幅に増加した。	１　我が国外交政策を様々な方法で効果的に発信するため，本省においてはウェブサイト及びソーシャル・メディアの連携ならびに各アカウント間の連携強化を図るとともに，発信手段の多様化に努める。 ２　対外発信を特に強化すべき重点国・地域の公館においては，相手国の国民等の共感を得ることができる発信を行うため，ソーシャル・メディアによる情報発信のため専門家による助言・提言を受け，必要な改善を行う。
中期目標	―		我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報手段を強化，多様化する。	
26･27 年度目標の達成状況			○	
２　IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化				年度目標

施策の進捗状況・実績	23年度	IT広報システム及びコンテンツの充実・強化に取り組み，その進展があった。具体的には，CMSの活用により，外部委託に頼らず職員自らが効率的にホームページ掲載業務を行う一方，トップページの改善等により，アクセス数と同時にホームページのユーザビリティ(利用者にとっての閲覧目的の達成しやすさ)を向上させた。また，ホームページのアクセシビリティ(高齢者，障がい者を含む全ての利用者の使いやすさ)向上に努め，総務省や経済産業省等が定める各種指針に準拠し，バリアフリー化に向け取り組んだ。ホームページに対するサイバー攻撃に対応するため，セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めた。	ホームページのユーザビリティ，アクセシビリティの向上，セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めるなど，我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け，IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	24年度	25年度から５年間利用するウェブ･システムの導入に当たっては，アクセシビリティ及びユーザビリティに一層考慮したCMS(コンテンツ管理システム)を構築するとともに，セキュリティ対策を更に向上させ，サイバー攻撃への対応能力を高めた。 また，尖閣諸島をめぐる情勢を受け，尖閣諸島に関する特設ページを作成し，そこに，歴史的経緯，我が国の立場とその根拠，中国の主張に対する反論などの各種資料を掲載するなど，コンテンツを充実させた。	アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や，研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により，我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け，IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	25年度	「日本の領土をめぐる情勢」特設サイトを外務省ホームページの中に開設し，12の言語別ページで情報発信を行うとともに，北方領土，竹島及び尖閣諸島に関するページをリニューアルした。 在外公館ホームページについては，新しいCMS(コンテンツ管理システム)に組み入れ，在外公館ホームページの掲載・更新作業を容易にするための在外公館テンプレートを構築した。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や，領土保全に関連する各種ページにおけるコンテンツの充実，新ウェブ・システムの改善等により，IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	26年度	外務省ホームページについては，トップページ及び主要ページのリニューアルを行い，閲覧者の利便性を高め，読みやすい形に改善すると共に，内容的にも多くの閲覧者を引きつけるよう魅力的なページの提供に努めた。 在外公館ホームページにおいては，前年度までに構築したテンプレートを活用して，重要情報を各公館ホームページに一斉に表示させる仕組みを開発した。 25年度から導入した新「統合Web環境」の下，運用保守・障害対応等の業務の効率化，セキュリティリスクの低減，ソーシャル・メディアの活用拡大を図ることや，近年のスマートフォン／タブレット端末の急速な普及等，クライアント環境の多様化に対応することにより，効果的な情報発信体制を確立できた。	幅広い利用層への情報発信を可能とするため，外務省ホームページのトップページのリニューアルを行う。 また，日本の立場及び主張の正当性についての理解と支持を拡大するため，対外発信の強化が必要な案件に関するページの多言語化，リニューアル等を行う。 さらに，システムの安定稼働を維持するため，情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。これらにより，IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	27年度	１　全在外公館にトップページの新テンプレートを設置した。また，本省の操作による全在外公館ホームページへの一斉情報表示機能の追加等，本省・在外公館の連携による迅速な情報発信を可能とした。 ２　引き続き，官公庁を含むウェブサイトに対する大規模なサイバー攻撃が多発している状況の中で，当省ウェブサイトの安定的かつ継続的稼働のための一層のセキュリティ強化に努めた。	１　在外公館ホームページのトップページのリニューアルを行い，情報の理解の促進を図るとともに，本省で登録した情報を一斉に各在外公館のホームページ上に表示させる仕組み等の活用により，本省及び各在外公館が連携して，タイムリーに必要な情報を発信することを可能とする。 ２　主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため，情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。

中期目標	―	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

３　時宜をとらえた迅速な情報発信への取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	時宜をとらえた迅速な情報発信に努めた。特に東日本大震災に際しては，迅速に体制を整え，情報発信を行った。また，ツイッターやフェイスブック等ソーシャル・メディアの利用を通じ，COP17 や MDGs フォローアップ会合，WTO 等国際会議の機会に，情報を迅速かつ幅広く発信した。さらに，33 の在外公館でソーシャル・メディアのアカウントが開設され，周年事業等に際し時宜を得た積極的な情報発信力が一層強化された。	新たなソーシャル・メディアの利用を通じた迅速かつ積極的な情報の発信など，我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け，時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	24 年度	外務省ホームページの新着情報を随時ソーシャル・メディアで発信する態勢を確立した。尖閣諸島をめぐる情勢に関しては，国際世論への迅速な情報発信の重要性を考慮し，外務省ホームページにおいて多言語で迅速な広報を行うとともに，ソーシャル・メディアでの情報発信を拡充した。	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け，ソーシャル・メディア，スマートフォン，クラウド等の普及を考慮した，時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	25 年度	岸田外務大臣による外務省公式フェイスブックの投稿を 11 月から開始し，週１回のペースで発信を行った。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，ソーシャル・メディア，スマートフォン等の普及を考慮した，時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。
	26 年度	首脳会談及び外相会談等の主要案件の結果について英語での発信を強化するため英語への翻訳を支援する等，英語コンテンツの適時のホームページ掲載及び迅速なソーシャル・メディア発信に努めた。	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，ソーシャル・メディア，スマートフォン等の普及を考慮し，また，英語による発信力の強化を含め，時宜をとらえた迅速な情報発信に引き続き取り組む。
	27 年度	１　拉致問題など重要な外交政策に関するコンテンツの中国語，フランス語等８言語の多言語化に努めるとともに，英語翻訳の迅速化に努めることで，時宜をとらえた英語発信に取り組んだ。 ２　岸田外務大臣によるフェイスブック投稿は年間約 30 件実施し，12 月の日韓外相会談に関する投稿など注目を集めた。	１　国内外の関心が高い重要課題に関するページの多言語化を行うとともに，英語コンテンツの充実を図るために翻訳作業を行う。 ２　直接国民に語る形になっている外務大臣によるフェイスブック投稿を引き続き実施していく。
中期目標	―	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

４　外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数の合計	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	
（注：外務省ホームページ（日本語・英語），在外公館ホームページ，Web Japan）	3 億件	3 億件	1 億 6 千万件（システム変更により集計方法の変更あり）	1.7 億件	2.0 億件	―	○
年度目標値			―	1.6 億件以上	1.6 億件		

評価結果（個別分野３）	施策の分析	１　IT広報手段の強化，多様化 　外交青書のコラムを紹介するソーシャル・メディア投稿については，「いいね！」などの好意的な反応を獲得することができた。動画コンテンツの閲覧数が特に多かった。また，ソーシャルメディア発信を行う在外公館数は122まで増加した。現地の専門家の助言を踏まえ，効果的な写真を使用したり，ユーザーが親近感を抱くような投稿内容を選定することで，重点国・地域の公館のフォロワー数等が増加した。(ITを利用した広報基盤整備(達成手段３①)) ２　IT広報システム及びコンテンツの充実・強化 　引き続き，情報セキュリティ対策を施し，官公庁を含むウェブサイトに対する大規模なサイバー攻撃が多発する状況においても，当省ウェブサイトの安定的かつ継続的稼働を維持した。（ITを利用した広報基盤整備(達成手段３①)） ３　時宜をとらえた迅速な情報発信への取組 　時宜をとらえた迅速な情報発信を目的に，外務省フェイスブックの人気コンテンツの一つとなっている外務大臣投稿を引き続き実施した。27年度は11月のパリ同時多発テロ，12月の日韓外相会談に関する投稿は，国内外で関心が高かったこともあり，非常に高い注目を集めた。二国間会談における共同声明の迅速な発信や結果報告の英語翻訳のスピードアップに努めることで，引き続き時宜をとらえた英語発信ができた。(ITを利用した広報基盤整備(達成手段３①))
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 　近年のソーシャルメディアの利用拡大やスマートフォンの普及など，情報の入手手段の多様化・高度化を受け，インターネットを利用した情報発信の重要性はより一層増大しており，我が国の外交政策についての正確な情報を，ウェブサイトやソーシャルメディアで内外の幅広い層に発信することが不可欠となっている。様々なメディアのそれぞれの特長を生かして，引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。 上記のとおりインターネットを通じ，我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　IT広報手段の強化，多様化 　我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，ウェブサイト及びソーシャルメディアの連携ならびに各アカウント間の連携強化などにより，IT広報手段を強化・多様化することは27年度目標として適切であった。 　より積極的かつ効果的な情報発信を行うためには，IT広報手段の強化及び多様化の促進は，引き続き大きな課題である。その上で，「外務省やわらかツイート」と同様に，海外向けにも日本文化や観光など，ソフトな内容の投稿を行う新しいソーシャルメディア発信を検討するとともに，引き続き，在外公館におけるソーシャルメディア発信を拡充する。 ２　IT広報システム及びコンテンツの充実・強化 　本省と各在外公館のウェブサイト間の連携強化や，ウェブサイト及び関連システムの情報セキュリティ対策の強化により，IT広報システム及びコンテンツを充実・強化することは，平成27年度目標として適切であった。 　使いやすく分かりやすいウェブサイトの作成は，引き続き重要な課題であり，対外発信の強化が必要な案件に関するページのリニューアル等を行う。また，様々な形で危険度を増すサイバー攻撃等，情報セキュリティに対する新たな脅威に適切に対応する必要があり，情報セキュリティ対策の一層の強化を検討していく。 ３　時宜をとらえた迅速な情報発信への取組 　英語翻訳のスピードアップなどにより，時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組んだことは有意義であり，27年度目標として適切であった。引き続き，より迅速にかつ幅広い層に情報を発信する手法を検討・確立していく。IT技術の日々の進歩を踏まえ，引き続き，ソーシャルメディアの一層の活用等，時宜をとらえた迅速な情報発信の方策を検討し，実施に努める。 ４　外務省ホームページ等へのアクセス件数の合計 　外務省ホームページ(日本語・英語)，在外公館ホームページ，Web Japanのアクセス件数の合計を基準値とし，目標値は27年度の実績値を上回るものとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ(日本語)(http://www.mofa.go.jp/mofaj) ・外務省ホームページ(英語)(http://www.mofa.go.jp) ・外務省ホームページ(携帯版・日本語)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/m) ・外務省ホームページ(携帯版・英語)(http://www.mofa.go.jp/mobile)

	・在外公館ホームページ一覧(http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html) ・外務省フェイスブック(日本語・英語) ・外務省ツイッター(日本語・英語)

個別分野	４　国際文化交流の促進
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し，また親日感の醸成を図るため，（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信，（２）人物交流事業の実施，（３）日本語の普及，海外日本研究の促進，（４）大型文化事業（周年事業）を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の育成を強力に推進します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年６月 30 日閣議決定） 「戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成（中略）に取り組む。」 ・2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定） 「日本文化の魅力を世界に発信するとともに，地方創生，地域活性化につなげる。」

測定指標	１　文化事業等の実施による日本の魅力発信		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「地方の魅力発信プロジェクト」（二次補正事業）として，東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として，日本の郷土芸能の魅力，食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として，世界各国で 100 事業を実施した。参加者はのべ 14 万人であり，要人の出席他，多くの報道がなされた。 ７月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント（約 19 万人が参加）である「JAPAN EXPO」の機会に外務省，経済産業省，農林水産省，観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し，オールジャパンで日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他 11 月のイタリアにおけるアニメイベント（ROMICS），本年２月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け，日本事情，日本文化の紹介を行った。 海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第５回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また，平成 20 年３月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。	
	24年度	１　在外公館や国際交流基金を通じて，伝統文化やポップカルチャーを含む日本の多面的な魅力を紹介する各種の文化事業を実施した。「日本語普及関係事業」，「地域の文化・日本食紹介事業」及び「各種団体や現地の行政府主催の大規模イベントの機会を活用した日本文化紹介事業」等については，特に優先的に採用し，積極的実施を推奨した。 ２　７月にパリで開催された世界最大級の日本文化紹介イベント「JAPAN　EXPO 2012」（来場者約 22 万人）の機会をとらえ，国際交流基金，国際観光振興機構，科学技術振興機構等と連携して参加し，オールジャパンでの日本文化の総合的発信を行った。その他，２月にローマ近代美術館における美術展オープニングに際して日本食・日本酒のレクチャー・デモンストレーションを行い，３月にエチオピアにおける TICAD Ⅴ閣僚級準備会合の機会に津軽三味線演奏を行うなど，さまざまなイベントの機会を活用した日本文化の効果的発信に努めた。 ３　海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第６回国際漫画賞を実施した。11 月には，第５回国際漫画賞の最優秀賞を受賞した作品（米国から	在外公館文化事業をはじめ文化事業を効果的・効率的に実施する。

	の応募)が小学館から発売された。また，現代日本の生活習慣を描いているアニメ作品「ドラえもん」を「アニメ文化大使」とする事業を継続した。	
25年度	1　在外公館や国際交流基金を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する各種の文化事業を実施した。日本語普及関連事業，日本食紹介関連事業，日本のものづくり文化発信につながる事業，地方文化紹介事業，大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業等については特に重視し，積極的な実施を推奨した。主な事例は以下のとおり。 (1)10月から２月にかけて，米国フロリダ州マイアミ近郊の森上博物館・日本庭園において文化庁との共催，東京国立近代美術館等の協力を得て開催した「現代日本の工芸展」は，工芸という日本特有の芸術文化及び日本のものづくり精神への理解を格段に深め，大きな成功を収めた。 (2)２月，在英国大使館は，ブリティッシュ・カウンシルとブリティッシュ・ファッション・カウンシルが共催する各国対抗の新進デザイナーによるファッション展示のコンテストである「インターナショナル・ファッション・ショーケース」に参加し，「超日本～JBlow～2014」と題した日本人若手デザイナーのファッションの作品の展示を通じて現代日本の最新のアートシーンを紹介し，「キュレーター賞」を受賞する等，高く評価された。 (3)上海において，11月から２月にかけて，現地の日系百貨店が実施するジャパンウィークと連携し，現地邦人コミュニティの人材を活用の上，和服のレクチャー・デモンストレーションと日本食文化紹介を実施し，官民が協力して日本に対する関心，親近感を高める等，日本文化の発信を効果的に行った。 2　平成26年２月，海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第７回国際漫画賞を実施した。	各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。特に以下の事業を優先して実施する。 ・日本語普及関連事業 ・日本食紹介関連事業 ・日本のものづくり文化発信につながる事業 ・地方文化紹介事業 ・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
26年度	1　在外公館や国際交流基金を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する各種の文化事業を実施した。日本語普及関連事業，日本食紹介関連事業，スポーツ関連事業，日本のものづくり文化発信につながる事業，大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業等については特に重視し，積極的な実施を推奨した。主な事例は以下のとおり。 (1)５月から６月にかけて，シンガポールにて「アジアにおける現代工芸交流事業」として，展覧会「わざの美ー現代日本の工芸」展(国際交流基金，ジャパン・クリエイティブ・センター(JCC)共催)他を実施した。安倍総理大臣のイニシアティブによる「文化のWA」プロジェクトの第１号案件でもある本事業に安倍総理大臣自らオープニング式典に出席するなど，日本のプレゼンスを大きく示す事業となった。 (2)８月及び９月，在豪州大使館は，豪州国立大学日本センターとの共催事業として「キャンベラ学生歌舞伎」と題し，現地学生による日本語と英語による歌舞伎上演を実施した。また前座として，日本語を学習する現地高校生による落語及び日本の踊りも披露した。日本の伝統文化と日本語の魅力を同時に効果的に発信することができた。 (3)３月，在ポルトガル大使館は，現地観光学校と共催で	在外公館や国際交流基金を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する文化事業等を実施する。在外公館文化事業については，特に以下の事業を優先して実施する。 ・日本語普及関連事業 ・日本食・日本食文化紹介関連事業 ・スポーツ関連事業 ・日本のものづくり文化発信につながる事業 ・大規模イベント等を活用して日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業

	「和食レクチャー・ワークショップ」を実施した。現地では，年々「和食」への関心が高まっている中，体験型ワークショップ及び日本酒の試飲に参加した地元市民は，本事業を高く評価するとともに，熱心に取り組む姿勢が見られ，日本食文化への関心の高さがうかがえた(参加申し込みにわずか１日で定員(50名)の倍以上の応募が殺到した上，当日は申し込み者50名全員が参加)。 （４）３月，在フランス大使館は，(独)日本スポーツ振興センター(JSC)と共催で「日仏交流柔道教室 in Paris」を実施した。日仏のオリンピック金メダリスト柔道家及びパラリンピック出場選手等を講師として，現地の子供たちを対象とした柔道教室を開催するとともに，子供たち及び保護者等を対象に日本文化紹介を実施した。スポーツのみならず文化紹介の実施は好評を博し，対日理解促進と親日感の向上につながった(参加者アンケートでは，Ａ:大変良かった，Ｂ:良かったの合計が100%に達した)。また，2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた我が国の国際公約の一つであるSport for Tomorrow(SFT)事業の一環として，我が国の取組を広報することができた。 ２　平成27年２月，海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第８回国際漫画賞を実施した。	
27年度	在外公館や国際交流基金による文化事業等を通じて日本の多様な魅力を発信することで，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を促進した。 １　在外公館文化事業 スポーツ関連事業，日本の祭り関連事業，日本食紹介関連事業等を優先的に実施した。具体的には，サウジアラビアにおける空手大会，中国における日中交流集中月間の中での祭り関連事業，英国における和食紹介事業（Umami Forum）等の，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。 ２　「文化のWAプロジェクト」及び放送コンテンツ事業を含む国際交流基金事業の実施 （１）文化のWAプロジェクト 日本語教育支援事業と双方向の芸術文化交流事業の２本柱からなる本プロジェクトを着実に実施。日本語パートナーズ派遣事業では，27年度までに８カ国，270人を派遣した（27年度は170人派遣）。双方向の芸術文化交流事業においては，東京国際映画祭をプラットフォームとした映画交流事業やＪリーグ・日本サッカー協会と連携したサッカー交流事業等を展開し，2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け，日ASEANの絆を強化することができた。 （２）放送コンテンツ事業 地域活性化，日本ブランドの発信等，わが国産業の紹介等に資する影響力の大きい放送コンテンツを選定し，商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国に無償提供する事業を27年度から実施。32カ国，41テレビ局に対して106番組を提供済みであり，今後随時各国での放送が開始される。 ３　国際漫画賞の実施 28年２月，海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第９回国際漫画賞を実施し，世界46	在外公館や国際交流基金を通じて日本の多様な魅力を発信することで，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする。 １　在外公館文化事業については，特に以下の事業を優先して実施する。 ・スポーツ関連事業 ・日本語関連事業 ・日本研究拠点・日本語教育拠点との連携・強化関連事業 ・日本食文化紹介関連事業 ・大規模イベント活用事業 ・地方の魅力発信事業 ・日本の祭り関連事業 ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業 ・和食を通じた日本の魅力紹介事業 ２　国際交流基金については，「文化のWAプロジェクト」を，32年度まで，着実に実施する。

		の国と地域から259作品の応募があった。今回はカメルーン，コートジボワール等アフリカ４カ国から初めて作品の応募があり，イスラエルの作品が最優秀賞を受賞するなど，漫画を通じた文化外交の裾野が広がっていることを確認できた。 ４　日本研究中核的拠点形成プログラム 米大学（コロンビア大学，ジョージタウン大学及びマサチューセッツ工科大学）における日本政治・外交を専門とする教授職の恒久的設置とそれに付随する研究・教育活動の経費を拠出。各大学が本件拠出金を用いて，現代日本政治・外交を専門とする教授ポストの設置等をすることで，海外の日本研究拠点を強化した。	
中期目標	―	文化交流事業の展開・促進・支援により，日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し，各国国民の対日理解を促進し，また，親日感の醸成を図る。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　大型文化事業(周年事業関連)の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ドイツ，クウェート，バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ(４件)，クウェート(３件)，バルト三国(１件)。	
	24年度	１　周年事業に合わせた重点的な交流事業としては，日・イスラエル外交関係樹立60周年を記念して著名な日本人クラブアーティストによる公演を，日中国交正常化40周年を記念して夏祭りやファッションショー等計４件を(ただし，日中国交正常化40周年を記念して行われる予定であった事業のうち４件は中止された)，日・アルジェリア外交関係樹立50周年を記念して文楽公演を，日・東ティモール外交関係樹立10周年を記念して両国の音楽家の交流を通じた音楽公演及び日本文化紹介を，日米桜寄贈100周年を記念して沖縄エイサー公演等計６件を，各国政府関係機関や民間団体とも協力しながらそれぞれ実施し，現地において多くの報道がなされた。 ２　日本スペイン交流400周年 ６月に皇太子殿下及びスペイン側はフェリペ皇太子同妃両殿下(両国皇太子はともに名誉総裁)のご臨席を得て周年開幕を記念した音楽会を実施し，王室，政界，文化関係者1,200名の参加を得て，スペイン主要紙を含め日西両国で報道されるなど両国交流の歴史を広報した。９月には秋の文化芸術シーズンの中心的行事として「藝○座公演」を地方巡回に重点を置いて開催し，地方政府，官民との連携を強化した。３月には，「竜馬四重奏」による公演を，マドリード州，カンタブリア州，バスク州(ビルバオのグッゲンハイム美術館)の三カ所で実施し，周年事業をスペイン国内でさらに広く認知させ，現地市民の対日理解，交流促進を図った。	周年事業に合わせた重点的な交流事業を実施する。
	25年度	１　日ASEAN友好協力40周年 ９月のカンボジアにおける日本の歌曲・クラシック公演実施を皮切りに，10月のフィリピン，シンガポール，インドネシアにおける日本の伝統楽器ユニット公演，ベトナムにおける和太鼓公演，11月のラオス，タイにおける日・中の伝統楽器を用いた伝統・現代音楽の融合公演，１月のマレーシア・ミャンマーにおける日本のヒップホップダンス	スペインやASEANにおける大型文化事業の実施を通じ，対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図る。

	公演，２月のカンボジアにおける沖縄・奄美音楽公演，ブルネイ・マレーシアにおける日本伝統楽器のフュージョン音楽公演，３月のラオスにおける日本・ASEAN 各国の若手歌手共演による J-POP・アニソン公演等，ASEAN 各国において日本の伝統音楽からポップカルチャーに至るまで幅の広い日本文化を紹介。副首相や閣僚といった中央政府要人から王族，地方政府要人等の出席も得て，質の高い日本文化に接する機会を提供するとともに，幅広い層に日本と ASEAN との間の友好・協力関係の歴史をアピールした。	
26年度	１　日スイス国交樹立 150 周年 ４月にベルンで開催された辻井伸行氏によるピアノコンサートを皮切りに，漫画家・松本零士氏による講演会や着物ファッションショー，雅楽コンサートなど計８件の事業を実施した。スイス政府関係者をはじめ各国外交団等要人の出席を得て，日本の伝統文化からポップカルチャーに至るまで幅広く紹介し，現地市民も含めた幅広い層に日スイス友好関係の深化を印象づけ，対日理解の促進につながった。 ２　日カリブ交流年 10 月に，ジャマイカ，ハイチ，ベリーズにおいて，津軽三味線グループによる伝統民謡の巡回公演及び津軽三味線ワークショップを実施した。現地政府高官や駐在外交団の出席を得て，我が国の文化外交を推進するとともに，一般市民に対し日本とカリブ諸国との友好関係をアピールし，対日理解促進に貢献した。 ３　日ボリビア外交関係樹立 100 周年 ２月に，日本の伝統楽器オーケストラによる音楽公演及び同国国立音楽院におけるワークショップを実施し，質の高い日本の伝統芸能に接する機会が少ない同国において，邦楽演奏に加え，伝統楽器の音色や響き等をワークショップで紹介した。周年事業のクロージング・イベントとして盛況を博し，両国の文化交流を活性化させた。	スイス，ボリビアやカリブ諸国における大型文化事業の実施を通し，対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図る。
27年度	韓国，ブラジル，中米，サウジアラビアにおいて，大型文化事業の企画実施に際し，より現地ニーズに応じたプログラムとすることで，対日理解の促進と良好な親日感の形成につなげることができた。 １　日韓国交正常化 50 周年記念事業においては，韓国最大の草の根行事である「日韓交流おまつり 2015 in Soul」において太鼓公演等を実施し，韓国外交部長官他政府要人，一般市民合わせて約９万人が参加し，行事全体で約 150 件の報道がなされた。その他 2015 大田 JAPAN WEEK における小柳ゆきＪ－POP コンサート，済州アニメフェスタ等一連の事業を実施し，日韓友好を現地で強く印象づけた。 ２　日ブラジル外交関係樹立 120 周年記念音楽祭においては，音楽グループ KAO=S 及びオレスカバンドによる音楽公演をブラジル最大都市サンパウロで開催し，連邦及び州政府関係者，一般市民等約１万人の参加を得て，対日理解促進に資する事業となった。 ３　日・中米交流年記念事業としてコスタリカ，グアテマラ，エルサルバドル，ホンジュラスで実施した「石見神楽公演」は，現地閣僚，一般市民に日本の伝統文化の魅力を強く印象づけ，多くの報道がなされる等，文化外交上高い成果を上げた。また，ニカラグア，パナマ，ドミニカ共和国等で実施した「オカリナ公演」にも現地閣僚	ブラジル，韓国，中米，サウジアラビアにおける大型文化事業の実施を通し，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図る。

		等が参加し，対日理解促進に寄与した。 ４　日・サウジアラビア外交関係樹立60周年においては，日本人音楽家による記念音楽公演を実施し，外国文化に直接触れる機会が少ない現地で日本文化を高く評価する声があがった。	
中期目標	―	大型文化事業の実施により，対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図る。	
26･27年度目標の達成状況		○	
３　人物交流事業の実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	東日本大震災の発生を受け，震災に対する我が国の対応に関し，米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献した。 「戦略的実務者招へい」については，その前身たる「21世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された17年度からの被招へい者に対して，定期的にフォローアップを実施することとしており，その結果，我が国重要外交政策実施に向けての各種協力において，招へい効果(各種選挙への支持等我が国の重要外交政策実現のための協力等)が見られた。 ９月に関係団体との共催でJETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し(約300名が参加)，JETプログラムの重要性が再確認された。23年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4,300名にのぼり，昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5.5万人に達した。 平成24年２月，震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文部科学省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催した。(42か国・地域からの大学・大学院生等216名を対象)。 各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取，各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支援(新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果，JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は，世界114か国，341組織(前年比増)に上った。	
	24年度	引き続き，在外公館は，帰国留学生会等や元JET参加者の会(JETAA)等と連携し，日本文化紹介事業を実施するとともに，前者と連携し日本留学プロモーション事業を，後者と連携しJETプログラムの紹介事業を実施した。	人物交流事業の実施及びフォローアップ強化
	25年度	留学生交流の推進の観点からは，受け入れとともに日本人留学生の増加についても関係省庁等と対策の強化の検討を開始した。 帰国留学生については，帰国留学生会に所属する国費留学生を含む元日本留学生が約8.5万人に達した(前年比増)。 招へい事業については，戦略的実務者招へいで326人，閣僚級招へいで29人の実績をあげた。 JETプログラムについては，事業開始以来の累計招致者数は5.9万人(平成25年度末現在)にのぼり，関係省庁等と協力の下，着実な実施を行っている。	留学生交流の推進，招へい事業，JETプログラムの実施といった人物交流事業を通じ，各国における我が国の正しい理解，知日家・親日家層の形成を促進し，もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図る。
	26年度	１　在外公館を通じ，留学生交流の拡大に努めるとともに，関係省庁等との連携も引き続き強化してきた。(また，新たに28の帰国留学生会が発足し，帰国留学生会所属者	留学生交流の推進，招へい事業，JETプログラムの実施等を通じ，各国における我が国の正しい理解を深めることに

	数は約８万５千人になった） ２　招へい事業については，戦略的実務者招へい 236 人，閣僚級招へいで 21 人の実績があった。 ３　JET プログラムについても，関係省庁等と連携して着実に実施し，累計招致者数は６万人(26 年度末現在)にのぼっている。 ４　スポーツ外交強化の観点から，「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」での議論も踏まえ，国内競技団体の国際化支援等を実施してきた。	努める。 　また，スポーツ外交施策の強化を通じて，中・長期的に我が国と諸外国の外交関係の維持・向上をはかる。
27年度	１　在外公館を通じ日本への留学に関する広報に努めるとともに，帰国留学生と連携した日本留学魅力発信事業（15 公館，15 事業）を強化した。なお，帰国留学生会が新たに５か国で発足し，帰国留学生所属者数は約８万３千人となった。 ２　戦略的実務者招へいの枠組みで 221 人，閣僚級招へいの枠組みで 16 人を招へいし，相手国との関係強化に努めた。 ３　JET プログラムは在外公館を通じ募集･選考等を着実に実施し質の高い招致者を 27 年度は新規に 1,958 人選考した。事業開始以来の招致者数は６万２千人を超えた(27 年末現在)。 ４　スポーツ交流事業の一環としてスポーツ外交推進事業を実施した。スポーツ指導者及び選手の招へい(14 件・11 カ国)・派遣(8 件・8 カ国)や途上国へのスポーツ器材の輸送支援(25 件・24 カ国)等を通じて，平成 32（2020）年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けたオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大及び国際スポーツ界における我が国のプレゼンス向上に努めた。また，スポーツ外交を推進していくため，スポーツ・武道担当大使を任命した。	人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・発展を図り，相手国との関係強化の基盤を作るため，以下を実施する。 １　留学生交流の推進 ２　招へい事業 ３　JET プログラム ４　スポーツ交流事業
中期目標 ―	人物交流を通じて，各国に親日層・知日層を形成し，ネットワークを外交活動に活用する。	
26･27 年度目標の達成状況	○	

４　在外公館文化事業についての事業評価	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	
在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合(注)	①2,492 件 ②93%	①2,425 件 ②95.6%	①2,342 件 ②95.9%	①2,439 件 ②96.9%	①2,300 件 ②99%	―	○
(注)A：効果が特に大，B：相当の効果あり，C：効果が少ない，D：効果がなく今回限りとする ①在外公館文化事業の件数。②在外公館による事業評価における A 評価，B 評価の割合							
年度目標値			前年度の実施数及び評価を維持	Ａ評価・Ｂ評価併せて 95%以上	Ａ評価・Ｂ評価併せて 95%以上		

評価結果（個別分野４）	施策の分析	１　文化事業等の実施による日本の魅力発信 　在外公館や国際交流基金を通じて，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する各種の文化事業を実施した。効果的に日本の魅力を発信した27年度の具体的事例は以下のとおり。 （１）スポーツ関連事業 　４月，在サウジアラビア大使館は，空手全国大会をサウジアラビア空手連盟との共催で実施した。政府関係者，現地空手愛好家を含む一般市民，メディア関係者等250名が参加した。サウジアラビア空手連盟会長は，サウジアラビア・オリンピック委員会のメンバーであり，本事業の実施を通じ，同会長との関係を構築し，オリンピック関係者をはじめとするサウジアラビアのスポーツ界要路との関係強化を実現した。(海外における文化事業等(達成手段４①)) （２）日本の祭り関連事業 　10月，在中国大使館は，日中交流集中月間を設け，国際交流基金と連携することで，和太鼓公演や，岩手民俗芸能等のパフォーマンス・レクチャー，ダイアナガーネット（外国人の日本アニメシンガー）によるライブ等のインパクトのある事業を実施。これら３公演で延べ2,090名を動員し，アンケートでは「日本への理解を深めたい，日中交流をより深めたい」という意見が多数寄せられ，高い満足度を得る等，地方を含む日本の魅力を効果的に発信することができた。(海外における文化事業等(達成手段４①)) （３）和食を通じた日本の魅力紹介事業 　７月，在英国大使館は，「うま味」専門家の二宮くみ子氏，「菊の井」３代目主人村田吉弘氏，現地トップシェフによる座談会と試食を実施し，フードライター，専門メディアを含めた報道関係者189名が出席。アンケートでは「興味深く有益であった」等の意見が多数寄せられ，高い満足度を得るとともに，参加者がツイッターで写真付きで同試食を発信する等SNS上でも好意的な発信を多数得ることができ，和食の魅力を効果的に発信した。(海外における文化事業等(達成手段４①)) （４）文化のWAプロジェクト ア　日本語パートナーズ派遣事業 　ASEAN諸国における日本語教育支援のため，現地の日本語教師のパートナーとして，事業が開始された26年度から27年度までに８カ国に対し，延べ270人を派遣した。27年度末までに帰国した199人が，東南アジアの高校等247校において約８万２千人の生徒たちを指導し，日本語教育を窓口に草の根レベルで日本への関心を喚起した。（アジア文化交流強化事業（達成手段４③）） イ　双方向の芸術文化交流事業 　本事業では，映画，美術，ダンス，音楽，スポーツ，市民交流，知的交流等の分野で日本とアジアを繋ぐ人的ネットワークを拡大するための各種交流事業等を展開。特に映画の分野では，東京国際映画祭2015では，本件事業の枠組みでアジア映画の特集上映を行い，アジア各国から関係者119名を招聘してネットワーク形成を促進したほか，アジアの映画監督たちによるオムニバス映画共同製作を開始し，アジア諸国との双方向の交流を促進・強化した。（アジア文化交流強化事業（達成手段４③）） ２　大型文化事業(周年事業関連)の実施 　27年度はブラジル，中米，サウジアラビア，韓国における大型文化事業の実施を通し，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進と日本好感度のさらなる増進につなげることができた。主な事例は以下のとおり。 （１）ブラジル 　ブラジルにおいては，外交関係樹立120周年を記念して，９月，ブラジル最大の都市サンパウロにおいて，KAO=S（和風アートロックバンド）やオレスカバンド（大阪発女性ロックバンド）といった日本人音楽家によるコンサートを開催した。同日に花火祭りと同時開催にすることで，相乗効果を狙い，天候には恵まれなかったものの，連邦及び州政府関係者，一般市民等約１万人が参加。アンケートでは「寒かったけどすごいよかった」，「斬新だった」等の好意的なコメントが寄せられ，効果的に日本音楽の魅力を発信した。（海外における文化事業等（達成手段４①）） （２）中米 　中米においては，日・中米交流年に際し，島根の石見神楽やオカリナ公演をグアテマラ，エルサルバドル，ホンジュラス，コスタリカ，ニカラグア，パナマ，ドミニカ（共）に巡回させることで，地方を含む日本の魅力を効果的に発信。ニカラグアの石見神楽公演では1,000名を動員し，アンケートでは日本文化の奥深さを改めて認識した等のコメントが寄せられ，高い満足度を得た。 （３）サウジアラビア 　サウジアラビアにおいては，日・サウジアラビア外交関係樹立60周年記念のクロージング・イベントとして，日本人音楽家による音楽会を実施し，その中でサウジ人音楽家とのコラボ演奏も実施

		した。サウジ文化芸術協会会長を含むサウジ人等80名が参加。日本の楽曲及びアラブ音楽の演奏を実施し日サウジ間の友好を示す機会にすると共に，日本音楽に触れる機会の少ない現地で効果的に日本文化をアピール。参加したサウジ人からは素晴らしい演奏であり，今後もこういったイベントを期待する旨の発言があった。（海外における文化事業等（達成手段４①）） （４）韓国 韓国においては，日韓国交正常化50周年の機会に，「日韓交流おまつり」，「ジャパンウィーク」，「アジアマニア」，といった伝統芸能からポップカルチャーまで幅広い大型文化事業を年内に複数回実施することで，日本に対する関心を継続的に高めると共に，様々な層に多様な日本の魅力を効果的にアピールした。９月に２日間開催された「日韓交流おまつり」では全体で９万人の来場者があり，和太鼓やJOP等のコンサート，韓国音楽家との共演を実施することで日韓国交正常化50周年を盛り上げた。全体の報道件数は150件を超え，幅広い層に効果的に日本の魅力及び日韓の絆をアピールした。（海外における文化事業等（達成手段４①）） ３　人物交流事業の実施 （１）帰国留学生との連携事業を増やしたことにより，帰国留学生同士及び各在外公館とのネットワークが強化された。特にASEANの４か国（ベトナム，インドネシア，タイ，シンガポール）においては帰国留学生会との連携による教育・ものづくり・日本語教育等の諸課題に関するシンポジウムを実施し，多くの各国政府要人，学識者等の参加を得ることができた。（留学生交流事業（達成手段４⑥）） （２）JETプログラムへの参加者増に向け，在外公館では大学等での説明会に力を注ぐ等募集･広報活動を強化した結果，米国，ジャマイカ等複数国で応募者増加につながった。（語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）（達成手段４⑤）） （３）フィリピンにおいて競技人口等の理由から選手の強化が困難である中，セーリングチームを招へいし，大学生チームとの合同練習や日本人の国際審判員による講義，大会へのゲスト出場等を行ったことは日フィリピン関係に資するものとなった。 また，FIFAクラブワールドカップで訪日する機会を捉え，在アルゼンチン大使館が実施したアルゼンチンの人気サッカーチームの壮行会は現地メディアでも大きく取り上げられ，広報効果の高い案件となった。（スポーツ外交推進事業（達成手段４⑩）） ４　在外公館文化事業についての事業評価 在外公館文化事業を通じた各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成への寄与を測る指標として引き続き前年度と同水準の評価を維持するよう努める。（海外における文化事業等（達成手段４①）） 【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 国民世論が外交に与える影響は世界的に大きくなっており，政府間の外交交渉に加えて，諸外国の国民・世論に直接働きかけるパブリック・ディプロマシーは益々重要になっている。このパブリック・ディプロマシーの重要な要素として，我が国文化の総合的かつ戦略的な発信を進めることは，対日関心の醸成，対日理解の増進等の観点からも不可欠な施策である。新興国が近年の経済発展を背景にこうした領域でも影響力を強めている中，我が国のプレゼンスを維持するためにも文化・人物交流事業等の国際文化交流の取組みを一層積極的に進めていくことが求められている。 上記理由により，各国・地域の対日理解を促進し，また，親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　文化事業等の実施による日本の魅力発信 在外公館や国際交流基金を通じて日本の多様な魅力を発信することで，各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とするとの27年度目標は適切であった。 パブリック・ディプロマシーの重要性が近年高まり，日本文化の総合的・戦略的発信に一層力を入れることが益々重要になっているため，引き続き在外公館や国際交流基金を通じて交流事業の展開・促進・支援により，日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し，各国国民の対日理解を促進し，また，親日感の醸成を図るよう努める。日本語事業については，平成27年６月の行政事業レビュー公開プロセスにおいて，日本語事業のPDCAや事業予算の効果的な配分などの指摘があり，事業評価システム等をより適切なものとすべく検討中である。
	次期目標等への反映の方向性	

		２　大型文化事業(周年事業関連)の実施 　ブラジル，韓国，中米，サウジアラビアにおける大型文化事業の実施を通じて，日本の多様な魅力を発信し，対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図るとの 27 年度目標は適切であった。外交上の大きな節目(周年)を迎える国との間で，大型文化事業を実施することにより引き続き対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼感の醸成を図ることは重要である。今後も事業の実施により一層の対日理解の促進，親日感の醸成，相互の信頼関係の構築を図る。 ３　人物交流事業の実施 　留学生交流，各種招へい事業，JET プログラム，スポーツ交流事業を通じて人物交流を促進し，各国の親日層・知日層の形成・発展を図り，相手国との関係強化の基盤を作るとの 27 年度目標は適切であった。 ア　留学生交流事業については，中・長期的に親日派・知日派外国人を育成してゆく観点から，優秀な国費留学生を確保し，帰国後も良好な関係維持に引き続き取り組む。 イ　招へい事業は，多様な国の指導的立場にある人物に対し，効率的に対日理解を促すことが可能であるため，引き続き取り組む。 ウ　JET プログラムについては，日本国内における外国語（英語）教育の強化の見通しに伴い，在外公館における募集･広報強化を通じて，優秀な候補者の発掘を行うことが必要である。また，JET 自らの知日層の育成という目標のみならず，元 JET 参加者の会を通じて，帰国した JET による日本文化紹介等の事業を支援することは，外国人の我が国への理解促進に有効であり，知日派・親日派の増加にもつながるため，平成 28 年６月に実施された行政事業レビュー公開プロセスで応募者数の増加，元 JET の活用含め，事業を全般的に一層強化すべきとの提言があったことも踏まえ，拡充に向け事業を実施する。 エ　スポーツ交流事業は言語や人種の違いを超えて交流することができる重要なツールであり，我が国の貢献を強く印象付けることができる。さらに，平成 28（2016）年夏のリオ・オリンピック・パラリンピック終了後には平成 32（2020）年東京大会に向けた機運が高まることから引き続き実施することにより得られる効果は高い。また，平成 25 年９月の IOC 総会で安倍総理大臣は，平成 32（2020）年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け，スポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow」を発表。平成 32（2020）年までに 100 か国以上，1,000 万人以上を対象にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広げていく旨表明した。引き続き同プログラムの着実な実施を含めスポーツ外交を積極的に推進していく。 ４　在外公館文化事業についての事業評価 　Ａ評価（効果が特に大），Ｂ評価（相当の効果あり）併せて 95%以上という 27 年度目標は適切であった。在外公館文化事業を通じた各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成への寄与を測る指標として引き続き前年度と同水準の評価を維持するよう努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page22_001180.html）

個別分野	５　文化の分野における国際協力の実施
施策の概要	文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって，人類共通の貴重な遺産の保護，新たな文化の発展への貢献，各国の持続的開発への寄与を図るとともに，親日感を醸成するため，（１）ユネスコや国連大学を通じた協力，（２）文化無償資金協力を実施する。
関連する内閣の重要政策	・日本再興戦略（平成 25 年６月 14 日） −世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 （クールジャパンの推進） ・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 「豊かな自然，文化や歴史，食など，地方にはそれぞれの「オンリーワン」があります。それを付加価値へと変えることで，過疎化というマイナスの流れを，プラスへと大きく転換する。地方創生の実現に向かって，皆さん，共に挑戦しようではありませんか。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年６月 30 日閣議決定） 第２章３．まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化〔３〕2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

測定指標	１　文化，教育，知的交流の分野における国際貢献の度合い（ユネスコ，国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い，裨益者の反応，報道振り，事業に対する評価（自己評価を含む））			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　ユネスコについては，第 36 回総会，第 186 回，第 187 回，第 188 回及び第 189 回執行委員会，第 35 回世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約第６回政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また，３つの日本信託基金を通じ約 80 件の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。 ２　国連大学については，我が国政府との協議や，専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに，日本の産学界等との連携を促した。	各種会議への積極的な関与，信託基金事業の円滑な進展，国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援を実施する。
		24年度	１　ユネスコについては，第 190 回執行委員会，第 36 回世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約第７回政府間委員会，第２回文化財不法輸出入等禁止条約締約国会議等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 世界遺産条約については条約採択 40 周年の記念の年にあたったため，ユネスコの協力を得つつ，関連事業を実施した。 また，３つの日本信託基金を通じ約 70 件の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。ユネスコとのレビュー会合を定期的に実施し，事業の有効性を一層高めるべく改善すべき方向なども確認した。 ２　国連大学については，我が国政府との協議を行い，また新旧学長交替前後に今後の方針等について緊密な意見交換を行った。また，我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムを開催した（24 年度には震災関連４件，アフリカ関連２件，平和構築３件他）。また，平成 22 年に開設された大学院プログラムは順調に発展し，日本にある２つの研究所の９月入学修士課程の出願者は 1,130 名，うち 25 名が入学した。	各種会議への積極的な関与，信託基金事業の円滑な進展，国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援を実施する。

25年度	1　ユネスコについては，トップドナーとして，第37回総会及び第191，192，193回執行委員会といった意思決定機関や，第37回世界遺産委員会，第19回世界遺産条約締約国総会，第８回無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与貢献した。 　世界遺産及び無形文化遺産について，「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」及び「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」がそれぞれの一覧表に記載され，また，日本としてユネスコ総会において行われた執行委員会選挙において再選を果たすことができた。 　また，３つの日本信託基金を通じ約60件の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコとの間でレビュー会合を定期的に実施し，各事業の有効性を一層高めるべく，改善すべき方向についても確認した。 ２　国連大学については，我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い，緊密な意見交換を行った。TICADⅤにおけるサイド・イベントの開催等，我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムが開催された(25 年度にはアフリカ関連15件，震災関連３件ほか)。また，平成 22 年に開設された大学院プログラムは順調に発展し，修士課程においては25年度には合計740名が出願し，うち21名が入学した。	ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し，世界遺産・無形文化遺産については我が国推薦案件の一覧表記載を目指すとともに，執行委員会委員国等の選挙での当選を目指す。また，３つの日本信託基金を通じ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 　国連大学については，我が国政府との協議や，TICADⅤ関連行事や「持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)関連行事等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに，学位プログラムの発展等を通じて日本の産学界等との連携を促す。
26年度	1　ユネスコについては，実質的トップドナーとして，第194及び第195回執行委員会といった意思決定機関や，第38回世界遺産委員会，第９回無形文化遺産保護条約政府間委員会，第２回文化財不法輸出入等禁止条約補助委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 　世界遺産について「富岡製糸場と絹産業遺産群」，無形文化遺産について「和紙：日本の手漉和紙技術」がそれぞれの一覧表に記載された。 　また，ポスト2015年開発アジェンダ及びポスト2015年教育アジェンダにおいて，ユネスコは教育を所管する国際機関として，我が国の知見を活かしつつ存在感を発揮している。 　さらに，３つの日本信託基金を通じ約30件の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコとの間でレビュー会合を定期的に実施し，各事業の有効性を一層高めるべく，改善すべき方向についても確認した。 ２　国連大学については，我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い，緊密な意見交換を行った。我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やセミナー・シンポジウムが開催された(26年度にはポスト2015開発アジェンダ，持続可能な開発のための教育，震災関連など13件)。また，平成22年に開設された大学院プログラムは順調に発展し，平成26年に統合され設立された日本のサスティナビリティ高等研究所は，学位認証機関の認定手続に入るなど，質的な向上にも取り組んでいる。同年の修士，博士課程	ユネスコについては，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ポスト2015年開発アジェンダ及びポスト2015年教育アジェンダの議論に関連し，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう，適宜協力を行う。また，３つの日本信託基金を通じ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献する。 　国連大学については，我が国政府との協議や，地球規模課題にかかわるイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに，日本の産学界等との連携を促す。

	への出願は226名であり，うち10名が入学した。	
27年度	１　ユネスコについては，実質的トップドナーとして，第38回総会，第196回，第197回並びに第198回執行委員会といった意思決定機関や，第39回世界遺産委員会，第10回無形文化遺産保護条約政府間委員会，第３回文化財不法輸出入等禁止条約補助委員会等の国際会議に参加し，予算策定を含む各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。例えば，後述の日本信託基金の事業においては，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し，相手国への技術移転を図った。 ２（１）世界遺産について「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業」が世界遺産一覧表に記載された。 （２）「世界の記憶」について ア　日本ユネスコ国内委員会が申請していた「東寺百合文書」及び京都府舞鶴市が申請していた「舞鶴への生還」が10月に「世界の記憶」として登録された。 イ　中国が申請した「南京事件」関連資料は同申請資料の完全性や真正性などの技術的な問題点を指摘したものの，「世界の記憶」に登録されることとなった。 ウ　我が国としては，同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，ユネスコ事務局等に対し，制度改善に向けた働きかけを行った。 ３　３つの日本信託基金を通じ計33件（うち，有形10件，無形７件，人的16件）の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコに対しては，事業の有効性や我が国のビジビリティ向上のための各種申入れを行った。例えば，有形の文化遺産保存事業において，中央アジア５か国（ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，タジキスタン，トクルメニスタン）に対し，世界遺産ドキュメンテーション支援事業を実施し，その結果，平成26年に「シルクロード：長安・天山回廊の道路網」が世界遺産登録された。また，小島嶼開発途上国（SIDS）諸国において，アフリカ・大洋州・カリブ地域における人材育成プログラム事業等を通じた支援を行い，世界遺産委員会の諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）による登録勧告の評価結果を踏まえ，平成28年の第40回世界遺産委員会において「ナン・マドール遺跡」の世界遺産登録が実現される予定である。 ４　国連大学については，我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い，緊密な意見交換を行った。我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やシンポジウム等の行事が開催され，同大学を通じ，国連経済社会理事会等に対して情報発信を行った。(27 年度には平和関連１件，持続可能な開発のための2030アジェンダ２件，環境３件，震災関連１件等８件)。また，平成22年に開設された日本のサステイナビリティ高等研究所の大学院プログラムは，我が国の認証評価機関の認定を取得し，東京大学とのジョイント・ディプロマ及びその他日本の大学との単位互換を	１　ユネスコについては，総会，執行委員会，世界遺産委員会，無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに，ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。 ２　世界遺産について，我が国の推薦案件(「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼・造船・石炭産業」)の一覧表への記載を目指す。 ３　３つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金，無形文化遺産保護日本信託基金,人的資源開発日本信託基金)を通じ，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進，人材育成事業の実施に貢献する。 ４　国連大学については，我が国政府との協議や，地球規模課題や文化の分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに，親日派・知日派の裾野拡大を目指す。

		進めるなど質的な向上にも取り組んでいる。平成27年の修士，博士課程への出願は266名であり，うち11名が入学した。	
中期目標	―	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献，途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに，国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と，途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　文化無償資金協力における，事業実施件数，裨益者の反応，報道振り，事業に関する評価			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	23年度はODAの方針等を踏まえた案件の実施に絞り込んだ結果，一般文化無償資金協力は22年度より６件少ない６件，草の根文化無償資金協力については22年度より４件少ない18件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式，供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており，実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他，政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け，これまで文化無償を実施した被供与国政府，機関，団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催した。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	24年度	24年度はODAの方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感情醸成や我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は５件，草の根文化無償資金協力は20件を実施した。一般文化無償資金協力全５件と草の根文化無償資金協力10件について案件実施に係わる交換公文や贈与契約署名式の際には，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	25年度	25年度はODAの方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感情醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は７件，草の根文化無償資金協力は21件を実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関心団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。
	26年度	26年度はODAの方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感情醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は８件，草の根文化無償資金協力は22件を実施し，平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え，スポーツ案件を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関心団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え，スポーツ案件を積極的に実施する。
	27年度	27年度はODAの方針等を踏まえつつ，対日理解・親日感情醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果，一般文化無償資金協力は７件，草の根文化無償資金協力は 28 件を実施した。特に平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックを見据	ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に，2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え，スポーツ

		え，例えばパラグアイのスポーツ庁訓練センターにおける柔道，体操，ウエイトリフティング等のスポーツ器材の整備支援等（スポーツ案件）を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には，写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関心団体の様々な関係者から謝意が述べられた。	案件を積極的に実施する。
中期目標	―	被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

評価結果（個別分野５）	施策の分析	１　文化，教育，知的交流の分野における国際貢献の度合い（ユネスコ，国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い，裨益者の反応，報道振り，事業に対する評価（自己評価を含む）） （１）ユネスコを通じた日本信託基金事業（累計件数有形文化遺産 39 件，無形文化遺産 107 件，人的 261 件）は，これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく，各国で高い評価を受けた。また，これらの事業実施にあたっては，国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して，こうした技術を我が国専門家より相手国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており，長期間にわたる効果が表れている。この結果，国際会議等のプレゼンスの高い場で裨益国の閣僚級から我が国への謝意が示されるとともにこれを支える日本人専門家の存在も，我が国プレゼンスの向上に大きく貢献している。 　例えば，ネパール地震に係る文化財分野において，タイムリーにユネスコを通じた支援を実施し，国際会議等において我が国政府より支援表明を行うなどプレゼンスを示した。（ユネスコ，国連大学を通じた協力（達成手段５①）） （２）我が国が世界遺産に推薦していた「明治日本の産業革命遺産」は，1850 年代から 1910 年にかけて，我が国における製鉄・製鋼，造船，石炭産業といった重工業の産業化に中心的役割を担った遺産群として，高く評価され，平成 27 年７月の世界遺産委員会で世界遺産に登録された。他方，本件登録にあたっては，韓国から，構成資産の一部において強制徴用があったとして世界遺産登録に懸念が表明された。しかし，我が国は，そもそも世界遺産として登録されるべき顕著な普遍的価値が存在し，世界遺産条約の下に保護していくべき遺産であると考えて推薦したものであり，世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスとしても登録勧告を出している以上，そのような主張は，世界遺産委員会を政治化するものであり，不適切であるとして，あくまでも技術的専門的見地からの審議が行われるべき旨，委員国に対して訴えた結果，全世界遺産委員国の理解と協力を得て，コンセンサスで本件の世界遺産登録が決定された。 （３）「世界の記憶」について ア　日本ユネスコ国内委員会が申請していた「東寺百合文書」及び京都府舞鶴市が申請していた「舞鶴への生還」については，外務省としても，同委員会に対し，ユネスコ事務局との連絡や関連情報の収集等の協力を行った結果，平成 27 年 10 月に「世界の記憶」として登録された。 イ　中国より申請された「南京事件」については，同申請資料の完全性や真正性などの技術的な問題点を指摘したものの，昨年 10 月に「世界の記憶」として登録されることとなった。 ウ　我が国としては，「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう，ユネスコ事務局等に対し，制度改善に向けた働きかけを行った。 （４）国連大学については，日本政府とのハイレベル協議を含む機会を通じて，国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく事業について緊密な意見交換を行い，国内との連携を促進したことが，同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進める上で有効であった。また，平成 27 年は，国連大学の 40 周年を記念する一連の事業により国内外における国連大学の研究成果の普及に努め，大学院プログラムにおいて国際機関等で通用する人材の育成に取り組み過半数以上の

		卒業生が関連する進路に就いている点も，我が国の関心に応える上で有効であった。(ユネスコや国連大学を通じた協力(達成手段５①)) ２　文化無償資金協力における事業実施件数，裨益者の反応，報道振り，事業に関する評価 一般文化無償資金協力（７件）及び草の根文化無償資金協力（28 件）は，文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資することにより，日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与した。（海外における文化事業等（達成手段５④））
次期目標等への反映の方向性		【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) グローバル化の進展とともに，インターネットやマスメディアの発達が急速に進み，世界各国は，相互依存を深めると同時に，各国の外交政策に国民が及ぼす影響力が高まっている。このような中，国際社会において対日理解を促進し，親日感を醸成するためには，開発途上国の文化の保全及び文化・教育振興を支援する二国間協力(文化無償資金協力)や多国間協力(ユネスコ，国連大学を通じた協力)を通じ，文化の分野での国際貢献を行うことが必要であり，これらの分野の事業に適切に我が国の意見を反映していくためにも，引き続きユネスコにおける積極的な意思決定への参画が必要である。 中でも，人類共通の貴重な財産たる世界遺産などについては，一度失われれば回復することが難しいものであるところ，危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の高い技術力をもって協力を行うことが引き続き強く求められている。また，国連大学については，東京に本部のある唯一の国連機関で，世界 13 か所にネットワークを有する特性を活かし，様々な分野における我が国の取組を発信する上でこれを活用する必要がある。 上記のとおり文化，スポーツ，教育，知的交流の振興のための国際協力及び，文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ，我が国の積極的な議論参画等による親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　文化，教育，知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネスコ，国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い，裨益者の反応，報道振り，事業に対する評価(自己評価を含む)) ユネスコを通じた協力は，日本の知見を活用した国際貢献として加盟国にもよく知られており，引き続きユネスコでの議論や交渉等へ参加し，必要な主張を行っていくとともに，信託基金による文化遺産保護及び人材育成を行っていく。一方，文化遺産保護に関する日本信託基金及び人的資源開発日本信託基金による実施事業においては，有効に実施され，所期の効果が得られるよう，モニタリングの強化が課題となっている。このため，進捗状況等について随時報告等を受け，協議，対応することにより，事業の円滑な実施及び投入資源の効率性を維持するように努めていく。また，新興国等の影響力が高まっているため，我が国の立場と影響力維持のため，一層のリソースの確保と事業における我が国ビジビリティの向上を図る。 なお，27 年度目標としていた世界遺産・無形文化遺産における我が国推薦案件の各一覧表への記載については，我が国のプレゼンス向上の観点から見れば有意義であるものの，国際貢献により重点を置くとの観点から 28 年度目標からは除く。一方で，「世界の記憶」については，本事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコの設立の趣旨と目的を推進するものとなるよう，我が国は責任あるユネスコ加盟国として，同制度改善に積極的に取り組む。 国連大学との協力促進について，我が国政府との協議及び関連行事における緊密な意思疎通はホスト国として重視すべき点であり，これらを通じて親日派・知日派の拡大を図るとの 27 年度目標は適切であった。引き続き同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進めることが課題であり，日本政府との協議の場を通じて緊密な意見交換を行い，国内との連携やプレゼンスの向上を促進する。また，国連大学と我が国産学界等との連携を引き続き強化していく。 ２　文化無償資金協力における事業実施件数，裨益者の反応，報道振り，事業に関する評価 ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，特に 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツ案件の積極的な実施との 27 年度目標は適切であった。文化無償資金協力については，文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興，文化遺産保全に資すると考えられることから，引き続き ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件，我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施していく。また平成 32（2020）年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを見据え，スポーツ案件を引き続き積極的に実施する。

作成にあた	・ユネスコホームページ(http://en.unesco.org/)

って使用した資料その他の情報	・国連大学ホームページ(http://unu.edu/)

個別分野	６　国内報道機関対策の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たっては，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ，政策の具体的内容や外務省の役割等について，報道機関対策の実施により，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を行う。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説（平成28年１月22日） 「国際社会での存在感を一層高めるよう，日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」

測定指標	１　国内報道機関等を通じた情報発信			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき，これまでインターネット・メディア，フリーランス記者等の計179名の記者が会見参加登録を行った。 23年度の外務大臣記者会見は97回，外務副大臣会見は74回，外務報道官会見は36回，外務副報道官会見は33回実施された。さらに外務大臣記者会見には英語同時通訳を導入した。報道関係者に対し，政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計118回，外務報道官によるオープンルームを４回実施したほか，文書による情報発信として，「外務大臣談話」，「外務報道官談話」を各々35回，81回，「外務省報道発表」を1,371回発出した。 外務大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは９回，新聞インタビューは17回実施した。 有識者や地方メディアに対して，郵送，メール(週１回発送のメルマガを含む。)，面談等を通じ定期的に情報を提供し，我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。	記者会見，ブリーフ，「外務大臣談話」等の文書による情報発信，政務三役による新聞・TVインタビュー，メルマガの発信など，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
		24年度	21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき，これまでインターネット・メディア，フリーランス記者等の計211名の記者が会見参加登録を行った。 24年度の外務大臣記者会見は122回，外務副大臣会見は59回，外務報道官会見は40回，外務副報道官会見は35回実施した。さらに外務大臣記者会見のうち，英語同時通訳を導入した記者会見は41回行われた。 報道関係者に対し，政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計106回，外務報道官によるオープンルームを８回実施したほか，文書による情報発信として，「外務大臣談話」，「外務報道官談話」を各々32回，65回，「外務省報道発表」を1,289回発出した。 外務大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは12回，新聞インタビューは６回実施した。 有識者や地方メディアに対して，郵送，メール(含メルマガ週１回計51件)，面談等を通じ定期的に情報を提供し，我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。 また，積極的な情報発信として，尖閣諸島情勢に際して，有力メディア等を対象に日本の立場の正確な理解を促進するブリーフ８回を実施した。	記者会見，ブリーフ，「外務大臣談話」等の文書による情報発信，政務三役による新聞・TVインタビュー，メルマガの発信など，外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 引き続き，記者会見等を通じた情報発信の強化に努める。
		25年度	24年12月に記者会見に関する基本方針を変更し，外務大臣記者会見が週３回から２回，外務副大臣記者会見が週２回から１回(両副大臣が交互に実施)となったことから(外務報道官記者会見は週１回で変更なし)，記者会見の実施回数は合計で週６回から，４回となった。これを受け，25年度は外務大臣記者会見76回(うち英語同時通訳が実施されたのは20回)，外務副大臣記者会見(または懇談)12回，外務報道官記者会見34回，外務副報道官記者会見41回実施した。	外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また，有識者や地方メディアに対して，郵送，メール等を通じ定期的に情報を提供する。

		報道関係者に対する事務レベルによるブリーフは計87回，外務報道官によるオープンルームを５回実施したほか，文書による情報発信として「外務大臣談話」を42回，「外務報道官談話」を62回，「外務省報道発表」を1,328回発出した。外務大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは24回，新聞インタビューは14回，講演会は３回実施した。また，有識者や地方メディアに対して，郵送，メール（含週１回のメルマガ計50件），随時面談等を行い情報を提供し，我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。	
	26年度	１　26年度は外務大臣記者会見85回（うち英語同時通訳が実施されたのは16回），外務副大臣記者会見８回，外務報道官記者会見を31回実施した。また定例会見以外に，緊急の事案が発生した際に大臣による臨時会見を22回実施し，よりタイムリーな情報発信を行った。他方で，外務副報道官による外国報道関係者向け記者会見は６回実施したが，８月以降，外国プレスのニーズも踏まえて実施を取りやめた。また，在京外国記者に対しても要すれば外務大臣，外務副大臣などの記者会見への参加を慫慂することとした。 　報道関係者に対する事務レベルによるブリーフは計107回，外務報道官によるオープンルームを２回実施したほか，文書による情報発信として「外務大臣談話」を42回，「外務報道官談話」を58回，「外務省報道発表」を1,407回発出した。大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューは17回，新聞インタビューは６回，講演会は１回実施した。 ２　また，有識者に対して，郵送，メール（含週１回のメルマガ計50件）等を通じて情報を提供し，我が国外交政策に対する国民の理解増進に努めた。	外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また，有識者や地方メディアに対しても，郵送，メール等を通じ定期的に情報を提供する。
	27年度	１　27年度においては外務大臣記者会見を88回（うち英語同時通訳が実施されたのは12回），外務副大臣会見を４回，外務報道官会見を21回実施した。また，定例会見以外に，北朝鮮による核実験やミサイル発射等，緊急の事案が発生した際や，報道機関の要請のある際に外務大臣による臨時記者会見を30回実施し，国民の関心に応えるべくタイムリーな情報発信に努めた。報道関係者に対する事務レベルでのブリーフは，計64回，外務報道官によるオープンルームを８回実施したほか，文書による情報発信として「外務大臣談話」を22回，「外務報道官談話」を58回，「外務省報道発表」を1,318回発出した。大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューは11回，新聞インタビューは８回，雑誌インタビューは１回，講演会は３回実施した。 ２　有識者に対しても，郵送，メール（含む週１回のメルマガ計50件）等を通じて，我が国外交政策に対する国民の理解増進に努めた。	外交政策に関する多様な情報提供を通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため，報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また，有識者や地方メディアに対して，定期的に情報を提供する。
中期目標	―	我が国の外交政策等につき，国民の理解を増進する。	

26･27年度目標の達成状況	○			
２　外務大臣，外務副	実績値		中期目標値	26･27 年度

	大臣，外務報道官による記者会見実施回数（注：26 年度までは外務副報道官会見（平成 26 年８月以降廃止）数を含む目標値及び実績値）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	－	目標の達成状況
		240	256	148	152	143	－	△
	年度目標値			240	160	130 回		
	３　外務省報道発表の発出件数	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	－	
		1,371	1,289	1,328	1,407	1,318	－	○
	年度目標値			1,300	1,300	1,300 回		

評価結果（個別分野６）	施策の分析	１　国内報道機関等を通じた情報発信 （１）我が国の外交政策等につき，国民の理解を増進するためには，記者会見の機会等を活用し，外務大臣自らが情報発信を行い，それが国内報道機関を通じて国民に伝えられることが極めて重要である。近年，我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中，外務大臣自らが記者会見を通じて発信することが必要な外交政策，外交事案が増大している状況において，定例会見の実施に加え，それぞれの事案に応じて行う臨時の記者会見は，タイムリーな報道を確保し，国民への説明責任を果たしつつ，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で大きな効果があった。27 年度における具体的な例としては，平成 28 年１月の北朝鮮の核実験に際して６回，２月の北朝鮮の弾道ミサイル発射に際して９回，外務大臣による臨時記者会見を実施した。（国内報道機関対策（達成手段６①）） （２）平成 28 年４月のＧ７広島外相会合の実施に先立ち，３月に在京報道機関に加え広島の地元報道機関による外務大臣のインタビューを計６回実施した。右インタビューの実施はＧ７広島外相会合の意義を事前に広く国民に広報し，Ｇ７広島会合に向けた国民の関心を高める上で大きな成果があった（４月のＧ７広島会合の直前，直後にもタイミングをとらえ，現地において多数の大臣インタビューを実施した）。（国内報道機関対策（達成手段６①）） （３）測定指標のうち，26 年度の記者会見実施回数が達成目標に至っていないが，これは平成 26 年８月以降，外国プレスのニーズも踏まえて外務副報道官会見を廃止したことから，当初の目標値 160 回の達成には至らなかったものであるが，測定指標全体としては上記のとおり有効な取組があったことから目標達成と判定した。 ２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数 上記１（３）のとおり，平成 26 年８月以降，外務副報道官会見を廃止したことから，27 年度については，記者会見実施回数の年度目標値を 26 年度の 160 回から 130 回に修正した。記者会見の実施回数は，政務日程，外国出張日程，緊急事態の発生等により左右され，その実施が決定されるところ，例えば，外務副大臣会見については，政務や出張日程の関係から 27 年度の７月以降実施されなかった。他方，上記１（１）でも記述のとおり，重要な外交案件が発生した際に，外務大臣による臨時の記者会見を適時に実施し，27 年度の会見数が年度目標値を上回る 143 回となったことは，我が国の外交政策につき国民の理解を増進する上で有効であった。（国内報道機関対策（達成手段６①）） ３　外務省報道発表の発出件数 外務省の報道発表についても，当該年度の発信すべき外交案件の数によりその発出が左右されるため，一概にその発出件数の多寡を比較することは必ずしも適当ではないが，ここ数年間のすう勢にかんがみ 27 年度においても年度目標値を 1,300 件に設定した。26・27 年度共に報道発表につき，年度目標値を達成し，国民の外交政策に対する理解を深めるために有益であった。
	次期目標等への反映の方向	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 外交政策を効果的に遂行するためには外交政策に対する国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり，政策の具体的内容や外務省の役割等についてタイミング良く，包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことが重要である。また，直接広報，間接広報の手段を適切に選択して幅広い国民

	性	層に訴求する積極的な情報発信に努める必要がある。加えて，国民の意見や世論動向を的確に把握し，外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。 上記のとおり国内報道機関等による報道を通じ，日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　国内報道機関等を通じた情報発信 　記者会見等を通じた情報発信の実施は，施策目標を実現する上で重要であり，政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加等の27年度目標の設定は適切であった。 　引き続き，国内報道機関対策の実施を通じて外務省の政策の具体的内容や役割等について，地方を含む様々な国民層に対して，的確で，タイミング良く，かつ分かりやすい情報発信を推進していく一方，記者会見の実施件数は，政務日程，外国出張日程，緊急事態の発生等により左右されるため，28年度は，実施回数の増加ではなく，積極的な情報発信を目標とする。 （１）外交政策に関する報道を質・量ともに向上させる必要がある。上記「施策の分析」にも記述したとおり，重要な外交案件につき，外務大臣が適時適切に臨時会見を実施したり，外務大臣をはじめとする政務三役が国内報道機関による個別のインタビューを受けたことは，国民の関心の高い分野について，直接的に国民に訴えかけるものであり，国民の理解を確保する上で効果があった。今後もハイレベルでの情報発信の適切なタイミングでの実施に努める。 （２）正確な報道の確保は重要な課題であり，重要外交案件やメディアの関心の高い事項について，報道関係者に対し，事務レベルによるブリーフや外務報道官によるオープンルームの実施，文書による情報発信を迅速かつ積極的に行ったことは，外交政策に関する正確な報道を確保する上で効果があったことから，報道関係者に対するブリーフや文書による情報発信を強化していく。 ２　外務大臣，外務副大臣，外務報道官，外務副報道官による記者会見実施回数 　記者会見実施回数は，政務日程や緊急事態発生によって左右されるため，回数の多寡を単純比較することは適当ではないが，26年度の実績に鑑みれば，27年度目標値130回はおおむね適切であり，定例会見に加え臨時会見を実施することにより目標値を達成することができたところ，28年度の目標値として，同様に130回を設定する。 ３　外務省報道発表の発出件数 　文書による情報発信（外務省報道発表）発出件数は，情勢に左右されるが，過去の発出件数と同水準，1,300件を維持していく。内容についても，国民や国内報道機関の関心に応え，我が国の外交政策が正しく理解されるよう，より的確で，タイミング良く，かつわかりやすい発表となるよう，引き続き努めていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ（会見・発表・広報） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html）

個別分野	７　外国報道機関対策の実施
施策の概要	以下を通じて，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに，我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。 １　日本関連報道に関する情報収集・分析 ２　外国報道機関に対する情報発信・取材協力 ３　報道関係者招へい
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう，日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信する」

測定指標	１　日本関連報道に関する情報収集・分析		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	東日本大震災以降の日本関連報道の大幅な増加に対応し，海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ，省内，総理大臣官邸，関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金，毎日) ・対日論調とりまとめ配布(72 件)	日本関連報道に関する情報収集・分析を通じて，外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき，外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度	韓国大統領の竹島上陸，尖閣三島の所有権移転以降の尖閣諸島をめぐる情勢，安倍内閣の歴史認識等に関する日本関連報道の増加にも対応し，海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ，省内，総理大臣官邸，関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金，毎日) ・対日論調とりまとめ配布(66 件)(韓国大統領竹島訪問・尖閣諸島をめぐる情勢・北朝鮮ミサイル発射等の重要案件に関しては，特集号を作成して配布した)	引き続き東日本大震災に関連した風評等対策及び「日本ブランド」の復活・強化のための効果的な情報発信を行っていく必要があり，また 24 年度に実施される予定の機構改革により，より総合的な広報戦略のもと外国メディアに対しても情報発信を行っていく必要があるところ，外国報道機関の日本関連報道の適切な把握に基づき，外国メディアに対する情報発信戦略を立案し，効果的にインタビュー，記者会見，その他取材協力などを設定し，対外発信する。
	25年度	大きな注目が集まった安倍政権の動向(アベノミクス，歴史認識等)，竹島・尖閣を巡る領土保全問題，捕鯨問題，東京電力福島原発の汚染水問題等の日本関連報道の増加に対応し，海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い，省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金，毎日) ・海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布(計 43 件)	外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信することを目的に，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し，日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁の用に供することにより，我が国外交政策の形成に資する。
	26年度	昨年度に引き続き，安倍政権の動向(アベノミクス，歴史認識等)，領土保全等の日本関連報道の増加に対応し，海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い，省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。また，シリアにおける邦人殺害事件に際しては，中東を含む関連報道を 24 時間体制でモニタリングし，関係者に共有した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布･提供(月～金，毎日) ・海外論調とりまとめ(週別･テーマ別)の作成及び配布(計 82 件)	外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について迅速，正確かつ効果的に対外発信することを目的に，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し，日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供することにより，我が国外交政策の形成に資する。
	27年度	戦後 70 年，原爆投下 70 年，内閣総理大臣談話（いわゆる戦後 70 年談話）の発表，平和安全法制の成立，TPP 合意，慰安婦問題に関する日韓合意等，日本外交の様々な展開や安倍政権の動向に関する日本関連報道の増加に対応し，海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い，省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供した。	外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について迅速，正確かつ効果的に対外発信することを目的に，外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し，日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い，分析結果を迅速かつ適時

		・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供（月～金，毎日） ・海外論調とりまとめ（週別・テーマ別）の作成及び配布（計137件）	に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供することにより，我が国外交政策の形成に資する。
中期目標		外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　外国メディアに対する情報発信・取材協力			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	外国メディアによる総理大臣，外務大臣等へのインタビュー，総理大臣，外務大臣等による寄稿，外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング，英文プレスリリース等の発出等を通じ，我が国の主要外交課題に関する政策や立場等について情報を発信し，日本関連報道に反映された。また，外務大臣記者会見に日英同時通訳を導入し，より迅速に対外発信を行った。 震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては，在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行った他，頻繁に在京外国プレス向けのブリーフィングや寄稿等を実施し，諸外国における正しい対日理解を促進した。 ・総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー：49回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：78回 ・外国プレス向け英文資料の発出：610件 ・外国メディアに対する抗議，反論投稿掲載等の申し入れ：73回 ・大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：60人（注：参加登録制ではないため推計値。）	東日本大震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対する抗議の申し入れ，反論投稿掲載の働きかけなど，外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて，我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度	外国メディアによる総理大臣・外務大臣等へのインタビュー，総理大臣・外務大臣等による寄稿，記者会見・ブリーフィング，外国メディア向け資料の発出等を通じ，竹島・尖閣諸島を巡る情勢や主要外交案件等に関する我が国の立場等について情報を発信し，日本関連報道に反映された。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては，迅速に反論投稿・申し入れを実施し，諸外国における正確な対日理解を促進した。以上のような外国メディア対策の企画・立案に当たっては，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用した。 ・日英同時通訳付の外務大臣会見を通じ，より迅速かつ効果的に対外発信を行った。外務大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：132人（注：参加登録制ではないため推計値。） ・総理大臣・副総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー：45回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：35回 ・外国プレス向け英文資料の発出（プレスリリース，談話，概要）：548件 ・外国メディアに対する抗議，反論投稿掲載等の申し入れ：320回 ・外国テレビチームに対する番組制作支援：６カ国で合計	日本関連報道に関する情報収集・分析結果に基づき，24年度は，東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し，日本ブランドの復活・強化及び我が国政策の正当性を発信すべく，外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

	約17時間分の日本特集番組を放映（４月24日現在）	
25年度	常時より我が国の立場や取組について，外務大臣及び外務副報道官による定例会見，ブリーフィング，プレスリリース等の発出等により対外発信を行った。外務大臣会見は同時通訳付きで提供した他，日本語記録のホームページに掲載後24時間以内を目処に英語記録を作成・掲載を行った。 総理大臣・外務大臣の二国間の外国訪問，国連総会等の多国間の国際会議等の外交機会を捉え，総理大臣による内外記者会見，総理大臣・外務大臣によるインタビューを実施した。 事実誤認や偏見に基づく報道ぶりに対しては，反論投稿掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い，正確な理解を促した。 福島原発事故にかかる汚染水問題対策の取組について関係各省の協力を得て取材の機会を提供すること等により，正確な日本関連報道の増加に資することができた。 以上のような外国メディア対策の企画・立案に当たっては，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用した。 (実施件数等参考) ・総理大臣，副総理大臣，官房長官，官房副長官，外務大臣，外務副大臣，外務大臣政務官によるインタビュー：65回 ・総理大臣の外遊時の内外記者会見：12回 ・外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見：41回 ・外国メディア向けプレスリリース・談話の発出：464件 ・外国メディアに対する抗議，反論投稿掲載の申し入れ：139件 ・外国テレビチームに対する番組制作支援：４ヵ国で合計約５時間分の日本特集番組を放映(平成26年５月19日現在)	以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・外務大臣記者会見等 ・総理大臣・官房長官・官房副長官・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー等 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等
26年度	外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して，以下の各事業を実施することにより，迅速且つ効果的な対外発信に寄与した。 １　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において，計６回の内外記者会見を実施した。 ２　外務大臣による本省での記者会見を実施する際に，外国報道関係者のために英語同時通訳を提供した他，外務副大臣会見において，外務大臣会見同様に英語同時通訳を提供した。 なお，外務副報道官の外国報道関係者向け記者会見は，在京外国記者の要望等を踏まえ，26年度より定例会見の形式ではなく，個別に照会やインタビュー依頼に対応することとした。 ３　外国報道関係者からの依頼に応じて，国内外において総理大臣，外務大臣，外務副大臣，外務大臣政務官によるインタビューを実施した。 26年度のインタビュー件数は，総理大臣30回，外務大臣11回，外務副大臣５回，外務大臣政務官１回の計47回であった。 また，フィナンシャル・タイムズ紙への総理大臣寄稿，ウォールストリートジャーナル紙，フォーリン・アフェ	以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 ・総理大臣の外国訪問時における内外記者会見 ・外務大臣記者会見等 ・総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー等 ・外国プレス向け英文資料 ・反論投稿・申し入れ ・テレビチームに対する番組制作支援等

		アーズ誌，フォーリンポリシー誌への外務大臣寄稿等も実施した。 ４　当省が発出するプレスリリースや談話のうち，外国メディアの関心が高い事案について，その英文版を作成し，在京外国報道機関に対し迅速に発信し，また，外務省ホームページ英語版への掲載を行った。 26 年度は，外務省報道発表の英文版を 424 件，外務大臣及び外務報道官談話の英文版を 93 件発出した。 ５　海外メディアの報道の中で，明らかな事実誤認や著しい偏向に基づく記事について，掲載メディアの編集局に対して，反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い，我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。 26 年度は，計 35 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。 （年度目標中，テレビチームに対する番組制作支援等は測定指標３の外国記者招へいの戦略的実施に該当する事業であることから，その実績については同測定指標に記載した。）	
	27年度	外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため，必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して，以下の各事業を実施することにより，迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。 １　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において，計３回の内外記者会見を実施した。 ２　外務大臣による本省での記者会見を実施する際に，外国報道関係者のために英語同時通訳を提供した他，外務副大臣会見において，外務大臣会見同様に英語同時通訳を提供した。 ３　外国報道関係者からの依頼に応じて，国内外において総理大臣，外務大臣，外務副大臣，外務大臣政務官によるインタビューを実施した。 27 年度のインタビュー件数は，総理大臣 15 回，外務大臣７回，外務大臣政務官１回の計 23 回であった。 また，ブルームバーグ・ビュー，CNN オンラインへの総理大臣寄稿，ル・フィガロ紙への外務大臣寄稿等も実施した。 ４　当省が発出するプレスリリースや談話のうち，外国メディアの関心が高い事案について，その英文版を作成し，在京外国報道機関に対し迅速に発信し，また，外務省ホームページ英語版への掲載を行った。 27 年度は，外務省報道発表の英文版を 349 件，外務大臣及び外務報道官談話の英文版を 72 件発出した。 ５　海外メディアの報道の中で，明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について，掲載メディアの編集部に対して，反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い，我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。 27 年度は，計 28 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。 ６　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力を実施。 27 年度は，記者ブリーフィングを 58 件実施し，1,680 名が参加した。また，プレスツアーを６件実施し，71 名が参加した。	以下の手段を通じ，外部専門家の知見も活用しながら，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 １　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見 ２　外務大臣記者会見等 ３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等 ４　外国プレス向け英文資料の発信 ５　日本関連報道への対応（反論投稿・申し入れ）
中		外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理	

期目標		解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　外国記者招へいの戦略的実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	主に東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることをテーマとし，外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し，正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：87 人 ・掲載記事：286 件(平成 24 年５月 28 日現在)	東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることを中心として，報道関係者招へいを通じて，我が国の政策・立場について，迅速，正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度	風評被害対策等を念頭に置き，日本に関する正確な報道のために，外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し，正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数：38 カ国 51 人 ・掲載記事：142 件(平成 25 年４月 23 日現在)	東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し，日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため，報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。
	25年度	東アジアを巡る情勢の変化や風評被害等を念頭に置き，日本に関する正確な報道のために，外国記者に日本を訪問して取材する機会を提供し，正確な対日理解に基づく記事の執筆，掲載を促進した。 ・招へい人数：36 ヵ国 52 名 ・掲載記事：206 件	風評被害対策としての情報発信やその他我が国政策の正当性の発信を含め，外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し，正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進する。
	26年度	26 年度は，25 年度補正予算の繰り越しによる予算もあり，招へい記者数及びテレビチーム数は前年度に比べて大幅に増加した。また，招へい計画策定に際しては，対日理解の促進のための発信に主眼を置き，領土問題・アベノミクス・地方の魅力発信の観点に留意して，招へい記者に取材機会を提供する等の工夫を凝らすことにより，対外発信の強化に寄与した。 招へい記者数は 56 ヵ国 161 名，掲載記事は 431 件(平成 27 年６月 11 日時点)，招へいテレビチームは９ヵ国 25 名，放映時間は計 14 時間 56 分(平成 27 年６月 11 日時点，７月放映予定分を含む)であった。	戦略的な招へい計画に基づき，外国メディアを日本に招へいし，対日理解促進と適切な取材機会を提供することにより，正確な情報に基づく日本関連報道に資する。
	27年度	影響力の高いメディア，記者，複数国で放送されるメディアを選定することなどにより，限られた予算の範囲で最大限の効果が出せるよう努めた。具体的には，５月に開催された第７回太平洋・島サミットの際には，太平洋の国々から９人の記者を招へいし，太平洋島嶼国に対する日本の支援の成果や東日本大震災からの復興の姿につき好意的な報道を得た。そのほか ASEAN10 か国からの招へい記者に対し，平成 28 年のＧ７伊勢志摩サミットの開催地である三重県及び外相会合の開催地である広島県での取材機会を提供するなど地方を含む日本の魅力の発信にも取り組んだ。 招へい記者数は 53 ヵ国 83 名，掲載記事は 275 件(平成 28 年４月１日時点)，招へいテレビチームは５ヵ国５チーム，放映時間は計約 18 時間(平成 28 年４月１日時点)であった。	戦略的な計画に基づき，外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし，主要外交課題等に関する取材機会を提供し，正しい対日理解に基づいた発信を増進する。
中期目標	―	外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・親日感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	

４　日本関連報道件数(単位：万件)	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	―	

	（注：記事データベースに基づくもの）							状況
		142	127	127	128	124	―	△
	年度目標値			124 程度	124	127		

評価結果（個別分野７）	施策の分析	１　日本関連報道に関する情報収集・分析 27 年度は，戦後 70 年を迎えての我が国の歴史認識をはじめ，安全保障や経済・貿易等，海外においても様々なテーマと論点の日本関連報道がなされたことから，本省における報道ぶりの把握のみならず，在外公館におけるモニタリングの強化等により，迅速かつ適切な論調分析に一定の効果があった。 特に 27 年度からは，論調分析資料の作成に際しても，関連する写真の活用や従来以上に迅速に当省 HP への掲載を行う等の工夫を施し，資料の有効活用の観点からも成果があった。（外国報道機関対策（達成手段７①）） ２　外国メディアに対する情報発信・取材協力 上記１のとおり，我が国の歴史認識や外交・安全保障等に関する海外の関心の高まりを踏まえて，特に海外メディアの関心やニーズの聴取・分析に努め，その上で我が国の立場を正しく発信するため，総理大臣，外務大臣，各国駐在の大使等による記者会見，インタビュー，寄稿，個別のブリーフィングを適切なタイミングで組み合わせ，例えば，原爆投下 70 年にあわせて岸田外務大臣から CNN に寄稿したり，総理訪米のタイミングにあわせて総理大臣からブルームバーグ・ビューへの寄稿や米主要紙とのインタビュー，現地での事後ブリーフィングを実施するなど，戦略的に効果的な発信を実施したことは我が国の歴史認識や外交・安全保障に関する諸外国民の理解を深める上で有効であった。（外国報道機関対策（達成手段７①）） ３　外国記者招へいの戦略的実施 外国記者招へいに関し，27 年の実績は 53 ヵ国 83 名。28 年度のＧ７伊勢志摩サミット及び関連外相会合に向けて，平成 27 年の８月以降，招へい記者による三重や広島の関連テーマに関する取材をアレンジするなど，主要外交日程を念頭に効果的な発信となるよう努めた。 テレビチームについては，番組を特定国内だけでなく国際的なネットワークを有する放送局や広くインターネットを通じて各国で視聴することが可能な放送局を優先的に選定する等の工夫を施すことにより，従来以上に広い地域で放映された。（外国報道機関対策（達成手段７①）） ４　日本関連報道件数 27 年度の日本関連報道数は約 124 万件であり，26 年度の 128 万件に比較するとほぼ横ばいであり 27 年度の目標値には達しなかったが，上記１～３の各施策を通じて，正しい事実関係に基づいた記事が掲載されるよう積極的な対外発信に努めた。（外国報道機関対策（達成手段７①）） 【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 我が国の立場や取組について国際社会から理解と支持を得るためには，諸外国において我が国の政策や社会，文化などに関する正しい報道を通じて，世論形成や関心，親近感が醸成されることが極めて重要である。 そのためには，海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っていくことが必要不可欠であり，外務省としては，テーマや内容に応じて，様々な方法を活用して，戦略的かつ効果的な発信を行うことに努めている。 具体的な施策として，日本関連報道の論調や海外メディアの傾向を的確に分析すること，その上で，海外メディアのニーズを踏まえて総理大臣や外務大臣等による記者会見やインタビューなどの取材機会を創出して我が国の政策を戦略的に発信すること，対外発信文書を適切なタイミングで広く提供すること等に引き続き努めていく必要がある。さらに，事実誤認に基づく報道により諸外国の読者に誤解が生じないように，迅速に申入れや反論投稿を行い，事実に基づいた適切な理解を促すことも重要である。 また，情報発信だけでなく，報道関係者招へい事業を通じて，外国の発信力のある報道関係者に，直接日本を取材する機会を提供することで，正確な日本理解に基づいた記事を執筆することを促し，帰国後も日本に関連する記事を継続して執筆させることが必要となる。 上記のとおり外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は適切であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向
	次期目標等への反映の方向性	

		けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　日本関連報道に関する情報収集・分析 　外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し，日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析の実施並びに分析結果の迅速かつ適時な関係者への提供を通じ我が国外交政策の形成に資するとの 27 年度目標は外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進するとの施策目標を実現するために重要であり適切な目標であった。今後も外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し分析を行い，迅速かつ頻繁に省内，総理大臣官邸，関係省庁に提供していく。 ２　外国メディアに対する情報発信・取材協力 　総理大臣，外務大臣等による記者会見，インタビュー，ブリーフィング等を通じ，我が国の政策・立場について，迅速・正確かつ効果的に対外発信するとの 27 年度目標は適切であった。今後も外国報道機関による報道を通じ，海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解の増進に努める。 ３　外国記者招へいの戦略的実施 　戦略的な計画に基づき，テレビチームを含む外国メディアを日本に招へいし，主要外交課題等に関する取材機会を提供し，正しい対日理解に基づく発信を増進するという 27 年度目標は，施策目標を実現する上で重要であり，適切な目標であった。今後も外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し，正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進していく。 ４　日本関連報道件数 　外国報道機関による報道を通じた海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解との目標の達成度を測るための指標として，27 年度の目標値は適切であり引き続き日本関連報道件数を参照する。上記１～３の各施策を通じて，正しい事実関係に基づいた記事が掲載されるよう，引き続き，積極的な対外発信に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ （日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj/ 英語版：www.mofa.go.jp/） ・（公財）フォーリン・プレスセンターのホームページ/ （日本語版：http://fpcj.jp/ 英語版：http://fpcj.jp/en/）

基本目標Ⅳ　領事政策

施策Ⅳ－１　領事業務の充実（モニタリング）

平成 28 年度政策評価書(モニタリング)

(外務省 27－Ⅳ－１)

施策名	領事業務の充実					
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため，以下を推進する。 １　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また，国民の円滑な海外渡航の確保のために，日本旅券に対する国際的信頼性を確保する。 ２　広報及び啓発により，在外邦人の安全対策を強化する。また，在外邦人の援護体制を強化する。 ３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により，出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため，アジア諸国を始め，ビザ発給要件の緩和を実施する。また，在日外国人支援に係る取組を積極的に進める。					
施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	14,371	14,662	14,848	15,687
		補正予算(b)	125	0	170	
		繰越し等(c)	△117	281	0	
		合計(a＋b＋c)	14,379	14,943	15,018	
	執行額(百万円)		13,795	14,593	14,847	

(注)本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	領事局	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　領事サービスの充実
施策の概要	１　邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 　海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため，IT化を推進するとともに，領事窓口サービスの向上等の取組を進める。 ２　領事担当官の能力向上 　国民に対し質の高い領事サービスを提供するため，領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに，領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。 ３　国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 　日本旅券の信頼性を確保し，国民の海外渡航の円滑化を確保するため，国際民間航空機関(ICAO)の国際標準に準拠し，高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。 ４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施 　ハーグ条約に基づく国際的な子の連れ去り問題の解決及び国境を越えた親子間の面会交流の促進の支援を行うとともに，子の連れ去りを防止するためハーグ条約についての広報を行う。
関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年２月12日) (海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化) 「今回のシリアにおける邦人人質殺害事件を受け，従来のとりくみに加え，在留邦人への注意喚起，日本人学校との連絡強化や現地治安当局への警備強化申し入れ，危険情報の発出などを行いました。その上で，海外に在留・渡航する日本人の安全確保に更に万全を期すため検討チームを立ち上げ，考え得る具体的な措置について早急にとりまとめます。」 ・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「昨年のパリ同時多発テロ事件を始め，無辜の市民の命を奪う卑劣なテロは，平和と繁栄という人類共通の価値への挑戦です。昨年12月，外務省に設置された「国際テロ情報収集ユニット」の活動も通じ，政府一丸となって国際テロ対策を強化し，国内外の日本人の安全確保に全力を挙げるとともに，国際社会と連携し，テロとその根底にある暴力的過激主義への対策に一層注力してまいります。」 ・IT新改革戦略(IT戦略本部決定)(平成18年１月19日)

測定指標	１　利用者の評価等サービスの向上			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	領事業務のIT化の推進，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進，IC旅券の適切な発給・管理等により，邦人の権利を確保するとともに，邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。 (10,11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外145公館の在留邦人等を対象に実施した,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果，在外公館の領事窓口の対応では80%，入館時の受付対応では66%，電話の対応では76%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で,「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)
		24年度	領事業務のIT化の推進，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進，IC旅券の適切な発給・管理等により，邦人の権利を確保するとともに，邦人の海外生活・海外渡航における利便性が更に高まった。 (10,11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外149公館の在留邦人等を対象に実施した,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果，在外公館の領事窓口の対応では82%，入館時の受付対応では63%，電話の対応では73%が「丁寧な対応」と回答した。)	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で,「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)
		25年度	領事業務のIT化の推進，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進，IC旅券の適切な発給・管理等により，邦人の権利を確保するとともに，邦人の海外生活・渡航における利便性が高まった。 (10,11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外	在外公館の領事サービスの維持・向上(領事窓口対応についてのアンケート調査で,「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持すると共に,「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し，可能な限り「丁寧な

		150 公館の在留邦人等を対象に実施した,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果，在外公館の領事窓口の対応では 78%，入館時の受付対応では 67%，電話の対応では 73%が「丁寧な対応」と回答した。）	対応」と評価されるよう努める。）
	26年度	領事業務の IT 化の推進，領事窓口案内員による領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進，記載事項変更旅券の導入も踏まえた IC 旅券の適切な発給・管理等により，邦人の権利を確保するとともに，邦人の海外生活・渡航における利便性が高まった。 10,11 月に管轄区域に 300 名以上の邦人が居住する在外 150 公館の在留邦人等を対象に,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施した。その結果，在外公館の領事窓口対応については 78%の人が,入館時の受付対応については 68%の人が，また電話対応については 74%の人が「丁寧な対応」であると回答しており，一定の評価が得られた。	在外公館の領事サービスの維持・向上（領事窓口対応についてのアンケート調査で，「丁寧な対応」の割合を 80%を目標として，「丁寧な対応」には属さない「普通」及び「丁寧ではない」との評価について分析し，可能な限り「丁寧な対応」と評価されるよう努める。）
	27年度	領事業務の IT 化の推進，領事窓口案内員による領事窓口サービスの向上，領事業務実施体制の着実な整備，在外選挙人名簿登録の促進等を図ったほか，平成 28 年１月から，在外公館において，申請者が自宅等のパソコンにより外務省 HP からダウンロードし入力印刷した「一般旅券発給申請書」等の様式による申請受付を開始し一層の国民視点に立った領事サービスの向上に努めた。 10，11 月に，管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 149 公館の在留邦人等を対象に,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ，在外公館の領事窓口対応について，80%の人が「丁寧」であると回答しており，年度目標値（80%）を達成し，「どちらかといえば丁寧ではない」「まったく丁寧ではない」は計３%にとどまった。入館時の受付対応については，66%の人が「丁寧」であると回答，「丁寧でない」の回答は３%にとどまった。電話対応については，76%の人が「丁寧」であると回答，「丁寧でない」の回答は５%にとどまった。	在外公館の領事サービスの維持・向上 領事窓口等の対応に係るアンケート調査結果において，引き続き「丁寧な対応」の回答割合が，80%になることを目指しつつ，少なくとも現状を下回る結果(「普通」,「丁寧でない」)につながらないよう，可能な限り利用者の視点に留意しつつ，利用者本位のサービス提供に努める。
中期目標	—	在外公館の領事サービスの維持・向上 邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。	
２	領事研修の実施		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	１　領事初任者研修を２回実施し，また領事中堅研修を１回実施した。合計３回の研修に在外公館の領事担当官 29 名及び領事担当として赴任する予定の 46 名が受講した。 ２　在外公館警備対策官研修に約 50 時間の領事研修の時間を設けた。79 名が受講した。 ３　官房要員事務研修に約９時間の領事研修の時間を設けた。32 名が受講した。 ４　現地職員本邦研修において領事研修を実施した。７名が受講した。 ５　領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。４回で 25 名が受講した。 ６　在外公館においてもニューヨーク総領事館において在外領事中間研修を行い，本省から２名及び北米地域から 24 名の領事が受講した。	研修内容を充実させつつ，着実に実施する。
	24年	１　領事初任者研修を２回実施し，また領事中堅研修を１回実施した。合計３回の研修に在外公館の領事担当官 34	海外安全情報の収集・発信の強化，安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及

度	名及び領事担当として赴任する予定の39名が受講した。 ２　在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。77名が受講した。 ３　官房要員事務研修に約９時間の領事研修の時間を設けた。39名が受講した。 ４　現地職員本邦研修において領事研修を実施した。13名が受講した。 ５　領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。７回で22名が受講した。 ６　在外公館においても在フランス大使館において在外領事中間研修を行い，本省から３名及び欧州地域から25名の領事が受講した。	する。
25年度	１　領事初任者研修を２回実施し，また領事中堅研修を１回実施した。合計３回の研修に在外公館の領事担当官42名及び領事担当として赴任する予定の33名が受講した。初任者，中堅研修併せ75名が参加し，終了後のアンケートにおいて，満足60名，普通13名，不満１名，無回答１名との結果が出ており，回答を寄せた約８割の参加者から満足との回答を得た。また，25年度は，アルジェリア事件を受け，新しい講義として，中堅研修で「緊急事態を想定したワークショップ」の講義を行い，受講者の９割以上から満足との回答を得た。 ２　在外公館警備対策官研修に約48時間の領事研修の時間を設け，77名が受講した。 ３　官房要員事務研修に約９時間の領事研修の時間を設け，34名が受講した。 ４　現地職員本邦研修において領事研修を実施した。13名が受講した。 ５　領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。５回で11名が受講した。 ６　在外公館において在外領事中間研修を実施した。25年度は在オーストリア大使館において，本省から４名の講師が出席し，また中東・北アフリカ地域から25名，同大使館から３名，在ウィーン代表部から１名の各々の領事担当官が受講した。	昨年度の結果としては，初任者，中堅研修併せ73名が参加し，終了後のアンケートにおいて，満足58名，普通８名，不満０名，無回答７名との結果が出ており，回答を寄せた約９割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても，参加者より高い評価を受けるよう研修内容について不断の検討を行っていく。
26年度	１　領事初任者研修を２回，また領事中堅研修を１回，それぞれ実施した。これら３回の研修には，在外公館の領事担当官30名及び近い将来在外公館で領事担当官として勤務する者48名が受講した。初任者研修及び中堅研修の参加者数は78名に上った。終了後のアンケートでは，満足と答えた人が66名，普通と答えた人が８名，その他(不満０名，無回答４名)という結果になった。また，アンケートに回答した約９割の参加者が，満足として回答していることは，一定の研修成果が現れている。中でも中堅研修の「緊急事態を想定したワークショップ」では，平成25年に発生したアルジェリア事件を取り上げて，受講者全員から満足との回答が得られた。 ２　在外公館警備対策官研修においては，約48時間の領事研修を実施して，79名が受講した。 ３　官房要員事務研修においては，約９時間の領事研修を実施して，28名の在外公館赴任予定者が受講した。 ４　現地職員本邦研修においても領事研修を実施して，在外公館の現地職員20名が受講した。 ５　在外公館で領事担当官として勤務する者を対象に赴任前研修を実施した。この研修は年６回実施して22名	昨年度の結果としては，初任者，中堅研修併せ75名が参加し，終了後のアンケートにおいて，満足60名，普通13名，不満１名，無回答１名との結果が出ており，回答を寄せた約８割の参加者から満足との回答を得た。 本年度においても，参加者より，昨年度と同水準の高い評価を受けるよう，研修内容について不断の検討を行っていく。

	が受講した。 ６　在外においても在外領事中間研修を実施した。26 年度は在南アフリカ大使館において本省から３名の講師が出席し，またアフリカ地域から 15 名の領事担当官が受講した。	
27年度	１　領事事務関係研修を以下のとおり実施した。 （１）領事初任者研修（年２回実施（６月及び１月）） 若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者を対象。他省庁から出向し，在外公館で領事担当となる者を含む。70 名が受講。領事業務全般について，基礎知識の習得を目的とした研修。 （２）領事中堅研修（11 月実施） 中堅職員を対象。12 名が受講。領事業務について，個別分野（緊急事態への対応，旅券事務，査証事務／人身取引問題等）を深く掘り下げた研修。 （３）在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，平成 28 年１～２月実施，年１回） 警備対策官は，領事業務も兼務する場合が多いため，警備研修に加えて領事業務研修（領事初任研修とほぼ同内容。78 名が受講）を実施。在外公館で兼務体制においても適切な対応を可能とするための実務的な研修。 （４）官房要員事務研修（人事課主管，10 月実施，年１回） 入省４年目の一般職職員を対象に，領事業務の概要・基礎等について行う研修。36 名が受講。 （５）現地職員本邦研修（在外公館課主管，10 月実施，年１回） 在外公館の現地職員 20 名が受講。領事窓口で応対する職員の窓口サービス，業務知識の向上等を目的とした研修。 （６）在外領事中間研修（年１回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年在外拠点公館に地域の領事担当官を集め研修会議を実施。） 27 年度は在英国日本大使館で，西欧地域 15 公館の領事担当官 15 名を対象に喫緊の課題であるテロ対策，緊急事態の対応等を主題とした研修を実施。在留邦人の安全確保，パリにおける同時多発テロ事件への対応に関する情報共有，領事担当として援護者自身のメンタルヘルスケア等について研修した。 ２　主な研修のアンケート結果 領事初任者研修，領事中堅研修については，９割以上の受講者が非常に有意義であったと回答しており，基本的に既存の研修内容で満足していることがうかがえる。 ３　過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績 領事初任者研修（年２回実施）では，１回目実施後のアンケートに「領事関連 IT 機器研修が不足」といった意見が見られたため，第２回目の実施の際には，３時間以上の時間を増やし実施した。 中堅研修では，中堅領事として見聞を広めるため，赤十字国際委員会，厚生労働省等からの講師を招へいし，また，刑務所見学等を取り入れた。 ４　領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績 研修の充実により領事担当官の能力が向上し，広範囲	26 年度の初任者，中堅研修終了後のアンケート結果（回答を寄せた約９割）から満足と同水準の高い評価を受けるよう，研修内容について不断の検討を行っていく。

		にわたる領事業務の正確・迅速な領事サービス提供につながり，在外邦人からの苦情・クレーム等の減少に繋がっていると思われる。 ５　領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例） 　研修内容については，領事業務上必要な基本的な内容に加え，新たな業務，要請や研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ，見直し，改善を図った。 　以下は領事初任者研修の講義内容の例。以下の各講義のうち，領事業務のＩＴ化，旅券事務，査証事務については，受講者のアンケート結果において，実際の機器を操作して実習を行う「機器実地研修」に対する要望が高かったため，平成 28 年度第 2 回目において導入した。 （１）個別領事業務に関する講義（18 講義） 　領事総論，在留届／管海事務，海外教育，在外選挙，司法共助，領事業務の IT 化，領事手数料，領事業務チェックポイント，領事サービス，戸籍・国籍事務，証明事務一般，警察証明，緊急事態への対応，一般援護，テロ・誘拐，旅券事務，査証事務／人身取引問題，ハーグ条約（概要及び在外公館での対応） （２）領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（２講義） 　特権・免除，個人情報保護 （３）外部等専門家による講義（４講義） 　メンタルヘルス，遺体鑑識，マナー／クレーム対応講習，DV 被害者対応 （４）その他 　他府省（法務省入国管理局及び国土交通省）職員による講義。 ６　以上のような領事業務研修の実施と研修内容の充実により，在外公館職員の専門知識の向上と迅速かつ正確な事務処理を通じた海外在留邦人への行政サービスの維持・向上を図った。	
中期目標	—	領事研修の内容を充実させつつ，着実に実施する。	
３　日本人学校・補習授業校への援助			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	援助対象となる日本人学校は 88 校，補習授業校は 203 校となり，海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。	—
	24年度	援助対象となる日本人学校は 88 校，補習授業校は 203 校となり，海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。	海外子女に対し，義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。
	25年度	援助対象となる日本人学校は 88 校，補習授業校は 204 校となり，海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%が政府援助の対象となった。 　なお，現地採用教員・講師への支援実績としては，政府援助対象教員数(各校の生徒数に応じた必要教員数)1,791 人に対し，1,689 人に政府援助を実施した。	海外子女に対し，義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。 　特に，現地採用教員・講師への支援に力を入れる。

	26年度	日本人学校・補習授業校に対する政府援助対象校は，日本人学校が 88 校，補習授業校が 203 校である。海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 52%が政府援助対象者となった。また，現地採用教員・講師に対する謝金援助は，合計で 1,710 人に対して実施した。	援助対象となる日本人学校は 88 校，補習授業校は 203 校。海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約 55%を政府援助の対象とする。特に，現地採用教員・講師への謝金に力を入れる。
	27年度	1　政府援助対象となる在外教育施設は，日本人学校 89 校，補習授業校 205 校，学校法人が設置した学校２校である。海外に在住する学齢児童・生徒のうち，これらの在外教育施設に通学する約 52%を政府援助の対象とした。在外教育施設に対する校舎借料，校舎特別修繕費等の支援を行った他，現地採用教員・講師に対する謝金援助を合計で 1,764 人に対して実施した。これにより，これら在外教育施設の円滑な運営・維持を図った。 2　シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて，日本人学校等における安全対策支援について，26 年度までは，危険地域に所在する日本人学校のみ支援対象としていたが，27 年度は全ての日本人学校及び学校法人等が設置した学校を対象とし，そのうち要望があった 75 校に対して警備員雇用費及び警備機器維持管理費の援助を実施した。これら支援の拡充により，警備強化が図られることで，児童生徒が安全にかつ安心して授業を受けられることが出来，本人及び保護者の不安軽減の一助になった。	1　在外教育施設である日本人学校，補習授業校及び学校法人が設置した学校は，世界各国・地域で各々89 校，205 校，そして２校が政府援助の対象となっている。 これら教育施設に対して政府が実施している財政援助は，海外に在住する学齢児童・生徒のうち，日本人学校にも補習授業校にも通学していない児童・生徒を差し引いた約 55%(平成 27 年４月現在)を対象としており，学校運営・維持に必要不可欠である。 2　安全対策強化 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け，日本人学校 89 校及び私立在外教育施設２校に対する警備員謝金援助を拡充し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。
中期目標	—	海外で義務教育相当年齢の子女に対して，日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。	
4	IC 旅券の発給及び不正取得等の防止		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	日本国内において，3,985,216 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。
	24年度	日本国内において，3,716,607 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。
	25年度	日本国内において，3,244,361 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。 旅券事務担当新任者研修を２回，中堅職員研修を１回開催したほか，主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議を実施する等，IC 旅券の円滑な発給を維持するとともに，旅券法令の規定に基づいた統一的かつ適正な処理を確保した。	IC 旅券の円滑な発給を行う。また，法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議を通し，より質の高い旅券行政を目指す。
	26年度	日本国内において，3,218,441 冊の IC 旅券(一般旅券)を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。 IC 旅券の発給に際しては，平成 18 年から進められている各都道府県から市町村への再委託が更に進められたことにより，国内の旅券申請窓口が一層拡大し，申請者の利便性が向上しているところ，新たに開設された旅券申請窓口においても円滑な IC 旅券発給業務を維持していくため，旅券事務担当新任者研修を２回，中堅職員研修を１回開催したほか，主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議を実施する等，IC 旅券の円滑な発給を維持するとともに，旅券法令の規定に基づいた統一的かつ適正な処理を確保した。また，平成 26 年行	IC 旅券の円滑な発給を行う。また，法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し，より質の高い旅券行政を目指す。

		政事業レビューにて指摘がなされた点（①旅券関連業務全体について，歳入（旅券発給手数料）とコストを透明性を持って国民に示すとともに，間接経費を含めて総合的に検証し，コストの削減を行うことが必要。②旅券の予備冊子数について必要な検証を行い，適正な在庫管理の方法を再検討し，在庫の削減を図るべき。）につき，①については，現行の旅券手数料の設定根拠に沿って，22 年度から 24 年度までの旅券手数料について，間接経費を含めた発給コストの全体像，旅券手数料収入との比較検証作業を行い，２月に旅券統計の資料と共に外務省ホームページ上に公表し，②については，旅券発給管理の観点からもより適正な在庫管理となるよう，民間の専門コンサルタントを活用した調査を行い，旅券発給管理の適正化を計るべく検討を行った。 　また，なりすまし等による旅券の不正取得を防止するため，７～10 月及び２月 20 日～３月５日の年２回，各都道府県の旅券事務所において「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を各２週間設け，旅券発給審査を強化すると共にホームページへの掲載やポスター等の掲示等も含めた広報活動を実施するなどして旅券の不正取得の防止に努めた。	
	27年度	日本国内において，3,249,593 冊の一般旅券を発行し，国民の海外渡航の円滑化に寄与した。 　旅券法に規定する都道府県が処理する一般旅券に関する事務の一部の市町村への再委託が更に進んだことも踏まえ，旅券事務担当新任者研修を２回，中堅職員研修を１回開催したほか，主管課長会議，主管課長会議幹事会及び都道府県を６地域に分けたブロック会議を実施するなどにより，IC 旅券の円滑な発給を維持するとともに，旅券法令の規定に基づいた統一的かつ適正な処理を確保した（再委託市町村数（平成 28 年３月末現在）：803 市町村）。 　平成 21 年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を７月～10 月及び 28 年２月～３月の年２回，各都道府県の旅券事務所において各２週間設け，旅券発給審査を強化すると共にホームページへの掲載やポスター等の掲示等も含めた幅広い広報活動等を実施し旅券の不正取得の防止に努め，旅券の不正取得件数の減少傾向を維持した。（下記※参照） 　平成 26 年行政事業レビューの指摘も踏まえ実施した外部の専門的な知見を有するコンサルタントによる「旅券冊子の適正在庫数に係る調査」の結果を反映し，旅券冊子購入必要数の見直しを行ったところ，28 年度予算の減額要求にも繋がり，旅券行政の適正な管理に努めた。 ※(参考)なりすましによる不正取得件数（暦年） 　平成 23 年 43 冊，平成 24 年 26 冊，平成 25 年 13 冊， 　平成 26 年 12 冊，平成 27 年 10 冊	IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止のため，法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修，定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の実施等を通じ，より質の高い旅券行政を目指すと共に，なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。
中期目標	—	IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また，法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し，より質の高い旅券行政を目指す。	
５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理			年度目標
施策の	26年度	海外における日本の国政選挙に参加する際の在外選挙人登録申請及び右制度の周知等については，必ずしも十分とは言い難く，世界各国・各地域の事情に応じてあらゆる	25 年度に引き続き，在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行う。具体的には，現地新聞・情報誌等及び日

進捗状況・実績		有効な手段を講じて広報(現地新聞･情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会を活用した等)に努めると共に，適正かつ迅速な登録申請処理に努め，12 月の第 47 回衆議院議員総選挙において，海外在留邦人の投票権行使の機会確保に努めた。	系企業等個別説明会を通じ，在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 また，国民にとって重要なる選挙権行使の機会を逸しないように公職選挙法第 30 条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。
	27年度	1　在外選挙制度の在留邦人向け周知については，外務本省で，統一的な広報原文を作成し，それを基にして各在外公館のホームページや現地紙，メールマガジン等を通じた広報活動を効率的かつ積極的に展開した。また，日本企業の駐在員やその家族，留学生等については，定期的に帰国・交替することがあり，切れ目なく継続的な広報が必要であるとの観点から，更に個人に限らず所属企業・団体等に対しても，在外選挙制度の広報を実施するとともに登録について，理解と促進を図った。 2　平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け，在外公館で受理した本選挙の在外選挙人登録申請書は，当該選挙人の選挙権行使の機会を保障すべく，適正かつ迅速な処理を行った（在外選挙人登録関係事務の処理件数は 27,155 件）。	在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1　平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け，世界各国・各地域における事情に応じて，あらゆる有効な手段を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等)に努め，在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2　国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。
中期目標	—	海外に居住する日本国民に対して，憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。	
６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施			年度目標
施策の進捗状況・実績	25年度	国会において，ハーグ条約が承認され，実施法が成立した。また，政省令等の条約の実施に係る運用の細則を定め，中央当局としての適切な実施体制を整えた。	国会におけるハーグ条約の承認及び実施法案の成立を得た後，政省令の立案を中心に，中央当局の任務の実施体制の整備を行い，条約上の中央当局の任務の実施を目指す。
	26年度	外務省は，４月１日にハーグ条約が発効して以降，113 件の援助申請を受け付けた(うち返還援助申請が 44 件，面会交流援助申請が 69 件)。 そのうち，26 年度末までに，法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 96 件について援助決定を行い，外国当局との調整，子の所在の特定，話合いによる解決に向けた協議の斡旋等の支援を行った。26 年度中には，７件について，条約に基づいて子が返還された。更に，面会交流事案についても，ほぼ全ての事案について，中央当局による両当事者間の連絡の仲介が実現した。	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
	27年度	1　27 年度は，69 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 40 件，面会交流援助申請が 29 件）。そのうち，法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 66 件について援助決定を行い，外国当局との調整，子の所在特定，友好的な解決に向けた協議のあっせん，裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果，27 年度中には，条約に基づき，外国から日本への子の返還が５件，日本から外国への子の返還が７件実現した。 2　連れ去り等を予防するため，ハーグ条約広報用リーフレットの日本語版及び外国語版を作成し，在外公館等で	1　条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 2　子の連れ去りを未然に防止するため，本条約についての広報に積極的に取り組む。

		配付を開始，地方自治体，在本邦各国大使館等での配付のために提供した。
中期目標	—	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また，子の連れ去りを防止するため，ハーグ条約についての広報に積極的に取り組む。

7　在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数」（27年度より実施） ①在留届 ②「たびレジ」	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①35.9%	①38.6%	①67.7%	①77.6%	①79.8% ②549,583人 ②	—
年度目標値			①42.0%	①60%	①75% ②前年以上の登録者数	

8　メールマガジン配信システム利用可能公館数	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	100公館	100公館	100公館	200公館	200公館	—
年度目標値			100公館（年間約５百万通程度のメールマガジン配信サービスの維持）	200公館	200公館	

9　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展 ①年間運用経費削減（17年度比） ②年間業務処理時間削減（17年度比）	実績値					中期目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	— （旅券システム刷新に係る詳細設計終了）	— （旅券システム刷新に係る詳細設計終了）	①— ②旅券システム刷新に係る展開作業を終了し，17年度比4,982時間の処理時間削減を実現した。	①7.71億円 ②旅券システム運用開始により年間9,696時間削減を実現した。	①7.71億円 ②10,502時間	—
年度目標値			①— ②5,790時間	①6.97億円 ②10,740時間	①6.97億円 ②10,740時間	

10　（参考指標）旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）（暦年）	実績値			
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
	52(114)	47(65)	25(46)	29(57)

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ　電子政府・電子申請・届出（業務・システムの最適化計画） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html) ー業務・システムの最適化実施評価報告書（平成27年３月19日）(PDF) ー最適化効果指標・サービス指標一覧（平成27年３月19日）(PDF) ・外務省ホームページ　統計・お知らせ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei)

	ー領事サービス向上・改善のためのアンケート調査 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html) ーアンケート調査結果(グラフ)(PDF) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000137633.paf.) ・外務省ホームページ（旅券・統計）（平成 28 年２月 19 日） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/passport/index.html) ー旅券統計（平成 27 年１月～12 月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000133528.pdf)

個別分野	２　在外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	１　在外邦人の安全対策の強化 　海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化すると共に，在外邦人自身の安全対策については，各自が危機管理意識を持ち行動するべく，意識改革を効果的に推進する。また，的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応等についても，一層強化する。 ２　在外邦人の援護体制の強化 　邦人援護業務は，突発的な緊急事案から起きる場合が多く，その対応の是非は普段から在外公館の体制が整備されてはじめて真価が発揮される。事案によっては精神医療，遺体鑑定等の専門的知識が求められることもあり，右対応の円滑かつ確実な対応には，国内外の各種機関・団体との連携・協力関係，ネットワーク化の形成を推進しつつ，国民目線で丁寧な対応を心掛け，邦人援護体制・基盤の強化を図る。
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年 1 月 22 日) 　「国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策，危機管理を強化し，安全の確保に万全を期してまいります。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) (海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化) 　「昨年のパリ同時多発テロ事件を始め，無辜の市民の命を奪う卑劣なテロは，平和と繁栄という人類共通の価値への挑戦です。昨年 12 月，外務省に設置された「国際テロ情報収集ユニット」の活動も通じ，政府一丸となって国際テロ対策を強化し，国内外の日本人の安全確保に全力を挙げるとともに，国際社会と連携し，テロとその根底にある暴力的過激主義への対策に一層注力してまいります。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2015 について（平成 27 年６月 30 日付閣議決定） 　「日米同盟の強化，近隣諸国との関係強化，経済外交の強化という三本柱を軸として，地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に，在外邦人・日本企業・日本人学校等の安全対策強化，テロ対策等に係る情報収集・分析機能強化，（中略）に取り組む。」 ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定 　「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成 27 年５月 29 日） 　「１　情報収集・分析等の強化」及び「２　海外における邦人の安全の確保」 ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定 　「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（平成 27 年 12 月４日） Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 　「１　情報収集・分析等の強化」及び「５　海外における邦人の安全の確保」

測定指標	１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	海外における多様な危険をより身近に感じることができる資料(海外邦人事件簿，安全の手引き等)を改訂の上，海外安全ホームページ等を通じて情報提供する等，海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。 夜間・休日等在外公館閉館時でも邦人からの緊急連絡に対応し得るよう，在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化を引き続き推進した。北中南米，欧州，中東及びアフリカ公館の 20 公館に新規導入し，導入公館数を 123 公館に拡充した。	海外安全対策情報の発信を強化するとともに，適切且つ的確に発信する。また，在外公館の援護体制を強化する(閉館時緊急電話対応体制強化等)。
	24年度	各在外公館では，各方面より収集した安全対策情報を在留邦人向けメーリングリストや在外公館ホームページを通じて，在留邦人向けに情報の発信に努めた。 本省では，各在外公館より寄せられた情報を基に，24 年度は 500 件を越える渡航情報(危険情報，スポット情報，広域情報など)を海外安全ホームページを通じて発信した。閉館時の緊急電話対応業務委嘱の実施公館は，24 年度は新たに中東，アフリカ及び欧州地域を中心とした 13 公館においてその委嘱を開始し，計 136 公館へと拡大した。	海外安全対策情報の発信を強化するとともに，適切且つ的確に発信する。 また，在外公館の援護体制を強化する(閉館時緊急電話対応業務については，10 公館の新規導入を目指す)。
	25年	海外安全ホームページについては，各国別渡航情報ページにおいて，危険情報，スポット情報はもちろんのこと，	海外安全ホームページについては，時宜を得た各種渡航情報の効果的な発信

度	関連する広域情報を同一ページで確認でき，危険情報地図も同ページ上で直接閲覧できるようにするなど，当該国・地域に関する情報を同一ページで網羅的に閲覧できる仕様に改訂した。また，トップページについてもデザインの大幅な改訂を行い，ユーザーにとってアクセスしやすい仕様となった。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについては，費用対効果にかんがみて，過去に実施していた特設サイトの立ち上げや広報グッズの製作を取り止め，代わりに，国民からの好感度が高く，今最も旬な女優の一人である剛力彩芽さんをイメージキャラクターに起用した上で，キャンペーン期間中に月替わりの広報ポスターを作成し，パスポートセンターや旅行会社での貼付，また，車内広告や駅構内での広報に努めた結果，多方面で大きな注目を集めた。 閉館時の緊急電話対応業務委嘱の実施公館は，25 年度は欧州及び中東・アフリカ地域の 12 公館において新たに導入し，計 148 の在外公館へと拡大するとともに，新たに１社が新規参入した結果，全体として競争が進み，コストの低減に努めた。	を引き続き実施することは言うまでもなく，25 年度においてはデザインの改訂や機能の向上など，ユーザーにとってアクセスのしやすさを追求する。 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンについてはこれまでも毎年実施してきているが，十分な効果が得られているとは判断し難い点もあり，広報手段の見直しを行う。 閉館時における緊急事態への確実かつ的確な対応体制の確保はますます重要性が高まっていることから，25 年度においても新たに 12 公館の導入拡大を目指す。 また，この種のサービスについてはマーケットが広がっていることから，サービスの更なる向上と委嘱経費の削減を目指して，現行の委嘱業者に加えて新たな業者の発掘・拡大に努める。
26年度	在外公館の閉館時における緊急電話対応業務については，年度当初の 148 公館から新たにアジア，大洋州，中南米，中東，アフリカ地域の 13 公館を加え，合計 161 公館へと拡大し，これまで以上に邦人保護業務等において丁寧な対応を補完する体制が整備された。 海外安全ホームページについては，シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件等を受け，国民からの注目や関心が集まり，同ホームページのアクセス数の増加につながった。一方，国民が海外渡航する際に当該国の情報を適時的確に，より簡便に入手する方法の一助として，スマートフォン対応のホームページを開設し，利便性の向上に取り組んだ。 また，シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえ，「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ，海外における邦人の安全対策について，今後の必要な施策とその実現に向けた方策について改めて検討を行った。	閉館時の緊急電話対応業務については，更に新規導入公館を拡大し，不要不急の案件等について委嘱業者に対応を依頼し，より多くの在外公館において邦人保護等へ専念できる体制作りを整える。 海外安全ホームページについては，海外などの出先で簡単に同ホームページの情報が取得できるよう，スマートフォン版ページの作成を検討するなど，更なるアクセスの向上に努める。
27年度	１　在外公館の閉館時における外部委託による緊急電話対応業務について，年度当初の 159 公館から新たに欧州，中南米，中東，アフリカ地域の９公館を加えて，合計 168 公館へと拡大した。これにより，領事担当官が緊急性の高い邦人保護業務に専念できる体制を整備した。 ２　海外安全ホームページ(HP)については，シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」がとりまとめた提言で，同 HP の「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化を踏まえて，「渡航情報」を「海外安全情報」に名称変更するとともに「危険情報」の表現の見直しを行い，また，同 HP・トップページの世界地図を世界中の危険情報を一目瞭然でわかりやすく色分けした世界地図に変更した。その他，危険情報を発出していない国・地域に対してもテロや感染症関連などの最新情報を個別に発信できるよう，危険情報掲載枠に任意の文字を入力出来るようシステム改修を行うなど，情報発信の強化に努めた。 ７月，新たに「外務省海外安全アプリ」の運用を開始	１　閉館時の緊急電話対応業務については，上半期中に 10 公館程度新規導入を図る。多くの在外公館においては，不要不急の案件等については委嘱業者に対応を依頼することで，邦人保護業務に集中的に対応可能となる体制を整備する。 ２　海外安全ホームページについては，26 年度に導入したスマートフォン対応を含め，危険情報等の渡航情報をより正確かつ分かり易い形で発信出来るよう，引き続きシステムの改修・掲載内容の改善を図る。 ３　海外安全促進キャンペーンを実施して，国民の海外における安全意識の向上に寄与する。 ４　在外邦人保護の観点から，危険地域への邦人の渡航抑制のあり方，渡航者への危険情報の周知のための取組等

		した。同アプリは，スマートフォンの位置情報検索（GPS）機能を利用した現在地や周辺国・地域の危険情報の表示，海外安全情報のプッシュ通知，インターネット環境のないオフライン時の緊急連絡先閲覧等の機能を付帯しており，海外安全情報をより身近に入手できるようにした。 ３　７月（１ヶ月間），女性タレントをイメージキャラクターに起用し，国内主要国際空港，各都道府県の旅券事務所等において PR イベント活動を行った他，公共交通機関，旅行会社等へのポスター掲示，リーフレットの配布及びインターネットでの広告等を通じた「海外安全キャンペーン」を実施した。これらはテレビ，新聞，インターネット等で取り上げられ，海外渡航者等に効果的に周知された。同キャンペーンでは，シリアやチュニジアでのテロ事件を踏まえ，海外で緊急時に在外公館等から情報提供が受けられる外務省海外旅行登録「たびレジ」及び国や地域の危険度，安全対策などの情報を掲載している「海外安全ホームページ」の一層の浸透・定着と利用促進を図った。11 月のパリ同時多発テロ事件，平成 28 年１月のジャカルタ中心部でのテロ事件，同年３月のブリュッセルでのテロ事件等で，「海外安全ホームページ」上に「スポット情報」及び「広域情報」を発出するとともに，在留邦人や「たびレジ」に登録した短期渡航者に対し最新の情報を提供の上，注意喚起を行った。また，平成 28 年１月以降，ジカウイルス感染症対策として「感染症広域情報」を随時発出し最新情報の提供及び注意喚起に努めた。 ４　シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」がとりまとめた提言で，危険地域への邦人渡航の抑制策として，危険情報の積極的広報・効果的アナウンスによる周知徹底について検討を行った結果，レベル４「退避勧告」発出の際は，閣議または記者会見において外務大臣が発表することとした。また，「渡航情報」を「海外安全情報」に名称変更すると同時に「危険情報」の表現の見直しを行い，よりわかりやすい情報発信に努めた。	を検討する。
中期目標	—	海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また，在外公館邦人援護体制を強化する。	
２　在外邦人保護のための緊急事態対応			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	「全米・カナダ邦人安否確認システム」を全世界対応の「安否確認・情報共有システム」に統合・拡充した。また，在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐，自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し，迅速に対応できる体制構築に努めた。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。
	24年度	在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。 テロ・誘拐，自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し，迅速に対応できる体制構築に努めた。 特にアルジェリアにおける邦人テロ事件の際には，官邸・防衛省との連携をより緊密に図って，被害邦人の輸送のための政府専用機派遣を適時適切に行った。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。

25年度	大規模緊急事態に備えた無線整備及び備蓄品について，配備を見直し，整備を行った。 ショートメッセージサービス(SMS)システムについては，必要な情報収集を行うとともに，関係者間において検討を重ね26年度の導入実現へと結びつけた。	24年度に引き続き，大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 特に，緊急時における在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認については，ショートメッセージサービス(SMS)システム導入の可能性を含め検討を進める。
26年度	大規模緊急事態に備えた無線整備として，中東・アフリカ地域を中心に約220台の機器の買い替え等を行った。また，邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，26年度に調達した公館数は89公館(全163公館中)であり，その内，新規に２公館配備し，１公館を廃止する等，緊急事態が発生する蓋然性等に応じて配備を見直し，効率的な整備を行った。 SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については，10か国１地域で運用を開始した。 また，シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け，２月６日，中根大臣政務官を座長とする「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」が直ちにとりかかるべき施策として，上記SMS(ショートメッセージサービス)による在留邦人への緊急一斉通報システムの運用開始に加え，（１）短期渡航者のための登録システムである「たびレジ」の利便性向上・広報強化，（２）海外安全ホームページのスマートフォン対応，（３）日本人学校の警備強化，（４）在外安全対策セミナーの追加実施を発表し，年度内に実施した。	25年度に引き続き，大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。 無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，緊急事態発生の蓋然性が高い開発途上国・地域，及びテロ攻撃の対象となり得る場所，地震・ハリケーン等の大規模自然災害発生の蓋然性が高い国・地域に対し，邦人の年間渡航者数等を考慮した上で，効率的な配備に努めてく。 また，大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など在留邦人・邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認が必要と見込まれる国において，ショートメッセージサービス(SMS)システムを導入する。
27年度	１　大規模緊急事態に備えた無線機の整備として，アジア地域の在外公館を中心に約270台の機器の買い替え・配備等を行った。 ２　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，テロの脅威や大規模自然災害発生等の蓋然性の高い途上国・地域に対し，新規配備の14公館を含む計91公館への配備を行った（備蓄品配備公館数は179）。 ３　邦人短期渡航者（海外旅行者・出張者等）に対して，外務省海外旅行登録システム「たびレジ」及び「外務省海外安全アプリ」について，一層の浸透・定着及び利用促進を目的に，国内主要拠点において各種媒体を利用した積極広報「海外安全キャンペーン」を展開し，緊急時における有用な情報の入手方法を広報した。11月のパリ同時多発テロ事件，平成28年１月のジャカルタ中心部でのテロ事件，同年３月のブリュッセルでのテロ事件等で，「海外安全ホームページ」上に「スポット情報」及び「広域情報」を発出するとともに，在留邦人や「たびレジ」に登録した短期渡航者に対し最新の情報を提供すると共に，注意喚起を行った。また，平成28年１月以降，ジカウイルス感染症対策として「感染症広域情報」を随時発出し最新情報の提供及び注意喚起に努めた。 ４　SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については，４月に10か国１地域で運用を開始し，情報提供・安否確認に使用した。特に平成28年２月に発生した台湾地震の際には，在留邦人の安否確認の一助となった。 ５　緊急事態対応費（研修対応経費）海外の緊急事態発生	26年度に引き続き，大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。 １　無線機については，現地通信インフラの整備状況，治安状況を勘案し，邦人援護活動に必要な台数，機種の適正配備を実施する。 ２　邦人短期渡航者用緊急備蓄品については，引き続き，テロの脅威を含め緊急事態発生の蓋然性が高い途上国・地域に対し，邦人の年間渡航者数等も考慮した上で，効率的な配備に努める。 ３　平成26年７月に運用開始した邦人短期渡航者(海外旅行者・出張者等)向け情報提供システム，外務省海外旅行登録「たびレジ」の利便性向上・広報強化を図る。 ４　大規模自然災害や政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に，在留邦人・邦人渡航者に対して，迅速な情報提供及び安否確認を行う手段の一つとして，SMS(ショートメッセージサービス)システムを導入し，27年度は導入地域の拡充を目指す。

		時における速やかな邦人退避の実施に向け，予め担当者として指名した海外緊急展開チーム（ERT）の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させた。	
中期目標	—	大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。	
３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し，現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。 危機管理意識向上のため，企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー（海外３カ国，計４回），講演会（国内２都市，各１回）を実施した。 海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために，現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として，本省，在外公館と旅行業界やNGO等との官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ，情報の共有・協議を行った。	海外安全対策情報の収集を強化するとともに，国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。
	24年度	海外安全情報収集のための委嘱契約に基づき，24年度は31公館40名の情報提供者から当該国・地域における安全対策情報について，毎月各在外公館宛に提供があった。 危機管理意識向上のため，企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー（海外２カ国，国内２都市，各１回）を現地日本人会や共催・後援団体等を通じて幅広い企業・国民（在留邦人）の方の参加を得て実施した。また，国内セミナーでは，共催経済団体機関誌への講演内容掲載を通じて企業への情報提供も行った。 24年度は，海外安全官民協力会議を４回，トラベルエージェンシー連絡会を５回開催し，海外における邦人の安全に関する意見交換を行った。 また，在外公館においても，日本人会や現地日本企業など在留邦人を代表する組織・団体との間で安全対策連絡協議会を定期的に開催し，治安に関する意見交換や緊急事態における体制の整備などを行った。	海外安全対策情報の収集を強化するとともに，国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。（本省が行う官民での情報の共有・協議は基準年と同程度の実施を維持する。）
	25年度	海外安全情報収集のための委嘱契約については，有識者等による指摘も踏まえ，アフリカ地域等において新たに情報提供者を発掘するとともに，既存の情報提供者のうち有益な情報提供が見込まれない者について契約の終了や交代をさせるなどにより，効果的な予算執行に努めた。 国際ニュースモニタリングサービスについては，主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし，邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努めた。 危機管理意識向上のため，企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー（海外７カ国計９回（うち，遠隔地３回），国内２都市，計５回）を，現地日本人会や共催・後援団体等を通じて幅広い企業・国民（在留邦人）の方の参加を得て実施した。 官民連携を推進すべく，国内外において各種会議の開催を積極的に進めた結果，海外安全官民協力会議は，本会合を１回，幹事会を３回実施し，また，トラベルエージェンシー連絡会も６回開催するなど，官側からの情報発信のみ	海外安全情報収集のための委嘱契約については，限られた予算を有効活用すべく，現行の情報提供者を精査するとともに，良質な委嘱先の発掘に努める。 平成25(2013)年１月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ，海外進出企業，特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズを踏まえつつ，講演・セミナー等を通じて，海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い，企業や邦人の意識を向上させ，安全対策の強化につなげていく。 25年度についても，海外安全官民協力会議及びトラベルエージェンシー連絡会を定期的に開催し，邦人渡航者や日系企業にとって関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリー

		にとどまらず，民側から安全対策に関する取組の報告や意見・要望等を受けるなど，双方向での議論が活発に行われ，官民協力の連携が深まった。 　また，国外での安全対策連絡協議会については，25 年度は全世界で計 274 回実施し，現地日本人会や日系企業を中心にタイムリーな安全対策情報の発信に努めるなど，密に連携を図った。	な情報提供を行い，官民協力の連携を更に強化する。 　また，在外公館においても，管轄国の日本人会や進出日系企業との連携をこれまで以上に密にし，邦人安全対策の強化に努める。
	26年度	１　海外安全情報収集の契約については，既存の情報提供者のうち有益な情報提供が見込まれない者については，契約を終了させるなどして予算の有効活用に努めるとともに，緊急事態の発生の状況等に応じて個別の調査委託を４件実施し，効果的な予算執行に努めた。 ２　海外安全官民協力会議は，本会合を１回，幹事会を３回実施した。更にシリア邦人殺害事件を受けて「在外邦人の安全対策の強化に関する検討チーム」の会合において同会議メンバーから示唆に富んだ指摘や有用な意見・要望等を得て，官民協力の連携が深まった。 ３　主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を 24 時間 365 日体制でモニタリングを行い，邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努めた。また，国際ニュースモニタリングサ―ビスついて，在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ，モニタリングの対象とする情報ソースを拡充するなど，イスラム圏における情報収集能力を強化した。 ４　国内では，海外進出企業の安全管理者等を対象に，危機管理意識の向上を目指し，安全対策に関するセミナー（官民安全対策セミナー）を地方自治体や経済団体等の協力を得て，名古屋，仙台，福岡の３都市で実施した。 　また，在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け，有識者懇談会の報告書などで提言された在留邦人及び在外日本企業の安全対策における「官民連携の強化」の具体策の一つとして，25 年度に４回開催した「海外安全対策に係る官民集中セミナー」のフォローアップ会合を東京において実施した。 　海外では，在留邦人等に対して安全対策に関するセミナー（在外安全対策セミナー）を 19 ヵ国計 28 都市で実施した。26 年度からは在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け，遠隔地（うち７都市）での開催により一層重きを置くようにした他，現地事情に則した安全対策措置を強化するとの観点から，現地在留邦人と現地治安当局の人脈形成を目的に治安当局者による講演（うち７都市）も盛り込んだ。 　また，本年度から新たに緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため，テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社によるフィールド型の実地訓練（官民合同実施訓練）に官・民が合同で参加した（２回実施：のべ 16 名参加）。 ５　平時においても在外邦人の安全対策の強化のために関係省庁と緊密に連携するとともに，シリアにおける邦人殺害テロ事件の対応においても，東京（官邸及び関係省庁）及び現地対策本部の双方について，速やかに必要な体制が整備され，また，関係機関間の円滑な連携が図られた。	１　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き中東・アフリカ地域における情報提供者の積極的な発掘を進め，邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。 ２　引き続き海外安全官民協力会議を定期的に開催し，民側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに，今後の政策に反映できるよう，参加企業から意見や要望を聴取するなど，一層有意義な会議となるよう努める。 ３　国際ニュースモニタリングサービスについては，引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を 24 時間 365 日体制でモニタリングし，邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確な実施の迅速な確保に努める。 ４　国内外におけるセミナーについては，引き続き海外進出企業，特に遠隔地で活動する企業や邦人のニーズに配慮しつつ，講演・セミナー等を通じて，海外における邦人・企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発や情報提供を行い，企業や邦人の意識を向上させ，安全対策の強化につなげていく。

27年度	１　邦人の安全確保対策のため海外における治安・安全情報の収集につき，既存の情報提供者に加え，新たに精度の高い情報を提供可能な人材を発掘するべく鋭意取り組み，５件の新規契約に至った。また，危機管理コンサルタントを通じて中東・アフリカ地域や欧州地域の安全に係る情報について調査委託を行い，邦人の安全確保のため有益な情報を適時的確に海外安全情報や領事メール等を通じて発出した。 ２　「海外安全官民協力会議」（本邦で開催）は，海外で活動する官民双方が相互の情報交換や意見交換を通じて，より安全な海外渡航・滞在が可能となる環境作りを図るため定期的に実施しており，27年度は本会合を１回，幹事会を３回それぞれ実施し，この中で最近のテロ情勢や感染症問題等が議論された。また，11月に発生したパリにおける同時多発テロ事件を受けて，急遽臨時の本会合等を開催し，安全対策強化のためより緊密な官民連携強化を図った。 ３　主要海外通信社（AP，ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングを行い，緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な実施に努めた。11月のパリ同時多発テロ事件，28年３月のブリュッセルにおけるテロ事件の際には事件後，直ちにモニタリング先による速報により事件を認知し，大使館及び官邸及び外務省の関係者に情報共有し，現地公館には現地対策本部，外務省には対策室を設置した。また，被害の拡大を防ぐために，在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに，邦人の安否確認を実施した。 ４　国内では，海外進出企業の安全管理者等を対象に，テロ，誘拐等に対する危機管理意識・能力の向上を目的に，最新のテロ情勢，危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を地方自治体や経済団体等の協力を得て，東京，名古屋，大阪，札幌の４都市で実施した。開催後のアンケートでは「外務省の取組の最新情報や現在の国際環境の変化，危機管理の対策についてよくわかった」や「危機管理を考え直すきっかけとなった」などとする評価が見られた。その他に，外務省職員が，業界団体等が主催するセミナーへ参加し，安全対策に関する講演を行い，企業の安全管理者等の危機管理の意識・能力の向上に努めた。 　海外では，在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」を欧州・中東・北アフリカ，東南アジアの13ヵ国計15都市で実施開催した。また，同セミナーの一環として，遠隔地（２都市）での開催，現地治安当局者による講演（４都市）も行った。開催後のアンケートでは「事例検討（演習）が気づきにつながった。危機意識が高まったので早速会社で対応したい」や「最新の治安情勢分析が聞けた」などとする評価が見られた。 　バンコク，ダッカ及びジャカルタにおいては，現地でのテロ事件や爆発事件等の発生を受けて，在留邦人の安全対策強化の観点から，事件発生後速やかに，在外安全対策セミナーを実施開催した。加えて，セミナー開催地において日本人学校の安全対策評価を10回実施した。 　また，緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため，テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危	１　海外安全情報収集のための委嘱契約については，引き続き中東・アフリカ等，危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進める他，治安コンサルタント等への調査委託により，邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。 ２　引き続き海外安全官民協力会議を定期的に開催し，民側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに，今後の政策に反映できるよう，参加企業から意見や要望を聴取するなど，一層有意義な会議となるよう努める。 ３　国際ニュースモニタリングサービスについては，引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし，邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。 ４　国内安全対策セミナーについては，シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ，内容を拡充するとともに，引き続き民間団体等と連携して，継続的に実施することにより，海外進出企業の危機管理意識を向上させ，安全対策の強化を図る。 　在外安全対策セミナーについては，最近の世界の治安情勢を踏まえ，中東・北アフリカ地域や欧米諸国の主要都市を中心に安全対策セミナーを実施し，在留邦人の安全対策の強化を図る。また，日本人学校の安全評価も併せて実施する。 　また，官民合同実地訓練に関しては，シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ，参加人数を増やすなど緊急事態発生時における官民の連携の強化を促進する。

		機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同実施訓練）（於：フィリピン）に，官・民が合同で参加した（２回実施：のべ 19 名参加）。開催後のアンケートでは民側より「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ，非常に有意義であった」や「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られた。	
中期目標	—	海外安全情報の収集・発信強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。	
４　困窮邦人等の援護			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	在外公館から遠隔の地において発生する邦人援護事案においても迅速に処理するため，現地在留邦人等に有償で協力を依頼するなどの体制を整備した。 また，邦人精神障害者の援護の際に専門的知見が必要なため，現地在住の邦人医師や病院等と顧問医契約を結ぶなどして邦人援護体制の強化に努めた。	遠隔地での邦人援護，精神医療等に関する専門性を導入する。
	24年度	23 年度に引き続き，遠隔地の在留邦人等を中心に協力者の発掘に努めた。また，精神科医師と顧問医契約を締結し，円滑な協力を得られることとなった。 ドメスティックバイオレンス(DV)や子の連れ去りに関する相談体制についても，邦人相談員を抱える支援団体等と契約を結び，近隣だけでなく，遠隔地在住の邦人から広く電話相談を可能とするよう整備に努めた。	遠隔地での邦人援護，精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス(DV)及び子の連れ去りに関する相談体制を強化する。
	25年度	DV や子の連れ去りに関する相談体制を強化するため，各種専門家や支援団体との連携を深めたほか，実際の相談内容に対応するため法律家に支援を仰ぐなどした。また，24 年度に引き続き，精神科医師等との顧問契約を結ぶなど，専門性のある外部人材の導入に努めた。 子の親権を巡る問題については，各国の家族法制度や支援制度の調査を行い，関連情報の収集に努めた。	24 年度に引き続き専門性の導入を進めていくが，特にハーグ条約の締結を見据え，DV や子の連れ去りに関する相談体制の一層の充実化を図る。 また，子の親権を巡る問題については，在外公館所在地だけでなく遠隔地における判例や事例の調査を通して，関連情報の蓄積に努める。
	26年度	ハーグ条約の発効に伴い，DV や子の連れ去りに関する相談体制を強化するため，25 年度に引き続き，各種専門家や支援団体との連携を継続して深めた。また，精神科医師等との顧問契約を継続して結ぶなど，専門性のある外部人材の確保，協力依頼等について検討した。 各国の家族法制度や支援制度に関する情報のニーズが高まっているところ，25 年度に引き続き調査を実施すると共に収集した情報の公表を行った。 邦人精神障害者への援護については，外部人材を活用し，延べ 162 名の援護を実施した。さらに，兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人に対し，２件の支援を行った。	昨年度に引き続き，専門性のある外部人材等の導入に努める。特に，平成 26 年４月１日に我が国においてハーグ条約が発効したこともあり，増加傾向にある DV や子の連れ去りに関する相談への対応については，高度な専門性が求められていることから，外部人材等の導入により的確な対応につなげる。 また，邦人精神障害者への援護についても同様に，外部人材の活用により円滑な対応を図っていく。さらに，兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行っていく。
	27年度	１　邦人精神障害者に対する援護については，精神科顧問医を活用したカウンセリング等，延べ 113 件（第３四半期分まで）の援護を実施した。 ２　兼轄国及び遠隔地においても，交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者の支援に対し５件の謝礼金の支払いを行った。	１　精神障害者等の困窮邦人のため，専門的知見を有する外部人材の活用を図る。 ２　兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。
中期目	—	年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。	

	標			

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省海外安全ホームページ(渡航情報) (http：//www.anzen.mofa.go.jp) ・同上スマートフォン版サイト (http：//anzen.mofa.go.jp/sp/index.htlm) ・海外安全パンフレット・資料 (http：//anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html) ・外務省海外安全ホームページ(感染症関連情報の検索)： (http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfo.asp#danger) ・同上（海外安全官民協力会議） (http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyo.html)

個別分野	３　外国人問題への取組
施策の概要	１　ビザの審査・発給 　出入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方，我が国の治安維持のため，厳格にビザ審査を行う。また，ビザ審査を効率的に行うため，外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワーク(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充する。 ２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ発給要件の緩和への取組 　観光立国推進及び人的交流促進のために，アジア諸国を始め，各国の事情等を踏まえつつ，ビザ緩和に取り組む。 ３　在日外国人に係る問題への取組 　外国人の受入れと社会統合について，有識者の意見や，地方自治体，国際交流協会，NPO 等の活動状況を踏まえ，外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し，在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。
関連する内閣の重要政策	・東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年７月 29 日) 　我が国の活力となる外国人の受入れ促進 ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」（平成 27 年６月５日） 　１．インバウンド新時代に向けた戦略的取組 　（６）ビザ要件の戦略的緩和 ・「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年６月 30 日） 　「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため，真に必要な分野に着目しつつ，中長期的な外国人材受入れの在り方について，総合的かつ具体的な検討を進める。このため，移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。」 　「訪日外国人旅行者数 2,000 万人の実現に向けて，治安への十分な配慮を前提としつつ，更なるビザ要件の戦略的緩和に取り組むこととし，フィリピン，ベトナムなどに対しては，相手国の協力を得ながら，昨年度新たに導入した制度の運用状況を見極めつつ取り組む。 －モンゴル向けの数次ビザの発給を早期に実現する。 －ビザ要件の緩和を実施した国・地域において，プロモーションを集中的に実施する。 －訪日外国人旅行者の増加に対応し，外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう，在外公館のビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。」 ・第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年１月 22 日） 　「次は 3,000 万人，いや，更なる高みを目指してまいります。戦略的なビザの緩和や，いわゆる「民泊」を拡大する規制改革を進めます。」 ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日） 　〇訪日に当たってビザが必要な国・地域のうち，インバウンド観光の観点から潜在力の大きな市場をターゲットに以下の取組を実施 ・ビジット・ジャパン事業の重点 20 か国・地域のうち，訪日に当たってビザが必要な５か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に政府全体でプロモーションによる認知度向上や受入れ環境の整備と連携して，ビザ緩和を戦略的に実施。

測定指標	１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	中国において平成 21 年７月から十分な経済力を有する者とその家族に対して実施している個人観光ビザの対象者を，平成 22 年には一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し，９月からは，一定の経済力を有する者とその家族に対象を更に拡大した。また，７月からは，沖縄振興策の一環として，沖縄を訪問する中国人個人観光客で十分な経済力を有する者とその家族に対して数次ビザの発給を開始した。これにより，東日本大震災の影響はあったが，平成 23 年(暦年)は中国人に対し全ビザ発給件数(135.6 万件)の 55%を占める 74.3 万件のビザを発給し，日中間の人的交流に貢献した。 　高度人材の受入れについて，経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

		有する外国人の受入れを促進するため，関係省庁と協議を行った。	
	24年度	１　一部ASEAN諸国の一般旅券所持者に対する短期滞在数次ビザの導入 ６月から，一般旅券を所持するタイ人に対して，また，９月からは，マレーシア人，インドネシア人に対して，有効期間３年の短期滞在数次ビザを発給する制度を導入した。これにより，平成 25 年３月末までに，タイ人に対し約２万件，マレーシア人に対し約2,400件，インドネシア人に対し，約1,600件のビザを発給した。 ２　東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの導入 ７月から，東日本大震災において特に被害が甚大であった岩手県，宮城県，福島県の東北三県を訪問する中国人個人観光客に対して，有効期間３年の数次ビザを発給している。３月末までに約800件のビザを発給した。 ３　高度人材ビザ ５月から，「高度人材に対するポイント制」が導入されたことに合わせて，「高度人材ビザ」を新たに導入した。 ４　ビザ広域ネットワークシステムを拡充 在アフガニスタン大使館とのオンライン化が実現し，これにより全ての本件システム設置公館と外務本省とのオンライン化が実現した。	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。高度人材の受け入れを促進する。
	25年度	１　一部ASEAN諸国の一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和 ７月から，タイ人及びマレーシア人に対するビザ免除を実施した(マレーシア人の場合平成５年よりビザ取得勧奨措置をとっていたが，ビザ免除を再開した)。タイ人は15日間,マレーシア人は90日間ビザ免除を実施し，また，同月フィリピン人及びベトナム人に対して滞在期間15日，有効期間３年の数次ビザを導入し，インドネシア人に対する数次ビザの滞在期間を15日から最長30日に延長した。11月からはカンボジア人及びラオス人に対し，また１月からはミャンマー人に対し滞在期間15日，有効期間３年の数次ビザの発給を開始した。これら一連の緩和措置により，訪日外国人数数が初めて1,000万人を超えた。 ２　その他の国の一般旅券所持者に対する短期滞在数次ビザの導入 10月から，アラブ首長国連邦人に対して滞在期間90日有効期間３年の数次ビザを導入した。11月から，パプアニューギニア人に対して滞在期間15日，有効期間３年の数次ビザを導入した。 ３　ビザ審査体制の強化については，在上海総領事館等大規模発給公館への人の追加配置(本官，現地職員)を行うとともに，査証システムの効率化に向け次期査証事務支援システムを構築すべく作業を開始した。	ASEAN 諸国等の一般旅券所持者等に対するビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。
	26年度	１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和措置等を以下のとおり実施した。 ７月：インド人に対する数次ビザ(15日)の導入 ９月：インドネシア人，フィリピン人，ベトナム人に対する数次ビザ(30日)発給要件の大幅緩和 11月:指定旅行会社パッケージツアーに参加するインドネシア人，フィリピン人，ベトナム人等に対する	(観光立国推進及び人的交流促進の観点から，ASEAN諸国，)インド及びブラジルに対するビザ緩和の運用を開始するとともに，ビザ審査体制の強化を促進する。

		一次観光ビザ(15日)申請手続きの簡素化 12月：インドネシア人に対するIC旅券事前登録制によるビザ免除(15日)の導入 １月：中国人に対する，①商用目的，文化人・知識人数次ビザ発給要件等を緩和(90日)，②沖縄・東北三県数次ビザの発給要件等を緩和(30日)，③相当の高所得者に対する数次ビザの導入(90日) ２　ビザ審査体制の強化の観点から，在上海総領事館等大規模発給公館への職員追加配置を行った他，査証システムの効率化を図るため次期査証事務支援システムの構築に取り組んだ。 ３　平成26年の外国人数は過去最高の1,341万４千人(前年比 29.4%増，推計値)，ビザ発給件数は，前年比 1.5倍の約287万件となった。	
	27年度	１　一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。 ６月：ブラジル人に対する数次ビザ(30日)の導入（平成26年８月の総理ブラジル訪問時の決定） ８月：モンゴル人に対する数次ビザ(15日)の導入（平成27年５月の日モンゴル首脳会談時の決定） 平成28年１月：インド人に対する数次ビザ（30日）発給要件の大幅緩和（平成27年12月の日印首脳会談時の決定） 同年２月：ベトナム人及びインド人に対する数次ビザ（90日）発給要件の緩和の導入（平成27年９月の日ベトナム首脳会談時の決定） ブラジル人に対する数次ビザの最長滞在期間を延長（90日）（同月，「一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書」に署名） ２　ビザ審査体制の強化の観点から，ビザ申請件数が急増している公館における迅速かつ適切な審査を確保するため，在中国公館を中心に職員の追加配置を行った他，次期査証事務支援システムを導入した。 ３　平成27年の訪日外国人数は過去最高の1,973万７千人（前年比47.1%増，推計値）を記録し，ビザ発給数は，前年比1.6倍の約476万件となった。	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。 １　対象国を精査した上で，各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。 ２　ビザ審査体制の強化のため，在外公館の関連業務の状況に応じ，職員の追加配置，次期査証事務支援システムの導入を行う。
中期目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応する。	
２　在日外国人問題への取組			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	10月，ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し，在日ブラジル人への支援等について議論した。 ３月，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催し，災害時における外国人支援のあり方や今後の外国人受入れの課題などについて活発な討議を行った。 日系人などが多く居住する都市に出張したほか，「外国人集住都市会議」に出席し，在日外国人問題について意見交換等を行った。	在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。
	24年度	１　外国人集住都市会議 11月，「外国人集住都市会議 2012」に出席し，日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体，関係府省庁，在京外交団，国際機関，民間団体と，多文化	在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。

	共生や外国人住民への支援等についての討議を深めることに貢献した。一般市民も約400名参加した。 ２　国際ワークショップ 　２月，「外国人受入れと社会統合のための国際ワークショップ－大規模災害と在留外国人－」を大田区及び国際移住機関(IOM)との共催で開催し，内外の有識者，在京外交団，報道関係者や一般市民を含め約200名が参加した。	
25年度	１　外国人集住都市会議へ出席 　10月，「外国人集住都市会議2013」に出席し，日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体，関係府省庁，在京外交団，国際機関，民間団体等と，各々が抱える問題点について討議を行い，多文化共生や外国人住民への支援等について，議論を深めることに貢献した。この会議には，一般市民も合わせて約400名が出席し，参加者の関心の度合いが高いことを示した。 ２　国際ワークショップの開催 　２月，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ－若手外国人とともに歩む－次世代に向けた挑戦－」を国際移住機関(IOM)との共催で開催し，内外の有識者，在京外交団，報道関係者や一般市民を含め約200名が参加した。	在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組む
26年度	１　外国人集住都市会議へ出席 　11月，「外国人集住都市会議2014」に出席し，日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体，関係府省庁，在京外交団，国際機関，民間団体等と，各々が抱える問題点等について討議を行い，多文化共生や外国人住民への支援等について，議論を深めることに貢献した。 ２　国際ワークショップの開催 　２月，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ医療分野における外国人と外国人材～コトバと文化の壁を越えて～」のテーマで葛飾区と国際移住機関(IOM)の共催によりワークショップ(WS)を開催した。このWSには，内外の有識者，在京外交団，報道関係者を始め，一般市民を含め約250名が参加し，外国人の医療問題について日本人がどのように向き合うか，関心の度合いの高さがうかがわれ，喫緊の課題の緩和・解決に対する一助となった。 ３　緊急災害時における在留外国人の安否確認等に関する在京外交団への説明会 　９月の防災週間中，先の東日本大震災で得た教訓を踏まえ，在京外交団に対して，在留外国人の災害時における安否確認の手順・方法に関する説明会を実施した。 　また，この説明会には警察庁，法務省の他，東京都，東京消防庁などの自治体関係機関の参加も得て，各々の役割分担・取組等について，相互理解や関係者間のネットワーク形成の促進を図った。	在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。
27年度	１　国際ワークショップの開催 　平成28年２月，品川区，国際移住機関(IOM)及び外務省の共催により，外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップを「外国人と企業のダイバーシティ経営（～住み心地よいですか，ニッポンの企業～）」とのテーマで開催した。このワークショップには内外の有識者，在京外交団，報道関係者を始め，一般市民を含め約	１　在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。 ２　在京外交団への説明会(防災対策セミナー)を実施する。 ３　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会

		180 名が出席した。パネルディスカッションでは，日本人と外国人の職場における協働のあり方や外国人が職場で活躍するための環境整備について議論を行い，その成果を「報告と議論に参加し，多文化共生社会実現の取り組みに貢献し提言」にまとめた。 ２　在京外交団向け防災対策セミナー ９月の防災週間中，先の東日本大震災で得た教訓を踏まえ，在京外交団向けに「IT を活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」をテーマに防災対策セミナーを実施した。総務省，観光庁の他，地方自治体や大学等の関係者から災害時安否確認と情報提供システムの開発・普及を進める取組の説明を行い，在京外交団からは，今後のアプリ開発状況や展開等について積極的に質問が相次ぎ，IT を活用した災害時の多言語情報伝達・安否確認アプリの利用に関する外交団の意識の高さがうかがえた。 ３　外国人集住都市会議へ出席 12 月，「外国人集住都市会議はままつ 2015」（外国人集住都市会議主催）に出席し，日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体，関係府省庁，民間団体等と外国人住民の多国籍化や定住化による都市の状況や抱える課題が変化しつつある中，情報提供のあり方や安定した就労等外国人住民に係る課題解決や外国人住民の多様性を都市の活性化に繋げる施策等につき議論した。	議に出席する。
中期目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。	

３　（参考指標）訪日外国人数（単位：万人）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	622	837	1,036	1,341	1,974
４　（参考指標）外国人の不法残留者数（１月１日時点の数）	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818
５　（参考指標）来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年）	実績値				
	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267

作成にあたって使用した資料その他の情報	・訪日外国人数（日本政府観光局「訪日外客数」） (http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/index.html) ・来日外国人不法残留者数（法務省） (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00051.html ・来日外国人犯罪の検挙状況（警察庁） (http://www.npa.go.jp/toukei/index.html)

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備･強化

施策Ｖ－１　外交実施体制の整備･強化（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

（外務省27－V－１）

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。
施策の概要	１　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 ２　我が国の外交活動の基盤であり，邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより，在外公館及び館員等の安全を確保し，外交実施体制の整備・強化を図る。 ３　省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り，具体的対策の拡充・拡大を行い，省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに，各種取組についても，現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ，効果的・効率的に実施する。 ４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため，国際的な取組を進める地方や地域との連携を強化し積極的に支援する。
施策の予算額・執行額等	本件施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下での予算は計上されていない。
関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「主要国並みの外交実施体制の実現を目指し，（中略）総合的な外交力を引き続き強化してまいります。」

測定指標	１　外務省の人員，機構の更なる整備			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	定員23名を純増，在ジブチ大使館及び東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに大使館の兼館である５総領事館の廃止を行い，外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。 (23年度末：在外公館数205，定員数5,763名)	定員・機構を増強する。
		24年度	定員１名を純増(ただし，復興庁に１名供出)した。 在サモア兼勤駐在官事務所を開設するとともに，在ポートランド総領事館，在ハンブルク総領事館の廃止を行った。 (24年度末：在外公館数203，定員数5,763名)	定員・機構を増強する。
		25年度	定員は10名の純減となったが，既存定員の再配置等を実施した。在アイスランド大使館及び在南スーダン大使館を新設するとともに，在ベレン総領事館の廃止を行った。 (25年度末：在外公館数204，定員数5,753名)	定員・機構を増強する。
		26年度	定員46名を純増(ただし，内閣官房国家安全保障局に12名定員振り替え)した。 在マーシャル大使館，在アルメニア大使館及び在ナミビア大使館の新設を行った。 (26年度末：在外公館数207，定員数5,787名)	定員・機構を増強する。
		27年度	定員89を純増した。８在外公館（６大使館：在モルディブ大使館，在ソロモン大使館，在バルバドス大使館，在モルドバ大使館，在タジキスタン大使館，在トルクメニスタン使館及び２総領事館：在レオン総領事館，在ハンブルク総領事館）の新設を行った。 (27年度末：在外公館数215，定員数5,876名)	定員・機構を増強する。
	中期目標	—	外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。	
	２　在外公館の警備体制の強化			年度目標
	施	23	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた企画・立案を行	テロを含む現地治安情勢の推移に応

策の進捗状況・実績	年度	い，予算の効率的な執行に努めつつ，在外公館に対する人的及び物的警備対策の強化，警備関係講義の充実化，在外公館における警備訓練の実施など，在外公館の警備体制強化のため，各種対策を講じた。特に本年度は，中東及び北アフリカ情勢の悪化を教訓にし，物的警備対策強化を重点的に実施した。	じた在外公館警備体制の企画・立案，及びそれに応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員，赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。
	24年度	我が国の外交活動の基盤であり，邦人避難の最後の砦である在外公館の警備対策の強化のため，以下の措置を実施した。 「マグレブ・サヘル地域」又は「サヘル・北アフリカ地域」におけるテロをはじめとする治安の悪化やアジアを中心とした我が国公館等に対する抗議活動，南米地域における一般犯罪の増加等，現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い，効果的に人的・物的警備の強化策を講じた。 また，各種研修等においても，最新の地域情勢や警備状況を踏まえた研修内容の充実化を行った。赴任前研修においては，年に21コマ実施し，合計500名程度が受講した。警備対策官研修においては，１月初旬～２月末までの間で，44コマ実施し，77名が受講した。 さらに，在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し，館員の意識を向上させるとともに，在外公館における緊急事態対応のための体制の確立に努めた。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案，及びそれに応じた人的・物的な警備を強化する。 新入省員，赴任前職員等への研修を充実する。 警備訓練を実施する。
	25年度	我が国在外公館施設及び館員を取り巻く脅威が多様化し，拡大していることから，現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い，効果的な人的・物的警備の強化策を講じた。特に，在アルジェリア邦人に対するテロ事件や在イエメン大使館館員襲撃事件等にかんがみ，中東・アフリカ地域においては，存在する脅威の特性に応じた追加的な警備対策上の措置を講じた。 海外における警備関係会議への出席等を通じた各国警備関係者等との人的ネットワークの構築，警備関連情報収集及び専門知識の習得に努めた。 各種研修によって，最新の地域情勢や警備状況を踏まえた研修内容の充実を図るとともに，警備対策官研修においては，演習等実践的な講義をより多く含め，講師及び研修員の間で意見交換等が行われるよう研修内容を充実させた。職員の赴任前研修については，年に20コマ実施し，合計250名程度が受講した。警備対策官研修においては，１月初旬～２月末までの間で，45 コマ実施し，68 名が受講した。 さらに，在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し，館員の意識を向上させるとともに，在外館における緊急事態対応のための体制を強化した。	現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案，及び，人的・物的な警備対策の強化を実施する。 在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。 各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。 各種研修における内容を実践化，インタラクティブ化させ，充実させる。 情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。
	26年度	我が国の在外公館施設及び館員を取り巻く脅威が多様化し，拡大していることから，現地の治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案を行い，効果的な人的・物的警備の強化策を講じた。特に，シリアにおける邦人殺害テロ事件及びチュニジアにおける銃撃テロ事件，さらには欧米諸国において発生した一連のテロ事案にかんがみ，中東・アフリカ地域のみならず，欧米等の先進国に所在の在外公館に対しても追加的な警備対策上の措置を講じた。 海外における警備関係会議への出席等を通じた各国警備関係者等との人的ネットワークの構築，警備関連情報収	現地治安情勢に応じた優先度に基づく在外公館警備体制の企画・立案，及び，迅速な人的・物的な警備対策の強化を実施する。 在外公館及び警備対策室内における警備関連情報収集・分析体制の強化を実施する。 各国警備関係者等と警備関連の人的ネットワークを構築する。 各種研修における内容を実践化，インタラクティブ化させ，充実させる。

		集及び専門知識の習得に努めた。 　各種研修によって，最新の地域情勢や警備状況を踏まえ，研修内容の充実を図った。 　職員の赴任前研修については，17 コマ実施し，合計 260 名程度が受講した。警備対策官研修においては，１月初旬～２月末までの間で，40 コマ実施し，79 名が受講した。演習等実践的な講義をより多く含め，講師及び研修員の間で意見交換等が行われるよう研修内容を充実させた他，昨今の情勢を踏まえ，国際テロ情勢講義を充実させた。 在外公館ごとにそれぞれの脅威を踏まえた警備訓練を実施し，館員の警備意識を向上させるとともに，在外公館における緊急事態対応のための体制を強化した。	情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。
	27年度	１　我が国の在外公館及び館員並びに邦人に対するテロの脅威が拡大していることから，現地の治安情勢に応じた在外公館警備体制の整備・確立に向けた企画・立案を行い，予算の効率的な執行に努めつつ警備体制の強化を図った。特にイスラム過激派組織 ISIL（イラク・レバントのイスラム国）による我が国在外公館（ボスニア・ヘルツェゴビナ，マレーシア，インドネシア）を攻撃対象とする呼びかけ（９月），バングラデシュにおける邦人殺害事件（10 月），パリにおける同時テロ事件（11 月），ブリュッセルにおけるテロ事件（平成 28 年３月）等の事案に対応して，中東・アフリカ地域の我が国在外公館のみならず従来比較的安全とされていた欧州・アジア地域の在外公館に対しても追加的な警備強化対策の措置を実施した。 ２　外務省職員の赴任前研修（年間４回）及び警備対策官研修（平成 28 年１月初旬から２月末）を実施した。警備対策官研修では受講者と講師が自身の経験を双方向に対話しながら行う「対話・体験型」方式を充実させる等，研修内容の向上に努めた。各々講義回数及び受講者数は，前者が 15 コマ（約 16 時間）で 309 名，後者は 41 コマ（約 54 時間）で 78 名が研修を受講した。 ３　全在外公館において，それぞれの地域の治安情勢を踏まえ，テロの脅威を想定した警備訓練を実施するとともに，館員の警備意識の喚起及び向上に努め，併せて在外公館における緊急事態対応のための体制整備及び強化を図った。	１　昨今のシリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃テロ事件のほか，これまで治安情勢が比較的安定していた欧米等の先進諸国でもテロ事案が連続して発生していることを踏まえ，テロ脅威が高い中東・アフリカ地域に所在する公館の警備強化はもとより，在外公館全般を対象とした基礎的な警備体制強化を図る。 ２　職員の赴任前研修，警備対策官研修等，各種研修内容をより実践化，インタラクティブ化することにより充実させる。 ３　在外公館において，それぞれの情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。
中期目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。	
３　外交を支える情報防護体制の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	政府による情報保全に関する検討委員会に参加しつつ，情報防護対策室を中心に，情報防護対策の総合的な企画・立案を行い，本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに，関連システムの整備，研修の積極的な実施等を行うことで，外交を支える情報防護体制を強化した。	政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。 情報防護に関する新入省員，赴任前職員等への研修を実施する。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。
	24年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項(①秘密保全に関する法制の整備及び②特に機密性の高い情報を扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進)のフォローアップを関係省庁と連携しながら進めた。 また，関係各課が連携する形で，省内横断的に情報防護	政府における情報保全に関する検討委員会に参加する。 情報防護に関する新入省員，赴任前職員等への研修を実施する。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を実施する。

	対策の企画・立案を行い，情報保全体制の点検，関連規則の改訂等の本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに，研修の積極的な実施(赴任前研修において年21コマ，合計500名程度が受講)等を行うことで，外交を支える情報防護体制を強化した。	
25年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら進めた。省内関係各課と緊密に連携を図り，情報防護の総合的な企画・立案を行うとともに，本省・在外公館において情報保全体制の点検を行いつつ，関連規則の改定等を含め，情報漏えいを防ぐための取組を実施した。情報防護に関する研修を強化し,在外公館を含め研修を35コマ実施し,合計800名程度が受講するなど，外交を支える情報防護体制を強化した。	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 情報防護対策の総合的な企画・立案を行い，本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。 重点分野の特定を図る等し，優先度に基づく対策を実施する。 研修対象者の拡大やコマ数の増加等により情報防護に関する新入省員，赴任前職員等への研修を充実させる。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。
26年度	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら推進した。 情報防護対策の総合的な企画・立案を行う体制を一層強化するための専門部署を立ち上げるとともに，本省・在外等における保全体制の整備点検を実施した。 情報防護関連規則の整備を進めるとともに，各課室の業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威に対し，集中的に注意喚起や改善策の指導を行った。 省員の情報防護に関する意識の向上を図るため，新入省員，在外赴任者，在外公館職員等に対する各種研修を実施し，受講者数が前年の800名程度から856名に増加した。研修内容も実務的に情報防護DVDの活用や最新の状況に即してアップデートを図り，基礎的のみならず実践的な情報防護上の注意事項や対策も含めることで，研修効果の充実・強化を図った。 在外公館全体において，関連規則に基づき，適切な秘密保全検査が実施されるよう，きめ細やかな指示や対応，フォローアップ等を実施した。	政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 関係課との連携強化を図りつつ，情報防護対策の総合的な企画・立案を行う体制を一層強化するとともに，本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施する。 重点分野の特定を図ることで，優先度に基づく対策を実施する。 研修対象者の拡大やコマ数の増加等に加え，研修内容のアップデートにより情報防護に関する新入省員，赴任前職員等への研修を充実させる。 情報漏えい防止のため秘密保全検査を強化する。
27年度	１　政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら推進した。 ２　省内横断的な政策立案・実施をさらに強化するため，定員要求を通じて情報防護専門部署の体制強化を図り（本省増員１名），情報の適切な取扱い強化等にかかる具体的対策の拡充・拡大を行った。 ３　情報防護対策実施の基礎資料を改訂するとともに，内外の情報防護関連情報を元に効果的・効率的な情報防護対策を検討，実施した。また，各課室の業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について，引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに，各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で，情報保全体制の点検計画を策定し，同計画に基づく点検を実施した。 ４　通常の本省，在外公館職員に対する研修に加え，対象者の特性に応じた新たな研修を創設・実施するとともに，視聴覚教材も活用の上，具体例の紹介を含むきめの細かい研修を導入した（全体の受講者数は 856 名から	１　政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 ２　省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り，具体的対策の拡充・拡大を行う。 ３　各種情報防護対策を実施する上で，基礎的資料の改訂や，効果的・効率的な情報防護対策の検討，情報保全体制の点検計画の策定，実施等に取り組む。 ４　対象者の特性に応じた新たな研修を創設するとともに，各々の職域・職務等を勘案し，きめの細かい実務的な研修内容を検討・実施する。 ５　より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

		1,000 名程度へと増加）。 ５　より効果的な秘密保全検査を実施するため，関係各課室と検査内容や時期を調整の上，同検査を実施した。	
中期目標	―	情報漏えい防止のための取組を推進する。	
４　地方連携の推進			
	27年度	１　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下の取組を実施した。 （１）在京外交団等に対して，日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を２件（７月（神奈川県相模原市，埼玉県さいたま市，愛知県豊田市，岐阜県御嵩町及び千葉県松戸市との共催）（75 名参加）。平成 28 年２月（宮城県，宮崎県，奈良県橿原市，栃木県との共催）（81 名参加））実施した。 「地方視察ツアー」を５件（９月（千葉県松戸市，52 名参加），10 月（神奈川県，25 名参加），11 月（埼玉県さいたま市，46 名参加），11 月（愛知県豊田市及び岐阜県御嵩町，19 名参加），及び平成 28 年２月（栃木県，22 名参加）実施した。共催自治体からは，「オリンピック事前合宿誘致の対象国の大使館員との交流が図れた。」，「各国大使館に直接 PR することは，地方自治体には困難であり，外務省の協力のもと，有効なプロモーションができ，今後の展開に非常に有意義であった。」との積極的且つ好意的な評価が得られた。 主な報道振りは，産経新聞，NHK 宇都宮放送局，朝日新聞，読売新聞，毎日新聞，日経新聞，下野新聞等で取り上げられた。 （２）タイ，米国，中国，英国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を 17 件実施した。 ２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和を図るため，被災地等の複数の自治体と連携して「風評被害対策海外発信支援事業」を香港，上海，ソウル，台北で計４件実施した。 ８月，香港で香港フードエキスポ 2015 にジャパンブース「東日本美味しい魅力展」を出展し，まだ知られていない東日本の魅力を紹介したところ，会場には５日間で約 47 万人が来場し，現地で広く報道された（岩手県，宮城県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，千葉県，新潟県（計８県）が参加）。 上海では，中国人ブロガー等を東日本に招へいし情報発信を行ったほか，現地 PR イベント「行ってみよう！魅力満載！東日本！」を開催したところ，３日間で約１万 5000 人が来場した（青森県，宮城県，福島県，山形県，茨城県，栃木県，群馬県，新潟県（計８県）が参加）。 ソウル・台北では，韓国及び台湾のブロガー等を東北地方に招へいし，情報発信を行ったほか，現地 PR イベントを開催したところ，台北では２日間で約１万 7000 人が来場した（韓国：青森県，宮城県，福島県，鹿児島県（計４県）が参加。台北：岩手県，宮城県，福島県，愛媛県（計４県）が参加）。 ３　国内においても，在京外交団等に対して飯倉公館を活用し「地方創生支援　飯倉公館活用対外発信事業」を外	１　国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため，以下を実施する。 （１）在京外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」，「地方視察ツアー」を地方自治体と共催して実施。 （２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施する PR 事業を支援する。 ２　東日本大震災後，外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和を図るため，「風評被害対策海外発信支援事業」を海外の複数の都市で実施する。 ３　国内においても，在京外交団等に対して，風評被害を受けている自治体の正確な情報の発信や地方創生支援のため飯倉公館を活用し地方の魅力を発信する。

			務大臣と広島県知事，広島市長，三重県知事，青森県知事及び香川県知事との共催で計４件実施した。在京外交団や内外プレス等海外への発進力がある招待者を通じて，各自治体の伝統，食，文化，歴史，産業等をブースやステージパフォーマンス等により地方の魅力を発信した。各回，約 300 人が参加したほか，新聞，テレビ等でも紹介された。	
	中期目標	—	オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・平成 28 年版外交青書（第４章第３節　国民の支持を得て進める外交　２外交実施体制の強化）

担当部局名	大臣官房	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 28 年８月

施策Ｖ－２　外交通信基盤の整備･拡充及びITを活用した業務改革（モニタリング）

平成28年度政策評価書(モニタリング)

(外務省27－Ｖ－２)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し，外交通信の安定運用のため，一層のセキュリティ強化を図る。
施策の概要	各内部管理業務システムにITを活用することにより，維持・運営経費の削減を図るとともに，体制整備・システムの強化を行いサイバーセキュリティ強化を図る。
施策の予算額・執行額等	本件施策は，外務省全体の予算に関わっており，特定の項の下での予算は計上されていない。
関連する内閣の重要政策	・人事給与業務効率化に向けた改善計画(平成27年８月７日　人事給与業務効率化推進会議決定) (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyo/index.html)

測定指標				年度目標
	１　ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組			
	施策の進捗状況・実績	23年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について人事院の人事・給与システム事務局(以下事務局)との協議を行い，「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。	人給共通システム導入の検討を行う。
		24年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局との協議を行い，人給共通システム導入スケジュールの検討，及び，外務省固有システム開発・データ移行に係る経費概算見積依頼書の作成を行った。	人給共通システム導入の検討を行う。
		25年度	人給共通システムのテスト環境を作成してユーザー検証を行い，人給システム導入のためのシステム分析，移行データ分析及びFit&Gap調査(人給システムを使うのに外務省のシステムとどれだけ差があるかの調査)を行った。 また，人給共通システム導入スケジュール案を作成し，事務局と協議を行った。	人給共通システム導入の検討を行う。
		26年度	25年度に引き続き当省の人給共通システム導入スケジュール案につき事務局との協議を行った。また，８月以降官邸主導で「人事給与業務効率化に向けた改善計画」を策定するプロセスにおいて，内閣官房人事給与業務効率化検討室と人給共通システムの導入について協議を行った。	人給共通システム導入の検討を行う(人給共通システム導入作業の手順及びスケジュールについて，検討を行う)。
		27年度	８月に開催された人事給与業務効率化推進会議において，28年度に外務省が人給共通システムへ移行する計画は，継続して検討することが決定された。29年度以降の人給共通システム導入に向けて，内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を継続している。	人事給与業務効率化推進会議にて作成された「人事給与業務効率化に向けた改善計画」について，内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を行う。
	中期目標	—	人給システム導入により業務処理時間を1,500時間削減する。	
	２　業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上			年度目標
	施策の進捗状況・	23年度	本省内の３つの業務システム(幹部登退庁システム，経済協力評価報告書DB・検索システム，職員住所録システム)を統合したことにより，合計９つの業務システムの統合を完了し，サーバの集約化推進を行った。	本省内サーバの集約化を推進する。
		24年度	業務系共通プラットフォームの拡張(サーバ等の機器を追加)を行って，本省内の10の業務システム(図書館業務システム，記録文書ファイル管理システム，文書作成編集システム，条約検索システム，回覧物管理システム等)の	業務系共通プラットフォームを拡張する。

実績		追加統合を完了した。	
	25年度	本省内の４つの業務システム(管理者評価システム，外務省情報公開事務支援システム，簿冊管理システム，会議室予約システム)の追加統合を完了し，サーバの集約化推進を行った。結果，合計23の業務システムの統合が完了し，年間約7,000万円の経費を削減した。	本省内サーバの集約化を推進する。
	26年度	稼働監視及び性能情報の分析を日常的に実施することにより，共通プラットフォーム全体に影響を及ぼす障害の発生を未然に防ぐことが可能となった。また，障害が発生した場合においても，運用・保守の簡素化，効率化を推進したことにより，各業務システムへの影響範囲を最低限に抑える環境が整った。	業務系共通プラットフォームを安定稼働する。
	27年度	セキュリティ機器の入れ替えにより，ファイアウォール（ネットワーク間の通信を制御する機器）の導入，ウイルス対策ソフトの強化等，集約した業務システムの情報セキュリティレベルの向上を図るための環境整備を行った。 また，27年度までに目標であった運用経費7，700万円の削減を達成した。	業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティレベルを向上させる。
中期目標	29年度以降	業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティを向上させる。	
３　サイバーセキュリティ強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	セキュリティインシデント対応チームを発足し，本省および在外公館への情報セキュリティ監視装置の設置および日常のインシデント監視体制を確立した。 また，情報セキュリティ啓発活動として，定期的な省員への標的型メール訓練や情報セキュリティ対策にかかる集合研修および職員向け啓発用コンテンツ専用のホームページの開設を実施した。	インシデント対応のための基本的な体制の確立。 監視装置の基本部分の運用を開始する。 計画的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。
	27年度	１及び２　27年度はゼロデイ脆弱性を悪用した攻撃（システムの脆弱性が公表されてから修正プログラム提供開始までの無防備な期間を狙った攻撃），ランサムウエア（データを暗号化して身代金を要求する不正プログラム）やマクロ型ウイルス付メール（添付文書に不正プログラムを埋め込んだメール）の増加等，多様化かつ高度化したサイバー攻撃が確認された。これらの脅威に対する的確なインシデント対策として，26年度に設立した「セキュリティインシデント対応チーム」（外務省の情報ネットワークに対する，サイバー攻撃の監視・検知・対処を一元的に行うチーム）による情報セキュリティ監視装置に対する定期的なルールの追加・見直し等を迅速に実施するとともに，不審メールに対する検疫を強化することで，サイバー攻撃の被害を防止した。 ３　ウイルス付不審メールに対する注意喚起や，情報セキュリティ専門家による職員への集合研修を開催（５回）する等，外務省職員への効果的な啓発活動を実施し，サイバー攻撃による被害の防止に繋げた。	１　多様化かつ高度化する攻撃手法に対して柔軟に対応ができるインシデント対応体制を充実する。 ２　情報セキュリティ監視装置の更なる設置および定期的なルールの追加を実施する。 ３　専門家による職員への情報セキュリティ集合研修及び標的型メール訓練を開催し，効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。
中期目標	―	インシデント対応体制を充実する。 監視体制を強化する。 効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。	

作成にあたって使用した資料その他の情報	・人事給与業務効率化に向けた改善計画（平成27年８月７日　人事給与業務効率化推進会議決定） （http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyo/index.htlm）		
担当部局名	大臣官房	政策評価（モニタリング）実施時期	平成28年８月

基本目標Ⅵ　経済協力

施策Ⅵ-１　経済協力

平成 28 年度政策評価書

※施策Ⅵ－１「経済協力」については，平成 26 年度と 27 年度で測定指標が異なるため，それぞれの年度の実績欄を分けて記載している。

（外務省 27－Ⅵ－１）

施策名	経済協力					
施策目標	開発協力の推進を通じ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 また，こうした協力を通じ，我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。					
施策の概要	上記目標の達成に向け，①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献，②人間の安全保障の推進，③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし，民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ，戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し，積極的に推進していく。 また，開発協力を持続的に実施していくためには，国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ，国民の理解・支持を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	315,392	319,633	309,822	314,547
		補正予算(b)	19,427	31,878	25,091	
		繰越し等(c)	70	△2,768	△11,400	
		合計(a＋b＋c)	334,888	348,744	323,514	
	執行額(百万円)		333,799	348,014	323,043	
関連する内閣の重要政策	・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） （日本外交の三つの柱） 「成長する海外市場の需要を取り込むべく，ODA や投資協定の整備を通じた企業の海外展開支援，インフラシステムや日本産品の輸出などを，官民一体となって精力的に進めます。特に，アジアを中心に「質の高いインフラパートナーシップ」を通じたインフラ投資を一層推進してまいります。」 （グローバルな課題への一層の貢献） 「開発協力大綱の下，国際社会の平和と安定及び繁栄と，それを通じた日本の国益確保のため，官民一体となって取り組むべく，積極的かつ戦略的に ODA を活用してまいります。」 ・開発協力大綱(平成 27 年２月 10 日閣議決定) 我が国の開発協力政策の理念や重点政策等を定める基本文書。 ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日閣議決定) 「我が国は，(中略)国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から，(中略)国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。 「国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため，普遍的価値の共有，開かれた国際経済システムの強化を図り，貧困，エネルギー問題，格差の拡大，気候変動，災害，食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け，ODAの積極的・戦略的活用を図りつつ，以下の取組を進める。（１）普遍的価値の共有（中略）（２）開発課題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現（中略）（３）開発途上国の人材育成に対する協力（中略）（４）自由貿易体制の維持・強化（中略）（５）エネルギー・環境問題への対応（中略）（６）人と人の交流の強化（中略）」 ・日本再興戦略 2016（平成 28 年６月２日閣議決定） ・インフラシステム輸出戦略（平成 28 年５月 23 日改訂） 「技術協力による研修・セミナーや無償資金協力の活用により，我が国の技術力や質の高いサービス等に対する理解を促した上で，円借款の活用やより商業ベースが確保される案件には JBIC・NEXI による支援につなげるなど，関係省庁の連携を強化しつつ，政策支援ツールを有効に活用する。また，多様化するインフラ案件において，案件形成初期段階から関係省庁・関係機関の知見を結集し，オールジャパンで戦略的に取り組むためのメカニズムを構築する。」 ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2016（平成 28 年６月２日閣議決定） 「日米同盟の強化，近隣諸国との関係強化，経済外交の強化という三本柱を軸として，地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に，Ｇ７伊勢志摩サミットや第６回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献，在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化，我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化，ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効果的活用を含めた戦略的対外発信					

	を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成，青年を含む人的・文化交流の活性化，日本企業や地方自治体の海外展開支援，人間の安全保障の理念に立脚した持続可能な開発目標（SDGs）の実施に積極的に取り組む。これに当たり，国際機関の活用が有益な場合には，関係国際機関の戦略的活用に努めることとし，国際機関を通じた経済協力について，経協インフラ戦略会議等を活用して府省庁間の連携を図るとともに，拠出後の執行管理及び評価を適切に実施する。あわせて，主要国の取組等を踏まえ，人的体制や在外公館の整備等を含む外交実施体制の整備を推進し，ODA の適正・効率的かつ戦略的活用と ODA を通じた開発協力の強化を図ることで，総合的外交力を高めていく。（P26～27）」 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定） 「ODA による高度人材育成事業等で輩出された外国人材に対し，日本への留学，インターンシップ，ジョブフェア，就職マッチング等の支援を行うとともに，事業所管省庁の適切な関与の下で，在留資格取得上の優遇措置を講じる（P70）。」

測定指標	1　国際環境，国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく，戦略的・効果的な ODA の実現		年度目標
施策の進捗状況・実績	24年度	「平成24年度国際協力重点方針」にある重点事項に従いODAを実施した。	
	25年度	「平成 25 年度国際協力重点方針」で示した重点事項を以下のとおり実施した。 1　自由で豊かで安定した国際社会を実現する ODA としてミャンマーをはじめ，世界各地で，民主化・国民和解を進めている国の努力の後押しや，日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援，中東・北アフリカの安定のための支援を実施した。 具体的には，以下のとおり。 （1）普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援拡充 インド，インドネシア，フィリピン，ベトナム等日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援を拡充した。 対ラオス円借款「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張計画」(90.17 億円)，対ベトナム円借款「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(260.62 億円)に関する交換公文への署名等を通じて，ASEAN 共同体構築に向けた地域の連結性強化等を支援した。 また，メコン地域全体に対しては，12 月の日本・メコン地域諸国首脳会議にて総計 2,000 億円規模の新規支援を表明・署名した。 （2）対ミャンマー支援 少数民族支援や中央銀行の機能強化等，ミャンマーの民主化と国民和解に向けた改革努力を後押しするとともに，日本企業進出の支援にも資する無償資金協力，技術協力あわせて 200 億円を上回る支援を実施した。 （3）シーレーンの安全確保・国際テロ対策への貢献 対フィリピン円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」(187.32 億円)，対ジブチ無償資金協力「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」(9.24 億円)による巡視艇の供与等シーレーン上に位置する国の海上法執行能力向上のための支援を実施した。技術協力や専門家派遣等を通じた海上法執行機関の人材育成支援を各国で実施した。 平和の構築のための支援としては，フィリピンのミンダナオにおいて技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」等の経済協力プロジェクトを集中的に実施し，包括和平合意の交渉終結に貢献した。 また，国際テロ対策として，パキスタンに対する空港保安強化計画(無償資金協力)19.46 億円等を実施した。 （4）法制度整備支援・民主化支援	「平成 25 年度国際協力重点方針」にある以下の重点事項を実施する。 1　日本の国益，自由や民主主義といった普遍的価値に沿った秩序形成に向けた戦略的外交を展開するにあたって，ODA は最も重要なツールである。ODA を活用して，こうした普遍的価値を共有する国との連携を強化する。

			法制度整備支援の重点支援国であるインドネシア，ベトナム，ミャンマー，モンゴル，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，バングラデシュ等で基本法・経済法の立法，法制度の運用人材育成，汚職防止等のガバナンスの強化，経済活動の基礎となる司法インフラの整備，知的財産制度の構築に関する支援等を実施した。 特に，法制度整備支援に関する基本方針の改定を行い，この新たな基本方針を踏まえ，ベトナムにおける法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ２)，カンボジアにおける民法・民事訴訟法普及プロジェクト，ラオスにおける法律人材育成強化プロジェクト，ネパールにおける迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト等の立法支援や法制度整備支援等を通じて法の支配や民主主義を定着させる途上国の取組を後押しした。 (５)中東・北アフリカ地域の安全と繁栄に向けた包括的パートナーシップに基づく支援 民主的統治体制移行に取り組むチュニジアに対し，UNDP を通じて，危機管理関係機関の法的・制度的枠組みや機能強化等を支援する対チュニジア無償資金協力「危機管理体制整備支援計画」(2.54 億円，平成 25 年７月９日)を実施した。 (６)アフガニスタン及び周辺地域支援 歴史上初となる民主的な政権移行を支援すべく，大統領選挙支援案件(16.39 億円)を実施した。また，医療保健分野では，小児感染症予防計画の支援(11.86 億円)を実施した。周辺地域支援については，貧困削減，出入国管理等の案件を引き続き継続した。	
			２　新興国・途上国と日本が共に成長する ODA としてインフラシステム輸出や中小企業や地方自治体の海外展開支援を行った。本目標の推進にも資する制度上の改善として，円借款を開発途上国と日本企業の双方にとって魅力的なものとするため，その重点分野の見直し，金利の引下げ，本邦技術活用条件(STEP)の適用範囲拡大や条件緩和等の制度改善を実施した。 具体的には，以下のとおり。 (１)日本ビジネスの国際展開への貢献 ア　PPP インフラ事業の計画策定支援(技術協力)や ITS(高度道路交通情報システム)や NACCS(輸出入・港湾情報処理システム)等日本方式インフラの導入支援(無償資金協力・技術協力)等の実施によりインフラシステム輸出の支援に貢献した。 イ　中小企業の国際展開支援のため，中小企業の技術を活用した案件化調査，普及・実証事業や中小企業ノンプロジェクト無償資金協力等を実施した。 ウ　地方自治体の国際展開支援のため，カンボジアにおいて，コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画(無償資金協力)33.55 億円を実施するなど水の浄化，廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上国支援等を実施した。 エ　民間提案による実証事業等を支援する「民間技術普及促進事業」の本格的な実施等により，我が国技術・制度の標準化及び普及を促進した。 (２)資源・エネルギー確保への貢献 モンゴル等資源国における人材育成プロジェクト(技術協力)等を実施し，資源分野での協力を実施した。	２　ODA により日本のインフラ，製品，技術の国際展開を支援することで，アジアやアフリカ等の新興国・途上国と共に成長できる事業を積極的に推進する。途上国における資源エネルギー開発を促進する事業を実施する。
			３　人間の安全保障を推進し，日本への信頼を強化する ODA として第５回アフリカ開発会議(TICAD Ⅴ)等を踏まえたアフリカをはじめとする貧困地域での人間の安全保障の促進などの取組を	３　人間の安全保障の理念に基づき，人造りのための技術協力など日本らしい援助を拡充し，

		推進した。また，国際保健外交戦略に基づく支援やジェンダー主流化等に積極的に取り組んだ。 具体的には，以下のとおり。 （1）ミレニアム開発目標(MDGs)達成とポストMDGs ア　平成 22(2010)年９月の国連首脳会合で表明した平成23(2011)年から５年間にわたる保健分野で約 50 億ドル，教育分野で約35億ドルの支援を平成25年度も着実に実施した。 イ　国際社会において，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の主流化をはかり，日本のUHCの知見を発信した。 （2）アフリカにおける人間の安全保障の促進 対ザンビア無償「ルサカ郡病院整備計画」(19.08 億円)及び対ブルンジ無償「ブルンジ帰還民社会・経済再統合計画」(1.41 億円)(UNDP連携)を実施した。 （3）NGOとの連携強化 (特定非営利活動法人)道普請人によるケニアでの農道整備事業及び(特定非営利活動法人)リボーン・京都によるルワンダでの女性のライフ・エンパワーメント事業等を支援した。 （4）環境・気候変動／防災対策 ア　環境未来都市の世界への普及に取り組んだほか，世界のグリーン経済への移行のための具体的な支援策の一環として，途上国の人づくりに協力する「緑の未来協力隊」を編成，平成 25 年からの３年間で１万人規模を目指し取り組んだ。 イ　生物多様性分野においては，平成24(2012)年10月の生物多様性条約締約国会議の成果を踏まえ，同分野での協力を進めた。 ウ　また，10月に水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に，途上国の環境汚染対策として，大気汚染対策，水質汚濁対策，廃棄物処理の３分野において平成26(2014)年から３年間で総額 20 億ドルを実施するとともに，水銀汚染防止に特化した人材育成事業を新設することを表明した。 エ　11 月に「攻めの地球温暖化外交戦略」(Actions for Cool Earth(ACE))を発表し，その中で，平成25年からの３年間で計1.6兆円(うち公的資金1.3兆円)の開発途上国支援を行うことを表明した。 オ　平成 24(2012)年７月の「世界防災閣僚会議 in 東北」で表明した防災の主流化と強靭な社会の構築に向けた取組を具体化した防災分野における平成25年から３年間で30億円の支援公約を25年度は着実に実施した。	我が国への信頼・プレゼンスの強化につなげる。
	26年度	「平成26年度国際協力重点方針」の重点事項にある以下の重点項目を実施した。 1　自由，民主主義，法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国の関係強化を図るとともに，これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度支援や安定化支援等を行った。 また，平和構築，テロ対策，海上保安能力強化，シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ，国際社会の平和と安定に積極的に貢献した。 具体的には，以下の各分野の支援を実施した。 （1）普遍的価値や戦略的利益を共有するアジア諸国との関係強化 フィリピン，カンボジア等日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国に対し，インフラ整備や人材育成，防災・医療保健分野等への支援を着実に実施した。 （2）法制度整備支援・民主化支援 ア　法制度整備支援の重点支援国であるベトナム，ミャンマー，カンボジア及びラオスに加え，ネパール，モンゴル等において，	「平成 26 年度国際協力重点方針」の重点事項にある以下の重点項目を実施する。 1　自由，民主主義，法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国の関係強化を図るとともに，これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度支援や安定化支援等を行う。 また，平和構築，テロ対策，海上保安能力強化，シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ，国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。 具体的には，以下の各分野の支援を実施する。

基本法・経済法の立法，法制度の運用人材育成，汚職防止等のガバナンスの強化，経済活動の基礎となる司法インフラの整備，知的財産制度の構築に関する支援等を新たに実施した。

特に，25年度からミャンマーで開始された技術協力プロジェクト「法制度整備支援プロジェクト」の実施を本格化させ，会社法及び刑事司法に係るセミナー，法・司法制度，人材育成及び法案審査・法案起草に係る本邦研修を実施した。

イ　７月，国際法務に係る日本企業支援に関する関係省庁連絡会議が設置され，第三国への法制度整備支援の在り方を含め関係省庁間で情報共有と連携を行う体制が確立された。

（３）国際公共財にかかる法の支配の強化（海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等）

任務の的確な遂行に当たり能力向上が課題となっていたベトナム海上法執行機関（海上警察，漁業監視機関）に対し，６隻をめどとした中古船舶及び海上保安関連機材を供与する総額５億円の無償資金協力の交換公文に署名した。２月，１隻目の船舶につきベトナム側への引渡しを実施した。

（４）ミャンマーの民主化・国民和解への支援

ミャンマーの民主化と国民和解に向けた改革努力を後押しするため，国際機関と連携し国内避難民の住環境改善，保健・栄養状況の改善にかかる少数民族地域での支援を行った（計 23.62 億円）他，日本の NGO と連携し，紛争で影響のあった少数民族地域での食糧配布や職業訓練等を実施した。

（５）中東・アフリカ・アフガニスタン等における平和構築，テロ対策を含む支援

ア　国内の治安対策に取り組むチュニジアに対し，国境管理機能の向上を支援するため，「治安対策機能強化機材整備計画」（6.89 億円）を実施した。また，２月，邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交の３本柱を発表し，中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援（計約 1,550 万ドル）を実施した。

イ　アフガニスタンの人口の８割が従事し，GDP の約 25%を占める農業は，貧困削減や雇用促進の観点から重要であり，我が国は，同国の農業支援の一環として口蹄疫等対策支援計画（19.98 億円）を実施した。また，医療保健分野では，小児感染症予防計画（14.48 億円）を実施した。周辺地域支援については，貧困削減，国境管理等の案件を継続した。

２　『日本再興戦略』等を踏まえ，新興国・途上国の開発に貢献し，これらの国の活力を日本に取り込むことを目的に ODA を戦略的に展開した。

中小企業を含む我が国企業・地方自治体等が有する優れた技術・知見を活用しつつ，我が国の制度・システムの普及を図るとともに，ビジネス環境整備に資する支援等を行った。

具体的には，以下の各分野の支援を実施した。

（１）インフラシステム輸出支援

技術協力による人材育成，法制度整備支援等を通じた投資環境の整備やマスタープランの策定支援による上流からの関与を推進するとともに，無償資金協力や有償資金協力による日本の優れた技術やノウハウを活用するインフラ整備を推進することで，インフラシステム輸出に貢献した。

（２）中小企業の国際展開支援

中小企業等の海外展開支援のため，案件化調査，普及・実証事業や無償資金協力等を実施した。

（３）地方自治体の国際展開支援

地方自治体の国際展開支援のため，水の浄化，廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上

（１）普遍的価値や戦略的利益を共有するアジア諸国との関係強化
（２）法制度整備支援・民主化支援
（３）国際公共財にかかる法の支配の強化（海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等）
（４）ミャンマーの民主化・国民和解への支援
（５）中東・アフリカ・アフガニスタン等における平和構築，テロ対策を含む支援

２　『日本再興戦略』等を踏まえ，新興国・途上国の開発に貢献し，これらの国の活力を日本に取り込むことを目的に ODA を戦略的に展開する。

中小企業を含む我が国企業・地方自治体等が有する優れた技術・知見を活用しつつ，我が国の制度・システムの普及を図るとともに，ビジネス環境整備に資する支援等を行う。

具体的には，以下の各分野の支援を実施する。

（１）インフラシステム輸出支援
（２）中小企業の国際展開支援
（３）地方自治体の国際展開支援
（４）医療技術・サービスの国際展開支援
（５）ビジネス法制度整備支援・人

国支援等を実施した。
（４）医療技術・サービスの国際展開支援
ODA を活用した人材育成，日本の医療機材の周知や制度の研修，日本製医療機材の供与，官民連携による支援等により，途上国の医療・保健分野での開発に貢献するとともに，優れた日本の医療機材・サービスの普及を推進した。
（５）ビジネス法制度整備支援・人材育成支援
投資環境整備や知的財産法制度の整備運用支援として，対ベトナム技術協力「知的財産権の保護および執行強化プロジェクト」及び「競争法改正，施行能力強化支援プロジェクト」，対カンボジア技術協力「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」等を実施した。
また，アフリカから，優秀な若手人材を研修員として受け入れ，本邦大学における修士課程教育及び企業へのインターンシップ実習を実施する産業人材育成プログラム「ABE イニシアティブ」を実施した。
（６）「日本方式」の普及に向けた我が国技術・制度の普及支援
交通管制システムの整備，通関電子化による貿易物流システムへの支援等の実施を通じ，我が国技術・制度の普及を推進し，新興国・途上国の経済社会開発に貢献した。
（７）ミャンマーへのインフラ，ビジネス分野の支援
平成 27 年に第一期開業を予定するティラワ経済特別区の周辺整備を含め，今後の日本企業進出や貿易促進を後押しするインフラ整備支援として約 400 億円の支援を表明した。
本邦企業連合の現地企業との提携を通じた通信事業参入との相乗効果が期待される案件である円借款「通信網改善計画」を実施した。
また本邦企業の知見を活用し，施設整備のみならず上水道事業運営の改善も期待される「ヤンゴン市無収水削減計画」（漏水率の低減と水の供給能力及び供給されずに収入につながらない無収水の対策マネジメント能力の向上を図るもの）を実施した。
（８）第５回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）を踏まえたアフリカの成長加速化支援
５月にカメルーンで開催された第１回 TICAD Ⅴ閣僚会合において，岸田外務大臣から TICAD Ⅴ期間１年目（平成 25 年）で，総額約 3,400 億円の ODA を実施し，我が国支援策を着実に実施している旨表明した。戦略的マスタープラン 10 か所の策定について，北部回廊，ナカラ回廊，西アフリカ成長リング等８箇所において実施又は検討を開始した。「ABE イニシアティブ」の第一弾として，９月以来 156 名のアフリカの若者が来日した。TICAD 産業人材育成センター10 か所の設置について，安倍総理が平成 24 年１月のアフリカ外遊時に表明したエチオピアに加え，エジプト，チュニジア，ケニア，ウガンダ，南ア，セネガル，コンゴ（民），ガーナ等を候補国として準備・調整を開始した。
（９）資源・エネルギーの安定的確保への貢献
資源分野の人材育成プログラム（資源の絆）として，鉱物資源や地熱分野において，アジア，アフリカ，中南米等の開発途上国の行政官，大学教員を対象に，本邦大学における長期研修（修士号，博士号の取得）を実施した。

３　人間の安全保障の基本理念に基づき，貧困削減と包摂的成長の実現，ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた支援等を行った。
特に，防災対策・災害復旧支援，国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進，女性のエンパワーメント等の分野において，日本らしい支援を行い，日本へ

材育成支援
（６）「日本方式」の普及に向けた我が国技術・制度の普及支援
（７）ミャンマーへのインフラ，ビジネス分野の支援
（８）第５回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）を踏まえたアフリカの成長加速化支援
（９）資源・エネルギーの安定的確保への貢献

３　人間の安全保障の基本理念に基づき，貧困削減と包摂的成長の実現，ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた支援等を行う。
特に，防災対策・災害復旧支

の信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげた。

具体的には，以下の各分野の支援を実施した。

（1）ミレニアム開発目標(MDGs)の達成支援

平成22年９月の国連首脳会合で表明した平成23年から５年間にわたる保健分野で約50億ドル，教育分野で約35億ドルの支援を，平成26年度も着実に実施した。

その他，下記（3），（4）等も，MDGsの達成支援にも直接資する取組であった。

（2）防災対策・災害復旧支援／環境・気候変動対策

ア　防災対策・災害復旧支援については，幾多の災害を経験してきた日本の知見と技術を生かし，フィリピン，バングラデシュ等において防災対策・災害復旧支援を実施した。

イ　３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議において，安倍総理大臣から，日本としての国際社会の貢献策として，平成27年から平成30年までの４年間で，防災関連分野で計40億ドルの協力と４万人の防災・復興人材育成を含む「仙台防災協力イニシアティブ」を発表した。

ウ　世界のグリーン経済への移行のための具体的な支援策の一環として，途上国の人づくりに協力する「緑の未来協力隊」を編成，平成25年からの３年間で１万人規模を目指し取り組んだ。

エ　生物多様性分野においては，10月の生物多様性条約第12回締約国会議の成果を踏まえ，同分野での協力を進めた。

オ　平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に表明した，途上国の環境汚染対策（大気汚染対策，水質汚濁対策，廃棄物処理の３分野において平成26年から３年間で総額20億ドルのODAを実施）及び水銀汚染防止に特化した人材育成事業の実施に取り組んだ。

カ　９月にサモアで開催された第３回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議の際に，我が国のSIDS支援策として，平成27年から３年間で気候変動，防災及び保健分野等において5,000人の人材育成を行う旨表明した。

キ　平成25年からの３年間で160億ドルの気候変動分野の途上国支援を１年半余りで達成した。平成26年からの３年間で，気候変動分野で１万4,000人の人材育成を約束し，途上国の対処能力を包括的に支援する「適応イニシアチブ」を立ち上げた。さらに，緑の気候基金(GCF)に対し，国会の承認が得られれば15億ドルを拠出する旨発表した。

（3）国際保健外交戦略及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進

ア　二国間協力では，UHCに資する案件形成を推奨しており，３月，保健分野で初の政策借款をケニア政府に対して供与する旨安倍総理大臣が表明した。

イ　５月，インドネシアにおいて，医療保障を中心とする社会保障制度の強化を支援する技術協力を開始した。

ウ　10月，ミャンマーにおいて，包括的な保健システムの強化を支援する技術協力を開始した。

エ　同じく10月，ケニアにおいて，地方分権下でのUHC推進を支援するプログラムの中核となる技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」を開始した。

（4）女性のエンパワーメント支援とジェンダー主流化の推進

ア　平成25年９月の第68回国連総会で表明した平成25年から３年間(暦年)にわたる女性分野で30億ドルを超す支援を，①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化，②国際保健外

援，国際保健外交戦略に基づくユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進，女性のエンパワーメント等の分野において，日本らしい支援を行い，日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげる。

具体的には，以下の各分野の支援を実施する。

（1）ミレニアム開発目標(MDGs)の達成支援

（2）防災対策・災害復旧支援／環境・気候変動対策

（3）国際保健外交戦略及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進

（4）女性のエンパワーメント支援とジェンダー主流化の推進

（5）日本ブランドの発信強化

（6）国民参加の拡大とNGOとの連携強化

		交戦略の推進の一環として女性の保健医療分野の取組強化，③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護，の３つの柱の下，26 年度も着実に実施した。 イ　９月，東京において開催された，女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2014)において上記アを含む日本の女性関連支援の取組を国際社会に発信した。 （５）日本ブランドの発信強化 ア　日本語学習環境整備７件，日本武道を含むスポーツ施設・器材の整備 14 件，テレビ番組ソフトの整備４件等，日本的価値の発信に繋がる支援を実施した。 イ　モルディブにおいて青年海外協力隊員が教員を対象とした体育に関するワークショップを開催し，体育理論の講義や競技実技の講習を行う等，草の根レベルで体育授業の普及を推進した。 （６）国民参加の拡大と NGO との連携強化 「(特定非営利活動法人)ジェン」によるアフガニスタンでの基礎インフラの建設及び修復，「(特定非営利活動法人)AMDA 社会開発機構」によるホンジュラスでの思春期層へのリプロダクティブ・ヘルスケア及び「(特定非営利活動法人)国境なき子どもたち」によるバングラデシュでの女性のエンパワーメント事業を始め，日本の NGO による防災対策・災害復旧支援 28 件，医療・保健支援 46 件，女性のエンパワーメント事業８件を支援した。	
中期目標	―	各年度の国際協力重点方針で定める重点事項を実施する。	
26 年度目標の達成状況		◎	
２　世論調査の変化			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると，経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき＋やめるべき」とした割合を５年連続で上回った。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき＋やめるべき」とした割合を上回る。
	24 年度	内閣府実施「外交に関する世論調査」では，昭和 52 年から平成 23 年まで経済協力に関するあり方の設問を行ってきたが，予算額や量に焦点を当てた世論調査は歴史的に役割を終えたと判断されるため，今後はむしろ ODA の質や援助の担い手といった点に着目した調査を行う方向で検討を開始した。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき＋やめるべき」とした割合を上回る。
	25 年度	25 年度の内閣府実施「外交に関する世論調査」では，経済協力の「量」のみに焦点をあてた従来の設問を取りやめ，ODA をどのような観点から実施するべきかという問いを新設した。この結果，以下のとおり国民の高い支持や関心を示す回答を得た(複数回答可)。 ・資源などの安定供給の確保に資する。　・・・50.6% ・国際社会での日本への信頼を高める。　・・・47.0% ・先進国として開発途上国を助けるのは人道上の義務又は国際的責任である。　・・・43.1% ・東日本大震災の各国の支援に応えるためにも引き続き協力すべき。　・・・42.6% ・中小企業を含む日本企業や地方自治体の海外展開など，日本の経済に役立つ。　・・・37.8% ・ODA は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段である。　・・・33.6% ・中国などによる開発途上国への進出が著しく，日本の存在感を確保する必要がある。　・・・20.1% また，「途上国への支援は実施すべきでない」との回答は 4.8%となった。	世論調査で新たに設ける経済協力に関する設問において，国民の関心や支持が高い結果を得る。

	26年度	26 年度の内閣府実施「外交に関する世論調査」では，ODA 大綱の見直しを進めるに当たり，今後の開発協力のあり方につき，量的拡充の必要性も含め，あらためて国民の意向を確認しておくことが必要と判断し，質問の設定を行った。なお，趨勢を把握することが可能となるよう，23 年度までの質問との連続性についても配慮した。 日本のこれからの開発協力のあり方につき，前回(23 年度)調査結果と比較して，「積極的に進めるべきだ」(27.4%→30.7%)，「現在程度でいい」(47.4%→49.7%)と答えた者の割合が上昇し，「なるべく少なくするべきだ」(17.8%→11.9%)と答えた者の割合が大きく減少した。	ODA をどのような観点から実施すべきかを尋ねる問いにおいて，ODA にはさまざまな役割があるが，ODA に対する国民からの高い支持を維持することを目標とする。
中期目標	―	経済協力への国民の理解を向上させる。	
26 年度目標の達成状況		○	
３ ODA に関する情報発信			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	ODA 広報(ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用)を実施した。 ODA ホームページに対するアクセスは，約 8,500 万件とほぼ前年並みの水準となった。 また，テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率は 4.9%，認知率は 24.2%(番組評価アンケートによるもの)，番組ホームページへの同年度アクセス数は約 64,000 件となっており，一般国民に対する ODA 広報は，一定程度，着実に進んでいる。	１　年間 8,000 万～9,000 万件程度の ODA ホームページに対するアクセス(ヒット数) ２　テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率：年間平均５～６％以上，同番組の認知率：25%以上
	24年度	１　ODA 広報(ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (１)ODA ホームページに対するアクセスは，約 8,500 万件と前年並みの水準となった。 (２)テレビ東京の「地球 VOCE」の 24 年度平均視聴率は 4.9%，認知率は 28.3%(番組評価アンケートによるもの)，番組ホームページへの同年度アクセス数は約 117,000 件となっており，前年度の水準を上回るものとなっている。 ２　「見える化」の徹底 (１)「最終とりまとめ」を受け，「ODA の見える化」の着実な実施として，平成 22 年 10 月に JICA ホームページ上に「ODA 見える化サイト」を立ち上げた(平成 25 年３月 31 日現在の掲載件数：無償 488 件，有償 333 件，技協 498 件)。また，過去 10 年程度に完了した無償・有償案件(事後評価実施済み案件)については 25 年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指している。 (２)幅広い国民の開発協力への参加促進 ア　JICA「なんとかしなきゃ！プロジェクト」サイトを開設した。プロジェクトメンバーとして著名人の参加を得て，22 件の国際協力イベントを実施した。 イ　教師・地方自治体関係者の現地視察やボランティア事業への参加促進，ODA 民間モニターを改編した国民参加型事業を立ち上げた。	１　年間 8,000 万～9,000 万件程度の ODA ホームページに対するアクセス(ヒット数) ２　テレビ東京の「地球 VOCE」の 23 年度平均視聴率：年間平均５～６％以上，同番組の認知率：25%以上
	25年度	１　ODA 広報(ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (１)ODA ホームページに対するアクセスは，約 8,030 万件となった。 (２)平成 25 年６月から放映を開始したテレビ東京の「佐藤隆太の地球元気！」の平均視聴率は 4.6%，番組ホームページへの番組放送中の 10 ヶ月間のアクセス数は約４万件となっている。 ２　「見える化」の徹底	１　ODA ホームページへのアクセス数：年間 8,000 万～9,000 万件程度 ２　広報番組の視聴率及び認知率：年間平均５～６％以上，30%以上

		(1)JICA ホームページ上の「ODA 見える化サイト」において，無償資金協力 1,009 件，有償資金協力 800 件，技術協力 615 件の概要を掲載した(3月 31 日現在)。これにより，過去約 10 年の間に完了した無償資金協力・有償資金協力案件(事後評価実施済み案件)については，同サイト上に掲載を完了した。 (2)幅広い国民の開発協力への参加促進 JICA「なんとかしなきゃ！プロジェクト」サイトを開設した。プロジェクトメンバーとして著名人の参加を得て，17 件の国際協力イベントを実施した。	
	26年度	1 ODA 広報(ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用)を実施した。 (1)ODA ホームページへのアクセス数は，約 6,200 万件となった。 (2)広報番組の視聴率：MX テレビ及びインターネットでの放映を行ったため，視聴率は測定されなかった。(インターネット上の視聴者数は計 219,591 人となった。) 2 「見える化」の徹底 技術協力プロジェクト案件については，これまで平成 20 年 10 月以降の案件を掲載していたが，これに加え，平成 13 年，平成 14 年に事後評価を実施した案件を掲載した。	1 ODA 広報(ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用) (1)ODA ホームページへのアクセス数：約 8,500 万件 (2)広報番組の視聴率：4～5％ 2 「見える化」の徹底 技協案件については，これまで掲載していた平成 20 年 10 月以降の案件に加え，平成 13 年度以降の案件(実施済み案件)まで遡って掲載する。
中期目標	―	経済協力への国民の理解を向上させる。	
26 年度目標の達成状況		△	

4 地域別供与額(二国間 ODA，当初予算分)(単位：億円，括弧内対世界比)	実績値			中期目標値	26 年度目標の達成状況
	24 年度	25 年度	26 年度	―	
世界	15,154.40	14,437.67	11,249.92	―	△
東アジア，南西アジア	11,501.41(75.9%)	9,540.45(66.1%)	6301.39 (56.0%)	―	―
大洋州	250.31 (1.7%)	136.10 (0.9%)	125.19 (1.1%)	―	―
中央アジア・コーカサス	62.91 (0.4%)	431.58 (3.0%)	1,084.41 (9.6%)	―	―
中東，北アフリカ	1,366.60 (9.0%)	1,559.49(10.8%)	1,093.40 (9.9%)	―	―
サブサハラアフリカ	1,486.70 (9.8%)	1,600.65(11.1%)	1,848.51 (16.4%)	―	―
中南米	446.72 (2.9%)	1,081.32 (7.5%)	661.18 (5.9%)	―	―
欧州	39.75 (0.3%)	88.07 (0.6%)	135.85 (1.2%)	―	―
地域別供与目標額 []内年度目標値					
世界		17,592.00	17,511.00 [15,059.00]		
東アジア，南西アジア		11,082.00(63.0%)	11,034.00(63.0%)		
大洋州		114.00 (0.6%)	120.00 (0.7%)		
中央アジア・コーカサス		432.00 (2.5%)	598.00 (3.4%)		
中東，北アフリカ		2,468.00(14.0%)	1,997.00(11.4%)		
サブサハラアフリカ		2,020.00(11.5%)	1,963.00(11.2%)		
中南米		1,248.00 (7.1%)	1.071.00 (6.1%)		
欧州		228.00 (1.3%)	728.00 (4.2%)		

(注)地域別供与目標額とは，昨今の ODA 予算の趨勢や，案件の形成・進捗度を踏まえつつ，年度当初の時点で，外交政策的な観点から望ましいと考えられる目標値であり，この「目標額」の達成に向け案件の形成・採択を行うが，国際情勢の変化等により柔軟・機動的に対応する必要が生じることや先方政府側の事情により予定していた案件が遅れることなどがある。

開発協力援助大綱(平成27年２月閣議決定)の策定に伴い，27年度より以下のとおり測定指標を変更し，施策の進捗状況・実績を測ることとした。

測定指標	１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅			年度目標
	施策の進捗状況・実績	27年度	１　経済成長の基礎及び原動力の確保 ５月に安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し，今後５年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを表明した。 ASEAN 共同体構築に向けた地域の連結性強化や各国の産業基盤整備のための取組として，対フィリピン円借款「南北通勤鉄道計画（マロロスーツツバン）」(11 月署名，2419.91 億円)，対ミャンマー円借款「東西経済回廊整備計画」(10 月署名，338.69 億円)，対ベトナム円借款「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第三期)」(平成28（2016）年１月署名，322.87億円)に関する交換公文への署名を行ったほか，各国への技術協力等を実施した。 また，特にメコン地域に対しては，７月の日・メコン首脳会議において，今後３年間で合計7,500億円規模の ODA をハードとソフトの両面で行う旨表明した。 11月の日・ASEAN首脳会議において，「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し，国情に応じた基幹産業の確立・高度化を担う産業人材をアジア地域において今後３年間で４万人育成する方針を発表した。 ５月に我が国が開催した太平洋・島サミットにおいて，防災や気候変動等を重点として今後３年間で550億円規模の支援を行う旨表明した。 南西アジア地域及び中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備，貿易・投資環境整備等への貢献として，対インド円借款「アーメダバード・メトロ計画（第一期）」（824.34 億円），対バングラデシュ円借款「外国直接投資促進計画」（158.25 億円），対スリランカ円借款「バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ２）（第二期）」（454.28 億円），対キルギス円借款「国際幹線道路改善計画」（119.15 億円）等に係る交換公文への署名等を実施した。 アフリカ地域におけるインフラ整備や投資環境整備等に貢献する取組としては，対ケニア円借款「オルカリアＶ地熱発電開発計画」(456.90億円)，対モザンビーク円借款「ナカラ港開発計画２」（292.35 億円），対エジプト円借款「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画」（182 億円）等に係る交換公文への署名等を実施した。 また，アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として，平成26（2014）年から実施しているアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）第三弾として317名の研修生を受け入れたほか，個別専門家の派遣等の技術協力を実施した。 ２　人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策	１　経済成長の基礎及び原動力の確保 開発途上国の自立的発展に向け，質の高いインフラ投資の推進等を通じたインフラ整備，金融，貿易・投資環境整備等の産業基盤整備のために必要な支援を行う。また，開発途上国の「質の高い成長」を実現するため，職業訓練，産業人材育成，雇用創出等経済成長の基礎及び原動力を確保するため必要な支援を行う。 ２　人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 人間開発，社会開発の重要性に十分に留意し，保健医療，安全な水・衛生，食料・栄養，万人のための質の高い教育等の必要な支援を行う。

		定された「平和と健康のための基本方針」に基づき，フィリピンにおけるコーディレラ地域保健システム強化プロジェクトや，ケニアに対する保健省 UHC アドバイザー，ザンビアにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクトなどの二国間支援や，グローバルファンド，Gavi ワクチンアライアンス，国際家族計画連盟（IPPF），世界保健機関（WHO）などの多国間支援を通じて，①公衆衛生危機・災害にも強い社会の実現，②生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成）に向けた保健分野での支援を行った。 　また，我が国は，人間の安全保障の観点から，生命の根幹となる安全な水・衛生へのアクセス確保を重視している。MDGs に続く SDGs 目標達成のため，ゴール６（水・衛生）のみならず，他の分野の支援の基礎となるという文脈においても，水・衛生分野は重要である。日本は長年にわたり水・衛生分野におけるトップドナーであり，直近５年間でも，DAC 諸国の水・衛生分野拠出の 36.8%に当たる 9,923.31 百万ドル（2010～14 年拠出ベース，イヤーマーク含む）を実施した。 　農業分野においては，世界人口が増加する傾向にある中，食料安全保障の観点は，我が国の開発協力において重要な考え方の一つであり，食糧増産等の支援を実施した。例えば，サブサハラ・アフリカのコメの生産量を増大させることを目的に，「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアティブにより，各国の戦略に沿って，コメ増産支援を実施した。 　９月に我が国の教育協力分野の新しい政策である「平和と成長のための学びの戦略」を策定した。新戦略では，①包摂的且つ公正な質の高い学びに向けての教育協力，②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力，③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大と構築を基本原則として明記した。	
中期目標	—	「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。	
27 年度目標の達成状況		○	
２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現			年度目標
施策の進捗状況・実績	27 年度	１　法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等 　ASEAN 諸国の中でも，法制度整備支援の重点支援国であるベトナム，ミャンマー，カンボジア及びラオスを中心に，民法や競争法のような基本法・経済法を含む法制度の起草・運用のための関連機関や人材の強化を継続的に支援した。特に，ベトナムにおいては「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を４月から開始し，各	１　法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等 　普遍的価値を共有するASEAN諸国等の国々における安定的成長や健全な社会形成のため，司法制度や法制度整備支援，メディア能力強化，不正腐敗防止のための支援，サイバーセキュリティ支援等を行う。 　また，開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し，女性が安心して

種法令の施行状況調査や裁判官を対象としたセミナーの開催等を実施した。

サイバー分野に関しては，７月に外務省を団長として内閣サイバーセキュリティーセンター（NISC），国際協力機構（JICA）から成るサイバーセキュリティに関する政府調査団をベトナムに派遣し，今後の同分野の能力構築支援検討のための調査を実施したほか，ミャンマーやインドネシアへの情報通信分野の技術協力を実施した。

また，女性・女子の能力強化に向けた教育分野において平成27年から３年間で約3.5億ドル以上の ODA を実施する旨表明した。女子トイレの設置など女児に配慮した学習環境の整備や生涯教育支援といった取り組みを通じて，その実施に取り組んだ。

女性のニーズに配慮したリプロダクティブヘルスサービス，家族計画等の支援活動を世界約 160 か国で行う国連人口基金（UNFPA）に対して，3,579 万ドルの支援，世界 180 カ国のコミュニティや地域クリニックで家族計画，HIV/AIDS 予防等の保健サービスを提供する IPPF に対して 846 万ドルの支援を実施した。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)への拠出として，中東・アフリカ地域で，主に紛争の影響を受けた難民女性・女児に対して約 2,200 ドルの支援を決定，また，バングーラ紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長特別代表(SRSG)の事務所に対しても 270 万ドルの拠出を決定するなど，「女性・平和・安全保障」分野での取組を強化した。

２　平和と安定，安全の確保

フィリピンのミンダナオの恒久的な和平を支援するため，６月のアキノ大統領訪日時に，貧困率がフィリピン国内で最も高いバンサモロ地域の経済的自律の確保により一層焦点を当てる日本バンサモロ復興開発イニシアティブの新フェーズ（J-BIRD2）を進めることを表明した。

アフガニスタンにおいては，貧困削減や雇用促進を通じて平和と安定を後押しするとの観点から，同国の人口の８割が従事し，GDP の約 31%を占める農業分野の支援として，無償資金協力「灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画」（14.87 億円）を，国際連合食糧農業機関（FAO）との連携で実施した。

また，アフガニスタン周辺地域において，パキスタンの対アフガニスタン国境地域を対象にした無償資金協力「連邦直轄部族地域における農業経済復興・開発支援計画」（5.99 億円）及び「不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画」（7.68 億円），タジキスタンの対アフガニスタン国境地域を対象にした無償資金協力「ハトロン州国境安全強化計画」（2.67 億円）及び中央アジア４か国を対象にした無償資金協力「中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画」（2.96

暮らせる社会をつくるため，能力強化支援や女性の医療アクセスの改善，紛争の影響下における女性に配慮した支援等を行う。

２　平和と安定，安全の確保

国際社会が直面する紛争やテロ，組織犯罪や我が国にとっても現実のものとなっているテロ等の脅威に対処するとともに，紛争等被害者の生命，尊厳及び安全を確保し，自立を支援していく。

また，公海の自由及び安全を確保し，「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため，シーレーン沿岸国等に対し，海上保安機関の能力向上支援や資機材の供与等を行う。

		億円）を，それぞれ関連国際機関との連携により実施し，地域の平和と安定，安全の確保に貢献した。 　中東・北アフリカ地域においては，国内の治安対策に取り組むモロッコに対し，治安対策機能強化機材整備計画（3.88 億円）を実施した。 　26（2014）年度に交換公文の署名を行ったベトナム海上法執行機関(海上警察，漁業監視機関)に対する６隻の中古船舶及び海上保安関連機材を供与する総額５億円の無償資金協力に関し，11 月までに全ての中古船舶の供与を完了した。さらに，９月には追加供与のための交換公文の署名も行った。 　また，毎年行っている海上保安庁と連携した課題別研修「海上犯罪取締り」を５月から６月に実施する等，技術協力による海上保安分野での支援も前年度に続けて行った。 　また，シーレーン沿岸国等に対する海上保安機関の能力構築支援として，ジブチ沿岸警備隊に対して，JICA の技術協力で能力拡充を支援するとともに，12 月，巡視艇２隻を供与した。	
中期目標	―	自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し，安全な社会の実現のための支援を行う。	
27 年度目標の達成状況		○	
３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築			年度目標
施策の進捗状況・実績	27 年度	１　防災の主流化，防災・災害復旧対応「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられるなど，防災の主流化が大きく進み，仙台防災枠組の推進が図られた。 　第３回国連防災世界会議のフォローアップとして，我が国が主導して，世界津波の日（11 月 5 日）の制定を提案し，我が国はじめ 142 カ国が共同提案国となり，12 月の国連総会で全会一致で制定された。これにより，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）による防災の普及啓発を効果的に実施することに貢献した。 ２　感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進 　感染症対策として，二国間支援を通じ，感染症予防・早期発見・対応の各段階における能力の強化の支援を行った。また，グローバルファンドや Gavi ワクチンアライアンスへの拠出を通じ，ワクチン接種，治療薬・ワクチン・診断薬などの研究開発，マラリア予防用の蚊帳の配布などを行った。更に，西アフリカで蔓延したエボラ出血熱や中南米で流行しているジカウイルス感染症への対応も行った。エボラ出血熱流行の教訓を踏まえ，アフリカ地域を含め，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携し既存の取組も活用しつつ，感染症の予防・対策支援を行った。	１　防災の主流化，防災・災害復旧対応 　制度構築，人づくり，経済社会基盤整備等を通じて，開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を支援する。 ２　感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進 　感染症の予防・対策を支援するとともに，UHCの実現のため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化につき，支援を行う。 ３　気候変動対策，環境分野での取組等 　気候変動による影響を含む地球規模の環境問題等に対応するため，環境管理等に関する支援，地球温暖化や生物多様性保全等への対応に取り組む。 　その他，ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標の達成に積極的に取り組む。

９月，内閣総理大臣が主宰する国際的に脅威となる感染症対策に関する関係閣僚会議が設置され，その下に新興・再興感染症に関する国際協力・国内対策を検討する省庁横断検討チームが立ち上がった。国際協力の観点から外務省もメンバーとなっており，韓国における MERS や中南米での発生したジカウイルス感染症等の対策につき検討した。

UHC の推進については，８月，保健分野で初の政策借款として，40 億円を限度とする円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款」をケニア政府に対して供与する旨の書簡の交換を行った。

９月，「平和と健康のための基本方針」（健康・医療戦略推進本部決定）が策定され，UHC の達成が日本政府の政策目標の一つとして掲げられた。本政策は，外務省が作成した従前の国際保健政策を対象とした評価「平成 26 年度 ODA 評価保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価」の結果を踏まえ起案し，国際機関や専門家，市民社会と意見交換を行いながら策定した。

また，同月に NY において国連総会サイドイベント「UHC への道筋」をリベリア，セネガル，タイ，フランス，グローバルファンド，WHO，世界銀行と共催，12 月には東京において国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」（UHC 会議）を財務省，厚生労働省，国際協力機構（JICA），日本国際交流センターと共催した。

３　気候変動対策，環境分野での取組等

11 月から 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に先立って，安倍総理大臣より，平成 32（2020）年における１兆 3000 億円の途上国支援を含む「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」を発表したことにより，先進国による途上国への年間 1000 億ドル供与との既存のコミットメント実現に道筋がつき，歴史上初めて全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組である「パリ協定」の合意を大きく後押しした。

５月に「緑の気候基金（GCF）への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立したことを受け，日本は GCF に 15 億米ドルを拠出するための取り決めを取り交わした。これより，GCF は途上国に対する支援を開始できるようになり，11 月の GCF の理事会では，８件の案件が初めて承認された。

GCF への 15 億ドルの拠出は，2020 年以降の温暖化対策の新たな枠組み合意を目指す COP21 を前にして，気候変動問題への対応をめぐる先進国と途上国の信頼関係の構築に寄与した。

化学物質管理分野において，平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に「３年間で 20 億ドルを環境汚染対策として貢献する」と表明した支援策については，平成 27 年に 1,465 億円を実施し，平成 26 年と合わせて合計約 2，979 億円を実施した。

		生物多様性保全分野への対応として，ラムサール条約第 12 回締約国会議，砂漠化対処条約第 12 回締約国会議，国際熱帯林機関（ITTO）第 51 回理事会，ワシントン条約第 66 回常設委員会，生物多様性条約第 19 回科学技術助言補助機関会合等の各種国際会議に参加し，議論に貢献した。 ９月の国連サミットで，MDGs の後継として，2030 年までに国際社会が達成すべき国際開発目標（「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ）」）が採択された。我が国は，国際社会の議論が本格化する前から 2030 アジェンダの議論や交渉に一貫して積極的に貢献してきた。2030 アジェンダには，我が国が国際的に主導してきた人間の安全保障の理念を反映した「人間中心」「誰一人取り残されない」などの基本理念及び女性，保健，教育，防災，質の高い成長等の我が国が重視する開発課題が盛り込まれた。同サミットでは，安倍総理大臣から，我が国が 2030 アジェンダの実施に最大限取り組む旨を表明した。	
中期目標	―	国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し，地球規模課題に率先して取り組む。	
27 年度目標の達成状況		○	
４　連携の強化			年度目標
施策の進捗状況・実績	27 年度	１　官民連携，自治体連携 中小企業等の海外展開支援のため，案件化調査，普及・実証事業，民間技術普及促進事業等の実施や無償資金協力の案件形成に努めるとともに，地方自治体の海外展開支援のため，水の浄化，廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上国支援等を 176 件採択・実施し，連携を強化した。 企業連携については 116 回以上，自治体連携については８回，合計 124 回以上に亘る海外展開支援セミナーを JICA と協力して実施したほか，日本企業の海外展開支援のパンフレットを製作し，連携を強化した。 ２　緊急人道支援，国際平和協力における連携 ４月に発生したネパール地震において，発災後の様々な人道支援ニーズに対し，被災国政府及び様々な機関と素早く連携し，翌日には，国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与を決定し，発災後17日後に８国際機関等を通じた緊急無償資金協力を決定するなど迅速な支援を行った。また，政府の援助が届かないニーズに対応した様々な被災者支援活動を行う日本の NGOの活動に政府資金を活用し，官民が連携した被災者支援を行った。 27 年度においては，イラク・シリア及び周辺国，南スーダン，ネパールなどにおいてジャパン・プラットフォーム（JPF）加盟の日本の NGO 団体による緊急人道支援事業が実施され，政府資金助成による JPF の緊急人道支援事業実績は約 66 億円（26 年度は 39 億円）に及ぶなど，官民の連携が強化された。	１　官民連携，自治体連携 民間部門主導の成長を促進することで，開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し，またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう，我が国の中小企業を含む民間企業との連携を強化する。 また，開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすことができる我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見を有効に活用するため，地方自治体との連携を強化する。 ２　緊急人道支援，国際平和協力における連携 災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため，国際機関やNGOを含め，様々な主体との連携を強化する。また，国際平和協力においても効果を最大化するため，PKO等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。 ３　他ドナー・新興国等との連携 他ドナーとの開発協力における協調を推進し，開発協力の効果の一層の向上を目指す。また，新興国をはじめとする諸国と連携した三角協力を，ノウハウや人的資源・ネットワークを有効に活用する協力として継続していく。 ４　国際機関，地域機関等との連携 独自の専門性，中立性，幅広いネットワークを有する国際機関と積極的に連携する。また，広域取組の重要性を踏まえ地域機関等との連携を強化する。

３　他ドナー・新興国等との連携

26 年度に続き EU（７月）・英国（12 月）・米国（平成 28 年３月）と開発対話を行ったのに加え，イスラエル（11 月）とも局長級の二国間対話を実施した。

日米間では，ファクトシート「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発出した（４月）他，アフガニスタンの女性のエンパワーメントに関する協力文書に署名した（８月）。また，ザンビアにおいて日米連携で，同国のビジネスウーマンのエンパワーメントに向けてパートナーシップを立ち上げ，平成 28 年２月に共催でイベントを実施した。

日仏間では 10 月に「アフリカにおける持続可能な開発，保健及び安全のための日仏計画」が安倍総理大臣とヴァルス仏首相との間で採択され，アビジャン（コートジボワール）において持続可能な都市開発のための協力を行っていくこと等を確認した。

日 EU 間では，コンゴ民主共和国において，警察研修実施能力強化プロジェクトを日 EU で連携して実施したほか，ニジェールにおいても，EU が実施する人材能力研修先に機材の供与を行った。またジブチでは EU と連携して海上保安能力向上のために巡視艇の供与・専門家の派遣などを行い，アフリカ地域における連携を強化した。

英国との間では，フィリピンにおける ASEAN 諸国向け人道支援／災害救援セミナーを共催した（平成 28 年１月）他，チュニジアをはじめテロ対策・国境警備能力構築支援の分野での協力を進めた。

その他，新興ドナーについては，農業や医療分野を中心にタイのドナー国としての能力向上を支援したほか，インドネシアとは平成 27 年４月の首脳会談において，アフリカにおける教育・農業・産業人材育成などの分野における連携の推進を確認し，アジア・アフリカ地域における三角協力を進めた。

４　国際機関，地域機関等との連携

アフリカ，中東，アジア等の紛争や自然災害に際して，被災者，難民，国内避難民等の支援を専門とする国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関と連携し，食料，水，衛生，保健，住居等の支援を実施した。

効率的・効果的な支援実施の観点から，中央アジア地域やパキスタンにおける麻薬対策・国境管理強化に向けて，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を実施機関とする無償資金協力案件３件を新たに実施した。同様に，中央アジア，アフガニスタンにおける農業生産性向上に向けて，国連食糧農業機関（FAO）との連携の下で無償資金協力案件２件を新たに実施した。また，ハイチ，タジキスタン等における感染症対策強化に向けて，国連児童基金（UNICEF）との連携の下で無償資金協力案件３件を新たに実施した。

５　市民社会との連携

政府とNGOの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し，情報共有に努めるとともに，NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。

		５月に安倍総理大臣が表明した「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策を11月に発表し，アジア開発銀行（ADB）との間で，質の高いインフラ案件への投融資に係る新たな連携パッケージに合意するなど，アジアのインフラ投資を促進するため，専門的知見とネットワークを有するADBとの連携を進めた。 アジア生産性機構（APO）には，加盟各国の生産性本部との連携を通じてアジア太平洋地域の生産性向上に資する研修などのプロジェクトを実施するための資金拠出を行った。 ５　市民社会との連携 開発協力大綱にある「市民社会/NGO との連携強化」を具体化するため，６月，NGO・外務省定期協議会全体会議において，今後５年間（27～31 年度）の NGO との連携の方向性について定めた「NGO と ODA に関する中期計画」を NGO と共同で発表した。	
中期目標	―	ODAが，開発に資する様々な活動の中核として，多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう，様々な主体との互恵的な連携を強化する。	
27 年度目標の達成状況		○	
５　国民の理解促進，開発教育の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	27年度	１　国民各層の理解を促進するため，開発協力に関する講座を以下のとおり計 64 回実施した。 （１）ODA 出前講座 高校，大学等において 37 回実施し，参加者数は約 4,100 人だった。出前講座開催後のアンケート（計 27 回実施）では，「非常によかった」「よかった」との回答が 80%を超えた。 （２）国際協力局幹部による講演 大学・大学院，経済団体，企業等において 27 回（審議官級 13 回，課長級 14 回）実施した。 ２　動画を活用した広報 （１）特別特集番組 ９月から 11 月にかけて，３回シリーズでテレビ東京系列６局ネットにて開発協力特集番組「林修の『世界をひらく僕らの一歩』」を放送。番組視聴後のアンケート結果によれば，「開発協力」に対する「認知」は 19.6%，「関心度」が 30.7%，「自分の生活との関係性」が 26.4%上昇し，視聴者の理解・関心の促進に効果があった。なお，３回の放送を通じて約 330 万世帯が番組を視聴した（電通リサーチ）。 （２）その他 ア　４月から毎月１回，フジテレビのネットチャンネル「ホウドウキョク」にて，国際協力局から職員を派遣し，開発協力をテーマに 11 回放送を実施した。 イ　「人づくり」をテーマとして，開発途上国における我が国の教育分野の支援を特集した政策広報動画を作成し，ホンジュラスの教材とパキスタンのノンフォーマル教育を取り上げた。この動画は平成 28 年３月から外務省 HP や Youtube で配信しており，1 ヶ月で 700 回以上再生された。	１　開発協力に関する講座を60回以上実施し，学校教育を始めとする様々な場を通じて，開発教育を推進する。 ２　動画を活用した広報を実施し，視聴者による開発協力に関する理解・関心を促進させる。 ３　「外交に関する世論調査」（内閣府実施）の今後の開発協力のあり方に関する調査結果について，「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

	３　「外交に関する世論調査」 　内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において，「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して，「積極的に進めるべき」と回答した割合は，26 年度に比べて 2.5%増加し，33.2%となった。	
中期目標	開発協力への国民の理解と支持を得る。	
27 年度目標の達成状況	○	

６　主要個別事業の事後評価結果(注)（Ａ：非常に高い，Ｂ：高い，Ｃ：一部課題がある，Ｄ：低い)のうち，Ａ～Ｃの評価が占める割合)	実績値	中期目標値	27 年度目標の達成状況
	27 年度	―	
	90%	―	○
年度目標値	85%		

(注)10 億円以上，またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に，事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち，当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

７　(参考指標)二国間政府開発援助分野別配分(約束額ベース，単位：百万ドル)	実績				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
Ⅰ　社会インフラおよびサービス	3,831.39	4,480.71	3,449.73	2,777.06	集計中
Ⅱ　経済インフラおよびサービス	6,462.11	6,993.46	8,974.96	7,939.78	
Ⅲ　生産セクター	1,438.48	1,675.65	1,367.63	1,611.85	
Ⅳ　マルチセクター援助	1,884.48	1,739.71	1,283.15	1,466.74	
Ⅴ　商品援助/一般プログラム援助	503.13	518.47	2,925.32	659.78	
Ⅵ　債務救済	96.79	0.12	2,184.94	-	
Ⅶ　人道支援(緊急食料援助，復興，防災等)	897.60	742.17	813.82	1,119.77	
Ⅷ　行政経費等	822.49	1,135.31	700.11	665.05	

(注)東欧卒業国を含む

評価結果			
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 全ての主要な測定指標で目標を達成したが，その他の測定指標の一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。	
測定指標の 26 年度目標の達成状況(注１)	＊１　国際環境，国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく，戦略的・効果的な ODA の実現		◎
	２　世論調査の変化		○
	３　ODA に関する情報発信		△
	４　地域別供与額		△
測定指標の 27 年度目標の達成状況(注１)	＊１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅		○
	＊２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現		○
	＊３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築		○
	＊４　連携の強化		○
	５　国民の理解促進，開発教育の推進		○
	６　主要個別事業の事後評価結果		○
施策の分析（注２）	(26 年度) １　国際環境，国内環境の変化を踏まえた毎年度の国際協力重点方針に基づく，戦略的・効果的な ODA の実現 　ミャンマーへのインフラ分野支援として，ミャンマー初の経済特別区であるティラワ経済特別区の周辺整備を含め，今後の日本企業進出や貿易促進を後押しするインフラ整備支援として約 400 億円の支援を表明し，案件を実施することにより，平成 27（2015）年９月に同経済特別区工業団地が開業し，当初の予想を超えるペースで各国から企業が同工業団地に進出した（70		

社以上，うち約半数が日本企業）ことは，ミャンマーの経済社会基盤整備や同国での我が国プレゼンスの向上につながり，新興国・途上国の活力を日本に取り込むとの目標を達成する上で大いに効果があった。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

安倍総理大臣が表明した保健分野で初のケニア政府に対する政策借款は，ケニア政府の保健政策それ自体を支えようとする前例のない支援である。このようにUHCに資する案件形成を意識したり，UHC の考え方について理解を深めてもらうことを目的とした各種イベントを開催することは，日本がかねてから重視しており，SDGｓにも盛り込まれた UHC の推進を大きく前進させることなり，「UHC の推進，女性のエンパワーメント等の分野において，日本らしい支援を行い，日本への信頼を強化するとともに日本のプレゼンスの拡大につなげる」との目標を達成する上で効果があった。（有償資金協力（達成手段③））

平成 25 年の第 68 回国連総会で表明した，女性分野で３年間で 30 億ドルを超す支援は，我が国が重視する女性のエンパワーメント支援を大きく前進させることとなり，世界におけるジェンダー主流化の推進に貢献した。また，女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2014) には，６国際機関，24 か国から 100 名以上の関係者が参加し，，我が国の取組を国際社会へ効果的にアピールできた。（無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

以上の取組も含め，26 年度重点方針に基づき，各分野で極めて大きな成果をあげることができたため，目標を大幅に上回って達成したと判断した。

２　世論調査の変化

26 年度の内閣府実施「外交に関する世論調査」では，前回(23 年度)調査結果と比較して，「積極的に進めるべきだ」又は「現在程度でいい」と答えた者の割合が 74.8%から 80.4%に増加し，大多数を占めた。また，「なるべく少なくするべきだ」と答えた者の割合が 17.8%から 11.9%に大きく減少した。

開発協力を持続的に実施していくためには，国民の理解と支持を得ることが不可欠であるが，国民の８割以上が現状もしくは現状以上の開発協力の実施を支持していることは，開発協力に対する国民の理解・支持が促進されていると考えられる。（開発協力の理解促進（達成手段④））

３　ODA に関する情報発信

ODA ホームページのアクセス数は，約 6,100 万件だったが，当初設定した年度目標（8,500 万）は旧 WEB 環境の下での数値であり，本来であれば前年度に新たに導入した WEB 環境の下で，アクセス数の目標数値は 5,000 万件とすべきだった。これを踏まえれば平成 26 年度のアクセス数は妥当な実績と考える。広報番組については，地域限定放送及びインターネットでの放映であり，視聴率は測定されなかったため，視聴者数等から一定の広報効果があったと考えるも，視聴率の目標を達成したかどうかの判断ができなかった。

「見える化」の徹底については，技術協力プロジェクト案件に関し，これまで平成 20 年 10 月以降の案件を掲載していたが，これに加え，平成 13 年，平成 14 年に事後評価を実施した案件を掲載したことで，過去の ODA 案件の「見える化」が進んだ。（開発協力の理解促進（達成手段④））

４　地域別供与額

東アジア・南西アジア，中東・北アフリカ，欧州，サブサハラアフリカ等の地域における ODA の実施額が目標値を下回った。これは一部の国における政情不安，先方政府内の手続きの遅延等により 26 年度中の供与に至らなかった案件があったことによるものである。こうした外部要因による一部の例外を除き，全体としては，ほぼ目標に見合った施策の効果を確保できた。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

(27 年度)

１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

「質の高いインフラパートナーシップ」やそのフォローアップ策の発表等アジア地域を中心に質の高いインフラの展開等，開発協力大綱等の方針に沿った戦略的取組を行った結果，地域の連結性強化や各国の産業の整備及び高度化等が進み，「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を推進するにあたり効果があった。（無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

27 年度にアフリカ地域で我が国が実施したインフラ整備や投資環境整備等に資する取組は，いずれもアフリカの連結性強化及び同地域の投資環境の改善に寄与しており，同地域の「質

の高い成長」とそれを通じた貧困削減に対して一定の貢献をしたと考えられる。また，アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として実施しているアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）についても引き続き着実に実施しており，その他の各種技術協力と並んで，アフリカの経済成長に資する人材の育成に貢献している。（無償資金協力，（独）国際協力機構運営交付金（技術協力），有償資金協力の推進（達成手段①～③））

また，保健分野においては，第 70 回国連総会サイドイベント「UHC への道筋」を国連総会の際に NY で，国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」（UHC 会議）及びグローバルファンド第５次増資準備会合を東京で開催したことにより，国際的な取組を加速化させる上で積極的な役割を果たした。更に，開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定された「平和と健康のための基本方針」に基づき，二国間支援や多国間支援を通じて支援を行ったことは，UHC の推進に貢献し，「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を推進するにあたり効果があった。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

2015（平成 27）年末を達成目標期限にし，2011 年から取り組んできた「日本の教育協力政策 2011-2015」につき，拠出予定金額，裨益予定人数ともに達成し，効果的な教育支援を実施することができた。また，2016 年より先の教育協力分野の政策として「平和と成長のための学びの戦略」を策定し，平成 27 年９月の国連サミットのタイミングで発表した。同政策の策定にあたっては，関係省庁のみならず，有識者，市民社会等の多様なセクターとの意見交換を行い，オールジャパン体制で今後の取組の方針を策定することができた。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現

ASEAN 地域における法制度整備支援や，ジブチ等シーレーン沿岸国に対する海上保安能力向上のための支援等，開発協力大綱等の方針に沿った戦略的取組を行った結果，法執行能力等の公共セクター能力の向上及び各国の経済社会開発等が進み，普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現を推進するにあたり効果があった。（無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

また，アフガニスタンの基幹産業である農業分野の支援において，灌漑施設の改修等に当たり我が国の伝統的な技術を用いた効率的な灌漑技術をアフガニスタンに移転する試みを組み込むことで，同国の持続的・自立的発展に寄与する上で我が国の顔が見える効率的な支援となった。（無償資金協力（達成手段①））

女性・女子の能力強化に向けた教育分野において，平成 27 年から３年間で約 3.5 億ドル以上の ODA を実施する旨を表明したことは，我が国のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に向けた取組を強化することに繋がり，また我が国の積極的な姿勢を国際的に示す意味でも効果があった。（無償資金協力，（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力），有償資金協力（達成手段①～③））

３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

国連ハイレベルサミットや第３回国連防災世界会議，COP21 等の場において国際的な議論を主導し，持続可能な開発のための 2030 アジェンダの策定への貢献や，二国間及び多国間で防災，保健，環境・気候変動対策等，開発協力大綱等の方針に沿った戦略的取組を行った結果，UHC の推進やミレニアム開発目標(MDGs)を始めとする国際開発目標の達成に貢献し，地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築を推進するにあたり効果があった。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

平成 27 年３月に仙台において開催された第３回国連防災世界会議においては，国際社会の新しい防災の指針となる「仙台防災枠組」が採択され，「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられるなど，我が国は，様々な政策に防災の視点を導入する「防災の主流化」に貢献することができた。また，同会議のフォローアップとして，12 月には，国連総会において，我が国はじめ 142 カ国が共に提案した 11 月５日を「世界津波の日」とする決議が採択され，我が国のイニシアティブにより，国際社会において防災の重要性が改めて強く認識されたことなど，国際防災協力の推進に大きく貢献したことから，目標の達成状況は目標達成と判断した。（無償資金協力，国際協力機構運営費交付金，有償資金協力（達成手段①～③））

４　連携の強化

現在の国際社会では，多額の民間資金が開発途上国に流れ，企業や地方自治体，非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり，開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。この現状認識に基づき，我が国開発協力政策の基

		本方針である開発協力大綱及び27年度の開発協力政策の重点を定めた27年度開発協力重点方針に言及のある連携の強化を積極的に行うことができた。(無償資金協力事務費(達成手段⑧)) 　他ドナーとの連携においては，米国との間で，ファクトシート「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発出，英国とのフィリピンにおけるASEAN諸国向け人道支援／災害救援セミナーの共催及びチュニジアにおける国境警備能力構築支援等，主要なパートナーとの間で連携を着実に進めていることから，連携の強化として進展しているといえる。(政府開発援助の調査及び企画立案等事務費（達成手段⑫），国際機関との連携（達成手段⑰） ５　国民の理解促進，開発教育の推進 　開発教育に関し，27年度はODA出前講座を37回，国際協力局幹部による講演を27回実施し，開発協力に関する講義を合計64回実施したことから，開発教育を十分推進した。（開発協力の理解促進（達成手段④）） 　開発協力広報テレビについては，前年度予算と比較し，予算が1/2以上減少したため，前年度とは放送形式を変更した（26年度はシリーズもののレギュラー番組を放映したが，27年度は３回の特別番組を放映）。27年度の平均視聴率は2.5%（BSでの再放送は約44万世帯が視聴）。更に，番組放送後，テレビ東京のHP及びyoutubeに動画を掲載した。テレビ東京HPへのアクセス数は40万PVを上回り，youtubeの視聴回数は11万回を超えた。右集計から，総リーチ数は850万人を上回る結果となり，十分な成果が得られた。（開発協力の理解促進（達成手段④）） 　世論調査：内閣府実施「外交に関する世論調査」では，25年度（従来の「量」のみに焦点をあてた設問を取りやめ，ODAをどのような観点から実施すべきかという設問を新設）及び26年度（ODA大綱の見直しを進めるに当たり，国民の意向を確認するための質問を設定），設問の変更があったことから，27年度は継続性・同一性を確保し，結果を比較するため，26年度と同様の設問による調査を実施した。この結果，今後の国際協力のあり方について，「積極的に進めるべきだ」（30.7%→33.2%）と答えた者の割合が上昇し，「現在程度でいい」（49.7%→49.3%）と答えた者と合わせると８割を越えており，また，日本が国際社会で果たすべき役割の設問においても，「開発途上国の発展のための協力」を選んだ者が（37.9%→42.8%）上昇していることから，ODAに対する国民からの高い支持を得ていることが確認された。（開発協力の理解促進（達成手段④）） ６　主要個別事業の事後評価結果 　個別事業の評価によれば総合評価がＡ，ＢまたはＣとなった割合は90%であり，事前評価やモニタリング強化等を通じて，個別事業の評価結果は目標を上回った。但し，本内容はあくまで27年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり，当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。 ７　その他 　原則として全ての政府開発援助対象国について国別援助方針を作成するとの方針の下で，28年２月までに110か国の国別援助方針を策定したことは，国毎の援助重点分野や方針の明確化に資するものであり，戦略性を向上させ，効果的，かつ効率的な援助を実施する上で有益であった。(政府開発援助の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑫)，国別援助方針策定調査費(達成手段⑲)，国別援助政策の策定等(達成手段㉑))
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 　我が国は，昭和29（1954）年以降一貫して政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ，開発途上国の開発努力を後押しするとともに，地球規模課題の解決に取り組んできた。長年にわたる地道で着実な歩みは，国際社会において高い評価と信頼を得るとともに，国際社会もまた，我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。 　加えて，我が国は，各種の課題を克服しつつ，アジアで最初の先進国となった。同時に，アジア諸国等に対し，日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い，その成長を支えてきた。我が国は高度経済成長期の体験だけでなく，人口減少や高齢化への対応，震災復興等，現在直面する課題からも，数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見，教訓は，世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり，その活用に対する国際社会の期待も高い。 　このような国際社会の期待を踏まえ，世界の責任ある主要国として，国際社会の抱える課題に，これまで以上に積極的に寄与し，国際社会を力強く主導していくことは，我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。 　現在の国際社会では，もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できない。その

ような時代においては，開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み，平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに，そうした取組を通じて，国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ，我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で，開発協力は最も重要な手段の一つであり，「未来への投資」としての意義がある。

以上を踏まえれば，開発協力の推進を通じ，国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する，また，こうした協力を通じ，我が国の平和と安全の維持，更なる繁栄の実現，安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現，普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献するという施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けODAの戦略的活用を行う。

【測定指標】

平成27年２月に閣議決定された開発協力大綱は，我が国の開発協力の基本方針を定めた政策文書であり，これに沿って開発協力を実施することは，我が国外交政策の最も重要な手段の一つである開発協力を戦略的に展開するために必要であり，これに沿った27年度の測定指標の設定は適切であった。開発協力大綱において重点課題として位置づけられている「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅，普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現，地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築に引き続き取り組み，今後とも開発協力の戦略的展開を確保していく。

一方で，国際環境の変化等に対応するため，開発協力重点方針において毎年の重点項目を定め，機動的に開発協力を実施していく。

「平成28年度開発協力重点方針」では①国際社会の平和と安定のための環境整備と普遍的価値の共有，②グローバルな課題への対処と人間の安全保障の推進，③途上国とともに「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献，の３つを重点とし，①～③に取り組むに当たり，民間企業，地方自治体，大学・研究機関，NGO・CSO，国際機関・地域機関等の様々な主体との連携を一層強化していくことを明記した。

１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

ASEAN地域においては，引き続き膨大なインフラ需要に対応する支援を行うとともに，物理的な連結性が十分に活用されるための制度的な連結性，人的な連結性の強化にも積極的に取り組み，成長の果実を地域全体に波及させる。これにより，地域統合を促し，ASEAN共同体強化の後押しにつなげていく。

また，ABEイニシアティブについては，アフリカの成長の鍵となる産業人材の育成や日本企業とのネットワーキングの構築に結びつくよう適切にフォローしていく。

２　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現

ASEAN地域において，各国の法執行能力の強化や平和の定着への取組を引き続き的確に支援していくことは，同地域諸国から一層の信頼を得，さらには国際社会での我が国のリーダーシップを強化する上でも重要であり，今後も継続していく。

また，アフガニスタンの自立と安定を確保していくことは，テロと戦う国際社会全体の安全及び我が国自身の安全と繁栄にも影響する重要課題であり，我が国は，国際社会との連携を図りながら，引き続き同国の治安・開発面での自立に向けた支援を実施していく。

３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

持続可能な開発のための2030アジェンダ，仙台防災枠組等は，引き続き，持続可能で強靭な国際社会の構築に向けた国際社会の重要なガイドラインであり，引き続き，日本として取組を強化していく。

特に2030アジェンダについては国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むべく内閣にSDGs推進本部を立ち上げ，それを通じた取組を強化していくことを目指す。

また，日本の主導で採択された「世界津波の日」に関する国連総会決議も踏まえ，防災についての技術協力等を実施し，国際防災協力の推進に大きく貢献していく。

４　連携の強化

現在の国際社会では，多額の民間資金が開発途上国に流れ，企業や地方自治体，非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり，開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている現状に鑑みれば，開発協力における連携の強化はますます重要となっている。今後とも，，主要ドナー国を初めとした様々なドナーと対話を実施し，女性や人材育成などをはじめとする様々な分野における連携を進めていく。また，官民連

		携等，様々な形態での連携を強化していく。 ５　国民の理解促進，開発教育の推進 28年度はＧ７サミットやTICAD VI等，我が国外交にとり重要な１年である。これらの場において議論される重要政策と開発協力は密接な関係にあることから，我が国の開発協力の取組や成果について引き続き積極的に発信し，国内外の理解を促進するための広報を強化する。 ６　主要個別事業の事後評価結果 国民の税金を原資としている開発協力の実施に当たっては，その効果的・効率的活用に努めなければならない。主要個別事業の事後評価結果を踏まえ評価対象プロジェクトの改善に役立てるとともに，類似のプロジェクトの計画策定や実施の際に活用していく。

(注１)「測定指標の26年度目標の達成状況」及び「測定指標の27年度目標の達成状況」欄には，それぞれの年度の測定指標の名称及び目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注２)測定指標ごとに施策を分析するとともに，関連する達成手段を括弧書きで記入した。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) １　平成27年２月に閣議決定された開発協力大綱で，新興国・開発途上国の活力を取り込み，世界の課題解決に積極的に貢献することが謳われたように，年度別の「国際協力重点方針」とともに新大綱の全体像の下で政策目標がどのように設定されたのかという視点につき，次年度以降は考慮して欲しい。新たな大綱の下で「戦略的・効果的なODAの実現」では，「シーレーンの安全確保」が謳われているが，これは東南アジア海域諸国の海上法執行能力の向上を目指す重要な施策である。防衛省の能力構築支援や，インフラ支援を含めた省庁間及び官民のアプローチがどのように連携しあっているか，を評価の視点として含めて欲しい。 ２ （１）圧倒的に実のある分野で，持続的に取り組んでいく必要がある。そのためにも，各プロジェクトが何を生んだのか，象徴的な事例に限ってもよいので具体的に効果を書き入れてほしい。それとともに，27年度の測定指標「５　国民の理解促進・開発教育の推進」で言うような人々の理解も必要で，この記述は具体的で，進展含め評価しうる。 （２）今後，経済協力の現場でテロに会う事態をできるだけ回避するためにも，施策II－１におけるテロ対策や内務警察（協力）との連携を深める必要があると考えられるが，そのクロス領域的な問題関心を，予算や取り組みの中で来年度以降表現したい。 ３ （１）平成26年度の測定指標「３　ODAに関する情報発信」は「△」となっている。その理由については，目標数値の設定に問題があったとされている。また，政策効果については「判断ができなかった」と書かれている。重要なのは，なぜそうなったのか，あるいはこれに対してどう対処すべきかであると思われるが，次期目標等への反映の方向性においてこれが明示されているとは言い難い。 （２）平成26年度の測定指標「４　地域別供与額」は「△」となっている。原因は外部要因であるとのことである。外部要因が説明されている点は分かり易いと思われる。課題は，当該施策は外部要因の影響が大きいと思われるが，そうであるとすれば，外部要因を評価しているということになってしまうという点である。これでは，外務省の努力や取り組みが評価できないということになるが，そのような評価基準のあり方のままでよいのかという点が疑問である。 ４　経済協力としての開発援助は，多角的な視点からとらえる必要がある。「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を促進する」という目標は，日本国内においてさえ達成されていない現実がある。人間の安全保障を考える場合，身近な日本においてさえ十分には確保されていない現実に鑑みて，国際貢献を考える際に国内問題をも含めた解決策を考えていく必要がある。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ODAホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/index.html) ・独立行政法人 国際協力機構(JICA)ホームページ「ODA見える化サイト」 (http://www.jica.go.jp/oda/index.html)

担当部局名	国際協力局	政策評価実施時期	平成28年８月

施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅵ－２）

施策名	地球規模の諸問題への取組
施策目標	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため，以下を推進する。 １　人間の安全保障の概念を普及させるとともに，国際社会に存在する人間の生存，生活，尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献する。 ２　国際機関を通じた支援や条約の策定，締結，実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また，防災の主流化を推進し，持続可能な開発を支援する。

施策の予算額・執行額等	区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	71	60	52	51
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	57	0	
		合計(a＋b＋c)	71	117	52	
	執行額(百万円)		46	113	40	

（注）本施策は，個別分野を設定しており，「施策の概要」，「関連する内閣の重要政策」，「測定指標」，「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」，並びに「作成にあたって使用した資料その他の情報」については，関連各個別分野の該当欄に記入した。

評価結果（注１）			
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり	（判断根拠） 全ての主要な測定指標で目標を達成したが，その他の測定指標の一部で目標達成に至らなかったことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 26･27 年度目標の達成状況（注２）	１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
		＊１　ポスト 2015 年開発アジェンダの推進等を通じた人間の安全保障への貢献	○
		２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	△
		＊３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	○
		２　環境問題を含む地球規模問題への取組	
		＊１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進	○
		＊２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進	○
		＊３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	○
		４　地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展	○

（注１）評価結果については，各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
（注２）「測定指標の 26･27 年度目標の達成状況」欄には，各個別分野の測定指標の名称及び 26･27 年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） １　取組みや貢献の推進が中心となっており，評価のとおり目標達成に向け相当程度の進展が確認できる。ただ分かりやすい評価の観点からは，こうした取組みが対応している諸リスクはどのようなもので，それらが地球規模でどの程度のリスクとなっているか，また取組みが成果をもたらすことで回避できるリスクの内容や規模について，できれば定量的な指標を活用するなどしてより丁寧な説明が行われた方がよい。 ２　測定指標「２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進」の選定理由にある「人間の安全保障の概念の主流化」普及のために，他の国際機関と共同実施するという方法は，非常に有効であると考えられる。 ３　地球規模の諸問題への取組においても，経済協力のところで示された「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を促進する」ことが繰り返し言及されているが，外務省としての立場から取り組む場合，日本の現状との比較も不可欠であり，どの施策が効果的かという従来の評価に加えて，国内外の取組に対して実施される他省庁，ＪＩＣＡ，又は第三者による評価の結果も引用しながら効果を検証する必要がある。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施時期	平成 28 年８月

個別分野	１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献
施策の概要	１　ポスト2015年開発アジェンダの推進を通じて，人間の安全保障の推進に貢献するとともに，国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ，人間の安全保障の概念普及を進める。 ２　我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や，無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施，国際機関を通じた人道支援等により，人間の安全保障の更なる実践に努める。 ３　人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に努める。感染症対策については，グローバルファンド等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。
関連する内閣の重要政策	・米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣演説（平成27年４月29日） 「国家安全保障に加え，人間の安全保障を確かにしなくてはならないというのが，日本の不動の信念です。人間一人ひとりに，教育の機会を保障し，医療を提供し，自立する機会を与えなければなりません。」 ・持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミット（於：NY・国連本部）における安倍総理大臣演説（平成27年９月27日） 「日本は，（中略）今後もアジェンダ実施を推進します。その羅針盤は，（中略）開発協力大綱です。中でも，指導理念として掲げた，一人ひとりの人間を大切にする人間の安全保障の思想です。」 ・平和と健康のための基本方針（平成27年９月11日健康・医療戦略推進本部決定） 開発協力大綱の保健分野の課題別政策として，内閣総理大臣を本部長とする健康・医療戦略推進本部にて策定。基本理念に人間の安全保障を掲げ，政策目標として，①公衆衛生危機・災害などにも強い社会の実現，②生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成）及び③日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用を挙げている。

測定指標	１　ポスト2015年開発アジェンダの推進等を通じた人間の安全保障への貢献		年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	多数国間文書で５件，二国間文書で３件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し，また２月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど，国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	24年度	１「ボランティアに関する国連総会決議」，OECD開発援助委員会ハイレベル会合の成果文書，ポスト2015年開発目標に関する地域会合，東ティモール(Ｇ７＋議長国)主催国際会議の成果文書，第４回アジア開発フォーラムの議長声明，日キルギス共同声明，ASEM首脳会合(ビエンチャン宣言)，日メキシコ首脳会談の成果文書において，人間の安全保障への言及を確保した。 ２　４月，平成22(2010)年の決議及び加盟国の意見に基づき，人間の安全保障に関する２つ目の事務総長報告が発表された。６月には，人間の安全保障に関する第２回国連総会公式討論が開催され，９月の国連総会で採択された人間の安全保障に関する２つ目の国連総会決議によって，人間の安全保障の共通理解に合意を得るに至った。	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	25年度	１　６月，TICADⅤの際に人間の安全保障シンポジウムを開催した。安倍総理大臣，岸田外務大臣，ハイレマリアムAU議長，サーリーフ・リベリア大統領，クラークUNDP総裁，チャンWHO事務局長，レークUNICEF事務局長などのハイレベルを始め，約250名が参加した。また，TICADⅤを通じ人間の安全保障は重要なテーマとして位置づけられ，成果文書である横浜宣言においても，人間の安全保障の推進がTICADⅤを支える包括的指針とされた。 ２　５月，国連本部にて人間の安全保障に関するハイレベ	主要外交文書や６月に予定されているTICADⅤ等において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。

		ル・イベントが開催され，潘基文国連事務総長他約500名が参加した。 ３　平成26(2014)年１月，人間の安全保障に関する事務総長報告書が発出された。 ４　日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント，日仏共同声明，日EU定期首脳協議共同プレス声明等で人間の安全保障への言及を確保した。	
	26年度	１　５月にOECD閣僚理事会(我が国が議長国)で発出された閣僚声明において，人間の安全保障を強化することによって包摂的成長を達成することが主たる課題であることが明記された。 ２　６月18日，国連本部において，人間の安全保障に関する総会テーマ別討論が実施され，人間の安全保障の概念はポスト2015年開発アジェンダにおいて有用な概念であるとの見方が大勢を占めた。 ３　その他，日米首脳共同声明，日チリ首脳共同声明等で人間の安全保障への言及を確保した。	二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保する等文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解を促進する。
	27年度	１　保健・教育など MDGs の残された課題や地域格差など新たな問題に取り組むべく，９月，国連本部において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。同アジェンダには，「人間中心」及び「誰一人取り残さない」といった人間の安全保障の理念が盛り込まれた。 ２　日EU定期首脳協議，日フィリピン首脳会合等の成果文書の文言交渉において，当方から人間の安全保障に言及することを提案し，人間の安全保障への言及を確保した。 ３　日 UNDP 戦略対話等の国際機関との対話プラットフォームを通じて，人間の安全保障の推進について協力を要請し，理解を得た。また，27年度補正予算では UNDP に267百万ドル，UNICEF に115百万ドル拠出するなど，国際機関を通じて，国際開発プロジェクトを多数実施し，人間の安全保障の推進に貢献した。	１　ポスト2015年開発アジェンダ(９月採択予定)の策定に向けた議論への貢献及び採択された同アジェンダのフォローアップを通じて，人間の安全保障の推進に貢献する。 ２　二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障やその理念への言及を確保する。
中期目標	―	ポスト2015年開発アジェンダについて国連を中心にフォローアップ等を実施していくことで，人間の安全保障の推進に貢献する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23年度	６件のプロジェクトに対し，約24百万ドルを支援し，220万人が裨益した。承認したプロジェクトは平和構築分野，気候変動・環境分野，人身取引被害者の保護と幅広い分野を対象としている。また，４以上の機関による共同実施プロジェクトが３件含まれるなど，保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援という人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため，拠出を継続するとともに，基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。
	24年度	６件のプロジェクト(「コミュニティ・ボーダーにおける人間の安全保障強化(於：ケニア)」，「アルト・ワンギー・ボカイにおける人々への脅威の減少：総合的かつ分野横断的な，異文化に配慮した人間の安全保障(於：ニカラグア)」，「コソボ市民等のためのより良い未来構築(於：コソボ)」ほか３件)に対し，20百万ドルを支援した。 承認したプロジェクトは，保健，教育，紛争予防，環境，雇用創出，政府の能力強化など幅広い分野を対象としている。４以上の機関による共同実施プロジェクトが５件含ま	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため，拠出を継続するとともに，基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。

	れるなど，ドナー間調整を経て，すべての人々とコミュニティの保護と能力強化に資する人間中心の，包括的で，文脈に応じた予防的対応を求める人間の安全保障のための支援スキームである同基金ならではのプロジェクトを実現した。 その他，21 年度採択案件である「ネパールの紛争影響下における脆弱な女性及び思春期の少女に対する基礎的なリプロダクティブ・ヘルスケア，教育，心理的カウンセリングの提供」について，最終報告書が出された。	
25年度	９件のプロジェクト(「上エジプトにおける包摂的な社会経済開発を通じた人間の安全保障(於：エジプト)」，「アフリカにおける人間の安全保障：持続可能な平和と開発の促進のための評価と能力強化」，「ボスニア・ヘルツェゴビナ第 10 県におけるコミュニティの安定に向けた人間の安全保障概念の適用」他)に対し，合計約 23.5 百万ドルを支援した。これらのプロジェクトを通じて，一人ひとりの保護と能力強化を行い，93 万人以上をとりまく生命・生活・尊厳に対する脅威を軽減する。 アフリカ地域の複数国を対象とする１件を除いた全てのプロジェクトが，３以上の機関による共同実施プロジェクトであり，６件が他ドナーから合計 10.2 万ドルの共同出資を得たことで，人間の安全保障の実践及び国連における同概念の主流化に大きく貢献した。 これら案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知した。例えば，３月７日に国連において開催された「児童と武力紛争に関する安保理公開討論」で吉川国連代表部大使が人間の安全保障基金のスリランカにおける案件を紹介した。 外部コンサルタントによる評価を実施したところ，人間の安全保障アプローチは人々とコミュニティに前向きな変化を醸成しており，裨益者のオーナーシップが認められた旨，報告があった。また，人間の安全保障基金は，各国連組織が専門性を生かして共同で取り組むプロジェクトであるため，対象者が抱えている課題を包括的に捉える重要性を国連が認識するという変化をもたらした点も高い評価を得た。	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため，拠出を継続するとともに，他国・民間団体等に対して，同基金への拠出を促す。基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性をシンポジウム等における外務省幹部による発言やホームページを通じて周知するとともに，外部評価を受ける。
26年度	人間の安全保障に資するプロジェクト４件(「人間の安全保障基金を通じたリベリア共和国における事業(於：リベリア)，「パラグアイ・チャコ地方における人間の安全保障強化事業」(於：パラグアイ)，ほか」の実施を確保した。国連広報局による広報事業を除く２案件は，３つ以上の国連機関による共同実施事業であり，また，他ドナーからの資金を活用した事業を採択するなどして，現場レベルでの人間の安全保障の実践と，国際機関内での人間の安全保障概念の主流化に努めた。 また，外務省ホームページ等を活用して，人間の安全保障基金が支援した案件の広報活動を継続するとともに，国連人間の安全保障ユニットのアウトリーチ活動(ビデオ作成や，我が方ハイレベルが参加したシンポジウム)を支援した。 その他，第３回国連防災世界会議の機をとらえ，人間の安全保障基金の優先支援対象分野として防災が掲げられ，今後同分野の案件採択が期待される他，国連人間の安全保障ユニットと共催で，同基金が支援した既存の防災関連案	人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの６件以上の実施を確保する。うち半数以上は，３つ以上の国連機関による共同実施を確保する。

		件の教訓を共有するイベントを開催した。	
	27年度	１　27 年度中，人間の安全保障基金に対して，前年比 21 件増の 84 件の申請があった。我が国は同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットに活動の指針を与える諮問委員会における議論を通じて，人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に積極的に取り組んだ。 ２　27 年度中に承認された途上国の人間の安全保障に資するプロジェクト３件について，国連機関を含む３つ以上の機関による共同実施を確保した。（中米およびドミニカ共和国の「国家保健計画における人間の安全保障の主流化」は汎米保健機構（PAHO），世界保健機関（WHO），中米保健大臣審議会（COMISCA）および，－中米統合機構（SICA）による共同実施，「人間の安全保障基金を通じたマリ共和国における事業に対する支援」は，国連開発計画（UNDP），国連食糧農業機関（FAO），国連人道基金（UNFPA）及び世界保健機関（WHO）による共同実施，「国連人間の安全保障基金を通じたハイチにおける防災に関する支援」は，UNDP，国連教育科学文化機関（UNESCO），ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）および，－国連人道高等弁務官（OHCHR）による共同実施。）人間の安全保障基金を運営する国連人間の安全保障ユニットが作成したガイドラインでは，同基金による支援案件の実施に対象国政府および現地の非政府機関（NGO）や市民社会組織(CSO)が積極的に関与することが推進されている。このようにして，これら途上国におけるプロジェクトは，実施を通じた裨益コミュニティのみならず，実施機関および対象国政府・市民社会に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。 平成 26 年の広報案件として作成された人間の安全保障基金による事業およびその成果を紹介する５本のショートビデオは，27 年度中，国連広報センター東京事務所のホームページにおいて公開されたほか，国連広報局によるイニシアティブの一環としてモロッコの空港や全日空の機内で国連事業の一つとして紹介されるなどした。また，人間の安全保障の推進については，我が国が重視し且つ国際社会に対して貢献していることについての理解を深めるため，外務省ホームページを活用して，人間の安全保障基金が支援した案件の広報活動を継続した。	国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。 １　人間の安全保障基金に対し，40 プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。 ２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの８件以上の実施を確保する。うち半数以上は，３つ以上の国連機関による共同実施を確保する。
中期目標	－	国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。	
26･27 年度目標の達成状況		△	
３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進			年度目標
施策の進捗状	23年度	23 年度の期間中，グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する 104 案件に対して総額約 18 億ドルが承認され，途上国における感染症対策が引き続き行われた。 一方，より効果的な事業管理を目的として，案件実施体制の改革，事務局の組織再編が行われ，案件形成の段階か	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。

況・実績		ら受益国の監督機関や事業審査専門家パネルからのインプットを得る対話型の審査プロセスを導入するとともに，事務局で案件管理にあたる職員の比率を全職員数の 75%に増加し，支援の必要性が大きい国をはじめとして実施体制を強化している。 我が国は，このようなグローバルファンド事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に，理事会における議論等を通じて，積極的に取り組んだ。	
	24年度	1　24 年度の期間中，グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する案件及び以下に詳述する新たな資金供与メカニズム立ち上げまでの移行期間に資金手当が必要な案件に対して総額約 36 億ドルが承認され，途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。また，事務局の新たな組織体制のもと，事業に対する資金支出が迅速に行われるようになり，支出額は平成 23(2011)年の 26 億ドルから平成 24(2012)年の 33 億ドルに伸びた。 一方，受益国の保健政策により合致した資金支援を行うための新たな資金供与メカニズムの制度設計が進められ，今後形成される新規事業に適用されることとなった。 2　我が国は，このような実施体制の効率化，新資金供与メカニズムの開発に，理事会及び関連する委員会における協議・検討を通じて貢献した。 また，我が国は，グローバルファンドを通じた支援事業に，24 年度末までに累積で約 17.4 億ドルを拠出した。 我が国によるグローバルファンドを通じた支援事業による感染症対策の実績は，平成 24 年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 420 万人，WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数 970 万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 3.1 億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成 14 年)からの累積)となった。	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。
	25年度	1　25 年度の期間中，グローバルファンドの既存事業のうち新たなフェーズに移行する案件及び新たな資金供与メカニズムの先行実施国の案件に対して，総額 29.5 億ドルが承認され，途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。 2　新たな資金供与メカニズムの制度設計に対して，理事会及び関連する委員会における協議・検討・決定への参画を通じて，同メカニズムの全面実施(平成 26 年３月～)に貢献した。 3　我が国は，グローバルファンドを通じた支援事業に，25 年度末までに累積で約 21.5 億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，平成 25 年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV 感染者・エイズ患者への治療)受療者数 610 万人，WHO 推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数 1,120 万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数 3.6 億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成 14 年)からの累積)となった。また，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。	グローバルファンドを通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。新たな資金供与メカニズムの下，受益国の需要が反映された資金支援が着実に行われるよう，制度設計への引き続きの関与及び理事会における迅速な新規案件の承認に協力する。また，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加する。
	26年度	1　26 年度の期間中，グローバルファンドは総額 28.3 億ドルの支援を承認し，新規案件や既存事業の延長等を通じて，途上国における感染症対策が切れ目なく行われた。 2　我が国は，グローバルファンドを通じた支援事業に，	効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等に理事会及び委員会を通じて取り組む。以て，三大感染症対策の推進に貢献する。

	26年度末までに累積で約23.5億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は,平成26年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数730万人，WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数1,230万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数4.5億張(結核患者数及び蚊帳配布数は基金設立(平成14年)からの累積)となった。これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。	
27年度	１（１）UHCの達成に向け，国際機関への協力や二国間援助を通じて，アジア・アフリカ地域を中心に，人材育成や制度整備支援などの保健システム強化といった支援を実施した。 （２）９月，「平和と健康のための基本方針」（健康・医療戦略推進本部決定）が開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定され，UHCの達成が日本政府の政策目標の一つとして掲げられた。UHCの達成に向けた具体的施策には，途上国の保健システム強化支援及び保健システム強化による感染症対策への対応が含まれている。本方針は，外務省が作成した従前の国際保健政策を対象とした外務省による平成26年度ODA評価「保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価」の結果を踏まえ起案し，国際機関や専門家，市民社会との意見交換を行いながら策定した。 （３）９月，NYにおいて第70回国連総会サイドイベント「UHCへの道筋」をリベリア，セネガル，タイ，フランス，グローバルファンド，WHO,世界銀行と共催した。本イベントでは，「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における保健システム強化及びUHC達成の重要性が強調され，一同が保健の重要性を共有した。安倍総理大臣は冒頭セッションで「平和と健康の基本方針」に基づいて公衆衛生危機対応とUHC推進に取り組んでいくと述べた。 ２　西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に際して，我が国は二国間及び国際機関を通じた財政的支援に加え，専門家の派遣や機材供与等の貢献を行った（総額約１億8400万ドル）。エボラ出血熱流行の教訓を踏まえ，アフリカ地域を含め，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関と連携し既存の取組も活用しつつ，感染症の予防・対策支援を行った。９月に内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策に関する関係閣僚会議」が設置され，その下に新興・再興感染症に関する国際協力・国内対策を検討する省庁横断検討チームが立ち上がった。特に，韓国におけるMERSや中南米から発生したジカウイルス感染症の対策につき，検討した。 ３　グローバルファンドを通じた支援事業に対しては，27年度末までに累積で約25.3億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，平成27年末までに，抗レトロウィルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数860万人，WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数1,500万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数６億張(いずれも基金設立(平	１　UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため,人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等とも連携しつつ，支援を行う。 ２　結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援するため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携しつつ，支援を行う。 ３　グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については，関係国と協力し，同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により，効果的な資金供与メカニズムの実施，事業実施体制の効率化等を確保する。

		成14年)からの累積)となった。これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。 ４　12月，東京において国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」（UHC 会議）（外務省，財務省，厚生労働省，国際協力機構（JICA），日本国際交流センター共催）及びグローバルファンド第５次増資準備会合を開催した。UHC会議においては，各国政府，国際機関，有識者，市民団体が一堂に会しUHCの実現とその継続について議論した。安倍総理大臣は冒頭セッションで，Ｇ７議長国として公衆衛生危機への対応及びUHC を推進し，保健システム強化へ積極的に貢献していくことを表明した。	
中期目標	―	人間の安全保障の理念を具現化し，保健課題解決に向け，以下を達成する。 １　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。 ２　結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。 ３　グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策を推進(具体的には，2012-16年の５年間に，1,000万人の命を救うとする，同基金の５カ年戦略目標の達成)する。	
26･27年度目標の達成状況		○	

４　(参考指標)人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）	実績値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	222	96	63	86	51

評価結果（個別分野１）	施策の分析	１　ポスト2015年開発アジェンダの推進等を通じた人間の安全保障への貢献 （１）国連本部において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の交渉過程で，日本は，人間の安全保障の理念を盛り込むよう初期段階で働きかけており，結果「人間中心」及び「誰一人取り残さない」といった人間の安全保障の理念が同アジェンダのキーワードとして盛り込まれることとなった。同アジェンダは，2030年までの国際的な目標であり，今後の国際開発に関わるアクターがこれらのキーワードを意識することは，人間一人ひとりに着目し，人々が恐怖や欠乏から免れて生きることができるように支援していくために重要な観点である(ポスト2015年開発アジェンダの策定・実施（達成手段①）。 （２）毎年継続的に複数の首脳会談の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられていることは各国の人間の安全保障に対する理解が進んできていることを示しており，概念の普及の観点から進展があったといえる。27年度では，日EU定期首脳協議及び日フィリピン首脳会合で取り上げられた。EU定期首脳協議では，継続的に成果文書で人間の安全保障に言及されており，EU諸国は開発援助の重要なアクターであることから，国際開発援助に人間の安全保障の視点がいっそう反映されることが期待される。（人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（達成手段②）） （３）国際機関との政策対話や要人との会談において，人間の安全保障について言及・議論する機会は増えており，多くの国際機関のハイレベルが，日本が人間の安全保障を推進している旨各種会合で発言した。また，日本の拠出を通じた国際機関によるプロジェクトの実施は，途上国の人々の生活水準の向上に資するものであり，特に，27年度補正予算ではUNDPに267百万ドル，UNICEFに115百万ドルを拠出するなど，国際機関を通じてプロジェクトを多数実施し，人間の安全保障の推進に貢献した。UNDPがアフリカのサヘル地域で実施した「サヘル地域の安定と人間の安全保障のための国境管理プロジェクト」などプロジェクト名に「人間の安全保障」が含まれるものもあり，このようなプロジェクトは，人間の安全保障の概念普及と実践の両面から有益である。(人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（達成手段②）） ２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

		（１）27 年度中に承認した３案件のすべてが，複数の国連機関および現地政府機関によって共同実施されることになった。また，これら３案件と，事業にかかる予算のうち約 50%を人間の安全保障基金から拠出しているが，残りの 50%は共同実施する国連機関による共同出資(co-financing)となっている。これは，人間の安全保障アプローチに対する理解と支持の表れと考えられ，人間の安全保障基金のプロジェクトの着実な推進が図られた。（人間の安全保障推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（達成手段②）） （２）26 年度は，年間６件の承認案件を目標としていたが，目標を下回る４案件の承認となった。27 年度は，国連人間の安全保障ユニット(HSU)が国連組織において積極的に当基金と人間の安全保障の概念普及に努めたことにより当基金への認知度が高まったため，目標としていた年間 40 件の当基金への申請を大きく上回る 84 件の申請があった。これは，他方，目標としていた年間８件の案件承認については，当基金を管理運営する HSU の組織改編があったため，審査プロセスに遅延が生じ，結果として３件のみの承認となった。また，27 年度については，我が国による拠出額(27 年度当初予算)は円建てで前年比同額あったが，為替レートの大幅な動きにより，米ドルベースでは前年に引き続き減額となった。HSU によると，昨今のドルベースでの予算状況を鑑みると，年間５件の案件承認が妥当であるとしている。このため，平成 27 年度目標としていた年間８案件の採択は，結果として難しかった。（人間の安全保障の推進経費，地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（達成手段②）） ３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 平成 27 年９月，国連本部において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において，我が国等の主張により UHC が 2030 年までに達成すべき目標の一つに位置づけられた。また，同年，我が国政府においては「平和と健康のための基本方針」が策定された。さらに，我が国が，第 70 回国連総会サイドイベント「UHC への道筋」を国連総会の際に NY で，国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靭で持続可能な保健システムの構築を目指して」（UHC 会議）及びグローバルファンド第５次増資準備会合を東京で開催したことは，UHC の推進に貢献し，「UHC の達成を促進する」，「結核，エイズ，マラリア，エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する」という中期目標の達成において効果があった。（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策（達成手段③））
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 地球規模の課題への対処において，我が国が指導力を発揮し，国際社会に深く貢献していくためには，これらの課題への対処に当たっての指導理念を明確にし，求心力のある取組を行う必要がある。人間の安全保障は，人間一人ひとりに焦点を当て，その保護と能力強化を通じて包括的な取組を行うとの理念であり，持続可能な開発や難民等の課題に対処する上で極めて有効な理念であり，同理念に対する関係者の理解を促進するとともに，様々なスキームを通じた支援を実践することが必要である。 上記のとおり人間の安全保障の概念を普及させるとともに，国際社会に存在する人間の生存，生活，尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。今後の課題としては，平成 27 年９月に国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施にかかる取組であり，グローバルな国際貢献のみならず，国内の実施体制を整えることが，日本が国際社会において地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するために重要である。よって，この旨を施策目標に追加する。 【測定指標】 １　ポスト 2015 年開発アジェンダの推進等を通じた人間の安全保障への貢献 ポスト 2015 年開発アジェンダは，今後 15 年の国際的な開発目標であり，その内容を議論していた平成 27 年度中に日本が重視している人間の安全保障と関連させて議論することは重要であり，平成 27 年度目標の設定は適切であった。実際に，ポスト 2015 年開発アジェンダとして平成 27 年９月に採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに人間の安全保障の理念を盛り込むことに成功しており，今後の国際社会の取組において，人間の安全保障の重要性を継続的に訴えられる足場を作ることができていることは，この証左である。 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」については，今後の課題は各国の実施体制を整備し，実施に移すことである。その意味で，日本自身がどのような実施体制を作るかが今後グローバルな課題に関してリーダーシップを発揮するために重要であり，今後この取組を加速させていく。 ２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

		分析欄で既述の事情により年間の承認件数に制約があるため，28年度目標は達成できなかったが，当基金には，目標を倍以上上回る84件の申請があったことからも明らかなとおり，同基金のニーズは高まってきており，また，中期目標の観点からは引き続き基金によるプロジェクトの推進は必要である。 同基金に対しては，基金設立から現在に至るまで，基金の９割以上を我が国の拠出が占めている。平成27（2015）年後半から，当基金のドナーベースの拡大のため，国連NY本部やその他国連機関本部所在地において，国連加盟国政府に対して，個人の保護とエンパワーメントを重視する戦略の必要性，人間中心（people-centered）を始めとする原則等の説明を交えつつ，2030アジェンダの実施，人道から開発への移行，移民問題への対処といった文脈における人間の安全保障の概念の実践の重要性を指摘し，当基金に対する拠出に関する訴えを実施していく。 ３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 UHCの推進や感染症対策は「2030アジェンダ」にも取り上げられ，27年度の目標の設定は妥当であった。 UHCの達成は「平和と健康のための基本方針」に掲げた国際目標の一つであり，国際機関や二国間協力を含め引き続き取り組む。感染症対策については，ジカウイルス感染症等の新しい状況も踏まえつつ，感染症に対して強靭な社会の構築に向けて支援を行う。さらに，Ｇ７伊勢志摩サミットの成果の実施等を通じ，国際保健における国際的取組を主導する。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ー人間の安全保障実績 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/statistic.html） ー持続可能な開発のための2030アジェンダ （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html）

個別分野	２　環境問題を含む地球規模問題への取組
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し，持続可能な開発を世界的に実現するために，我が国としてリーダーシップを発揮しつつ，多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。 気候変動問題においては，平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向け，二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して，国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について，我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し，第３回国連防災世界会議や国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより，持続可能な開発の実現に努める。
関連する内閣の重要政策	・安倍総理大臣　国連気候サミットステートメント(平成 26 年９月) 「日本は昨年初めから３年間で約 160 億ドルの支援を約束しましたが，これをたった一年半あまりで達成しました。日本は約束を守ります。そして今回新たに，３年間で，気候変動分野で１万４千人の人材育成を約束します。さらに，「適応イニシアチブ」を立ち上げ，途上国の対処能力を包括的に支援します。」 ・安倍総理大臣　COP21 首脳会合におけるスピーチ（平成 27 年 12 月１日） 「日本は「美しい星への行動（ACE）2.0 を発表しました。途上国への対応促進を強化し，2020 年に，現在の 1.3 倍，官民併せて年間一兆三千億円の気候変動対策の事業が，途上国で実施されるようにします。来春までに「エネルギー・環境政策」をまとめ，イノベーションにおける集中すべき有望分野を特定し，研究開発を強化していきます。」 ・第 189 回国会外交演説（平成 27 年２月 12 日） 「気候変動分野では，COP21 における全ての国が参加する公平かつ実効的な 2020 年以降の国際枠組みの合意に向け，積極的に貢献します。この一環として，緑の気候基金に拠出を行うため，「緑の気候基金法案」を今国会に提出します。」 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年１月 22 日） 「気候変動分野では，COP21 で合意された，史上初めて全ての国が参加する枠組みである「パリ協定」を歓迎します。この歴史的合意を世界全体の気候変動対策に関する取組の前進につなげるよう貢献してまいります。」

測定指標	１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進			年度目標
	施策の進捗状況・実績	23年度	１　地球環境問題の解決に向けた取組 ４年度の国連環境開発会議(地球サミット)以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに，国際機関を通じた支援を行うことにより，以下のように，地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献するとともに，気候変動交渉を着実に実施した。 (１)リオ＋20 平成 24 年に開催された国連持続可能な開発会議(リオ＋20)に向け，成果文書へのインプットを国連に提出した。成果文書交渉を含め，主に我が国が知見・経験を有する分野において積極的に地球環境問題をめぐる議論に貢献した。 (２)生物多様性 平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP10 において採択された「ABS 名古屋議定書」及びカルタヘナ議定書 COP-MOP５において採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名を行った。 (３)UNEP/IETC による具体的活動への支援 国連環境計画・国際環境技術センターが事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し，廃棄物管理に関する知見の共有，効率的な取組の推進に貢献した。また，災害廃棄物の処理をめぐる我が国の経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。 (４)オゾン層保護	１　既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組を進展させる。 ２　持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに，我が国の考え方を反映させる。

		オゾン層保護に関し，モントリオール議定書多数国間基金のもとで，オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また，代替フロン(HCFC)の削減スケジュールの実施に向けて，対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。 （５）酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し，東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し，平成 22 年 11 月に開催された第 12 回政府間会合において「EANET の強化のための文書」が署名され，平成 24 年に発効した。 （６）水銀の国際的規制に対する貢献 国境を超える水銀の規制・管理に関し，UNEP のもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し，11 月にケニアで開催された第３回会合の議論に積極的に参加した。 ２　持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため，国際熱帯木材機関(ITTO)の取組を後押しした。	
	24年度	１　地球環境問題の解決に向けた取組 （１）リオ＋20 ６月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ＋20)において，我が国が知見・経験を有する環境技術，省エネ技術，防災等の分野において積極的に議論に貢献するとともに，環境未来都市の世界への普及，世界のグリーン経済への移行，強靭な社会づくりの３本柱を中心とする貢献策を盛り込んだ「緑の未来イニシアティブ」を表明した。 （２）生物多様性 10 月に開催された生物多様性条約締約国会議(COP11)において，愛知目標(ポスト 2010 年目標(2011 年～2020 年))の達成に向け，資源動員の目標設定に関する議論を始め「生態学的・生物学的に重要な海域(EBSA)等の議論に積極的に参加・貢献した。そのほか，９月に開催された国際自然保護連合(IUCN)第５回世界自然保護会議や３月に開催されたワシントン条約 COP16 において，野生動植物の保護等に係る附属書改正や手続規則等の議論において貢献した。 （３）国連環境計画(UNEP) リオ＋20 において UNEP 強化が合意されたことを踏まえ，10 月，訪日したシュタイナーUNEP 事務局長との間で，グリーン経済，化学物質及び廃棄物管理，気候変動等の分野における我が国と UNEP の今後の連携強化に向けた政策対話を立ち上げることに合意した。そのほか，２月に開催された第 27 回 UNEP 管理理事会において副議長を務め，議論を主導する等，UNEP の組織改革及び役割強化に貢献した。 （４）オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで，	１　既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組を進展させる。 ２　持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに，我が国の考え方を反映させる。

	オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また，11 月，モントリオール議定書第 24 回締約国会合(MOP24)において，代替フロンである HFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術に関する議論，技術経済評価委員会及びその補助機関に関する手続き的事項等が行われ，我が国はコンタクトグループ議長を務める等議論に貢献した。 (5)森林 11 月の国際熱帯木材機関(ITTO)第 48 回理事会において議長を務め，木材貿易及び熱帯林の持続可能な経営に関する議論をリードした。 (6)水銀に関する条約 UNEP のもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し，7 月の第 4 回会合(ウルグアイ)及び 1 月の第 5 回(最終)会合(ジュネーブ)を経て条文案に合意されるとともに，条約の名称を「水銀に関する水俣条約」とすること，平成 25 年 10 月に熊本県で条約の採択・署名のための外交会議を開催することが正式に決定された。我が国は，アジア太平洋地域グループのコーディネーターとして地域レベルの議論を円滑にするとともに，フレンズオブチェアーとして個別の条項毎の議論に積極的に貢献，また水俣病の経験を各国に共有し，条約交渉の早期妥結に向けて議論を主導した。 2　持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し，我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い，特に，国連持続可能な開発会議(リオ＋20)において持続可能な開発の達成に向けた「緑の未来イニシアティブ」を表明し，地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。	
25年度	1　地球環境問題の解決に向けた取組 (1)リオ＋20 リオ＋20 成果文書を受けて設置された，持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会の会合が定期的に開催されたところ，ポスト 2015 年開発アジェンダの議論を見据え，我が国も積極的に会合に参加し，議論に貢献した。 (2)生物多様性 資源動員メカニズムの具体化が議論される平成 26 年の COP に向けた作業等を行うとともに，国別報告書の作成・提出や名古屋議定書締結に向けた取組を進めた。 (3)国連環境計画・国際環境技術センター(UNEP/IETC)による具体的活動への支援 UNEP/IETC が事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し，廃棄物管理に関する知見の共有，効率的な取組の推進に貢献した。また，我が国の産業廃棄物の処理をめぐる経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。 (4)オゾン層保護	1(1)リオ+20 については，成果文書を受けて設置された持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会での議論に積極的に参加・貢献する。 (2)生物多様性については，資源動員メカニズムの具体化が議論される平成 26(2014)年の COP に向けた作業等を行う。 (3)国連環境計画(UNEP)については，政策対話等の機会を活用し UNEP との連携強化を図る。 (4)オゾン層保護については，HFC の扱い等議定書の主要議題に関し引き続き議論に貢献する。 (5)森林については，国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出等を通じて，持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組む。 (6)水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議を 10 月に我が国で開催予定であるところ，右会議のつつがない実施を通じ，世界規模での水銀汚染対策強化を図る。 2　我が国の考え方を発信していく。特に，持

	モントリオール議定書多数国間基金のもとで，オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また，10月，モントリオール議定書第25回締約国会合(MOP25)において，代替フロンであるHFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術に関する議論，技術経済評価委員会及びその補助機関に関する手続き的事項等が行われ，我が国は議論に貢献した。 (5)森林 国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出等を通じて，持続可能な森林経営や違法伐採対策等に取り組むとともに，国連森林フォーラムにおける議論に積極的に参加した。 (6)水銀の国際的規制に対する貢献 国境を越える水銀の規制・管理に関し，UNEPのもとで水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に参加し，10月の同条約が採択・署名された「水銀に関する水俣条約外交会議」に関しホスト国としてその成功に貢献した。 ２　持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組 リオ＋20成果文書を受けて設置された，持続可能な開発目標(SDGs)オープン・ワーキング・グループやファイナンス戦略委員会の会合が定期的に開催されたところ，ポスト2015年開発アジェンダの議論を見据え，我が国も積極的に会合に参加し，議論に貢献した。	続可能な開発目標(SDGs)等本分野における国際社会の今後の取組に係る議論において主導的役割を果たす。
26年度	１　UNEP ６月に開催された第１回国連環境総会(UNEA１)に出席し，持続可能な開発に関し環境の側面からの議論に参加し，決議の採択等に貢献した。また，UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)を通じ，廃棄物管理に関する知見の共有，効率的な取組の推進に貢献した。 ２　生物多様性 10月，第12回締約国会議(COP12)が平昌(韓国)で開催され，我が国が議長国を務めたCOP10において採択された愛知目標の中間レビューがなされるとともに，途上国向け資金を２倍にするとの目標で一致した。また，名古屋議定書の締結に係る国内措置の検討を進めた。 ３　水銀に関する水俣条約 平成25年10月の水俣条約の採択を受け，各省における国内措置検討の調整を行った。また，11月の同条約政府間交渉委員会第６回会合において，同条約の具体的実施に関する交渉を行った。 ４　オゾン層保護 モントリオール議定書多数国間基金のもとで，オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また，11月，モントリオール議定書締約国会議等において，HFC(ハイドロフルオロカーボン)の扱い及びその代替技術を含む，オゾン層保護及び気候変動への影響最小化に関する議論に貢献した。 ５　持続可能な開発に関係する各種会議等への参加	１　第１回国連環境総会(UNEA)等の機会を活用し国連環境計画(UNEP)の活動に貢献する。 ２　生物多様性については，COP12における議論への貢献，名古屋議定書の締結に向けた調整等に取り組む。 ３　水銀に関する水俣条約の締結に向けた調整等に取り組む。 ４　オゾン層保護については，HFCの扱い等を含む主要議題に引き続き積極的に貢献する。 ５　持続可能な開発という概念が国連等各種フォーラムにおいて引き続き重視されるよう，第３回SIDS国際会議を含む各種会議・交渉に積極的に参加する。

		（1）９月に開催された第３回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議において，準備委員会のビューロー国および会議副議長国として会議に貢献するとともに，平成27～平成29年の３年間で5,000の人材育成を行うことを表明した。 （2）11月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を，愛知県名古屋市及び岡山県岡山市において，ユネスコとの共催で開催した。ハイレベル円卓会議の共同議長を務めるなど，会議の取りまとめに貢献した。会議においては，ESDに関する平成27年以降のグローバル・アクション・プログラムの開始が正式に発表された。	
	27年度	１　国連環境計画（UNEP） 10月に東京で日UNEP政策対話を開催し，第２回国連環境総会（UNEA2）に向け，又，廃棄物分野等に関し，我が国とUNEPとの協力強化を確認した。また，国連環境計画・国際環境技術センター（UNEP/IETC）への拠出を行う等，廃棄物分野での国際機関を通じた取組を推進した。 ２　生物多様性条約 11月に開催された生物多様性条約第19回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA19）に関係省庁とともに出席し，愛知目標の実現に向けた議論，調整に貢献した。また，名古屋議定書の締結に向け，国内関係省庁間で連絡会議等を開催し，調整を進めた。 ３　水銀に関する水俣条約 条約の締結に向けて国内省庁との調整を進め，平成28年２月，国連に受諾書を寄託し，我が国は締約国となった。 ４　化学物質及び廃棄物管理 ５月に開催されたバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議では，化学物質及び廃棄物の適正な管理に関する我が国の知見を共有しつつ，議論に積極的に貢献した。 ５　オゾン層保護 11月に開催されたモントリオール議定書第27回締約国会合では，オゾン層を破壊しないが高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボン（HFC）管理の実現可能性及びその方法に関し議論するためのコンタクトグループの設置決定に貢献した。	１　UNEP （1）日UNEP政策対話開催等により，UNEPとの連携を強化する。 （2）UNEP/IETCへの拠出等を通じ，廃棄物管理分野での取組を推進する。 ２　生物多様性条約 （1）生物多様性条約COP12を踏まえ，愛知目標の達成に向けた取組を進める。 （2）名古屋議定書の締結に向けた国内調整を加速する。 ３　水銀に関する水俣条約 条約の締結に向けた調整等に取り組む。 ４　化学物質及び廃棄物管理 ５月に開催されるバーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約合同締約国会議等において，我が国の知見を共有しつつ議論に貢献する。 ５　オゾン層保護 オゾン層保護については，平成27(2015)年７月に開催されるモントリオール議定書締約国会議において，HFCの扱い等を含む主要議題に積極的に貢献する。
中期目標	－	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
26･27年度目標の達成状況		○	
２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進			年度目標
施策の進捗状況	23年度	１　ダーバン(南アフリカ)で開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)では，日本は積極的に議論に貢献した。特に，次期枠組み作りとの関係では，日本の提案が反映される形で将来の枠組み構築のための新しい特別作業部会(「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」)の設置が決まった。またこの他にも，緑の気候基金の設	１　気候変動の次期枠組み作りに実質的に貢献するとともに，気候変動交渉を着実に実施する。 ２　持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに，我が国の考え方を反映させる。

・実績		立及びカンクン合意実施のための一連の決定といった気候変動の次期枠組みの構築につながる成果も得られた。さらに，京都議定書については，日本を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないことを明らかにし，そのような立場を反映した成果文書が採択された。 ２　COP17 に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき，その具体的な取組として「アフリカ・グリーン成長戦略」，「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」等の地域協力や「二国間オフセット・クレジット制度」(その後「二国間クレジット制度」に名称変更)の構築に向けた二国間協力等を推進し，また，低炭素成長の分野において，リーダーシップを発揮し各国から高く評価された。また，平成 24(2012)年までの気候変動分野に関する途上国に対する短期資金支援として平成 24 年２月末時点で 132 億米ドル以上の支援を実施することにより，気候変動問題への取組に貢献した(107 か国 783 のプロジェクト)。	
	24年度	１　カタール(ドーハ)で開催された国連機構変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)において，日本が，平成 32(2020)年以降の新たな法的枠組みの構築に向けて，「交渉の基礎的なアレンジメントを整えた」との明確なメッセージを世界に示すことを目標として，積極的に議論に貢献した結果，既存の２つの作業部会(「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」及び「京都議定書の下での附属書Ⅰ国の更なる約束に関する特別作業部会」)の作業が終了した。また，京都議定書の改正については，第二約束期間の長さを８年とすること等が盛り込まれた決定が採択された他，第二約束期間に参加しない国(我が国を含む)も同期間中にクリーン開発メカニズムのクレジットの原始取得が可能であることが確認された。 ２　国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に，地域協力としては「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」，島嶼国との気候変動政策対話を実施し，アフリカとの間では TICAD の枠組みで低炭素成長・気候変動に強靭な開発に関する戦略の策定に向けた作業を加速化させた。 　また，二国間の取組として，我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく，「二国間オフセット・クレジット制度」を推進しており，既に 31 か国で 191 件の実証事業を実施した。特に，モンゴル及びバングラデシュとの間では，COP18 の際に，同制度の平成 25(2013)年からの開始について実質的な合意に至り，モンゴルとは１月に，バングラデシュとは３月に，同制度に関する二国間文書への署名を行った。 　さらに，我が国は，平成 24(2012)年末までの約３年間の途上国短期支援(官民合わせ 150 億ドル)について，約 174 億ドル(10 月末時点)を達成した。これにより，先進国全体の短期資金(過去３年間の公的資金による 300 億ドルの支援約束，実績額は 336 億ドル)のうち，約 40%にあたる 133 億ドルを	１　気候変動の次期枠組み作りに実質的に貢献するとともに，気候変動交渉を着実に実施する。 ２　持続可能な開発に向けた取組を進展させるとともに，我が国の考え方を反映させる。

	日本が実施したことになり，コミットメント達成に大きく貢献した。	
25年度	1　国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)が，11月にワルシャワ(ポーランド)で開催され，平成32(2020)年以降の枠組みについて，全ての国に対し，自主的に決定する約束草案のための国内準備を開始し，COP21に十分先立ち(準備のできる国は平成27(2015)年第１四半期までに)約束草案を示すことを招請することを決定した。 　また，ADP(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会)に対し，約束草案を示す際に提供する情報をCOP20で特定することを求めることを決定。このように，議論の前進につながる成果が得られ，COP21における全ての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整えるという我が国の目標を達成することができた。 　さらに，COP19に際して途上国支援，革新的な技術の開発と国際普及等を通じて，世界全体の温暖化対策に貢献していくため，「攻めの地球温暖化外交戦略：Actions for Cool Earth(ACE)」を発表した。 2　国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に，地域協力としては，「第２回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」，アジア諸国との気候変動政策対話，東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム関係者の招へいを実施した。 　また，二国間の取組として，我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく，二国間クレジット制度を推進しており，24年度のモンゴル，バングラデシュに続き，25年度中にはエチオピア，ケニア，モルディブ，ベトナム，ラオス，インドネシア，コスタリカ，パラオと二国間文書への署名を行い，モンゴル，バングラデシュ，エチオピア，ケニア，モルディブ，ベトナム，インドネシアとの間で合同委員会を行った。また，25年度末までに述べ239件の実現可能性調査，17件の実証事業及び設備補助事業を実施した。	1　気候変動交渉における，平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向けて，実質的な貢献を行う。国連気候変動枠組み条約第19回締約国会議(COP19)においては，新たな法的枠組みに含まれるべき要素の絞り込みと具体化並びに平成26(2014)年の詳細な作業計画の策定を目指して，全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築するとの観点から，我が国として実質的な貢献を行う。 2　気候変動分野における対話の実施や二国間クレジット制度の推進などについて，国際交渉を補完する具体的取組の更なる進展を目指す。 　特に，第２回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を主催し，低炭素成長に資する技術等について議論を深める。 　また，二国間クレジット制度については，数カ国との二国間協議妥結・署名を目指す。
26年度	1　26年度は毎年行われている国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)に加え，各国首脳の出席の下ニューヨークにて国連気候サミットが行われた。 (1)安倍総理大臣は，９月の国連気候サミットにおいて，気候変動分野での14,000人の人材育成と，気候変動による悪影響を減らすための取組を計画策定から実施段階まで包括的に支援する「適応イニシアチブ」を含む新たな途上国支援策を発表した。また，昨年度発表した平成25年から平成27年の３年間で官民合わせて計１兆6,000億円(約160億ﾄﾞﾙ相当)の途上国支援については，１年半余りで達成したことを発表した。 (2)12月にリマ(ペルー)で開催されたCOP20では，平成27年のCOP21に十分先立って(準備のできる国は平成27年第１四半期までに)提出を招請されている約束草案(削減目標)を提出する際に示す情報(事前情報)などを定めるCOP決定(「気候行動の	1　気候変動交渉における，平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向けて，実質的な貢献を行う。 2　「二国間クレジット制度」を推進し，平成25(2013)年11月に表明した，平成28(2016)年までに署名国を16カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。

	ためのリマ声明」(Lima Call for Climate Action))が採択される等，今後の議論の前進につながる成果が得られた。 ２　日本は，日ブラジル共催「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催（１月），「第３回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」(城内外務副大臣議長)の開催(11 月)，島嶼国との気候変動に関する政策対話の開催（７月），緑の気候基金(GCF)への拠出の日米共同発表，二国間クレジット制度(JCM)の推進等の取組によって気候変動交渉に積極的に貢献した。 ３　二国間クレジット制度(JCM)の推進 　JCM 署名国は，モンゴル，バングラデシュ，エチオピア，ケニア，モルディブ，ベトナム，ラオス，インドネシア，コスタリカ，パラオ，カンボジア及びメキシコの 12 カ国に増加した。モンゴル，バングラデシュ，エチオピア，ケニア，モルディブ，ベトナム，ラオス，インドネシア，パラオ，カンボジア及びメキシコとの間でそれぞれ合同委員会を開催した。インドネシアとの間で３件のプロジェクトを登録した。COP20 では，JCM に署名した 12 か国が一堂に会する「JCM 署名国会合」を開催し，JCM の進捗の歓迎と更なる進展に向けて共同声明を発表した。	
27年度	１　国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) 　11 月から 12 月にパリ(フランス)において COP 21 が開催され，歴史上初めて，全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みとなる「パリ協定」が採択された。「パリ協定」においては，主要排出国を含む全ての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること，この実施状況を共通かつ柔軟な方法で報告し，レビューを受けること，二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたことなど，日本の提案が多く取り入れられた。 　COP21 に先立って，安倍総理大臣より気候変動対策と経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化及び途上国支援の増額の二本柱からなる貢献策「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」を発表した。ACE2.0 は，我が国による 2020 年における 1 兆 3000 億円の途上国支援策の表明が含まれ，これにより，2020 年までに 1000 億ドルの気候変動対策資金を途上国のニーズに対応するために動員するという COP16 で決定された目標達成への道筋をつけ，合意の大きな後押しとなった。 ２　二国間クレジット制度(JCM)の推進 　二国間の取組として，我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく，二国間クレジット制度を推進したことにより，JCM 署名国は，モンゴル，バングラデシュ，エチオピア，ケニア，モルディブ，ベトナム，ラオス，インドネシア，コスタリカ，パラオ，カンボジア，メキシコ，サウジアラビア，チリ，ミャンマー，タイの 16 カ国に増加した。	１　気候変動交渉における，平成 32 年以降の新たな法的枠組みに関する平成 27 年までの合意に向けて，実質的な貢献を行う。 ２　「二国間クレジット制度」を推進し，平成 25 年 11 月に表明した，平成 28 年までに署名国を 16 カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。

		COP21 に際して，我が国は署名国が一堂に会する「第３回 JCM パートナー国会合」を開催し，JCM の進捗を歓迎し，引き続き協力して JCM を実施していくこと等が表明された。 ３　緑の気候基金（GCF）に関する取組 ５月に「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立したことを受け，日本は GCF に 15 億米ドルを拠出するための取決めを取り交わした。これにより，GCF は途上国に対する支援を開始できるようになった。日本は，島嶼国をはじめとする気候変動の影響に脆弱な国における当該基金の活用を促進するため，同５月には第７回太平洋・島サミット（PALM７）に際して来日した太平洋島嶼国の首脳を招いて「気候変動・開発フォーラム」を，９月には「小島嶼国開発途上国向け緑の気候基金レディネス支援ワークショップ」を開催するとともに，理事国として基金の運営に積極的に参画した。この結果，11 月の理事会では，島嶼国案件２件を含む８件の案件が初めて承認された。 ４　『第四回東アジア低炭素パートナーシップ対話』 12 月，COP21 の公式イベントとして第４回対話を開催。これまでの対話の成果や日本の支援および日本の取り組みなどグッドプラクティスを掲載した提言集を発表した。 ５　『気候変動に対する更なる行動』に関する非公式会合 平成 28 年２月，我が国がブラジルとともに共同議長を務め，新たな国際枠組みであるパリ協定の採択後初めて先進国と途上国の気候変動交渉官が集う会合として開催し，パリ協定の実効的な実施に向けて活発な意見交換を行った。	
中期目標	—	我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。	
26･27 年度目標の達成状況		○	
３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			年度目標
施策の進捗状況・実績	23 年度	１　「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため，国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動を支援した。 ２　具体的には，UNISDR に対する拠出を通じて，都市防災キャンペーン，国連世界防災白書，Prevention Web 運営，地滑りフォーラムのイヤマークを行った。 ３　第３回国連防災世界会議を日本に招致する旨表明した(第 66 回国連総会における野田総理大臣の一般討論演説)。 ４　近年世界で発生した大規模な自然災害の教訓を参加国で分かち合い，災害に強い強じんな社会の構築を目指して，国際協力を進めることを目的とした国際会議を 24 年度に被災地の東北で開催するため，国連関係機関を含む国内外の関係機関と連携の上準備を実施した。	１　各種会合への参加を通じて，我が国の知見・経験を ISDR の政策に反映させる。 ２　兵庫行動枠組を推進する。(ISDR の活動支援を通じて，各国における防災関連施策の充実に貢献する。) ３　第３回国連防災世界会議(27 年度)の招致を実現する。
	24	１　「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため，国際防	１　各種会合への参加を通じて，我が国の知

年度	災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動について，拠出金を通じて支援するとともに，都市防災キャンペーン，国連世界防災白書，防災グローバル・プラットフォームのイヤマークを行った。 ２　第３回国連防災世界会議を我が国に招致する旨を表明し(第67回国連総会における野田総理大臣の一般討論演説)，第67回国連総会決議(A/RES/67/209)にて平成27 (2015)年早期の我が国での同会議の開催が決定された。 ３　７月に開催した「世界防災閣僚会議in東北」を通じ，我が国が得た経験教訓を国際社会に共有するとともに，「21世紀型の防災」を提案し，我が国として，今後，国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明した(平成25(2013)年からの３年間で30億ドルの支援を行うことを表明した)。	見・経験をISDRの政策に反映する。 ２　兵庫行動枠組を推進する。(ISDRの活動支援を通じて，各国における防災関連施策の充実に貢献する。) ３　第３回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現する。
25年度	１　第４回防災グローバル・プラットフォーム会合や第３回ESCAP防災委員会において我が国の防災の取組や兵庫行動枠組みの後継枠組への我が方の考え方を発信した。 ２　「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため，国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動について，拠出金を通じて支援するとともに，都市防災キャンペーン，国連世界防災白書，第３回国連防災世界会議の準備へのイヤマークを行った。 ３　第４回防災グローバル・プラットフォーム会合にて，第３回国連防災世界会議を仙台市で行うことを表明した。第68回国連総会決議(A/RES/68/211)にて，仙台市で平成27(2015)年３月に同会議を開催することを決定した。 ４　第３回国連防災世界会議のロゴを決定，防災関係者有識者などからなる「第３回国連防災世界会議に係る国内準備会合」を組織するなど，第３回国連防災世界会議に向けた着実な準備を行った。	１　各種会合への参加を通じて，東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を，国際的に行われる兵庫行動枠組の後継枠組みの議論を通じて国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。 ２　兵庫行動枠組を推進する。また，ISDRの活動支援 について，拠出金を通じて支援し，各国における防災関連施策の充実に貢献する。 ３　我が国で開催される「第３回国連防災世界会議」について，UNISDR，開催自治体，関係省庁等と緊密な連携を図り，開催地の決定など準備を進める。
26年度	１　兵庫行動枠組の世界的な推進のため，国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じて取り組むとともに，国連世界防災白書の作成等へのイヤマークを行った。 ２　平成27年３月，仙台市において，日本で開催された国連関係の国際会議で最大級の会議となる第３回国連防災世界会議を開催し，兵庫行動枠組の後継となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組には我が国が推進する「防災の主流化」，「より良い復興」，「多様な主体の参画」などが盛り込まれた。 ３　上記２の会議において，日本としての国際社会への貢献策として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し，今後４年間で計40億ドルの資金協力と，４万人の防災・復興人材育成を表明した。	１　各種会合への参加を通じて，東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を，国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。 ２　第３回国連防災世界会議で策定される兵庫行動枠組の後継枠組みを推進する。(また，ISDRの活動を，拠出金を通じて支援し，各国における防災関連施策の充実に貢献する。)
27年度	１　仙台防災枠組の世界的な推進のため，仙台防災協力イニシアティブの一環として国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じて取り組むとともに，防災指標の専門家会合等への参加他，UNISDRに対する我が国	１　防災指標の専門家会合などの各種会合への参加を通じて，東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を，国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。

		拠出金の中から国連世界防災白書の作成等へのイヤマークを行った。 ２　我が国交渉における働きかけなどの結果，「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられたことや，ネパール地震の復興支援などにおいて，防災の主流化が大きく進み，仙台防災枠組の推進が図られた。 ３　第３回国連防災世界会議のフォローアップとして，我が国が主導し，世界津波の日（11 月 5 日）の制定を提案し，我が国をはじめ 142 カ国が共同提案国となり，12 月の国連総会で全会一致で制定された。これにより，UNISDR による防災の普及啓発を効果的に実施することに貢献した。	２　被災地におけるより良い復興の支援などを通じ，第３回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。 ３　拠出等を通じ，ISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。
中期目標	－	我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。	

26･27 年度目標の達成状況	○

４　地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP 合意の賛同国数／UNFCCC 加盟国)	実績値					中期目標値	26･27 年度目標の達成状況
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
	100% (193/193)	100% (195/195)	100% (195/195)	100% (195/195)	100% (195/195)	100%	○
年度目標値	100%	100%	100%	100%	100%		

５　(参考指標)兵庫行動枠組の推進(国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数)	実績値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	81	83	88	116	集計中

評価結果(個別分野２)	施策の分析	１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進 　我が国の地球環境分野での各種取組は，既存の国際機関や多数国間環境条約を通じたルールの一層の定着や効果的な運用のみならず，新たな条約の速やかな発効に向けても大きく貢献した。こうした成果を得たことは，当省の取組に加え，関係省庁との連携・協力によるところが大きかったと考える。（地球環境問題への取組（達成手段①）） ２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進 （１）緑の気候基金（GCF）への我が国による 15 億ドルの拠出表明により，途上国への資金供与を開始するための準備が整い，途上国における気候変動対策の推進に寄与した。（気候変動問題への取組（達成手段②）） （２）COP21 に先立って，安倍総理大臣より，2020 年における１兆 3000 億円の途上国支援を含む「美しい星への行動 2.0(ACE2.0)」を発表したことは，我が国が気候変動分野における途上国支援を着実に推進していくことを国内外に示すこととなり，途上国における気候変動対策の推進に寄与した。（気候変動問題への取組（達成手段②）） 　なお，我が国は 2002 年から「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合をブラジルと共同議長を務め開催している。平成 28 年２月に開催された第 14 回会合は，「パリ協定」の採択後初めて開催される気候変動関連の主要会合となり，「パリ協定」の採択を踏まえ，同協定実施のための詳細ルール策定に関する今後の交渉の進め方や，COP22 に期待する成果などについて主要国間で意見交換を行う極めて有意義な機会とすることができた。 ３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 　平成 27 年３月に仙台において開催された第３回国連防災世界会議においては，国際社会の新しい防災の指針となる「仙台防災枠組」が採択され，「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられるなど，我が国は，様々な政策に防災の視点を導入する「防災の主流化」に貢献することができた。また，同会議のフォローアップとして，12 月には，国連総会において，我が国はじめ 142 カ国が共に提案した 11 月５日を「世界

		津波の日」とする決議が採択され，我が国のイニシアティブにより，国際社会において防災の重要性が改めて強く認識されたことなど，国際防災協力の推進に大きく貢献した。 ４　地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP 合意の賛同国数／UNFCCC 加盟国) （１）COP21 において日本は交渉に積極的に参加し，「パリ協定」においては，主要排出国を含む全ての国が削減目標を５年ごとに提出・更新すること，この実施状況を共通かつ柔軟な方法で報告し，レビューを受けること，JCM を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたことなど，日本の提案が多く取り入れられた。 （２）我が国による緑の気候基金（GCF）への 15 億ドルの拠出や，2020 年における１兆 3000 億円の途上国支援の表明は，新たな国際枠組みの合意に向けた交渉に対する途上国の前向きな姿勢を引き出すことにつながり，歴史上初めて全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組となった「パリ協定」の合意を大きく後押しした。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 地球環境問題や持続可能な開発には地球規模で取り組むことが不可欠であるところ，国際機関や多数国間環境条約を通じたルール作り・実施を進めつつ国際的な議論を通じて各国の協力を促進していくことが必要である。また，持続可能な開発に寄与する森林保全や生物多様性の保全等の取組についても，幅広く貢献していく必要がある。気候変動問題は，国境を越えて人間の生活環境や安全を脅かす脅威であり，温室効果ガスの実効的な削減を進めるための国際社会の一致した取組に，国際社会に責任ある国家として我が国も協力していくことは不可欠である。 自然災害により失われる人命や経済損失が世界的に増加傾向にある中，幾多もの災害を通じて多くの知見・経験を培った我が国が，国際社会における防災の取組に貢献していくことへの期待は高く，これを主導する国連等と協力して進めていく必要がある。 具体的には，ISDR 等の国際機関を通じた支援や国連主催による国際会議の開催等を通じて自然災害への国際的取組に貢献するとともに，防災の主流化を推進し，持続可能な開発を支援するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく必要がある。 上記のことから，国際機関を通じた支援や条約の策定，締結，実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する，また，防災の主流化を推進し，持続可能な開発を支援するとの施策目標は妥当であり，今後とも同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 １　地球環境問題の解決に向けた取組の推進 地球環境問題への取組として，我が国が国際機関や多数国間環境条約を通じたルール作り・実施を進めつつ国際的な議論を通じて各国の協力を促進していくことは重要であり，中期目標の達成に向けた取組として水銀に関する水俣条約の締結に向けた調整等への取組，オゾン層保護に関するモントリオール議定書締約国会合における議論への貢献等の 27 年度目標の設定は適切であった。 水銀に関する水俣条約の発効は，国際的な水銀汚染対策体制の強化にとって重要な課題である。同条約の早期発効を目指し，我が国として同条約未締結国に対し，締結の働きかけを継続していく。 ２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進 気候変動交渉においては，27 年度に，歴史上初めて全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組となる「パリ協定」が採択され，大きな前進を遂げた。今後は同協定の着実な実施のため，詳細ルールの策定について交渉を前進させることが重要である。気候変動問題については，その性質上目標となる年度や水準を限定することは困難であるが，各国間の交渉を今後も幅広く続けていくことが重要であり，国際社会の責任ある国家として，引き続き積極的に取り組むほか，緑の気候基金（GCF）を活用した途上国支援や二国間クレジット制度等を通じ，気候変動問題に一層貢献していく。 ３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 第３回国連防災世界会議にて国際的防災指針である仙台防災枠組が採択され，今後これを各国が実施をしていく必要がある。この取組を推進するため，国際防災協力を一層推進していく。 ４　地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展(COP 合意の賛同国数／UNFCCC 加盟国) 本指標については，測定指標２「気候変動問題の解決に向けた取組の推進」と内容が混同し，また，定量指標として相応しくない（コンセンサス方式で０%か 100%しかありえない）ため，平成 28 年度は設定しないこととした。

作成にあた	・平成 27 年版外交青書

って使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ 第189回国会における岸田外務大臣の外交演説 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_001804.html) 第190回国会における岸田外務大臣の外交演説 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page24_000568.html)

基本目標Ⅶ　分担金･拠出金

施策Ⅶ－１　国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

平成 28 年度政策評価書

（外務省 27－Ⅶ－１）

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は，政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，国際社会の平和と安定を確保する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，以下のとおり国際連合平和維持活動(PKO)分担金の評価を実施した。 なお，本施策の目標を達成するための，同分担金以外の分担金・拠出金は「平成 27 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名(注)	国際連合平和維持活動(PKO)分担金
施策目標	国連及び国連加盟国との協働及び国連の平和維持活動に対する我が国の貢献を通じて，国際社会の平和と安定の維持に積極的に貢献するとともに，国連における我が国の地位の強化及び影響力の維持につなげる。
施策の概要	国連平和維持活動は，「国際社会の平和と安全の維持」を図るため，国連憲章第６章，第７章に基づいて，実施される活動である。我が国は平成 27(2015)年安保理非常任理事国選挙(アジア・太平洋グループ枠)(任期平成 28-29(2016-2017 年)に立候補しており，平成 28(2016)年からの理事国入りを目指すと共に，国連平和維持活動(PKO)分担金への拠出，国連総会(第５委員会)の PKO 予算等の審議への積極的な参加により，国際社会の平和と安定の維持を推進する。これは我が国の安全保障及び持続可能な成長のために不可欠な安定した国際環境の創出に資するものである。 なお，PKO 分担金の支払いは，国連憲章第 17 条第２項に規定された加盟国の義務的拠出である。

施策の予算額・執行額等

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	11,698	58,089	57,526	51,906
	補正予算(b)	59,084	27,488	27,177	
	繰越し等©	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	70,782	85,577	84,703	
執行額(百万円)		70,782	85,478	84,703	

関連する内閣の重要政策

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日）
Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
４ 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
（４）国際平和協力の推進
・国際平和協力法の改正
国際平和協力法の改正案を平和安全法制の一部として平成 27 年 5 月 14 日閣議決定し，衆参両院での議論を経て，平成 27 年 9 月 19 日に成立。
・「平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について」の閣議決定（平成 27 年 9 月 19 日）
「１…また，我が国は，国際連合憲章を遵守しながら，国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し，それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは，これをより確固たるものにしなければならない。」
・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日 ）
「第一に，日本には，戦後 70 年，平和を愛する国として自らを持し，世界の平和と繁栄のため努力を積んだ実績があります。
カンボジアや東ティモールで，日本は外交努力，PKO 派遣，その後長年にわたる支援に力を尽くしてまいりました。
PKO には，実施に 3 つのレイヤー（層）があります。まず，どこで何をするか決める意思決定の層があり，次いで，要員や資金の手当てが必要となり，さらに，現場での実働が続きます。
その間に，得てして生じる格差に対し，日本は，”ギャップ・ブリッジャー（Gap Bridger）”になることができます。そして日本には，どのレイヤーでも言動に責任をもつ主体として，プラスの貢献をすることができます。

	今しも南スーダンで，自衛隊施設部隊の諸君が日夜努力を続けている。ケニアでは，陸上自衛隊の専門家たちが，ケニア，ウガンダ，タンザニア，ルワンダ各国軍隊を対象に，重機の扱い方を伝えています。道がなく，橋が壊れた環境では，PKO は随所で滞るからです。 そして日本自身がこの先 PKO にもっと幅広く貢献することができるよう，最近，法制度を整えました。」 ・「第２回 PKO サミット」安倍総理スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日） 「私はこの 1 年，昨年表明した貢献策を着実に具体化するとともに，「積極的平和主義」に基づき，国際社会の平和と安定に更なる貢献を行うための態勢整備に全力を注いでまいりました。 第一に，平和安全法制の整備です。国連 PKO の多様化する業務に対応できるよう，国際平和協力法を改正し，従事可能な業務が広がり，更なる貢献が可能となりました。今後，新たな法制の下，国連 PKO への貢献を更に拡充してまいります。 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日） 「国連 PKO 等への協力を通じ，幅広い課題に積極的に貢献してまいります。」

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり，施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。

測定指標	1　国連 PKO ミッションを通じた，紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持		年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	我が国が自衛隊を派遣している南スーダンミッション(UNMISS)のマンデート変更及び要員の増員が実施された。また，同ミッション及び新設された国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)を含む計 16 のミッションが派遣されており，各地域における和平の推進，紛争の悪化・再発の防止及び平和の定着が図られた。	
	27年度	1　我が国が他の国連加盟国とともに PKO 分担金を拠出することを通じ，12 万 4 千人以上の軍事・警察・文民要員が従事する計 16 のミッションが，各地域における和平の推進，紛争の悪化・再発の防止及び平和の定着を図った，そのうち，我が国も国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員及び施設部隊を派遣した（今年度は 353 名を 2 度派遣）。司令部要員は，UNMISS の司令部において企画及び調整などの実施。施設部隊は，国連施設の整備や道路補修などの施設活動等に貢献している。また，2013 年以降の情勢変化に伴い，安保理決議第 2252 号（2015 年 12 月 15 日）により，以下のとおり任務が変更された。 （１）文民保護 （２）人権状況の監視及び調査 （３）人道支援実施の環境作り （４）合意の履行支援 2　国連平和活動の戦略的レビューを行うために事務総長により設置されたハイレベル・パネルによる報告書等において，文民の保護や早期展開といった重要課題への取組をより効果的なものにするための提言がなされたことを受けて，国連及び加盟国間で提言の実施に向けた議論が開始され，既に提言の一部は実施に移されている。我が国は，第２回 PKO サミットに安倍総理大臣が出席し，レビューの結果を出すための具体的貢献の必要性を指摘した他，国連総会や安保理等においてレビューについて議論される機会を捉えて，現場のニーズに即した現実的なマンデートの策定，PKO 要員による性的搾取・虐待に関する不寛容，要員の訓練の重要正当について繰り返し指摘してきているが，これらのポイントは国連総会第４委員会 PKO 特別委	1　既存の国連 PKO ミッションの適切な任務遂行，必要に応じたマンデートの拡張等により，国際社会の平和と安定を脅かす事態への国連による適切な対応に寄与することで，和平の推進，紛争の悪化・再発の防止及び平和の定着に貢献する。 2　文民の保護や早期展開といった PKO の重要課題への取組に貢献する。

		員会がとりまとめた報告書にも盛り込まれるなど，我が国の主張は国連の議論にも反映されている。	
中期目標	―	国連におけるPKOのあり方を巡る議論に積極的な関与を行うことにより，国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。	
27年度目標の達成状況		○	
２	国連PKO分担金の効果的かつ効率的な運用の確保		年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	国連は，国連総会(第５委員会)，計画調整委員会，行財政問題諮問委員会(ACABQ)等により予算審査，審議を実施し，大幅な予算削減を行った。また，国連会計監査委員会(BOA)などを通じて，PKO分担金の執行後の監査を実施し，次年度の効率的な予算策定を行った。	
	27年度	６月，国連総会(第５委員会)において，平成27年７月～平成28年６月のPKO予算が決定した。我が国は主要財政貢献国と協力し，前年度の最終予算より低い額で確定することができた。 12月，国連総会(第５委員会)において，平成28－30年のPKO予算分担率が決定した。我が国は10.833%から9.68%（国連通常予算分担率と同率）に減少し，順位は米，中国に次いで３位となった。	27年度は，我が国の分担率を含む次期３カ年(平成28－30年)の分担率が改定されるが，改定後も国際社会における我が国の地位を強化し，その影響力を維持しつつ，PKO予算のより効果的かつ効率的な運用を主要財政貢献国と協力して推進する。
中期目標	―	１　国連PKO予算の効果的かつ効率的な運用の確保に努めることにより，国際社会の平和と安定の維持を強化する。 ２　国連総会等の国際場裏における我が国の地位の強化及び影響力の維持を図りつつ，我が国が重視する国連を通じた国際平和推進に貢献する。	
27年度目標の達成状況		○	
３	国連マネジメント改革等の推進		年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	１　国連は，マネジメント改革(注：事務局業務の効率化を目的とした改革)として行ったグローバル・フィールド支援戦略(GFSS)，国際公会計基準(IPSAS)や資源管理計画(ERP)の導入，国連ロジスティック基地(UNLB)等のグローバル支援センターによるPKOのサポートなどにより分担金の効率的な運用を図った。 ２　国連事務総長により国連平和活動の戦略的見直しに関するハイレベル・パネル(注)が創設され，我が国は関連会合への出席，パネル・メンバーとの意見交換及び書面による提言等を行った。 (注)９月に安倍総理大臣が国連事務総長及びバイデン米大統領と共催した「PKOに関するハイレベル会合」(於：国連本部)で事務総長が設置を表明した。	
	27年度	１　我が国は，国連がこれまで進めてきたマネジメント改革の実施を支持し，PKO予算の効率的かつ効果的な運用を推進した。 これにより，PKO ミッションの予算は事務総長の提案額から約 2.2 億ドルの大幅削減を達成した。 ２　ハイレベル・パネル報告書等において，フィールドへの権限の委譲をはじめとする平和維持活動の効率性の向上及びマネジメント強化に関する提言がなされたことを受けて，国連及び加盟国間で提言の実施に向けた議論が行われた。我が国は，世界第２位（平成27年度）のPKO分担金支出国及びPKO作業部会のメンバー国として積極的に議論に参加した。国連は提言	１　国連がこれまで進めてきたマネジメント改革の国連平和活動における実施を推進する。 ２　国連平和活動の戦略レビュー等の結果及び加盟国間の議論を踏まえ，PKOミッションのサポート体制等の充実を図り，より効果的かつ効率的なPKOの実施に貢献する。

		の一部を既に実施に移しており，平成 28 年３月，我が国は，PKO 作業部会のメンバーとして一層の取組を求める報告書の作成に深く関与した。また，我が国は，９月の国連総会の際に行われた第２回 PKO サミットを米国等とともに共催し，改革の機運を維持，向上することに積極的に貢献した。	
中期目標	－	国連マネジメント改革等への積極的な関与を通じた，PKO 予算を含む国連平和維持活動の全体的に効率的な運用を確保する。	
27 年度目標の達成状況		○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成	（判断根拠） 全ての主要な測定指標で目標を達成したことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 27 年度目標の達成状況(注)	＊１　国連 PKO ミッションを通じた，紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持	○
		＊２　国連 PKO 分担金の効果的かつ効率的な運用の確保	○
		＊３　国連マネジメント改革等の推進	○
	施策の分析	１　国連 PKO ミッションを通じた，紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持 平和維持の分野において国際的に高い評価を受けている国連 PKO ミッションに対し，我が国は分担金の負担による財政的支援，要員派遣による人的貢献，能力構築支援や知的貢献を行っている。我が国が自衛隊を派遣している南スーダンミッション（UNMISS）においては，文民の保護や人権状況の監視等がマンデートとして付与されて実施された他，現地の和平プロセスの進展に伴い，和平合意の履行支援に関する機能が強化されたことは，国際社会の平和と安定の維持に貢献する観点から効果的な取組であった（PKO 分担金（達成手段））。 ２　国連 PKO 分担金の効果的かつ効率的な運用の確保 国連総会で行財政問題を扱う第５委員会において，国連事務局からの説明や行財政問題諮問委員会(ACABQ)による勧告をふまえ，我が国は他の財政貢献国と共に事務局との調整や途上国との交渉を行い，前年度の最終予算より低い金額で今年度（平成 27 年７月～平成 28 年６月）の PKO 予算を決定することができた。（PKO 分担金（達成手段）） ３　国連マネジメント改革等の推進 （１）業務の効率化に資する国際公会計基準(IPSAS)や資源管理計画(ERP) 等のマネジメント改革はリストラにつながるとして途上国は消極的であるが，我が国は「少ない資源で，より質の高い活動を行う(Do more with less)」を推進するため，一貫して支持し，実施の確保のため交渉してきている。これらの改革案の導入がほぼ完了し，国連全体のシステムが統一され，またグローバル・フィールド支援戦略(GFSS)の実施により，本部の人員をより現場にシフトすることにより，現場での実施体制が強化された。 （２）ハイレベル・パネル報告書等において，フィールドへの権限の委譲をはじめとする平和維持活動の効率性の向上及びマネジメント強化に関する提言がなされたことを受けて，国連及び加盟国間で提言の実施に向けた議論が開始された。我が国は，９月の国連総会の際に行われた第２回 PKO サミットを米国等とともに共催し，改革の機運を維持，向上することに積極的に貢献し，各国並びに国連から高い評価を受けた。また，PKO 作業部会の議論にも深く関与し，一層の取組を求める同作業部会報告書に基づき，具体的な改革の取組が今後本格化していく見込み（PKO 分担金（達成手段））。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 国連 PKO は，国際の平和と安定の実現のための重要な手段であり，国際社会における国連 PKO の役割は非常に大きいため，本施策は今後も継続する必要がある。他方で，紛争の増加及び複雑化に伴って国連 PKO の任務は増大しており，国連 PKO のより効果的かつ効率的な実施が課題となっており，国連においては戦略レビューが行われるなど，その改革が進められている。世界第２位の PKO 分担金支出国として，その改革を主導していく必要がある。 PKO 分担金を通じ，国際社会の平和と安定を確保するとの施策目標は適切であり，今後も	

		同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施継続する。 【測定指標】 1　国連PKOミッションを通じた，紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持 27年度目標に掲げた適切な任務遂行等を通じた国連の対応への寄与や和平の推進等は，紛争悪化・再発の防止及び平和維持を実現するために不可欠な取り組みであり，目標の設定は適切であった。引き続き我が国はこの取り組みを継続する。 2　国連PKO分担金の効果的かつ効率的な運用の確保 国連の行財政問題を扱う総会第５委員会におけるPKO予算の審議においては，PKO予算のより効果的かつ効率的な運用を主要財政貢献国と協力して推進する観点から，引き続きこの取組を継続する。 3　国連マネジメント改革等の推進 （１）国連がこれまで進めてきたマネジメント改革の国連平和活動における実施を我が国としても推進し，更なる効率化を追求する。 （２）国連平和活動の戦略レビューについては各種報告書が提出され，一部は実施に移されているが未だ多くの提言の実施に向けた加盟国の議論は継続しており，今後議論が本格化していく見込みである。我が国として，国連PKOの有効性のさらなる向上及びマネジメントの強化を追求する観点から，引き続きこの取組を継続する。

(注)「測定指標の27年度目標の達成状況」欄には,測定指標の名称及び27年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は,該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) 1　国連PKOへの日本の貢献を，国際社会，アメリカのみならず諸外国がどのように評価するのか，多方面から定量的・定性的データを収集する必要がある。また安全保障分野における国際貢献に伴うリスクと費用と効果を，RCBA(Risk and Cost-Benefit Analysis)により，明らかにする必要もある。これは，日本再興戦略2016(６月２日閣議決定)のKPI(Key Performance Indicator:重要業績指標)と関連付けて，個別施策の進捗を管理し，評価を課題解決や目標達成につなげていくことが重要である。 2　測定指標「１　国連PKOミッションを通じた，紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持」では，平成27年に成立した平和安全保障法制を踏まえ，ミッションの射程，政策目標の変化，国際的な連携の変化など，次年度以降の評価につなげて欲しい。

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ー国連平和維持活動 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/genba/pko.html ー2014～2016年国連平和維持活動（PKO）予算分担率 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/pko_yosan.html ・国連PKOホームページ http://www.un.org/en/peacekeeping/ 行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成26年11月)での，我が国の国際機関への拠出金等に関し，我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ，多面的・定量的な評価を行うべきとの指摘の観点も踏まえ評価した。 (参考) 本施策には，今回取り上げた，国際連合平和維持活動分担金の他，国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献のため，国連(UN)分担金，国際原子力機関分担金・拠出金，軍縮関係条約等分担金なども含まれている。 本施策全体の予算額・執行額等は，次のとおりである。

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	50,833	98,395	105,508	104,223
	補正予算(b)	75,946	53,915	53,364	
	繰越し等©	0	0	0	

		合計(a＋b＋c)	126,780	152,310	158,871	
	執行額(百万円, d)		126,756	152,171	157,911	
	(項)国際分担金其他諸費のうち,(事項)経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費,(事項)エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費,(事項)国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費,(事項)国際機関における邦人職員増強に必要な経費の合計である。					

担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施時期	平成 28 年８月

施策Ⅶ－２　国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

平成28年度政策評価書

（外務省27－Ⅶ－２）

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は，経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し，連携を強化するとともに，我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち，主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えることとする。今次は，経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金の評価を実施した。 なお，本施策の目標を達成するための，同分担金以外の分担金・拠出金は「平成27年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名(注)	経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金
施策目標	我が国を含む世界のエネルギー安全保障の向上のため，IEAを通じ，石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応を行う他，短期-中長期の市場分析やエネルギー源の多様化に向けた分析・研究などを進める。加えて，非加盟国との協力を進める。
施策の概要	IEAへの分担金の拠出，IEA理事会・作業部会への積極的な参画，我が国の立場・考え方の発信等により，同機関を通じ，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上をはかる。 なお，分担金は，経済協力機構(OECD)条約第20条２項の規定により，我が国が加盟する経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)に支払うことが義務づけられている。

施策の予算額・執行額等

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	358	437	487	453
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	358	437	487	
執行額(百万円)		358	437	487	

関連する内閣の重要政策	・第189回国会外交演説(平成27年２月12日) 「エネルギー・鉱物資源・食料等の安定確保のため，資源外交を強化します。」

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものである。施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。

測定指標	1　石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応			年度目標
	施策の進捗状況・実績	26年度	IEAを通じ，加盟国及び非加盟国を対象とした，第７回緊急時対応訓練(ERE７)がパリで実施された他，カナダ，NZ,インドネシアなど８か国を対象とした個別の緊急時対応審査・評価(ERR,ERA)が行われた。	
		27年度	IEAにより，加盟国及び非加盟国を対象とした，首都緊急時対応訓練(ERE8)が平成28年２月に実施され，当省及び資源エネルギー庁が参加した。また，デンマーク，ノルウェーなど９か国を対象とした個別の緊急時対応審査(ERR)が行われた。韓国のERRには我が国からも参加し（今回は資源エネルギー庁が対応），支援した。これらERE及びERRへの参加を通じて，我が国の緊急時の際の対応策の検討に役立てることができた。	石油やガスの供給途絶等の緊急時への準備・対応策として，各国のエネルギー需給バランス，備蓄状況，緊急時対応メカニズムなどを定期的に審査する。 具体的には，IEAによる英，ノルウェー，スペインなど８か国を対象とした緊急時対応審査(ERR)等の実施を支援することを通じて我が国を含む各国のエネルギー途絶等の緊急時の際の対応に役立てる。
	中期目		IEAを通じ，緊急時への準備・対応などを進め，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献する。	

	標			
	27年度目標の達成状況		○	
	２　市場の分析，エネルギー源多様化に向けた分析・研究			年度目標
		26年度	IEA の旗艦刊行物である世界エネルギー展望(WEO)2014が発行され，世界のエネルギー需給の現状や将来の予測，エネルギー政策全般の提言などがとりまとめられた。また，特別に「エネルギー投資展望」及び「アフリカ」に関する特集号が組まれた。	
		27年度	我が国分担金等がエネルギー市場分析等のために活用されており，IEA の旗艦刊行物である世界エネルギー展望(WEO)2015 が発行され，世界のエネルギー需給の現状や将来の予測，エネルギー政策全般の提言，インドに関する特別レポートなどがとりまとめられた。また，「気候変動に関する特別レポート」に関する特集号が組まれた。 また，エネルギー市場やエネルギー源の多様化に向けた分析を含む IEA と我が国の意見交換としては，ビロル IEA 事務局長が９月及び 12 月に訪日し，９月には安倍総理大臣への表敬等を，12 月には経済産業省の総合資源エネルギー調査会において WEO 発表に伴う講演を実施したほか，経済産業大臣への表敬，武藤外務副大臣との会談等を行った。	世界のエネルギー需給の現状や将来の予測，気候変動との関連などについて，IEA による分析・研究に関する活動の実施を確保する。 具体的には，我が国及び各国のエネルギー政策の策定に資するよう，世界エネルギー展望(WEO)2015 及び特集号の発行を支援する。
	中期目標		IEA を通じ，エネルギー市場などの分析・研究を進め，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献する。	
	27年度目標の達成状況		○	
	３　非加盟国との協力			年度目標
施策の進捗状況・実績		26年度	非加盟国の内，主要パートナー国である中国，インド，インドネシア等との関係が進展した。インドネシアとは緊急時対応評価(ERA)を実施し，日本もオブザーバーとして参加した。１月には中国で初めて緊急時対応訓練(ERE)を実施した。	
		27年度	１　11 月に開催された IEA 閣僚理事会において，非加盟国のうち主要パートナー国である中国，インドネシア及びタイとアソシエーション（非加盟国との協力イニシアティブ）を始動することで一致し，成果文書として「アソシエーションの始動を表明する共同宣言」が発出された。 ２　12 月に発出された日印首脳会談成果文書において，エネルギー安全保障に関する共通利益が確認された。平成 28 年１月にビロル IEA 事務局長が訪印した際には在インド日本国大使館からインドと IEA との間の協力の強化を促した。加えて，非加盟国との協力によるエネルギー安全保障強化に関し，IEA の各種会合の機会を通じて他の IEA 非加盟国と意見交換を行った。	IEA と非加盟国との以下の協力の推進を支援する。これにより，我が国を含む IEA 加盟国と IEA 非加盟国とのエネルギーに関する協力を強化する。 １　11 月に開催される IEA 閣僚理事会への非加盟国の参加 ２　エネルギー安全保障やエネルギー・データ提出等に関する二国間協議等の実施
	中期目標		IEA を通じ，非加盟国との協力を進め，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献する。	
	27年度目標の達成状況		○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成	（判断根拠） 全ての測定指標で目標が達成されたことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の	＊１　石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応	○

	27 年度目標の達成状況(注)	＊２　市場の分析，エネルギー源多様化に向けた分析・研究	○
		＊３　非加盟国との協力	○
	施策の分析	１　石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応 IEA が平成 28 年２月に実施した首都緊急時対応訓練(ERE8)によって，石油供給途絶等の緊急時への対応に対する準備・対応につき改めて国内外関係者間で確認や検証を行うことが可能となり，大きな成果があった。 ２　市場の分析，エネルギー源多様化に向けた分析・研究 IEA は，気候変動に関する特別報告書，世界エネルギー展望（WEO）2015（インドに関する特別レポートを含む）を発行し，特に気候変動に関する特別報告書は，12 月に実施された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議に向けた気候変動関係者の議論に貢献するという具体的な成果があった。また，IEA 事務局長は２度訪日し，９月の訪日に際しては安倍総理大臣への表敬の機会も得る等，政府内の幅広い関係者が，最近のエネルギー情勢や今後の見通しなどにつき，IEA のトップから直接見解を聞くことができたことは，エネルギー情勢及び我が国のエネルギー源多様化に関する分析や研究に有益であった。 ３　非加盟国との協力 IEA による非加盟国との協力は我が国としても一貫して支持しており，平成 27 年 11 月に実施された閣僚理事会においても，アソシエーション（非加盟国との協力イニシアティブ）の始動を宣言するという大きな成果があった。また，我が国としても強く推進するインドを始めとする IEA 非加盟国との協議等を通じ，IEA 非加盟国による IEA の取組及び IEA に対する理解を深化させるとの成果があった。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】（施策の必要性に関する分析を含む） 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に，東日本大震災の影響も加わり，資源・エネルギーの安定供給がより重要な課題となる中，在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ，国際的な枠組み等を利用して，産出国と消費国が連携して行動することにより，エネルギー市場の安定化に貢献することが必要である。 かかる観点から，国際エネルギー機関（IEA）への貢献を通じ，我が国の資源・エネルギーの安定供給を確保することが重要である。 IEA を通じ，我が国として石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応，市場の分析，エネルギー源多様化に向けた分析・研究及び非加盟国との協力を強化するとの施策目標は適切であり，今後も同目標を維持し，その達成に向けた施策を実施，継続する。 【測定指標】 １　石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応 石油やガスの供給途絶等の緊急時への準備・対応策として，各国のエネルギー需給バランス，備蓄状況，緊急時対応メカニズムなどを定期的に審査することが重要であり，中期目標の達成への取組に向けた我が国を含む各国のエネルギー途絶等の緊急時の際の対応に役立てるという 27 年度目標の設定は適切であった。 IEA を通じた，石油やガスの供給途絶等の緊急時への準備・対応するための取組は，実際の石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応を実現する上で極めて有効であり，我が国も加盟国として，今後とも IEA による各種審査等の取組の効果的かつ効率的な実施を支援していく。 ２　市場の分析，エネルギー源多様化に向けた分析・研究 世界のエネルギー需給の現状や将来の予測，気候変動との関連などについて，IEA による分析・研究に関する活動の実施を確保する。IEA を通じ，エネルギー市場などの分析・研究を進め，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するという中期目標の達成に向けて，我が国及び各国のエネルギー政策の策定に資するよう，世界エネルギー展望(WEO)2015 及び特集号の発行を支援するという 27 年度目標の設定は適切であった。 今後も IEA による分析・研究を支援していくことは，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するという中期目標の達成に向けて重要であり，我が国も加盟国として，今後とも IEA による分析・研究を支援していく。 ３　非加盟国との協力	

		IEAにおける非加盟国との協力の重要性は益々高まっており，平成27年11月に実施された閣僚理事会においても，アソシエーション（非加盟国との協力イニシアティブ）を始動することで一致したことを踏まえると，非加盟国との協力を進めるという27年度目標の設定は適切であった。 IEAを通じ，非加盟国との協力を進めることは，我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するという中期目標の達成に向けて重要であり，我が国もIEA加盟国として今後ともIEAによる非加盟国との協力を支援していく。

(注)「測定指標の27年度目標の達成状況」欄には,測定指標の名称及び27年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は,該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	（外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見） 特になし

作成にあたって使用した資料その他の情報	・外務省ホームページ ー国際エネルギー機関（IEA）の概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/iea /iea.html) ーファティ・ビロル国際エネルギー機関事務局長による安倍総理大臣表敬（平成27年２月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/es/page4_000990.html) —第25回国際エネルギー機関（IEA）閣僚理事会（平成27年11月） (http://www.mofa.go.jp/ecm/es/page24_000537.html) —武藤外務副大臣とファティ・ビロル国際エネルギー機関（IEA）事務局長との会談（平成27年12月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/relaease/press3_000176.html) —日印首脳会談（平成27年12月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_001632.html) ・IEAホームページ (http://www.iea.org/) 行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成26年11月)での，我が国の国際機関への拠出金等に関し，我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ，多面的・定量的な評価を行うべきとの指摘の観点も踏まえ評価した。 (参考) 本施策には，今回取り上げた，経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金の他，国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献のため，世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金，国際連合食糧農業機関(FAO)分担金なども含まれている。 本施策全体の予算額・執行額等は，次のとおりである。

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	11,078	12,472	13,149	13,042
	補正予算(b)	8,200	0	9,017	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	19,278	12,472	22,166	
執行額(百万円，d)		19,276	12,469	22,158	

（項）国際分担金其他諸費のうち，（事項）経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費，（事項）国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

担当部局名	経済局経済安全保障課	政策評価実施時期	平成28年８月

施策Ⅶ－３　国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

平成28年度政策評価書

（外務省27－Ⅶ－３）

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 本施策評価は，地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり，「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより，我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており，対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち，主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより，施策全体の評価に代えている。今次は，国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金の評価を実施した。 なお，本施策の目標を達成するための，同分担金以外の分担金・拠出金は「平成27年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。これら分担金・拠出金は，基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ，これら施策の評価も併せて参照願いたい。
評価対象分担金・拠出金名(注)	国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金
施策目標	開発途上国における工業開発を促進し，産業協力を推進する。また，我が国重要外交課題遂行におけるパートナーシップを強化する。
施策の概要	UNIDOへの分担金の拠出を通じて，UNIDOが途上国に対して，環境と両立する形で工業開発を行うための意識啓発，政策助言，技術指導を実施することを支援する。 なお，分担金の支払いについてはUNIDO憲章第15条第１項に規定されており，加盟国はUNIDO総会の定める分担率に従い，自国に割り当てられる通常予算につき負担する義務を有する。我が国の分担金は，17.688%(2014-2015年)であり，UNIDOの最大の分担金拠出国となっている。 我が国は，本分担金の拠出，並びに，UNIDOの主要意思決定機関である工業開発理事会及び計画予算委員会の理事国，委員国を務めることにより，意思決定プロセスに重要な役割を果たしている。 また，UNIDOを通じた活動により，我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外展開にも貢献する。

施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,563	701	1,780	1,713
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,563	701	1,780	
	執行額(百万円)		1,563	701	1,780	

関連する内閣の重要政策	・第190回国会外交演説(平成28年１月22日) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダを着実に実施し，「人間の安全保障」の考え方に基づき，保健，女性，教育等の課題や防災の主流化に取り組みます。」

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものである。施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は，「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記入した。

測定指標	１　日・UNIDO間のパートナーシップ強化を通じた工業開発への貢献			年度目標
	施策の進捗状	26年度	UNIDO事務局次長の訪日等を通じたハイレベル対話，東アジア低炭素成長パートナーシップ対話等我が国が主催する会合へのUNIDO幹部の参加，第１回ドナー会合(於ウィーン)での我が国との事業連携成功事例の紹介等を通じて，我が国の重要外交課題の遂行においてUNIDOとの連携強化が図られた。	

況・実績	27年度	以下の取組等を通じて，UNIDO との連携・協力を推進した。 １　李事務局長の訪日（５月）や，西川事務局次長の訪日（５月，10 月及び 12 月）等を通じた日 UNIDO ハイレベル協議を実施した。事務局長の訪日時には，中山外務副大臣との意見交換や，尾池地球規模課題審議官との協議を行った。 ２　11 月末から 12 月初めにウィーンで開催された第 16 会期総会の際に，同総会のプログラムの一つとして第２回ドナー会合が開催され，我が国が拠出しているエジプトでの人間の安全保障事業（上エジプトにおける包摂的社会経済開発事業）がグッドプラクティス案件として紹介されることとなり，在エジプト日本大使館からの参加者がプレゼンを実施した。ドナー会合の参加者からは，本件事業の成果として実際に農家の所得が７倍も増加している点，他地域への波及効果創出のポテンシャルを秘めている点，小規模起業家がオーナーシップをもって取り組んでいる点を指摘しつつ，本件事業が当該地域の経済・社会開発に寄与していると評価する声が上がった。 ３　10月末に初の開催となる第１回日UNIDO官民協力対話を実施し，我が国民間企業や関係機関と UNIDO の間で，我が国民間セクターの技術やノウハウの活用推進に係る意見交換が行われた。また，年度を通じ，質・量ともに前年を大幅に上回る UNIDO 東京投資・技術移転促進事務所（UNIDO ITPO 東京）を通じたビジネスマッチング事業や国別のビジネスミーティングが実施された（2015 年実績：途上国の政府機関や関係機関の投資担当官招聘 20 人，ビジネスミーティング 392 件，セミナー41 件）（2014 年実績：招聘９名，ビジネスミーティング 220 件，セミナー42 件）。	UNIDO を通じた開発途上国の工業開発に貢献するため，以下の取組等により UNIDO との一層の連携・協力を推進する。 １　李事務局長の訪日等を通じた日・UNIDO ハイレベル協議の実現 ２　人間の安全保障等，我が国が重視する分野に係るイベントの共催 ３　UNIDO が実施する事業における我が国民間セクターの技術，ノウハウの活用の促進
中期目標	―	UNIDO との連携・協力を通じ，我が国のアジェンダや技術など，我が国の顔の見える方途により，開発途上国の更なる工業開発を促進し，ひいては持続可能な開発のための 2030 アジェンダの推進に貢献する。	
27 年度目標の達成状況		○	
２　技術協力の促進			年度目標
施策の進捗状況・実績	26年度	UNIDO は，「生産活動を通じた貧困削減」，「貿易能力強化」，「環境とエネルギー」の３項目を優先分野として，26 年度には 127 件の技術協力事業を実施した。	
	27年度	１　UNIDO は，「生産活動を通じた貧困削減」，「貿易能力強化」，「環境とエネルギー」を優先分野として，2015 年には総額約 174.7 百万ドルの技術協力事業を実施し，前年を上回る実績となった（2014 年は約 171.2 百万ドル）。これら技術協力事業への支援に加え，我が国は，ケニア・エチオピアなどで実施している低炭素成長事業（LCET）等を通じ，環境・気候変動分野において，我が国民間セクターの技術・ノウハウを活用する技術協力を開始した。また，27 年度補正予算では，ソマリア，スーダン，エジプト，モロッコ，イラク，ヨルダン，レバノンの７カ国において，難民・国内避難民（IDP）の自立促進支援に加え，テロ組織に感化されやすい若年層の職業訓練を通じた地域安定化支援を実施し（総額約 744 万ドル），27 年度補正事業においても職業訓練実施のため	我が国は UNIDO の政策立案や活動実施面に積極的に参画し，以下のとおりの技術協力の実施を確保する。 １　我が国の重視するアフリカ支援，及び環境・気候変動等分野における技術協力の実施 ２　26 年度の技術協力活動と同程度乃至はこれを越える規模の事業の効果的かつ効率的な実施

		の各種機材等，我が国の技術・ノウハウが活用される予定。更に，UNIDO 本部（ウィーン（オーストリア））において，27 年度補正予算事業のキックオフセレモニーが裨益国代表や事業立案に関わった日本人職員を含む UNIDO プロジェクトマネジャー等の出席を得て初めて実施された。 ２　我が国は，工業開発理事会の理事国，及び計画予算委員会の委員国を務め，第 16 会期総会に向けた UNIDO 内での政策立案に積極的に貢献するとともに，UNIDO に対し，効率的な運営を求め，2016-2017 二か年予算の編成に当たっては予算総額の抑制の観点から厳しい見直しを求めた。その結果，我が国の主張も踏まえ，脱退国分の負担金額を残る加盟国が負担しない原則を適用した上で，実質ゼロ成長（ZRG）で合意された結果，前年度比マイナス５％の合理的な予算となった。	
中期目標	―	UNIDO 技術協力活動を通じ，開発途上国における工業開発の促進に貢献する。	

27 年度目標の達成状況	○		
３　日本人職員増強(専門職以上における日本人職員の割合)	実績値		中期目標値	27 年度目標の達成状況
	26 年度	27 年度	―	
	6.5%	6.8%	―	○
年度目標値		6.5%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	(判断根拠) 全ての測定指標で目標が達成されたことから，左記のとおり判定した。
	測定指標の 27 年度目標の達成状況(注)	＊１　日・UNIDO 間のパートナーシップ強化を通じた工業開発への貢献	○
		＊２　技術協力の促進	○
		３　日本人職員増強(専門職以上における日本人職員の割合)	○
	施策の分析	１　日・UNIDO 間のパートナーシップ強化を通じた工業開発への貢献 （１）李事務局長の訪日をはじめとするハイレベルでの要人往来は，我が国と UNIDO の間の意思疎通を向上させ，UNIDO を通じた我が国の施策のより効果的な実施に役立った。 特に，事務局長の訪日に際して，日本の民間セクターとの連携強化，日本人職員増強，TICAD や人間の安全保障といった我が国の重要な開発政策との連携強化について我が国政府要人との間で意見の一致をみたことは，我が国の開発政策を促進する上で有益であった。 （２）我が国が実施した協力案件がグッドプラクティスとして紹介される等，我が国の貢献策を国際社会に示す絶好の機会を得ることができた。 （３）第１回日 UNIDO 官民協力対話をはじめ，UNIDO-ITPO 東京事務所を通じたビジネスマッチング事業や国別のビジネスセミナーは，我が国企業が海外進出する上での一助となっている。我が国の民間セクターと UNIDO との積極的な意見交換は，日 UNIDO 間のパートナーシップを強化するとともに，我が国の顔の見える支援を実施する上で有効であった。 ２　技術協力の促進 （１）UNIDO は，「生産活動を通じた貧困削減」，「貿易能力強化」，「環境とエネルギー」を優先分野として，2015 年には総額 174.7 百万ドルの技術協力事業を実施し，前年を上回る実績となった（2014 年は約 171.2 百万ドル）。また，27 年度補正予算にて年度内に開始された緊急支援（イラク，モロッコ等７カ国総額 744 万ドル）は，26 年度補正予算による緊急支援（ソマリア，リベリア，ジブチ，トルコの４カ国において実施された，難民・IDP の自立促進支援や防災能力向上支援等の緊急支援で総額 378 万ドル）と比べ，難民・IDP の自立促進支援に加え，テロ組織に感化されやすい若年層の職業訓練を通じた地域安定化支援を実施するなど，質・量ともに大幅に上回ることとなり，その実施においても，前年度，職業訓練実施のための各種機材等の調達において我が国民間セクターの技術・ノウハウが活用されたように，27 年度においても，職業訓練実施のための各種	

		機材等，我が国の技術・ノウハウが活用される予定。 　更に，UNIDO 本部において，27 年度補正予算事業のキックオフセレモニーが裨益国代表や事業立案に関わった日本人職員を含む UNIDO プロジェクトマネジャー等の出席を得て初めて実施され，日本のビジビリティが明確に確保された。 （２）我が国は，工業開発理事会及び計画予算委員会を通じて，第 16 会期総会に向けた UNIDO 内での政策立案や議論に積極的に貢献したほか，UNIDO に対し，効率的な運営を求め，2016-2017 二か年予算の編成に当たっては予算総額の抑制の観点から厳しい見直しを求めた。その結果，我が国の主張も踏まえ，脱退国分の負担金額を残る加盟国が負担しない原則を適用した上で，実質ゼロ成長（ZRG）で合意された結果，前年度比マイナス５％の合理的な予算となった。また，ケニア・エチオピアなどで実施している環境・気候変動分野での技術協力案件等を通じ，我が国民間セクターと協力し，我が国の技術・ノウハウのレベルの高さが目に見える形での具体的な支援策でも貢献している。 ３　日本人職員増強(専門職以上における日本人職員の割合) 　ハイレベルでの要人往来時における働きかけに加え，我が国の技術・ノウハウを活用していく上で，日本人職員を増強していくことの有用性を説明するなど，在ウィーン国際機関日本政府代表部からの様々なレベルでのきめ細やかな働きかけの結果，専門職以上における日本人職員の割合が 6.5%から 6.8%に増強される等目標を達成できた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】(施策の必要性に関する分析を含む) 　UNIDO は，開発途上国における工業開発を促進し，産業協力を推進することを目的として設立された国連専門機関であり，①生産活動を通じた貧困削減，②貿易能力強化，③環境とエネルギーの３項目を優先分野として，「包摂的且つ持続可能な産業開発（ISID）」を目標に掲げ，途上国に対し，工業化政策・工業計画の立案や政策助言，技術指導を実施している。 　我が国は最大の分担金拠出国として，UNIDO 設立以来一貫して，工業開発理事会の理事国，及び計画予算委員会の委員国を務めており，予算編成を含む UNIDO 内における意思決定に積極的に関与・貢献している。また，我が国の民間セクターが有する高い技術やノウハウ，特に環境・気候変動分野における知見を途上国で活用するべく，UNIDO を通じた技術協力を実施している。今後も，我が国のこうした貢献を継続することが途上国から求められており，これらの要望に対応する必要がある。これらのことから，上述の施策目標の設定は適切であり，今後も現行の施策目標を維持する。 　今後の我が国としての UNIDO を通じた国際貢献に係る長期的な方向性として，ミレニアム開発目標の後継として平成 27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された 17 の開発指標のうち，特に目標９で設定された「強靭なインフラ構築，包摂的且つ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に寄与するような UNIDO の取組を通じ，グローバルなアジェンダとも連携する形で，我が国民間セクターとも連携し，国際社会の工業化に貢献していく。 【測定指標】 １　日・UNIDO 間のパートナーシップ強化を通じた工業開発への貢献 　我が国の技術などを積極的に利用しつつ，開発途上国の更なる工業開発を促進し，「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（ポスト 2015 年開発アジェンダ）の推進に貢献するという中期目標の達成に向け，日 UNIDO 間の意思疎通を深め，パートナーシップを強化するとの 27 年度目標の設定は適切であった。 　今後も，要人往来や我が国民間セクターとの積極的な意見交換等を通じて，UNIDO とのパートナーシップ関係を強化する。 ２　技術協力の促進 　UNIDO の技術協力活動を通じて，開発途上国における工業開発の促進に貢献するという中期目標の達成に向け，我が国としても積極的に具体的な技術協力を実施していくとの 27 年度目標設定は適切であった。 　今後も，我が国が重視する政策分野において，我が国民間セクターの技術・ノウハウを活用する技術協力案件を実施していく。 ３　日本人職員増強(専門職以上における日本人職員の割合) 　UNIDO 内における我が国の発言力を維持・強化するという中期目標の達成のため，日本人職員数を増強するとの 27 年度目標設定は適切であった。 　今後も，日本人職員の増強に向け，ハイレベルでの要人往来時における働きかけに加え，日本人職員を増強することの有用性を説明するなど，在ウィーン国際機関日本政府

		代表部からのきめ細やかな働きかけを実施していく。

(注)「測定指標の26･27年度目標の達成状況」欄には，測定指標の名称及び27年度目標の達成状況を列挙した。
「＊」印は，該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見) 特になし

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
ー国際連合工業開発機関（UNIDO）分担金
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000095458.pdf)
ー李事務局長による中山外務副大臣表敬（平成27年５月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002108.html)

行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成26年11月)での我が国の国際機関への拠出金等に関し，我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ，多角的・定量的な評価を行う行政事業レビューなどを通じ，拠出の妥当性を論理的に説明すべきとの視点の観点も踏まえ評価した。

(参考)
今回取り上げた国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金の他，国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献を行うため，国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金，オゾン層保護基金拠出金，人口関係国際機関等拠出金，国連開発計画(UNDP)拠出金，世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金，国際連合児童基金(UNICEF)拠出金などを拠出している。
本施策全体の予算額・執行額等は次のとおり。

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	40,833	29,749	30,131	32,420
	補正予算(b)	81,047	98,734	115,270	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a＋b＋c)	121,880	128,483	145,401	
執行額(百万円，d)		121,880	128,472	145,064	

(項)国際分担金其他諸費のうち，(事項)経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費，(事項)国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施時期	平成28年８月

政府開発援助に係る未着手・未了案件

太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画【カザフスタン】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 29 年 3 月

１　案件概要	
（１）供与国名	カザフスタン
（２）案件名	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	首都アスタナ市内の総合大学であるナザルバエフ大学に太陽光発電システムを設置することで，学内及び周辺地区にクリーンエネルギーを供給し、もって化石燃料による温室効果ガス排出の削減に貢献するもの。 案件の内容 ・資機材調達 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 22 年 10 月 22 日 イ 供与限度額：9.32 億円
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 事業計画時（2010 年度），カザフスタン政府はエネルギー分野における化石燃料依存から脱却するため，代替エネルギーの開発・利用促進を推進していたが，この方針に変更はないこと，また，2016 年 11 月のナザルバエフ・カザフスタン大統領訪日時に発出された共同声明において，カザフスタン側が本事業の実施に関する関心を表明していることから，本事業に対する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 カザフスタンの関連国内法の改正等により，本事業に関する交換公文締結に関する先方政府内での検討等に時間を要し，遅延が発生しているが，交換公文締結に向け協議を続けている。
（２）今後の対応方針	本事業に関する社会的ニーズに変化は見られないため，事業開始に向けたカザフスタン側との調整を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・日本国とカザフスタン共和国の共同声明 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000201675.pdf） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

バンガロール上下水道整備計画（第二期第二段階）【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	バンガロール上下水道整備計画（第二期第二段階）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	バンガロール都市圏を対象に，コーヴェリ川を水源とする上水道施設及び下水道施設の整備を行うことにより，急増する水需要に対する安定的な上下水道サービスを提供し，もって同地域の衛生的な居住環境の整備及び産業の活性化に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：283.58 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，急速な産業発展に伴い，570 万人のバンガロール都市圏の人口は，2011 年には 730 万人に急増すると予想され，上水道施設の整備による安定した水供給の実現は緊急の課題となっており，それに見合う下水処理施設の整備も地域住民の衛生環境の向上のために必要であった。2011 年時点のバンガロール市国勢調査によれば同市の人口は，834 万人となっており，引き続き人口は増加傾向にあることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 下水処理場の容量や処理方式等の変更に伴う調達手続の遅れにより遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

バンガロール・メトロ建設計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	バンガロール・メトロ建設計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	バンガロール市において，総延長約 33km の大量高速輸送システムを建設することにより，増加する輸送需要への対応を図り，もって交通混雑の緩和と交通公害減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，機材調達 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：447.04 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，バンガロール市の人口増加に伴うバス及び自家用車の増加から，都市部道路の平均車両速度が 10～12km/h になっており，交通渋滞による経済損失，大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が深刻化し，既存の公共交通（バス，鉄道）の輸送能力及び道路網の大幅な拡大が困難な状況から，交通渋滞緩和及び自動車公害対策のための大規模な高速輸送システム整備が必要であった。現在においても引き続き人口は増加傾向にあることから，それに伴う大規模な高速輸送システム整備の必要性は継続していることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）。
（２）今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

スワン川総合流域保全計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	スワン川総合流域保全計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	スワン川流域において，植林，砂防，河川整備，土壌流出防止，土地改良，農業開発，所得向上活動を含む包括的な流域保全を行うことにより，森林の再生，農地の保全，農林産物の安定的な増産を図り，もって貧困層を含む地域住民の生活水準向上に寄与するもの。 案件の内容 ・植林事業 ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：34.93 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，インドの森林・樹木率は 23.7%と世界平均よりも低く，ヒマーチャル・プラデシュ州においても森林の荒廃が進んでおり，同州ウナ県のスワン川流域において，総合的な流域保全を行うことにより，森林の再生，農地の保全，農林産物の安定的な増産を図り，貧困層を含む地域住民の生活水準向上に寄与することが必要であった。現在も，スワン川流域の総合的な保全を通じた地域住民の生活水準向上の必要性は引き続き継続していることから，本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）。
（２）今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

オリッサ州森林セクター開発計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	オリッサ州森林セクター開発計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	インド東部オリッサ州において，住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うことにより，森林の再生及び地域住民の所得向上を図り，もって地域の環境改善及び貧困削減に寄与するもの。 案件の内容 ・植林事業 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：139.37 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，オリッサ州の森林面積のうち 42%は，樹冠率が 40%以下の疎林であり，住民参加型の植林及び生計改善活動等を行い，森林の再生及び地域住民の所得向上を図り，地域の環境改善及び貧困削減に寄与することが必要であった。本事業対象地において約 20 万 ha の植林を実施しているものの，依然として現在もオリッサ州の森林面積のうち約 43%は疎林であり（2015 年），住民参加型の植林等を通じて森林を再生し，地域環境改善及び貧困削減を図る必要性は変わっていないことから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　特段の遅延等は生じていない（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）。
（２）今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

フセイン・サガール湖流域改善計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	フセイン・サガール湖流域改善計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日，供与条件などを含む	フセイン・サガール湖及び周辺地域において，下水道施設の整備，同湖の底泥浚渫等を行うことにより，安定的な中水及び下水道サービスの普及とともに，同湖の水質改善を図り，もって周辺地域住民の衛生環境の改善に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，機材調達 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：77.29 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，人口約 600 万人のハイデラバード市の発展に伴いフセイン・サガール湖に流入する生活・産業排水が急増する一方で，約 160 万人が住む上流地域の下水処理施設が整備されていないため，同湖に未処理下水が流れ込み，同湖周辺地域及び上流地域の住民への衛生上の影響が懸念されていた。引き続き周辺地域の人口は増加傾向にあるものの下水処理施設は未整備であり，下水道施設の整備等を通じた周辺地域住民の衛生環境の改善が必要であることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）。
（２）今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

コルカタ廃棄物管理改善計画【インド】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インド
（２）案件名	コルカタ廃棄物管理改善計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	インド東部西ベンガル州コルカタ都市圏の 6 市において，衛生的な最終処分場建設を含む持続可能な広域廃棄物処理システムを整備することにより，同地域で発生する廃棄物の適切な処理の促進を図り，もって同地域住民の生活・衛生環境の改善と環境保全に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：35.84 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 　本事業計画当初，コルカタ都市圏では，急激な廃棄物排出量の増加に対して適切な処理がされておらず，悪臭や不衛生な状況により地域住民の居住環境が脅かされていたため，衛生的な廃棄物処理施設の整備を行い，従来の直接埋立処分に比べて分別収集の導入やコンポスト生産により 3R（reduce, reuse, recycle）を高める必要があった。都市圏の発展に伴い現在も事業対象 6 市において処理場で処理が行われている量は全体の 20%以下にとどまり，引き続き地域で発生する廃棄物を適切に処理する必要があることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 　事業対象地域の用地取得の遅れに加え、施工業者に関する選定手続きの遅れにより遅延が発生したが、現在事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決したことから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第二期）【インドネシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第二期）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	タンジュンプリオク港からジャカルタ湾岸道路及び南北リンク部分を建設するとともに，交通管制システムを導入することにより，ジャカルタ近郊からタンジュンプリオク港へのアクセス改善を通じて交通渋滞の緩和等を図り，もってジャワ島の投資環境改善に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，機材調達 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：266.2 億円 ウ 金利：0.4% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：日本タイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初,タンジュンプリオク港近辺では約 47～97 千 PCU/日（注）の断面交通量があり，2015 年には約 81～157 千 PCU/日に，2025 年には約 113～210 千 PCU/日に増加することが見込まれ，交通渋滞の緩和が必要であった。現在，タンジュンプリオク港付近の渋滞状況は本事業計画当初よりも深刻化しており，本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 （注）PCU/日：１日あたりの乗用車換算台数 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンサルタントの調達手続や一部構造物の設計変更，用地買収の遅れにより，遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

アサハン第三水力発電所建設計画【インドネシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	アサハン第三水力発電所建設計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	北スマトラ州において，水力発電所及び関連送電線等を建設することにより，北スマトラ系統の電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り，もって投資環境の改善等を通じた地域経済発展に寄与，また，再生可能エネルギーの利用により，地球環境負荷の軽減に寄与するものである。 案件の内容 ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：276.42 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，本事業の位置する北スマトラ系統のピーク需要は 1,034MW（2003 年実績），2013 年までに年平均約 6.5%で伸び，1,944MW に達する見込みであり，既存設備の老朽化による運転停止及び新規電源開発を考慮すると，当初の運転開始予定直前である 2012 年の電力供給予備率は 20%まで低下が見込まれていたことから，新たな電源開発が急務であった。2015 年においても本事業が位置するスマトラの需要は年率 10%を超える伸びをインドネシア政府は見込んでいることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 用地取得遅延による工事遅延が発生しているが、用地取得の見通しを確認している。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく，当初予定どおりの効果が見込まれることから，当面支援継続を前提としつつ，事業の進捗を大きく妨げている問題が未解決のため，事業進捗を慎重にフォローしていく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

カモジャン地熱発電所拡張計画（Ｅ／Ｓ）【インドネシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	カモジャン地熱発電所拡張計画（Ｅ／Ｓ）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	西ジャワ州において，蒸気の開発及び地熱発電所を増設することにより，ジャワ・バリ系統での電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り，もって投資環境の改善等を通じた経済発展に寄与，また，再生可能エネルギーの利用により地球環境負荷の軽減に寄与するものである。 案件の内容 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：9.95 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，ジャワ・バリ系統の発電設備容量は 18,658MW であったのに対し，ピーク時の電力需要は 14,053MW であり，電力需要は年率 5.6%の伸びが見込まれていた。2015 年時点では，同系統のピーク時の電力需要は 27,061MW に達し，今後も電力需要は，年率 7.8%の伸びを見込んでいることから，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 地熱開発を実施するにあたり必要となる森林使用の許認可取得に大幅な遅延が生じ，許認可取得目途が立たないことから，支援中止に向け先方政府と協議を行っている。
（２）今後の対応方針	支援中止に向けた協議を引き続き行う。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

スマラン総合水資源・洪水対策計画【インドネシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	スマラン総合水資源・洪水対策計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	スマラン市において，放水路・河川改修，排水整備，多目的ダムの建設を行うことにより，同地域の洪水被害の軽減及び安定的な水供給を図り，もって投資環境の改善，地域経済発展に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：163.02 億円 ウ 金利：1.5% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，スマラン市では，1973 年以降 30 年間で大規模な外水氾濫が 4 回発生，市街部においては内水氾濫が毎年発生していることに加え，同市の上水供給量は 2004 年時点で約 2.3m³/s であるのに対し，2020 年には水需要は 6.2m³/s まで増加すると見込まれ，地下水の過剰揚水による地盤沈下についても，同市全体で年平均 3cm 進行しており，水資源開発による水供給及び洪水防御対策が必要であった。現在も引き続き洪水や地盤沈下が発生しているため，本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 事業対象地域の用地取得の遅れにより，土木工事完工が遅れたため，遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決し，貸付け最終段階にあることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

ゴール港開発計画（第一期）【スリランカ】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	スリランカ
（２）案件名	ゴール港開発計画（第一期）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	スリランカ国南部地域のゴール港において，多目的ターミナル，防波堤等の港湾整備を行うことにより，取扱貨物量の増加への対応を図り，もって経済社会発展の遅れている南部地域の発展に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，資機材調達 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 24 日 イ 供与限度額：144.95 億円 ウ 金利：0.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：日本タイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，インドを中心とした南アジア圏の急激な経済成長を背景として，スリランカ国内の国際港であるコロンボ港において当時の貨物取扱可能量を大幅に超過する貨物需要が見込まれ，同港が担っていた地方向け貨物の取扱の代替及び同国南部地域の輸出入を扱う地方港の整備が急務であった。現在コロンボ港の貨物取扱可能量の増強等により，地方向け貨物の取扱を代替する緊急性は小さくなっている一方で，南部地域の貨物取扱港としての社会的ニーズは引き続き高い。また，先方政府は開発方針を見直し，同港を観光港としての機能も持つ多目的港として開発する方針を表明するなど，同港を開発する社会的ニーズは引き続き存在する。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 先方政府による当該港湾に係る開発方針の見直しにより，遅延が発生しており，事業期間の延長を余儀なくされている。
（２）今後の対応方針	本件に関する地方代替港としての緊急性は小さくなっているものの，地域の貨物取扱港及び観光港としての社会的ニーズが高いことから，本港の役割を整理した上で今後の支援を検討していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

高等教育支援計画（ＩＴセクター）【ベトナム】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	ベトナム
（２）案件名	高等教育支援計画（ＩＴセクター）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	ベトナムのＩＴ分野の先端大学において，モデル教育プログラムを実施し，資機材整備，教員雇用，教員候補の留学を支援すること等により，ＩＴ分野の教育水準向上及び人材育成を図り，もってＩＴ技術の進展を通じた産業競争力の強化に寄与するもの。 案件の内容 ・資機材調達 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：54.22 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，ベトナムの高等教育の就学率は 15%と周辺諸国に比べても低い水準に留まっていた（2006 年時点）。同国の教育開発戦略計画（2001 年～2010 年）においては，高等教育セクターに関して，科学技術の進歩に対応し実社会の要請に応える研究開発の実施と質の高い人材育成を目標としており，同計画の達成の観点からも，資機材整備，教員雇用，教員候補の留学を支援すること等により，ＩＴ分野の教育水準向上及び人材育成が必要であった。現在もベトナムにおけるＩＴ分野の人材に対する需要は高まっており，引き続きＩＴ分野の教育水準向上及び人材育成が必要なため，本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 実施機関による資機材の変更に伴う調達手続の遅れにより，遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

紅河橋建設計画（第四期）【ベトナム】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	ベトナム
（２）案件名	紅河橋建設計画（第四期）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	ベトナム首都ハノイ市を横断する紅河に架かる橋梁及びアプローチ道路等を建設することにより，増加する交通需要への対応を図り，もって同地域の経済発展に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：137.11 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，ベトナムの貨物・旅客輸送量はベトナムの経済成長を反映し，特に幹線道路において急激な増加を続けており，またその後も増加が見込まれた。その一方で，ハノイ市を 2 分する紅河には 2 橋のみしかなく，更に外環道路がないことから，交通が市の中心部に集中し，市内の交通事情を悪化させていたため，増加する交通需要への対応が必要であった。増加する交通需要への対応は引き続き必要であるため，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 紅河橋開通後，本橋とアプローチ道路との調整のため追加工事が必要となったため，遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

高等教育借款基金計画（Ⅲ）【マレーシア】

施策所管局課　国別開発協力第一課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	マレーシア
（２）案件名	高等教育借款基金計画（Ⅲ）
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	ツイニングプログラムによる現地教育及び学部留学（現地３年間及び日本２年間（学部３年次への編入））と大学院留学を実施することにより，技術開発・研究等の高い技術を備えたエンジニアの育成を図り，同国の経済発展の基礎となる産業競争力を強化し，もって二国間友好関係の促進に寄与するもの。 案件の内容 ・奨学金供与 ・資機材調達 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：76.44 億円 ウ 金利：1.2% エ 償還（据置）期間：25（7)年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初のマレーシアでは，従来の労働集約型の組立・加工産業から，研究・設計・開発分野を強化した付加価値の高い産業へのシフトが図られていた。一方，エンジニアの人材不足が問題となっており，付加価値を高め競争力を強化するためには，これを担う人材，特に科学技術系人材の育成が急務の課題となっていた。 2015 年に公表された第 11 次マレーシア計画において、産業の高付加価値化に向けた科学技術系人材育成が主要課題に挙げられ、右課題は依然として同国における重要な課題であり，現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 特段の遅延等は生じていない（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）。
（２）今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，貸付け最終段階であることより，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

サンホセ首都圏環境改善計画【コスタリカ】

施策所管局課　国別開発協力第二課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	コスタリカ
（２）案件名	サンホセ首都圏環境改善計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	サンホセ首都圏において，下水処理場の新設及び下水管網の整備を行うことにより，水質の悪化が著しい都市河川・水路の水質改善を図り，もって首都圏住民の生活・衛生環境の改善に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，資機材調達 ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 18 年 3 月 31 日 イ 供与限度額：150.01 億円 ウ 金利：1.2% エ 償還（据置）期間：25（7）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，コスタリカにおける下水道接続率は全国平均で 21%，下水処理率は 4%に留まっており，下水道施設の整備が遅れていた。特に人口が集中するサンホセ首都圏では，下水道接続率は 47%に留まっているほか，下水管網の多くは老朽化により随所で破損しており，汚水が市街地を流れる河川や水路に放流され，深刻な環境汚染・健康被害をもたらし，水質の悪化が著しい都市河川・水路の水質改善が必要であった。現在，コスタリカ上下水道庁は 2015 年までに１次処理による BOD150mg/l 未満，SS125mg/l 未満の達成を目指すアクション・プランを策定しており，本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 下水幹線・管網に係る工事の対象地域の地役権取得等に時間を要したことによる遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画【チュニジア】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	チュニジア
（２）案件名	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	科学・産業技術集積拠点を建設することにより，産官学連携を通じた人材育成，研究開発能力向上，高度技術産業育成を図り，もって同国の産業競争力の強化や雇用促進を通じた経済発展に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事，資機材調達 ・留学プログラム ・コンサルティングサービス ア 閣議決定日：平成 17 年 6 月 21 日 イ 供与限度額：82.09 億円 ウ 金利：1.5%（留学プログラムについては，0.75%） エ 償還（据置）期間：25（7）年（留学プログラムについては，40（10）年） オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初,高い失業率(約 14%(2003 年)→約 15%(2013 年))の改善や，25 歳以下の若年層の雇用確保が重要課題であり，産官学連携を通じた人材育成，研究開発能力向上，高度技術産業育成が必要であった。現在においても，本件分野での人材育成を通じた若年層の雇用確保ならびに産官学連携による産業競争力強化等は同国経済発展に益々重要になっており、本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 資機材及びコンサルタント調達にかかる手続きが，大幅に遅れたことにより，遅延が発生したが，現在，事業は順調に進められている。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず，事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており，事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから，引き続き支援を継続していく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

下水道整備計画【モロッコ】

施策所管局課　国別開発協力第三課
評価年月日　平成 28 年 4 月

１　案件概要	
（１）供与国名	モロッコ
（２）案件名	下水道整備計画
（３）目的・事業内容 ＊閣議決定日,供与条件などを含む	ラバト近郊の３都市において下水道関連施設を整備することにより，対象地域における下水道の普及を図り，もって対象地域の環境，衛生状態の改善に寄与するもの。 案件の内容 ・土木工事 ア 閣議決定日：平成 17 年 11 月 29 日 イ 供与限度額：42.03 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド
２　事業の評価	
（１）経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初，2002 年のモロッコにおける下水接続率は 70%程度であったが，その内処理されているのは 5%とも報告されており，汚水処理施設の整備が急務となっており，本事業の対象地域である，ケミセット市，シディ・カセム市及びティフレット市では，下水管が老朽化しており，下水処理場もなかったため，汚水が未処理のまま放流され，下流域の水質の汚染，住民の生活環境の悪化，健康被害等が懸念される状況であり，下水道の整備が必要であった。現在も引き続き下水道の整備が必要な状況であり，本事業に関する社会的ニーズは大きく変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 用地取得の遅延が発生しており，現在，用地取得の見通しを確認している。
（２）今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは大きく変わらず，事業完成後の効果も見込まれているが，事業の進捗を大きく妨げている問題が未解決のため，事業進捗を慎重にフォローしていく。
３　政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html） ・国際協力機構の案件検索 （http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php） ・国際協力機構の事業事前評価表 （http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html） ・そのほか国際協力機構から提出された資料

［事前評価］（参考）

事前評価は，次のホームページに掲載されている。
・無償資金協力及び有償資金協力：
　http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/shiryo/index_hyouka05.html

27年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1　無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき，E/N供与限度額10億円以上の一般プロジェクト無償等について，事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日（日本時間）
モザンビーク共和国	ナカラ回廊送変電網強化計画	平成27年４月２日
モンゴル国	日本モンゴル教育病院建設計画	平成27年５月12日
パラオ共和国	上水道改善計画	平成27年５月20日
バングラデシュ人民共和国	廃棄物管理機材整備計画	平成27年５月20日
ソロモン諸島	ククム幹線道路改善計画	平成27年５月26日
カンボジア王国	カンポット上水道拡張計画	平成27年６月２日
トンガ王国	国内輸送船用埠頭改善計画	平成27年６月10日
モロッコ王国	貝類養殖技術研究センター建設計画	平成27年６月16日
パキスタン・イスラム共和国	ラホール給水設備エネルギー効率化計画	平成27年６月18日
パキスタン・イスラム共和国	ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画	平成27年６月18日
ニカラグア共和国	マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画	平成27年６月18日
サモア独立国	アピア港安全向上計画	平成27年６月22日
バングラデシュ人民共和国	ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画	平成27年６月24日
コートジボワール共和国	日本・コートジボワール友好交差点改善計画	平成27年６月25日
トーゴ共和国	カラ橋及びクモング橋建設計画	平成27年７月３日
ベトナム社会主義共和国	ホイアン市日本橋地域水質改善計画	平成27年７月４日
ベトナム社会主義共和国	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画	平成27年７月４日
パキスタン・イスラム共和国	カラチ気象観測用レーダー設置計画	平成27年７月８日
セネガル共和国	カオラック州，ティエス州及びファティック州中学校建設計画	平成27年７月10日
ブルキナファソ	中学校校舎建設計画	平成27年８月25日
ケニア共和国	ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画	平成27年２月25日
ハイチ共和国	クロワ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画	平成27年９月２日
ミャンマー連邦共和国	カチン州及びチン州道路建設機材整備計画	平成27年９月16日
ミャンマー連邦共和国	第二次中央乾燥地村落給水計画	平成27年９月16日
スーダン共和国	ハルツーム州郊外保健サービス改善計画	平成27年９月16日
モザンビーク共和国	ナカラ市医療従事者養成学校建設計画	平成27年10月12日
キルギス共和国	マナス国際空港機材整備計画	平成27年10月26日
マラウイ共和国	カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画	平成27年11月４日
ジンバブエ共和国	ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画	平成27年11月９日
ミャンマー連邦共和国	洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画	平成27年11月13日
コンゴ民主共和国	カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画	平成27年11月21日
東ティモール民主共和国	コモロ川上流新橋建設計画	平成27年11月30日
ガーナ共和国	アクラ中心部電力供給強化計画	平成27年12月８日
エジプト・アラブ共和国	カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画	平成27年12月14日
アフガニスタン・イスラム共和国	灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画（FAO連携）	平成27年12月19日
ネパール連邦民主共和国	ネパール地震復旧・復興計画	平成27年12月21日

アンゴラ共和国	ナミベ港改修計画	平成 28 年１月 15 日
ナイジェリア連邦共和国	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	平成 28 年２月 11 日
アフガニスタン・イスラム共和国	小児感染症予防計画（UNICEF 連携）	平成 28 年２月 17 日
ミャンマー連邦共和国	洪水被災学校再建計画	平成 28 年２月 17 日
タジキスタン共和国	ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画	平成 28 年３月３日
ルワンダ共和国	第二次変電及び配電網整備計画	平成 28 年３月８日
ベナン共和国	グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画	平成 28 年３月８日
ニカラグア共和国	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画	平成 28 年３月 10 日
東ティモール民主共和国	東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画	平成 28 年３月 15 日
カンボジア王国	第七次地雷除去活動機材整備計画	平成 28 年３月 21 日
カンボジア王国	チュルイ・チョンバー橋改修計画	平成 28 年３月 21 日
セーシェル共和国	第二次マヘ島零細漁業施設整備計画	平成 28 年３月 22 日
ジブチ共和国	道路管理機材整備計画	平成 28 年３月 28 日

２　有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき，E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて，事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日（日本時間）
モンゴル国	新ウランバートル国際空港建設計画（第二期）	平成 27 年４月 16 日
モザンビーク共和国	ナカラ港開発計画（Ⅱ）	平成 27 年５月 14 日
インド	オディシャ州送電網整備計画	平成 27 年５月 15 日
トルコ共和国	地方自治体インフラ改善計画	平成 27 年５月 15 日
イラク共和国	電力セクター復興計画（フェーズ２）	平成 27 年５月 25 日
イラク共和国	クルド地域下水処理施設建設計画（第一期）	平成 27 年５月 25 日
ウクライナ	ボルトニッチ下水処理場改修計画	平成 27 年６月６日
タイ王国	バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第二期）	平成 27 年６月 12 日
スリランカ民主社会主義共和国	全国送配電網整備・効率化計画	平成 27 年６月 19 日
アンゴラ共和国	電力セクター改革支援プログラム	平成 27 年７月 31 日
フィリピン共和国	ダバオ市バイパス建設計画（南・中央区間）	平成 27 年８月 25 日
ウガンダ共和国	カンパラ立体交差建設・道路改良計画	平成 27 年９月 10 日
パプアニューギニア独立国	ナザブ空港整備計画	平成 27 年９月 11 日
ベトナム社会主義共和国	チョーライ日越友好病院整備計画	平成 27 年９月 15 日
スリランカ民主社会主義共和国	バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ２）（第二期）	平成 27 年 10 月６日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン環状鉄道改修計画	平成 27 年 10 月 16 日
ミャンマー連邦共和国	全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅡ	平成 27 年 10 月 16 日
ミャンマー連邦共和国	東西経済回廊整備計画	平成 27 年 10 月 16 日
フィリピン共和国	南北通勤鉄道計画（マロロスーツツバン）	平成 27 年 11 月 19 日
インドネシア共和国	ジャカルタ都市高速鉄道計画（第二期）	平成 27 年 11 月 27 日
インドネシア共和国	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第二期）	平成 27 年 11 月 27 日
インド	アーメダバード・メトロ計画（第一期）	平成 27 年 11 月 27 日

インド	チェンナイ地下鉄建設計画（第四期）	平成 27 年 11 月 27 日
バングラデシュ人民共和国	外国直接投資促進計画	平成 27 年 12 月 13 日
バングラデシュ人民共和国	ダッカーチッタゴン基幹送電線強化計画	平成 27 年 12 月 13 日
バングラデシュ人民共和国	西部バングラデシュ橋梁改良計画	平成 27 年 12 月 13 日
バングラデシュ人民共和国	母子保健及び保健システム改善計画	平成 27 年 12 月 13 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第三期）	平成 28 年１月 15 日
ベトナム社会主義共和国	ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第三期）	平成 28 年１月 15 日
ベトナム社会主義共和国	ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第三期）	平成 28 年１月 15 日
エジプト・アラブ共和国	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画	平成 28 年２月 29 日
エジプト・アラブ共和国	配電システム高度化計画	平成 28 年２月 29 日
ケニア共和国	オルカリアＶ地熱発電開発計画	平成 28 年３月９日
インド	官民連携インフラ・ファイナンス促進計画	平成 28 年３月 11 日
カンボジア王国	国道五号線改修計画（プレッククダムースレアマアム間）（第二期）	平成 28 年３月 21 日
ベトナム社会主義共和国	タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第四期）	平成 28 年３月 31 日
インド	北東州道路網連結性改善計画（フェーズ１）（第一期）	平成 28 年３月 31 日
インド	マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画	平成 28 年３月 31 日
インド	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ１）（第三期）	平成 28 年３月 31 日
インド	オディシャ州総合衛生改善計画（第二期）	平成 28 年３月 31 日
インド	タミル・ナド州都市保健強化計画	平成 28 年３月 31 日